

89-322



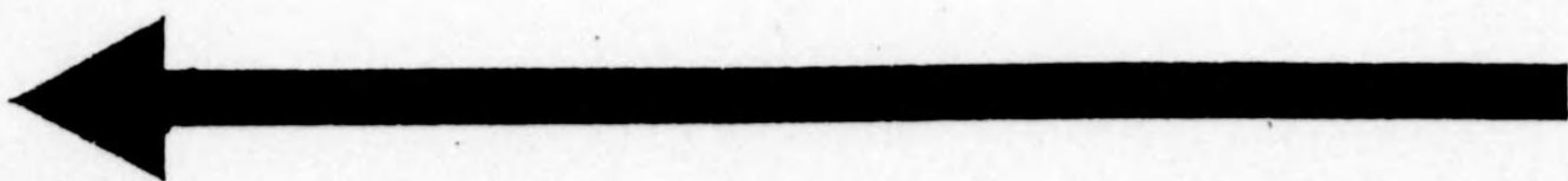
1200600308115

89

322



始



日本鑛山協會資料第九輯

鑛山ニ於ケル保安ニ關スル規程及心得書

(石炭山之部)

社團
法人 日本鑛山協會



鑛山ニ於ケル保安ニ關スル規程及心得書

(石炭山之部)

發行所寄贈本



89-322

鑛山ニ於ケル保安ニ關スル規程及心得書 (石炭山之部)

目次

緒言.....	(一)	七 機械取扱及運轉心得竝ニ運搬心得.....	(二四)
各炭鑛保安規定及心得書.....	(一)	八 捲揚機取扱心得.....	(三三)
一 従業員一般心得入坑心得其他.....	(一)	九 扇風機取扱心得.....	(七一)
二 坑内保安係員心得.....	(一〇)	十 電気ニ關スル心得.....	(七四)
三 爆薬類取扱心得.....	(一五)		
四 安全燈及携帶用安全電燈取扱心得.....	(一八)		
五 通氣心得及瓦斯、炭塵ニ關スル心得.....	(二七)		
六 變災ニ關スル心得及火災豫防心得.....	(三三)		

鑛山ニ於ケル保安ニ關スル規程及心得書

石炭山之部

發行所 岩倉製本



鑛山ニ於ケル保安ニ關スル規程及心得書 (石炭山之部)

緒言

從來各炭礦ニ於テハ夫々災害防止及作業指導ノタメ從業員ノ遵守スベキ注意事項ヲ定メアルガ相互參考ニ資セム爲メ今回日本鑛山協會ニ於テ各鑛山ニ委囑シテ之ヲ輯録セリ。

本書ニ收ムル所ハ内容略同一ノモノニ在リテハナルベク其ノ一ヲ掲ゲ他ヲ省略スルコト、セルモ各種事項ヲ網羅セル一般心得書ニ記載セルモノニ付テハ事項別ニ分轄セズ其儘編輯セルタメ時ニ他鑛山ニ於ケルモノト重複シタルモノアリ。

各種規程及心得書ニ付テハ將來更ニ各炭礦當事者諸氏ノ協力ニ俟テ適當ナル加除改纂ヲ經テ是レガ完成ヲ圖リ以テ災害防止ノ一助ニ資センコトヲ期ス。

各炭礦保安規程及心得書

一、從業員一般心得、入坑心得其他

北海道炭礦汽船株式會社各炭礦(夕張、新夕張、空室、萬字、横内) 興谷地、登川、熊澤別、萬字美濃瀨)

鑛夫入坑心得

- 一、酒ニ酔ヒタルモノハ入坑シテハナラヌ。
- 二、坑内デハ一切煙草ヲ喫ンデハナラヌ。
- 三、煙草、「マツチ」、煙管、會社定メタ以外ノ携帯電燈又ハ燈具、其他ノ發火具ヲ以テ入坑シテハナラヌ。

四、坑口デ身體検査ヲ行フトキハ順序ニ受ケナサイ、其ノ前ニ「マツチ」ヤ、煙草等ヲ持ツテ居ルコトニ氣ガ付イタラ豫メ係員ニ預ケナサイ。

五、人道ノアル所ハ必ズ人道ヲ通りナサイ、若シ掘捲斜坑ヤ電車路等ヲ通ル時ハ炭車、「ロープ」、電線等ニ氣ヲ付ケナサイ。

六、「ケージ」ヤ人車ノ乗降ニハ靜肅ニシテ、ヨク規則ヲ守リナサイ。

七、坑内デ古板ヤ古坑木ヲ踏ムト釘ヲ踏ミ込ムコトガアルカラ氣ヲ付ケナサイ。

八、坑内デ戸ヤ暖簾ノ處ヲ通ツタ後ハ必ズ元ノ通りニシテ置カネバナラヌ。

九、坑内柵ヲシテアル所又ハ通行禁止ノ警標アル所ニハ決シテ立ち入ツテハナラヌ。

一〇、坑内デ不慣ノ所ヤ舊坑ナドニ勝手ニ行ツテハナラヌ。

一一、安全燈ヲ携帶電燈ハ叮嚀ニ取扱ヒ規則ヲ良ク心得テ居ナサイ。

一二、安全燈ノ焰方獨リデニ大キクナツタラ瓦斯氣ガアルノダカラ其ノ場ヲ立チ退キ係員ニ知ラセナサイ。

一三、安全燈ノ焰方獨リデニ消エツウニナツタ時ハ炭酸瓦斯ガアルノダカラ急イデ其ノ場ヲ立退キ係員ニ知ラセナサイ。

一四、安全燈ガ破損スルカ若シクハ不完全ナ點ヲ見付ケタトキハ直グニ消火シ係員ニ話シテ取換ヘテ貰ヒナサイ。

一五、仕事ニカ、ル前ニハ天井、壁、留、足場等ヲ良ク調べナサイ。

一六、石灰ノ撒布シテアル所ハ探掘ヲ止メテアルノダカラ掘ツテハナラヌ。

一七、乾イタ炭塵ハ瓦斯同様ニ爆發ヲ起スモノデアルカラ水ヲ撒キ掃除ヲシナサイ。

一八、撒水ヤ岩粉其他通氣ノ設備ニ妨害ヲシテハナラヌ。

一九、發破ノ込物ハ備ヘ付ノ粘土又ハ岩粉ノ外用ヒテハナラヌ、込棒ハ必ズ木製ノ外使ツテハナラヌ。

二〇、發破ノ合圖ガアツタトキハ速ニ安全ノ場所ニ避ケ、見張番ヲスル人ハ決シテ其ノ場ヲ離レテハナラヌ。

二一、發破後再ビ仕事ニカ、ル時ハ天井、壁、留、足場、等ガ緩ンデ危險デナイカラ調べナサイ。

二二、發破不發ノ場合ハ少クトモ十五分間立タナイ内ハ其ノ場ニ近ツイテハナラヌ。

二三、發破不發ノ場合ハ之ヲ掘リ出シテハナラヌ必ズ係員ノ指圖ヲ受ケナサイ。

二四、係ノモノ、外決シテ炭車ニ乗ツテハナラヌ。

二五、係ノモノ、外凡テノ機械類、鐵管、電線「ケーブル」又ハ合圖線等ニ觸レテハナラヌ。

二六、坑内デハ常ニ風ノ方向ヤ強サニ氣ヲ付ケ若シ變ツタ時ニハ直チニ捲立迄出ナサイ。

二七、入坑中ハ小便ヲ我慢シテ居ツテハイケナイ。

二八、坑内デ休息ノ時ハ天井、壁等ノ安全ナ場所ヲ選ビナサイ、其儘横ニナツタリ睡眠ツテハナラヌ。

二九、安全燈、火藥其他借リタ道具ハ夫々返サネバナラヌ、決シテ其儘家ニ持チ歸ツテハナラヌ。

三〇、總テ坑内デ稼グ人ハ安全燈及携帶電燈使用者心得

支 柱 規 定

火藥類使用者心得

坑内警戒標

等ノ諸規則及係員ノ指圖ヲヨク守リナサイ。

三 鑛夫入坑心得

第一 入坑及出坑

一、入坑スルモノハ必ズ事務所ノ許可ヲ受ケネバナラヌ。

二、酒ニ酔ヒタルモノハ入坑ヲ許サヌ。

三、入坑時刻ニ遅レタリ無斷デ休ンダリシテハナラヌ。

四、煙草、煙管、「マツチ」、携帶電燈、其他ノ發火具ハ爆發ノ因トナル故決シテ是等ヲ持ツテ入坑シテハナラヌ。

五、勞務係員ハ坑口ニテ入坑者ノ身體檢査ヲ行フ故其時ハオトナシク檢査ヲ受ケネバナラヌ。

六、坑内デハ不慣ノ處ヘ獨リデ行ツテハナラヌ。

七、人道アル所ハ勝手ニ捲卸ヲ通ツテハナラヌ人道ナクシテ捲卸ヲ通ラネバナラヌ時ハ炭車ノ昇降ニ氣ヲ付ケナサイ。

八、坑道ノ全幅ニ柵ヲシテアル所又ハ通行遮斷ノ警標アル所ヘハ決シテ立ち入ツテハナラヌ。

九、係員ノ外炭車ニ乗ツアハナラヌ。

十、坑道デ古板ヤ古杭木ヲ踏ムト釘ヲ踏ミ込ム事ガアルカラ氣ヲ付ケネバナラヌ。

十一、通行中ハ始終足元ヤ天井及兩壁等ニ氣ヲ付ケナサイ。

(ト) 安全燈ヲ風種、分量門ナドノ様ナ風ノ強イ所ニ掛ケテハナラヌ

(チ) 安全燈ノ網ノ目ニハ何物ヲモ貫ス事ハナラヌ

(リ) 安全燈ノ硝子ニハ水ノカ、ラヌ様ニ注意シナサイ

(ヌ) 安全燈ノ火ガ獨リデ大キクナツタリ又ハ硝子ノ中ニ青イ火が見エル様ナ時ハ其處ニ瓦斯氣ガ在ルノダカラ直ニ安全燈ノ火ヲ靜カニ細クシテ風上ニ立退キ係員ニ知ラセネバナラヌ

(ル) 安全燈ノ火ガ獨リデ小サクナツタリ又ハ消エタリスル所ハ炭酸瓦斯ガアルノダカラ急イデ立退キ係員ニ知ラセナサイ

(ワ) 燈火ガ消エタ時ハ必ズ空氣ノ良イトコニ行ツテ點火セネバナラヌ

(ヰ) 安全燈ガ破損スルカ若クハ不完全ナ點ヲ見付ケタ時ハ直ニ消火シ安全燈室ニ行キ完全ナモノト引換ヘネバナラヌ

(カ) 安全燈ハ他人ノ物ト取換ヘ又ハ置去リニシテハナラヌ

第三 仕 場

一、坑内作業ハ凡テ係員ノ許可ヲ受ケネバナラヌ。

二、勝手ニ自分ノ仕事場デナイ所デ仕事ヲシテハナラヌ。

三、自分ノ仕事場ニ通行止又ハ探掘止ノ標示ガアツタラ係員ニ申出テ指圖ヲ受ケテ他ノ作業場ニ行キナサイ。

四、仕事ニカ、ル前ニハ天井、壁、柱、打柱等ニ危ナイ所ハナイカ能ク調べテ見テ若シアツタラ直ニ係員ニ知ラセナサイ。

五、石灰ノ撒ツテアル所ハ探掘ヲ止メテアルノダカラ掘ツテハナラヌ。

六、鶴嘴ノ刃先ノ鈍イモノハ炭切レ惡シク且炭塵ヲ作ルコト多キ故初メカラ能ク檢査シテ良キモノヲ持ツテ入坑セネバナラヌ又腐滅破損スルコトアル故何本モ持ツテ入坑シナサイ。

七、切羽ノ方向ヤ幅ハ係員ノ指圖通りニセネバナラヌ。

八、事業中ハ絶エズ天井、壁、松岩等ガ緩ミハセメカト注意シテ柱ノ必要アル時ハ猶豫ナク打タネバナラヌ、又松岩、硬、木片等ハ散サヌ様叮嚀ニ跡片付セネバナラヌ。

九、切羽ガ古途ニ貫通シタルトキハ其中ニ入ツテハナラヌソシテ直グ係員ニ知ラセナサイ。

十、係員ノ許可ナクシテ自分ノ仕事場以外ノ所ヲ掘ツタリ塞イダリシテハナラヌ。

(ホ) 安全燈ハ強ク打チ振ツタリ又ハ傾ケタリシテハナラヌ

(ヘ) 鑛夫ハ安全燈デ瓦斯ノ檢査ヲヤツテハナラヌ

其他不完全ト認メタルモノ

二、安全燈使用中ハ左ノ事柄ヲ守ラメト爆發ヲ起ス虞ガアルカラ能クノ注意シナサイ、若シモ他人ガ是ヲ守ラメトキハ直グニ役員ニ届出ヅル様ニシナサイ。

(イ) 決シテ自分デ安全燈ヲ開ク事ハナラヌ、又開ケル道具ヲ持ツテハナラヌ

(ロ) 安全燈ノ火ハ硝子ノ高サノ半分以上ニ上ゲテハナラヌ

(ハ) 瓦斯ハ高イ所ニ溜ルモノ故安全燈ハ高イ所ニ吊シテハナラヌ、ナルベク低イ所ニ垂直ニ置キナサイ

(ニ) 安全燈ニ鶴嘴ガアツタリ硬「ズリ」ナドガ落ちタリスル様ナ所ニ置イテハナラヌ

十一、人ノ仕事ノ邪魔セヌ様解雇ニセネバナラヌ又限リニ人ヲ吃驚サス様ナ大聲ヲ立テタリシテハナラヌ。

第四 瓦斯 炭塵

坑内ニハ危險ナル瓦斯ヤ炭塵ガアルカラ左記ノ簡條ヲ充分ニ記憶シテ守ラネバナラヌ萬一不注意ノタメ爆發ヲ起ス様ナ事ガアルト自分ハ勿論數百人ノ人々ガ一度ニ不幸ヲ招クモノナレバヨクノ氣ヲ付ケネバナラヌ。

- 一、瓦斯ハ何時發生又ハ鬱積スルカモ知レヌ故常ニ安全燈ノ火ニ氣ヲ付ケネバナラヌ。
二、硝子ノ中ニ少シデモ青イ火ガ見ユルカ又ハ火ガ大キクナルトキハ瓦斯ノ存在ヲ示スモノ故直グニ火ヲ静カニ引キ下ゲ風上ニ退去セネバナラヌ。
三、安全燈ヲ高ク上ゲテ瓦斯ノ検査ヲシテハナラヌ。
四、粉炭ハスベテ面ニ積ミ込ミ坑内ニ殘サヌ様心掛ケネバナラヌ是ガ飛散スルト瓦斯ト同様爆發スルモノデス。
五、仕事場ノ附近ハ各々町呼ニ炭塵ノ掃除ヲセネバナラヌ。
六、仕事場及其附近ニハ時々水ヲ撒イテ炭塵ノ飛散スルヲ防ガネバナラヌ。
七、街道ヤ坑道ニ粉炭ヲ零シテハナラヌ。
八、安全燈ヲ開ケタリ不完全ナ安全燈ヲ持ツタリ、又ハ煙草ヲ喫ンダリスルノハ瓦斯炭塵爆發ノ因トナルモノ故斯様ナ事ハ決シテ自分デモバカリデナク他人ニモ爲セヌ様ニシ若シ他人ガ斯様ナ事ヲシテ居ルトキハ直グニ係員ニ届ケ出ナサイ。
九、鑛噴ハ爆發ヲ預防スルモノナル故其設備ニ觸レテハナラヌ。
十、岩粉ノ撒布モ又爆發ヲ預防スルモノナル故不愉快デモ是ヲ忍バネバナラヌ。
十一、岩粉槽ハ爆發ノ擴ガルノヲ防グモノ故是ヲ破損シテハナラヌ。

第五 發 破

- 一、係員以外ノ者ハ絕對ニ發破ヲカケル事ハナラヌ。
二、發破ヲカケテモラウニハ透シテ充分ニシテ適當ノ所ニ孔ヲ掘リ附近ヲ綺麗ニ片付ケテ上粉炭ヲ掘リシメルト水ガ滴タリ落チル位充分ニ撒水シテオカネバナラヌ。
三、發破孔ノ深サハ透シノ深サヨリモ深クシテハナラヌ。

四

- 四、發破孔ノ込メモノニ粉炭ヤ炭層其ノ他燃ユ易キモノヲ用フルノハ危險ダカラ備付ノ粘土以外ノモノヲ用ヒテハナラヌ。
五、點火ノ合圖ガアツタ時ニハ速カニ安全ナ場所ニ避ケナケレバナラヌ又番人ヲ命ゼラレタ時ハ決シテ其場所ヲ離レテハナラヌ。
六、發破後ハ係員ノ許可ナクシテ仕事場ニ歸ツテハナラヌ。
七、不發ノ場合ハ電氣雷管使用ノ時ノ外ハ少クトモ十五分間ハ其場所ニ近ヅイテハナラヌ。
八、不發ノ爆發ハ掘リ出シテハナラヌ、手掘ノトキハ一尺、機械掘ノトキハ二尺ヲ隔テ、前ノ孔ニ並行ニ孔ヲ掘リ直シ更メテ發破ヲカケテモラヒナサイ。
九、發破後再ビ仕事ニ着手スルトキハ天井、壁、打柱及棒等ノ緩ミテ危險デナキカヲシラベネバナラヌ。
十、込メ棒ハ木製ノ外使ツテハナラヌ。

第六 通 氣

- 一、風廻シハ大切ナルモノ故暖簾、門扉、張出、張切、風樋、風橋等ヲ壊シテハナラヌ若シ是等ノ設備又ハ風道ノ故障ガアルトキハ見付ケ次第係員ニ知ラセナサイ。
二、坑内デハ常ニ風ノ方向ト強サトニ氣ヲ付ケ若シ風ノ止マツタトキハ直チニ捲立ニ出ナサイ。
三、暖簾、門扉ヲ開ケ放シタリ二重門ヲ同時ニ開ケ放シタリシテハナラヌ。
四、風廻シノ「カンパス」ハ決シテ切り取ツテハナラヌ。
五、風道ニ松岩、硬、古枕木ナド通氣ノ妨ゲニナルモノヲ置イテハナラヌ。
六、日貫ヤ切羽ガ貫通シタトキハ直チニ係員ニ知ラセナサイ。
七、風樋ヤ張出ノ内ニ物ヲ置イテハナラヌ。
八、坑道ノ幅狭キ所ヤ風道ニ炭車ヤ臺車ヲ置イタマ、ニシテハナラヌ。

第七 運 搬

- 一、炭車ハ係員ノ指圖通り分配ヲ受ケ決シテ牽合ツテハナラヌ。
二、炭車ニ積込マ終リタルトキハ撒水シテ炭塵ノ飛散セヌ様ニセネバナラヌ。
三、松岩ノ大キナノハ炭車ニ入レテハナラヌ必ス臺車ニ乗セテ運ビナサイ。
四、門ノ近クヤ勾配ノ急ナ所デハ特ニ氣ヲ付ケテ炭車ヲ走ラセヌ様ニセネバナラヌ。

五、運搬坑道ヲ仕繰ルトキハナルベク炭車ノ通行ヲ妨害セヌ様心掛ケネバナラヌ。

- 六、捲卸坑道ヲ作業スルトキハ炭車ヲ捲卸坑道ニ置ク事ハナラヌ止ムヲ得ザルトキハ係員ノ許可ヲ得テ充分丈夫ナル打柱ヲ打チ炭車ノ逸走セヌ様注意セネバナラヌ。
七、炭車ヲ捲差シスルトキハ振鎖ニ注意シ且ツ「ピン」ヲヨク調べ皆差込ミアル事ヲ確メテカラ捲差シヲ始メバナラヌ。
八、捲差シ共ニ規定ノ函數ヲ超過シテハナラヌ。
九、係鎖夫ノ外合圖線、轉轍器又ハ函止等ニ觸レテハナラヌ。
十、係鎖夫ノ外決シテ炭車ニ乗ツテハナラヌ。
十一、炭車「レール」及ビ摺爲等運搬ニ關スル設備ニ故障アル事ヲ見出シタ時ハ直チニ係員ニ知ラセナサイ。
十二、鎖ハ決シテ引摺ツテハナラヌ。
十三、函ノ走ル所又ハ曲リ角デハ大聲ヲ揚ゲ人ニ怪我ヲサセヌ様注意セネバナラヌ。
十四、炭車ガ脱線シタル時ハオ互ニ助け合フテ直シ零レタ石炭ハスグキレイニ炭車ハスクヒ込ミナサイ。

第八 變 災

- 一、坑内デ少シデモ變ツタ莫ガシタトキ、其他何デモ異狀ヲ認メタトキハ直チニ係員ニ知ラセナサイ。
二、狼狽シテ事實ヲ確メズニ虚報ヲ傳ヘテ他人ヲ迷ハセテハナラヌ。
三、變災ノ起ツタトキハ充分ニ氣ヲ落チ付ケテ係員ノ指圖ニ從フ事ガ一番肝心デアル。勝手ニ狼狽シ回ルノハ却ツテ危險デアル。
四、坑内ニ異變アリテ個處立退キテ命ゼラレルトキハ直チニ所定ノ集合場ニ集合シテ役員ノ指圖ヲ待ツベシ決シテ自分勝手ノ行動ヲシテハナラヌ。
五、爆發ノ場合ニハ空氣ノ大變動ガ來ルノデアル若シ爆發ガ起ツタラ精神ヲ落チ付ケ次ニ書キ並ベタ事項ヲヨク守ラネバナラヌ。
(イ) 空氣ノ震動ハ二回又ハ數回來ル事ガアルカラ其來タ方向ヲ避ケナルベク切捨切羽、炭壁ノ蓋又ハ水溜ノ中ニ暫時避ケルガヨイ。
(ロ) 燈火ハ最初ノ震動ヲ消エズトモ次ニ來ル震動ヲ消サル、事ガアルカラ氣

ヲ付ケテ保護スル事ガ肝要デアアル

- (ハ) 直チニ衣類ヲ纏ヒ身體中ノ露出部ヲナルベク少クシ頭ヲナルベク低クシテ居ルガヨイ
(ニ) 空氣ノ震動ガ全ク止ンデカラ避難ノ準備ヲセネバナラヌ其ノ時辨當ヤ飲料ヲ持ツテ行ク事ヲ忘レテハナラヌ
(ホ) 避難シテ居ル處ニ惡瓦斯ガ來ル模様ガアルトキハ其附近ノ門ヲ開キ又ハ張切ヲ破ツテ瓦斯ヲ横道ニ導クカ或ハ前方ヲ張リ切ツテ瓦斯ノ來ルノヲ防ギ其處ニ籠ツテ助カリタル例ガアル故心掛ケテ居ナサイ
(ニ) 避難所ハナルベク切捨切羽ヲ選ビ一箇所ニ餘リ多人數集マラヌガヨイ、而シテ安全燈ノ火ハナルベク小サクシテ其處ノ空氣ガナルベク長ク保テル様注意シ靜カニ係員或ハ救助隊ノ來ルノヲ待チ又ハ頃合ヲ見テ仲間ノ中カラ探險隊ヲ出シテ途中惡瓦斯ノ存否ヲ調べサセ安全ナ進路ヲ求メテ坑外ニ出ル方法ヲ講ズルモヨイ
六、坑内ニテ出水アルトキハ往々瓦斯ヲ誘引スルモノナレバ直チニ其場ヲ立退キ捲立ニ集合シ速カニ役員ニ知ラセネバナラヌ。
七、怪我人ガ出來タトキハ負傷部ニ物ヲ觸レヌ様身體ヲ鎮カニサセテ置キ早ク係員ニ告ゲテ坑外ニ送り出ス様ニシ傷口ヨリ血ガ多ク出ルトキハ負傷部ノ上ヲ握ルカ又ハ手拭ニテ縛リナサイ。
八、坑内ニテ瓦斯ニ酔ヒテ卒倒セシ者アルトキハ直チニ空氣ノヨキ所ニ連レ出シテ大聲ニテ名前ヲ呼ビ人工呼吸ヲ行フガヨイ。
又電氣ニ觸レテ倒レシ者アルトキハ乾イタ成木等凡テ電氣ノ通ハヌ物ヲ以テ電氣ヲ離シ其ノ上デ空氣ノ良イ所ニ連レ出シ大聲ニテ名前ヲ呼ビ鼻口ニ入ラヌ様氣ヲ付ケテ顔面ヤ胸ニ水ヲカケ手ヤ脚ヲ擦ツテヤリ人工呼吸ヲ行フガヨイ。
瓦斯電氣何レノ場合デモ成可早ク係員又ハ醫局ニ知ラセ酸素吸入其他ノ手段ヲ施シテ貰フコトガ肝要デアアル。
九、總テ怪我人、病人ナド出來タトキハナルベク早ク係員ニ知ラセル事ヲ忘レテハナラヌ又是等ノ坑外ニ運ブトキハ必要ノ人ダケガ付キ添ヘバヨイ。

第九 機械類電線等

- 一、係員ノモノ、外一切機械類ニ觸レテハナラヌ、
二、電線、「ケーブル」、合圖線、其他電氣裝置ニハ決シテ觸レテハナラヌ。

五

又安全燈、衣類、辨當等ツカケテハナラヌ。
 三、鐵管、電線、合圖線ケーブル等ノ通ツテ居ル坑道ノ仕繰ニハ殊ニ氣ヲ付ケテ是等ヲ傷メヌ様ニセネバナラヌ。
 四、機械座ニハ限リニ入ツテハナラヌ。

第十條 期

一、總テ係員ノ云フコトヲヨク聞イテ其指圖ニ從ハネバナラヌ。
 二、大勢同ジ場所ニ集ツテ仕事ヲスルトキハ相互ニ氣ヲ付ケテ混雜ヲ避ケネバナラヌ。
 三、坑内デ眠ルトドシテ怪我ヲスルカセ知レヌ故氣ヲ付ケテ眠ラヌ様ニシナサシ。
 四、喧嘩ヲシタリ他人ノ仕事ノ邪魔ヲシタリシテハナラヌ。
 五、用ノナイ所ヘ大勢集ツタリ大キナ聲ヲ出シテ騒イダリシテハナラヌ。
 六、係員ノ許可ナシニ舊坑ニ入り又ハ指定以外ノ箇所ニ立入ツテハナラヌ。

附

第一 鐵業警察規則抜萃

鐵業警察規則第六十六條ニ依リ左記數條ハ鐵夫ノ遵守スベキ緊要ノ規定ナレバ前記心得箇條ト重複ノ嫌ナキニシモアラザレド特ニ末尾ニ掲ゲテ鐵夫一般ニ周知セシメントス。
 第四十四條 第四十二條ノ石炭坑ニ於テハ鐵夫ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ。
 (第四十一條ノ石炭坑トイフノハ安全燈ノ使用ヲ必要トスル石炭坑トイフ)
 一、安全燈ヲ開キ又ハ之レヲ閉クニ用フヘキ器具ヲ携帯スルコトヲ得ス。
 二、安全燈ハ天井ニ接近又ハ顛倒若クハ破壊ノ虞レアル箇所ニ之ヲ置クコトヲ得ス。
 三、安全燈ハ溢リニ之ヲ振動シ又ハ傾斜セシムルコトヲ得ス。
 四、安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑内ニ置キ去ルコトヲ得ス。
 五、安全燈ノ火焰ハ溢リニ之ヲ仰大スルコトヲ得ス。
 六、安全燈ノ火焰仰大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消スコトヲ得ス。
 七、安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火シ當該係員

ノ指揮ヲ受クヘシ

安全燈ノ取扱ニ付テハ前項各號ニ掲クル事項其他注意ヲ要スル事項ヲ定メ鐵夫ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ。
 第四十六條 爆發藥ノ裝填用込物ハ鐵業權者之ヲ鐵夫ニ給與スヘシ。
 前項ノ込物、粘土、其他發火ヲ誘起スルノ虞ナキ物ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス。
 第四十七條 爆發藥ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ。
 一、「ダイナマイト」其他「ナイトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火若クハ汽罐ニ近ク又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解スルコトヲ得ス。
 二、裝填ハ鐵製込棒ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ「ナイトログリセリン」爆發藥又ハ棉火藥ノ裝填ニ込棒ヲ使用スル場合ニ於テハ木製ノモノニ限ル。
 三、點火ハ豫シメ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス。
 四、點火後爆發セサルトキハ少クトモ十五分間ハ其場所ニ近寄ルコトヲ得ス。
 五、不發ノ裝藥及其ノ込物ハ鐵夫之ヲ掘出スコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受クヘシ。
 第六十二條 鐵夫ハ限リニ危害豫防ノ爲メ就業若クハ通行ヲ禁止セラレタル場所ニ立入り又ハ衛生若クハ危害豫防ニ關スル設備裝置ヲ毀損又ハ變更スルコトヲ得ス。
 第七十一條 本則ノ規定ニ違反シタル者又ハ本則ノ規定ニ依リ發シタル命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス。
 七十二條 本則規定ニ依リ從業者ノ罰金ヘキ場合ニ於テハ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス。
 但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ百圓限リニアラス。

三菱大夕張炭礦

一般ニ守ルベキ事

一、法令ハ勿論鐵業所ノ諸規則ヲヨク守ル事
 二、社宅其他建物器具ハ大切ニ取扱ヒ無斷デ模様替等ヲシテハナラヌコト
 三、社物ヲ無斷デ私用シタリ持出シタリシテハナラヌコト
 四、鶴ヲ放飼シタリ其ノ他近所ノ人ニ迷惑ヲ掛ケル様ナ鳥獸ヲ飼養セヌコト
 五、傳染病患者或ハ其疑ヒアル患者ガ出來タ場合ハ直チニ勞務係ニ届出デルコト
 六、溢ニ焚火ヲシタリ子供ニ火遊ビヲサセタリセヌ事、其ノ他火ノ用心ヲ怠ラヌコト
 七、社宅ノ内外ハ常ニ綺麗ニシテ置クハ勿論便所ハ順番ニ掃除ヲシテ常ニ不潔ニナラヌ様注意スルコト
 八、集會スル場合ハ何事ニ依ラズ勞務係ニ届出デ許可ヲ得ネバナラヌコト
 九、他行スル場合ハ必ず勞務係ニ届出ルコト、無届缺稼三日以上ニ亘ル場合ハ解雇セラレ、事ガアルコト
 一〇、缺稼スル場合モ必ず勞務係ニ届出ルコト、無届缺稼三日以上ニ亘ル場合ハ解雇セラレ、事ガアルコト
 一一、同居スル家族アル時ハ家族届ヲ出スハ勿論外來者ノ宿泊スル場合ハ一々勞務係ニ届出ルコト
 一二、勞務係ノ許可ナクシテ社宅ニ色々ナ宣傳ビラ廣告ビラ等ノ貼付ヲ許シテハナラヌコト
 一三、許可ナクシテ社宅内ニ於テ物品ノ製造販賣等シテハナラヌコト
 一四、不用ナ電燈ハ消燈スルコト
 一五、許可ナクシテ無蓋ヲ初メテハナラヌコト
 一六、許可ナクシテ色々ナ會ヲ組織シテハナラヌコト
 一七、採用許可ト同時ニ協働會ニ加入セネバナラヌコト、其ノ他軍人分會、青年團、青年訓練所等ニモ入會スルコト
 一八、水道使用後ハ必ず栓ヲ締メ放水セザル様注意シ水道附近デハ色々ナ物ハ洗ツテハナラヌコト
 一九、納稅組合ニ加入スルコト
 二〇、健康保險組合ニ入ラネバナラヌコト

二一、採用後三十日以内ニ必ず戸籍謄本及身分證明證ヲ出サネバナラヌコト

諸引去金

一、協働會費一ヶ月家族持金拾錢、單身者金五錢
 二、納稅組合費一ヶ月豫貸金ノ壹圓ニ對シテ一錢以下
 三、電燈料金ハ一ヶ月十六燭光金參拾錢
 四、健康保險料率ハ一圓ニ付貳錢五厘ノ負擔
 五、軍人分會、青年團會費ハ一ヶ月金貳拾錢
 六、仕事場テ守ルベキ事
 一、坑内夫ノ繰込、坑外夫ノ着到ハ勞務係ニ於テ取扱ヲ受ケルコト
 二、坑外夫ハ始業汽笛五分前ニ所定ノ現場ニ出勤スルコト
 三、仕事ハ凡テ係員ノ指揮ニ從ツテ爲シ、許可ヲ得ズシテ自分ノ定メラレタ場所以外デ仕事ヲシテハナラヌコト
 四、坑外ノ事業場デ「ストロウ」ヲ焚キ其ノ他火氣ヲ取扱ツタ時ハ退出ノ際必ず完全ニ消シテ置クコト
 五、警備ヤ機ノアル所又ハ機械等ニハ絶対ニ立入ツテハナラヌコト
 六、捲卸ヤ捲立附近デ休憩シタリ、仕事場デ眠ツタリシテハナラヌコト
 七、安全燈ハ如何ナル事ガアツテモ開ケテハナラヌコト、又安全燈ヲ破損セサタ時ハ直チニ火ヲ消シテ坑内見張デ取替ヘテ貰フコト
 八、火藥ハ係員以外ノ者ガ取扱ツテハナラヌコト
 九、發破後切取ニ入ル時ハ係員ヨリ先ニ行ツテハナラヌコト、不發ノ時ハ氣ヲ付ケルコト
 一〇、切取ノ乾燥シタ所ニハ水ヲ撒クコト
 一一、坑内及坑外ニ異變ヤ死傷者ガ出來タトキニハ直チニ係員ニ知ラセルコト
 一二、鐵管、電線、合圖線、ケーブル等ノ通ツテ居ル坑道ノ仕繰ハ殊ニ氣ヲ付ケテ之等ヲ傷メヌ様ニセネバナラヌコト
 一三、仕事場デ喧嘩口論シ又ハ仕事ノ邪魔シタリ大聲デ騒イデハナラヌコト
 一四、坑内デ仕事ヲ始ムル前ニハ天井、壁柱、打柱、瓦斯等ニ氣ヲ付ケルコト
 一五、負傷シタ場合ハ必ず係員ヨリ證明ヲ貰ツテ出坑スルコト
 一六、入坑昇坑ニ付守ルベキ事
 一、帽子、足袋、脚絆ヲ着ケネバナラヌコト

- 二、煙草、「マツチ」其ノ他發火具ヲ持ツテハナラヌコト
- 三、酒氣ヲ帶ビ入坑シテハナラヌコト
- 四、坑口デハ必ズ捜檢ヲ受ケルコト
- 五、安全燈ハ大切ニ取扱ヒ歩ク時ハ打振ラヌコト
- 六、入坑、昇坑ノ際ハ必ズ入道ヲ通行スルコト
- 七、入坑、昇坑ノ際ハ炭車ニ乗ツテハナラヌコト
- 八、門扉ヤピラヲ開ケ放シテハナラヌコト
- 九、係員ノ許可ナクシテ早出坑シテハナラヌコト

其他何デモワカラヌ事ハ勞務係ニ尋ネルコト

三井砂川炭礦

入坑心得

- 一、入坑スル時ハ必ズ坑務所ノ許ヲ受ケネバナラヌ許ヲ得ナイ者ハ決シテ入坑シテハナラヌ
- 二、入坑ノ許ヲ受ケタモノハ所定ノ安全燈又ハ携帶電燈ヲ持ツテ入坑スルコト普通ノ懐中電燈ナドヲ携帶シテハナラヌ
- 三、仕事ニ出ル前ニ酒ヲ飲シテハナラヌ酒氣ヲ帶ビタモノ又ハ酒類ヲ携ヘタ者ハ入坑ヲ許サナイ
- 若シ酒氣ヲ帶ビタ人ヤ精神ニ異常ナル人方居タラ必ズ係員ニ届出ルコト
- 四、無斷デ休ンダリ繰込時間ニ遅レタリシテハナラヌ休ム時ハ必ズ許ヲ受ケルコト
- 五、繰込ミヲ受ケタラ直グ現場ニ行カネバナラヌ途中デ休憩シタリ材料取リニ託ケテ暇取ツタリ道具直シヲシタリ又ハ家ヘ歸ツテハナラヌ
- 六、掘寸其ノ他ノ發火具ヤ煙草煙管ナドヲ携帶シテ入坑シテハナラヌ萬一氣付カズニ身ニ付ケテホテモ解雇ノ處分ハ免レマセヌ
- 七、係員ハ時々坑外又ハ坑内デ入坑者ノ身體檢査ヲスルコトガアルカラ其時ハ快ク檢査ヲ受ケネバナラヌ
- 八、仕事時間中勝手ニ現場ヲ離レテハナラヌ
- 道具ハ充分ニ用意シテ入坑シ又出坑ノ際現場ニ置キ放シセヌコト

- 九、時間前ニ出坑スル時又ハ時間外ニ居殘リスルトキハ必ズ係員ノ許ヲ受ケルコト
- 十、交替ハ必ズ現場デ面交替ヲスルコト
- 十一、坑内外ノ品物ハ何品ニヨラズ許シナクテハ持歸ツテハナラヌ
- 十二、繰込場ヤ安全燈室等同ジ場所ニ大勢集マル時ハ静カニシテ混雜セヌ様オ互ニ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 十三、歩道ノアルトコロハ必ズ歩道ヲ通ルコト歩道方運搬坑道ヲ横切ル所デハ炭車ヤ電車ニ氣ヲ付ケルコト
- 十四、炭車ヤ電車ニ出會ツタトキハ直グ避難所又ハ安全ノ場所ニ避ケルコト
- 十五、係員ノ許ヲ得ナイ者ハ決シテ「スキップ」ヤ炭車ニ乗ツテハナラヌ
- 十六、「ゲージ」ヤ人車ニ乗ルトキハ係員、棹取、乗廻シ運轉手ナドノ指圖ニ從ヒ順序ヨク出入シ努メテ静肅ニセネバナラヌ
- 十七、人車ヤ炭車「スキップ」「ゲージ」ナドニ乗ツタトキハ電線ヤ留棒ニ注意セネバナラヌ又決シテ飛降り飛降りセヌコト
- 十八、馬ノ傍ヲ通ルトキハ氣ヲ付ケルコト又馬ニ安全燈ヲ突キ付ケタリ其他馬ヲ驚カス様ナコトヲシテハナラヌ
- 十九、坑内外ノ間ハ古杭木ヤ古板ノ釘ヲ踏マヌ様ニ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 二十、斜坑ヤ堅目貫ノ梯子ヲ通ルトキハ物ヲ落サヌ様氣ヲ付ケネバナラヌ又途中ノ安全柵ヤ戸ハ決シテ開放シセヌコト
- 二十一、堅目貫ハ風井、大流ノ附近ヲ通ルトキハ足元ニ注意スルコト
- 二十二、硝子瓶ヤ瀝戸物等ヲ坑内ニ投ケ棄テタリ石研、古杭木、古板ナドヲ人ノ通ル所ヤ避難所ニ置イテハナラヌ
- 二十三、凡テ坑内ヲ不潔ニシテハナラヌ殊ニ大便ノ如キハ坑内デセヌ様家ヲ出ルトキ濟シテ來ルコト
- 二十四、用事ノナイ所ヘ大勢集ツタリ又ハ獵リニ大キナ聲ヲ出シテ人ヲ驚カス様ナコトヲシテハナラヌ
- 二十五、坑内通行中ハ始終天井ヤ兩壁足元ニ氣ヲ付ケ危イ所ガアレバ直グニ係員ニ知ラセルコト
- 二十六、休息ヤ食事ハ安全ナ所デセネバナラヌ又横ニナツテ休息シテハナラヌ
- 二十七、坑内デ眠ルト病氣ニ罹ツタリ怪我ヲスルコトガアルカラ眠ツテハナラヌ

- 二十八、係リ鐵夫ノ外ハ電燈線、電車線「ケーブル」信號線其他凡テノ電氣工作物ニ觸レテハナラヌ
 - 二十九、電燈線、電車線「ケーブル」信號線又ハ電燈ナドニ「スコップ」等ノ先ガ觸レルト危險ダカラ道具類ハ肩ニ擔イデハナラヌ
 - 三十、電燈線、「ケーブル」信號線、鐵管又ハ風種ニハ決シテ安全燈、衣類、辨當等ヲ懸ケテハナラヌ
 - 三十一、通風門ノ戸ヲ手荒ク開閉シ又ハ開放シニシテハナラヌ
 - 三十二、係リ鐵夫ノ外ハ一切機械類ニ觸レテハナラヌ
 - 三十三、機械室ニ入り立入ツテハナラヌ
 - 三十四、坑内ニ不慣レノ間ハ獨リデ勝手ニ出入リシテハナラヌ
 - 三十五、通行禁止ノ所ニ立入ツテハナラヌ
 - 三十六、入坑、出坑ノ時ハ坑務所ヤ見張りノ指示ニヨク注意スルコト
 - 三十七、負傷シタ時ハ直グニ係員ニ申出デ證明ヲ貰フコト
- 採炭心得**
- 一、切羽ノ指定、變更、又ハ鐘組ノ組合セ等ハ凡テ係員ノ指圖通りニセネバナラヌ
 - 二、自分ノ切羽デナイ所デ勝手ニ仕事ヲシテハナラヌ
 - 三、自分ノ仕事場ニ通行禁止又ハ就業禁止ノ札ガ掛ケテアツタラ係員ニ申出デ指圖ヲ受ケルコト
 - 四、石灰ヤ白炭デ、印シテアル所ハ探掘ヲ止メテアル所デアルカラ掘ツテハナラヌ
 - 五、怪我ハ多クハ自分ノ不注意カラ起ルノデアアルカラ常ニ油斷セズ切羽ノ模様ヤオカノ仕事ニ氣ヲ付ケネバナラヌ
 - 六、仕事申自分ノ鶴嘴ノ道具ナドデ傍ニ居ル人ニ怪我ヲサセヌ様氣ヲ付ケネバナラヌ
 - 七、切羽ノ方向ヤ坑道ノ加春、勾配ナドハ指圖通り嚴重ニ守ラネバナラヌ
 - 八、切羽ニ着イタラ直グニ天井ヤ兩壁ノヨク檢査シ若シ支柱ナドノ必要アルトキハ速ニ之レガ手當ヲセネバナラヌ
 - 九、鶴嘴ノ刃先ノ鈍イモノハ石灰炭ガ切レ惡イ許リデナク炭塵ガ出來ルカラ刃先ノ鋭イモノヲ幾本モ持ツテ入坑スルコト

- 十、仕事申石炭ヤ岩粉ガ眼ニ進入ルコトガアルカラ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 十一、許ヲ受ケナイデ材料取リヤ食事ノ爲ニ坑外ニ出テハナラヌ
- 十二、引立ニハ石炭ヤ石研ヲ溜メヌ様織籠ニ撒出セネバナラヌ
- 十三、石灰ヤ岩ノ目ヲ檢ベテ能率ヨク仕事ヲセネバナラヌ又地炭ガ多ク探レル様ニ掘方ニ注意スルコト
- 十四、仕事ニカ、ル前ニハ切羽元ヲヨク綺麗ニ掃除シ仕事申デモ夾ミヤ聲ガ石灰ニ混入セヌ様氣ヲ付ケネバナラヌ
- 十五、石灰ハナルベク透シヨ入レテ掘ルコト
- 十六、發破ノ際ハ通行人ニ危險ナキ様手分シテ警戒セネバナラヌ
- 十七、年若イ者ヤ不慣レノ者ニハ萬事親切ニ指導シテヤラネバナラヌ
- 十八、探炭跡ニハ古杭木、古板、木屑等ノ引火シ易イモノヲ打捨テタリ掘ツタ石炭ヲ殘シテハナラヌ
- 十九、道具類ノ手入レ手直シハ時間外ニスルコト
- 二十、「ドリル」「カッター」「コンベヤ」其ノ他ノ機械器具ハ大切ニ取扱ヒ仕事ノ終リニハ手入レヲナシ元ノ通りニ整理シテオカネバナラヌ又附屬品ナドハ粉失セヌヤウ氣ヲ付ケルコト
- 二十一、「ドリル」「カッター」「コンベヤ」等ノ機械類ハ凡テ係員ノ指圖通りニ取扱ハネバナラヌ若シ故障ガ有ツタラ直グニ係員ニ届出デ勝手ニ分解シタリ手直シテハナラヌ
- 二十二、石灰積込漏斗ヨリ石灰ノ零レヌ様常ニ注意シ時々手入レヲセネバナラヌ
- 二十三、扇風機ノ止ツタトキハ安全燈ノ焰ニ氣ヲ付ケルコト
- 二十四、大勢同ジ場所ニ集ツテ仕事スルトキハオカオカニ氣ヲ付ケテ混雜ヲ避ケネバナラヌ
- 二十五、仕事ノ終リニハ留付ヲヨクナシ向フ方作業ニ危險ナキ様ニナシ向切羽ヲ綺麗ニ片付ケテ立止退カネバナラヌ
- 二十六、交替ノトキハ向フ方ニヨク申繼ギヲセネバナラヌ
- 二十七、締切日近クヤ休日ノ翌日ニハ兎角變災ヤ事故ガ多イカラ能ク「氣ヲ付ケネバナラヌ
- 二十八、總テ現場ニ異常ガ有ツタラ直グニ係員ニ知ラセネバナラヌ

三 養 則 炭 礦

第一 入坑 出坑

- (一) 入坑スルモノハ必ラズ事務所ノ許可ヲ受ケテバナラヌ。
- (二) 酒ニ酔フテ入坑シテハナラヌ。
- (三) 裸體ニテ入坑シタリ又ハ往來シテハナラヌ。
- (四) 入坑時刻ニ遅レタリ無斷テ休ムハナラヌ。
- (五) 入坑ノ時ハ傳票ト木札ヲ擔當係ニ納メ又ハ歸宅ノ際ハ受ケ取ルコトヲ忘レテハナラヌ。
- (六) 煙草、煙管、マツチ、燈石、携帶電燈其他ノ發火具ハ瓦斯炭塵爆發ノ因トナル故決シテ是等ヲ持チ入坑シテハナラヌ。
- (七) 係員ハ坑口ニテ入坑者ノ身體検査ヲ行フ故其時ハ柔順ニ検査ヲ受ケテバナラヌ。
- (八) 坑内デハ不慣ノ所ニ行ツテハナラヌ。
- (九) 人道ノアル所ハ勝手ニ捲卸ヲ通ツテハナラヌ、人道ナク捲卸ヲ通ラバナラヌ時ハ炭車ノ昇降ニ氣ヲ付ケ昇降ヲ認メタルトキハ片盤ニ避ケ通過シタル後チ車道外ノ片側ヲ通行セバナラヌ。
- (十) 坑道ノ全幅ニ構フシテアル所又ハ通行遮斷ノ警標アル所ヘハ決シテ立入ツテハナラヌ。
- (十一) 特ニ許サレタルモノノ外決シテ炭車ニ乗ツテハナラヌ。
- (十二) 坑道デ古杭木ヤ板ヲ踏ムト釘ヲ踏ミ込ム事ガアルカラ能ク氣ヲ付ケテバナラヌ。
- (十三) 坑内通行中ハ始終足元ヤ天井及兩壁等ニ氣ヲ付ケテナサイ。特ニ冬季中結氷ノ個所ハ迂リ、倒レルコトガアルカラ用心セバナラヌ。
- (十四) 坑内ニアル電線、合線、搬水管、其他總テノ工作物ハ觸レテハナラヌ。
- (十五) 車道ヲ通行スルトキハ炭車ノ音ニ氣ヲ付ケ特ニ門扉前ニ來リタルトキハ一應立止リ前方ヨリ來ルモノナキヤニ注意シ門扉ヲ開ケテナサイ捲立ニテ炭車ヲ捲キ差シスルトキハ車道ニ近寄ツテハナラヌ。
- (十六) 時間前ニ出坑スルトキハ必ズ係員ニ届出テバナラヌ。

第二 安 全 燈

- (一) 安全燈ニ次ノ様ナ缺點ノアルモノハ爆發ノ原因トナル故能ク檢メテ必ラズ其場デ取換ヘテ貰ヒテナサイ。
- (二) 鎖鑰ガ充分ニ掛カツテ居ラヌモノ。
- (三) 金網ノ目ガ一日デモ破レテ居ルモノ。
- (四) 硝子ニ少シデモ割レ目又ハ瑕疵アルモノ。
- (五) 硝子、油壺ノ汚レタルモノ。
- (六) 硝子ヤ網ガ自由ニ廻ルモノ。
- (七) 硝子ノ上下カラ風漏リノスルモノ。
- (八) 芯燵ノ具合惡キモノ。
- (九) 油ノ漏ルモノ。
- (十) 其他不完全ト認メタルモノ。
- (十一) 安全燈使用中ハ左ノ事柄ヲ守ラヌト爆發ヲ起ス恐レアルカラ能ク注意セテバナラヌ若シ他人ガ之レヲ守ラヌトキハ直チニ役員ニ届出テナサイ。
- (十二) 決シテ自分デ安全燈ヲ開ケルコトハナラヌ又開ケル道具ヲ持ツテハナラヌ。
- (十三) 安全燈ノ火ハ大キクナルト其安全ヲ失フカラ硝子ノ高サノ半分以上ニ振上ゲテハナラヌ。
- (十四) 瓦斯ノ高イ所ニ溜ルモノ故安全燈ヲ高イ所ニ吊シテハナラヌ成ベク低イ所ニ垂直ニ置カテバナラヌ。
- (十五) 安全燈ハ鵝嘴ガ當ツタリ硬ナドガ落チナイ様ナ所ニ置カテバナラヌ。
- (十六) 安全燈ハ強ク打チ振ツタリ又ハ傾ケタリシテハナラヌ。
- (十七) 係員ノ外安全燈デ瓦斯ヲ検査ヲシテハナラヌ。
- (十八) 安全燈ヲ風通、分電門ナドノ様ナ風ノ強キ所ニ掛ケテハナラヌ。

- (十九) 安全燈ノ網ノ目ニハ何物ヲモ貫ス事ハナラヌ。
- (二十) 安全燈ノ硝子ニハ水ノ掛ラヌ様ニ注意セテバナラヌ。
- (二十一) 安全燈ハ放棄シ又ハ吹消シ或ハ點火シタル儘置去リニシテハナラヌ。
- (二十二) 安全燈ノ火ガ獨リデ大キクナツタリ又ハ硝子ノ中ニ青イ火ガ見ヘル様ナトキニハ其所ニ瓦斯ガアルカラ直チニ安全燈ノ火ヲ靜カニ細クシテ風上ニ立チ退キ係員ニ知ラセナサイ。
- (二十三) 安全燈ノ火ガ消エタトキハ必ラズ空氣ノ良イ處ニ行ツテ點火セテバナラヌ。
- (二十四) 安全燈ガ破損スルカ若クハ不完全ノ點ヲ見付ケタトキハ直チニ消火シ完全ノモノト引換ヘテ貰ハネバナラヌ。
- (二十五) 安全燈ハ他人ノモノト取替ヘタリ又ハ坑所外ニ持チ出シテハナラヌ。
- (二十六) 安全燈ハ安全燈室ヨリ借リタルモノ、外如何ナルモノト雖モ決シテ使ツテハナラヌ。
- (二十七) 安全燈ハ一人一個以上借リル事ハナラヌ。
- (二十八) 安全燈ハ入坑ノトキ借用券引換ニ借受ケ出坑ノトキハ直チニ返納シテ先キニ差入レタル借用券ヲ貰ヒ受ケテバナラヌ。
- (二十九) 安全燈ノ毀損又ハ紛失シタルモノハ炭坑ヨリ處分セラル、ニ依リ能ク注意セテバナラヌ。

第三 仕 事 場

- (一) 坑内作業ハ凡テ係員ノ許可ヲ受ケテバナラヌ。
- (二) 勝手ニ自分ノ仕事場デナイ所デ仕事ヲシテハナラヌ。
- (三) 仕事場デハ喧嘩口論シ又ハ仕事ノ邪魔シタリ大聲デ騒イデハナラヌ。
- (四) 自分ノ仕事場ニ通行止又ハ探掘止ノ標示ガアツタラ係員ニ申出デ指圖ヲ受ケテ他ノ作業場ニ行カテバナラヌ。
- (五) 仕事ニ掛ル前ニハ天井、壁、柱、打柱等ニ危ナイ所ハナイカラ調ベテ見テ若シアツタラ直チニ係員ニ知ラセナサイ。
- (六) 石灰ノ振ツテアル處ハ探掘ヲ止メテアルノダカラ掘ツテハナラヌ。
- (七) 鵝嘴ノ双先ノ鈍イモノハ炭切レ惡ク骨折レテ仕事ハ意ノ如ク出來ヌノミナラズ炭塵ヲ作ルコト多キ故初メカラ能ク検査シテ良キモノヲ持チ入坑セテバナラヌ。

- (八) 切羽ノ方向ヤ幅ハ係員ノ差圖通りニセテバナラヌ。
- (九) 事業中ハ絶ヘズ天井、壁、松岩等ニ緩ハナイカラ注意シ柱ノ必要アルトキハ猶豫ナク打タテバナラヌ。
- (十) 松岩、硬、木片等ハ散ラサヌ様ニ叮嚀ニ始末セテバナラヌ。
- (十一) 切羽ガ探掘跡ニ貫通シタトキハ其中ヘ入レテハナラヌ直チニ係員ニ知ラセナサイ。
- (十二) 係員ノ許可ナクシテ自分ノ仕事場以外ノ場所ヲ掘ツタリ塞イダリシテハナラヌ。
- (十三) 變事ガアツタトキ又ハ危險ト認メタトキハ直チニ係員ニ知ラセテバナラヌ。
- (十四) 休業日ノ前後ハ負傷者ガ割合ニ多イカラ「ウツカリ」シテ過失ナキ様能ク氣ヲ付ケテバナラヌ。
- (十五) 休業日ノ前後ハ作業ガ鈍リ勝テアルカラ却テ平素ヨリ能ク働ク様心懸ケテバナラヌ。
- (十六) 仕事道具ハ叮嚀ニ始末シ置カテバナラヌ又他人ノ道具ヲ勝手ニ使ツテハナラヌ。
- (十七) 大勢同ジ場所ニ集ツテ仕事スル時ハ相互ニ氣ヲ付ケテ混雜ヲ避ケテバナラヌ。
- (十八) 坑内デ眠ルトドシナ怪我ヲスルカモ知レヌ故氣ヲ付ケテ眠ラヌ様ニセテバナラヌ。
- (十九) 傾斜ノ急ナ場所ハ「ズリ」箱ニ押懸ケラレ避ケル道ナク負傷スルコトガアルカラ注意セテバナラヌ。

第四 柵 入

- (一) 透堀ヲスル際鈎炭ヤ硬炭ノ下ニ身ヲ置ク場合ハ假支柱ヲ入ル、コトヲ怠ツテハナラヌ之ヲ怠タルメ不意ニ落掛リ重傷ヲ負フモノガ折々アル。面倒デモ必ラズ支柱ヲ入レテ後デ仕事ヲシナクテハナラヌ。
- (二) 拂切羽ハ係員ノ指圖ヲ受ケ拂面ノ上盤際落セシトキト雖モ切羽面ノ安全ヲ保ツタメ支柱入、柱又ハ木積ヲナシ且ツ何時ニテモ踏踏セズ避難シ得ル様構シ置カテバナラヌ。
- (三) 總テ柵入ノ仕事ヲスルトキハ坑木ヤ矢板等ヲ無駄ニナラヌ様見立テ成ヤ

天井或ハ相當ニ大キナモノヲ適當ニ入レテ手ヲ抜カズ又矢板ノ兩端ハ必ラズ柵ノ他方ニ突キ通ラセ天井ハ柵ノ兩端ヨリ漸次中央ヲ輕ク締メ置キ柵ノ出入ノナイ様整然ト揃ヘネバナラヌ。

(四) 切羽ノ上盤ニアル合線ヲ墜落セシムルハ危險ナルノミナラズ石炭ニ混合スルト歩引セラル、カヲ入柵ノ手廻レニナラヌ様注意セネバナラヌ。

(五) 入柵方曲ツタリ傾タリ折タリ又ハ柵木ノ間ヤ坑道ノ上盤ガ揉メテ落チタリヌル所ヲ見タラ直チニ役員ニ知ラセネバナラヌ。

(六) 釘ノ刺ツタ板ヤ古木ナドヲ坑道ニ投放シテ置イテハナラヌ。

第五 瓦斯 炭坑ニテ最モ恐ルベク又最モ戒ムベキモノハ瓦斯ト炭塵デアル若シ或ル者ノ不注意ノタメ此恐怖スベキ災禍ニ逢フトキハ其不注意者一人ニ止マラズ全坑内就業者數百人ノ生命ヲ失ヒ數百千萬圓ノ大損害ヲ來シ從ツテ國家ニ多大ノ損傷ヲ及ボスモノナリ故ニ互ニ相戒メ如斯恐怖ナキ様極力注意セネバナラヌ今此恐ルベキ瓦斯炭塵トハ如何ナルモノナルカ簡單ニ説明セン。

石炭坑内ニテハ硫化水素、炭化水素、酸素及ビ種々ノ炭化水素瓦斯ヲ發生スルガ之ガ空氣ト混合セバ容易ニ燃焼シ或ル場合ニハ強キ爆發ヲ起スヲ以テ之レヲ爆發瓦斯ト總稱ス。

炭化水素瓦斯 瓦斯又ハ沼氣トモ云ヒ空氣ヨリ輕ク石炭ノ出來ル時ニ出來テ石炭ノ中又ハ其上ノ下盤ノ中ニ殘留シ坑道ヲ閉塞又石炭ヲ採掘スルト出テクモノデ空氣ヨリ輕キ故坑道ヤ切羽ノ天井ノ高落ノ上界リ切羽等凡テ高所ニ集滯スル無色無味無臭ノモノニシテ火又ハ燃焼セル金屬ニ觸ル、トキハ忽チ發火スルモノナリ。

此瓦斯ハ空氣ノ百分中ノ三レバ炭塵ノアル處ニテハ爆發ヲ起シ百分中六アレバ瓦斯ニテ爆發シ百分ノ九位ノトキガ一番強キ爆發ヲナシ百分ノ十四ニナルト燃エル丈ケ、空氣ノ三四割ニナルト人ガ窒息スル。

以上ノ譯合ナルヲ以テ通風ヲヨクシ此瓦斯ノ停滯ヲ豫防シ危險ノ恐レナキ様常ニ坑内ノ空氣流通ヲ熾ニシ瓦斯ヲ掃蕩スルノデアル。

硫化水素 此瓦斯ハ鷄卵ノ腐敗シタ様ナ臭氣アリテ空氣ヨリ重ク下盤側ニ集滯スル有害ナ

(八) 炭粉ノ飛散スル恐レアル炭車ニハ積込後必ラズ撒水セネバナラヌ。

(九) 採掘中層層際ニハ殊ニ瓦斯ノ噴出スル事多キニヨリ注意セネバナラヌ。

(十) 仕事場ノ附近ハ各自町嚙ニ炭粉ヲ掃除シホヲ撒キ濕氣ヲ持タセ之レガ飛散ヲ防グコトニ心懸ケネバナラヌ。

(十一) 人道ヤ坑道ニ炭粉ヲ零シテハナラヌ。

(十二) 安全燈ヲ開ケタリ不完全安全燈ヲ持ツタリ又ハ煙草ヲ喫シタリスルノハ瓦斯炭塵爆發ノ因ナル故斯様ナ事ハ決シテハナラヌ自分ガシナイバカリデナク他人ニモサセヌ様ニシ若シ他人ガ斯様ナ事ヲシテ居ルトキハ直グニ係員ニ届出デネバナラヌ。

(十三) 各自ノ切羽ハ係員ニ於テ危險ノ有無ヲ調査シ採込ヲ爲スト雖モ係員ガ巡視後ニ落盤ノ爲メ風廻ヲ破損セシメ又ハ瓦斯ノ噴出量ヲ増シ自然瓦斯ノ集滯スルコトアルニヨリ切羽ニ入ラントスルトキハ成ベク安全燈ノ火ヲ小サクセネバナラヌ若シ燈火ノ自然ニ大ナルヲ認メタルトキハ靜カニ安全燈ヲ低ク下ゲ切羽ヲ立出デ係員ニ瓦斯ノ検査ヲ申出ネバナラヌ。

(十四) 噴霧ハ炭塵爆發ヲ豫防スルモノ故其設備ニ觸レテハナラヌ。

(十五) 岩粉ノ撒布モ亦炭塵爆發ヲ豫防スルモノ故不愉快デモ忍バネバナラヌ。

(十六) 岩粉ヲ置イテアル棚ハ爆發ノ擴ガルノヲ防グ設備ダカラ之レヲ破シタリ又ハ觸レテハナラヌ。

第七 發 破 發破ハ坑内瓦斯炭塵爆發ヲ誘致スル一因タルノミナラズ種々ノ出來事ヲ惹起スルヲ以テ火藥ヲ濫用セズ石目ヲ利用シ手廻ニ努メネバナラヌ發破ヲ用ユルトキハ左ノ事柄ヲ心得テ背イテハナラヌ。

(一) 係員以外ハ絕對ニ發破ヲカケル事ハナラヌ。

(二) 發破ヲ掛ケテ貫フニハ透シテ十分ニ石目ヲ割ベテ効力ノ多イ方向ニ孔ヲ掘リ附近ヲ綺麗ニ片付ケテ上炭粉ガ少シモ立タナイ様ニセネバナラヌ。

(三) 發破孔ノ深サハ透シテ深サヨリ五寸位淺クシ刮炭ヲ綺麗ニ撒出シ炭塵ノ立タヌ様ニシナケレバナラヌ。

(四) 發破孔ノ込物ニ粉炭ヤ層屑等ノ燃質物ヲ用ヒテハナラヌ必ズ粘土ヲ使ヒナサイ。

(五) 火藥裝填ノ量ガ過ルト石炭粉碎シ又其量不足スルトキハ空發スル故適

ルモノナリ空氣中千分ノ一以上アレバ人命ニ害アリ少クトモ日ヲ害ス、故ニ所ニヨリテハ日取り瓦斯ト稱セリ。

酸化水素 此瓦斯ハ極ク微量ニ自然ニ發生スルモノナレドモ坑内ノ火災、瓦斯炭塵ノ爆發、火藥使用等ノタメニ生ジ殊ニ有害ナルモノニシテ之レニ觸ル、モノ多シ此瓦斯ハ無色無臭ノ故ニ發見困難ナリ仍テ鼠ヤ小鳥ヲ先キニ遣ツテ夫レガ死ンダナラバ此瓦斯ノアルヲ判斷スルスルノデアル。

炭酸瓦斯 此瓦斯ハ坑内ニ自然ニ發生シ又ハ火災、爆發、其他ニヨリ發生シ空氣ヨリ重ク採掘跡、卸底等ニ集滯ス此瓦斯ハ燈火ヲ滅スル故其存在ヲ知リ易シ又此瓦斯中ニ入レバ窒息スル故坑内ニテ燈火ノ消ユル所ニハ決シテ入ツテハナラヌ。

炭塵トハ石炭ノ粉末ヲ云フノデ爆發瓦斯ト一緒ニアレバ危險多ク是迄炭坑ノ大爆發ハ大抵此炭塵ノ燃焼又ハ瓦斯ト炭塵ノ爆發デアル常ニ坑内ノ乾燥セル處、坑道ノ床、天井、兩壁、柵、梁等ノ上ニ集滯シ坑内空氣ノ流通ニ伴ヒ雲狀ヲナシテ浮遊シ火ニ接セバ忽チ點火シ爆發ス。

以上ノ通り最モ危險ニ付左ニ書並ベタ事柄ヲ必ラズ守ラネバナラヌ。

(一) 瓦斯ハ何時發生又ハ積積スルカモ知レメ故常ニ安全燈ノ火ニ氣ヲ付ケネバナラヌ。

(二) 安全燈ノ硝子ノ中ニ少シデモ青イ火ガ見ルカ又ハ火ガ大キクナルトキハ瓦斯ノ存在ヲ示スモノ故直チニ火ヲ靜カニ引キ下ゲ風上ニ退去セネバナラヌ。

(三) 安全燈ヲ高ク上ゲ瓦斯ノ検査ヲシテハナラヌ。

(四) 切羽ヲ正シク保チ透掘ヤ耳堀ヲ十分ニ石目ヲ利用シ之ニ勞力ヲ盡シ發破ヲ無駄ニ使ハヌ様心掛ケネバナラヌ。

(五) 鷄卵ノ臭氣ガ鈍リタルモノヲ使ハズ先ノ臭リタリモノヲ用ヒ成ルベク粉炭ノ量ヲ少クスル事ニ努メネバナラヌ。

(六) 切羽内ノ石炭ハ少シモ殘留ナキ様採取リ炭車ニ積込ニ尙ホ坑道ニ溢レタ石炭アルトキハ直チニ掃除セネバナラヌ。

(七) 石炭ガ乾燥セルタメ顔、手、足、體等黒キ炭粉ノ附着スル場所ハ撒水ニ努メ之レガ飛散セヌ様ニシテ仕事セネバナラヌ。

當ノ數ヲ充填スル様氣ヲ付ケネバナラヌ。

(六) 發破ノ合圖アリタリタルトキハ速カニ安全ノ場所ニ避ケネバナラヌ番人ヲ命ゼラレタトキハ決シテ其場所ヲ離レテハナラヌ張用ノアル處ハ其ノ裏モ注意シテ番人ヲ居ナイト巡回中ノ他ノ係員ガ通ルコトガアルカラ危險デア

(七) 發破後ハ係員ノ許可ナクシテ仕事場ニ歸ツテハナラヌ。

(八) 發破ハ空氣中ニアル炭塵ヤ瓦斯ノ量ヲ増スモノ故發破後ハ煙ノ消エナイ内ニ再ビ發破ヲ掛ケテハナラヌ。

(九) 發破ハ風下ノ方ヨリ順次風上ノ方ニ掛ケネバナラヌ。

(十) 不發ノトキハ電氣雷管使用ノ場合ヲ除キ少クトモ十五分間ハ其場所ニ近寄ツテハナラヌ。

(十一) 不發ノ火藥ハ決シテ掘出シテハナラヌ手掘ノトキハ一尺機械掘ノトキハ二尺ヲ隔テ、前ノ孔ト並行ニ掘リ直シ更メテ發破ヲ掛ケテ貫ハネバナラヌ。

(十二) 發破後再ビ仕事ヲ始ムル前ニ天井、壁、打柱及柵等ノ緩ミテ危クナイカラ調ベネバナラヌ。

(十三) 込メ棒ハ「キユレン」ヤ鐵類ノモノヲ使ツテハ危イカラ必ラズ木カ竹ヲ使ハネバナラヌ。

(十四) 發破デ掘ツタ石炭ハ硬ガ大變多イカラ特ニ切羽十分念入ニ攪炭シテ大キナ塊ノ中ニ夾ミノアルトキハ之レモ取除ケナイト檢炭方デヒドク硬引ヲサレルカラ損デアル。

第七 通 風 坑内ニ通氣ノ必要ナルハ左ニ書並ベタ譯デアアルカラ充分注意シテ此心得ヲ守ラネバナラヌ。

(一) 坑内ニテ勞働スル人ヤ馬ノ呼吸スル爲メ又燈火ノ燃焼ニ必要ナル空氣ヲ流通セシムルタメ。

(二) 坑内ヨリ發生スル爆發瓦斯、有毒瓦斯ヲ飛散セシムルタメ。

(三) 坑内ノ高溫度ハ凡テノ作業ニ障礙アルヲ以テ適當ノ度ヲ謀ル爲メ之レハ必要ナル空氣ノ量ヲ各場所ニ流通循環セシムルタメ。

(四) 風廻シハ大切ナルモノ故暖簾、門扉、張出、張切、風櫃、風橋等ヲ壊シテ

ナラヌ若シ是等ノ設備又ハ風道ニ故障ガアルトキハ見付次第ニ係員ニ知ラセネ
バナラヌ。

- (一) 暖簾、門扉ヲ開アケ放シタリ二重門ヲ同時ニ開ケ放チテハナラヌ。
- (二) 風廻シ「カシバ」ハ決シテ切取ツテハナラヌ。
- (三) 風道ニ松岩、硬、古木等通氣ノ妨ケニナルモノヲ置イテハナラヌ。
- (四) 日貫ヤ切羽ガ貫通シタトキハ直チニ係員ニ知ラセネバナラヌ。
- (五) 狭イ坑道ニ炭車ヤ臺車ヲ停メテ置イテハナラヌ。
- (六) 自働門ニ炭車ヲ懸シテ突當テハナラヌ。
- (七) 風通ヤ張出ノ内ニ物ヲ置イテハナラヌ。
- (八) 風通ハ必ラズ切詰カラ二十尺以上遅レナイ様ニシナケレバナラヌカラ若シ遅レサウナトキハ直チニ係員ニ知ラセネバナラヌ。
- (九) 坑内デハ常ニ風ノ方向ト強サトニ氣ヲ付ケテ若シ風ノ止マツタトキハ直チニ捲立ニ出ナサイ。
- (十) 張出シノ排氣中ニハ瓦斯ガ流レ出ルコトガアルカラ張出ニ入ツテハナラヌ。
- (十一) 風廻シニ關スル總テノ設備ハ係員ノ命令ナケレバ決シテ取扱フコトハナラヌ若シ是等ノ設備ニ故障ノアルヲ見付ケタトキハ直チニ係員ニ知ラセネバナラヌ。
- (十二) 風廻シニ關スル總テノ設備ハ係員ノ命令ナケレバ決シテ取扱フコトハナラヌ若シ是等ノ設備ニ故障ノアルヲ見付ケタトキハ直チニ係員ニ知ラセネバナラヌ。

第八 運 搬

- (一) 炭車ハ係員ノ指圖通り分配リ受ケ決シテ奉合ツテハナラヌ。
- (二) 炭車ハ手荒ニ取扱フテハナラヌ。
- (三) 門ノ近クヤ勾配ノ急ナ所デハ時ニ氣ヲ付ケ炭車ヲ走ラセム様ニセネバナラヌ。
- (四) 運搬坑道ヲ仕操ルトキハ成ベク炭車ノ通行ヲ妨害セム様心掛ケネバナラヌ。
- (五) 捲卸坑道デ作業スルトキハ炭車ヲ捲卸坑道ニ置イテハナラヌ止ムヲ得ザルトキハ係員ノ許可ヲ受ケ十分丈夫ナル打柱ヲ打チ炭車ノ逸走セム様ニ注意セネバナラヌ。
- (六) 「コース」捲ノトキハ一回ノ捲揚數量及差面數ノ規定アルヲ以テ之レヲ超過セム様ニセネバナラヌ。

爆發ノトキハ空氣ノ振動ガ二回又ハ數回來ルコトアルガ面シテ度々振動ガ強ク
來テ響ガ大キナ時ハ爆發モ大キイト思ハネバナラヌ。

- (九) 爆發ガ起ツタト思フトキハ狼狽セズ精神ヲ能ク落チ付ケテ次ニ書キ並ベタ事柄ヲ守ラネバナラヌ。
- (一〇) 空氣ノ振動ノ來タ方向ニ氣ヲ付ケテ之レヲ避ケ成ルベク切捨切羽、炭壁ノ塵又ハ水溜ノ中ニ暫時避ケネバナラヌ。
- (一一) 燈火ハ最初振動ヨリモ次ニ來ル授動デ消エサルコトガ多イカラ氣ヲ付ケテ燈火ヲ保護セネバナラヌ。
- (一二) 直チニ衣服ヲ纏ヒ身體中ノ露出部ヲ成ルダケ少クシ頭ハ成ルベク低クシテ居ラネバナラヌ。
- (一三) 空氣ノ振動ガ全ク止ンデカラ避難ノ準備ヲセネバナラヌ此ノトキニ辨當ヤ飲料ヲ持ツ行ク事ヲ忘レテハナラヌ。
- (一四) 附近ノ空氣ハ新鮮カ、氣流ハ通シテ居ルカ坑道ノ破損程度ハドナナ具合ナド力檢ベタ上惡瓦斯ノ來ル模様ガアルトキハ其ノ附近ノ門ヲ開キ又ハ張切ヲ破リ惡瓦斯ヲ導ク力成ハ各自ノ衣服ヲ繫ギ合セ前方ヲ張切リ瓦斯ノ來ルヲ防ギ其處ニ狼狽セズニ備ワテ助カフタ例モアルカラ心掛ケテ居ラネバナラヌ。
- (一五) 避難所ハ成ルベク切捨切羽ヲ撰ビ一ヶ所ニ餘リ多人數集マラヌガヨイ安全燈ノ芯ハ成ルベク小クシテ其所ノ空氣ノ長持ヲ謀リ係員又ハ救護隊ノ來ルノヲ待ツカ又ハ頭合ヲ見テ仲間カラ探檢隊ヲ出シ途中惡瓦斯ノ存否ヲ調べ安全ノ進路ヲ求メ坑外ト連絡ヲ取ラネバナラヌ。
- (一六) 坑内ニテ出水アルトキハ往々瓦斯ヲ誘引スルモノナレバ直チニ其場所ヲ立退キ捲立ニ集リ速力ニ知ラセネバナラヌ。

第十 機械類電線等

- (一) 係員ノ外一切機械類ニ觸レテハナラヌ。
- (二) 電線、ケーブル、合圖線其他ノ電氣裝置ニハ決シテ觸レテハナラヌ又安全燈、衣類、辨當等ヲ掛ケテハナラヌ。
- (三) 鐵管、電線、合圖線、ケーブル等ノ通ツテ居ル坑道ノ仕操ハ殊ニ氣ヲ付ケテ是等ヲ傷メム様ニセネバナラヌ。
- (四) 機械坐ニハ狼狽ニ入ツテハナラヌ。

- (七) 「エンドレス」運搬機ニハ炭車ト炭車トノ間ニ必ラズ定メタ間隔アルヲ以テ之レヲ守ラナクテハナラヌ又「クリップ」ハ十分ニ噛マセテ置カナケレバナラヌ。
- (八) 係員ノ外合圖線、轉輪器又ハ面止器等ニ觸レテハナラヌ。
- (九) 炭車ヲ捲差スルトキハ振鎖ニ注意シ且ツ「ピン」ヲ能ク調ベタ上ニテ捲差ヲ始メネバナラヌ。
- (一〇) 炭車「レール」及爲摺等運搬ニ關スル設備ニ故障アル事ヲ見出シタトキハ直チニ係員ニ知ラセネバナラヌ。
- (一一) 炭車ガ脱線シタトキハ相互ニ助ケ合ツテ「レール」ノ上ニ戻シ溢レタ石炭ヲ綺麗ニ炭車ニ入レ決シテ坑道ニ散シテ置イテハナラヌ。
- (一二) 炭車ノ走ル勾配ノ處又ハ曲リ角ハ大聲ヲ揚ゲ人ニ怪我ヲサセム様注意セネバナラヌ。
- (一三) 炭車ヤ臺車ノ鎖ハ引摺ツテハナラヌ。

第九 變 災

- (一) 坑内デ少シデモ變ツタ臭ガシタトキ其他異狀ヲ認メタトキハ直チニ係員ニ知ラセネバナラヌ。
- (二) 狼狽シテ事實ヲ確メズニ虚報ヲ傳ヘ他人ヲ迷ハセテハナラヌ。
- (三) 變災ノ起ツタト思ツタトキハ十分ニ氣ヲ落チ付ケ係員ノ指圖ニ從ハネバナラヌ之レガ一番肝心デアアル勝手ニ狼狽スルノハ却ツテ危イ。
- (四) 坑内ニ異變アリテ個所立退フ命ゼラレタトキハ直チニ指定ノ場所ニ集リ係員ノ指圖ヲ受ケ勝手ニ行動シテハナラヌ。
- (五) 負傷者ガ出來タトキハ附近ニ居ルモノ誰デモ直チニ負傷部ニ物ヲ觸レム様静カニサセ置キ係員ニ知ラセ指圖ヲ受ケネバナラヌ。
- (六) 負傷者ヤ病人ヲ坑外ニ運ブトキハ必要ノ人數十分キ添ヒナサイ多人數付添フテハナラヌ。
- (七) 事變ガ起ツタト思ツタ時ハ直ニ壯年者ハ第一ニ婦女幼者老若ヲ引纏メ安全ノ場所ニ避難サセル用意ヲ急イデ係員ニ知ラセネバナラヌ。
- (八) 坑内デ空氣ノ大振動ガ來タトキハ瓦斯ガ爆發シタト思ハネバナラヌ尤モ大キナ落盤ノタメニモ空氣ノ振動ヲ起ス事ガアルカラ其聲ニヨリ落盤力爆發ヲ區別セネバナラヌ。

第十一 應 急 手 當

- (一) 血止ノ仕方
大抵ノ出血ハ清潔ナ「ガーゼ」ヲ重ねテ創ノ上ニアテ繃帶ヲ強ク巻キ著クレバ止マル。
- (二) 創部ノ消毒
手足ノ創部甚シク血ノ出ルトキニハ腕ヤ脚ノツケ根ニ近イ所デ二三回繃帶ヲ巻キソノ上ヲ護膜紙デ強ク縛ル夫レガナケレバ手拭ヲ縦ニ二ツニ裂キ長ク縫合セタノメ代用シテヨイ尙止マラネバ紐ノ下ニ短キ棒ヲ入レ捻レバ固クシマル、ソシテ創ノ處ヲ高クシテ置ク。
- (三) 副木ノ當テ方
副木ハ殊ニ作ツタモノデナクテモ厚紙ヤ棉杖何デモ間ニ合ハセテヨイ繃帶ヲ以テ包ミ傷メタ處ノ上下ニ互リ長ク當テ繃帶力手拭ニ縛リ付ケル。
- (四) 人工呼吸ノやり方
先ツ著物ヲ脱ギテ平ラナ床ノ上ニ寝サセ脊ノ下ニ枕ヲ入レテ心臓ノ處ガ高クナル様ニスル、手布ヲカブセテ指デ舌ヲ引張り出シ他ノ手布ヲ齒ノ間ニ夾ミ頂ノ所デ結ブ次ニ罹災者ノ上ニ馬乗リトナリ兩手ヲ乳房ノ下ニ平ラニ當テ静カニ強ク壓ヘナガラ自分ノ身ヲ前ニ屈ゲル之レデ肺ノ中ノ空氣ヲ外ニ出シ次ニ自體ヲ急直ニ起シナガラ壓ヘタ手ヲユルメルスル事ヲ繰返シ行ノデアル、數ハ一分間ニ十七八回自分ノ呼吸ニ合セテヤル。
- (五) 双物ヤ器械デ創傷シタトキ
(一) 手ヤ布片ナドデ直接ニ觸レメコト、
(二) 血ヲ止メルコト、
(三) 沃度丁幾ヲ滴シカケルコト、
(四) 假繃帶ヲ施スコト、
(五) ウチミヲ受ケタトキ、
(六) 礫水ヲ「ガーゼ」ニ浸シテ濕布ヲ施スコト、
(七) 打ツタ部分ヲ静カニシ醫師ノ診察ヲ受ケルコト、
(八) 頭ヲ打ツテ氣ヲ失ツタトキ、
(九) 著物ヲ脱グコト、

- (一) 仰向ニ寝セ寒クナイ様ニ輕イ毛布ノ襟ナモノヲ掛クルコト、
- (二) 鼻カ耳カラ血ガ出テ居レバ枕ヲ高クシ出ナケレバ枕ヲアテメコト、
- (三) 頭ヲ冷スコト、
- (四) 胸ヲ腹ヲ打チテ氣ヲ失ツタトキ、
- (一) 著物ヲ脱ゲコト、
- (二) 仰向ニ寝セ毛布ヲカケルコト、
- (三) 頭ヲ低クスルコト、
- (四) 腹ヲ打ツタトキハ水ヲ飲マセメコト、
- (ホ) 關節ヲ捻ルカ關節ガ外レタトキ、
- (一) 著物ヲ傷メ側カヲ脱ガセ七次ニ傷メタ側ヲ脱セルコト、
- (二) 傷メタ處ヲ動サセメコト、
- (三) 冷キ濕布ヲ施スコト、
- (四) 麻木ヲ施スコト、
- (イ) 骨ガ折レタトキ、
- (一) 傷メタ側カラ著物ヲ脱ガセ七次ニ傷メタ側ヲ脱ガセルコト、
- (二) 傷メタ處ヲ動カセメコト、
- (三) 創ガアラバ共手當ヲスルコト、
- (四) 麻木ヲ施スコト、
- (ト) 火傷シタトキ、
- (一) 著物ニ火ガ付イタラバ外套カ毛布ノ襟ナモノヲ巻キツケテ抱キ止メルコト、
- (二) 横ニ轉バシ夜具ヤ敷物ヲ投ゲ掛ケ火ヲ消スコト、
- (三) 水ヲ掛ケルコト、
- (四) 熱湯ノトキハ直グニ水ヲ掛ケルコト、
- (五) 水疱ヲ破ラヌ様ニスルコト、
- (チ) 凍傷ヲ受ケタトキ、
- (一) 急ニ温メスコト、
- (二) 微温湯ニツケテ徐々ニ温メルコト、
- (三) 感ジガ少シ出テ来タラバ布片デコスルコト、
- (四) 綿デ包シテ細帯ヲスルコト、

- (リ) 眼ニ異物ガ飛ビ込シタトキ、
- (一) 眼ヲ洗シテコスラムコト、(取出ストキ却ツテ痛アリ)
- (二) 冷キ濕布ヲスルコト、
- (イ) 顔ガ青クナリテ卒倒シタトキ、
- (一) 著物ヲ寬ヤカニスルコト、
- (二) 頭ヲ低クシ足ノ方ヲ高クシテ寝セルコト、
- (三) 顔ヲ耳ノ圍リヲ冷水ニテ拭クコト、
- (四) 顔ヲ胸ニ冷水ヲ吹キカケルコト、
- (五) 氣ガ付イタラバ少シノ酒ヲヤルコト氣付カヌウチハ決シテアラメコト、
- (ル) 顔ガ赤クナリテ卒倒シタトキ、
- (一) 著物ヲ寬ニスルコト、
- (二) 頭ヲ高クスルコト、
- (三) 頭ヲ水囊ヤ水デ冷スコト、
- (四) 氣ノ付カメ内ニ藥ヤ水ヲ飲マセメコト、
- (オ) 電氣ニ打タレタトキ、
- (一) 電氣ニ觸レテハナラムコト、
- (二) 電氣閉閉器ヲ閉ケルコト、
- (三) 若シ閉閉器ガ判ラネバ杖カ竹デ電氣ヲ刺テ除クルコト、
- (四) 止ムヲ得メトキハ乾イタ藥カ板カ厚イ毛布ノ上ニ乗ツテ毛布カ上着ノ袖ヲ手ニ捲キ付ケテ電氣ヲ取除ルコト、
- (五) 着物ヲ脱ゲコト、
- (六) 氣絶シテ居タラ人工呼吸ヲヤルコト、
- (七) 暖カナ布片デ身體ヲコスルコト、
- (ウ) 凍ヘタ者ガアツタトキ、
- (一) 急ニ温メテハナラムコト、
- (二) 冷ダイ室ニ入レルコト、
- (三) 濕ツタ冷ダイ布片デ擦ルコト、
- (四) 皮膚ニ赤味ヲ持ツ様ニナツタラ生温キ湯ニ入レルコト、
- (五) 徐々ニ湯ヲサシテ温メルコト、

- (六) 氣ガ付イタラ温イ室ニ寝セルコト、
 - (七) 温イ酒ヲ飲マセルコト、
 - (カ) 瓦斯中毒ガアツタトキ、
 - (一) 罹災者ヲ運ビ出スコト、
 - (二) 人工呼吸ヲ行フコト、
- 以上ハ應急ノ手當デアルカテ出来ルダケ速カニ醫師ニ就キ療養ヲ受ケネバナラヌ。

- 三、係員ノ命令ヲ指揮ニ背イテハナラム
- 四、自分ノ仕事場以外ノ場所ヘ用事モナイノニ出入シテ人ノ仕事ヲ邪魔シテハイケナイ
- 五、如何ナル場合デモ自分ノ仕事以外ニ鐵車ニ乗ルコトハ出来ナイ
- 六、始業時間ニ遅レタリ断リナシニ休ンダリシテハイケナイ已ムヲ得ズ早退ノ場合ハ必ズ係員ノ許ヲ受ケネバナラム
- 七、坑内係員ハ坑夫ノ入坑前ニ入坑シテ坑内ノ通氣ヤ坑道、切羽ニ異狀變化アルヲ検査セネバナラム異狀アル場合ハ直ニ應急處置ヲ取ラネバナラム
- 一、巡廻中天際際落ノ豫防ヤ支柱ノ注意ハ云フ迄モナク運搬坑道ノ保全等ケガセヌ様深甚ノ注意、施設ヲ怠ツテハナラム
- 一、機械係員ハ毎朝始業前捲ノ「ワイヤロープ」裏車ノチエーン坑口安全裝置機汽鐘ノ氣壓、水量等ヲ必ズ検査セネバナラム

特別炭礦、歇志内炭礦、新歇志内炭礦

春採炭礦別保炭礦

- 従業員ノ一般心得
- 一、諸規則又ハ係員ノ指揮命令ニ遵ヒ誠實業務ニ従事スル事
 - 二、火藥類ノ取締又ハ保安上身體、住宅ヲ検査セラル、事アルモ之ヲ拒絶スル事ヲ得ザルモノトス
 - 三、坑内ニハ構寸煙草其他發火ノ惧レアルモノハ絕對ニ携帯セザル事
 - 四、「インクライエン」ドレス「其他危險アル場所ハ通行セザル事
 - 五、煙筒「ストロブ」其他火ノ元ニ注意シ火災ノ豫防ニ努ムルコト
 - 六、炭殼又ハ塵芥ノ類ハ一定ノ場所以外ニ投棄セザル事
 - 七、瀝リニ石炭其他ノ諸材料ヲ拾得セザル事
 - 八、病氣其他ノ事由ニ依リ缺稼セントスルモノハ其旨係員ニ届出ヅル事
 - 九、宿泊客アリタル場合ニハ出發前ニ其氏名、住所、職業、年齢等ヲ勞務係ニ通知スル事
 - 一〇、子弟ヲシテ事業ノ妨害トナルベキ行爲又ハ空家内ニ於ケル遊戯等ヲナサシメザル事
 - 一一、上水道ハ放水ノ儘トセザル様注意スル事
 - 一二、御料林又ハ官林内ニ於テ焚火伐木耕作等ノ行爲ヲ爲サズル事

- 作業心得及規則
- 一、注意
 - 一、安全作業ガ第一要義デアル周圍ノ狀況、諸種ノ警告表示信號ニ注意セヨ
 - 他人ノ行動ガ危險ノ虞アルトキハ進ンデ警告ヲ與ヘヨ
 - 然シ自身ハ他人ノ保護ニ依頼スルナ、何故ナレバ各人自ラ注意スルガ最モ安全ナ方法デアルカラデアル
 - 二、責任觀念
 - 責任觀念ノ無キ者ノ作業ハ假令自身ニ危害ヲ及ボサナイ場合デモ他人ニ迷惑ト不安トヲ與フルモノデアル所謂其日暮シ的ナ無責任ナ作業ハ必ズ他日其因果ガ爾ヒ重大ナ事故ヲ發生セシメル責任觀念ハ結局自己ノ爲メ忠實ナル道德心ナラデアル
 - 三、秩序
 - 己ガ作業上ノ分限ヲ辨ヘズ他人ノ仕事ニ手ヲ延シ上級者ノ命令ヲ守ラズ作業

従業員一般心得

- 一、通行ヲ禁ジテアル場所ヲ通ツテハナラム
- 二、係員以外ノ者ガ機械ヤ電線ヤ器具ナドニ觸ツテハナラム

光燧炭礦

スルノハ過失ヲ生ズル基デアル然シテ危險事故ノ突發シタ非常ノ場合ニハ發見者ハ其能力ニ應ジ臨機ノ處置ヲ取ル事ハ差支ヘナイ

四、後始末
作業後ノ報告ハ速ニスル事ヲ肝要デアル往々命令者カラ叱責セラル、ヲ恐レテ爲ス可キ報告ヲ怠ツタリ又ハ事故ナキヲ報告シテ一時逃レヲシヨウトスルガ如キハ最モ慎ム可キデアル
其日ノ事ハ其ノ日ニ片付ケル良習ハ何人ニモ望マシイ事デアアルガ種類ニヨリ片付カナイ場合ハ申繼ヲ確實ニスル事ヲ忘レテハナラヌ

(一) 入坑ト出坑

- 一、酒ニ酔ヒタル者ハ入坑ヲ許サズ
- 二、入坑スルトキハ各自繰込係ニ鑑札ヲ納メ採業證ヲ受ケ取り出坑スルトキハ鑑札ト引換ニ採業證ヲ差出シ決シテ他人ニ託シテハナラヌ
- 三、無斷入坑シタリ出坑シテハナラヌ必ズ係員ノ證明書ヲ受ケテナサネバナラヌ無斷入坑シタリ出坑シタリスルトキハ處罰金トシテ壹圓ヲ徵收セラレ
- 四、入道ノアル所ハ勝手ニ運搬坑道ヲ通ツテハナラヌ、入道ガナクテ通フネバナラヌ時ハ炭車ノ昇降及捲網ニ氣ヲ付ケナサイ
- 五、入坑時間ニ遅刻シテハナラヌ遅刻シタ者ハ其日ノ證明金ハ使ハレマセヌ
- 六、公傷ノ爲出坑スル時ハ係員ニ申出デ必ズ假證明書ヲ貰ハナケレバナラヌ
- 七、坑道ヲ通行スルトキハ電燈線、信號線、電線線ニ觸レテハナラヌ
- 八、尙鴨嘴等ノ作業用具ハ必ズ兩脇ニ抱エテ決シテ擔イデハナラヌ

(二) 探 炭

- 一、坑内作業場ハ凡テ係員ノ許可ヲ受ケ自分ノ仕事場デナイ所ヲ勝手ニ仕事シテハナラヌ
- 二、作業ニ掛ル前ニハ天井壁打柱等ニ危イ所ハナイカ能ク調べテ手當ヲ施シタ後ニ爲サナケレバナラヌ(薄イ天井ノ剥落チサウナ所ハ落シテカラ作業ヲシナサイ)
- 三、支柱ハ別記ノ支柱規則ニ依リ立テネバナラヌ若シ係員カラ指圖サレテモ支柱ヲ施サナイトキハ出坑ヲ命ズルカ又ハ其日ノ稼賃金ヲ沒收サレマヌ
- 四、石灰ヤ印ノアル所ハ探炭ヲ止メテアルノデアアルカラ掘ツテハナラヌ
- 五、他人ノ仕事ヲ邪魔セヌ様靜カニセネバナラヌ又蓋リニ他人ヲ吃驚サセル様ナ

發破デ落シタ石炭ヲ小割セヌ事

係員ノ指圖ニ反シタ探炭法ヲシタモノハ處罰セラレル
發破孔ニハ三本以上ノ裝藥ヲナサヌ事
透堀後發破スル前ニハ充分其附近ヲ掃除シ碎石等ノ混入セヌ様注意シ貯炭場ハ必ズ板ヲ敷キ水切レヲヨクシ炭ヲ汚サヌ様ニスル事
這箱ヲ曳ク前ニ曳綱(カルキ)ヤ鈎等ガ破損シテ居ナイカ調べテカラ仕事ニカ、ル事

後山ガ先山ノ仕事場ニ近ク時ハ先山ノ振ル鴨嘴ニ注意スル事

(三) 運 搬

- 一、炭車ニハ決シテ乗ツテハナラヌ直捲場捲卸ノ所ハ棹取夫ノ他ハ乗ツテハナラヌ
- 二、炭車ノ分配ハピン切夫ノ指圖通り受ケ奪合ツテハナラヌ
- 三、勻配ノ急ナ所ヤ曲リ角ハ時ニ氣ヲ附ケテ炭車ヲ走ラセヌ様ニセネバナラヌ
- 四、天井ノ低イ所デハ炭車ノ縁ニ手ヲカケテ押シテハナラヌ脱線ノ時ナドニ大負傷スル事ガアルカラ最モ用心セネバナラヌ
- 五、卸坑道ノ一本鎖ノ閉閉ヤ信號ニハピン切夫ノ外手ヲ觸レテハナラヌ
- 六、自己ノ運搬シタ炭ハ必ズ切羽名ト其車數トヲ搬出炭車數調ニ明記シテ係員ニ提出シナケレバナラヌ其際虛偽ノ報告ヲシタ時ハ罰セラレ

(四) 通 氣

- 一、風廻シハ大切ナルモノ故風門、張切、張出、風種、風橋等ヲ壞シテハナラヌ
- 二、門ヲ開ケタラ必ズ閉メナケレバナラヌ
- 三、二重門ハ同時ニ開ケテハナラヌ
- 四、日貫ヤ風道ニハ研ヤ材料類ヲ積上ゲテハナラヌ
- 五、切羽ガ舊坑ニ貫ケタラ係員ニ知ラセ決シテ這入ツテハナラヌ毒瓦斯ノ爲一息ニ息ノ後命ヲ取ラレル事ガアルカラ

(五) 瓦 斯

- 一、瓦斯ノ存在區域デ作業スル人ハ瓦斯ニ關スル指示ヲ充分記憶シテ之ヲ守ラネバナラヌ萬一不注意ノ爲メ煤發ヲ起スト自分ハ勿論多數ノ人々ガ一度ニ不幸ヲ招ク事ガアルカラデア
- 二、安全燈ノ取扱ヤ注意事項ハ別ニ記シタ規則ヲ嚴守スル事

大層ヲ擧ゲタリシテハナラヌ

- 六、鴨嘴使用中ハ規定ノ飛炭防ギノ金網ヲ必ズ眼ニ掛ケル事ヲ忘レテハナラヌ若シ之ヲ掛ケズニ負傷シテモ公傷ノ取扱ヲセヌ又帽子ト手袋ハ是非用キテモラヒタイモノデア
- 七、仕事場ハ常ニ清潔ニシテ古材ハ叮嚀ニ片付ケナケレバナラヌ
- 八、炭柱ヲ許シナク振クコト(盤堀)ハナラヌ坑内デ炭柱ヲ傷ツクル者ハ最モ重ク罰セラレ
- 九、自己ノ探炭車數ニ付虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ稼賃金ノ一日分他人ノ探炭ノ札トスリ換ヘタル者ハ最モ重ク罰セラレ
- 十、探炭夫ハ左ノ探炭用具ヲ揃ヘナケレバナラヌ、イ、鴨嘴丁以上、ロ、切頭ハ、タガネ、ニ、キウレン、ホ、鋸、ヘ、斧、ト、三箱、チ、炭札(一面ニ切羽名他面ニ自己ノ氏名ヲ書クコト)、リ、スコップ、ヌ、カルキ、ル、小槌
- 十一、探炭方法
比較的硬イ石炭デスカラ能ク炭ノ目ヲ注意シテ打込ミナサイ
中炭透シ
帶以下ヲ下帶際ヨリ透シ込ミ約三尺以上透シ發破又ハ鴨嘴等ニテ帶ヲ落シ上炭ニ發破孔ヲ穿チテ發破シテ探炭スルコト
八尺層探炭
中炭透シヲナシタル後上炭ヲ探炭シ其切羽面カラ約五尺位後レテ下帶際ニ穿孔シテ發破シ探炭スル事
上層探炭
上層ノ帶下ヲ透シ込ミ上層ニ發破シテ探炭ス
上層ノ上層ノミ探炭スルトキハ帶際約五寸位ニシテ深約三尺位透シ發破シテ探炭スル事
本層上層ヲ探炭スルトキハ帶石ハ叮嚀ニ一定ノ場所ニ積ム事
決シテ面堀ヤ丸發破ヲカケテハナラヌ
透シ堀中崩壞ノ虞アルトキハ張り木切張リヲ施シナサイ
探炭中ハ天井及炭壁等ノ緩ニ注意スル事
拾石ハ必ズ積ム事

三、瓦斯ノ有無ヲ能ク安全燈デ確メ虚報ヲ人ニ傳ヘテ他人ヲ迷ハセテハナラヌ

- 四、坑内切上ノ箇所ハ特ニ瓦斯ニ注意シ又出水アルトキハ往々瓦斯ヲ誘引スルモノデアアルカラ直ニ係員ニ知ラセナケレバナラヌ
- 五、瓦斯ノ存在區域ニ作業スル者ハ搜檢ヲ受ケネバナラヌ發火具煙草類ヲ携帯シテ居ルモノ又ハ瓦斯ニ關スル注意ヲ嚴守セヌモノハ最モ重イ處罰ヲ受ケネバナラヌ
- 六、瓦斯區域デ作業スル人ハ警標ニ注意シ之ヲ守ラネバナラヌ

(六) 電氣及機械

- 一、係員ノ外出人ヲ禁ジテアル機械室ニ入ツタモノハ相當ノ處罰ヲサレ
- 二、坑道通行中又ハ作業中電燈線、信號線及ケーブル線ニ觸ラヌ様注意ガ必要デア
- 三、特ニ電線ニ物ヲカケル事ハ嚴禁スル
- 四、坑道機械場附近修繕ノ際ハ電線類ニ傷害ヲ與ヘザル様指定ノ方法ヲ探リ尙係員ニ報告ヲシテ後ニ行ハネバナラヌ
- 五、動力操業ニダツザサルモノハ思慮ヲ缺イダ少シノ過失ガ思ヒモヨラヌ重大事ヲ惹起ス事ヲ常ニ念頭ニ置イテ一舉手一投足モ輕々ニシテハナラヌ

(七) 雜 則

- 一、作業場ハ特ニ清潔ニシテ埃レ屑ヲ叮嚀ニ片付ケル事ヲ釘ナド思ハヌ負傷ノ事ガアルカラ
- 二、大便ハナルベク坑外デ用フ足ス事
- 三、作業場ヲ不潔ニスル事ハ恥デア
- 四、負傷者ノ手當ハ凡ソ左ノ通り
イ、創傷ニハ病原菌ノ侵入セヌ様ニスル事ヲ肝要デア、直接紙布指等デ觸レ又ハ洗フノハヨクナイ、土地岩石等ガ創内ニアルトキハ注意シテ取り去リ血ノ凝リ固リ附イタトキハ之ヲ剝シテハナラヌ
ロ、出血ノ少イトキハ清潔ナ布ヲ壓ヘレバ充分デアアルガ多イトキハ心臓ニ近イ部分ヲ太イ紙、帶ノ様ナモノデ緊メツケナケレバナラヌ
坑内見張ニ應急手當兩ガ備ヘテアル
ハ、強イ打撲傷ヲ受ケタモノガアルトキハ其負傷ノ部分ヲ動かサヌ様靜カニ運搬セネバナラヌ

- 二、悪瓦斯ニ酔ヒ辛倒シタモノガアル時ハ空氣ノ良イ所ニ連レ出シ人工呼吸法ヲ施スガヨイ
- ホ、電撃ヲ受ケタモノガアル時ハ乾イタ木棒様ノ電氣ヲ導カヌモノデ注意シテ速カニ電源ヨリ放シ應急手當ヲ加ヘ假死ニ陥ツタ者ハ出來得ル限り早ク良空氣ノ所デ人工呼吸ヲ施シ少クトモ二時間ハヤラネバナラヌ
- ハ、人工呼吸法
假死者ヲ伏臥セシメ頭ノ方ニ向ツテ其ノ腰ノ上ニ跨リ兩掌ヲ胸ノ後部ニ當テ先ツ己ノ重サヲ兩手ニカケル様ニシテ強ク下方内側ニ壓スル次ニ直ニ其手ヲ緩メテ胸ヲ擠セ之ヲ連續シテ規則正シク一分間十五回位行フノデア人工呼吸法實施中舌ヲ引キ出シテオクコトヲ忘レテハナラヌ
- 三、非常ノ災害ノ起ツタ時ハ精神ヲ沈靜ニシ狼狽セズ係員ノ指揮ニ從フノガ最も安全デア

内郷炭礦、小野田炭礦

坑内従業員一般心得

- 一、入坑者ハ輕裝(帽子脚絆、地下足袋着用)シテ作業用具以外ハ携行スベカラズ
- 二、従業員ハ入坑ノ際必ず證票ヲ當該事務所ニ差出スベシ
- 三、従業員ハ酒氣ヲ帶ビテ入坑スベカラズ
- 四、安全燈ハ町重ニ使用シ勝手ニ開閉ヲナスベカラズ
- 五、安全燈ニ破損アル時ハ直チニ交換スベシ
- 六、人車又ハケージニ搭乘スル時ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
イ、搭乘者數ハ定員タルベシ
ロ、到着順序ニ搭乘スベシ
ハ、飛乗、飛降スベカラズ
- 七、通路ハ既定ノ人道ニ依リ他ニ通路ナキ場合ノ外運炭斜道ヲ通行スベカラズ
- 八、入坑者ハ常ニ天井開壁、崩落並ニ支柱ニ付キ注意スベシ
- 九、坑内非常時ニ際シテハ番割ヲ受ケタルモノ、外入坑スベカラズ
- 十、火藥類ヲ坑内ニ携帯スル時ハ火氣ニ注意スベシ
- 十一、不發發破ハ少クモ點火後十五分ヲ經ルニアラザレバ近寄ルベカラズ

四トナルコトアリ注意スベシ

- 二、通行ハ人道又ハ定メテラレタル坑道ヲ以テシ交通遮斷ノ場所ニ入ルベカラザルハ勿論許可ナクシテ他ノ場所ニ立チ入り又ハ許可ナキ道筋ヲ通ルベカラズ
- 三、職務上必要アルモノ及時ニ係員ヨリ許可セラレタルモノ、外決シテ炭車臺車ニ乗ルベカラズ
- 四、休憩セントスルトキハ人道又ハ日抜口等ノ安全ナル場所ヲ選ビ坑道ノ中央又ハ軌道等ニ横臥スベカラズ

第四章 安全燈

- 一、安全燈ノ借り受ケ又ハ返還ハ必ず自身ニテ之ヲナスベシ若シ不完全ノモノヲ借り受ケタルトキハ速ニ交換フベシ
- 二、借り受ケタル安全燈ハ坑内以外ニ携行シ又ハ他人ノモノト取り換フベカラズ
- 三、安全燈使用ノ際ハ次ノ事項ニ注意スベシ
イ、安全燈ハ絶対ニ開クベカラズ
ロ、燈火消エタル場合ハ火番所ニ至リ點火ヲ乞フベシ
ハ、安全燈ノ火焰ハ濫リニ伸大スベカラズ常ニ其長サヲ硝子ノ二分ノ一以下トスベシ
ニ、安全燈ハ安全ナル場所ニ眞直クニ置き濫リニ振リ動カシ又ハ傾斜セシムベカラズ
ホ、安全燈ハ天井ニ接近シテ置クベカラズ爆發瓦斯ハ高所ニ溜ルモノナルガ故ナリ
- ヘ、安全燈ノ火焰伸大シ消火スル場合ハ之ヲ放棄シ又ハ吹消スコトヲ得ズ靜カニ燈芯ヲ引下グルカ着衣類ヲ以テ燈ヲ被覆シ安全地帯ニ退却スベシ
- ト、安全燈ノ點火シタルマ、之ヲ坑内ニ置キ去ルコトヲ得ズ
- チ、安全燈ノ破損又ハ故障ヲ發見シタル場合ハ運搬ナク消火シ係員ノ指揮ヲ受クベシ
- 四、安全燈ヲ破損又ハ紛失シタルトキハ相當價格ノ賠償ヲナスベキモノト心得ベシ但シ事業上止ムヲ得ザル場合ハ係員ノ證明ニヨリ之ヲ免ズルコトアルベシ

第五章 發破

- 一、係員ノ許可ナキ場所ニテハ決シテ發破スベカラズ
- 二、爆發藥ノ裝填込物ハ必ず會社ヨリ給與セラレタル粘土ヲ使用シ薬層及炭粉ハ

- 十二、發破ノ際ハ大聲ニテ附近ニ知ラセ發破ノ終ル迄要路ニ於テ之レガ警戒ヲナスベシ
- 十三、坑内ニ於テ休憩スルトキハ周圍ノ安全ナル處ヲ選ビ本線捲立等ノ危險ナル場所ヲ避クベシ
- 十四、坑内ニ設置シアル機械電氣其他ノ設備ニ對シ擔當者以外ハ手ヲ觸ル、ベカラズ
- 十五、入坑者ハ坑内ニテ異狀ヲ認メタルトキハ尤モ迅速ナル方法ニヨリ係員ニ急報スベシ
- 十六、探炭跡或ハ木柵板張内等ノ平素出入セザル箇所ニハ濫ニ立チ入ルベカラズ
- 十七、番人ノ居ラザル箇所ニ於テハアセチリンランプ等ノ裸火ヲ置キタルマ、其位置ヲ離ルベカラズ
- 十八、出坑ノ時ニハ先ニ差出シタル證票ヲ受ケ取り決シテ置キ去リニナスベカラズ

入山炭礦

入坑者心得

- 一、保安取締其他作業上ニツキ命令セラレタルコトハ必ずゾク守リ實行ヲ怠ルベカラズ是レ坑内保安ノ最大良法ナレバナリ
 - 二、保安取締履行ノタメ坑口又ハ坑内作業場ニ於テ隨時携帯品ノ検査ヲ行フニ付キ豫メ心得置クベシ
 - 三、本心得ニ違背スル時ハ鑛業警察規則ニヨリ相當處罰セラル、ハ勿論當所ヨリモ相當ノ處分アルモノト心得ベシ
- 第二章 煙草及發火具
- 一、入坑ノ際シ發火具、煙草、煙管類ノ携帯ハ絶體ニ之ヲ禁ズ
 - 二、坑内ニ於テハ火番又ハ見張所ニ備付アル煙草以外ニハ喫煙スベカラズ
- 第三章 通行
- 一、人車ニテ入坑又ハ昇坑スル際ハ靜カニ且順序ヨクシ係員及乘廻ノ指圖ニ從フベシ又ハ哨響鐵棒等ハ必ず道具箱ニ入ルベシ携帯ノ儘乘車スルトキハ負傷ノ原

絕對ニ使用スベカラズ

- 三、込棒ハ必ず木製ノモノヲ用キ決シテ鐵製込棒ヲ用ユベカラズ
- 四、點火前附近ノモノニ發破筒所及數ヲ警告シ又發破ノ地點ニ通ズル坑道ノ要所ニ於テ見張ヲナシ不意ニ局部ニ入り來ルモノヲ防止スベシ
- 五、點火ニハ必ず線香火ヲ用ユベシ
- 六、裝藥ニ點火シタル後不發ノ場合ハ少クトモ十五分間ハ其場所ニ近寄ルベカラズ
- 又充填物ヲ絕對ニ掘出スコトヲセズ係員ニ届出テ指揮ヲ受クベシ
- 七、火藥類ハ大切ニ取扱フベシ若シ自宅ニ持歸ル時ハ坑則ニ背クノミナラズ火藥取締規則ニ依リ處罰セラルベシ

第六章 爆發瓦斯炭塵及通氣

- 一、切羽ニ於テ安全燈ノ焰自然ニ増大シ又ハ青白キ焰ヲ發スルトキハ爆發瓦斯ノ存在スルモノナルニヨリ直チニ係員ニ報告シ指揮ヲ受クベシ
- 二、切羽ニテ生ジタル粉炭ハ残りナク炭車ニ積込ム様心得ベシ
- 三、切羽ハ撤水ヲ命ゼラレタルトキハ必ず之ヲ實行スベシ
- 四、坑内ノ門扉「ピラ」等ヲ通過シタル後ハ必ず能ク之ヲ閉鎖スルコトヲ忘ルベカラズ分量門ノ戸ハ係員ノ許可ナクシテ決シテ増減スベカラズ是等ハ何レモ通氣ノタメ大切ナルモノニシテ其注意ヲ怠レバ大事ヲ引起スコトアルニヨリ能ク注意スベシ

第七章 電氣及火災

- 一、總テノ電氣裝置ニハ決シテ手ヲ觸ル、ベカラズ又「ケーブル」其他總テノ電線ニハ決シテ觸ル、安全燈等ヲ懸クベカラズ
- 二、電氣、機械ケーブル其他ノ原因ニヨリ發火セルヲ發見シタルトキハ極力消火ニ努ムルト同時ニ附近ノ電工、職工及係員ニ急報スベシ
- 三、萬一發火セルトキハ用意シテ坑内詰所、ポンプ座、捲揚、電氣閉閉所ニ左記消火用品ノ備付アルニヨリ應機使用スルコトヲ忘ルベカラズ
消火器、空罐、消火液

第八章 負傷

- 一、落盤、飛石、炭車、釘踏、亡リ倒レ等ニ依リ負傷ハ多クハ各自不注意ノ結果ナルニヨリ常に注意スベシ

二、負傷セル場合ニハ必ズ當日係員ヨリ説明書ヲ受ケ昇坑後直チニ病院ニ至リ診療ヲ乞フベシ

小田第二坑

従業員心得

- 一、就業時間ハ遵守スベシ
二、就業者ハ輕装シテ作業必需品ノ外携帶スベカラズ
三、就業ノ際ハ必ズ鐵札ヲ着到係ニ差出スベシ
四、鐵札ハ他人ニ貸與シ又ハ之ヲ托スベカラズ
五、非常事變ニ際シテハ番割ヲ受ケタルモノ、外人坑スベカラズ
六、酒氣ヲ帶ビテ就業スベカラズ
七、係員ノ指揮命令ヲ遵奉スベシ
八、諸規則並ニ心得等ヲ遵守スベシ
九、石炭ノ盛堀、濫堀スベカラズ
十、他人ノ探堀シタル石炭ヲ竊取スベカラズ
十一、擔當者ノ外捲揚鐵車ニ搭乘スベカラズ
十二、就業者クハ通行禁止ノ箇所ニ立ち入り又ハ通行スベカラズ
十三、機械電氣工作物其他ノ設備ニ對シ擔當者ノ外一切手ヲ觸ルベカラズ
十四、事業場ヨリ物品ヲ持歸リ或ハ物品ヲ濫費スベカラズ
十五、濫リニ所屬箇所ヲ離レ又ハ勤務時間中睡眠スベカラズ
十六、火氣取扱ニ注意スベシ
十七、天井、側壁並ニ支柱等ニ付キ細心ノ注意ヲ拂フベシ
十八、休憩ノ際ハ周圍ノ安全ナル箇所ヲ選ビ本線捲立等ノ如キ危險ナル場所ハ避ケベシ
十九、坑内外ニ於テ異常狀ヲ認メタルトキハ直ニ係員ニ急報スベシ
二十、常ニ衛生ニ注意スベシ
二十一、退場ノ際ハ必ズ鐵札ヲ受取り決シテ之ヲ置キ去ルベカラズ

好間炭礦

一般心得

- 一、坑内ノ通行時又ハ大勢込ニ合ツテキル場所デハ第一ニ火藥箱ニ氣ヲ付ケ次ニ持つテ居ル諸道具ヲ落サヌ様若シ斧鋸ヲ持つテキル時ハ又ハ露ハサヌ様ニセネバナリマセン
一、前カラデモ後カラデモ電車ガ來タ時ハ通ツテシマフ迄立止マツテ安全ナ所ニ體ヲ寄セテ居ナサイ
一、勾配ノ強イ坑道ヲ通ルトキハ手押鐵車ノ走ル音ヲ聞キ分ケ鐵車ノ近付カヌ間ニ通ツテシマイナサイ
一、危險ナ事柄ヲ發見シタ時ハ直ニ係員ニ知ラセナサイ
一、ボロ、紙類、木屑、絲屑、糞類等ヲ燃シテハナリマセン
一、仕事ニ用ノナイモノヲ持ツテ入坑シテハナリマセン
一、ドンナ場所ニデモ惡戯ニ研ヤ其他ノ物ヲ捨テダリ投ゲ込デハナリマセン
一、低イ坑道デモ頭ヲ打ナツケタリ電線ニ觸ツタリセヌ様注意シナサイ
一、諸機械、電線、鐵管ノ「ヴアル」及空氣管ノ「ヴアル」等ニハ一切手ヲ觸レテハナリマセン
一、複線坑道ヲ通ルトキニハ實車線ト空車線トヲ良ク辨ヘ又赤色電燈ノアル所ハ危險注意ノ標示デアル事ヲ忘レテハナリマセン
一、坑内デ休憩スル時ハ必ズ柱足ヲ背ニシ押木ノ下ニ居ル様ニシナサイ
一、梓木ニ疵ヲ付ケテハナリマセン
一、禁止サレテアル場所ヤ坑道ニ立入り又ハ通行シテハナリマセン
一、支柱ニ就テノ心得
一、支柱ガ曲ツタリ傾イタリ又支柱ノ間ヤ坑道ノ冠カラ研ガモメテ落チタリスルノヲ見タ時ニハ直ニ係員ニ知ラセナサイ
一、坑道ニ支柱假柵ヲ設ケル時ニハ脚クトモ鐵車ノ高サヨリ五寸以上高クシナクテハナラヌ
一、右ノ假柵ニ梯子ヲ用フル場合ニ「レール」カラ相當ニ離シテ鐵車電車ノ通ル妨ゲニナラヌ様ニ置カネバナラヌ
一、總テ支柱諸請ハ仕カケタ仕事ヲ仕達ゲナイデ退場シテハナラヌ若シ不心得退場シナケレバナラヌ時ニハ危クナイ様ニシテ置カネバナリマセン
一、釘ノ刺ツタ板ヤ木、梯子、古木等ヲ坑道ニ投放シテ置イテハナリマセン
一、使用殘リノ材料ハ何時デモ使ヘル様ニ整理シテ置カネバナリマセン

- 一、酒ヲ飲ンデ仕事場ニ出テハナラヌ
一、仕事着ハ洋服、法被、其他體ニビタリト密着モノヲ着ナケレバナラヌ
一、仕事中心ニ傍見坐眠雜談等ヲシテハナラヌ
一、總テ機械ハ故障ノナイコトヲ確メテ使ヒナサイ
一、大勢同ジ場所ニ集ツテ仕事ヲスルトキハ相互ニ氣ヲツケテ混雜ヲ避ケネバナラヌ

- 一、ドンナ場所ニ居テモ火ノ用心ト云フコトヲ忘レテハナラヌ特ニ木屑、落葉、枯草、糞等ノ有ル所デ焚火ヲシタリ烟草ヲ喫ンダリシテハナラヌ
一、自分ノ取扱ノモノデ無イ機械ヤ器具ニ濫リニ觸ツテハナラヌ
一、變事ノアツタトキハ危險ヲ認メタトキハ直チニ係員ニ知ラセナサイ
一、休日ノ翌日ニハ兎角疎漏ガチデ負傷ガ多イカラウツカリシテ過失セヌ様良ク氣ヲ付ケナケレバナラヌ
一、仕事ニ關シテハ如何ナル場合デモ係員ノ指揮命令ニ從ハネバナラヌ
一、信號或ハ電話ノ設ケ有ル所ニ居ルモノハ何時デモ一回ノ信號デ應ズル事ガ出來ル様常ニ緊張シテ居ラネバナラヌ
一、以上ノヲ要スルニ「常ニ氣ヲ確カニ持つテヨク萬事ニ心ヲ配ル」ト云フ事デアルカラ此一言ヲ忘レテハナラヌ

坑内一般ニ就テノ心得(一般支柱、切端、運搬)

- 一、下駄ヤ足駄ヲ穿イテ入坑シテハナリマセン
一、總テ入坑スル時ハ帽子カ手拭ヲ冠リ勦意表ヲカケカんでら、就業證、かあばいと入、まつち入等ヲ忘レテハナリマセン
一、帽子ヤ手拭ハ耳ガ隠レヌ様ニ冠リナサイ
一、無斷デ見張所、機械室、火藥渡場、物置、水溜等ニ入ツテハナリマセン
一、丹攀水デ眼ヲ傷メヌ様ニ注意シナサイ
一、坑道ヲ歩ク時ハ體ハモトヨリ自分ノ持つテキル道具等デ電線ヤ電燈ニ觸ラヌ様氣ヲ付ケナサイ
一、暗イ所カラ明ルイ所ヘ又明ルイ所カラ暗イ所ヘ行クトキハ急ガヌ様ニシナサイ
一、坑道仕練箇所ノ下ヲ通ルトキハ先ヅ其作業者ニ通過ノ可否ヲ訊シ、「ヨシ」ト云フ應答ヲ聞イテカラ通ラネバナリマセン

- 一、吊積ノ防柱ハ押木ノミニ保タセズ根入ト切上トヲ完全ニシテ施サナクテハナリマセン
一、切端ニツイタ時ハ先ヅ鶴嘴カ槌デ天井側壁引立等ヲタ、イテ其響デ石目、利石、浮石等ヲ判斷シ後仕事ニカ、ル段取シナサイ
一、大理石ヤ大浮石ハタ、イテモ一向ソラシクナイ音ヲ發スル事ガアルカラ早合點ヲセヌ様注意シナサイ

切端ニ就テノ心得

- 一、天井カラノ射水ハ長イ間ニ大概ハカレルモノデアアルガ下盤カラノ出水ハ多クナルトモカレナイモノト心得タガゴロシイ
一、切羽ガ舊坑ニ貫通スルト水、炭酸瓦斯、沼氣等ノ噴出ヲ見ル事ガアルカラ貫通前ニ相當ノ注意ヲ拂ハナケレバナラヌ(ボートデ突ク等)
一、切端附近ノ足場ハ常ニ方付ケテ置カネバナラヌ
一、相掘其他混雜ノ場合ハ鶴嘴ノ使ヒ方ニ注意シオ互ニ怪我ヲセヌ様ニシナケレバナリマセン
一、「ヒツク」ハ可ナリ重イモノデアアルカラ之ヲ使フ時ハ足、腰ニ力ヲ入レ手金カ足許ニ返ラナイ様ニ注意シナケレバナラヌ
一、鼠ニ辨當ツカマレル事ハ衛生上面自クアリマセンカラ注意シナサイ
一、使用殘リノ炭票ハ必ズ着到ニ返サバナリマセン
一、運搬ニ就テノ心得
一、運搬ハ早イ事ヲ貴ブガソレガ危險ヲ伴ヒ易イノデアアルカラ過失ナシニ早クスル事ガ肝心デアリマス
一、何ニヨラズ不完全ナ運搬具ハ一切之ヲ用ヒテハナリマセン
一、材料ヲ運搬スル場合ハ其ノ物ノ重サト大キサトヲ考慮シ程ヨク積ミナサイ
一、人車以外ノ運搬車ニハ一切乗ツテハナリマセン
一、線路ニ故障ノアル時ハ鐵車ヲ無理ニ通サズニ係員ニ知ラセナサイ
一、發車ノ際鐵車、捲揚ゲノ信號ヲスル前ニ必ズ各車ノ連結ヲ見ネバナリマセン
一、連結「ピン」ハ抜ケヌ様ニサ、ネバナリマセン具合ノ惡イモノハ必ズ取替ヘテ使ヒナサイ
一、空車使用ノ際ノ「シヤコピン」ハ麻繩ニテ充分結束シナサイ
一、運轉中ノ「ロープ」ハ踏イダリ滑ツクシナイ様ニシナサイ

- 一、運搬坑ヲ通行シタリ又休憩スル事ハ嚴禁デス
- 一、空車ヲ捲立ニ這入ル時ハ其附近ニ居テハナリマセン
- 一、捲立ニ出テキル鐵車ニ後カラ鐵車ヲ打付ケヌ様ニシテ下サイ
- 一、特ニ連結シテキル人ガ居ル場合ハ尙更デス
- 一、鐵車(實車、空車共)ヲ手押スル時ハ時々前方ヲ視又後ニモ注意シテ下サイ
- 一、坑道ノ甚ク低イ箇所ハ鐵車ノ上ニ手ヲカケズニ押シテ下サイ
- 一、線路ノ研ハ何時デモ奇麗ニ拂ツテ置カネバナリマセン
- 一、「ローラー」ハ必ず完全ナモノヲ付ケテ置カネバナリマセン
- 一、脱線恢復ノ際手ヤ足ニ怪我ヲスル事ガ多イカラ注意シテ下サイ
- 一、「チップラー」ニ實車ヲ差込ム時デモ後方ノ注意ヲ缺イテハナリマセン
- 一、捲機運轉中ニ運搬坑々底ニ近寄ツテハナリマセン
- 一、一週間一度「ビン」及「鎖」ノ規定ハ必ず勵行セバナラヌ
- 一、其方法ハ先ヅ「ボロ」ヲ以テ「ビン」ヲ鎖ノ泥ヲ奇麗ニ拭取リ日ニ見ユル疵ノ有無ヲ調べ尙無疵ト思フモノデモ之ヲタ、キ其打音ニ依テ良否ヲ決定スルコト
- 一、連結者デ若シ是等ノ疵ヲ見付ケテ申告シタル人ニハ相當ノ賞與ヲ與ヘマス
- 一、鐵車ノ車輪ニ使用シアル「ローラー」覆ノ緩メルモノハ締付ケタル後使用ノコト
- 一、注油ノ缺乏セルモノハ注油ヲナシタル後ニ使用ノコト

- 一、電熱器及電燈ノ「スイッチ」又ハ變壓器ノ側ニヨツタリ手ヲ觸レタリシテハナリマセン
 - 一、作業中坐眠スルト危險デスカラ注意シテ下サイ
 - 一、運轉中ノ「ベルト」ノ側ニヨツテハナリマセン
 - 一、精炭ヲボタ受ニ投ケ入レヌ様注意シテ下サイ
 - 一、作業中無駄話ヲシテハナリマセン
 - 一、ボタ打ヲ使フ時ニハヨク眼ニ飛石ガ來マスカラ注意シテ下サイ
 - 一、流ニキル人ハ拾フ可キモノヲ拾ヒ漏サヌ様注意シテ下サイ
 - 一、「クラッシュヤ」ハ少シデモ空運轉ヲサセヌ様注意シテ下サイ
 - 一、休館中デモ手袋修理ノ外編物、裁縫等ヲシテハナリマセン
 - 一、運轉機室及運轉夫ノ休憩室ニ這入ツテハナリマセン
- 大工、土工ノ心得
- 一、土砂ヲ運ブ爲メノ足場ハ落チナイ様ニシツカリ架ケテ置カネバナリマセン
 - 一、土砂切取ノ時ニハ片「トンネル」ノ様ニ掘ツテハナラヌ間知石ヤ才石ヲ探ル時ニハ破片ガ飛散スル様ニ氣ヲ付ケネバナラヌ
 - 一、仕事場ノ下ノ方ニ往來ノアル時ハ石ヤ土ヲ落サヌ様ニ心掛ケ若シ落サナケレバナラヌ時ハ人ガ通ツテ居ナイ事ヲ確メタ上デシテ下サイ
 - 一、足場ハシツカリ作ラネバナラヌ危イ足場ニ上ツテハナラヌ
 - 一、足場ヲ歩ク時ハイクラ措レテキル者デモ良ク用心シ決シテ大膽ナ眞似ヲシテハナラヌ
 - 一、足場ヲカケル時丸太ヤ其他ノ材料ヲ落シテハナラヌ
 - 一、釘ノ付イテキル板ヲ仕事場ヤ人ノ通ル所ニ拾テ置イテハナラヌ
 - 一、刃物ヲ使フ時ハヨク心ヲ落付ケ自分ノ道具ヲ怪我ヲセヌ様ニセバナラヌ
 - 一、其日、其日ノ掘削ハ危險デナイ場所ヲ選ンデ燃スカ拾テルカ或ハ川ニ流スカ兎ニ角工場内ニハ一片デモ置イテハナラヌ

鐵索ニ就テノ心得

- 一、鐵索ト鐵器トノ間ニハ必ず定マツタ隔リヲ置カネバナラヌ
- 一、定マツタ重サ及大サ以上ノ物ヲ載セテハナラヌ
- 一、鐵器ノ「クリップ」ガ常ニ充分鐵索ヲカシテキルカ否カニ注意ヲ缺イテハナラヌ

選炭ニ付テノ心得

- 一、選炭婦(夫)ハ運轉信號ガアツタナラバ「バンド」ヲ回轉ガ始マラヌ前ニ各自ノ部署ニ就キテ下サイ
- 一、選炭婦ハ必ず兩手ヲ使ハネバナラヌ
- 一、「バンド」ノ硬炭受デ手ヲ狭マヌ様注意シテ下サイ
- 一、選炭中廢除ケ幕ノ外ニ手ヲ出シテハナリマセン
- 一、硬炭處理ニ當ツタ人ハ良ク前後左右ニ注意シテ「スコップ」ボタ打」支能等ヲ使ヒテ下サイ
- 一、兩手デ持ツ程ノ「ボタ」ヤ石ヲ投ケ入レル時其轍ニ當テルトハネ返ツテ怪我ヲシマスカラ注意シテ下サイ

- 一、注油夫ハ常に脚下ニ注意シテ落チナイ様ニシテ下サイ
- 一、「ビーム」等ノ不完全ナモノガ有ツタ時ハ直ニ係員ニ知ラセテ下サイ
- 一、如何ナル場合デモ鐵器ニハ特殊任務ニ在ルモノ、外乗セテハナラヌ

木材運搬ニ就テノ心得

- 一、積木ヲスル時又ハ積木ヲ取テ下ス時ハ木材ノユルミニ氣ヲ付ケ轉ビ落チナイ様ニシテ下サイ
- 一、木材ヲ臺車デ運搬スル時ハ掛繩ヲ充分ニシ坑内ニ送ル場合ハ規定以上ノ高さニ積ンデハナラヌ
- 一、木材ヲ二人デ擔グ際ハ可成同肩ニ擔ヒ卸ス時後方ノ者ハ前方ノ者ノ肩ガ已ト同一ナルヤ否ヤヲ確メテカラ合圖ヲナスコト
- 一、專用鐵道使用ノ心得
- 一、專用線ヲ使用スル時ハ列車發着ノ關係ガアルカラ其都度係員ノ指圖ニ從ハナケレバナラヌ
- 一、「臺トロ」デ線路ヲ下ル時ハ線路内ニ人ガ這入ラヌ様大聲デ知ラセル事
- 一、貨車ヲ手押人替ノスル時ハ貨車ノ側方デ押ス事

高炭採掘、礦原炭礦

坑内入坑者心得

- 一、服装ハ帽子、半纏又ハシャツ、洋服、脚絆、タビ(素足ナラザルコト)ヲ以テ身仕度ヲ固メ、「カンテラ」ヲ明クシテ入坑シテ下サイ
- 二、入坑ノ時鐵札ヲ繰込室ニ差出シテ作業場ノ刻寬及狀況等ニ付照合シテ下サイ
- 三、通行中通路ニ枕木、板片、又落石等ガアツタラ側壁ニ置イテ下サイ
- 四、坑内通行中ハ順序ヨク入坑シテ小走或ハ先ノ人ヲ追越シタリスル事ハ遠慮シテ下サイ
- 五、作業場ニ着イタツ其ノ作業場ヲ能ク調べテ變ツタコトガアレバ係員ニ知ラセテ其ノ指揮ヲ受ケ見通シニ岩石ガ顔ツテ居リ後山路ガ滑ル様ナ所ハ片付ケ又ハ始末シテ後事業ニ就テ下サイ
- 六、作業場デハ上勢側壁ハ常に注意シ、斷層ガ出來タリ水ガ出タラ直ニ係員ヘ知ラセテ下サイ
- 七、先山ハ探掘又ハ仕練中飛石又ハ研ノ落チ來ルトキナド日ニ炭粉ノ飛ビ來ラザ

高針炭礦

鐵索ニ就テノ心得

- 一、ル線ニ身體ヲ工夫シテ仕事ヲシテ下サイ
- 一、煤藥物ヲ使用シタトキハ強シクハ強シク出來タ箇所ヲ調べテ之ヲ完全ニ落シテ下サイ
- 一、殊ニ雷管ダイナマイト、導火線等ガ散亂シナイ様ニシテ下サイ
- 一、凡テ坑口又ハ坑内事務所ニ掲示ガアツタラ見落サナイ様ニ心掛ケテ下サイ

保安係

- 一、保安係員ハ毎日同鐵夫ノ就業場所及通行場所並ニ危險ノ惧アル場所ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ検査スベシ若シ危險ノ箇所アルヲ發見シタルトキハ直チニ危害豫防ノ處置ヲ爲シ其旨責任者ニ報告スル事
 - 一、保安係員ハ毎日巡視ノ都度各場所ニ於テ狀況及危害豫防ニ付爲シタル處置ヲ保安日誌ニ記載シ置ク事
- 探炭夫
- 一、通路坑道、中土及敷ノ巾ハ上ヲ丸形トシ四尺五寸以内トス
 - 二、探炭坑道、中土及敷ノ巾ハ上ヲ丸形トシ五尺以内トス
 - 三、柱壁ノ建方ハ各自ニ於テ注意ヲ加ヘ屈折セザル様採炭スルコト
 - 四、坑木ハ數フ三寸以上掘鑿シタル後取付ケル事
 - 五、坑木ハ各自ニ於テ整理シテ姓名ヲ記載シ置ク事
 - 六、荷揚札ハ各自ニ於テ整理シ入坑スル事
 - 七、坑場萬一災厄ニ罹リ各自使用ノ諸器具ヲ埋没シタル場合ハ其損害料トシテ價格ノ五分ヲ支給スルモノトス
- 後山
- 一、後山ハ毎朝運搬スベキ探炭夫ノ割當ヲ受ケガ土及屋根土ヲ支柱夫ノ指定シタル場所ニ運搬シ取付附ヲ爲ス事次ニ各自ノ運搬通路ヲ修理シ終ツテ後亞炭ノ運搬ニ從事スルモノトス
- 支柱夫
- 一、支柱夫ハ通路坑道ノ持人ニ從事スルハ常に後山及坑内雜夫ヲ指揮シテ通路ノ修理ヲ爲シ通行ノ障害ヲ來サヌ様注意スル事
- 坑内雜夫

一、坑内雑夫ハ保安係員及支柱夫ノ指揮ニ從ヒ坑内ニ於ケル諸般ノ雜務ニ從事スルモノトス

荷揚ケ掛ケ手

一、荷揚ケノ掛ケ手ハ支柱夫ノ指揮ヲ受ケ運搬通路ヲ修理シタル後荷揚ケノ掛ケ手ニ從事スルモノトス

注意 (一) 坑内へ出入スル者ハ昇降ニ際シ常ニ不測ノ災害ヲ招カザル様細心ナル注意ヲ加フベキ事

(二) 坑内ニ於テ使用スル坑場ニ屬スル諸器具ハ坑内ニ於ケル其日ノ作業終了後取廻メ必ず本場ニ保存シ置クモノトス

坑外運搬夫

一、坑外運搬夫ハ亞炭ノ手入及粉炭ヲ取り除キタル後運搬ニ從事スルモノトス

坑外雑夫

一、坑外雑夫ハ亞炭ノ乾燥手入ニ從事スルモノトス「コモ」ハ成ルベク破損セザル様注意シ取扱フモノトス使用ノ道具ハ必ず一定ノ場所ニ差置クコト

機械夫

- 一、機械係員及機械ノ運轉ニ從事スル者ハ常ニ左ノ事項ニ注意スベシ
(一) 機械係員ハ毎朝一回必ず汽罐及汽機ノ重要ナル部分ノ検査ヲ爲ス事
(二) 機械係員ハ毎日監視ノ狀況危殆豫防ニ付爲シタル處置機械ノ修理及休止其他重要ナル事項ヲ機械日誌ニ記載シ置ク事
(三) 汽罐ハ毎朝蒸氣力十封度ニ至レバ「ブロー」ヲ爲ス事ヲ怠ラザル事
(四) 「チウブ」ハ毎朝必ず掃除スル事
(五) 汽罐後部ノ粉掃掃除ハ月ニ一回必ず施行スル事
(六) 汽罐兩側ノ粉掃掃除ハ月ニ二回必ず施行スル事
(七) 機械ハ常ニ手入ヲ怠ラザル事
(八) 機械ニ必要ナル諸器具ハ必ず始末シ置ク事

山陽大嶺炭礦

鑛夫入坑及火藥取扱心得

當所ノ鑛夫ハ入坑及仕事ノスルニ付テ次ノ事項ヲ嚴格ニ守ラナケレバナラヌ

- 一、入坑ハ坑事務所ノ許可ヲ受ケテスルコト
二、酒ヲ吞シテ入坑スルコトハナラヌ
三、入坑時間ニ遅レタリ無斷デ休ンデハナラヌ
四、係員ノ命令ニハ背イテハナラヌ
五、坑内デ不案内ノ場所ニ立ち入ツテハナラヌ
六、人道ノアル所デハ勝手ニ捲卸ヲ通ツテハナラヌ、人道ノ無い所デ捲卸ヲ通ラネバナラヌトキハ捲卸、差面ニ注意スルコト
七、捲卸デ捲網ヲ踏グコトハ危イカラ十分注意スルコト
八、「通行禁止」ノ警標ノ樹テ、アル所ニ入ツテハナラヌ
九、古坑木ヤ古板ナドヲ踏ムト古釘ヲ踏ミ込ムコトガアルカラ注意スルコト
十、坑内デハ何時モ脚元、天井ナドニ十分ノ注意ヲ怠ツテハナラヌ
十一、定時間前ニ出坑シヤウトスル者ハ事情ヲ述ベ係員ノ許可ヲ受ケルコト
十二、切羽ハ係員カラ指定サレタ場所ニ限ルコト其他ノ場所又ハ炭柱ヤ炭壁ヲ削リ崩リスルコトハナラヌ
十三、切羽ニ行ツタラ仕事ニ掛ル前ニ必ず天井、壁、柱、打柱ナドヲ檢ベテ危クナイコトヲ確メテ上仕事ニ掛ルコト
十四、切羽ノ方向、柱入ナドハ一切係員ノ指定通りニスルコト
十五、入坑中ハ喧嘩口論ハ勿論懸々シイ舉動ヲシテハナラヌ
十六、炭車ノ走ル所又ハ曲リ角デハ大聲ヲ上ゲテ前ノ方ノ者ニ注意スルコト
十七、測量ノ際ハ其妨グトナラヌ様ニセバナラヌ
十八、受持鑛夫ノ外ハ炭車ニ乗ルコトハ出来ヌ
十九、受持鑛夫ノ外ハ合同線ヲ引イタリ轉轍器ヲ轉換シテハナラヌ
二十、通風門ヤ張り出シナドヲ開ケ放シニシテハナラヌ
二十一、通風ノ設備ニ故障ノアルコトヲ見出シタトキハ速ク係員ニ知ラスコト
二十二、炭車、軌道、捲網ナドノ運搬設備ニ故障ノアルコトニ氣付イタトキハ速ク係員ニ知ラスコト
二十三、機械類ヤ電氣ノ裝置ニ觸ツテハナラヌ
二十四、電線ハ危イカラ觸ツテハナラヌ若シ其ノ爲仕事ニ差支ヘルトキハ係員ニ届ケテ良キ方法ヲ探ツテ貰フコト

二十五、事變ノ起ツタトキハ極ク沈着イテ一切係員ノ指示ニ從ツテ動作スルコト

周章シテ大キナ失敗ヲスルコトガ多イカラ餘程注意ヲセバナラヌ

二十六、負傷者ガ出来タトキハ速ク係員ニ報告スルコトソシテ一方靜カニ負傷者ニ應急ノ手當ヲシテ坑外ニ助ケ出スコト

二十七、坑道ヤ切羽街道其外ドコデモ天井ヤ壁ノバレル様子ガアルカ又ハ危イコトノ迫ツタコトニ氣付イタトキハ直グニ係員ニ報告スルコト、但シ火急ノ場合ニハ便宜良イ應急ノ所置ヲシテ後直グニ係員ニ報告スルコト

二十八、坑内デ瓦斯ノ溜ツテ居ルコトカ又ハ新タニ瓦斯ノ發生シタコトニ氣付イタトキハ速ニ係員ニ報告スルコト

二十九、坑内デ發破ヲ掛ケルトキハ次ノ事項ヲヨク心得テソシテ之ヲ嚴格ニ守ラネバナラヌ

- 一、發破ヲ掛ケルニハ係員ノ指圖ヲヨク守ルコト
二、發破ニ點火スル前近傍ニ居ル人ニ知ラシメテ置クコト
三、發破ガ破裂セメトキハ少クとも十五分間ヲ過ギテカラデナケレバ其所ニ近寄ツテハナラヌ
四、發破ガ破裂セメトキハ決シテ夫レヲ掘リ出シテハナラヌ必ず係員ノ指圖ヲ受ケテ前ノ孔ニ餘リ近クナイ適當ノ所ヲ選ンデ更ニ孔ヲ鑿リソレニ發破ヲ掛ケルコト
五、發破ノ場メ物ハ粘土ノ様ナモノデ發火ヲ誘發スルコトノナイモノヲ使フコト
六、發破ノ詰棒ハ木製ノモノニスルコト鐵製ノモノハ使ツテハナラヌ
七、火藥ハ火ノ近クニ置イテハナラヌ
八、雷管ト爆藥ハ同ジ容器ニ入レテハナラヌ
九、凡テ火藥ヲ取扱フ器具類ハ當所指定ノモノニ限ル
十、導火線ハ切目ヲ正シク截ツテ徐カニ雷管ニ押シ入レ管口ヲ徐カニ緊ルコト
十一、藥包ニ雷管ヲ付ケルニハ藥包ノ包紙ノ端ヲ開キ其中ニ雷管ヲ其長サノ三分ノ二位押シ入レ前ニ開イタ包紙ヲ撮ミ寄セ雷管ノ口ニ粘ビ付ケルコト
十二、發破孔二個以上ノ「マイト」ヲ入レルトキハ必ず一個宛入レ一ツ毎ニ詰棒ヲ以テ空所ノナイ様徐カニ壓シ込ミ最後ノ雷管ト導火線ノ付イタ「マイト」ヲ徐カニ詰メ込ミ其上ニ填物ヲスルコト

- 十三、凡テ雷管ヤ爆藥ヲ扱フトキハ沈着イテ徐カニ動作シ取り落シタリ放リ出シタリシテハナラヌ
十四、「マイト」ヲ孔ニ押シ込ムニハ詰棒ヲ以テ徐カニ壓シ決シテ打込ム様ナコトヲシテハナラヌ
十五、濕氣ノアル孔ニ「マイト」ヲ使フトキハ導火線ト雷管ノ繼日カラ水氣ノ入ラヌ爲メニ膠付カ脂ノ様ナモノヲ塗付ケルコト
十六、「マイト」ガ凍流テ硬クナツタノヲ煖爐、炭火ナドノ傍ハ勿論ドナモノデモ強ク熱セラレタ金物ナドニアテ、温メテハナラヌ
十七、「マイト」ヲ凍流タノヲ温メルニハ鐵葉ノ空南ナドニ入レ温湯ノ中ニ浸ケダンノ「ニ軟クスル」ガ一番良イ方法デアアル
十八、發破ヲ掛ケタ後ニ燃エ殘リノ藥片ガアリハセメカヲ叮嚀ニ檢ベテ見ルコト
十九、發破ヲ掛ケテシマツタトキハ天井ヤ壁ヤ柱ナドニ弛ミガ來テハ居ラヌカヲ檢ベテ大丈夫ダト認メタ上デ仕事ニ掛ルコト
以上書カレタ條項ハ誠ニ大切ナ規則ヤ心得デアアルカラ各自十分ニ會得シテ決シテ背イテハナラヌ、若之ヲ守ラヌ者ハ相當ノ處罰ヲ受ケルコトニナツテ居ル

沖ノ山炭礦

保安心得

人ハ兎角大キナ變災ヲ恐レテ平素ノ小サナ變災ニ對シテハ餘リ顧慮セヌモノデストコロガ大變災ハ滅多ニナイモノデスガ小サイ變災、換言スレバ間違ハ毎日少クナイモノデ結局長イ月日ノ間ニハ大變災ノ損害ヨリモ平素ノ間違ノ損害ノ方ガ積リ積ツテ大キイモノニナリマス、ソシテ大變災モホソノ一寸シタ不注意カラ起ツテトウノ挽回スル事ノ出来ナイ様ナ大事ニナルモノデスカラ平常能クノ注意シテ各人が間違ノナイ様ニ負傷ヲセヌ様ニ心掛ケネバナリマセン、特ニ坑内火事トカ瓦斯爆發トカイフ事ハ一人ノ過デ多人數ガ死傷スル様ナ大事ニナリマスカラ格別ニ氣付ケネバナリマセン、今坑内ノ作業ニ付心得ベキ主ナモノヲ掲ゲマス。

一、瓦斯爆發

爆發瓦斯ハ日ニ見エナイ、空氣ノ様ナモノデ其ノ重サハ空氣ノ半分位デスソノ様ニ輕イノデ常ニ天井際トカ高落ノ所トカ棒ノ間杯ニ溜ツテ居ルモノデス、ソレデ瓦斯ガ少シデモ出ル處デハ少シダカラト餘リ氣ニセズニ裸火ナドヲ持ツテ行クトソレコソ大變デス、ソレデ休日ノ翌日トカ又ハ朝始メテ切羽ニ入ル時ナドニハ瓦斯ノ有無ニ關セズエツ等ヲ持ツテ必ズ空氣ヲ追出シタ後ニ火ヲ持ツテ行ク様ニ心掛ケネバナリマセン、即チ爆發瓦斯ハ裸火ナラバ直グ火ヲ引イテ大事ニナルノデス此ノ瓦斯爆發ノ災害ヲ避クルタメニ安全燈ヲ使フノデス、シカシ乍ラ安全燈デモ瓦斯ガ多イ時ニハ危險デアリマスガソノ時ハ大抵保安係ガ注意シタリ又ハ事業場ヲ中止シマスカラソノ時ハ十分氣ヲ付ケネバナリマセン、尙安全燈ハ使用法ヲ誤レバ安全デアリマセンカラソノ使用法ヲ左ノ通り規定シテアリマス各人ガ嚴重ニ守ラネバナリマセン

安全燈使用規則

- 一、五ツ段坑夫ハ必ズ當該規定ノ瓦斯安全燈ヲ用フベシ但シ保安係ノ認可アル特別ノ場合ハ此ノ限りニアラズ
- 二、安全燈ヲ受取ル場合ニハ良ク各部ヲ検査シ若シ不十分ナル箇所アル時ハ安全燈係員ニ改修ヲ乞フベシ
- 三、坑内ニ於テ安全燈破損故障若クハ消火シタル場合ハ其ノ儘之ヲ火番所ニ持チ行キ修繕又ハ點火ヲ乞フベシ
- 四、坑内ニ於テ安全燈ヲ開キ又ハ閉クニ用フベキ器具ヲ携帶スル事ヲ得ズ
- 五、安全燈ヲ天井ニ接シ又轉倒若クハ破壞ノ虞アル箇所ニ置クコトヲ得ズ
- 六、安全燈ハ濫リニ之ヲ振動シ若クハ傾クルコトヲ得ズ
- 七、安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑内ニ置去ルコトヲ得ズ
- 八、安全燈ノ火焰ハ濫リニ之ヲ伸大スルコトヲ得ズ
- 九、安全燈ノ火焰消火ヲ要スル場合ニハ之ヲ放棄シ又ハ吹消スベカラズ
- 十、安全燈破損シ又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火シ當該係員ノ指揮ヲ受クベシ
- 十一、五ツ段坑夫ハマツチ其ノ他發火具ヲ携帶スルコトヲ得ズ
- 十二、五ツ段坑夫ハ喫煙具ハ火番所ニ預ケ置キ切羽ニ持チ行クコトヲ得ズ
- 十三、五ツ段坑内ニ於テ喫煙セントスル時ハ火番所其他保安係ノ所定場所ニ於テナスベシ

十四、前各項ノ規則ヲ犯スモノハ相當ノ處罰ニ附スベシ

二、水 害

水害即チ海底ノ陥落又ハ多量ノ漏水トイフ事ハ俄ニ起ルモノデアリマセン、必ズ長イ間ノ前兆ガアルモノデアリマス、ヨシンバ大水ガ出初メテモ大事ニナル迄ニハ二三時間ヲ要スルモノデアリマスソレ迄ニハ事務所カラ相當ノ豫防ヲシマスガ平常ニ次ノ事ヲ心得テ置カネバナリマセン

- 一、高落ノシタル處ロングノ落跡等ヨリ水カ出ダシタ時、斷層層カラ水カ出ダシタ時、其ノ他意外ナ處カラ水カ出ダシタ時等ニハ早ク保安係ニ知ラスル事
- 二、警報用振鈴電話ニ關スル注意ヲヨク知ツテ置ク事
- 三、火 災

坑内火事程恐イモノハアリマセン、一寸シタ事カラ多數ノ人ガ死傷シマスカラ平素次ノ事項ヲ心得テ置カネバナリマセン

- 一、捲揚等油有ル處デハ絕對ニ喫煙セメコト
 - 二、何處デモ喫煙後ハ必ズ十分火ヲ消シテ置クコト
 - 三、坑内デ火ヲ弄バヌコト
 - 四、火番等蒸弁ノアル處又ハ良ク乾燥セル所デハ格別火ノ用心ヲスルコト
 - 五、火事トイフコトヲ知ツタ者ハ誰デモ一時モ早ク係員ニ知ラシ又電話ヲ事務所ヘ知ラスコト
 - 六、坑内各所ニ輕便消火器ヤ砂ガ置イテアルカラ砂ヲ振りカケ消火器ヲ使ヒ又ハポンプデ近處ノ水ヲ持ツテ早ク消スコト
 - 七、火事ノ所ヨリ奥ニ煙ガ行カヌ様直グ下手ノ戸ヲ明ケルコト
 - 八、火事ノ所ヨリ奥ニ居ツテ煙ノ爲メニ上ル事ノ出來ナイ者ハ無理ニ上ラズ成ルベク奥ノ方ニ逃ケテ着物トカドングロス等デ煙ノ來ナイ様ニシテ待ツテ居ルコト
- 四、平素ノ負傷
- 平素ノ負傷ハ殆ド不注意カラ起ルノガ大部分デ日本ノ炭坑ノ平均ハ一年ニ全部ノ人ガ一度負傷スル割合即チ十割ニナツテ居マスガ當坑デハ皆サンノ注意深イノデ平均三割位、即チ十人ノ内三人負傷スル割合ニナツテキマス、今其ノ主ナル原因ヲ記シマスト次ノ様デアリマス
- 一、炭車ニ「ボルト」ヲサスコトヲ忘レテ負傷スルモノ

コト

- 二、炭車ニ乗ツテ「モマレダ」モノ
 - 三、古網ヲ踏ンデ針ヲ衝テタモノ
 - 四、探炭中天井ニ氣ヲ附ケズ硬落ノ爲メ負傷スルモノ
 - 五、甚シイノハ係員カラ棒ヲ入リ付ケラレ乍ラ意ツテ負傷スルモノ
- 是等ハ一寸シタ注意カラ避ケル事ノ出來ルモノデアリマスカラ宜ク注意シテ負傷ヲセヌ様ニセネバナリマセン
- 五、警報照明裝置ニ就テ
- 一、坑内デ捲立口ガ暗イト自然過ガ出來ルノデ所々ニ電燈ガ點ケテアリマスカラ各自ニ注意シテ電球ヲ壞サヌ様ニセネバナリマセン
 - 二、坑内ノ火番所嚼筒等ニハ電話器及ビ振鈴ガ置イテアリマスカラ各自ハ次ノ様ナコトヲ心得ネバナリマセン
 - 三、非常ノ時ニハ速ニ電話ヲ開イテ知ラシタリセネバナリマセンソレデ常ニ電話ノアル處ヲ知ツテ置クコト
 - 四、非常トイフ事ヲ知ツタモノハ誰デモ振鈴ヲ振ツテ奥ノ方ノ者ニ速ク知ラスコト
 - 五、振鈴ノ音ヲ聞イタ者ハ速ニ近所ノ人々ニ告ゲ知ラシ出坑スルコト
 - 六、振鈴ハ平素決シテ振ツタリ弄ンダリセメコト
 - 七、振鈴ノアル所ヲ宜ク知ツテ置クコト
- 勞役者遵守心得
- 當該ニ於テ勞役ニ従事スルモノハ其業務ノ何タルノ問ハズ志願ノ當時誓約ヲ爲シタル事項ハ勿論左記各項ヲ遵守シ之ニ背クコトナキ様心得ラベシ
- 一、勞役者ハ相互禮儀ヲ正シ親睦ヲ旨トシ共ニ相扶ケ業務ニ精勵シ苟且ニモ世ノ指彈ヲ受ケテ社會ノ排斥ヲ招ク等ノコトナク常ニ善良ナル國民タルノ心掛ヲ忘レザルコト
 - 二、喧嘩口論賭博其他風俗ヲ紊シ又ハ他人ノ妨害トナルベキ所爲アリ或ハ業務上秩序ヲ紊シ且ツ平素傲慢不遜ノ言動ナキ様注意スルコト
 - 三、借リ受ケタル社宅ハ勝手ニ模様替掛出等ヲ爲サマルハ勿論内外ハ清潔ヲ保チ常ニ衛生上ニ注意ヲ怠ラズ共ニ火氣取扱ニ注意スルコト
 - 四、親戚知己ト雖モ無届ニ社宅内ニ宿泊セシメザルコト
 - 五、事務所ヨリ借リ受ケタル物品ハ郵重ニ取扱ヒ破損又ハ紛失セザル様注意スル

附 記

當該ハ稼働者ニ對シ就業獎勵トシテ每一ヶ月男子ニアリテハ二十方女子ニアリテハ十六方以上就業シタルモノハ一日ニ付金貳錢乃至四錢ノ範圍ヲ以テ獎勵金ヲ交附シ一ヶ月分ヲ取纏メ郵便貯金トシテ之ヲ與フ

但シ當該ノ規定ニ反シ解雇退山ヲ命ゼラレタル者ニ對シテハ其貯金ハ返還セシムルモノトス

三池炭礦

探炭夫ノ心得

變災ヤ負傷ハ自分ノ不注意カラ起ル事ガ多イカラドンナ場合デモ注意ヲ怠ツテハナリマセヌ。殊ニ次ノ事ハヨク注意シテ守ラネバナリマセヌ。

- 一、入坑前ニ酒ニ酔フテ居テハ惡イ。眞面目デ元氣ニ働ク事。

- 二、マツチヤ煙草ハ決シテ持チ行カヌ事。
- 三、ケージニ入ル時ハ鐘引ニ聞イテ静カニ入ル事。
- 四、ケージヲ出ル時ハ能ク止ツテカヲ定マツタ出口ノ方ヘ出ル事。
- 四、荷棒ヤ鴨嘴等ハ一寸デモケージノ外ニ出サヌ事。

通行ニ付イテハ

- 一、坑道デハ炭車ヤロープニ氣ヲ付ケル事。
- 二、決シテ通行止ノ車道ヲ通ラヌ事。
- 三、多人數順ツタリ騒イダリシテ通ラヌ事。
- 四、木片、板片ニハ古釘ガ付イテオルノガアルカラ踏ミ込マヌ様ニスル事。
- 五、天井ヤ炭壁ハ勿論、枠張ニモ能ク氣ヲ付ケ危險ガアツタラ直ニ係員ニ知ラセル事。
- 六、通氣門ヲ通ツタラ必ず後閉スル事。

作業ニ付イテハ

- 一、切羽ニ着イタラ先ツ天井ヤ炭壁ヲ調ベテカラ作業ニ就ク事。
- 二、休憩ヤ食事ノ際ニモ先ツ天井ヤ炭壁ニ注意スル事。
- 三、切天、舞上リ、ソゲ岩ニ絶ヘズ氣ヲ付ケ又天井ニ冠サル様ニ炭ヲ残サヌ事。
- 四、壁拂ハ決シテナラヌ。又打柱、枠足ノ根ヲ掘ツテハナラヌ事。
- 五、落盤スル前ニハ大概炭粉ヤ岩片ガコロレテ來ル場合ガ多イカラ能ク氣ヲ付ケル事。
- 六、ゴム足袋履當ヲ穿イテ、足ニ怪我セヌ様ニスル事。
- 七、坑内水ハ決シテ飲マヌ事。

海軍新原炭礦

鑛夫勤務心得

- 一、精勤ヲ旨トシ些々タル事故ノ爲缺勤シヌハ濫リニ半途退場ヲ顯出ザル如ク心掛クベシ
- 二、就業中ハ専心業務ニ従事シ事故ナクシテ受持場所又ハ業務ヲ離レ或ハ雜談ヲ交ユルガ如キコトヲ慎ムベシ

中體炭礦

鑛夫心得

- 一、凡テ何事ニヨラズ事業ヲ爲スニハ一定ノ秩序ヲ立テ着々ト進行セザルベカラズ

- 三、就業中ハ何人ガ來場スルモ特合アル場合ノ外業務ヲ中止シテ敬禮ヲ爲スニ及バズ
- 四、休憩ノ始終ハ嚴格ニ勵行シ休憩時間終了ノ報アラバ速巡スルコトナク迅速ニ就業スベシ
- 五、終業ニ際シテハ製品及材料等ヲ片付ケ使用器具ノ手入ヲ行ヒ之ヲ定所ニ格納シ場内ヲ整頓スベシ
- 六、貸與セラレタル工用器具機械等ハ丁寧ニ取扱ヒ之ヲ紛失毀損セザル様大切ニ保管スベシ若シ之ヲ毀損シタルトキハ直ニ事由ヲ具シ掛員ニ届出デ假令小修理ト雖モ之ヲ行フガ如キコトアルベカラズ
- 七、私品ハ勿論事業用品ト雖掛員ノ命令ニ依ラズ他ノ依頼ニ依リテ志ニ作製スルガ如キコトアルベカラズ

禁制ニ關スル事項

- 一、官ノ機密ハ常ニ之ヲ嚴守シ何人ニ對シテモ之ヲ發表ルコトヲ得ズ
- 二、左ノ各項ハ之ヲ禁止ス
- 一、勤務時間内ニ新聞及雜誌等閱讀スル事但シ執務上必要アルモノハ此ノ限ニアラズ
- 二、濫リニ工場、倉庫其ノ他建造物内ニ立入ルコト
- 三、定所外及定時間外ニ於テ喫煙スルコト
- 四、濫リニ官物ニ觸レ又ハ之ヲ摸寫スルコト
- 五、故ナク活栓合弁ヲ開放スル事
- 六、樹木、花等ヲ折損スル事
- 七、出業中放散又ハ高聲ヲナスコト
- 八、鳥獸ヲ捕獲スルコト
- 九、其ノ他風紀衛生若クハ作業上ノ妨害トナル事項

- 一、安全燈ハ限リニ高ク揚ゲ又ハ振り或ハ横ニ傾ケ置クベカラズ必ず眞直ニ置クベシ
- 二、自己ノ安全燈ハ勿論他人ノ安全燈ニモ注意スベシ
- 三、安全燈ハ汚損セザル様ニ注意スベシ
- 四、燈火ノ滅シタル時ハ火番所ニ持チ行キ點火ヲ乞フベシ決シテ自ら點火セントスルガ如キ事アルベカラズ
- 五、安全燈破損ノ節ハ燈ヲ引下ゲテ之ヲ消スベシ決シテ其儘トナシ置キ又ハ吹消ス等スベカラズ
- 六、安全燈ノ取扱漏ナル時ハ反テ不安全トナルモノ故十分注意シ尙不審ナ點アラバ係員ニ尋ね取扱フベシ
- 七、各自作業中安全燈ハ必ず風上ニ据ユベシ炭粉ノ飛散或ハ鴨嘴等ノ爲轉倒セヌ様ナ個所ニ置クベシ
- 八、昇坑後安全燈ハ速カニ之ヲ返納スベシ
- 九、發破ハ鑛夫自身決シテ爲スベカラズ
- 一〇、發破ヲ爲ス時ハ其以前込メ物トシテ粘土ヲ取り寄セ置クベシ粘土外ノ込物ハ絕對ニナスベカラズ
- 一一、透シ堀ハ可成深クシ發破孔ハ之レヨリ六、七寸淺クスベシ然ラザル時ハ空發ニ終ルノミナラズ孔外ニ火焰ヲ吹キ出シテ危險ナリ
- 一二、發破孔ハ火藥裝填前掃除ヲナシ孔内ニ炭粉ヲ殘留セシムベカラズ發破ノ時ハ點火ニ先ダチ安全ノ場所ニ避クベシ此際多クハ風上ニ避クル方安全ナリト知ルベシ
- 一三、發破不發ノ時ハ決シテ煤塵ヲ掘リ出スコトヲ企ツベカラズ此ノ時ハ一切係員ノ指揮ニ從フベシ
- 一四、發破後再び切羽ニ歸リタル時ハ必ず先ツ天井壁、枠等緩ミ居ラザルヤヲ檢スベシ
- 一五、總ジテ瓦斯ノ爆發ガ發破ニ因ルコトモキガ故ニ特ニ注意スベシ
- 一六、仕事場ニ於ケル心得
- 一七、仕事ヲ始ム前安全燈ノ燈火ニ異狀ナキヤ否ヤ天井又ハ壁ニ落盤ノ患ヒナキヤヲ檢スベシ

ズ故ニ富炭坑ニテモ夫々規則順序ヲ定メアルニヨリ鑛夫タルモノハ之等ノ規律ヲ守リ係員ノ指圖ニ從ヒ仕事ノ成績ヲ擧グル事ニ心掛クベキモノナリ只徒ラニ不規律怠慢ナルハ己ヲ損スルノミナラズ他ヲ害スルモノナリ

- 一、左記ノ事項ハ固ク禁ザル故破ヲヌ様ニスベシ
- 一、着到セズシテ仕事スル事
- 二、時間ニ後ル、事
- 三、酒ニ酔フテ仕事ニ出ル事
- 四、仕事場ニ於テ喧嘩口論ヲ爲シ又ハ他ノ妨トナル事
- 五、自己ノ取扱ノベキモノヲザル器具機械ニツル、コト時ニ電氣物ハ危險ニ付電線等ニツル、コト
- 六、正規ノ時間方來メカ又ハ係員ノ許可ナク退出スルコト
- 七、入坑者ノ心得
- 一、許可ナク限リニ入坑スベカラズ
- 二、坑口檢査所ニテハ必ず身體ノ檢査ヲ受クベシ各自安全ノ爲メ必要ナル事ナレバ急クトモ避クベカラズ
- 三、人道ノ外限リニ通行スベカラズ
- 四、交通遮斷ノ場所ニ立入ルベカラズ
- 五、構寸、其ノ他發火具、煙草、煙管ヲ持ツテ入坑スベカラズ
- 六、喫煙所ノ外ニハ決シテ喫煙スベカラズ
- 七、入坑中ハ輕率ナル行動ヲ慎ミ踏抜又ハ轉倒シテ負傷セヌ様注意スベシ
- 八、入坑中天井其ノ他危險ナル場所ヲ發見セル時ハ直チニ掛員ニ報告スベシ
- 九、入坑中異臭ヲ感ジ又ハ火氣アルヲ氣付キ其ノ他異狀ヲ認メタル時ハ直ニ係員ニ報告スベシ

安全燈ヲ取扱フ心得

- 一、入坑者ハ安全燈ノ外燈明ヲ携帶スベカラズ
- 二、安全燈ヲ受取ル際ハ金網硝子等ノ破損ハ勿論燈蕊ノ善惡ニ至ル迄十分シテベテ不完全ナル時ハ取替ヘ貫フベシ
- 三、安全燈ハ決シテ開放スベカラズ
- 四、安全燈ノ焰ハ硝子「ホヤ」ノ六分ヲ過キヌ様ニ注意スベシ自然ニ大キクナリタル時ハ靜カニ燈ヲ引下ゲ係員ニ報告スベシ

- 一、掘りニ自己ノ受持以外ノ處ニテ就業スベカラズ
- 一、探掘ヲ差止メアル所ハ探掘スベカラズ
- 一、探炭仕操中ハ特ニ天井ニ注意シ危險ヲ認メタル時ハ柱打ヲナスベシ
- 一、坑道ノ掘進ヲ爲スモノハ盤打ヲ後レザル様ニシテ日扱、風道之レニ伴フテ特ニ後レザル様ニ掛クベシ
- 一、探掘シタル石炭ハ嚴密ニ硬石ヲ撰出シ攪炭硬ハ硬捲ニ使用スベシ
- 一、探掘後ハ十分片ツケ粉炭少量シモ残ラヌ様ニスベシ
- 一、坑夫ハ例ヘ自己ノ繰リ込マレタル個所ト雖モ掘リニ進ムベカラズ若シ異常ヲ認メタル時ハ直ニ係員ニ報告スベシ
- 一、坑道及切羽ニ設置セル門、扉ハ叩キ開キ後ハ直ニ元通り閉重ニ閉ザル事ヲ忘ルベカラズ
- 一、「ピラ」ハ捲キ揚ゲタル儘ニナスベカラズ二重門ハ一ツ方閉タル後ニアラザレバ他ヲ開クベカラズ
- 一、分量門ハ例ヘ如何ナル事由アルモ鑛夫自身之ヲ分量スベカラズ若シ必要アル時ハ必ず係員ニ申告スベシ
- 一、作業中休憩等ヲナス場合ハ入排氣其坑道ノ真中ニテ休ムベカラズ必ズ何レカ一方ニ寄りテナスベシ
- 一、掘出シタル個所ニテ發破ヲナセル場合ハ發破後必ズ張り出シ内ヲ掃除スベシ
- 一、變災ノ起レルヲ知ル時ハ決シテ狼狽スベカラズ
- 一、瓦斯及炭塵
 - 一、瓦斯ハ輕キモノニシテ高キ所ニ集リ裸火ヲ接スル時ハ爆發シテ變災ヲ起スモノナレバ安全燈ヲ高所ニ置カヌ様ニ掛クベシ
 - 一、發破禁止、通行禁止ノ警標アル個所ハ多量ノ瓦斯ガ溜リ居ルト云フ印ナレバ危險ナル個所ト心得ベシ通行禁止個所ニハ掘ヲ結ビアラレバ決シテ掘ヲ外シテ中ニ立チ入ルベカラズ
 - 一、炭塵モ亦爆發スルモノニシテ瓦斯ト一處ニアレバ一層危險ナルモノナレバ特ニ注意スベシ
- 一、非常ニ乾燥シ炭粉多キ場所ハ十分撒水ヲ爲シ仕事ヲ爲スベシ發破前ハ必ズ三間以内ノ個所ニ撒水スベシ
- 一、縮少セル安全燈ノ焰ニ微細ナル火花様ノモノヲ認ムル時ハ之レ多量ノ炭塵ノ

浮遊セルモノニシテ危險ノ甚ダシキモノニ付斯ル場合ハ所定ノ撒水時間外ト雖モ必ズ撒水スベシ

一、岩粉ノ撒布モ亦爆發豫防ノタメ有効ナルモノナレバ不愉快ナリト雖モ之レヲ忍ブベシ

電線及機械類

- 一、電線、ケーブル線、合線等ニハ決シテ觸ルベカラズ尙安全燈、鵝嘴衣類等ヲ懸クベカラズ特ニケーブル線ハ中ニ強キ電氣ヲ通ズルヲ以テ注意スベシ
- 一、鐵管、電線、合線、ケーブル等ノ布設シタル坑道ノ仕操ハ特ニ氣ヲ付ケ之等ヲ傷セヌ様ニスベシ
- 三、機械室ニハ掘リニ立チ入ルベカラズ尙係員ノ外機械類ニ手ヲ觸ルベカラズ

鑛夫ノ心得

第二項 入坑ノ時ノ心得

- 一、事務所ニ籍ノキモノハ一切入坑ヲシテハナラズ
- 一、入坑スル時ハ帽子脚絆足袋ヲ着テ行カネバナラズ
- 一、酒ニ酔ヒタルモノハ入坑ヲシテハナラズ
- 一、煙草煙管又ハ燐寸其他發火具ヲ持チ入坑ヲシテハナラズ
- 一、探炭夫先山ハ入坑スルニハ必ズ鋸斧ヲ携帯セネバナラズ
- 一、入坑ノ際ハ人事係ヨリ繰込札ヲ受取り安全燈係ニ差出シ安全燈ト引替ヘテ入坑セネバナラズ
- 一、ケージニ乗ルニハ先ヲ爭ハズ順次ニ靜カニ乘リ決シテ定員以外ニ乗ツテハナラズ

第三項 安全燈ニ就テノ心得

- 一、ケージハ無斷テ乗ツテハナラズ
- 一、安全燈係ヨリ安全燈ヲ受取ル時ハ左ニ記シタルモノハ不完全ナルモノデアアルカラ取替テモラハネバナラズ
- 一、燈芯ノ自由ニ上下デキヌモノ
- 一、網又ハ硝子ノ自由ニマハルモノ
- 一、硝子ニ割レ日ノアルモノ

第四項 安全燈開放トカ煙草及發火具ヲ持ツテ坑内ニ入坑シタルモノハ夫レノ期間ガアルカラ違反セヌ様ニセネバナラズ

第三項 通行ニ就テノ心得

- 一、凡テ坑内ニ入ルモノハ人道又ハ定メラレタル坑道ヲ通行セネバナラズ若シ人遺出來上ラヌタメ捲卸ヲ通ラネハナラズ時ハ炭車ニ氣ヲツケネバナラズ
- 一、昇坑ノ際炭車ニ乗ツテハナリマセン危險デスカラ
- 一、門ノ戸ヲ開ケ放シテ通ルコトハナラズ必ズ元ノ通り閉メテ置カネバナラズ
- 一、ピラヲ捲キ上ゲタル儘ニ拾置ク事ハナラズ
- 一、二重門ハ一ツノ門ヲ閉メタル後デナケレバ次ノ門ヲ開クル事ハナラズ
- 一、是迄書イタ事ハ皆風通ノタメニ大切ナモノデ若シ氣ノ付ケ方ニ足ラヌト夫コソ大事ヲ引キ起スモノデアアルカラ能ク注意ヲセネバナラズ
- 一、通行禁止ノ處ニハ木柵ガシテ通行禁止ノ赤札ガ掛ケテアル此ノ内ニ進入ル事ハナラズ
- 一、通行禁止ノ柵ノ中ニハ多量ノ瓦斯ノ溜リガアルト云フ印デアアルカラ甚ダ危險ノ箇所ナル事ヲ知テ置カネバナラズ

第四項 事業場ノ就テノ心得

- 一、事業場所ハ大切ナルモノナレバ責任ヲ以テ總テニ注意シ立派ニ整頓セシメネバナリマセヌ
- 一、先山ハ眼鏡ヲカケテ作業セネバナラズ
- 一、事業場ニ入りテカラ第一ニ天井ノ機軸ヲ調べ仕事ニ取掛ラネバナラズ
- 一、切刃ノ巾方向ニ注意シ探炭セネバナラズ
- 一、成ルダケ石炭ノ粉砕セヌ様ニ探掘セネバナラズ
- 一、石炭ヲ街道ニ散亂セヌ様ニセネバナラズ
- 一、切羽ノ硬ハ係員ノ指定箇所ニ積ミ上ゲ決シテ投ゲ散シテハナラズ
- 一、鈎硬及天井ニ龜裂ガアルトキハ充分ノ注意ヲナシ直チニ支柱ヲシテ置カネバナラズ
- 一、危險ト思フ所アルトキハ係員ニ届出テ修繕ヲ求メネバナラナイ
- 一、支柱ハ係員ノ指導ヲ守リテ完全ニ仕上ゲテモラバネバナラズ
- 一、落盤ハ怪我ノ最モ多キ原因デアアルガ自分ノ注意ニヨリテ免ル、事ノ出來ルモノ故充分念ヲ入レネバナラズ

- 二、鐵筒ノ不完全ナルモノ
- ホ、油ノ漏ルモノ
- 一、安全燈ハ坑内デ大切ノモノデアアルカラ極ク丁寧ニ取扱ハネバナラズ故次ノ箇條ヲ能ク守ラネバナラズ
- イ、自分デ安全燈ヲ開クコトハナラズ又開クル道具ヲ持ツコトハナラズ
- ロ、坑内作業中ハ天井ノ落タル處ナキ處ニ置カネバナラズ
- ハ、坑内作業中ハ安全燈ニ鵝嘴ノサハラヌ様ニセナケレバナラズ
- ニ、安全燈ハ高イ處ニ吊シテハナラズ
- ホ、坑夫ハ安全燈デ瓦斯ノ検査ヲシテハナラズ
- ヘ、安全燈ハ靜ニ提テ決シテ烈シク打振リ又ハ傾ケタリシテハナラズ
- ト、安全燈ハ低ク且ツ垂直ニ持タネバナラズ
- チ、安全燈ノ火焰ノ長サハ五分乃至六分ヨリ大キクシテハナラズ
- リ、安全燈ハ水ノ落タル處ニ置イテハナラズ但シ作業場ノ都合ニ依リ水ノ落ツル處ハ硝子ガ割レ易イカラ安全燈ニ注意セネバナラズ
- ス、安全燈ニ瓦斯ガ觸レタルトキハ火焰ガ大キクナルカラ其時ハ靜カニ芯ヲ引下ゲ低ク持チテ其ノ場ヲ退ケ早ク風上ニ避ケネバナラズ驚イテ急ニ動カシテハナラズ
- ル、安全燈ノ火ハ決シテ吹キ消スコトハナラズ消ス時ハ芯ヲ引下ゲ消サネバナラズ又横ニ倒シテ消シテハナラズ
- ヲ、安全燈破損スルカ若クハ不完全ノ點ヲ發見シタル時ハ直チニ消火シ火番所ニテ完全ナルモノト引替テセネバナラズ
- ワ、安全燈ハ坑内ニ放棄シテハナラズ
- カ、安全燈ハ風塵風管分量門等凡テ通風強キ所ニ掛ケテハナラズ又他人ノ安全燈ト取替テハナラズ
- コ、安全燈ノ網ノ目ニハ異物ヲ差込デハナラズ何物モ貫クコトハナラズ
- ク、坑内デハ煙草ト煙管ヲ火番所ニ備ヘ付ケテアルカラ同所デ喫ネバナラズ
- ケ、煙草及煙管ハ火番所ヨリ外ニ持ツテ行テハナラズ
- 一、右ニ書キタル事柄ハ能ク注意セネバ瓦斯炭塵ノ爆發ノ基トナルカラ自分デセ許デナク他人ニモサセヌ様氣ヲ附ケネバナラズ
- 若シモ不心得ノ者ガ見當ツタナラバ直チニ係員ニ届出サネバナラズ

一、安全燈開放トカ煙草及發火具ヲ持ツテ坑内ニ入坑シタルモノハ夫レノ期間ガアルカラ違反セヌ様ニセネバナラズ

第三項 通行ニ就テノ心得

- 一、凡テ坑内ニ入ルモノハ人道又ハ定メラレタル坑道ヲ通行セネバナラズ若シ人遺出來上ラヌタメ捲卸ヲ通ラネハナラズ時ハ炭車ニ氣ヲツケネバナラズ
- 一、昇坑ノ際炭車ニ乗ツテハナリマセン危險デスカラ
- 一、門ノ戸ヲ開ケ放シテ通ルコトハナラズ必ズ元ノ通り閉メテ置カネバナラズ
- 一、ピラヲ捲キ上ゲタル儘ニ拾置ク事ハナラズ
- 一、二重門ハ一ツノ門ヲ閉メタル後デナケレバ次ノ門ヲ開クル事ハナラズ
- 一、是迄書イタ事ハ皆風通ノタメニ大切ナモノデ若シ氣ノ付ケ方ニ足ラヌト夫コソ大事ヲ引キ起スモノデアアルカラ能ク注意ヲセネバナラズ
- 一、通行禁止ノ處ニハ木柵ガシテ通行禁止ノ赤札ガ掛ケテアル此ノ内ニ進入ル事ハナラズ
- 一、通行禁止ノ柵ノ中ニハ多量ノ瓦斯ノ溜リガアルト云フ印デアアルカラ甚ダ危險ノ箇所ナル事ヲ知テ置カネバナラズ

第四項 事業場ノ就テノ心得

- 一、事業場所ハ大切ナルモノナレバ責任ヲ以テ總テニ注意シ立派ニ整頓セシメネバナリマセヌ
- 一、先山ハ眼鏡ヲカケテ作業セネバナラズ
- 一、事業場ニ入りテカラ第一ニ天井ノ機軸ヲ調べ仕事ニ取掛ラネバナラズ
- 一、切刃ノ巾方向ニ注意シ探炭セネバナラズ
- 一、成ルダケ石炭ノ粉砕セヌ様ニ探掘セネバナラズ
- 一、石炭ヲ街道ニ散亂セヌ様ニセネバナラズ
- 一、切羽ノ硬ハ係員ノ指定箇所ニ積ミ上ゲ決シテ投ゲ散シテハナラズ
- 一、鈎硬及天井ニ龜裂ガアルトキハ充分ノ注意ヲナシ直チニ支柱ヲシテ置カネバナラズ
- 一、危險ト思フ所アルトキハ係員ニ届出テ修繕ヲ求メネバナラナイ
- 一、支柱ハ係員ノ指導ヲ守リテ完全ニ仕上ゲテモラバネバナラズ
- 一、落盤ハ怪我ノ最モ多キ原因デアアルガ自分ノ注意ニヨリテ免ル、事ノ出來ルモノ故充分念ヲ入レネバナラズ

一、食事休憩等ハ捲卸ヤ捲立等ニテシテハナラヌ成ルダケ危険ノナイ處ヲ選バネ
ハナラヌ

第五項 發破ニ就テノ心得

一、發破ハ瓦斯ノ爆發ノ基トナル恐レガ最モ多キモノデアルノデ係員ノ外是ヲ行
フ事ヲ許シテハナイカラ勝手ニ發破ヲシテハナラヌ

一、發破ノ必要アル處ハ係員ニ申出テ瓦斯ノ檢定ヲ受ケテ係員ヨリ孔ノ位置ヲ指
定シテモラハネバナラヌ

一、マイトノ孔ハ透ヨリ淺クシナケレハナラヌ若シ荷ノ重イ時又ハ孔ノ淺イモノ
ハ發破セヌ事ガアルカラ注意ヲセバナラヌ

一、孔ノ詰メ物ハ粘土ノ外炭粉及塵等ヲ使フテハナラヌ

一、込棒ハ木又ハ竹ノ外金物ヲ使用シテハナラヌ

一、發破ヲ行フ時ハ係員ノ指圖ヲ受ケ又通行路ニ見張番ヲ出シテ警戒ヲセバナ
ラヌ

一、拂面ニテ發破ヲ連續シテ行フ場合ハ風下ヨリ行フ標準備セバナラヌ

一、電氣發破ノ際ハ電線ヲ器械ヨリ取逃ス迄現場ニ近寄ツテハナラヌ

一、發破ヲ行ヒタル後ソノ効力ヲ調査シ孔尻ノ殘ツタモノハ孔尻ヲヨク檢査セネ
バナラヌ

一、マイト不發ノ場合ハ十五分間所ニ立寄ル事ハナラヌ

一、不發ノ時ハ決シテ爆發ヲ掘出ス事ハナラヌ

一、不發ヲ生ジタル時ハ係員ヨリ指圖ヲ受ケテ處置セバナラヌ

一、發破ヲ行ヒタル後ハ天井、壁、打柱、樑等ニ緩ミナキカラ注意セバナラヌ

一、發破ヲ行タル後ハ撒水ヲ充分ニセバナラヌ

一、發破禁止ノ箇所ニハ禁止ノ表札ガ掛ケテアルカラ其ノ切取ハ發破ヲシテハナ
ラヌ

第六項 通氣ニ就テノ心得

通氣ハ坑内ニ於テ最モ大切ナル事デアアルカラ左ノ事柄ヲ能ク注意セバナラヌ

一、各所ノ門ノ戸ヲ開ケ放シテハナラヌ

一、分量門ノ戸ニ觸リテハナラヌ

一、切取ノ張出ノ遅レタル時ハ係員ニ伸張ヲ請求セバナラヌ

一、門及張出等ノ破損シタルヲ見付ケタル時ハ直チニ係員ニ通知セバナラヌ

一、事業箇所ニ於テ風ノ方向ガ常ト異リタル事アレバ直チニ係員ニ通知セバナ
ラヌ

第七項 瓦斯炭塵ニ就テノ心得

一、瓦斯多量アル箇所ハ探掘又ハ通行ヲ禁止シアルモ時トシテハ作業中瓦斯ノ發
生又ハ體積スルコトガアルカラ常ニ自分ノ安全燈ノ火ニ氣ヲ附ケテ居ラネバ
ナラヌ

一、炭塵ハ成可之ヲ炭函ニ積ミ込ミ坑内ニ遺留セザル様注意セバナラヌ

一、炭塵ガ澤山飛散スル時ハ瓦斯ト同様ノ爆發ヲナシ坑内ヲ危険ニスルモノデア
ルカラ飛散セヌ様注意セバナラヌ撒水スル事モヨコトデア
ル

一、切取ヨリ三間以内ハ坑夫自ラ叩鳴ニ掃除セバナラヌ又備付ノ空罐ト柄杓ニ
テ切取面天井壁板等ニ撒水セバナラヌ

一、スベテ作業場及其ノ附近ハ作業後坑夫自ラ叩鳴ニ掃除ヲセバナラヌ

第八項 運搬ニ就テノ心得

一、捲卸坑道ニテ作業スル時ハ炭車ヲ坑道ニ置イテハナラヌ又ヤムヲ得ザル時ハ
係員ニ申出デ炭車ノ逸走セザル様打柱ニ注意セバナラヌ

一、炭車ハ係員ノ指圖通り分配ヲ受ケテ各自ニ爭奪スル事ハナラヌ

一、炭車出入ノ際ハ前後ノ者ニ注意セバ怪我ヲスルカラ氣ヲ附ケバナラヌ

一、炭車積込ム際炭車ヲ定置スル時ハ完全ナ止メヲ施スコト

一、石炭ヲ積込ム際炭車ヲ定置スル時ハ完全ナ止メヲ施スコト

第九項 機械電力線電燈ニ就テノ心得

一、係員ノ外叩鳴捲卸機械機截炭機其他一切ノ機械類ニ觸ル、事ハナラヌ又限
リニ機械場ニ立入ツテハナラヌ

一、電力線電燈線ハ危険デアアルカラ觸レヌ様注意セバナラヌ尙電話線合圖線ニ
觸テハナラヌ

一、電線類ニ衣類其他辨當等ヲ懸テハナラヌ

一、電力線ノアル箇所デ仕掛工事スル時ハ線ニ疵ヲ付ケヌ様注意セバナ
ラヌ

第十項 雜 則

一、坑内ニ於テ危險ノ有無ヲ檢査スヘシ同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合又同
シ

第六條 同一箇所ニ於ケル電氣發破ハ一回三發以内トス但シ岩石ヲ掘進スル
坑道ニシテ豫メ技術管理者ノ承認ヲ得タル箇所ハ一回四發迄發破スルコトヲ得

一回二發以上ノ電氣發破ヲ行ハントスルトキハ不發ノ發見ヲ容易ナラシムル様
發破孔ノ位置ヲ選定シテ結線シ發破後ハ其程度不發ノ有無ヲ點檢スヘシ

發破孔ノ位置ヲ選定シテ一回二發以上ノ發破ヲ行ヒタルトキ其爆音ト孔數ト一致セザル
場合ハ十五分間以上經過シタル後現場ヲ點檢スヘシ

第七條 瓦斯一パーセント以上ノ存在ヲ認メタル箇所ニ於テハ發破ヲ行フコ
トヲ得ス若シ發破ノ必要アルトキハ完全ニ瓦斯ヲ除排シタル後之レヲ行フベシ

第八條 發破ノ前後ハ充分ニ撒水スヘシ但技術管理者ノ承認アリタル場合ハ
此限リニアラス

第九條 發破孔ノ深サハ最少限度ヲ石炭層ニ於テハ一尺松岩ニ於テハ六寸ト
スル又以下ニ於テハ火藥ノ使用ヲナスベカラヌ

第十條 火藥裝填ニ當リテハ發破係員ハ發破孔ノ位置深サ及其ノ整否ヲ、查シ
テ後徐々ニ裝填シ空發其ノ他ノ危險ヲ防止スヘシ但特定ノ助手ヲ置キタルトキ
ハ之ヲシテ裝填ノミヲナサシムルコトヲ得

第十一條 發破孔ノ込物ハ必ズ粘土ヲ用ヒ込棒ハ木製又ハ竹製ノモノヲ使用ス
ベシ

第十二條 發破ヲ行ハントスルトキハ發破係員ハ先ヅ附近ノ鐵夫ヲ安全ノ箇所
ニ避難セシメ又發破ノ地點ニ通ズル坑道ノ要所ニ見張番ヲ置キ不意ニ局部ニ入
リ來ルモノヲ防止スベシ

第十三條 電氣發破ニ際シテハ發破係員自ラ結線シ最後ニ現場ヲ退去スベシ

第十四條 點火ニ際シテ發破係員ハ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ
アラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 裝填火藥不發ノ時ハ發破係員ハ左ノ方法ニ依リ處置スベシ

一、導火線ヲ使用シタルトキハ少クトモ十五分間經過シタル後原孔ノ側方五寸
以上ノ間隔ヲ置キテ新ニ發破スベシ

二、電氣雷管ヲ使用シタルトキハ先ヅ電池及電線ヲ檢シ其故障ヲ認メザルトキ
ハ前號ニ準ジ新ニ發破スベシ但特定ノ安全爆藥ノ場合ニハ白ラ徐々ニ粘土ヲ

第一章 火藥使用心得

第四條 坑内使用ノ火藥類ハ會社所定ノ發破火藥ノ外之レヲ使用スヘカラス
但シ指定嶺山以外ノ炭鐵又ハ岩石探掘ノ場合ハ社長又ハ會社代表者ノ認可ヲ得
テ他ノ火藥類ヲ使用スルコトヲ得

第五條 發破ヲ行ハントスルトキハ發破係員ハ瓦斯及炭塵ニ付三間以上ノ區

一、坑内ニ於ケル瓦斯爆發出水、火災、落盤等ノ變災ハ往々多數ノ人命
ヲ損シ或ハ操業中止ノ已ムナキニ至ルコトアリ故ニ坑内係員ハ坑内全局ニ積ヘ
常ニ通氣ヲ完全ナラシメ瓦斯炭塵ノ排除ニ努メ排水、支柱方法等機宜ニ適セシ
メ坑内一般ノ保安ヲ全フスベシ

第二條 坑内保安ニ關シテハ鐵業警察規則石炭坑爆發取締規則鐵業用火藥取
締規則等ヲ嚴守スルハ勿論特ニ以下各章ノ規定ヲ遵守スベシ

第三條 本心得中直接坑夫ニ必要ナル事項ハ之ヲ適當ノ場所ニ揭示シ一般ニ
周知セシムベシ

新ニ採用セラレタル鐵夫ニハ懇切ニ坑内保安ノ心得ヲ説示シ若シ之レニ違反ス
ルトキハ夫々法令ニ基キ處分セラレベキ旨熟知セシムベシ

第二章 火藥使用心得

第四條 坑内使用ノ火藥類ハ會社所定ノ發破火藥ノ外之レヲ使用スヘカラス
但シ指定嶺山以外ノ炭鐵又ハ岩石探掘ノ場合ハ社長又ハ會社代表者ノ認可ヲ得
テ他ノ火藥類ヲ使用スルコトヲ得

第五條 發破ヲ行ハントスルトキハ發破係員ハ瓦斯及炭塵ニ付三間以上ノ區

除去シテ雷管ヲ取り去リ前號ニ據ラザルコトヲ得
 三、不發ノ火藥ハ現場ニ於テ捜索シ必ラズ拾得スベシ萬一發見セザルトキハ其炭ニ記號ヲ附シ坑外ニ於テ埋藏スベシ
 第十六條 凍結シタル火藥ハ使用前所定ノ融解方法ニ依リ融解スベシ決シテ火若クハ汽鐘ニ近づケ又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解セシムルコトヲ得ズ
 第十七條 前各條ニ依ルノ外火藥類ノ取扱ニ付發破係員ハ左記各條ノ規定ヲ遵守スベシ
 一、不良ノ導火線ハ不發ノ原因トナルヲ以テ折目アルモノ又ハ濕氣ヲ帶ブルモノハ其部分ヲ切り去ルベシ
 二、雷管内ニアル銅屑ハ口ヲ下向ニナシ二三度板ノ上ニテ輕ク打テ出シ決シテ之ヲ掘出スベカラズ
 三、導火線ニ雷管ヲ取付クルニハ必ラズ挾道具ヲ用ユベシ
 四、導火線ニ付シアル雷管ヲ火藥ニ嵌メ込ムニハ先ヅ木串又ハ竹串ニテ火藥ノ一端ニ穴ヲ穿テ之ニ雷管三分ノ二ヲ入レ三分ノ一ハ火藥ノ外ニ出シ置キ外包紙ヲ導火線ノ根元ニ纏ヒ外面ヨリ絲ニテ緊メ付クベシ但水中ニ使用スル場合ハ必要ニ應ジ導火線ノ根元ニ繫付油類ヲ塗布シ水ノ浸入ヲ防グベシ
 五、石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ハ風下ヨリ順次ニ之ヲ行フベシ
 第十八條 入坑坑夫ニ對シテハ坑口其ノ他ノ場所ニ於テ必要ニ應ジ火藥類取締上ノ検査ヲナスベシ
 第三章 安全燈取扱心得
 第十九條 安全燈ハ其取扱ヲ誤ルトキハ坑内瓦斯ニ對シ安全ヲ保シ難キヲ以テ之ガ取扱ニハ充分ノ注意ヲ爲スベシ
 第二十條 入坑者ハ總テ安全燈ヲ携帯スベシ
 第二十一條 安全燈係員ハ常ニ使用ニ差支ヘザル様安全燈ヲ検査準備シ置クベシ
 安全燈ノ検査又ハ受授ハ係員自ラ之ヲ爲スベシ
 第二十二條 安全燈掃除ノ際ハ之ヲ解體シ綿密ニ掃除シ且丁寧ニ之ヲ取扱ヒ左記事項ヲ検査スベシ若シ不良ト認メタルモノハ之ヲ修理スベシ

一、金網ハ一日タリトモ破損シ又ハ一方ニ個シタル爲メ擴大シタルモノナキヤ
 二、金網ニ油類、炭塵等附着シ又ハ金網ニ錆ヲ生ジタルモノナキヤ
 三、腰筒子ニ破損橡鐵又ハ龜裂等ナキヤ
 四、油壺又ハ油壺ノ蓋ハ完全ナリヤ
 五、柱金ノ曲リタルモノナキヤ
 六、「ボンネット」變形ヲ來シ網ニ接觸セシモノナキヤ
 七、各接觸部ノ弛緩ナキヤ
 八、蕊蓋キニ異狀ナキヤ
 九、點火器附ノモノニシテ不工合ノモノナキヤ
 七、鎖鑰不完全ナルモノナキヤ
 第二十三條 安全燈係員ハ鑛夫入坑時間前ニ所要ノ鑛定個數ヲ準備シ尙嚴重ニ各部ノ點檢ヲ爲シ消滅セザル程度ニ點火シテ其ノ繰込ヲ待ツベシ
 第二十四條 入坑者ハ安全燈貸與札ヲ受取リ安全燈係員ヨリ之ト引換ニ安全燈ヲ受取ルベシ
 第二十五條 安全燈係員ハ貸與札ト引換ニ安全燈ヲ貸與シ貸與札ハ所定ノ方法ニヨリ整理スベシ
 第二十六條 安全燈貸與ノ際ハ雙方トモ注意シ缺點アルモノハ受授スベカラズ
 第二十七條 昇坑者ハ安全燈ヲ返戻シ貸與札ヲ受取ルベシ
 第二十八條 安全燈係員ハ安全燈ノ返戻ヲ受クル際安全燈ト其貸與札ト符合スルヤ否ヤヲ確メ且ツ破損シタルモノアルトキハ借用者ノ姓名並ニ破損ノ事由其他必要事項ヲ調査シ當該主任ニ申告スベシ
 第二十九條 安全燈貸與後相當時間ヲ經過スルモ之ガ返還ヲ爲サズル者アルトキハ借用者ノ姓名其他必要事項ヲ調査シ當該主任ニ申告スベシ
 第三十條 係員ハ安全燈臺帳ヲ調査シ異動アル毎ニ之ヲ度増スベシ
 第三十一條 安全燈ヲ使用スル者ハ左記各條ノ規定ヲ遵守スベシ
 一、安全燈ノ火焰ノ高サハ六分以下トスベシ
 二、安全燈ヲ開キ又ハ之ヲ閉クベキ器具ヲ携帯スベカラズ
 三、安全燈ヲ天井ニ接近セシメ又ハ傾斜倒墜落若クハ破棄汚穢ノ虞アル箇所

ニ置クベカラズ
 四、安全燈ヲ携帯スルニハナルベク之ヲ低ク下ゲ蓋ニ振動シ又ハ傾斜セシムベカラズ
 五、安全燈ハ點火セシ後之ヲ坑内ニ置キ去ルベカラズ常ニ自己ノ附近ニ保管スベシ
 六、安全燈ハ風櫃、風管分門等總テ風強キ箇所ニ置クベカラズ
 七、爆發瓦斯アル箇所ニ於テハ燈火必ラズ伸長スルヲ以テ常ニ其大サニ注意スベシ
 燈心著シク青綠色ニ增大シタル場合ハ燈内瓦斯ノ燃焼セルモノナレバ決シテ急激ニ動搖セシムベカラズ此場合ニ於テハ靜カニ燈ヲ下方ニ下ゲ蕊蓋キヲ以テ火焰ヲ小ニシ或ハ消火シ其場ヲ退去スベシ決シテ之ヲ掘出シ又ハ吹消スベカラズ
 八、安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火係員ノ指揮ヲ受クベシ
 九、借受ケタル安全燈ハ他人ノモノト取換フルベカラズ
 十、安全燈ノ返還ハ借受人自ラ之ヲナスベシ
 十一、燈火ノ消ヘタルトキハ火番所ニ點火ヲ請ヒ又ハ他ノ安全燈ト引換ヘテ申出ツベシ
 十二、係員ノ外安全燈ヲ以テ瓦斯ノ有無ヲ檢定スベカラズ
 第四章 通氣及保安心得
 第三十二條 瓦斯量百分ノ一半以上含有スル箇所ハ事情ノ如何ヲ問ハズ鑛夫ノ就業ヲ嚴禁シ百分ノ三以上ノ箇所ニ於テハ其通行ヲ禁止スベシ但シ特ニ安全ナル方法ニ依リ通氣ノ改良ニ關スル作業ヲ爲ス場合ハ此ノ限リニアラズ
 第三十三條 前條ノ就業又ハ通行禁止箇所ニハ容易ニ出入シ得ザル様木柵ヲ施シ赤色ノ表示板ヲ掲ゲ置クベシ
 第三十四條 乾燥シタル坑内ニ於テハ必要ニ應ジ切羽及坑道ニ於ケル炭塵ノ掃除ヲ履行シ岩粉ノ撒付又ハ撒水ヲ行フベシ
 第三十五條 坑内設置ノ岩粉柵ハ常ニ検査シテ整備スベシ
 第三十六條 通氣ハ坑内全部ニ數區ニ分テ各區獨立ノ通氣法ヲ採リ變災ニ際シテ一局部ニテ防止シ得ル如キ方法ヲ計畫スベシ

第三十七條 係員ハ受持區域ニ於ケル通氣設備ハ勿論廣ク坑内全般ニ互ル通氣系統ヲ熟知スルコトヲ要ス
 第三十八條 各所通氣分量ノ爲メ英帆布ノ使用ハナルベク之ヲ避クベシ若シ使用シタルトキハ發破ニ際シ充分之ヲ潤滑セシムベシ
 第三十九條 通氣ノ觀測ハ休日ヲ除ク外毎日之レヲ行フベシ但シ指定鑛山ニアラザル各坑ニ在リテハ月一回以上ノ觀測ニ止ムルコトヲ得
 第四十條 炭礦長又ハ坑内主ハ常ニ氣壓ノ變化ヲ注意シ若シ低氣壓ヲ生ゼシトキハ係員ニ坑内全般ノ警戒ヲナサシムベシ乾燥期ニ於テハ特ニ注意ヲ要ス
 第四十一條 氣壓計ハ左ノ場所ニ備ヘ置クベシ
 一、本社事務所
 一、坑外事務所
 一、坑内事務所
 一、炭礦長又ハ坑責任者社宅
 第四十二條 入排氣坑道間目技ノ密閉ハ硬詰又ハ粘土ヲ以テ密閉シ必要ニ應ジテハ煉瓦壁ヲ築造スベシ
 前項ノ硬詰又ハ粘土卷ハ厚サ一間以上煉瓦壁ハ一枚半以上トス
 第四十三條 坑内運搬ノ石炭ハ容易ニ墜落スルガ如キ積込ヲナサシムベカラズ板張出ヲ必要トスル坑道ノ延長ハ成ルベク之ヲ短縮スベシ
 第四十四條 坑内ニハ可燃物ヲ散亂セシメザル様注意スベシ
 第四十五條 坑内ニ於テ喫煙具及發火具ヲ携帯セシムベカラズ又喫煙所以外ニテ喫煙セシムベカラズ
 第四十六條 捲運、ボンブ室、火番所及坑内詰所等ハ成ルベク不燃物ヲ以テ設備シ之ガ危險防止ノ爲メ常ニ消火器、水又ハ砂ヲ準備シ置クベシ
 第四十七條 自然發火ノ虞アル箇所ハ相當密閉工事ヲ施シ未發ニ之ヲ防禦スルト共ニ萬一發火ノ際ニ對シ豫防區域ヲ定メ相當設備ヲナシ置クベシ
 第四十八條 採掘跡ニ於ケル重壓及高落等ハ自然發火ヲ誘發スルコトアルヲ以テ常ニ注意スベシ
 第四十九條 係員巡視ノ際ハ通氣狀況、火番所機械設置箇所「ケーブル」古洞等ハ特ニ注意スベシ
 第五十條 非常用「ホース」「コック」消火器類ハ常ニ完備セシムルト共ニ其

ノ在場所ヲ指示シ坑主任隨時之ヲ検査スベシ
 第五十二條 係員ハ平素人工呼吸法、救急法ニ關スル概要ヲ研究シ置クベシ
 第五十三條 擔架及救急材料ハ之ヲ坑内各詰所ニ備付ケ置クベシ
 第五十四條 休日ニハ坑内ニ警戒係ヲ置クベシ
 第五十五條 扇風機ノ運轉ヲ中止スル必要起リタルトキハ機械擔當員ハ直ニ之ヲ坑主任ニ通知スベシ但豫メ其運轉中止時間ヲ決定シ得ルトキハ前日迄ニ其通知ヲ爲スベキモノトス
 坑主任前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ係員ニ傳達スベシ
 第五十六條 係員扇風機運轉中止ノ通知ヲ受ケタルトキハ緩急ニ應ジ鎖夫ヲ繰込ミ又ハ在付ヲ見合セ若クハ之ヲ安全地ニ避難セシムル等機宜ノ處置ヲナスベシ
 第五十七條 機械擔當員ハ扇風機運轉開始前坑主任ヲ通ジテ之ヲ坑内係員ニ通知スベシ
 第五十八條 係員ハ別ニ定ムル坑内電氣工作物取扱心得ヲ遵守スベシ

高 檢 炭 礦
入坑時ノ心得
 一、鑛業所ニ歸ノナイ者ハ入坑シテハナリマセシ
 二、酒ニ酔フテ入坑シテハナリマセシ
 三、煙草、煙管、燐寸其他ノ發火具ヲ持ツテ入坑シテハナリマセシ
 四、坑内デ煙草ヲ喫ンデハナリマセシ
 五、捲卸ヲ通ル時ハ炭車ノ昇降ニ注意シナサイ
 六、坑道ヲ通ル時ハ天井ヲ警ニ氣付ケ怪我セヌ様注意シナサイ
 七、人車以外ノ車ニ乗ツテハナリマセシ
 八、踏機、鐵管、ケーブル、合圖線、其他ノ工作物ニ手ヲ觸レテハナリマセシ
 九、通行禁止ノ赤札ノ掛ツテアル所ニ這入ツテハナリマセシ
安全燈ニ就テノ心得
 一、安全燈ヲ受取ル時左ノ事柄ヲ調ベテ不完全ノモノハ取替ヘテモライナサイ
 イ、金網ニ塵芥、炭粉、錆、又ハ油等ノ附着セルモノ
 ロ、網ノ目ノ一ヶ所ニテモ破レタルモノ
 ハ、硝子ニ割目又ハキツノアルモノ

二、鎮鑛ノ不完全ナルモノ
 ホ、油ノ漏ルモノ
 ハ、硝子ノ輕ク廻ルモノ
 ト、芯ノ自由ニ上下出來ヌモノ
 チ、點火器ノヨクナイモノ
 二、安全燈ハ坑内デ大切ナモノデスカラ極丁寧ニ取扱ハネバナリマセカラ次ノ事柄ヲ固ク守リナサイ
 イ、自分デ安全燈ヲ開ケテハナリマセシ
 ロ、安全燈ヲ開ク道具ヲ持ツ事モナリマセシ
 ハ、安全燈ハ天井ノ落チル處レノナイ處ニ置カネバナリマセシ
 ニ、安全燈ハ鶴嘴ノ當ラヌ所ニ置カネバナリマセシ
 ホ、安全燈ハ低イ所ニ置カネバナリマセシ
 ヘ、安全燈ハ靜カニ提ゲテ烈シク打振リ又ハ傾ケタリシテハナリマセシ
 ト、安全燈ノ焰ハ五分乃至七分ヨリ大キクシテハナリマセシ
 チ、安全燈ハ瓦斯ノアル所デハ焰ガ大キクナリマスカラ其時ハ靜カニ芯ヲ引下ゲ低ク持ツテ其場ヲ退キ風上ニ避ケネバナリマセシ
 リ、安全燈ノ消火シタ時ハ風通ノヨイ所ニ出テ點火シナケレバナリマセシ
 ス、安全燈デ瓦斯ヲ檢定シテハナリマセシ
 ル、瓦斯ノアルノヲ知ツタ時ハ直ニ係員ニ知ラセナサイ
 ヲ、安全燈ハ口デ吹キ消シテハナリマセシ芯ヲ引下ゲテ自然ニ消サネバナリマセシ
 ワ、安全燈破損スルカ或ハ不完全ノ點ヲ發見シタ時ハ直ニ係員詰所ニ申出テ引替ネバナリマセシ
 カ、安全燈ハ坑内ニ放棄シテハナリマセシ
 コ、安全燈ハ他人ト貸借或ハ取替ヘテハナリマセシ
 タ、安全燈ノ網ノ目ニ何物ヲモ貫クコトハナリマセシ
 三、右ノ事柄ヲヨク注意セネバ瓦斯炭塵ノ爆發ノ原因トナリマスカラ自分ハ勿論他人ニモサセヌ様氣付ケネバナリマセシ
 四、安全燈ノ開放煙草發火具ノ携帯、喫煙等シタ者ハソレトシ罰則ガアリマスカラ違反セヌ様注意シナケレバナリマセシ

作業場ニ就テノ心得

一、無暗ニ他ノ切羽ニ這入ツテハナリマセシ
 二、赤札ノ掛ケテアル所ニ這入ツテハナリマセシ
 三、各自ノ仕事場ニ於テハ係員ノ指圖ニ從ハネバナリマセシ
 四、仕事場ニ入ル時ハ第一ニ安全燈ノ灯ニ注意シ次ニ天井及足元ニ注意シナケレバナリマセシ
 五、釣炭及天井ニ龜裂ノアル時ハ注意シテ支柱ヲセネバナリマセシ
 六、危險ノ處ガアルト思フタ時ハ係員ニ届出テ修繕ヲシテ貰ヒナサイ
 七、落弊ノ負傷ガ一番多イモノデスカラ自分ノ注意ニ依テ免ル、事が出來マスカラ充分氣付ケネバナリマセシ
 八、切羽ノ巾、高さ、方向、等ハ係員ノ指圖通りニスル様注意セネバナリマセシ
 九、切羽ノ硬ハ係員ノ指圖ノ場所ニ處分シ投ゲ散ラシテハナリマセシ
 十、切羽ハ常ニ炭塵ノ飛バヌ様掃除セネバナリマセシ
 十一、炭塵ノ多イ時ハ水ヲ撒キ濕潤ニセネバナリマセシ
 十二、炭車ハ係員ノ指圖通り分配シ各自ニ爭奪スル事ハナリマセシ
 十三、炭車ノ出入レニハ安全燈ヲ箱ノ前ニ掛ケ塵ヲ掛ケナケレバナリマセシ
 十四、仕事跡ハ丁寧ニ掃除シテ古釘其他木片ノ散亂セヌ様注意セネバナリマセシ
發破ニ就テノ心得
 一、發破ハ瓦斯爆發ノ原因トナル虞ガアリマスカラ係員以外ニハ掛ケル事ハ出來ヌ規程ニナツテ居リマセシ
 二、瓦斯量一「パーセント」以上ノ箇所ニテ發破ヲ掛ケル事ハ出來ヌ電氣發破デモ二「パーセント」以上ハ掛ケテハナリマセシ
 三、發破ノ必要アル時ハ係員ニ申出テ瓦斯其他ノ狀況ノ檢定ヲ受ケ位置ノ指定ヲシテ貰ハネバナリマセシ
 四、發破孔ノ位置、孔ノ深サ等ニヨツテ爆發セヌ場合ガアリマスカラ兼メ注意セネバナリマセシ
 五、發破孔ノ詰物ニハ粘土ノ外使フ事ハナリマセシ
 六、込棒ハ木製ノモノニ限リマセシ金屬製ノモノハ絕對ニ使フテハナリマセシ
 七、發破ヲ行フ時ハ係員ノ指圖ヲ受ケ通行路ニ見張番ヲ出シテ警戒セネバナリマセシ

八、不發ノ時ハ少ク共十五分間ハ其所ニ近寄ル事ハナリマセシ
 九、不發ノ爆發ハ掘出ス事ハナリマセシ其時ハ係員ノ指圖ヲ受ケテ處置ヲセネバナリマセシ
 十、發破前ト發破後ハ充分撒水セネバナリマセシ
 十一、發破ヲ行ヒタル後ハ天井、壁、打柱、枠等ニ損所ナキヤ否ヲ調ベナケレバナリマセシ
 十二、發破禁止ノ場所ニハ發破禁止ノ木札ガ掛ケテアリマスカラ其切羽デハ發破ヲシテハナリマセシ
通氣ニ就テノ心得
 一、通氣ハ坑内ニ於テ最モ大切ナ事デスカラ左ノ事柄ヲヨク注意シテ置カネバナリマセシ
 イ、門ノ戸ヲ開ケ放シテ置イテハナリマセシ
 ロ、分量門ノ戸ニ觸レテハナリマセシ
 ハ、二重門ハ一ツノ戸ヲ閉メテ後デナケレバ次ノ門ヲ開ケテハナリマセシ
 ニ、ピララ捲キ上ゲタ儘拾テ置テハナリマセシ
 ホ、門、張出、及風管等大切ニシテ破損シアルヲ見付タ時ハ直ニ係員ニ通知シナサイ
 ヘ、張出シノ側又ハ風管ノ前ニ硬其他通氣ノ邪魔トナルモノヲ置テハナリマセシ
 ト、仕事場ニ於テ常ト風廻リノ方向ノ異ツタトキハ直ニ係員ニ通知セネバナリマセシ

三、發破ニ就テノ心得

一、法令ハ勿論炭坑ノ規則ヲヨク守ラネバナリマセシ
 二、社宅其他建具ハ大切ニ取扱ヒ無斷デ機樣替ナドシテハナラヌ事
 三、社物ヲ無斷デ私用シタリ持出シタリシテハナラヌ事
 四、鶏ヲ放飼シタリ其他近所ノ人ニ迷惑ヲ掛ケル様ナ鳥獸ヲ飼養セヌ事
 五、傳染病患者或ハ其疑アル患者ガ出來タ場合ハ直ニ勞務係ニ届出ル事
 六、作業場ヲ社宅殊ニ空家ノ内部又ハ其附近デハ火ヲシタリ又子供ニ火遊ヲ

- サセタリセヌ事其他火ノ用心ヲ怠ラヌ事
- 七、家ノ内部ヲ附近ヲ常ニ奇麗ニシテ置クハ勿論便所ヤ「バツク」ヤ溝モ御互ニ氣ヲ付ケテ不潔ニナラヌ様注意スル事
- 八、集會スル場合ハ何事ニヨラズ勞務係ニ届出デ其許可ヲ得ネバナラヌ事
- 九、三日以上ニ涉リ他行スル場合ハ必ズ勞務係ニ届出ル事
- 一〇、同居スル家族アル時ハ家族届ヲ出スハ勿論外來者ノ宿泊スル場合モ一々勞務係ニ届出ル事

- 一、警局ニ掛ルトキハ勞務係カラ在籍證明書ヲ貰フテ行ク事
- 二、何事ニヨラズ分ラヌ事ハ勞務係ニ尋ヌル事

入坑昇坑ニ付守ルベキ事

- 一、帽子、足袋脚絆ヲ着ケネバナラヌ事
- 二、煙草、マツチ其他發火具ヲ持ツテ行ツテハナラヌ事
- 三、酒氣ヲ帯ビ入坑シテハナラヌ事
- 四、坑口デハ必ズ身體検査ヲ受ケル事
- 五、安全燈ハ大切ニ取扱ヒ歩ク時打振ラヌ事
- 六、入坑昇坑ノ際ハ人道卸ノ設アル所ハ必ズ人道卸ヲ通り捲卸ヲ通ツテハナラヌ事、捲卸ラ人道ニ兼用ノ所ハ車道内ヲ通ツテハナラヌ事又特ニ炭車ニ注意セネバナラヌ事
- 七、入坑昇坑ノ際炭車ニ乗ツテハナラヌ事
- 八、門扉ヤ「ピラ」ヲ開ケ放シニシテハナラヌ事
- 九、係員ノ許可ナクシテ昇坑シテハナラヌ事
- 一〇、ケーブル線ヤ機械ニサワツタリ物ヲ懸ケテハナラヌ事

仕事場テ守ルベキ事

- 一、仕事ヲ始ムル前ニ、天井、釣岩、柱、ガス、氣ナドニ氣ヲ付ケル事
- 二、仕事ハ凡テ係員ノ指揮ニ從フテ爲シ許可ヲ得ズシテ自分ノ定メラレタ場所以外テ仕事ヲシテハナラヌ事
- 三、警備ヤ柵ノアル所又ハ機械座ナドニハ絶対ニ立入ツテハナラヌ事
- 四、捲卸ヤ捲立附近テ休憩シタリ又ハ坑内デ眠ツタリシテハナラヌ事
- 五、安全燈ハドンドンナトガアツテモ開ケテハナラヌ事又安全燈ヲ破損サセタ時ハ直グニ火ヲ消シテ火番所テ取替ヘテ貰フ事

- 六、火藥ハ係員以外ノ者ガ取扱フテハナラヌ事
- 七、發破後切羽ニ入ル時ハ係員ヨリ先ニ行ツテハナラヌ事不發ノ時ハ特ニ氣ヲ付ケル事
- 八、切羽ノ乾燥ヒタ所ニハ水ヲ撒ク事
- 九、坑内ニ異變ヤ死傷者ガ出來タ時ハ直ニ係員ニシラセル事
- 一〇、坑外ノ事業場デ「ストロブ」ヲ焚キ其他火氣ヲ取扱フタ時ハ退出ノ際必ズ完全ニ消シテ置ク事

古河目尾炭礦

下山田炭礦夫ノ心得

就業ニツイテノ體ノ心得

- 一、仕事場ニ出ル前ニ酒ヲ飲ンデハナラヌ事
- 一、時間ニ遅レタリ無斷テ休ムダリシテハナラヌ事
- 一、仕事場ニ出ル時ハ、鑿札ヲ持ツテ來ルコトヲ忘レテハナラヌ事
- 一、鑿札ハ時間前ニ、監督方ニ差出シ、探炭夫ハ探炭切符、其他ノ鑿夫ハ使役證(入坑者ハ安全燈借券ト一所)ヲ受取ツテ之ヲ係員ニ差出シテカラ指圖ヲ受ケネバナラヌ事
- 一、仕事場デハ喧嘩ヲシタリ、他人ノ仕事ノ邪魔ヲシタリシテハナラヌ事
- 一、大勢同ジ場所ニ集マツテ仕事スルトキニハ、相互ニ氣ヲ付ケテ混雜ヲ避ケナケレバナラヌ事
- 一、ドシナ場所ニ居テモ火ノ要心トイフコトヲ忘レテハナラヌ事
- 一、自分ノ取扱フベキモノデナイ機械ヤ器具ニ觸ツテハナラヌ事
- 一、變事ガアツタトキ、又ハ危険ヲ認メタトキニハ、直ニ係員ニ知らセナサイ
- 一、休日ノ翌日ハ、兎角負傷ガ多イカラ「ウツカリ」シテ過失セヌヤウ、ヨク氣ヲ付ケネバナラヌ事
- 一、スベテ仕事場デハ係員ノ指揮ニ從ハネバナラヌ事
- 一、炭坑ノ規則ニ反クトソレム、罰則ガアルコトヲ忘レテハナラヌ事
- 一、以上ノ心得ヲ、一口ニ言ヘバ、ツマリ「何時デモ仕事大事ニ萬事ニ心ヲ配バリ炭坑ノ規則ヤ係員ノ指揮ヲヨク守ル」トイフ事デアアルカラ此一言ヲ忘レテハナラヌ事

第一 坑内作業

- 起シテ、一度ニ大勢ノ人ヲ傷メルコトガアル、デアアルカラ坑内デ働ク人ハ、相互ニ莫々モ氣ヲ付ケテ、決シテ間違ヒノ起ラヌ様ニセネバナラヌ事
- 入坑者ノ大體ノ心得
- 一、許可ヲ受ケナイデ入坑シテハナラヌ事
- 一、人道ノ外、勝手ニ通行シテハナラヌ事
- 一、裸體デ入坑シタリ、往來シタリシテハナラヌ事
- 一、交通遮斷ノ場所ニ立入ツテハナラヌ事
- 一、機寸、燧石其他ノ發火具ヤ、煙草、煙管ヲ持ツテ入坑スルコトハナラヌ事
- 一、許可シテアル場所ノ外テ煙草ヲ飲ンデハナラヌ事
- 一、坑道デ古板ヤ古坑木ヲ踏ムト釘ヲ踏ミ込ムコトガアルカラ氣ヲ付ケネバナラヌ事
- 一、坑道ノ警ノ滑フカナ所ヤ、勾配ノ急ナ所デハ足元ニ氣ヲ付ケネバナラヌ事
- 一、通行中ハ終始天井ニ氣ヲ付ケ、危イ所ガアレバ直グニ係員ニ知らセナサイ
- 一、少シデモ瓦斯ノ臭ガシタトキ、其他何デモ坑内ニ異狀ガアツタトキハスグニ係員ニ知らセナサイ
- 一、係員夫ノ外電線及ビ合圖線又ハ撒水管其他凡テノ工作物ニ觸レテハナラヌ事

安全燈ニツイテノ心得

- 一、次ニ書キアゲタ様ニ缺點ノアル安全燈ハ危険ダカラ受取ツテハナラヌ事
- 一、硝子筒ヤ金網ガ自由ニ廻ルモノ
- 一、金網ニ塵、粉炭、錆、油又ハ油煙ガツイテ居ルモノ
- 一、網ノ目ガ一日デモ破レテ居ルモノ又ハ硝子ニ破目ノアルモノ
- 一、芯ノ上ゲ下ゲガ自由ニ出來ナイモノ
- 一、燈火ノ大サヲ定メテ置テモ燈火ガ自然ニ夫ヨリモ大キクナルモノ
- 一、決シテ自分デ安全燈ヲ開ケテハナラヌ事
- 一、安全燈ノ燈火ハ一定ノ大サヨリモ大キクシテハナラヌ事
- 一、安全燈ヲ高ク掲ゲタリ烈シク振ツタリ又ハ傾ケタリシテハナラヌ事
- 一、安全燈ハ常ニ大切ニ取扱イ汚シタリ、破損シタリセヌ様ニ氣ヲ付ケネバナラヌ事
- 一、安全燈ノ火ガ獨リデ大キクナツタトキハ其處ノ温度ガ高マツタカ又ハ其處ニ瓦斯ガ出テ來タ證據デアアルカラ、靜カニ燈火ヲ細クスルカ又ハ靜カニ温度ノ低

- 一、新シイ空氣ノ來ル處ニ避ケテ係員ニ知らセネバナラヌ事
- 一、切羽デハ安全燈ヲ可成低イ所ニ置カネバナラヌ事、又轟响ガ當ツタリ天井カラ硬ガ落ルヤウナ所ニハ決シテ置イテハナラヌ事
- 一、安全燈ハ常ニ垂直ニ置カネバナラヌ事、若シモ傾イテ居ルト硝子ヤ金網ガ一所バカリ熱クナツタ瓦斯ニ火ガ附ク虞レガアル
- 一、燈火ガ消エタトキハ、火番所ヘ行ツテ點火テ貰イナサイ、決シテ自分でテハナラヌ事
- 一、安全燈ノ硝子ガ割レタリ、金網ガ破レタトキハ、直ニ燈火ヲ消シテシマツテ火番所ニ届出デ良イノト取り換ヘテモライナサイ
- 一、燈火ヲ消スニハ必ズ芯ヲ引キ下ゲテ自然ニ消スル様ニシナサイ、決シテ口デ吹キ消シテハナラヌ事
- 一、安全燈ヲ高ク上ゲテ天井ノ模様ヤ梁ナドヲ調ベタリ又ハ瓦斯ノ有無ヲ検査シタリシテハナラヌ事、若シ其必要ノアルトキハ係員ニ届出デ貰イナサイ
- 一、安全燈ヲ取出ノ中ヤ風種、分量門ナドノヤウナ風ノ強イ所ニ掛ケテハナラヌ事

切羽ニツイテノ心得

- 一、仕事ニカ、ル前ニ必ズ安全燈ノ燈火ニ異狀ハナイカ、天井ヤ壁ニ危イ所ハナイカ、又張出シヤ門扉ナドガ設レテハ居ナイカヨク調ベテ見テ若シアツタラ、直グ係員ニ知らセナサイ
- 一、石灰ヲ振ツテアル所ハ探ツテハナラヌ事、係員ノ命令デ探ツタ時ハソノ證明ヲ貰イナサイ
- 一、係員ノ許可ヲ受ケズニ、自分ノ切羽デナイ所テ仕事ヲシテハナラヌ事
- 一、切羽ハ中心ヲ尖ハヌ様直ニ掘ラネバナラヌ事、又一定ノ巾ヨリモ廣ク掘ツテハナラヌ事
- 一、瓦斯ノアル乾イタ切羽ハ終水ヲ撒イテ、炭粉ノ立タナイヤウニシナケレバナラヌ事、又發破ヲ掛ケテ貰フ時ニハコトサラ、十分ニ切羽ヲ濡ラシテ置カネバナラヌ事、若シモ乾イタ儘ニシテ置ケバ炭粉ニ火ガ點イテ爆發スルコトガアルカラ莫々モ水ヲ撒ク事ヲ怠ツテハナラヌ事
- 一、石炭ヲ掘ルトキニハ、常ニ天井ニ注意シ、天井落ノナイヤウニ柱ヲ打ツコトヲ怠ツテハナラヌ事
- 一、坑道ヲ切ツテ行ク者ハ延先ノ進ムニ從イ遅レヌヤウニ警打ヲシナケレバナラ

又、警打が通レ、バ張出シモ通レ張出が通レ、バ瓦斯が溜ツテ仕事が出来ナクナルカラデア

一、開鑿箇所ハ凡テ現場交代ヲシナケレバナラヌ
一、松岩、硬ナドハスベテ一定ノ場所ニ積置キ、決シテ散サヌヤウニシナケレバナラヌ

一、舊坑ニ抜ケタトキハ其中へ入ツテハナラヌ、ソレシテ直グ係員ニ知ラセナサイ
一、空車ヲ差込シテ来タトキハ、同じ片警ノ者ハ一同申合セテ不公平ノナイ様ニ分ケ決シテ取り合ヒナドシテハナラヌ

一、空車ヲ貫ツテモ其儘ニシテオイト、他人ノ迷惑ヲ構ハヌ者ガアツテラ係員ニ申出デナサイ
一、掘り出シタ石炭ハ、切羽テ充分掘炭シテ上函ニ一抔積込マナケレバナラヌ

一、昇坑ルトキハ自分ノ切羽ハ勿論其街道ニ散乱テ居ル粉炭マデモヨク片付ケケ積ニ掃除シテ函ニ積ム事ヲ怠ツテハナラヌ
支柱ニツイテノ心得

一、支柱ガ曲ツタリ、傾イタリ、又支柱ノ間ヤ坑道ノ冠カラ硬ガ採メテ落タタリスルノヲ見タトキニハ、直ニ係員ニ知ラセナサイ
一、スベテ挿入ハ、仕カケタ仕事ヲ仕達ゲナイデ退業シテハナラヌ、若シ退業シナケレバナラヌトキニハ、跡ノ危クナイヤウニシテシテ置カケレバナラヌ

一、釘ノ刺ツタ板、古木ナドヲ坑道ニ投放シニシテ置イテハナラヌ
發破ニツイテノ心得

一、發破ハ比較的危険ナモノダカラ、可成火藥ヲ使ハナイデ自分ノ手ヲ掘ルコトニ努メバナラヌ(發破カラ瓦斯ガ爆發シタリ又瓦斯ハ無クテモ色々ノ間違ヒガ出来タリシテ負傷シタ例ガ澤山アル)

一、係員ガ火藥類ヲ持ツテ切羽ヲ巡回シ順々ニ發破ヲ掛ケテ呉レルカラ自分達ガ勝手ニ發破ヲカケルコトハ絕對出来ヌ
一、自分達ハ透シテ充分ニシテ適當ノ所ニ「マイト」孔ヲ掘リ坑内所々ニ置テアル粘土デ込物ヲ造リ、切羽ヲ綺麗ニ片付ケテ係員ノ來ルノヲ待テ居レバヨイノデア

一、「マイト」孔ノ深サハ透シノ深サヨリモ五寸位淺クシナケレバナラヌ
一、「マイト」孔ノ方向ハ石炭ノ目ヲヨク調ベテ見テナルベク効力ノ多イ方向ニ向デア

ケテ掘ラバナラヌ

一、發破ノ込物ハ粘土以外ノ者デ造ルコトハナラヌ、若シ粘土ガ柔カ過ぎルトキデモ粉炭ヤ糞ヲ混セテハナラヌ、其時ニハ「バラギチ」ノ粉ヲ混ゼナサイ
一、裝填ダケハ自分等ガ仕ナケレバナラヌ、炭坑デハ(目下ハ鹽頭、日尾新目尾及ビ下山田第一坑)次ニ書キ並ベテアル事項ヨク守ラバナラヌ

一、込棒ハ木カ竹カノニ限ル「キューレン」ヤ其他鐵ノモノヲ使ツテハナラヌ
一、「マイト」ヲ込メルトキニハ導火ヲ眞直ニ延バシテ「マイト」ガ孔底ニ届ク迄入レバ効力ガ薄イ

一、「マイト」ヲ一本半以上一孔ニ込メル時ニハ兩方ノ包紙ノ小口ヲ破ツテ双方ノ「マイト」ヲヨク接觸サセテ其上ヲ包紙デ丁寧ニ包ンデ纏合ハセバ効力ガ薄イ
一、泥管、間管トシテ「ビス」ヲ使フノハ危イバカリデ効能ハナイ、ソレヨリハ細イ竹ヲ使フ方ガ大變ヨロシイ

一、込物ヲ詰メルニハ、初メノ内ハ少シツ、静カニ押込ミ、次第ニ込物ヲ加ヘルト同時ニ強ク突キ、孔ノ口マデ固ク詰込マナケレバ「マイト」ノ効能ガ薄イ
一、水孔ノ時ハ「マイト」ニ「ビス」ヲ挿シタ所ヲ十分ニ麻糸カ何カデ結ンデ其中ニ糞付油カ「ヘット」ヲ塗ルコトヲ忘レテハナラヌ

一、瓦斯ガ炭塵ノアル炭坑(目下ハ第二目尾坑下下山田第二坑)デハ裝填モ凡テ係員ガ仕テ呉レルカラ自分等ハ一切發破ニ關係シテハナラヌ、但シ電氣發破デア

アルカラ場合ニヨリテハ電線ヲ引張ルノヲ手傳ハナケレバナラヌ、其時ニハ電線ヲ叩キ取扱ヒ水氣ノアル坑道デモ潤サヌ様氣ヲ付ケネデナラヌ、ソシテ發破ヲカケテ貫フ前ニハ前ニ書キ並ベタ事項ノ外ニマダ次ニ書キ列ネテアル諸般ノ事項ヲ十分ニ仕テ置カバナラヌ、若シ仕テナカツタリ不十分デアツタリスルト係員ガ來テモ發破ヲカケテ呉レヌカラデア

一、炭坑ガ來テモ發破ヲカケテ呉レヌカラデア
一、炭坑ノ刮粉ハ炭粉ノ立タナイ様ニ掻キ出シテヨク水ヲ掛ケテ濕スコトヲ意ツテハナラヌ

一、附近ノ掘り貯メタ石炭ハスベテ残サヌ様運出シ、硬、木片、古木ナドモ取り片付、切羽ヲ綺麗ニ掃除シテ置カバナラヌ
一、切羽ノ周圍三間迄ノ間ハ充分ニ水ヲ撒キ粉炭ヲ手ニ掘ミ掘リシメルト水ガ

滴リ落ツル位濕ラシテ發破ヲカケテモ炭粉ガ少シモ立タナイ様ニシテオカネバナラヌ

一、係員ガ火ヲ點ケヌ内ニ、其切羽ニ通ズル坑道ニハ凡テ手分ヲシテ番人ヲ出シ、近傍デ働イテ居ル人達ニ發破ヲカケルコトヲ知ラセナクテハナラヌ、又張出ノ裏モ注意シテ番人ヲ居ナイト巡回中ノ他ノ係員ガ張出ノ裏ヲ通ツテ現場ニ行クコトガアルカラ危イ

一、發破ガカケタ丈、爆發シテ仕舞ハナケレバ、スンドト云フ合圖ヲシテハナラヌ、又爆發シナイノガアツタトキハ、少ナクとも十五分間ハ切羽ニ近ヅイテハナラヌ、ソレハ導火ニ故障ガアツテ爆發ノ遅レルモノガナイトモ限ラナイノデ

丁度近ヅイタ時ニ爆發スルコトガアルカラデア
一、發破ガ不發デアツタトキハ、決シテ其孔ヲ掘リ返シテハナラヌ、必ズ五寸以上離レタ別ノ所ニ、新ニ孔ヲ前ノ孔ト違ツタ方向ニ穿リ直ホシ改メテ發破ヲカケテ貫ツテ先キノ不發ノ「マイト」ヤ雷管ヲ其ノ切羽ノ炭カラ掘リ出シテ係員ニ渡シナサイ若シ萬一見付カラナイトキハ其事ヲ係員ニ届出デ、其炭車ニ札ヲ付ケルトカ印ヲスルトカシテ其炭ノ中ニ「マイト」ヤ雷管ガアルコトヲ知ラセ

ナサイ、若シソレナイト掘炭場デ思ハヌ變事ヲ起スコトガアツテ大變危険デア
一、アルカラ臭々モ氣ヲ付ケナケレバナラヌ
一、發破デ掘ツタ石炭ハ硬ガ大變多イカラ特ニ切羽テ十分念入ニ掘炭シテ大キナ塊ノ中ニ夾ミノアルトキハ其夾迄モ取除ケテ出サナイト監量デヒドク硬引ツサレルカラ損デア

坑内運搬ニツイテノ心得

一、炭車ヲ手荒ク取扱ツテハナラヌ
一、手押運搬ヲスルモノハ、炭車ノ前ニ燈火ヲツケテ進行ノ合圖トシ車扉ノ栓ヲ嚴重卸シテ置カケレバナラヌ

一、運搬中ハ常ニ大聲ヲ上ゲテ他人ニ負傷ヲサセヌヤウ、注意シナガラ行カネバナラヌ
一、自働門ノ近クヤ、勾配ノ急ナ所デハ特ニ氣ヲ付ケテ炭車ヲ走ラセヌムヤウニセバナラヌ

一、炭車ガ脱線シタトキハ、相互ニ助け合ツテ「レール」ノ上ニ戻シコボレタ石炭ハ直ニ綺麗ニ炭車ヘスクイコミ、決シテ坑道ニ散放シタ儘放置シテハナラヌ

一、炭車ガ脱線シタトキハ、相互ニ助け合ツテ「レール」ノ上ニ戻シコボレタ石炭ハ直ニ綺麗ニ炭車ヘスクイコミ、決シテ坑道ニ散放シタ儘放置シテハナラヌ

ケテ掘ラバナラヌ

一、乗リ廻シ掉取ノ外決シテ炭車ニ乗ツテハナラヌ
一、「エンドレスロープ」デ運搬スルトキニハ炭車ト炭車トノ間ニハ必ズ定マツタ隔テ置カケレバナラヌ、又「クリップ」ヲ充分ニ噛マセル事ヲ注意セネバナラヌ

一、炭車捲上げノトキハ換鎖ニ注意シ且ツ「ビン」ヲ嚴重ニ差込ムコトヲ怠ツテハナラヌ
一、「コース」捲ノ場合ニ一回ニ捲キ揚グベキ回数ハ規定ノ數量ヲ超過シテハナラヌ

一、掉取ノ外合圖線、轉轍器又ハ函止等ニ觸レテハナラヌ
一、炭車、連鎖、「ビン」、「レール」又ハ「ガイド」ナド運搬ニ關係アル設備ニ故障ノアルコトヲ見出シタ時ハ直ニ係員ニ知ラセナサイ

通氣ニツイテノ心得

一、通氣ハ坑内ノ呼吸デアツテ、若シ之ガ悪クナレバ仕事が出来ナクナルバカリデナク、トモスレバ瓦斯ガ爆發シナイトモ限ラナイノデ誠ニ危険デ一番大事ナ事柄デア

アルカラ坑内デ働ク人ハ誰レデモヨク十分ニ注意シテ此心得ヲ守ラナケレバナラヌ
一、門扉ヲ開ケ放シニシテ置イテハナラヌ、若シモ開ケ放シテ置クト切羽ニ瓦斯ガタマツテ甚ダ危険デア

一、風通シノ中ニ物ヲ入レテハナラヌ
一、風通シノ「ドンゴロス」ヲ切取ツテハナラヌ
一、狭イ坑道ニ炭車ヲ停メテ置イテハナラヌ
一、風道ニ硬ヤ古木ナド通氣ノ妨ニナル物ヲ積ンダリ炭車ヲ置イタリシテハナラヌ

一、自働門ニ炭車ヲ烈シク突當テ、ハナラヌ
一、目扱ヤ、切羽ガ貫通シタトキハ、直ニ係員ニ知ラセナサイ
一、風通ハ必ズ切詰カラ二十尺以上通レナイヤウニシナケレバナラヌカラ若シ遅レソウナ事ガアツタラ直グ係員ヘ訴ヘナサイ殊ニ昇切羽デハ風通ガ遅レルト瓦斯ガ溜ツテ甚ダ危険デア

アルカラ克ク注意セネバナラヌ
一、門扉、張出シ、風通、風橋等風通シニ關スル凡テノ設備ハ係員ノ命令デナケレバ決シテ取扱フ事ハナラヌ、ソシテ若シ之レ等ノ設備ニ故障ノアル事ヲ見付

ケタ時ハ直ダニ係員ニ知らセサイ

變災ニツイテノ心得

- 一、變災ノ起ツタトキハ十分ニ氣ヲ落付ケテ、係員ノ指揮ニ從フコトガ一番肝心ナル、勝手ニ狼狽テ廻ルノハ却ツテ危險ナル
- 一、坑内デ負傷者ガ出来タトキハ附近ニ居ル者ハ誰デモ直ダニ應急ノ手當ヲ施シ同時ニ係員ニ知ラセテ其指圖ヲ受ケナサイ
- 一、負傷者ヲ病人ヲ擔架デ坑外ヘ運ブトキハ必要ノ人ダケガ付添ヘバヨイ
- 一、事變ガ起ツタトキハ、直ニ壯年者ハ第一ニ婦女、幼者、老者ヲ引擯メテ一定ノ安全ナ場所ニ避難サセル用意ヲシテ置ギ、急イデ係員ニ知ラセテ其指圖ニ從ヒナサイ
- 一、狼狽エテ虚報ヲ傳ヘテ他人ヲ迷ハシハナラヌ
- 一、坑内デ空氣ノ大振動ガ來タ時ハ瓦斯ガ爆發シタ者ト思ハネバナラヌ、尤モ大キナ落響ノ爲ニモ空氣ノ振動ヲ起ス事ガアルカラ其響聲ニヨリテ落響力爆發カヲ區別セバナラヌ
- 一、爆發ノ場合ニハ、空氣ノ振動ガ二回又ハ數回來ル事ガアル、ソシテ度々振動ガ強ク來テ響聲ガ大キイ時ハ爆發モ大キイト思ハネバナラヌ
- 一、爆發ガ起ツタトキハ精神ヲ沈靜シテ次ニ響聲並ベタ事項ヲ守ラネバナラヌ
- 一、空氣ノ振動ノ來タ方向ニ氣ヲ付ケテ暫時炭壁ノ間ニ隠レルガヨイ、又ハ暫ク水溜ノ水中ニ避ケルモヨイ
- 一、燈火ハ最初ノ振動ヨリモ次ニ來ル振動ヲ消サレル事ガ多イカラ氣ヲ付ケテ燈火ヲ保護スルコトガ肝心ナル
- 一、直ダニ衣類ヲ裸ヒ身體中露出部ヲ成ルタケ少クシ頭ハナルベク低クシテ居ルガヨイ
- 一、空氣ノ振動ガスツカリヤンデカラ避難ノ準備ヲセバナラヌ、此ノ時ニ辨當ヤ飲料ヲ持ツテ行クコトヲ忘レテハナラヌ
- 一、附近ノ空氣ハ新鮮カ、氣流ハ通ジテ居ルカ、坑道ノ破損程度ハ何ソナ具合カナド檢ベタ上「ドンゴロス」カ又ハ其外ノ張切材料或ハ各自ノ衣服ヲ繫キ合セテ坑道ノ入氣ノ方ヲ塞ギ跡瓦斯ノ來ナイ様ニシテ其區域ニアル空氣丈デ持タル間其處ニ籠ツテ居ルノガ安全ナル、狼狽エテ坑内ヲ騒ケ廻ツタリ、

安リニ昇坑ヲ急イダリスルト途中デ跡瓦斯ニ出會フカラ大變危險ナル

一、籠居箇所各自適當箇所ヲ選ビ一ヶ所ニ餘リ多人數集マラヌガヨイソシテ安全燈ノ芯ハ可成小サクシテ其處ノ空氣ガ成タケ長ク持テル様ニ注意シ静カニ係員或ハ救助隊ノ來ルノヲ待ツカ又ハ頃合ヲ見テ仲間ノ内カラ探險隊ヲ出シテ途中跡瓦斯ノ存否ヲ調べサセ安全ヲ進路ヲ求メテ坑外ヘ出ル方法ヲ講ズルモヨイ

一、他人ノ危イ所ヲ救フタリ、又ハ事變ノ起ル前ニ防ギ止メタリシテ功勞ノアツタ者ニハ鐵業所カラ賞與ガ出ル

第二 電氣作業

電氣ニヨル負傷ハソウ澤山ハナイ、其代リ稀ニアルト、大負傷ナル、克ク注意シナケレバナラヌ

一般ノ心得

- 一、電柱ヤ電線ニ觸ツテハナラヌ殊ニ暴風、雨天、雷鳴、雪ノ降ツタトキニハ一層危險ガカラ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 一、電柱、腕木、碍子ヲ赤ク塗ツタノハ一層危險ナルカラ傍ヘモ寄テハナラヌ
- 一、電柱ヤ電線ノ近クデ火事ノアツタトキ、素人ガ刃物ヲ持テ電線ヲ切ツタリ電柱ヲ倒シタリスルノハ危險ナルカラシテハナラヌ
- 一、電柱、腕木、電線又ハ其レニ續イテ居ル物ナドガ火花ヲ發シテキルノヲ見タ人ハ直ダ電氣係員ニ知ラセナサイ
- 一、電氣ガ切レテ垂下ツテキルノヲ見タ人ハ決シテ其レニ觸ツテハナラヌ若シドウシテモ觸ラナケレバナラヌトキニハ乾イタ布デ厚ク手ヲ包ミ乾イタ長イ竹カ木ヲ以テ静カニ動スヤウニナサイ
- 一、職務以外ニハスベテ電氣ノ機械ニ觸ツテハナラヌ
- 一、仕事ノ都合デ一時電線ヤ電柱線ヲ動サナケレバナラヌヤウナトキニハ勝込ニヤラズニ前以テ電氣係員ニ知ラセナサイ
- 一、電燈線ヲ釘其他ノ金屬ニ引懸ケルコトハ禁物ナル

電氣夫ノ心得

- 一、發電氣ノ「アラシ」ヲ動かストキハ必ず手袋ヲツケネバナラヌ
- 一、「アラシ」ノ位置ニ克ク注意シテ熱流子ノ上ノ「スパータ」ヲ少ナクセネバナラヌ
- 一、ハ直ダニ係員ニ知ラセナサイ
- 一、「ベアリング」ガ熱シ過ギルヤウナトキモ係員ニ知ラセナサイ
- 一、「ベアリング」ニ塵埃ヤ砂ノ入ラヌヤウニ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 一、「ベアリング」ノ油ハ餘リ黒クナラヌ内ニ取換ヘル事、又油ニ泡ノ立ツノハ熱シ過ギタ爲メナノデアアルカラ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 一、「ベアリング」ニ油ヲ注グトキハ外ヘ溢レナイヤウニセネバナラヌ
- 一、電機ノ近クニ「セメント」トカ、砂トカ其他飛散リ易イモノヲ置イテハナラヌ
- 一、電機ノ運轉スルトキ、妙ナ聲ヲ發シテ「スタート」シナイトキハ一線ノ閉閉器ノ「コンタクト」ガ惡イカ又ハ「ヒューズ」ガ一本切レケルカデアアルカラ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 一、電機ノ運轉ヲ停メタトキニハ、次ノ事柄ヲ注意セネバナラヌ
- 一、電機ノ埃ヤ油ヲ拭キ取り水抵抗器ヲ清メ錐物抵抗器ノ「ボート」ヲ掃メ直スコト並ニ「スターター」ノ把手ヲ「ランインダ」ノ位置ヨリ「スターチング」ノ位置ニ戻ス事ヲ忘レテハナラヌ
- 一、「スターター」ト「ロートル」ノ隙間ノ片側ニ螺絲ヲ立テ片側カラ透シテ見テ若シ隙間ガ片寄テ居ルノヲ見タトキハ直ダニ係員ニ知ラセルコト
- 一、電機ノ運轉ヲ停メルトキ、咽筒ナドハ先ヅ「デリバリーバルブ」ヲ締メ荷重ヲ減シ、電流ノ降ルヲ待ツテ閉閉器ヲ切ラナクテハナラヌ
- 一、捲揚機ノ電機ノ運轉スルトキ「ブレーキ」ヲ使フ場合ニ「コントローラ」ニヨリ逆回轉ノ「ノツチ」ヲ使フコトハ電機ノ壽命ヲ縮メルモノデアアルカラ避ケネバナラヌ

第三 機械作業

- 一、機械ハ取扱ヒニハ克ク念ヲ入レ又油ヲ注スコトヲ忘ツテハナラヌ
- 一、機械ノアル室ノ中ハ常ニ能ク掃除シ、油ヤ糞糞ノ類ハ其處場ノ定メテ置イテ決シテ取散ラシテハナラヌ
- 一、機械ハ工場ノ中デ一番大切ナモノデアアルガ此ノ機械ヲ運轉シタリ、製作シタリ、修繕シタリスル「人間」ハ尙ホ大切デアアルカラ、克ク自分ノ身ヲ守リ、機械ヲ守ラケレバナラヌ

機械運轉ノ心得

- 一、變電所、發電所ニ於テ他カラノ請求ニヨツテ油ノ開閉器ヲ切タトキニハ又同ジ人カラノ請求ノアルマデハ再ビ閉閉器ヲ入レテハナラヌ
- 一、「サークキツド、ブレーカー」ガ飛ンダトキ、コレヲ再ビ接續イデ其下ノ閉閉器ヲ入レルトキニハ必ず自分ノ額ヲ「ブレーカー」ノ方ニ向ケナイヤウニセネバナラヌ
- 一、電力線ヤ電燈線ヲ取扱フニハ、イツデモ電氣ガ通ジテ居ルモノト思ツテ注意シテ取扱ハナクテハナラヌ
- 一、電線ニ施シテアル絶縁物ハイツデモ「シヨツク」ヲ防グコトノ出来ナイモノト思ツテキタ方ガヨイ、又「シヨツク」ヲ受ケタ場合デモ高イ處カラ落チルヤウナコトノナイヤウニ要心シテ居ナケレバナラヌ
- 一、絶縁臺ニ昇ツテ仕事ヲシテ居ル人ノ體ニ觸ツテハナラヌ
- 一、「サークキツド、ブレーカー」ハ飛バヌヤウニ縛ツテ置クヤウナコトヲシテハナラヌ
- 一、油ノ開閉器及ビ「コンペンセーター」ガ線カラ全ク切り離サレテキナケレバ油槽ヲ取脱シテハナラヌ
- 一、何テモ仕事ヲシタ後デ道具ヤ材料ヲ高イ所ニ置イテハナラヌ

電機運轉ノ心得

- 一、電機ノ運轉ヲ初ル前ニハ、先ヅ手デ「ベアリング」メタル、オイルリンド」ヲ廻シテ見、且ツ油ガアルカ無イカヲ検査シ若シアツテセ濁ツテ居ツタナラバ取換ヘネバナラヌ
- 一、次ニ閉閉器「リレー」ヲ取調ベ、水抵抗器ヲ用フルモノハ水ガ平均シテ居ルカドウカヲ見、シヤートスキツチ」ガ脱サレテ居ルカドウカニ氣ヲ留メ又「コントローラ」ヲ用フルモノハ油ノ有無「フキンガー」抵抗器ノ具合ナドヲ検査セネバナラヌ
- 一、電機ノ「スターター」スルニハ「スターター」ガ「スターター」スベキ位置ニアルヤ否ヤヲ検査シテ後成ルベクソノ「ト初メルコト、而シテ廻轉ノ出ルニ從ツテ抵抗器ヤ「コントローラ」ヲ次第ニ入レテ行カネバナラヌ
- 一、電機ノ發スル響聲ニ氣ヲ付ケ若シ異ツタ響聲ノ出ルトキハ直ダニ係員ニ知ラセナサイ
- 一、電機ノ熱スル處合ヲ検査シ、若シ「コーア」ノ一部ガ甚シク熱シタトキニ

- 一、交代ノトキハ自分ノ就業中ニ起ツタ事故ヤ、機械ノ具合ノ悪イ所ナドヲ次ノ者ニ能ク話シテ置カネバナラヌ
 - 一、機械ノ調整ニ故障ノアツタトキハ直ニ係員ニ知ラセテ指圖ヲ受ケルコト、但シ若シ急ニ重大ナ故障ノ起ツタトキハ直グ様其ノ運轉ヲ停メネバナラヌ
 - 一、油ヲ注グトキヤ、掃除ヲスルトキニハ、克ク氣ヲ付ケテ機械ノ危險ナ部分ヤ、調整ニ觸ラナイヤウニセネバナラヌ
 - 一、ドンナ場合デモ運轉シテ居ル機械ヤ調整ノ上ヲ跨イダリ、飛ビ越エタリ、下ヲ滑ツタリシテハナラヌ
 - 一、機械室ニ無用ノ者ヲ入レテハナラヌ
 - 一、機械ノ運轉ヲ停メナイデ修繕ヲシテハナラヌ、又他ノ者ニサセテモナラヌ
 - 一、機械ノ運轉ヲ始メル前ニハ、機械ノ各部ニ故障ノナイコト又危險ナ場所ニ人ノ居ラヌコトヲ克ク確メナケレバナラヌ
 - 一、機械運轉ヲ始メルトキ又停メルトキハ徐々トシナケレバナラヌ
 - 一、機械ノ傍ニ人ノ頭ヤウナ物ヲ置イテハナラヌ、又歩イテ居ル内ニシテ轉ゲルヤウナ物ノナイヤウニシテ置カネバナラヌ
 - 一、機械ノ傍ニアル階段ノ上下ニハ、克ク氣ヲ付ケネバナラヌ
 - 一、何人モ係員ノ許シナシニ決シテ機械ニ觸ツテハナラヌ、又自分ノ着物ガ機械ニ引懸ラヌヤウ注意セネバナラヌ
- 機械製作修繕ノ心得**
- 一、鋸型ヲ作ルタメニ用ヒタ釘ハ砂節ノトキ殘ラズ拾取ラナケレバナラヌ
 - 一、溶ケタ金屬ヲ運ブトキニハ其容物ニ故障ノナイコトヲ確メナケレバナラヌ、又運ンデキル間ニ滑ナルコトノナイヤウニ氣ヲ付ケネバナラヌ
 - 一、スベテ材料ヲ積重ネテ置クトキニハ崩レタリ轉ゲタリスルコトノナイヤウニシナケレバナラヌ
 - 一、「ハンマー」ヲ使フトキニハ克ク附近ニ氣ヲ付ケテ過失ノナイヤウニシナケレバナラヌ
 - 一、金屬ノ破片ノ飛散ルヤウナ仕事ヲスルトキニハ其附近ニ人ヲ寄付ケテハナラヌ
 - 一、スチーム、ハンマーデハ熱シテ居ナイ鐵材ヲ叩イテハナラヌ
 - 一、人ノ通ルベキ所ニ道具ヤ材料ヲ置イテハナラヌ

- 一、スベテ物ヲ放投ゲタリ落シタリシテハナラヌ
 - 一、運轉シテ居ル齒車ノ掛替ヲシテハナラヌ
- 第四 土木作業**
- 一、土木ノ仕事ハ重イ木材ヤ石ヲ取扱ツタリ、高イ足場ノ上デスル仕事ガ多ク、從ツテ亦危險モ多イソケデアルカラ、克ク要心シナケレバナラヌ
- 土工石工ノ心得**
- 一、土砂ヲ運ブタメノ足場ハ堅ナル處ノナイヤウニ確固ト架ケテ置カネバナラヌ
 - 一、土砂切取ノトキニハ片隧道ノヤウニ掘ツテハナラヌ
 - 一、石ヤ土ヲ運ブ途ノ綱ハ途中デ斷レルコトノナイヤウニ常ニ丈夫ナモノヲ用ヒネバナラヌ
 - 一、重イ石ヲ運ブトキニハ餘リ急イデハナラヌ
 - 一、往來ノ人ノ邪魔ニナルヤウナ所ニ石ヲ置放シシテハナラヌ
 - 一、石ヲ積重ネテ置クトキニハ崩レタリ轉ゲタリスルコトノナイヤウニシテ置カネバナラヌ
 - 一、仕事場ノ下ノ方ニ往來ノアルトキハ石ヤ土ヲ落サヌヤウニシナケレバナラヌ、若シ落サナケレバナラヌトキニハ人ガ通ツテキナイ事ヲ確メタ上ニシナケレバナラヌ
 - 一、石ノ爲ニ指端ヲ挟マレタリ、足ノ甲ヲ撲タレタリセヌ様ニ注意セネバナラヌ
- 大工業夫ノ心得**
- 一、最モ克ク氣ヲ付ケナケレバナラヌノハ足場デアル、決シテ確固シテキナイ足場ニ上ツテハナラヌ
 - 一、足場ノ上ヲ歩クトキニハ、イクラ慣レテ居ルモノデモ、克ク要心シテ決シテ大膽ナ眞似ヲシテハナラヌ
 - 一、足場ヲ架ケルトキ丸太ヲ落シテハナラヌ
 - 一、足場ヲ取崩ストキ丸太ヲ横倒ニ投下シテハナラヌ
 - 一、スベテ木材ヲ廊下ヤ壁ナドニ立テカケテ置イテハナラヌ
 - 一、斧ヤ手斧ヲ使フトキニハ足ノ端ヲ傷ケヌヤウ注意セネバナラヌ
 - 一、釘ハ一本デモ放散ラシタマ、ニシテ置イテハナラヌ、新シイ釘ハ勿論役ニ立タナクナツタ古釘デモ拾フテ職場ニ持ツテ歸ラネバナラヌ

第五 納屋居住

- 一、釘ノ附イテ居ル板ヲ仕事場ヤ人ノ通ル場所ニ捨テ置イテハナラヌ
 - 一、梯子ノ上下ニハ梯子ガ側レタリ外レタリスルコトノナイヤウニ氣ヲ付ケネバナラヌ
- 納屋ニツイテノ心得**
- 一、第一ニ火ノ用心ヲシ、火ヲ置キナガラ、他出ヲシテハナラヌ
 - 一、納屋ノ内外ヤ流シ場ヲ常ニ清潔ニ掃除セネバナラヌ
 - 一、便所ヲ汚サヌ様ニ氣ヲ付ケネバナラヌ
 - 一、勝手ニ模様替ヲシタリ、納屋備付ノモノヲ取り除ケタリシテハナラヌ
 - 一、納屋ニ住ム者ハ寄宿届ヲ出サナケレバ罰金ヲ取ラレル、寄宿届ヲ出ストキハ戸籍謄本又ハ抄本ヲ警察方ヘ差出シテ頼メバヨイ
 - 一、他人ノ安眠ヲ妨ゲルヤウナコトヲシテハナラヌ
 - 一、他所ノ者ヲ宿泊メヤウトスル時ハ其人ノ住所、姓名、年齢、理由ヲ警察方迄申出ナサイ
 - 一、五人以上ノ人ガ集會ヲスルトキニモ警察方ニ届出ナサイ
- 一般衛生ニツイテノ心得**
- 一、身體ハ常ニ清潔ニシテ居ナケレバナラヌ
 - 一、衣服ハトキ／＼洗濯シテ、垢ノツカヌヤウ常ニ氣ヲ付ケナサイ
 - 一、疊、夜具、寝衣ナドハトキ／＼日光ニ晒シナサイ
 - 一、飲ミ水ハ一度沸シタモノヲツカヒナサイ、タトヒ上水デモ沸シタ方ガヨロシイ
 - 一、未熟ノ果物、消化ノ悪イモノ又ハ腐レカ、ツタモノハ食ベテハナラヌ
 - 一、濁ツテ居タリ、沈澱物ノアル清涼飲料水ナドハ飲ンデハナラヌ
 - 一、飲食物ニハ覆蓋ヲ被セテ蠅ノツカヌヤウニナサイ
 - 一、可成蠅ヲ殺シテ除ケナサイ
 - 一、暴飲、暴食シテ腸胃ヲ悪クシナイヤウニ氣ヲ付ケナサイ

水道ニツイテノ心得

- 一、寢ルトキハ、戸、窓ヲシメ腹巻ナドシテ寒冷セヌ様氣ヲ付ケナサイ
 - 一、假寐シテ風邪ヲ引カヌ様氣ヲ付ケナサイ
 - 一、家ノ内外ハ常ニ清潔ニ掃除シ、障子ナドハ毎朝開ケ放シテ日光ヲ入レ風通ヲヨクシナサイ
 - 一、井戸ハ常ニソノ周圍ヲ清潔ニシ、井戸端デハ洗濯ナドシテ井水ヲ汚サヌ様氣ヲ付ケナサイ
 - 一、便所ハ常ニ清潔ニシ、用ヲ足ストキ周圍ヲ汚サヌ様氣ヲ付ケナサイ、又便所以外デ用ヲ足ストハ一切シテハナラヌ
 - 一、塵芥ハ必ズ一定ノ捨場ノ外捨テ、ハナラヌ
 - 一、身體ノ工合ガ悪カワツタリ熱ガ出タリ、下痢病ニカ、ツタトキハ直グ警局デ診察シテ貰ヒナサイ
 - 一、傳染病ニ罹ツタコトガ分ツタラ之ヲ隠スヤウニ心得違フシテハナラヌ
 - 一、傳染病ノ出タ家ニハ入り出シテハナラヌ
 - 一、夏ノ中ハドンナ病デ死亡者ガアツタモ會葬者ハ一所ニ集マツテ飲食ヲシテハナラヌ
- 水道ニツイテノ心得**
- 一、水道ノ水ハ莫大ナ費用ノカ、ツテ居ル大切ナ上水デアルカラ、此心得ヲ堅ク守リ決シテ無駄使ヒヲシナイデ成ルタケ儉約シテ使ハネバナラヌ
 - 一、水道ノ水ヲ出シ放シニシテオイテハナラヌ
 - 一、水道ノ共同栓ハ破損サヌ様大切ニ取扱ハネバナラヌ
 - 一、水道ノ共同栓ハ破損シタ時ニハ勝手ニ修繕シテハナラヌ直グニ警察方ヘ申出デナサイ
 - 一、子供ニ共同栓ヲ取扱ハシテハナラヌ
 - 一、水道ノ水ヲ出シ放シニシテ米ヲ磨イダリ、洗濯ヲシタリスルコトハナラヌ
 - 一、水道ノ水ヲ汚ナイ物ヲ洗ツタリ、又ハ水道ノ水ヲ撒水ニ使ツタリスルコトハナラヌ
 - 一、盛夏ニハ水量ガ少ナクナルカラ共同栓ヲ開ケル時間ヲ制限スルコトガアルカラ其時ニハ定メラレタ時間内ニ波ミ取ラネバナラヌ
 - 一、ナルベク定メラレタ時間ニ入浴ネバナラヌ

- 一、草鞋ハ一定ノ場所ノ外脱捨テ、ハナラヌ
- 一、炭粉ヤ泥土ヲ落シテカラデナイト湯槽ニ入ツテハナラヌ
- 一、男ト女ト同ジ湯槽ニ入ツテハナラヌ
- 一、服リニ湯ヤ水ヲ汲ミ捨テ、ハナラヌ
- 一、蒸氣「ストツブ」ハ番人ノ外觸テハナラヌ
- 一、他人ノ迷惑ニナルヤウナコトヲシテハナラヌ
- 一、裸體ノ儀浴場ノ外ヘ出テハナラヌ

保育所ニツイテノ心得

- 坑内ヘ下ツテ居ツテ一番心配ニナルノハ内ニ殘シテオイダ子供ノコトデアル、礦業所デハ皆ガ安心シテ仕事ノ出来ルヤウニ四歳カラ七歳又ハ八歳迄(小學校ニ登ル迄)ノ子供ヲ無料デ保育所デ預ツテ呉レル、保育所デハ、先生ガ居ラレテ親切ニ行儀其外種々爲ニナル事ヲ教ヘラレルノデアアルカラ、誰レデモ四歳以上ノ子供持ツタ人ハ獲ラズ預ケナサイ
- 一、喜ソデ保育所ニ行クヤウニ子供ヲ獲ケナサイ
- 一、保育所ニ出スノニ、イ、衣服ヲ着セタリ、髪ノ飾ヲツケサセタリシテハナラヌ、衣服ハ垢ガツカズ、破レテサヘキナナレバソレデイ、ノデアアル
- 一、親達ハ眼ノアルトキニハ、保育所ヘ見ニ來ルコトガ必要デアアル
- 一、親達ハ子供ニ自體落ナ真似ヲシテ見セテハイケナイ、親ガ自體落ナ真似ヲスレバ子供セテ之ヲ見習フカラ、折角保育所デ行儀ヲ覺エテ來テモ何モナラヌ

古河自風炭礦

下山田炭礦

入坑者心得

- 一、許可ヲ得ズシテ入坑スベカラズ
- 二、人道ノ外假ニ通行スベカラズ
- 三、係員ニ對シテハ從順ヲ旨トシ其ノ指示ニ從フベシ
- 四、發火具又ハ煙具ヲ携帯スベカラズ
- 五、交通遮斷ノ場所ニ立入ルベカラズ
- 六、自動車又ハ捲揚車道ニ使用スル車輛ニハ係員夫ノ外乘車スベカラズ
- 七、指定ノ喫煙所ノ外喫煙スベカラズ

石炭坑發取規則ノ適用ヲ指定セラレタル坑ニ於ケル礦夫入坑取扱手續

- 第一項 直接坑内事業ニ従事スル一般礦夫ハ總テ浴場ヲ通過セシムベシ
- 第二項 事業上ノ都合ニ依リ更衣ヲ不便トスル特定ノ礦夫ハ當該坑主任係長ニ於テ豫メ礦長ノ承認ヲ經テ常衣ノ儘入坑セシムルコトヲ得
- 第三項 承認ヲ經タル特定ノ礦夫ハ其ノ氏名ヲ浴場ノ所屬スル雜務掛ニ通知スベシ
- 第四項 雜務掛ハ通知書ニ基キ一定ノ入坑許可札ノ裏面ニ其ノ氏名ヲ記入シ之ヲ交付スベシ
- 第五項 許可證ヲ有スル礦夫ハ入坑ノ都度身體検査ヲ行フベシ
- 第六項 臨時坑口ヨリ入坑ヲ要スル場合ハ其ノ都度當該坑主任係長ニ於テ人別毎ニ特別入坑證明書ヲ交付スベシ但シ材料下ゲノ爲常時入坑ヲ要スル者ハ第二項乃至第五項ノ手續ヲ爲スベシ
- 第七項 特別入坑證明書ハ入坑ノ際檢身掛ニ提出セシムベシ
- 第八項 前項ノ場合ニ於テ檢身掛ハ身體検査ヲ行ヒタル後ニ非ザレバ坑口ヲ開キ且ツ入坑セシムルコトヲ得ズ
- 第九項 非常急變ニ際シ坑主任係長ノ證明書ヲ得ル暇ナキキハ當該現場員ノ入坑證明書ヲ以テ常衣ノ儘入坑スルコトヲ得此ノ場合ハ雜務掛ニ於テ遲滞ナク當該坑主任係長ニ報告スベシ

三井山野炭礦

採掘者心得

採用手續及ビ就業

- 一、採掘者ハ採用ノ際ハ必ず戸籍簿本ヲ事務所ニ差出スコトモシ持タヌ者ハ現金ヲ事務所ニ差出シテ取寄セテ貰ウコト
- 二、採掘者ハ採用後係員カラ仕事上ノ注意ヲ受ケテ後業ニ就クコト特ニ坑内採掘者ハ必ず諸注意ヲ聞キテ後ニ入坑スルコト
- 三、當該業所ニ定メタ印鑑ヲ造リ印鑑番札ヲ事務所カラツケテ貰ハヌト賃錢ヲ受取ラレマセン
- 四、賃錢受取方法

- 八、裸體ニテ就業又ハ往來スベカラズ
- 九、就業前必ず天井及炭壁ニ危險ノ箇所ナキヤ又通風設備ニ破損ノ箇所ナキヤ等ニ注意シ若異狀ヲ認メタルトキハ直ニ係員ニ申出ヅベシ
- 十、白灰撒布ノ箇所ハ探掘ヲ禁止シタルモノナルガ故ニ掘ニ探掘スベカラズ
- 十一、自己ノ就業箇所以外ヲ徘徊シ又ハ他ノ箇所ニ於テ就業スベカラズ
- 十二、門扉ヲ開放スベカラズ
- 十三、何ノ場所ヲ問ハズ睡眠スベカラズ
- 十四、少量タリトモ煤瓦斯ノ發生又ハ存在ヲ認メ若ハ異臭ヲ嗅ギ其他異狀ヲ認メタルトキハ直ニ係員ニ届出ヅベシ
- 十五、係員夫ノ外電線及合圖線ニ觸ル、ベカラズ
- 十六、器具器械其ノ他ノ建設物ヲ破損スベカラズ
- 十七、松炭ボタ等ハ總テ一定ノ場所ニ積置キ決シテ散亂セシムベカラズ
- 十八、安全燈ヲ閉クベカラズ
- 十九、安全燈ヲ毀損シ又ハ燈火消滅シタルトキハ係員ニ申出テ引換又ハ點火ヲ請フベシ決シテ自ラ修繕又ハ點火スベカラズ
- 二十、安全燈ヲ烈シク振り高ク上ゲ又ハ傾クベカラズ
- 二十一、安全燈ノ火焰ハ硝子ノ中以上ニ達セシムベカラズ
- 二十二、切羽ニ於テ安全燈ヲ絶嘴ノ觸ル、附近ニ置キ又ハ天井近ク懸ケ置クベカラズ
- 二十三、礦夫ハ安全燈ヲ用キテ瓦斯ノ検査ヲ爲スベカラズ
- 二十四、火藥類ヲ使用セントスルトキハ必ず係員ノ立會ヲ請フベシ礦夫ハ決シテ自ラ點火スベカラズ
- 二十五、火藥類ヲ受取リタルトキハ火器ニ觸レザル様注意スベシ殊ニ雷管ハ必ず一個宛細又ハ紙ニ包ミ擦擦セザル様取扱フベシ
- 二十六、火藥類ノ裝填ニハ鐵製込棒ヲ用ウベカラズ又粘土其ノ他發火ヲ誘起スベキ塵ナキモノ、外込物ト爲スベカラズ
- 二十七、點火後爆發セザルトキハ少クトモ十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルベカラズ且其ノ火藥類ニ殘餘ヲ生ジタルトキハ出坑ノ際之ヲ係員ニ返納スベシ
- 二十八、火藥類ニ殘餘ヲ生ジタルトキハ出坑ノ際之ヲ係員ニ返納スベシ

二 瀧炭坑

- イ、採炭夫ハ其日ノ稼働高ハ三日目ニ賣店デ採炭傳票ヲ渡シテ證明シマスカラ其稼働高ノ八割マデハ品物デモ現金デモ受ケラレマセン
- ロ、職工、内外雜夫ハ賃錢證明票ヲ前日迄ノ賃錢ノ八割マデ賣店デ品物ヲ受ケラレマセン
- ハ、請負夫ハ稼働高ノ見合ヲシテ貰ヘバ其金額マデハ賣店デ品物ヲ受ケラレマセン
- 品物ヲ現金ヲ受ケテ残りノ稼働高ハ其月ノ一日ヨリ十五日マデノ分ハ最終ノ日曜日ニ又十六日ヨリ月末マデノ分ハ翌月ノ第二日曜日ニ計算又ハ賣店デ支拂ヒマス其時ニ社宅料、電燈料、衛生費、共費組合費、貯金等ヲ引去ツテ渡スコトニナツテ居マセン
- 但シ此支拂日ハ事業ノ都合ニヨリ變更スルコトガアリマセン

賣店

- 五、賣店ハ一部賣店ト一部賣店トニ分レ一分デハ米、味噌、醤油、砂糖、漬物、石炭、坑内道具等ノ生活上及ビ事業上ノ必要品ヲ稼働高ノ八割マデハ傳票ヲ渡シマスカ現金デハ賣リマセン是非現金ヲ買ハネバナラヌトキハ礦夫事務カラ現金買ノ證明ヲシテ貰フコト、二部デハ反物、陶器、菓子、雜貨類ナドノ生活ノ便利品ヲ賣ルトコロデステ現金ヲナケレバ賣リマセン

托兒所

- 六、托兒所ニハ生後百日以上滿六才マデノ子供ヲ預リマス預リ料ハ乳ヲ飲ム子供ハ一日ニ十二錢其外ハ一日ニ八錢月二回稼働高カラ引キ去リマス、休業日又ハ母親ノ稼働セヌトキハ勿論預リマセン
- 托兒所ニ預ケルニハ前以テ子供ノ身體検査ヲ受ケネバナラヌ、托兒所ノ子供ニハ家庭ヨリ菓子ヤ小使錢ヲ持タセテヤツテハナラヌ

貯金

- 七、當該業所ノ稼働者ハ一ヶ月一圓ノ据置貯金ヲ三十圓ニ達スル迄ハ必ずセネバナラヌ之ハ死亡永病又ハ退坑ノ場合ノ外ハ拂戻シマセン之ニハ郵便貯金ノ倍ニ近イ利子ヲツケマス六ヶ月毎ニ元利合計ノ決算書ヲ希望者ニハ渡シマス其他ニ貯金シたい者ハ一ヶ月四十錢カラ六圓マデハ普通貯金トシテ預ツテ不時ノ必要ノ起ツタ場合ニハ拂戻シマセン利子ハ据置貯金ト同ジデス

社宅居住者心得

- 八、社宅ハ多數ノ人が集ツテ住ンデ居リ且ツ互ニ相知ラヌ人が多クカン皆能ク公

労働者公衆道徳ヲ守リ他人ニ迷惑ヲ掛ケヌ様ニシテ本事務所ノ命令ヲ能ク守リ
 一般ノ秩序ヲ保ツヤウニ心掛ネバナラヌ、社宅居住者ハ次ノコトハ決シテシテ
 ハナラヌ

- イ、喧嘩、口論、賭博ヲナスコト
- ロ、勝手ニ社宅ニ造作ヲナスコト
- ハ、兇器(刀劍ピストル類)ヲ社宅内ニ置クコト
- ニ、石炭ヲ焚クコト
- ホ、其他一般ノ秩序ヲ亂シ他人ニ迷惑ヲカケル様ナコト
- 社宅ニ住ンデ居ル者ハ次ノ場合ニハ必ず職夫事務所ニ届出ツルコト
- イ、來客ヲ宿泊セシムルコト
- ロ、家族ニ異動ヲ生ジタルトキ
- ハ、傳染病又ハ疑ハシキ病氣其他急病ノ起ツタトキ
- ニ、重大ナル事件ノ生ジタルトキ
- ホ、歸省其他ノ用件ニテ壹日以上社宅ヲアケルトキ

九、病氣私傷等ニテ醫局ニ頼ルトキハ先ツ職夫事務所ニ施療證明券ヲ貰ハネバナラ
 ヌ
 (公場ノコトハ別ニ規定アリ)

醫局ニ往クコトノ出來ヌ患者ニテ醫師ノ往診ヲ望ム者ハ午前中ニ職夫事務所ニ申
 込ムコト往診ハ午後五時急病ノ場合ハ此限ニアラズ

職夫事務所

- 十、稼働者ハ何事デモ相談ヤ不明ノコトアルトキハ職夫事務所係員ニ尋ヌルコ
 ト、係員ハ出來ルダケ親切ニ指導シマス
- 坑内稼働者心得(安全燈使用ノ坑内ニ限ル)
- 入車乗降リニ關スル注意
- イ、係員ノ指圖ニ從ヒ靜カニ秩序ヲ守ルコト
- ロ、定メラレタル乗車場以外ニテ乗ツタリ降りタリシテハナラヌ
- ハ、人車ガ動タトキ停ルトキハ笛ヲ合圖ヲスルカラ笛ヲ聞イテ飛ビ乗ツタリ笛
 ヲ聞カヌ内ニ降りタリシテハナラヌ
- ニ、道具ハ必ず道具函ニ入レルコト決シテ手ヲ持ツテ乗ラヌコト

- イ、發破孔ノ小サイノヤ掃除ノ充分デ無イノハ「マイト」ヲ填メテハナラヌ
- ロ、發破ハ自分デシテハナラヌ必ず係員ニ頼ムコト
- ハ、發破ノ込物ニ粉炭、藥ナドヲ用ヒテハナラヌ必ず粘土ヲ使用セヨ、込棒ハ
 木デ作ツタモノニ限ル
- ニ、發破ノ前ニ附近ノ者ニ警告シ全部ノ者ヲ避難サセ四方ニ見張人ヲ置クコト
 ホ、發破後ハ十五分位ハ待ツテ其場所ニ行キ先ツ天井ニ氣ヲツクルコト特ニ不
 發ノ疑アルトキハ充分注意スルコト
- 五、入坑ニ關スル諸注意
- イ、煙草、マツチ其他發火器具ヲ持チテ入坑スルコトハ出來ヌ
- ロ、火香所以外ノ場所ニテ安全燈ヲ開キ又ハ煙草ヲ飲ムコトハ出來ヌ
- ハ、電線ニ手ヲ觸レタリ衣類、辨當、安全燈其他ノモノヲ決シテ懸ケテハナラ
 ヌ
- ニ、通行留ノ個所ヲ通行シ又ハ古洞ニ入ルコトハ出來ヌ
- ホ、係員ノ許可無クシテ捲下ヲ昇降スルコトハ出來ヌ
- ハ、係員ノ許可無クシテ炭函ニ乗ルコトハ出來ヌ
- ト、各所ノ門ヲ開放シテハナラヌ
- チ、係員ニ届ケズシテ早昇坑シテハナラヌ
- リ、通行スベキ坑道ニハ所々ニ避難所アリ炭函ノ通ルトキハ此ニ避難セネバナ
 ラヌ
- 六、公傷シタルトキノ手續
- 公傷シタルトキハ必ず坑内係員ニ届出デ仕事ノ出來ナイ者ハ證明ヲ貰ツテ醫局
 デ治療ヲ受ケ翌朝八時マデニ必ず職夫事務所ニ出頭スルコト
- 負傷ガ輕クテ仕事ヲ休ムニ及バヌ者ハ職夫事務所カラ治療券ヲ貰ツテ醫局ニ行ク
 コト

職夫賞罰規定

第一條 職夫左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ賞與ヲ給ス

- 一、炭函不良チエーン發見ノモノ
- 二、安全燈拾得届出ノモノ
- 三、就業中阻礙他ノ危急ヲ救ヒタルモノ
- 四、事業上危險ヲ適宜處置シタルモノ

安全燈ノ取扱方

- 一、安全燈ヲ受取ツタ時ハ次ノ事項ニヨク注意スルコト
- 一、鎖鑰ガヨクカカツテ居ルカ
- 二、網又ハ硝子ガキツチリ組合セラレテ居ルカ
- 三、芯燈ガ自由ニ上下スルコトガ出來ルカ
- 四、硝子ニ破目ハナイカ
- 五、自分ノ安全燈ノ番號ヲ良ク覺エテ返ストキニハ必ず其番號ノモノヲ返ス
 コト
- ロ、安全燈ヲ持ツテ歩クトキ
- 一、成ルベク低ク下グルコト
- 二、振ラヌ様ニスルコト
- 三、風ノ強イ所テハ風除クシテ火ノ消エナイ様ニスルコト
- ハ、切羽デハ
- 一、高イ處ニ掛ケテハナラヌ
- 二、傾イタリ落チタリ破損シタリシヤスイ所ニ置イテハナラヌ
- 三、常ニ注意シテ火ガ五分ヨリ太クナツタラ燈芯ヲ下グルコト
- 四、火ガ急ニ太クナルトキハ切羽ニ瓦斯ガアルノデスカラ靜カニ火ヲ少サク
 シ速ク切羽ヲ出ルコト、決シテ安全燈ヲ口デ吹イタリ振ツタリシテハナ
 ラヌ
- 五、安全燈ノ硝子又ハ其他ノ部分ガ破損シタトキハ直グ火ヲ消シテ火香所デ
 取換エテ貰フコト
- 六、火ノ消エタ時又ハ網目ガ油煙デマタトキハ火香所ヘ行クコト
- 七、安全燈ヲ切羽ニ置キ放シテハナラヌ
- 八、安全燈ノ開閉ハ火香ニ頼ムコト決シテ自分デシテハナラヌ
- 三、切羽ニ於ケル注意
- イ、切羽ニ行ツテハ先ツ瓦斯ト天井トニ注意スルコト
- ロ、係員ノ指圖シタル處ヨリ外ノ場所ノ炭ハ決シテ取ツテハナラヌ
- ハ、仕事スル場所ノ機街道ノ天井ノ壁ナドニ常ニ注意シテ危險ト思フ處ハ速ニ
 係員ニ通知シテ柱ヲ打チテ他方法ヲ取ルコト
- 四、發破ニ關スル注意

- 五、事業上有益ナル考案ヲナシタルモノ
- 六、以上ノ外善行ト認ムベキ行爲ヲナシタルモノ
- 前項賞金ハ事宜ニヨリ金二十五圓迄ノ範圍ニ於テ適宜之ヲ定ム但第五項該當
 ノモノニシテ特ニ有益ナルモノハ此限リニアラヌ
- 第二條 品行方正ニシテ成績佳良ナル職夫滿十年以上ニ達シタル者ニハ紋章入大
 杯一個、滿十五年以上ニ達シタルモノニハ紋章入懷中時計一個ヲ賞與ス
- 第三條 職夫不都合ノ所爲アリタル時ハ左ノ通り處分ス
- 第一、係員ニ反抗スルモノ 一方以上減又ハ解雇
- 第二、着到ニ關スルモノ
- 一、始業時間ヨリ三十分以上遲刻シタルモノ又ハ飲酒セルモノハ當日使役セ
 ザルコトアルベシ
- 二、着到札(入坑札)ノ持參ヲ忘レタルモノ 金十錢減
- 三、着到札及炭票ヲ紛失シタルモノ(各一枚ニ付) 金二十錢減
- 四、終業後着到札ヲ受取ラズシテ歸宅スルモノ(日役證ヲ同シ) 金二十錢減
 時間割、減賃ノ外金二十錢減
 又ハ當日ノ就業ヲ認メス
- 五、無斷就役シタルモノ 一方分減
- 六、無斷退役者又ハ着到札ヲ投入シ就業セサルモノ 金二十錢減
- 七、着到札ヲ故ナク他人ニ委託ヲ受ケタルモノ 金二十錢減
- 八、探炭夫ニシテ昇坑後直チニ傳票ヲ給メサルモノ一人ニ付 金二十錢減
 金二十錢以上
 金五十錢迄減
- 九、繰込後故ナク現場就業時間ニ遲刻シタルモノ
- 第三、探炭ニ關スルモノ(但連帶責任ヲ原則トス)
- 一、盜掘又ハ禁止個所ヲ探掘シタルモノ 半方以上減又ハ解雇
 當日分線高沒收
- 二、故意ニ惡石ヲ混入シタルモノ 當日分線高沒收
- 三、炭券竊取若クハ欺罔ノ目的ヲ以テ出炭個所ノ詐稱又ハ一函ニ付二枚以上
 ノ炭券ヲ附シタルモノ 當日分線高沒收ノ上解雇
- 第四、安全燈ニ關スルモノ
- 一、硝子破損 金二十錢減
- 二、硝子以外ノ部分破損又ハ粉炭 實費辨償
- 三、妄リニ開錠又ハ開放點火 二方減又ハ解雇
- 四、怠惰 四分ノ一乃至二分減
- 五、故意ニ他人ノ安全燈ト取替ヘタルモノ 半方以上減

- 六、他人ノ名義ヲ許リ安全燈ヲ受ケ又ハ他人ノ安全燈ヲ行使シタルモノ
半方以上減
- 七、故意ニ安全燈ノ開閉ヲ自由ニセントシタルモノ
一方減
- 八、安全燈札ノ紛失
金十錢減
- 九、安全燈札ヲ受取ラズ歸宅ノモノ
金二十錢減
- 十、安全燈ヲ携帶セスシテ入坑シタルモノ
半方以上減
- 第五、炭函又ハ人車ニ關スルモノ
半方以上減
- 一、規定以上ニ炭函ヲ連結ノモノ
半方以上減
- 二、炭函連結不完全ノ儘捲上又ハ差込ノモノ
半方以上減
- 三、人車又ハ炭函捲上不注意ノモノ
半方以上減
- 四、炭函便乗(但職務上特ニ許可シタルモノハ此限ニアラス)
半方以上減
- 五、安リニ機械運轉ヲナシ又ハ爲サントシタルモノノ半方以上減又ハ解雇
半方以上減
- 六、人車運轉中乗降シタルモノ又ハ係員ノ制止ニ拘ラス乗降ノモノ
半方以上減
- 第六 其他ニ關スルモノ
四分ノ一方以上減
- 一、安リニ仕事場ヲ離レタルモノ
四分ノ一方以上減又ハ解雇
- 二、禁止箇所ニ於テ喫煙シタルモノ
四分ノ一方以上減又ハ解雇
- 三、禁止場所ニ煙具又ハ發火具ヲ携帶入所ノモノ又ハ入所セントシタルモノ
四分ノ一方以上減
- 四、揭示警標電球及電線其他一般工作物ノ破壞放棄又ハ破損シタルモノノ半方以上減又ハ損害賠償額
- 五、坑内開扉ノ開閉ヲ怠リタルトキ
四分ノ一方以上減
- 六、出役中睡眠シ職務ヲ怠リタルトキ
半方以上減
- 七、器具ヲ取亂シ又ハ返納ヲ怠リタルトキ
半方以上減
- 八、故意又ハ過失ニヨリテ機械ヲ損傷シ又ハ運轉ヲ誤リ又ハ馬匹ヲ死傷ニ致シタルモノ等事業ニ損害ヲ與ヘタルモノ
一方以上減若クハ解雇又ハ損害賠償
- 九、特ニ禁止シタル場所ニ入り若クハ通行禁止ノ箇所ヲ通行シタルモノノ半方以上減
- 十、作業場ニ於テ飲酒シ其他風俗ヲ亂ス行爲ヲナシタルモノノ一方以上減

- 十一、多衆集合シテ暴行脅迫ヲ爲シタルモノ又ハ他人ヲ誘惑煽動シ事業ノ妨害ヲ爲シ又ハ爲スヘク不穩ノ行動アリタルモノ
半方以上減又ハ解雇
- 十二、喧嘩ヲナシタルモノ
解雇
- 十三、偽名シ又ハ履歷ヲ偽リ採用セラレタルモノ
解雇
- 前各項減賃ハ當日分、當日分ニテ不足ノトキハ直前分ニ週リ減賃ス
- 第四條 前條ノ規定ハ其情狀ヲ酌量シ輕重スルコトアルヘシ
- 第五條 第三條列記以外ノ事項ト雖モ不都合ト認ムヘキ所爲アリタルトキハ第三條ニ準シ處罰ス
- 第六條 敬唆又ハ補助シテ第三條第五條所定ノ犯行ヲナサシメタルモノハ各實行者ニ準シ處分ス
- 本規定ハ大正十四年三月一日ヨリ施行ス

忠 告

- 坑内職業者ノ心得
入坑前ノ心得
一、入坑前酒ヲ飲ンデハナラヌ
一、入坑前ニ成ルベク大小便ヲナシオコト
一、睡眠ガ足ラヌト仕事ハヨク出来ズ又負傷スルコトモ多イカラ十分睡眠ツテオカネバナラヌ
一、入坑時間ニ遅レタリ、勝手ニ休ンダリシテハナラヌ
入坑中ノ心得
一、許可ヲ受ケナイデ入坑シテハナラヌ
一、機寸、煙草、煙管其他發火具ハ絕對ニ持ツテ入坑シテハナラヌ
一、人遣ノ外勝手ニ通行シテハナラヌ
一、入坑ノ際ハ眼ハ坑内ノ暗サニ慣レズ且ツ下リ坂アルカラニツタリ木路ノ間ニ足ヲ踏ミ込ンダリセヨウ氣ヲツケネバナラヌ
一、入坑ノ際ハ可成帽子ト脚絆ヲツケル様ニシナサイ
一、本卸坑道ヲ通ル時又ハ横ギル際ハ捲網ト捲網ニ氣ヲ付ケホバナラヌ
一、古板ヤ古木ニ金釘ガアルカラ踏ミ込マヌ様ニシナサイ
一、掉取夫以外炭草ニ決シテ乗ツテハナラヌ
坑内職業者中ノ心得
一、發火具トハ機寸、燧石ノ機寸ノ之ハ坑内テ全然必要ノナイモシカカラ對ニ持ツテ入坑シテハナラヌ、又他人ガ持ツテ居タラヤカマシクイフテ早退取上ゲ係員ニ渡シナサイ
二、火番所以外ニハ決シテ煙草ヲムデハナラヌ
安全燈ニツイテノ心得
一、安全燈ノ不完全ナモノハ瓦斯ニ引火シ、又完全アルモノデモ取扱ノ不注意カラ變災ヲ起ス事ガアルカラヨク氣ヲツケネバナラヌ
安全燈ヲ受ケ取ル時ノ注意
一、次ニ書キアゲタ様ナ缺點ノアル安全燈ハ危險ダカラ受取テハナラヌ
一、安全燈ニカギノカ、ツテ居ラヌモノ
一、硝子筒ノ自由ニ輕ク廻ハルモノ
一、硝子ニ創目又ハ損所ノアルモノ
一、硝子ノ上下ニ石綿ノ輪ナキモノ
一、芯ノ上下ガ自由ニ出来ナイモノ
一、金網ニ塵芥ヤ、炭粉ヤ、油煙ノツイタルモノ
一、金網ノ一目デモ破レテ居ルモノ
一、燈火ノ大サ一定セズユラユラスルモノ
安全燈ヲ使用携帶中ノ心得
一、安全燈ヲ自分デ開放スルハ絕對ニシテハナラヌ
一、安全燈ノ火ノ大サハ油煙ノ出ル程ニシテ置イテハナラヌ
一、安全燈ヲ高クアゲタリ、烈シク振ツタリ、又傾ケタリシテハナラヌ
一、仕事場デ出来ル丈低イ所ニ眞直ニ置キ、落チタリ、倒レタリスル様ナ所ニ置イテハナラヌ
一、鶴嘴ヤ「セツト」ガ當ツタリ、天井カラ硬ガ落チカ、ル様ナ所ニ置イテハナラヌ
一、硝子ガ破レタリ、金網ガ傷ンダリシタ時ハ直ニ燈火ヲ消ス事ヲ忘レテハナラヌ、ソシテ火番所ニ行キ新品ト取替エテ貰ハネバナラヌ
一、燈火ヲ消ス時ニハ必ず芯ヲ下ゲテ自然ニ消サネバナラヌ、口デ吹イタリ、打振ツタリシテハナラヌ
一、安全燈ノ火ガ弱リテ急ニ大キタナルノハ其所ニ瓦斯ガ出テ來ダ證據アルカ

- 一、ドンナ所、ドンナ時デモ火ノ用心ヲ忘レテハナラヌ
- 一、仕事場テ亂暴シタリ、他人ノ邪魔ヲシテハナラヌ
- 一、坑内テ變ツタ事、危險ナ事ガ見付カツタラ直ニ係員ニ知ラセル事ヲ忘レテハナラヌ
- 一、仕事場テハ凡テ係員ノ指圖ニ從ハネバナラヌ
- 一、多人數同ジ場所デ働ク時ニハオ互ニ氣ヲ付ケテ腰ヲシクナラヌ様心掛ネバナラヌ
- 一、用ノナイノニ機械場、脚座等ニ入ツテハナラヌ又鐵管、電線、合圖網ニ觸テハナラヌ
- 一、自分ニ負傷セヌ様、他人ニ負傷セヌ様氣ヲツケネバナラヌ
- 一、新參ノ人ハヨク勞ハツテツテ分ラヌ事ハヨク教ヘテヤラネバナラヌ
- 一、切物デハ天井、松岩、炭壁ニ氣ヲ付ケテ負傷セヌ様ニセネバナラヌ
- 一、通ツテハナラヌ所又進入ツテハナラヌ所ニハ決シテ入ツテハナラヌ
- 坑内職業者中ノ心得
皆承知ノ通り坑内變災ノ中デ最モ恐シイモノハ
坑内 火 災
瓦斯及炭塵爆發
デアル之等ノ變災ガ一旦起ツタナラバ何百人何千人ノ生命ニ關スル事モアツタ人間ノ上ニモ炭坑ノ上ニモ實ニ慘シクシテ憐レテ結果ツテ來シマスデアルカラ是ハ何トシテモ絕對ニ起ラヌ様炭坑ニ居ル人ハ誰レ彼レ問ハズ皆學ツテ氣ヲツケテ之等ノ變災ヲ未然ニ防止セバナラヌ
之等ノ恐ルベキ變災モ入坑者全部オ互ニ氣ヲツケテ只
火ノ用心
ヲスレバヨイノデアル、火ノ元ニ氣ヲ付ケレバヨイノデアル
火ノ元ハ何デアルカト背ヘバ左ノ三ツデアツテ
一、發 火 具
二、安 全 燈
三、破 破
ソノ三ツニツイテノ心得ヲ守レバ安心デアル
發火具ニツイテノ心得

- ラ火ヲ静カニ細クシテ静カニ其所ヲ退キ直ニ係員ニ知ラセナサイ
- 一、安全燈ノ火ガ突然消テ消エ方ヲシタトキハ矢張瓦斯ノ爲メデアルカラ前同様ニシナサイ
- 一、安全燈ハ風櫃、分量門等風ノ強イ所ニ置イテハナラヌ
- 其他ノ心得
- 一、安全燈ナケレバ全ク動キガ取レヌカラ常ニ大切ニ取扱ヒ破損セヌ様火ヲ消サヌ様氣ヲツケネバナラヌ
- 一、他人ノ安全燈ト取換ヘテハナラヌ
- 一、自分ノ安全燈ヲ検査シテハナラヌ
- 發破ニツイテノ心得
- 發破ニツイテノ心得ヲヨク分ラセル爲メニ瓦斯及炭塵ニ對スル注意ヲ述ベル
- 瓦斯ニツイテノ注意
- 一、皆サンガ切羽ニ行ツテ仕事スル前ニ係員ハ瓦斯ノ有無ヲ十分調べテ瓦斯ノアル箇所ハ中止シテアル管デアルケレドモ切羽ニ入ル時ニハ安全燈ノ火及切羽ノ空氣ノ臭ニ先ツ十分氣ヲツケネバナラヌ
- 一、安全燈ノ火ガ急ニ大キクナツタリ、急ニ消エタリ、又木ノ腐ツタ様ナ臭ノスル時ハ瓦斯ノアル證據ダカラ徐々切羽ヲ出テ直ニ係員ニ知ラセナサイ
- 一、瓦斯ハ空氣ヨリ輕イモノデ天井際ニ停留易イカラ高所ニ安全燈ヲカケ置イテハナラヌ
- 一、何トナク瓦斯ノアル氣持ノシタ時ハ係員ニ一應調べテ貫ハネバナラヌ
- 一、高所箇所ノ高イ所ニ上ルニハ一應係員ニ瓦斯ノ有無ヲ調べテ貫フテカランシナサイ
- 一、瓦斯ノ爲メ構ヲシテアル所ニハ縦令自分ノ器具ナド置イテアツテモ決シテ取リニ這入ツテハナラヌ
- 一、仕事申又ハ發破後急ニ瓦斯ガ出テ來テ係員ガ仕事中止ヲ命ジタ時ハ即刻切羽カラ退出セバナラヌ
- 一、瓦斯ハ全ク通氣ノ爲メ除カレテソレド坑内ハ安全ニナツテ居ルノデアルカラ通氣ニハ坑内ノ働ク人ハ誰レデモヨク注意セネバナラヌ
- 一、門扉ヲ開ケ放シニシテ置イテハナラヌ、若シモ門扉ヲアケ放シテ置クト切羽ニ瓦斯ガ溜ツテ切羽ニ仕事シテ居ル人ハ甚ダ危險トナル

- 一、風櫃ノ中ニ着物ヲ辨當ナド邪魔物ヲ入レテハナラヌ
- 一、風櫃ノドングロノ切羽取ツタリ、マクリアゲテオイタリシテハナラヌ
- 一、風櫃ニ硬ヤ坑木ナド通風ノ妨グトナルモノヲ置イタリナゲ込ダリシテハナラヌ
- 一、切羽ガ貫通シタトキハ直ニ係員ニ知ラセナサイ
- 一、門扉、張出ビラ、風櫃等風櫃ハシニ關ヘル凡テノ設備ハ仕事ノ邪魔ニナルカラトテ或ハ仕事シ惡イカラトテ決シテ扱フテハナラヌ、又之等ノ設備ニ故障ノアル事ヲ見付ケタ時ハ直グニ係員ニ知ラセナサイ
- 一、坑内ニ居ル人ハ誰レデモ通風ノ廻ハル道順即排氣ノ方向ヲヨク心得テ置ク事ハ大切ナ事デアル
- 一、風櫃ニアタル狭イ坑道ニ炭塵ヲ立テ、置イテハナラヌ

- 炭塵ニツイテノ注意
- 坑内デ働ク人ハ大抵瓦斯ノ危險ナ事ハ今日デモヨク承知シテ居ル様デアルガ炭塵即チ石炭ノ細カナ粉ガ瓦斯ヨリモ一層危險デアル事ヲ知ラヌ人ノ多イノハ嘆カハシイ事デアル、成ル程炭粉ハ瓦斯程ニ火ガツキ易クナイケレドモ、瓦斯爆發ニヨツテカ又發破ニヨツテ一旦炭塵ニ火ガツイタ時ハ爆發ガ非常ニ大キクナリ遂ニ坑内全部ニ及ボス事ガアルカラ瓦斯ト同様ニ炭塵ニ十分注意ヲ拂ハネバナラヌ
- 一、寒イ時期ニ大キナ坑内爆發ノ多イノハ寒イ時ハ坑内ノ炭塵ガ乾イテ居ルカラデアル
- 一、炭塵ガ十分溜ツテ居レバ危險ナ事ガナイカラ水ヲマイテイツモ炭塵ヲ十分シメラシテ置カネバナラヌ
- 一、炭塵ハ細カイ程乾イテ居ル程火ガツキ易イカラ細カナ乾イタ炭塵程ヨクヌラシテ置カネバナラヌ
- 一、自分ノ切羽ノ周圍ニ自分十分水ヲマキ炭粉ヲ常ニヌラシテ置カネバナラヌ、之ハ鐵務署ノ規則デキメテアル事ダカラ之ヲツラヌト罰セラレル
- 一、切羽ヲ掘ツタ石炭ノ板デ粉炭ノ殘ラヌ様ニヨクカキアツメ炭塵ニ積ミ結露ニ掃除シテ出坑セバナラヌ
- 一、瓦斯ノ仕事ノ出來ヌ所ハ割合少ナイモノデアルガ炭塵ノナイ所ハナイト首ツテモヨイ位ダカラ何處デ仕事シテモ炭粉ニ關スル心得ハ十分守ラネバナラヌ
- 一、切羽デヨク水ヲ撒スト摺欄ノ様ニ石炭ヲ炭塵ニツム所ハ大層炭粉ガ立ツテ電

- 險ダカラ切羽ニ十分水ヲ撒イテ尙ホ摺ニツム時ニモ水ヲカケタ方ガヨイ
- 一、撒水用ノ「パイプ」ホース「ストツブ」等ノ設備ハ瓦斯ニ對スル通氣ト同デアルカラ傷メヌ様大切ニセネバナラヌ
- 殊ニ仕掛場ハパイプヲオラヌ様ニ氣ヲツケネバナラヌ
- 發破ニツイテノ心得
- 坑内變災ノ中デ發破ノ爲メニ起ルモノガ一番多イカラナルベクマイトハ使ハナイデ自分ノ手ヲ掘ル様ニ努メネバナラヌ、發破ハ瓦斯及炭塵ニ對シテ最モ危險ナルノミナラズ、マイトヲ餘計使フテ炭粉ヲ多クダテ、又天井ノ壁ヲユルメテ硬落ヲ多クシ其他種々間違ヲ起シ易イカラマイトヲ使ハナイガ一番安全デアル(發破ノ爲メノ負傷ハ大抵太イ)
- 發破ノ際ニハ
- 一、係員ハマイトヲ持ツテ切羽ヲ巡回シ順々ニ發破ヲ掛ケテ呉レルカラ一切自分達ガ發破ニ關係シテハナラヌ
- 一、透ツ十分ニシテ適當ノ所ニマイト孔ガ出來タラマイト孔カラ糝粉ヲ悉出シ切羽ヲキレイニ片付ケ炭塵ノ所ヲ逃ベタ心得テ周圍三間ノ間ハ殊ニ十分ニ水ヲ撒イテ炭塵ヲ十分ニヌラシ事務所カラ方々ニ配ツテアルマイト粘土ヲ用意シテ係員ノ巡ツテ來ルノヲ待タネバナラヌ
- 一、水ノ撒リ様ガ足ラヌト係員ハ發破ヲカケテ呉レヌ
- 一、同じ切羽ニ二度ニモ三度ニモ發破ヲ行フトキニハ發破ガヌム毎ニ撒水ヲ忘レテハナラヌ
- 一、炭孔ニハ安全爆藥ノ外決シテ使ハセヌカラ發破ノ効力ノ多イ様ニヨク考ヘテマイト孔ヲホラネバナラヌ、アマリ深イ孔ハ効力ガ少ナイ
- 一、發破ノ荷ガ重過ギテモ輕過ギテモ共ニ危險ダカラ孔ノ深サヤマイト量ハヨク考ヘネバナラヌ
- 一、梅印マイトハ二本以上、安爆ハ四本以上使ツテナラナイ事ニキメテアルカラ其ノ積リデマイト孔ヲ造ラネバナラヌ
- 一、尻管ハ危險計リテ効力ノナイモノダカラ使ハナイ様ニシテアルカラ左様心得置カネバナラヌ
- 一、發破ノ際ハ近傍ニ居ルモノニ分ル様ニ其ノ旨警告シ各手ヲ分ケテ何處カラモ發破ノ危險範圍ニ入ガ來ル事ヲキョウ見張セネバナラヌ

- 一、發破ガ済ンデ直グ切羽ニ這入ツテハナラヌ少シ時間ヲ置ク方ガヨイ、又切羽ニ行ツタラ先ツ天井壁ヲ調べテカラ仕事ニカ、ラネバナラヌ
- 一、不發ノ時ハ十五分間切羽ニ近イテハナラヌ不發デアツタ時ハ決シテ其孔ヲ掘リ返シテハナラヌ必ズ五寸以上離レタ別ノ所ニ新ニ前ノ孔ト違ツタ方向ニ孔ヲクリ而シテ再ビ發破ヲカケテ貫ツテ先ノ不發ノマイトヤビスヲ探シ出シテ係員ニ渡シナサイ若シ不發ノマイトノ見付カラナイ時ハ係員ニ届ケテ其所ノ石炭ヲ積ンダ炭塵ニ印ラツケテ上ゲル様ニシナサイ
- 一、發破デ掘ツタ炭ハ硬ガ多イカラ十分念入ニ攪炭シテ積ネバナラヌ
- 一、發破ノ時鐵管ヤ電線ヤ、張出等ハ破レヌ様ニカコイラシテ置カネバナラヌ
- 一、貫通ノ近クナツタ切羽ニ發破スルトキニハ向側ノ切羽ニ居ル人ニ十分發破ノ合圖ヲスル事ヲ忘レテハナラヌ
- 切羽ニツイテノ心得
- 一、坑内デ通行中負傷スル事ハ比較的少ク大抵ノ負傷ハ切羽デ仕事申ニスルモノデアルカラ切羽ニ着イタラ先ヅ一應天井、柱、打柱、壁等ヲ調べテカラ仕事ヲ始メ仕事申中モ時々調べテ見ネバナラヌ
- 一、白ヲ打ツテアル所ハ決シテ掘ツテハナラヌ、白ノツイタ石炭ノアル炭車ハ係員ノ證明ナキトキハ凡テ沒收スル
- 一、切羽デナイ所ハ勿論、自分ノ切羽デナイ所モ勝手ニ掘ツテハナラヌ
- 一、切羽ニハ始終水ヲ撒カネバナラヌ事ハ吳レノモ注意シテアル通りデ、切羽ニ水ヲ撒イテ炭粉ノ立タヌ様ニシテ置ケバ炭塵ノ危險ヲ除クノミナラズ、氣持ヨク仕事ガ出來且ツ身體ノ爲メニモヨイ
- 一、切羽ハ中心通り眞直ニ掘ラネバナラヌ又一定ノ巾ヨリ擴ゲテハナラヌ
- 一、松岩ヤ硬ナドハ一定ノ側ニ積直キ散ラサヌ様ニセネバナラヌ
- 一、舊坑ニ接ケタ時ハ其ノ内ニ入ツテハナラヌ、ソシテ直グ係員ニ知ラセナサイ、又多量ノ水ノ出タ時モ同様ニシナサイ
- 一、採掘ツタ石炭ハ十分攪炭シテ函ニ一杯積ミ入レネバナラヌ、硬引、軟引ハ實ニ損ナ事デス
- 一、五合以上ノ硬引ノ炭車ハ證明ナイ限り沒收シマス
- 一、昇坑ルトキハ自分ノ切羽ハ勿論其街道ニ散ラバツテ居ル粉炭迄ヨク片付曾面ニツマメネバナラヌ

一、空面ハ公平ニ分ケ決シテ欲シテハナラヌ

- 一、仕練ノ仕事ハ他人ノ仕事ノ迷惑ニナラヌ様ニセネバナラヌ
- 一、仕練夫ハ凡テ係員ノ言ヒ付ケテ簡所ノ仕事ヲセネバナラヌ、自分勝手ナ所ノ仕事ヲシテハナラヌ
- 一、スベテ仕練ハ仕カケテ仕事ヲ仕達ゲナイデ昇坑シテハナラヌ、若シ仕事ヲ中途デ止メネバナラヌ時ハ跡ノ危クナイ様ニシテ置キバナラヌ
- 一、釘ノアル板ヤ古木ナド坑道ニ打散ラカシテ置イテハナラヌ、最早使ヘヌ古坑木、板類等ハ空臺車デ積ンデ上ゲネバナラヌ(上ガツタ古坑木ハ皆ノ薪ニナルノデアル)
- 一、坑木ノ切屑ハ坑内ニ残シテ置イテハナラヌ
- 一、仕練夫ハ公休日ニ仕事ヲ言ヒツケラレタラ必ズ出テ言ヒツケラレタラノ仕事ヲセネバナラヌ
- 一、仕練夫ハ本卸其他大切ノ箇所ニ急ナ仕事ガ出来テ呼出サレタ時ニハ直グニ出役ネバナラヌ
- 一、支柱夫ハ切羽ニ働イテ人ガ安心出来ル様ニ天井ヲカコウテヤラネバナラヌ
- 一、短イ坑木デ間ニ合フノ長イ坑木ヲ切ツテ使フテハナラヌ
- 一、瓦斯ノアル切羽ニ張出シテ置キ時ハ係員ノ監督ノ下ニセネバナラヌ又自分勝手ニシテハナラヌ
- 一、瓦斯ノアル切羽ニ張出シテ置キ時ハ安全燈ハナルベク後方ニ置キ絶エズ燈火ニ注意ヲ拂ハネバナラヌ
- 一、門扉、張出其他通氣上ノ設備ノ新設又ハ修繕ヲ言ヒ付ケラレタ時ハ必ズ其丈ノ仕事ハセネバナラヌ
- 一、仕事ノ終ツタ時ニ古板ナド散ラカサヌ様ニヨク片付ケテ置カネバナラヌ
- 一、車道、通氣設備ニ破損シタ所アレバ係員カラ命ゼラレヌデモ修繕シテ置カネバナラヌ
- 一、材料ノアル所ハヨク記憶シテ置カネバナラヌ
- 一、板類、ドングロス、釘、スパイク等大工ノ使用スルモノハ皆高價ナモノデアルカラ粗末ニシテハナラヌ

坑内大工ノ心得

- 一、火番所デ火ノ用心ハ最モ大切デアル
- 一、火番夫ハ消火安全燈ニ點火スル時ノ外自分ノ安全燈ヲ開放シテ置イテハナラヌ、點火ガスンダラ直グ元ノ通りニシテ置カネバナラヌ
- 一、火番夫ガ硝子其他ノ取換ヲ請求サレタラヨク注意シテ取替ヘ同時ニ『安全燈ニツイテノ心得』中ニ書イテ置イタ缺點ナキヤヨク検査シ、缺點ナカツタラ再ビ十分鎮鎮シテ渡サネバナラヌ、受取ル人モヨクシラベテ受取ラネバナラヌ
- 一、火番夫ガ交替ノ時ハヨク火ノ仕末ヲシテ交代セネバナラヌ、殊ニ向フ方ノナキ火番所ニ於テハ此注意ハ最モ大切デアル
- 一、火番所デ煙草ノ吹殻ヲ何處ニデモ散ラカシテハナラヌ
- 一、炭車ヲ手荒ニ取扱フテハナラヌ、又狼リニ炭車ヲ倒シテハナラヌ
- 一、炭車ヲ押シテ行ク時ニハ炭車ノ前ニ安全燈ヲカケテ大聲デ合圖シテ誰レニモ炭車ノ通ル事ガ分ル様ニセネバナラヌ
- 一、坑道ノ廻リ角、車道門ノ近クヤ勾配ノ急ナ所ハ大聲ヲアゲテ他人ニ負傷サセヌ様注意セネバナラヌ
- 一、炭車ヲツナグ時ハネヂケンチンセヌ様注意シ又ビンハヨク押込ンデ置カネバナラヌ
- 一、棒取夫ノ外決シテ炭車ニノツテハナラヌ
- 一、エンドレスロープ運搬ノトキハ炭車ト炭車トノ間ニハ必ズ一定ノ隔ツ置キ又クリツブテ十分マシテ置カネバナラヌ
- 一、コース捲ノ時ハ一回ニ捲キ揚ゲル回数ハ各々規定ノ数ヲ超シテハナラヌ
- 一、炭車捲上ゲノトキハネヂケンチン又ハ上ビナキヤ前以テヨク調べ置カネバナラヌ
- 一、棒取夫ノ外合圖線、捲立ノケリ、函止器等ニフレテハナラヌ
- 一、各金片ノ配面ハ棒取夫自身勝手ニヤツテハナラヌ、係員ノ指揮ニヨリ公平ニセネバナラヌ
- 一、運搬ノ良否ハ探炭ノ上ニ大影響ガアルカラ運搬設備、本卸坑道ニ故障アル事ヲ發見シタ時ハ直ニ係員ニ知ラセナサイ

火番所ニツイテノ心得

坑内運搬ニツイテノ心得

變災ガアツタ時ノ心得

- 一、坑内デ負傷シタ時ハハテ、ハナラヌ、自分デ應急手當ノ出来ヌ時ハ誰レカ近所ノ者ヲ呼ンデシテ貰ハネバナラヌ
- 一、坑内デ負傷ガ出来タ時ハ附近ニ居ル者ハ誰レデモ直グニ應急手當ヲ施シテ直グ係員ニ知ラセテ其ノ指圖ヲ受ケナサイ
- 一、負傷者ヤ病人ヲ擔架デ坑外ヘ運ブトキハ必要ナ人ダケ附添フテ行ケバヨイ
- 一、變災ガ起ツタ時ハ先ヅ第一ニ精神ヲ落付ケネバナラヌ、狼狽エテ坑内ヲ駆け廻ルハツリ昇坑ヲ急イダリシテハ却ツテ生命ニ關ル様ナ事ニナル、又アハテテ虚報ヲ傳ヘテハナラヌ
- 一、變災ガ起ツタ時ハ何ヨリ先ニ係員ニ知ラセテ其ノ指圖ヲ受ケネバナラヌ
- 一、變災ノ時ニ安全燈ヲ消サヌ様ニ注意セネバナラヌ
- 一、空氣ノ大振動ガ来タ時、煙ノ来タ時ハ瓦斯カ炭塵ガ爆發シタカ又ハ坑内火事ガアツタモノト思ハネバナラヌ、此ノ時ハ次ニ列ベタ心得ヲ守ラネバナラヌ
- 一、直グニ衣類ヲ着テ身體中露出部ヲナル丈少クシテ頭ヲ低クシテ居ルガヨイ
- 一、煙氣ノ振動ヤ音響ガ何回モアルカラソレガスツカリヤンデカラ避難ノシタクラセネバナラヌ
- 一、煙ノ来ル方向、呼吸困難ナ方向ニ進ンデナラヌ又自分ノ現ニ居ル所ガ一番イ、ト思フタラソコニ暫時籠ツテ居ル方ガヨイ
- 一、水筒ガアツタラ其ノ中ニヨケルガヨイ
- 一、避難ノ方向ガ見當ツカズ一所ニ籠居セネバナラヌ場合ハ安全燈ノ火ハ可成小ヤクシテ其處ノ空氣ガ長持ナスル様ニ心ガケネバナラヌ而シテ係員ヤ救助降ノ來ルノヲ待ツカ、其ノ内ニ避難ノ方向ガ見當ツイタラ徐カニ立チ退キスル方ガヨイ
- 一、變災ノ際ハ大抵ノ場合ハ排氣ノ方ガ入氣ノ方ヨリ安全ナモノデアルカラ逃グ道モ可成排氣ノ方向ニ取ルガヨイ

七、變災ノ後ハ坑道ハ所々高落チスルモノデアルカラ通行ノ際高落ニ十分氣ツケネバナラヌ

三井田川炭礦

保安心得

- 第一章 保安係員遵守規定
- 第一節 礦業警察規則抜萃
- 第十二條 保安係員ハ毎日一回以上鑛夫ノ就業場所及通行場所並ニ危險ノ虞アル場所ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ検査スベシ但シ瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ鑛夫入坑前ニ之ヲ爲スベシ
- 保安係員ハ保安日誌ヲ作り巡視ノ都度各場所ニ於ケル狀況及危險豫防ニ付キ爲シタル處置ヲ記入スベシ
- 第十三條 保安係員危險又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ作業ノ中止、通行ノ遮斷其他適當ナル處置ヲ爲シ遲滞ナク之ヲ礦業権者又ハ技術管理者ニ報告スベシ前項ノ規定ニ依リ作業ヲ中止シ又ハ通行ヲ遮斷シタル場合ニ於テハ礦業権者又ハ技術管理者ハ検査ヲ爲シ危險ナシト認メタル後ニ非ザレハ再ビ作業ヲ開始セシメ又ハ遮斷ヲ解クコトヲ得ズ但シ危險豫防ノ爲己ムコトヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十六條 坑道ノ掘進其他掘鑿ヲ爲ス場合ニ於テ多量ノ水又ハ有害瓦斯ノ噴出ニ因リ危險發生ノ虞アルトキハ先進鑽孔ノ穿鑿其他適當ナル處置ヲ爲スベシ
- 第十七條 堅坑ヲ閉塞スル場合ニ於テハ土石其ノ他ノ物ノ墜落ニ因ル危險ヲ豫防スルタメ適當ナル處置ヲ爲スベシ
- 第十八條 落盤ノ虞アル場所ニ於テハ危險豫防ノ爲適當ナル支柱其他ノ設備ヲ爲スベシ
- 探炭中支柱ヲ要スル石炭坑ニ於テハ支柱方法ヲ定メ鑛夫ヲシテ之ヲ遵守セシムベシ
- 第十九條 探炭又ハ掘進中特ニ落盤ノ虞アル場所ニ於テハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ
- 第二十三條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ入坑セシムル石炭坑ニ於テハ氣壓計及塵埃計ヲ坑口附近適當ナル場所ニ備付ケ保安係員ニ於テ毎日一回以上其ノ示度ヲ通氣簿ニ記入スベシ

第二十五條 第二十三條ノ石炭坑ニ於テハ保安係員ハ毎月一回以上測風器及安全燈其ノ他瓦斯檢定器ヲ以テ通氣量ノ測定及瓦斯ノ檢査ヲ爲スベシ通氣ノ異狀アリト認メタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ保安係員ハ前項ノ測定及檢査ノ結果ヲ通氣簿ニ記入スベシ

第二十七條 瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ保安係員ハ毎日一回以上安全燈其ノ他瓦斯檢定器ヲ以テ其ノ分量ヲ檢査シ其ノ結果ヲ通氣簿ニ記入スベシ

第二十八條 前條ノ石炭坑ニ於テ扇風機ニ依リ坑内全部ニ互ル通氣ヲ爲ス場合ニハ水壓計ヲ坑内適當ナル場所ニ備付ケ保安係員ニ於テ毎日一回以上其ノ觀測ノ結果ヲ通氣簿ニ記入スベシ

第四十二條 (安全燈係員遵守規定參照)ノ石炭坑ニ於テハ鑛夫ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一、安全燈ヲ開キ又ハ之ヲ閉クニ用ウベキ器具ヲ攜帶スルコトヲ得ズ

二、安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ顛倒若ハ破壊ノ虞アル箇所ニ之ヲ置クコトヲ得ズ

三、安全燈ハ濫ニ之ヲ振動シ又ハ傾斜セシムルコトヲ得ズ

四、安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑内ニ置去ルコトヲ得ズ

五、安全燈ノ火焰ハ濫ニ之ヲ伸大スルコトヲ得ズ

六、安全燈ノ火焰伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消スコトヲ得ズ

七、安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火シ當該係員ノ指揮ヲ受クベシ

安全燈ノ取扱ニ付テハ前項各號ニ掲タル事項其他注意ヲ要スル事項ヲ定メ鑛夫ヲシテ之ヲ遵守セシムベシ

第二節 石炭坑爆發取締規則抜萃

第二條 入氣坑口ニ於ケル通氣量ハ一日中ノ最大入坑鑛夫數ヲ標準トシ一人ニ付一分間百立方尺ヲ下ルコトヲ得ズ

第三條 通氣速度ハ一分間千五百尺ヲ越ユルコトヲ得ズ但シ堅坑及通氣専用坑道ニ於テハ一分間二千尺ヲ越エザル範圍内ニ於テ之ヲ增加スルコトヲ得

第四條 排氣坑口ニ於ケル排氣中ノ瓦斯量ハ千分ノ五ヲ越ユルコトヲ得ズ

第五條 坑内全部ニ互ル通氣ニハ扇風機ヲ使用シ入氣坑及排氣坑ハ各別ニ之ヲ設

クベシ但シ新ニ開坑ニ着手スル場合ニ於テ鑛務署長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ

前項ノ扇風機ニハ自記回轉計及自記水壓計ヲ備付ケ其ノ指數ニ異常アリタルトキハ直ニ相當ノ處置ヲ爲スベシ

第六條 主要扇風機ハ坑内ニ設置スルコトヲ得ズ

第七條 主要風橋及入排氣竪坑間又ハ主要入排氣坑道間ヲ連絡スル坑道ニ設ケタル遮斷用ノ壁若クハ戸ハ堅牢ニシテ燃焼ノ虞ナキ構造ト爲シ戸ハ二個以上ヲ設ケクベシ

第八條 交通頻繁ナル坑道及主要通氣坑道ニ設ケタル通氣戸ハ相當ノ間隔ヲ置キ二重以上トシ自動裝置ヲ備ヘザルモノニハ番人ヲ附スベシ

第九條 石炭層中ニ坑道ヲ掘進スル場合ニ於テハ張出其ノ他之ニ類スル通氣裝置ハ長サ五十間ヲ越ユルコトヲ得ズ

第十條 瓦斯若ハ炭塵多量ニ存在シ又ハ自然發火ノ虞アル採炭跡ハ充實若ハ密閉シ又ハ氣流ヲ通ズベシ

前項ノ規定ニ依リ氣流ヲ通ズル場合ニ於テハ其ノ排氣ハ切斷又ハ交通頻繁ナル坑道ヲ通過セシムルコトヲ得ズ

第十一條 坑内空氣中ノ瓦斯量百分二以上ノ箇所ニ於テハ鑛夫ノ就業ヲ禁止シ百分ノ三以上ノ箇所ニ於テハ其ノ通行ヲ禁止スベシ但シ特ニ安全ナル方法ニヨリ通氣改良ニ關スル作業ヲナス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ箇所ニハ遲滞ナク其他適當ナル設備ヲ爲シ一定ノ警標ヲ掲グベシ

第十二條 保安係員ハ鑛夫入坑時前三時以内ニ瓦斯ノ檢査ヲ爲スベシ

第十三條 保安係員ハ一箇月二回以上通氣ノ觀測ヲ爲スベシ但シ氣流ノ方向又ハ分配ニ著シキ變化アリト認メタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ

第十六條 乾燥炭塵發生シ易キ石炭坑ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一、乾燥炭塵存在スル坑道ニハ撒水又ハ岩粉ノ撒布ヲ爲スベシ乾燥炭塵發生シ易キ切斷ニ於テ探炭ヲ爲ス場合亦同ジ

二、坑道ニ存在スル炭塵ハ之ヲ掃除スベシ

三、切斷ヨリ車道ニ石炭ヲ搬出スル器具、裝置又ハ方法ニシテ石炭ヲ散逸セシメ又ハ多量ニ炭塵ヲ飛散セシムルモノハ適當ナル豫防方法ヲ施シタルモノ、外之ヲ使用スルコトヲ得ズ坑内ニ於テ使用スル炭塵ニ付亦同ジ

四、扉付炭車ハ坑内ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

五、炭車ニ積載セル石炭ニハ坑内適當ナル箇所ニ於テ其ノ全面ニ撒水セシム

六、選炭場ハ入氣坑口ニ接近シテ之ヲ設置スルコトヲ得ズ

前項第一號及第二號ニ掲タル事項ノ施行方法ハ鑛務署長ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 鑛夫ハ一定ノ坑口ヨリ出入セシムベシ但シ特別ノ事由ニ因ル臨時ノ出入ニ付テハ此ノ限ニ非ラズ發火具喫煙具及煙草ヲ攜帶ヲ防グ爲適當ナル設備ヲナシ鑛夫入坑ノ都度檢査スベシ

第二十六條 新ニ採用シタル鑛夫ニハ瓦斯及炭塵ニ關スル事項ヲ説示スベシ

石炭坑ノ坑内作業ニ經驗ナキ坑夫ハ熟練シタル者ノ指導ヲ受ケ一箇月以上坑内作業ヲ實習シタル後ニ非ラザレバ單獨ニ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ

第三節 石炭坑爆發取締規則第十六條第一號及第二號施行方法

(大正十二年一月十一日福岡鑛務署變更認可)

一、炭塵飛散ノ虞アル切羽ニ於テハ切羽ヨリ五間以内ヲ探炭夫ノ掃除及撒水擔當區域トシテ之ニ接近スル車道片警ニ水管ヲ布設シ備付ノ水槽ニ貯水シ之ヨリ布製「バケツ」又ハ「ホース」ニヨリテ切羽天井及壁及床等ニ充分撒水セシム

三坑切羽運炭機及載炭機ヲ使用スル箇所ニ於テハ一方一切羽(ロング)ノ探炭切羽ニシテ延長約三十間)ニ付二人以上ノ專任撒水夫ヲ使役シ切羽天井及壁及探炭シタル石炭ニ充分撒水セシム上記ノ撒水ニ關シテハ日誌ヲ製シ記録シ置ク

其々各切羽ノ切羽ヨリ五間以内ニ於ケル炭塵ハ每方探炭夫ヲシテ充分掃除セシム然ラザレバ出坑セシメザルモノトス

二、第二坑又卸左五片部内ハ卸詰ヨリノ揚水管ヨリ引水シ捲卸各片警ニ鐵管ヲ以テ誘導シ捲卸片警及切羽ニ「ホース」又ハ布製「バケツ」ニヨリテ撒水シ主要風道ニハ岩粉棚ヲ設ケテ岩粉ヲ撒布ス又卸左九片部内ノ乾燥セル部分ハ卸詰ヨリノ揚水管ヨリ引水シテ「ホース」又ハ布製「バケツ」ニヨリテ撒水シ主要風道ニハ岩粉棚ヲ設ケ岩粉ヲ撒布ス又卸左十三片部内ニハ又卸九片以上ヨリノ湧水ヲ鐵管ニ依リテ引水シ片警ニ撒水管ヲ布設シ捲卸取付ケ「ホース」又ハ布製「バケツ」ニヨリテ充分撒水シ風道ニハ岩粉ヲ撒布ス

第三坑ニテハ各捲卸ノ乾燥セル各片警及街道ニハ岩粉ヲ撒布ス

三、撒粉ハ撒粉機ヲ撤除シタル後之ヲ爲ス一度撒布シタル岩粉ノ表面ニ炭塵ノ堆積ヲ

認メタル時ハ更ニ撒布セシム撒水撒粉ハ天井側壁及床等全部ニ互リテ之ヲ爲ス

四、捲卸坑道ニ散亂スル石炭ハ採取夫又ハ雜役夫ヲシテ掃除セシム炭車脱線又ハ側壁ノ崩落等ニヨリテ石炭散亂シタル時ハ其都度之ヲ掃除セシム

五、撒水撒粉及掃除ニ要シタル人夫及工數ハ個所別トシテ其都度特別ノ帳簿ニ記入ス

六、探炭切羽ニ於テ發破ヲ行フ場合ハ點火前其地點ヨリ三間以内ノ區域ノ天井側壁床等全部ニ互リテ充分撒水セシム

第四節 救急 規定

田川鑛業所從業員救急規定(十一月十七日)

第一條 從業員負傷ノ場合應急處置ノ爲左ノ個所ニ救急所ヲ置ク

第一坑 二ヶ所 本坑内見張 奥坑内見張

第二坑 一ヶ所 坑内見張

第三坑 二ヶ所 八尺坑内見張 四尺坑内見張

斜坑 一ヶ所 坑内見張

工作 一ヶ所 製作所

第二條 救急所ノ備品左ノ如シ

擔架(成ル可ク二折シ得ルモノ) 二個(工作ヲ除ク) 副木(大小各二本) 四本(工作ヲ除ク)

腦血帶 二個 綱帶 二十卷

ガーゼ 二十枚 三角布 三枚

絆創膏(自家製) 五枚 沃成丁藥 百瓦

イヒコロ 百瓦 マントール酒精 百瓦

硫酸水 三十瓦 カンフル錠 十個

筆(捌毛) 二本 ビンセット 十本

第三條 坑内個所擔當者ハ業務中左ノ品ヲ携帯シ應急ノ處置ヲ爲スベシ

綱帶 二卷 ガーゼ 五枚 絆創膏 一枚

第四條 救急取扱法ハ必要ニ應ジテ之ヲ講習ス

第五條 講習所日時及其人命ハ其都度所長之ヲ指定ス

第六條 救急ニ關スル業務ハ坑所主任監督ノ下ニ工手長ノ内一名之ヲ管掌ス管掌スベキ工手長名ハ當該主任之ヲ所長ニ報告スベシ

所長ハ警務長又ハ警務主任ヲシテ臨時警務ヲ檢閲セシムルコトアルベシ

第五節 保安係員心得

- 第一條 坑内各係員ハ其分掌スル職務ニヨリ警務警務規則石炭坑爆發取締規則並ニ保安ニ關スル當所諸規定及以下ノ條項ヲ嚴ク遵守スベシ
- 第二條 出火出水通風閉止瓦斯爆發上層炭壁ノ崩落傾倒其他ノ變災ニ對スル處置及非常ノ際ニ於ケル避難並ニ死傷者窒息者ニ對スル救護ノ方法ハ當ニ考究シ置キ事ニ臨ンデ狼狽セザル様注意スベシ
- 第三條 擔當區域内ハ必ズ二回以上巡視シ異常ノ有無並ニ保安ニ就テ爲シタル處置ヲ保安日誌ニ記載スベシ但シ特ニ注意ヲ要スル件ハ詳細ニ交代者ニ申繼グベシ
- 第四條 鐵夫ノ就業時三時間以内ニ擔當區域内各切端ニ就キ爆發瓦斯ノ存否其他危險ノ有無ヲ點檢シ保安日誌ニ記載スベシ
- 第五條 危險ト認メタル箇所ハ作業ノ中止又ハ通行ノ遮斷ヲナシ直ニ工手長又ハ坑主任ニ報告シ其指揮ヲ受クベシ
- 第六條 通行遮斷ノ構ハ危險ノ箇所ヨリ充分ナル距離ヲ隔テ、之ヲ設ケ札ヲ掲ゲテ其旨明示スベシ
- 第七條 火災出水等變災ノ徵候ヲ發見シタル時ハ適宜應急ノ處置ヲ施シ直チニ工手長又ハ坑主任ニ報告シ其指揮ヲ受クベシ
- 第八條 變災ノ際ハ自動ヲ慎ミ沈着ヲ守リ鐵夫ヲシテ狼狽セシメザル様直ニ安全ナル場所ニ避難セシメ死傷者ヲ生ゼザル様努ムベシ
- 第九條 上層炭壁其他ニ危險ノ虞アリ且ツ急速ノ處置ヲ要スルモノト認メタルトキハ運搬ナク應急ノ防護工事ヲ施シタル後工手長又ハ坑主任ニ報告シ其指揮ヲ受クベシ
- 第十條 不用ノ坑木木片蘆屑古籠等ノ燃焼物ハ見當次第坑外ニ搬出スベシ
- 第十一條 巡視ノ際ハ當ニ異常ニ注意シ若シ異常ノ嗅キタルトキハ直ニ其原因ヲ取調ベ且ツ應急ノ處置ヲ施シタル後工手長又ハ坑主任ニ報告シ其指揮ヲ受クベシ
- 第十二條 坑道ノ上層ノ四所及風量不足ノ箇所ニハ當ニ瓦斯ノ蓄積セルモノト看做シ常ニ注意シ巡視ノ都度検査スベシ
- 界切端ニテ事業休止ノ箇所モ亦同シ

第十三條 斷層ニ遭遇シ又ハ不時ノ出水其他ノ變動アリタルトキハ必ズ瓦斯ノ併發スルモノト心得詳細検査ノ上工手長又ハ坑主任ニ報告スベシ

- 第十四條 爆發瓦斯ノ有無ヲ檢定スルニハ安全燈ニ故障ナキコトヲ確シ燈温ヲ冷却シタル後必ズ左ノ方法ニ據ルベシ
- イ、赤キ火焰ノ無クナル迄燈芯ヲ下ゲ徐々ニ検査スベキ場所ニ持チ行クコト必ズ検査スベキ場所ニ持チ行キタル後燈芯ヲ下ゲルガ如キ無謀ナル行爲ヲナス可カラズ
- ロ、最下部ヨリ瓦斯ヲ檢シ漸次上部ニ及ボシ若シ青焰伸長シ危險ト認メタルトキハ検査ヲ中止シ上部ニ及スベカラズ瓦斯ハ輕キガ故ニ上部ニハ尙多量ニ存在スルモノト知ルベシ
- ハ、安全燈ノ青焰一寸以上ニ伸長スルトキハ百分ノ三以上ノ爆發瓦斯存在セルモノト知ルベク青焰増大シ燈内ニ充滿スルトキハ極メテ多量ニ存在セルモノト知ルベシ又燈内ニ於テ小爆發ヲナストキハ瓦斯ト空氣ト最モ危險ナル割合ニテ混合セルモノト知ルベシ
- ニ、燈内ニテ瓦斯著シク燃焼スルトキハ直チニ出來ル丈ケ燈芯ヲ下ゲ消燈ニ努ムベシ若シ燈芯ヲ下ゲルモ尙燃焼スルトキハ安全燈ヲ振動セズシテ徐々ニ低下シ坑道ノ中央ヲ徐行シテ通氣良好ナル場所ヘ退去スベシ如何ナル場合ト雖モ決シテ燈火ヲ口ニ吹消シ又ハ安全燈ヲ急ニ下ゲ若クハ烈シク振リ或ハ疾走スベカラズ
- 右ノ處置ヲ誤リタルトキハ火焰ハ燈外ニ逸出シ瓦斯爆發ヲ惹起スルモノト知ルベシ
- ホ、瓦斯存在ノ疑ヒアル場所ニシテ「ウルフ」安全燈ニテ其存在ヲ確ムルコト能ハザルトキハ別ニ備付ノ檢定燈ヲ用ヒ前記ノ方法ニヨリ検査スベシ
- 第十五條 二%以上ノ爆發瓦斯ヲ認メタルトキハ直ニ左ノ處置ヲ施スベシ
- イ、鐵夫入坑前ナレバ入場ヲ遮斷シ若シ入坑後ナレバ他ノ安全ナル場所ニ移スコト
- ロ、通氣大工ニ命ジ強出其他瓦斯排除ニ必要ナル工事ニ着手セシメ通氣ヲ良好ニシ瓦斯排除ニ努ムルコト
- ハ、前記ノ場所ヨリ風下ニ當ル場所ニ於ケル瓦斯存在ノ有無ヲ確メ交代者ニ申繼ノ上其前末ヲ保安日誌ニ記載シ工手長又ハ坑主任ニ報告スルコト

第十六條 多量ノ炭酸瓦斯存在スル場合ハ燈火消滅シ呼吸困難トナリ且ツ頭痛ヲ覺ユヘシ是等ノ覺知ヲナシタルトキハ之ヲ排除ヲナス迄ハ其場所ノ入場ヲ遮斷スヘシ

- 第十七條 日々ノ氣壓氣温湿度通氣量扇風機ノ廻轉數及水壓計ヲ詳細ニ觀測シ通氣日報ニ記載スヘシ
- 第十八條 氣壓計溫度計及洞風器ハ使用前故障ノ有無ヲ調査スヘシ
- 第十九條 通氣方向ノ變化及風量ノ増減ハ左ノ場合ニ起ルモノト知ルヘシ
- イ、扇風機運轉ニ變化アリタルトキ
- ロ、門扉ヲ開放シタルトキ
- ハ、張出破損又ハ密閉不完全ナルトキ
- ニ、風機破損シタルトキ
- ホ、通風分流ニ増減アリタルトキ
- ヘ、坑道ノ上下相貫通シタルトキ
- ト、高落ノ爲メ風道ニ故障ヲ生ジタルトキ
- チ、多量ノ瓦斯一時ニ進出シタルトキ
- リ、瓦斯炭塵燃焼又ハ爆發シタルトキ
- ヌ、其他坑内ニ變異アリタルトキ
- 第二十條 炭壁ノ崩落セルモノ拾石及ビ坑木ノ散在セルモノ等ハ通風ヲ妨害スルガ故ニ直ニ取除キ又ハ側壁ニ密着シテ堆積スヘシ
- 第二十一條 風機門扉張出ビラ門等ハ巡回ノ都度之ヲ検査シ故障アルトキハ直ニ修理スヘシ
- 第二十二條 掘進坑道延長シ通風不充分ト認ムルトキハ直ニ張出又ハ風管ヲ設ケシ張出ヲナスニハ入氣ノ側ヲ通行スル様ニスヘシ
- 第二十三條 瓦斯貯積セル場所ノ張出ハ漸次ニ延長シ徐々ニ瓦斯ヲ排除スヘシ
- 第二十四條 門扉ハ入氣ニ向ヒ閉閉ヘル様自閉式構造トナスヘシ
- 第二十五條 燈具及燈火具携帶者ノ有無ニ注意シ若シ携帶スル者アルトキハ之ヲ沒收シ直ニ昇坑セシメ工手長又ハ坑主任ニ報告スヘシ
- 第二十六條 安全燈ヲ毀損シ又ハ燈火ヲ消滅シタル爲メ使用者ヨリ之ヲ申出タルトキハ直ニ引換若クハ點火シ與フヘシ
- 第二十七條 安全燈使用者ハ必ズ左記各項ヲ遵守スヘシ

- 一、安全燈係員ヨリ安全燈ヲ受取りタル者ハ必ズ之ヲ檢シ缺點ナキヤ否ヤ確ムヘシ若シ不完全ノ點ヲ發見シタル時ハ直ニ取替ヘシ
- 二、安全燈使用中燈具ニ異常ノ呈示カ細目破損シ又ハ玻璃ノ破損シタル等ノ爲メ不安ノ狀ヲ認メタルトキハ直ニ燈芯ヲ引キ下ゲテ火ヲ滅シ之ヲ役員ニ報告シ其燈ヲ返附スヘシ
- 三、安全燈係員其他特ニ命令ヲ受ケタルモノニアラザレバ何人タリトモ安全燈ノ閉閉ヲ爲スヲ禁ズ
- 四、安全燈ニ點火後燈體ノ温度又ハ坑内温度ノ爲メ漸次燈火ヲ大ナラシムルコトアルヲ以テ作業中モ常ニ之ニ注意シ焰ノ長サ五分ヲ越エザルヲ度トスヘシ
- 五、燈火ノ減シタルトキハ安全燈取扱所ニ至リテ點火ヲ請ヒ又ハ他ノ燈ト引換ヲ申出ツヘシ
- 六、瓦斯發生ノ疑アルトキハ決シテ安全燈ヲ放棄シ又ハ之ヲ吹キ消シ或ハ急ニ之ヲ動搖セシムルコトナク徐々下方ニ垂降シ燈芯ヲ下ゲテ火焰ヲ小ニシ又ハ之ヲ消シ良氣中ニ去ルヘシ
- 七、安全燈ハ當ニ眞直ニ支持シ成ルヘク動搖セザル様注意スヘシ又之ヲ掛ケ置クトキハ少クモ運轉中ノ機械及錨嘴ノ使用ノ範圍外二尺以上ノ距離アル場所ナルヲ要ス
- 八、安全燈破損シタル者ハ其程度ニ應ジ辨償セシムルモノトス
- 第二十八條 發病者死傷者及窒息者アリタル時ハ左ノ處置ヲナシ直ニ工手長又ハ坑主任ニ報告スヘシ尙醫師ノ來診ヲ要スルモノハ其ノ旨急請スヘシ
- イ、死者ハ檢死ヲ經テ坑外ニ搬出スル迄番人ヲ附シ置クヘシ
- ロ、窒息者ハ通氣良好ナル所ニ安臥セシメ鼻孔内ヲ掃除シ人工呼吸法ヲ行ヒ同時ニ醫師ヲ急請シ來診セシムヘシ
- ハ、輕微ナル負傷又ハ發病ニシテ自ラ昇坑シ得ルモノハ直ニ醫局ニ赴カシム
- 但シ自ラ昇坑シ得ルモノモ重症ニシテ萬一ノ虞アリト認メタルトキハ相當ノ扶助者ヲ附スヘシ
- ニ、負傷者ニシテ自ラ昇坑シ得サルモノハ人背擔架等ニ依リ昇坑セシムヘシ但シ之ヲ動かスコトヲ有害ト認メタルトキハ通氣良好ナル場所ニ安臥セシメ醫師ヲ招致スヘシ

ホ、負傷部より出血スル場合ニハ細帯ヲ施スヘシ
ハ、負傷者發病者ニハ醫師ノ診察ヲ受クル迄限リニ飲食セシムヘカラス

第二章 發破係員並火藥保管員遵守規定

第一節 鑛業警察規則拔萃

第四十六條 發破係員ハ鑛業權者之ヲ發破係員ニ給與スヘシ
前項ノ込物ハ粘土其他發火ヲ誘起スルノ虞ナキ物ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ
第四十七條 發破係員ハ鑛業權者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
一、「ダイナマイト」其他「ナイトログリセリン」發破係員ニシテ凍結シタル
モノハ火若ハ汽罐ニ近ケ又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ
融解スルコトヲ得ズ

二、裝填ハ鐵製込棒ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ズ「但シナイトログリセリン」爆
發藥又ハ棉火藥ノ裝填ニ込棒ヲ使用スル場合ニ於テハ木製ノモノニ限ル
三、點火ハ鑛業附近ノ鑛夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ非ラサレハ之ヲ爲スコ
トヲ得ズ

四、點火後爆發セサルトキハ少クトモ十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ズ
五、不發ノ裝藥及其ノ込物ハ鑛夫之ヲ掘出スコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テハ當該
係員ノ指揮ヲ受ケヘシ
爆發藥ノ取扱ニ付テハ前項各號ニ掲ケル事項其他注意ヲ要スル事項ヲ定メ鑛
夫ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ

第四十八條 鑛務署長必要ト認ムルトキハ石炭坑ニ對シ發破係員ノ選任ヲ命スル
コトヲ得
前項ノ石炭坑ニ於テ發破ヲ行フ場合ニハ點火前發破係員ヲシテ點檢ヲ爲サシム
ヘシ

第二節 石炭坑爆發取締規則拔萃

第十八條 黑色火藥其他之ニ類スル爆發藥ハ坑内ニ於テ之ヲ使用スコトヲ得ズ
但シ石炭層ニ接近セサル石炭層ノ掘進ハ此ノ限リニ在ラス
第十九條 坑内ニ於ケル爆發藥ノ携帶、裝填及點火ハ發破係員ヲ置キ之ヲ爲サシ
ムヘシ但シ携帶及裝填ニ付テハ特定ノ助手ヲシテ之ヲ補助セシムルコトヲ得
第二十條 發破係員ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
一、發破ヲ行ハムトスルトキハ瓦斯及炭塵ニ付三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ

有無ヲ檢査スヘシ同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同シ

二、石炭層中ニ於テ發破ヲ行フ場合ニ於テハ發破其他危險ノ虞ナカラシムル爲
雷孔ノ位置、狀態及深ニ付檢査スヘシ
三、炭粉其他可燃性ノ物ハ込物トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
四、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ
但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セサル箇所ニ於テハ電氣點火法ニ依ル場合ハ此ノ限ニ
在ラス

五、乾燥炭塵存在スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非ザレバ同一箇所ニ於
テ同時ニ二發以上ノ發破ヲ行フコトヲ得ズ
六、石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順
次ニ之ヲ行フベシ

第三節 銃砲火藥取締法令及鑛業用火藥取締規則拔萃

第一項 銃砲火藥取締法令拔萃

規則第二十七條 火藥類ハ第十八條各號ノ一ニ該當スルモノ及左ノ各號ノ一ニ該
當スル場合ヲ除クノ外火藥庫又ハ倉庫以外ノ場所ニ之ヲ貯藏スルコトヲ得ズ
一、土工其他一時ノ事業ニ要スル火藥類ヲ其事業中假貯藏所ニ貯藏スル場合
二、一月以内ニ完了スヘキ土工其他ノ事業ニ要スル火藥類ニシテ第十七條各號
ノ一ニ該當スルモノヲ其ノ事業中十日以内ヲ限リ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ
其ノ指定シタル安全ノ場所ニ貯藏スル場合
三、火藥ヲ裝填セザル雷管附藥莖ヲ安全ナル場所ニ貯藏スル場合
規則第三十七條 火藥類ハ他ノ物件ト混包シ又ハ變裝若ハ假裝シテ之ヲ所持運搬
又ハ託送スルコトヲ得ズ

規則第四十一條 火藥類ノ運搬所持其他ノ取扱ハ未成年者之ヲ爲シ又ハ未成年
者、白痴者若ハ癡癩者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

規則第二十七條 輕便導火線及煙火ヲ除クノ外火藥類ハ左ノ各號ノ規定ニ從ヒ之
ヲ收納又ハ貯藏ス可シ

一、火藥及導火線ハ木器、亞鉛器、銅器ニ收納スルコトヲ要ス
二、火工品(導火線ヲ除ク)ハ木器、亞鉛器、銅器、白鐵器、厚紙製罐ニ收
納スルコトヲ要ス、但シ其ノ形狀巨大ニシテ收納ニ適セサルモノハ此限リニ
在ラス

十、各種「ダイナマイト」ニシテ貯藏中凍結シタルトキハ裏リニ融解シ若ハ撤
出スルコトヲナク庫内ニ空氣ノ侵入ヲ防止シ自然ニ融解セシメ又ハ水分ヲ藥包
ニ觸接セシメサルノ裝置ヲ爲シタル容器ニ之ヲ收容シ湯湯ニ浸シテ間接ニ融
解セシムヘシ

十四、火藥類ノ容器ノ外箱ハ鐵製ヲ得ズ
細則第五十二條 不良品タル火藥類ハ警察官署ノ指示ニ從ヒ貯藏種類ヲ主トスル
有煙火藥ニ在リテハ之ヲ水中ニ放流シ其他ノ火藥類ニ在リテハ屋外廣闊ナル場
所ニ於テ風ヲ除ケ少量宛之ヲ燃焼スベシ、但シ警察官署ノ認可ヲ受ケ膠質ニア
ラザル「ダイナマイト」類ハ海岸距離コト二十哩以上ノ海水中ニ「ダイナマイ
ト」以外ノ火藥類ハ海岸距離コト十哩以上ノ海水中又ハ他ニ危險若ハ損害ヲ
及ボサズル適當ナル水中ニ之ヲ沈下スルコトヲ得、不良ノ程度極メテ輕微ナル
火藥類ハ警察官署ニ於テ危險ノ虞レナシト認メタルトキハ期間ヲ指定シテ其貯
藏ヲ許可スルコトアルベシ此場合ニ於テハ之ヲ良品ト隔離スルヲ要ス

第二項 鑛業用火藥取締規則(福岡縣令)
第一條 鑛業法ニ依リ鑛物ノ試掘又ハ之ニ附屬スル事業ニ從事スル者ニシテ鑛業
ニ關シ火藥類ヲ使用スル場合ニ於テハ火藥類ニ關スル法令ニ依ル外本則ニ從フ
ベシ

第二條 事業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
一、火藥係員二名以上ヲ置キ火藥類ノ取扱(貯藏、保管、授受、運搬配付、裝
填、點火等)ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシムベシ
二、火藥係員ノ本籍、住所、氏名及生年月日ハ五日以内ニ警察官署ニ届出ツベ
シ、之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
三、火藥係員ハ之ヲ坑外火藥係員並坑内火藥係員ニ分チ火藥類ニ關スル事務ヲ
分掌セシムベシ

前項ノ主任者及其ノ分掌事項ハ五日以内ニ警察官署ニ届出ツベシ
四、坑内ノ作業上ニ使用スベキ火藥類ハ使用ノ都度坑外ヨリ運搬シ得ベキ場合
ノ外警察官署ノ認可ヲ受ケ坑内ノ安全ナル一定ノ場所ニ適當ノ設備ヲ爲シ之
ヲ保管スベシ
但シ一日間ノ使用見積量ヲ超過スルコトヲ得ズ
五、前號ノ火藥類保管ノ場所及其ノ坑内ニハ適當ナル員數ノ坑内火藥係員

ヲ配置スベシ

六、取締上必要アリ又ハ不適任ト認メタルトキハ警察官署ニ於テ火藥係員ノ増
員又ハ改任ヲ命ズルコトアルベシ

七、第三條第一號乃至第五號ノ帳簿並請票引繼票及還付票ハ三ヶ年間保存シ
タル後警察官署ノ認可ヲ受ケタルニアラザレバ之ヲ廢棄スルコトヲ得ズ

八、火藥類ノ取扱ニ關スル規程ヲ設ケ警察官署ノ認可ヲ受ケベシ

第三條 火藥係員ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
一、坑外火藥係員ハ第一様式ノ火藥類原簿ヲ調製シ火藥類受渡ノ都度所定ノ事
項ヲ記入シ其收支ヲ明カニスベシ

二、坑内火藥係員ハ第二様式ノ火藥類受渡簿ヲ調製シ火藥類受渡ノ都度所定ノ
事項ヲ記入シ其收支ヲ明カニスベシ

三、坑内火藥係員ハ第三様式ノ火藥類請求票ヲ調製シ作業上ノ火藥類ヲ要スルト
キハ之ニ其ノ事項ヲ記入シ坑外火藥係員ニ請求スベシ但シ一日間ノ使用見積
量ヲ超過スルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ既ニ受入レタル火藥類ノ殘量アルトキハ之ヲ其ノ請求量ヨ
リ控除スベシ

四、坑内火藥係員ハ第四様式ノ火藥類引繼票ヲ調製シ交代ノ際火藥類ノ殘餘ア
ルトキハ之ニ其ノ種類數量ヲ記入シ甲票ハ現品ト共ニ交代スベキ當該係員ニ
引繼ヲ爲シ乙票ハ之ヲ坑外火藥係員ニ交付スベシ

五、坑内火藥係員ハ第五様式ノ火藥類還付票ヲ調製シ作業上ノ都合ニ依リ一日
以上火藥類ヲ使用スルノ必要ナキトキ又ハ作業ヲ休止セントスルトキハ之ニ
其ノ現在火藥類ノ種類及數量ヲ記入シ現品ト共ニ之ヲ坑外火藥係員ニ還付ス
ベシ

六、坑外火藥係員前項火藥類ノ還付ヲ受ケタルトキハ即時之ヲ火藥類貯藏所ニ
格納スベシ

七、第二條第四號但書ニ依リ坑内ニ搬入スル火藥類ハ爆藥、雷管、其他ノ火工
品トニ區畫セル裝置アル容器ニ收納スベシ、其ノ使用殘量ヲ坑外ニ搬出スル
トキ亦同ジ

前項ノ火藥類運搬中ハ安全燈ノ外機寸其他發火ノ虞アル物件ヲ携帯スルコト
ヲ得ズ

- 八、坑内ニ於テ火薬類ヲ使用シ物件ヲ破壊セントスルトキハ其ノ危險區域以外ニ人畜ヲ遠ザタルニアラザレバ之ニ點火スルコトヲ得ズ
- 九、坑内火薬類保管所内ニハ濫リニ係員外ノ者ヲ出入セシムベカラズ
- 十、裝填及點火用ノ火薬類ハ其都度ニ於ケル必要ナル數量ノ外坑夫ニ之ヲ渡ス事ヲ得ズ
- 十一、前項ノ場合ノ外坑内ニ於テハ鑛夫其ノ他ノ労働者ヲシテ一切火薬類ヲ取扱ハシムルコトヲ得ズ
- 十二、鑛夫其他ノ労働者ニ對シテハ坑口其他適當ノ場所ニ於テ時々火薬類ノ取締上必要ナル携帶品ノ検査ヲ爲スベシ
- 十三、火薬類ヲ隠匿シタル疑ヒアル者アルトキハ連ニ之ヲ警察官吏ニ申告スベシ
- 第十四條 鑛夫其他職業ニ従事スル労働者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - 一、坑内ノ作業上火薬類ヲ使用スベキ必要アルトキハ當該主任ヲ經テ坑内火薬係員ニ申出ツベシ
 - 二、火薬係員ノ指定シタル場所ニ於テ携帶品ノ検査ヲ受クベシ
- 第十五條 坑内ニ於ケル火薬類保管所ニ於テハ安全燈ノ外火氣ヲ用フベカラズ
- 第十六條 本則ニ依ル認可ノ申請及届出ハ鑛業地警察官署ニ之ヲ爲スベシ
- 第十七條 第四節 火薬類取扱規定(大正元年九月二十一日後藤寺町警察署認可)
 - 第一條 倉庫及ビ各坑所ニ火薬係員ヲ置キ火薬類ノ貯藏受渡運搬ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシム
 - 第二條 火薬類ノ貯藏受渡ハ一定ノ火薬類貯藏所ニ於テ之ヲナスベシ
 - 第三條 倉庫所屬ノ火薬係員ハ所定ノ火薬類原簿ヲ各坑所々屬ノ火薬係員ハ所定ノ火薬類受渡簿ヲ備ヘ置キ現品出納ノ都度所定ノ事項(大正元年八月福岡縣令第三號以下之ニ同ジ)ヲ記入シ當該火薬係員ハ其日ノ使用高ヲ遅クトモ午前九時迄ニ請求票ヲ以テ倉庫所屬ノ火薬係員ニ請求スベシ
 - 第四條 火薬類入用ノ時ハ當該火薬係員ハ其日ノ使用高ヲ遅クトモ午前九時迄ニ請求票ヲ以テ倉庫所屬ノ火薬係員ニ請求スベシ
 - 第五條 前項ノ場合ニ於テ既ニ受入レタル火薬類ノ殘量アルトキハ之ヲ其請求量ヨリ扣除スベシ請求票ニハ所定ノ事項ヲ記載シ當該火薬係員ノ認印ヲ爲スベシ
 - 第六條 倉庫所屬ノ火薬係員ハ請求ニ對シ遅クトモ正午十二時迄ニ現品ノ引渡ヲ爲スベシ

- 第十五條 交代ノ際火薬類ノ殘餘アルトキハ當該火薬係員ハ引繼票ニ所定ノ事項ヲ記載シ記名調印ノ上甲票ハ現品ト共ニ交代スベキ當該火薬係員ニ引繼ヲナシ乙票ハ火薬倉庫所屬ノ火薬係員ニ交付スベシ
- 第十六條 當該火薬係員ハ火薬類ノ剩餘ヲ生ジ作業上ノ都合ニ依リ一日以上火薬類ヲ使用スルノ必要ナキトキハ直ニ火薬倉庫所屬火薬係員ニ還附スベシ火薬類ノ還附ヲナス場合ハ當該火薬係員ハ所定ノ事項ヲ記載シタル還附票ニ記名調印シ現品ト共ニ火薬倉庫所屬ノ火薬係員ニ還附スベシ還附ヲ受ケタル火薬ハ即時火薬類貯藏所ニ格納ス可シ
- 第十七條 「ダイナマイト」及「ゼリグナイト」ニハ倉庫所屬ノ火薬係員ニ於テ番號ヲ附シ受渡ヲ爲スベシ
- 第十八條 火薬類ノ運搬荷造受渡等ハ日出前日没後ニ爲スコトヲ得ズ
- 第十九條 爆藥雷管其他發火性物ハ別個ノ容器ニ收納シ火氣アル物件ト共ニ運搬又ハ存置スベカラズ又運搬中安全燈ノ外燐寸其他發火ノ虞アル物件ヲ携帶シ又ハ火ヲ取扱フ場所ニ停留スベカラズ
- 第二十條 倉庫所屬ノ火薬係員ヨリ火薬類ヲ受取リタル當該火薬係員ハ現員ノ検査ヲ爲シ一定ノ火薬箱ニ入レ嚴重ニ蓋ヲ施シ適當ノ設備ヲ爲シタル場所ニ之ヲ保管スベシ
- 第二十一條 火薬類ノ携帶裝填及點火ハ火薬係員又ハ特定ノ者ヲシテ之ヲ爲サシム但シ大正四年十二月ノ農商務省令第二十五號石炭坑採掘取締規則ニヨリ指定ヲ受ケタル炭坑ニアリテハ點火ヲ限リ必ズ火薬係員(發破係員)ヲシテ之ヲ爲サシム
- 第二十二條 特定ノ者ヲシテ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ都度裝填ニ必要ナル數量ノ火薬類ノ外之ヲ渡スコトヲ得ズ
- 第二十三條 火薬類ノ保管所及受渡場ニハ濫リニ係員外ノ者ヲ出入セシムベカラズ
- 第二十四條 現場ニ於テ火薬類ヲ運搬スルトキハ安全ナル容器ニ入レ鎖鑰ヲ施スベシ
- 第二十五條 火薬込棒ハ眞鍮又ハ木製ノモノヲ用ヒ決シテ鐵製ノモノヲ使用スベカラズ又込物トシテハ粘土又ハ他ノ發火ノ虞ナキ物質ヲ用ヒ決シテ粉炭等ヲ使用スベカラズ
- 第二十六條 爆發瓦斯ノ發生スル場所又ハ乾燥セル細粉炭堆積スル場所若クハ極メ

- 第二十七條 乾燥スル場所ニ於テ火薬類ヲ使用セントスルトキハ當該火薬係員ハ附近通衢ノ情況又ハ爆發瓦斯ノ存否ヲ充分ニ検査スベシ
- 第二十八條 火薬類ヲ使用セントスルトキハ其ノ危險區域外ニ人畜ヲ遠ケタル後ニ非ザレバ之ニ點火スルコトヲ得ズ
- 第二十九條 火薬又ハ「ダイナマイト」ヲ發破孔ニ裝填スルニ當リテハ孔穴ニ不適當ノモノヲ強壓シテ押込ムベカラズ
- 第三十條 火薬ノ不發ナリシ場合ニ於テハ其發破孔ヲ距ル五寸以内ノ點ニハ再び他ノ發破孔ヲ穿ツコトヲ得ズ
- 第三十一條 不發ノ發破孔ハ再び穿鑽スルコトヲ禁ズ又電氣導火ヲ用ユル場合ノ外ハ不發後少クトモ十五分間以内ニ現場ニ接近ス可カラズ
- 第三十二條 不發ノ場合ニハ必ズ直ニ其由ヲ當該係員ニ申出テ指揮ヲ受クベシ
- 第三十三條 火薬特定使用者當日剩餘ヲ生シタルトキハ直ニ火薬係員ニ還附スベシ
- 第三十四條 火薬爆發後切端ニ近寄ルトキハ先ツ途中ノ天井ニ危險ナキヤ否ヤヲ確メタル後徐ニ進行スベシ
- 第三十五條 工事請負人ニ火薬ヲ使用セシムル場合ハ總テ本規定ニ依ルモノトス
- 第三十六條 火薬係員ハ鑛夫其他ノ労働者ニ對シテハ坑口其他適當ノ場所ニ於テ時々火薬類ノ取締上必要ナル携帶品ノ検査ヲナスベシ
- 第三十七條 第五節 火薬類取扱注意事項
 - 一、火薬類ノ取扱ヒハ左記ノ者ニ限リ之カ取締ヲナシ絕對ニ他ノ役員又ハ鑛夫ヲシテ之レヲ取扱ハシム可カラズ
 - イ、火薬係員
 - ロ、發破係員
 - 二、坑外火薬係員ハ火薬類ノ授受、運搬及保管ヲナス
 - 三、坑内火薬係員ハ坑外火薬係員ヨリ火薬類ヲ受取リ坑内ニ於ケル配布運搬及ヒ保管ヲナス、發破係員ハ携帶品ニ作業場ニ於ケル裝填及點火ヲナス、但第一坑及伊田斜坑ニ於テハ火薬係員ヲシテ之ヲ爲サシムル事アルヘシ
 - 四、坑内火薬係員ハ一晝夜ノ操業ニ必要ナル見込數量以上ヲ請求スル事ヲ得

- 五、使用後殘餘ヲ生シ一日以上使用セサル見込ナルトキハ直チニ坑外火薬係員ニ還附スベシ
- 六、坑内火薬係員ハ交替ノ際帳簿ト照合ノ上火薬類ノ引繼ヲナシ、且坑外火薬係員ニ通知ヲナスベシ
- 七、發破係員ハ當方必要ナル數量ヲ限リ請求シ必ズ自ラ之ヲ受取リ使用後餘ヲ生シタル時ハ直チニ之ヲ返還スベシ連動スル場合ト雖モ亦同シ
- 八、坑外請負工事ニ於テモ火薬類ノ取扱ハ火薬係員ヲシテ之ヲ爲サシム請負人又ハ請負夫ヲシテ之ヲ取扱ハシム可カラズ
- 九、火薬類ノ整理運搬
 - 一、火薬類ハ坑外火薬庫及坑内火薬類保管所ノ外絕對ニ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ
 - 二、火薬類ハ其ノ原簿及受渡簿ニヨリ之レヲ整理シ收支ヲ明瞭ニスベシ
 - 三、火薬類ニ關スル帳簿其他ノ廢棄ハ警察官署ノ許可ヲ要スルモノナルニツキ少クトモ三ヶ年間之ヲ火薬類保管所ニ保管シ所定ノ手續ヲ經テ廢棄スベシ
 - 四、坑内火薬係員ガ坑外火薬係員ヨリ火薬類ヲ受入レタルトキハ直チニ番號ヲ附シ保管所ニ藏置スベシ
 - 五、火薬類ヲ受ケ取リタル時又ハ他ノ係員ニ渡シタル時ハ直チニ其記事及各爆藥ノ番號ヲ記載スベシ
 - 六、火薬類ハ必ズ所定ノ容器ニ收納ノ上之ヲ携帶運搬スベシ
 - 七、火薬類携帶運搬ノ場合ニハ其容器ニ火氣アルモノヲ近ツク可ラス
 - 八、係員自ラ携帶シ自ラ裝填、點火ヲナス場合ニハ一時ニ五十發以上ヲ携帶スベカラズ、但シ他ノ火薬係員ヲシテ携帶セシムル場合ハ此ノ限リニアラズ
 - 九、使用シタル火薬類ハ鑛夫自辨ト會社負擔トノ別ヲ明ラカニシ其ノ數量ヲ證スル書類ト殘品トヲ對照シ相違ナキコトヲ確ムベシ
 - 十、火薬類ヲ携帶スル係員カ他ノ火薬係員ニ裝填セシムル場合ハ一回ノ使用數量以上ヲ渡スベカラズ
 - 十一、裝藥ノ準備

坑内

- 一、裝填準備ハ火氣及落石ノ虞ナキ場所ヲ選ビ之ヲ爲スヘシ
- 二、普通雷管ハ解屑ヲ悉ク振り出し導火線ヲ管内起爆劑ニ輕ク接觸スル様寸法ヲ計リテ挿入シ雷管缺ヲ用ヒテ固定セシム可シ
- 三、硝安爆藥類以外ノ爆藥ハ爆藥包ノ一端ヲ開キ木片ヲ以テ穴ヲ造リ雷管ノ三分ノ二迄ヲ挿入スヘシ、若シ普通雷管ヲ水孔ニ使用スル場合ニハ雷管ノ周圍ヲ「ゴムテープ」テニ被覆スヘシ
- 四、導火線ハ避難後三十秒以上ニテ爆發スルニ足ル丈ケノ長サトシ最小限ヲ二尺トス
- 五、電氣雷管ノ時ニハ電線ノ附近ヲ避ケ發破器及電池等ヲ遠サクヘシ
- 六、電氣工作物ノ附近ニ於テ發破セントスルトキハ豫メ機械係員ニ通知シ且該工作物ニ對スル適當ノ保護裝置ヲナスヘシ

坑内

- 一、裝填前必ス安全燈ニテ瓦斯ノ有無ヲ検査シ一%以下ニ非サレハ發破ヲ行フヘカラス
- 二、裝填前ハ必ス其周圍三間以内ニ充分撒水セシメ炭塵ノ濕潤セル事ヲ確メタル後ニ非サレハ發破ヲ行フヘカラス
- 三、穿孔ハ充分ニ操粉ヲ除去シ清淨ニスヘシ
- 四、裝填ハ木製込棒ヲ使用シ決シテ金屬製ノモノヲ使用ス可カラズ
- 五、二個以上ノ爆藥ヲ同一穿孔ニ裝填スル場合ニハ接合部ノ包紙ヲ除去シ密着セシム可シ但シ硝安爆藥類ヲ除ク
- 六、込物ハ粘土又ハ岩粉ヲ使用スヘシ
- 七、出水筒所ニ於テハ導火線ノ切口濕潤セサル様注意スヘシ
- 八、發破ハ總ヘテ電氣發破法ニ依ルヘシ、但シ第一坑及伊田斜坑ニ於テハ普通點火法ニ依ル事ヲ得
- 九、凍結シタル爆藥ハ特定ノ場所ニ於テ適當ノ處置ヲ施シタル後ニ非サレハ使用スヘカラス

坑内

- 一、安全燈係員ヲ置キ安全燈ノ授受、検査及掃除ヲ爲サシムヘシ
- 二、安全燈至ハ探光ニ注意シ成ルヘク不燃質ノ物ヲ以テ建築スヘシ
- 三、坑内ニ於テ使用中ノ安全燈損傷シ若クハ故障ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ交換シ又ハ一定ノ場所ニ於テ點火スル爲適當ナル方法ヲ設クヘシ
- 第四十三條 前條ノ石炭坑ニ於テハ安全燈係員ハ安全燈ノ解除及掃除ヲ爲シ金網、硝子、燈芯、油壺、油量、鎮鎗、各接合部其ノ他必要ナル部分ヲ検査シ完全ト認メタル後ニ非サレハ之ヲ鑛夫ニ交付スルコトヲ得
- 第四十五條 坑内ニ於テハ燈火用トシテ石油其他揮發性燈油及魚油ヲ使用スルコトヲ得、但シ特種ノ安全燈ニ使用シ又ハ他ノ油ニ混シテ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、電氣發破器ノ標準仕様ハ次ニ示ス如キモノナルコトヲ要ス
- 第一種 電氣發破器ハ可搬發電機ヲ使用スルモノニシテ分離シ得ヘキ把手、接觸檢又ハ「キー」ヲ有シ之ヲ使用スルニ非サレハ發破回路ヲ閉ツル事ヲ得サルモノタルヘシ
- 第二種 電氣發破器ハ堅牢ナル容器ニ藏メタル可搬電池ヲ使用スルモノニシテ火花ヲ發スル部分ハ外氣ニ露出セサルモノタルヘシ
- 第三種 電氣發破器ハ抑ヘルニ非サレハ電路ヲ常ニ閉ク構造ヲ有シ自動遮斷器ヲ付セサル閉閉器ヲ使用スルモノニシテ特ニ堅牢ニ作ラレタル面ニ藏メタルモノナルヘシ

- 一、電氣發破以外ノ共鳴リ又ハ不發ノ際ハ十五分間經過後ニ非サレハ現場ニ近寄ルヘカラス
- 二、發破後現場ニ到ル時ハ瓦斯存在及天井ノ狀況等ニ注意シ岩石ノ破片中又ハ孔尻ニ不發ノ火藥類存在シ居ラサルカヲ取調フヘシ
- 三、不發ノモノアルトキハ之ヲ抜キ取ラスシテ其ノ孔ヨリ五寸以上ノ距離ヲ保ツ様孔ノ方向ニ注意シ第二ノ穿孔ヲナシ之ニ裝填シ不發ノモノモ共ニ爆發セシメ決シテ不發爆藥ヲ引出スヘカラス

- 四、右發破後モ第二項同様破砕石炭中又ハ孔尻中ニ火藥類不發ノ儘殘リ居ラサルヤヲ充分取調ベ若シ發見セサル時ハ其石炭ヲ積載セル炭面ニ其旨標示ヲナシ、坑外ニテ充分調査スヘシ
- 五、係員ハ坑夫其他ノ就業者ニ對シ坑口又ハ其他ノ場所ニ於テ時々携帶品ヲ検査スヘシ

第三章 安全燈係員遵守規定

- 第一節 鑛業警察規則抜萃
- 第四十二條 安全燈ノ使用ヲ必要トスル石炭坑ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一、點火ノ補助ニ必要ナル者ノ外ハ點火前悉ク之ヲ離避セシメ置クヘシ
- 二、點火開始前各通路ノ入口ニ見張人ヲ配置シ且發破ノ數ヲ知ラシメ置クヘシ
- 三、同時ニ點火スヘキ數ハ總ヘテ一發トス、但シ特ニ許可ヲ受ケタル場所ニ於テハ其限リニ在ラス
- 四、避難箇所ハ發破地點ヨリ直線内ニ非サル地點ヲ選フヘシ
- 五、點火ハ裝填終了後異常無キヲ認メタル後ニ非サレハ之ヲ開始スル事ヲ得
- 六、點火セントスル時ハ大聲ヲ發シテ其旨避難者ヘモ警告スヘシ

坑内

- 一、電氣發破ニ使用スル發破器ハ其種類及方法ニヨリ左ノ三種トシハ一定ムル標準仕様ニ適合スルモノナルコトヲ要ス
- 第一種 電氣發破器 (可搬發電機ニ依ルモノ)
- 第二種 同 (特定ノ電池ニ依ルモノ)
- 第三種 同 (特設閉閉器ニ依ルモノ)
- 第四種 同 (特設閉閉器ニ依ルモノ)
- 第五種 同 (鑛付面入トシ危險ノ虞ナキ發破箇所ヨリ隔離シテ設置スヘシ)
- 第六種 同 (鑛付面ノ鍵ハ發破係員以外ニ使用セシム可カラズ)
- 第七種 同 (電力又ハ信號回路ヲ使用シ電氣發破ヲナサントスル時ハ豫メ工事方法ニツキキ工作主任ノ承諾ヲ得タル後第三種電氣發破器(特設閉閉器ニ依ルモノ)ニヨリ作業スヘシ)
- 第八種 同 (電氣發破器ヨリ發破箇所ニ至ル電線ハ電氣工作物規程ニヨリ第一種以上ノ絕緣電線トシ電燈電力又ハ信號等他ノ目的ニ使用ス可ラス)
- 第九種 同 (電氣發破器ヨリ發破箇所ニ至ル電線ハ接地又ハ他ノ電氣工作物トノ混觸ニヨル危險ヲ防止スル爲メ適當ニ施設シ特ニ注意スヘシ)
- 第十種 同 (電氣發破ニ使用スル器具(發電機、電池、閉閉器、變壓器、雷管ヲ含ム)

- 一、安全燈係員ヲ置キ安全燈ノ授受、検査及掃除ヲ爲サシムヘシ
- 二、安全燈至ハ探光ニ注意シ成ルヘク不燃質ノ物ヲ以テ建築スヘシ
- 三、坑内ニ於テ使用中ノ安全燈損傷シ若クハ故障ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ交換シ又ハ一定ノ場所ニ於テ點火スル爲適當ナル方法ヲ設クヘシ
- 第四十三條 前條ノ石炭坑ニ於テハ安全燈係員ハ安全燈ノ解除及掃除ヲ爲シ金網、硝子、燈芯、油壺、油量、鎮鎗、各接合部其ノ他必要ナル部分ヲ検査シ完全ト認メタル後ニ非サレハ之ヲ鑛夫ニ交付スルコトヲ得
- 第四十五條 坑内ニ於テハ燈火用トシテ石油其他揮發性燈油及魚油ヲ使用スルコトヲ得、但シ特種ノ安全燈ニ使用シ又ハ他ノ油ニ混シテ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、電氣發破器ノ標準仕様ハ次ニ示ス如キモノナルコトヲ要ス
- 第一種 電氣發破器ハ可搬發電機ヲ使用スルモノニシテ分離シ得ヘキ把手、接觸檢又ハ「キー」ヲ有シ之ヲ使用スルニ非サレハ發破回路ヲ閉ツル事ヲ得サルモノタルヘシ
- 第二種 電氣發破器ハ堅牢ナル容器ニ藏メタル可搬電池ヲ使用スルモノニシテ火花ヲ發スル部分ハ外氣ニ露出セサルモノタルヘシ
- 第三種 電氣發破器ハ抑ヘルニ非サレハ電路ヲ常ニ閉ク構造ヲ有シ自動遮斷器ヲ付セサル閉閉器ヲ使用スルモノニシテ特ニ堅牢ニ作ラレタル面ニ藏メタルモノナルヘシ

- 一、電氣發破以外ノ共鳴リ又ハ不發ノ際ハ十五分間經過後ニ非サレハ現場ニ近寄ルヘカラス
- 二、發破後現場ニ到ル時ハ瓦斯存在及天井ノ狀況等ニ注意シ岩石ノ破片中又ハ孔尻ニ不發ノ火藥類存在シ居ラサルカヲ取調フヘシ
- 三、不發ノモノアルトキハ之ヲ抜キ取ラスシテ其ノ孔ヨリ五寸以上ノ距離ヲ保ツ様孔ノ方向ニ注意シ第二ノ穿孔ヲナシ之ニ裝填シ不發ノモノモ共ニ爆發セシメ決シテ不發爆藥ヲ引出スヘカラス
- 四、右發破後モ第二項同様破砕石炭中又ハ孔尻中ニ火藥類不發ノ儘殘リ居ラサルヤヲ充分取調ベ若シ發見セサル時ハ其石炭ヲ積載セル炭面ニ其旨標示ヲナシ、坑外ニテ充分調査スヘシ
- 五、係員ハ坑夫其他ノ就業者ニ對シ坑口又ハ其他ノ場所ニ於テ時々携帶品ヲ検査スヘシ

第三章 安全燈係員遵守規定

- 第一節 鑛業警察規則抜萃
- 第四十二條 安全燈ノ使用ヲ必要トスル石炭坑ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

第五條 安全燈ノ受授ハ左ノ手續ニ依ルヘシ

- 一、入坑セントスルモノハ安全燈票(特ニ設ケタル票又ハ着到票ヲ使用ス)ヲ安全燈係員ニ差出シ之ヲ引換ニ現品ヲ受取ルヘシ
- 二、安全燈係員ニ於テ入坑者ニ安全燈ヲ渡シタルトキハ其安全燈ノ置場ニ其票ヲ定置スルモノトス
- 三、昇坑シタルトキハ安全燈引換ニ義務ヲ受取ルヘシ、若シ坑内ニ於テ引換ヲ受ケタルトキハ引換札ヲ用フヘシ
- 第六條 安全燈係員ハ油槽、點燈臺其他安全燈内ニ於テ萬一失火ノ際直ニ消火シ得ル様豫テ準備シアル消火用砂入カ完備シアルヲ否ヤ毎日一回以上點檢スヘシ

第四章 機械係員遵守規定

第一節 鑛業警察規則抜萃

- 第十四條 鑛業警察ハ機械係員ヲ置キ汽罐、汽機、主要扇風機、捲揚裝置其ノ他特別ノ注意ヲ要スル機械及其ノ附屬裝置ヲ管守セシムベシ
- 機械係員ハ毎日一回以上前項ノ機械及裝置ヲ監視シ異常アリト認メタルトキハ適當ナル處置ヲ爲シ遲滞ナク之ヲ鑛業警察者又ハ技術管理者ニ報告スベシ機械係員ハ機械日誌ヲ作り監視ノ狀況危害豫防ニ付爲シタル處置機械ノ修理及休止其他重要ナル事項ヲ記入スベシ
- 第三十二條 入ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置ニハ制動機及深度指示器ヲ備ヘ並捲揚超過ヨリ生ズル危害豫防ノ設備ヲ爲シ其ノ捲揚臺ニハト蓋ヲ備フベシ前項ノ捲揚臺ヲ支持スル捲網及附屬金具ハ少クとも最大荷重ノ十倍ニ耐ユルモノヲ用フベシ
- 總合セタル捲網ハ人ヲ昇降セシムル捲揚臺ヲ支持ニ用フルコトヲ得ズ
- 第五十二條 原動機、動力傳導裝置其ノ他ノ機械又ハ裝置ノ危險ナル部分ニハ金網、捲網其ノ他適當ナル豫防設備ヲ爲スベシ
- 第五十九條 鑛務署長ヨリ汽罐其他機械又ハ裝置ニ付檢査ノ通知ヲ受ケタルトキハ豫メ檢査ニ必要ナル處置ヲ爲スベシ

第二節 機械係員機關使用心得

- 一、焚始：冷水ヨリ焚キ始ムル時ハ急激ニ火力ヲ強クセズ徐々ニ温メ壓力ガ上昇シ始ムル頃ヨリ漸次火力ヲ増シ常用壓力ニ達セシムベシ
- ヲナスベシ、之レヲ忘ル、時ハ石炭ヲ多量ニ要スルノミナラズ、接頭部ガ過熱シ破裂ノ原因ヲナス
- 掃除後ハ湯垢ノ脱除ハ勿論罐内各部ノ檢査ヲ最モ精密ニ行ヒ特ニ水位計ノ孔ノ湯垢ニテ閉塞シ居ラザルヤ及ビ鉄「ステ」其他「クローン、プレート」等ニ異狀ナキヤ内部ニテ檢査スベシ
- 十四、灰出：煙道ニ堆積シタル灰ガ漸次通路ヲ閉塞シ空氣ノ供給不十分ナル故時機ヲ見テ灰出ヲナスベシ
- 十五、給水：給水ハ豫メ温メ冷水ヲ用ヒズ、水位計ニヨリ過不足ヲナクサベシ、又給水唧筒ハ必ず相當ノ豫備ヲ置キ交互ニ使用スベシ
- 十六、壓力計：狂ヒ易キ故障品ヲ有シ、補正取替ヲナシ正確ナルモノヲ用フベシ、殊ニ一本罐ノ所ハ取替ヲ勵行セザレバ爆發ノ原因トナル事アルベシ、汽罐ノ壓力計ハ船「一羅針盤」ノ如キモノナレバ常ニ克ク掃除シ夜間ニテモ一日瞭然指針ノ判明ヲ期スベシ
- 十七、水位計：汽罐内ノ水位ヲ知ル重要器具ニシテ時々下部ノ「コック」ヲ開キ汽罐ヨリノ通路ノ掃除ヲナスベシ、殊ニ水垢多キ水ヲ使用スル時之ヲ勵行セザレバ通路閉塞シ水位不明トナリ危險狀態ニ陥ル事アリ、水位計中ノ水ノ動搖セザルモノハ曲物ナリ
- 十八、ブローオフ：汽罐内ニ堆積スル沈澱物ヲ外部ヘ排出スルタメ「ブローオフ、ロツク」ヲ開クベシ其回数ハ用水ノ質ニヨリ適宜定ムベシ
- 「ブロー」セザル汽罐ハ人間ガ老廢物ヲ排出セザルト同様ニシテ使用期間ガ短クナリ消費炭量ヲ増シ危險トナル、殊ニ「ブロー」ノ附近ニ白色ノ附着物ヲ生ズル如キ水質ノモノハ頻々之ヲ行フベシ
- 但シ無暗ニ回数ヲ多クスルコトハ石炭ヲ拾テト同様ナリト心得ベシ
- 十九、安全錘：安全錘ハ正確鋭敏ナラザルベカラズ、鈍感ナルモノハ却ツテ危險ナル故各部ノ腐蝕ニヨリ固着水垢ニヨリ固着等ノナキ様日々檢査スベシ
- 二十、「ダンパー」：「ダンパー」ハ空氣ノ流入量ヲ加減スルモノナレバ決シテ固定サレタル物ノ如ク考フベカラズ
- 即チ火床ノ上ノ投炭量ノ多少ニ應ジ加減スベキモノト心得ベシ
- 二十一、附屬品ノ修繕：罐掃除ト同時ニ水垢ノ除去シ入念ニ接頭面ノ摺合セザラシ其他不完全ノ點ハ遺漏ナク修繕ヲナスベシ

此間所要時間ハ宮原式二時間「ランカシヤ、コルニツシユ」六時間ナリ

- 二、焚火：火床上特ニ空孔ヲ作ラズ薄ク均一ニ配炭シ火力ノ強弱ナキ様ニスベシ
- 又火床ノ前部及ビ兩隅ハ空所出來易キモノナレバ殊ニ注意スベシ
- 三、石炭ノ投入量：一回ノ投入量ハ「スコップ」二杯ヲ限度トシ絶エズ少量宛投炭シ間湯的ニ多量ノ投炭ヲナスベカラズ
- 四、火爐掃除：火爐内ニ焚炭堆積スレバ燃燒不完全トナル故當ニ掃除シ空氣ノ供給ヲ容易ナラシメ何時見テモ火格子ノ下部ガ明ルキ様心掛クベシ
- 掃除ハ迅速ヲ貴ビ焚炭中ニ石炭ノ混入ヲ嫌フ
- 五、火床上ノ攪拌：混練ヲ以テ火床上ヲ攪拌スル事ハ灰ノ粘結ニヨリ通氣孔ヲ閉塞スルコトヲ防グ手段ナレバ必要缺クベカラザル事ナガラ又一面作業中冷氣ノ侵入スル害モ伴フモノナレバ適宜火床上ノ狀態ニヨリ最モ敏捷ニ行フベシ
- 六、空氣ノ漏洩：煙道ノ煉瓦ノ龜裂其他汽罐ノ周圍等ヨリ空氣ノ漏洩ハ火床ノ上ヨリノ通氣ヲ阻害シ燃燒ヲ著シク妨グルモノナレバ當ニ各部ニ留意スベシ
- 七、冷氣ノ進入：冷氣ノ進入ハ火室内ノ溫度ヲ低下シテ燃燒ヲ妨グ汽罐各部ノ伸縮ノ急變ニヨリ各接合部ヲ損傷セシム殊ニ多管式汽罐ニ於テ然リトス
- 八、汽壓：規定壓力ヲ保テ著シキ昇降ナキ様心掛クベシ高キハ危險低キハ動力ノ不足トナル
- 九、焚口ノ開閉：焚口ノ開閉ハ多數同時ニスルヲ避ケ叮嚀ニ閉シ冷氣ガ浸入セザル様努ムベシ
- 但シ戸ノ中央部ニ設ケシ丸型格子戸ハ燃燒不充分ナル時利用スル事アルモノト知ルベシ
- 十、燃料炭：劣等炭ヲ使用スルモノト覺悟シ濡レ炭、微粉炭ハ乾燥炭、塊炭ト混ジテ使用スルヲ可トス
- 十一、焚炭：焚炭ハ直ニ搬出シ汽罐前ニ堆積スベカラズ、作業ノ障害、給氣ノ妨グトナレバナリ
- 十二、用水：汽罐ノ壽命、消費炭量ニ大ナル影響ヲナスモノニシテ水垢、沈澱物少ナク油、酸類ヲ含有セザルモノヲヨントス
- 十三、掃除：内部ニ水垢附着著シク蒸氣發生力ヲ減退スルヲ以テ定期ノ掃除ヲ點檢ノ後ニ非ザレバ給水スベカラズ

- 二十二、消火：消火ノ際ハ投炭ノマ、焚口戸、灰出口、「ダンパー」ヲ閉シ埋火シテ自然ノ冷却ヲ待チ罐内ガ無煙トナルニ非ザレバ排水スベカラズ、決シテ他ノ手段ヲ講ズベカラズ
- 二十三、給汽罐ノ開キ方：輪流開始ノ時ハ極メテ徐々ニ開クベシ、殊ニ冷却セラル管ニアリテハ管自身ノ溫度ガ相當上昇シ凝結水ガ生ゼラ様ニナリタル後前ノ方法ニヨリ開キスベシ
- 二十四、事故ニ處スル法：汽壓過度ニ上昇シタル時ハ安全錘ヲ開放シ低落ヲ計リ決シテ焚口戸ヲ開キ火ヲ掻キ出シ冷氣ヲ入レル如キ事ヲナスベカラズ罐内ノ水量著シク減ジテ危險ヲ感ジタル時ハ直ニ各通氣路ヲ完全ニ閉塞シ焚炭、濡レ炭ノ如キモノニテ火ヲ覆ヒ機ヲ見テ迅速ニ火ヲ掻キ出シ汽壓ノ低下ヲ待テ各所ヲ點檢ノ後ニ非ザレバ給水スベカラズ

第三節 第二坑人車管理規定(大正十一年十二月三日認可)

- 一、車輛使用ノ際ハ其前必ず特ニ選任シタル係員ヲシテ捲網其他緊張力ヲ受クル附屬金物及捲揚機械、捲揚車道ノ檢査ヲ執行シ安全ヲ期スベシ
- 二、捲網ノ最大破斷力ハ荷重ノ拾倍以上ノモノヲ用フベシ、又緊張力ヲ受クル其他ノ附屬金物モ之ニ準ズ
- 三、捲網ハ掃除ノ上良好ナル「ロープ」油ヲ毎月二回以上塗布浸染セシメ尙ニ二ヶ月ニ一回「コース」元四尺ヲ切捨テ使用期間拾ヶ月以上ヲ超ユベカラズ、但シ十ヶ月ヲ超ヘズト雖モ外部ニ表ハレタル各針金線ノ徑四分ノ一以上磨減スルカ又ハ各針金線漸次脆弱トナリ水平ヨリ水平ニ百八拾度屈曲スルコト四回以上ニ堪ヘザルニ至リタル時ハ其捲網全部ノ取替ヲナスモノトス、但シ屈曲部ノ半徑ハ十六分ノ三吋トス
- 四、連鎖ハ復式裝置トナシ其材料ハ良好ナルモノヲ選ビ連結「ピン」ハ母線締トナシ割「ピン」ヲ以テ固定シ連鎖ノ截面積五分ノ一以上磨減スル時ハ新ニ取換ヲナスモノトス
- 五、人ヲ搭載スル車輛ハ特ニ製造シタルモノノ外使用スベカラズ、該車輛ハ全部連結シタル儘坑外ニ於テ適當ナル車庫内ニ留置シ使用ノ際ハ其儘之ヲ曳キ出シ使用スル事トシ平常各車輛ヲ分離スベカラズ
- 六、坑夫用具即チ鶴嘴、「エブ」等ハ人車内ニ持ち込ム可カラズ、此等ノ用具ノ運搬ハ後部ニ連結セル特定制搬車一臺ヲ以テシ一切其他ノ車輛ヲ連結スベカラズ

- 七、車輛運轉數ハ十六臺ヲ超ユベカラズ
 - 八、人車運轉ニ付キ六人以上ヲ搭乗セシムベカラズ
 - 九、車輛ノ昇降速度ハ壹分間四百三十呎ヲ超ユベカラズ
 - 十、車輛ヲ下降セシムル場合ハ捲揚機ノ「クラッチ」ヲ外スベカラズ
 - 十一、係員又ハ係員夫ニ於テ鐵夫ノ犯罪若クハ不安全ノ廉アリト認メタルトキハ相當ノ處置ヲナシ又ハ改修ヲナシタル後ニアラザレバ機械ヲ運轉セシム可カラズ
 - 十二、車輛ノ運轉坑道ハ周圍ニ餘地ヲ有シ天井及壁ヲ完全ニ繕ヒ且ツ點燈スルハ勿論當ニ坑道ノ掃除ヲ怠ルベカラズ
 - 十三、軌條ハ拾八磅以上ノモノヲ用ユベシ
 - 十四、「コース」元第一番目車輛ニ車掌ノ自由ニ動作シ得ル安全裝置ヲ設ケベシ
 - 十五、車輛ハ認可シタル坑道以外ヲ運轉セシムベカラズ
 - 十六、機械係員二名以上、保安係員二名以上及車掌四名ヲ選任シ管理セシム
- 第四節 第二坑人車々掌信號手續得(大正十四年十月)
- 一、人車ニハ少クトモ車掌一名信號手一名同乗セザレバ運轉ヲナサザル事
 - 一、人車ハ必ズ一日一回機械運轉手一名人車機械役員或ハ補助立會ノ上故障ノ有無ヲ審査シ人車各部及信號ニ故障ナキヲ認メタル上運轉ニ從事スル事
 - 一、人車々掌ハ乘降車人員ノ世話監督ヲナシ乗降者ノ目的ヲ達セシムル事
 - 一、車掌及ビ信號手ハ規定ノ信號ヲ充分會得スルヲ要ス
 - 一、車掌ハ信號手ニ號笛ニテ人車動作ノ合圖ヲナス信號手ハ號笛ノ意味ヲ解シ明瞭ナル合圖ヲ機械室ニ信號ス可シ
 - 一、車掌ハ人車一臺ニ六人以上ヲ乘車セシム可カラズ
 - 一、車掌ハ非常時ノ外運轉中乘車ノ飛降ヲセシメザル事
 - 一、乘車人員中車掌ノ命令ヲ用ヒザルモノアル時ハ相當處分スコク上校ニ上申ス可シ
- 第五節 第二坑人車曳揚運轉手續得(大正十四年十月)

- 一、人車曳揚運轉手ハ最モ責任重キ業務ニ従事スルモノナレバ獨リ技術ニ精熟スルノミヲ以テ是レリトセズ必ズ其ノ品格ヲ高尚ニシ居常人ニ尊敬信賴セラレ、ノ資格ヲ有スル機務員ニシテ可カラズ、素行ヲ修メ交際ヲ慎ミ浪費ヲ戒メ衛生ニ注意シ恒ニ信仰ノ念ヲ存スルハ其心身ヲ安寧ニシ品格ヲ高尚ニスル所以ナリ
 - 曳揚機ノ性能及之ガ操作ヲ熟知シ附隨セル設備ノ構造ヲ知悉シ常ニ研究ト練習ヲ怠ラザルハ技術ニ精熟スル所以ナリ、凡ソ技術ハ巧妙ナランヨリハ習熟スルヲ貴シトス、蓋シ狀況ノ急變ニ遭ハバ或ハ技術ノ巧妙ヲ失フコトアラン唯習熟シテ心手自然ヲナスニ至ルモノハ恒ニ誤リナキヲ庶幾シ得ベケレバナリ、人誰カ過ナカラン唯々平素ノ行動他ニ信賴セラレ居ル者ニシテ初メテ免ゼラル、事アルヲ思フベシ
 - 二、曳揚運轉手ハ特ニ命令アル場合ノ外ハ機械室内ニ役員以外ノ者ヲ入レシムル可ラズ又執務中ハ止ラザル事故ノ外機械室外ニ出ヅ可ラズ
 - 三、曳揚運轉手ナラザル他人ニ運轉ヲ委任スル事ヲ禁ズ
 - 四、曳揚運轉手ハ毎方初メニ於テ曳揚機械、曳揚綱及ビ「コース」合圖鐘等ノ要部ヲ検査スベシ、何時ニテモ曳揚準備中不完全ノ點ハ發見次第速ニ係員ニ報告ス可シ、運轉組長或ハ上司運轉手ハ毎日機械係員ト共ニ人車及ビ曳揚機設備ノ検査ヲナス可シ、人車運轉前ニ各部検査再縮メヲナスベシ
 - 五、曳揚運轉手ハ規定ノ合圖ヲ充分會得シアルヲ要ス、信號明瞭ナラザル時ハ之ヲ問合セ再度ノ信號ヲ受クル迄ハ運轉ヲナス可カラズ但シ運轉中「止メ」ノ信號ニアリテハ必ズ之ニ應ズ可シ
 - 六、曳揚運轉手ハ人間ノ昇降ヲナストキハ速度ニ注意シ特ニ慎重ニ捲クヲ要ス此ノ場合ニアリテハ見習運轉手ヲシテ單獨ニ捲カシムルヲ得ズ
 - 七、見習運轉手執務期間中ハ上席運轉手ニ於テ一切ノ責任ヲ負フ可キモノトス苟モ過失アラバ兩者共ニ罰セラル可シ
 - 八、機械室及ビ機械ハ常ニ清潔ニ保持スルヲ要ス
 - 九、曳揚運轉手ハ捲揚設備録ニ依リ毎方備品ノ申繼ヲナスベシ
- 第六節 第三坑曳揚機取替ニ關スル規定
- 第一、堅坑捲揚機「コース」ハ四月毎ニ更新ス
- 第二、堅坑捲揚機ノ第二回目以後「コース」更新時ニ於ケル其破斷力ヲ試驗シ其ノ

結果ヲ鐵山監督局長ニ報告ス

第三、堅坑捲揚機ハ其外周ノ針金ガ三本以上折接シテ切斷シタル時ハ新調ト交換ヲナス

第七節 第三坑捲揚運轉手續得

- 一、捲揚運轉手ハ最モ責任重キ業務ニ従事スルモノナレバ獨リ技術ニ精熟スルノミヲ以テ是レリトセズ必ズ其ノ品格ヲ高尚ニシ居常人ニ尊敬信賴セラレ、ノ資格アラザル可カラズ
- 素行ヲ修メ交際ヲ慎ミ浪費ヲ戒メ衛生ニ注意シ恒ニ信仰ノ念ヲ存スルハ其心身ヲ安寧ニシ品格ヲ高尚ニスル所以ナリ
- 捲揚器械ノ性能及之ガ操作ヲ熟知シ附隨セル設備ノ構造、捲揚物品ノ詳細捲揚動作ノ性質及堅坑々内ノ狀況ヲ知悉シ常ニ研究ト練習トヲ怠ラザルハ技術ニ精熟スル所以ナリ
- 凡ソ技術ハ巧妙ナランヨリハ習熟セルヲ貴シトス蓋シ近況ノ急變ニ遭ハハ或ハ技術ノ巧妙ヲ失フ事アラン獨リ習熟シテ心手自然ヲナスニ至ルモノハ恒ニ誤リ無キヲ庶幾シ得ベケレバナリ
- 人誰カ過無カララン唯々平素ノ行動他ニ信賴セラレ居ル者ニシテ初メテ免ゼラル、事アルヲ思フ可シ
- 二、捲揚運轉手ノ勤務ハ八時間ヲ一方トシ一方定員ヲ二名トス定員ヲ缺ク時ハ連動ニヨリ補缺ス可シ如何ナル場合ニ在テモ三方連動ヲナス可カラズ
- 三、捲揚運轉手ハ特ニ命令アル場合ノ外ハ機械室ニ役員以外ノ者ヲ入レシム可カラズ又執務中ハ止ラザル事故ノ外ハ機械室外ニ出ヅ可カラズ
- 捲揚運轉手ナラザル他人ニ運轉ヲ委任スル事ヲ禁ズ
- 四、捲揚運轉手ハ毎方ノ初メニ於テ捲揚機械、捲揚車輪、綱揚及其綱印、合圖鐘等ノ要部ヲ検査スベシ、何時ニテモ捲揚設備中不完全ノ點ヲ發見シタル時ハ速ニ係員ニ報告ス可シ若シ故障甚シト認メタル時ハ運轉ヲナス可カラズ上席捲揚運轉手ハ毎日機械係員ノ行フ捲揚設備ノ検査ニ立會ス可シ
- 五、捲揚運轉手ハ規定ノ合圖ヲ充分會得シアルヲ要ス
- 信號明瞭ナラザル時ハ之ヲ問合セ再度ノ信號ヲ受クル迄ハ運轉ヲナス可カラズ但シ運轉中「止メ」ノ信號ニアリテハ必ズ之ニ應ズ可シ
- 六、捲揚運轉手ハ人間ノ昇降ヲナス時ハ速度ヲ減ジ特ニ慎重ニ捲クヲ要ス此場合

ニ在テハ見習運轉手ヲシテ單獨ニ捲カシムルヲ得ズ

- 七、見習運轉手執務期間中ハ上席運轉手ニ於テ一切ノ責任ヲ負フ可キモノトス苟モ過失アラバ兩者共ニ罰セラル可シ
 - 八、一時間以上捲揚停止ノ後ニ於テハ坑口鐘引ニ通知シ坑口鐘引ヨリ合圖ヲ得
 - 一回ノ空運轉ヲナシ故障ナキヲ確ム可シ
 - 九、機械室及ビ機械ハ常ニ清潔ニ保持スルヲ要ス
 - 十、一個ノ昇降ニ要スル時間ハ石炭ニ在テハ一分間トシ行程中初メノ四分ノ一ハ次第ニ速度ヲ早メ中間二分ノ一ハ一機ニ高速ヲ維持シ後ノ四分ノ一ハ次第ニ速度ヲ減ズル捲キ方ヲ基準トナス可シ
 - 十一、捲揚運轉手ハ捲揚備品目錄ニ依リ毎方備品ノ申繼ヲナス可シ
- 第八節 第三坑坑口及坑底捲取夫心得

一、検査

- 每方交代ノ初メ
- 守衛ハ開閉戸及信號裝置
- 坑口鐘引ハ「ケツブス」巻籠及信號裝置
- 坑底鐘引ハ裝置
- 坑口空面及坑底實面捲取夫ハ面止メ
- フ検査シ尙ホ守衛ト鐘引トヲ除ケル他ノ捲取夫ハ相協力シテ「ケーヂ」内面及作業區域内ノ他部ヲ検査ト掃除トヲナシ之ヲ清潔ニナスト同時ニ其進退動作ヲ妨ゲザル様ニナス可シ
- 捲取夫ハ何時ニテモ捲揚裝置中不都合ノ箇所ヲ發見シタル時ハ直チニ係員ニ届出テ其指揮ヲ乞フ可シ
- 二、人員昇降
- 守衛及鐘引ハ人員昇降ニ關シ左記ノ規定ヲ嚴守ス可シ
- 非常又ハ特ニ認可セラレタル場合ノ外ハ「ケーヂ」下段ヨリ人ヲ昇降セシム可カラズ
- 「ケーヂ」一段ニハ十四人以上ヲ乗込マシム可カラズ
- 堅坑昇降人員ヲシテ必ズ検査所ヲ通過セシム可シ
- 捲揚設備修繕ノ爲メ一時運轉ヲ中止シタル時ハ二回以上空運轉ヲナシタル後ニ非ザレバ人員昇降ヲ許ス可カラズ

坑口及坑底故障ニ依リ「ケーヂ」上下ヲ要スル場合ニ在テハ人ヲ乗込マシメズ其儘一回ノ昇降ヲサシム可シ
 一時間以上捲揚停止ノ後ニ在リテハ一回ノ空運轉ヲ終ヘタル後ニアラザレバ人ヲ乗込マシム可カラズ
 守衛及鐘引必要ト認ムル時ハ相互間ニ合圖シテ人員昇降ヲ禁止セシム可シ守衛及鐘引ハ人員昇降禁止ノ合圖ヲ受ケタルトキハ其解除迄ノ間ハ「ケーヂ」ニ人ヲ乗込マシム可カラズ

三、合圖
 鐘引、守衛及坑口下段實面棹取夫ハ規定ノ合圖ヲ必ズナスベシ
 合圖不明瞭ナル時ハ之ヲ問合ハス可シ

四、守衛

守衛ハ坑口鐘引ヨリ「ケーヂ」ガ定位置ニ安著静止シタル合圖ヲ受ケタル後戸ヲ閉キ人員ヲ出入セシメ又自カラ「カケボルト」ヲ外シ同ジ側ニ棹取夫アル時ハ之ト協力シテ炭面ヲ出入セシメ乗組員及其携具又ハ炭面ノ何レノ部分モ「ケーヂ」外方ニ出ヅルモノ無ク尙「カケボルト」モ異狀ナキヲ確カメタル後戸ヲ閉チ鐘引ニ合圖ス可シ
 閉閉戸修繕中ハ守衛ハ助手ト共ニ「ケーヂ」兩側ニ立チ出入ヲ監督スルニアラザレバ人員昇降禁止ノ處置ヲトル可シ

五、坑底鐘引

坑底鐘引ハ「ケーヂ」ガ定位置ニ安著静止シタル後自ラ「カケボルト」ヲ外シ炭面ノ出入ヲナス可シ
 坑底鐘引ハ坑底守衛ノ合圖「ケーヂ」内ノ閉止メ及「カケボルト」等ニヨリ、「ケーヂ」上段及下段ノ何レニモ異狀ナキ事ヲ確認シタル後坑口鐘引ニ捲揚ノ合圖ヲナスベシ

六、坑口鐘引

坑口鐘引ハ「ケーヂ」ガ定位置ニ安著静止シタルヲ確認シタルトキハ之ヲ坑口守衛、坑口下段實面棹取夫、坑底鐘引及坑底守衛ニ合圖スベシ
 坑口鐘引ハ坑口守衛ノ合圖、坑底鐘引ノ合圖「ケーヂ」内ノ閉止メ及「カケボルト」等ニ依リ雙方ノ「ケーヂ」中何處ニモ異狀ナキ事ヲ確認シタル後捲揚ニ捲揚ゲヲ合圖シ同時ニ「ケツプス」ヲ切ルベシ

七、材料下ゲ

第九節 炭礦電氣保安規程技率

第二條 本規定ニヨル用語ハ下記ノ例ニ依ル(五十音讀順)

- 生キタルトハ充電サレタルコトヲ謂フ
- 瓦斯ノ存在スル所トハ常ニ二パーセント以上ノ瓦斯又ハ爆發ヲ生ズル程度ニ乾燥炭塵ノ存在スル所ヲ謂フ
- 瓦斯發生ノ虞レアル所トハ二パーセント以上ノ瓦斯又ハ爆發ヲ生ズル程度ニ乾燥炭塵發生ノ虞レアル所ヲ謂フ、危險トハ電氣ニ基ツク火災爆發電撃、火傷及ビ其他ニヨリ坑内人畜ノ健康、生命或ハ四肢ニ關スル危險ヲ謂フ
- 接地サレタルトハ電氣工作規程ニヨリ適當ナル地線工事ヲ施シタルモノヲ謂フ
- 接地電路トハ一點又ハ數點ニテ永久ニ接地サレタル回路ヲ謂フ
- 大地歸路トハ電路ノ一部ガ大地又ハ大地ト密接ニ結合サレタル金屬導線ヨリナリ實際上其線テノ點ニ於テ大地ノ電位アルヲ謂フ
- 電氣係員トハ電氣ニ關スル職務ニ従事シ炭坑作業ニ就テ責任ヲ負フモノナリ
- 電氣系統トハ起電力ノ共同源ニ電氣的ニ結合サレタル電線及機械類ヨリ成ル電氣的設備ヲ謂フ
- 電氣室トハ變壓器、配電盤又ハ可搬電動機以外ノ電氣機械ヲ据付ケタル地下ノ場所ヲ謂フ
- 爆發安全爆發安全函又ハ爆發安全封入物トハ内部ニ於テ瓦斯又ハ炭塵ノ爆發又ハ發火スルコトアルモ外部ノ瓦斯又ハ炭塵ニ引火スルコトナキ構造ヲ有シ且ツ常ニ其狀態ヲ保持スルモノヲ謂フ
- 保護スル或ル電氣系統ノ生キタル部分ヲ保護スルトハ其部分ニ誤ツテ觸レザル様適當ナル防禦物ヲ施設スルコトヲ謂フ、但シ絶緣電線ノ絶緣被覆ハ防禦物ト見做サズ
- 第六條 保安上必要ナル場所ニハ電氣工作物ニ當時監視人ヲ附スベシ
 上記監視人不在ノ場合ニハ其部分ヲ全系統ヨリ切離シ置クベシ
- 第七條 危險ナル場所ニハ注意ノ標札ヲ掲グベシ擔當者ニアラザレバ取扱フベカラザル装置ノアル所ニハ柵ヲ設ケ立チ入り禁止ノ標札ヲ掲グベシ但シ當時監視人ノ居ル場所ハ此限りニ非ズ

七、守衛及鐘引

守衛及鐘引ハ其位置ヲ去ルベカラズ萬止ムヲ得ズシテ其位置ヲ去ルトキハ所定ノ代理人ト交代スルカ然ラザレバ人員昇降禁止ノ處置ヲトリクベシ、坑口鐘引ニ限リ所定代理人ト交代スルニアラザレバ其位置ヲ去ル可カラズ「ケーヂ」ヲ堅坑内ニ懸垂シテ作業スル場合ニ限リ坑口鐘引ハ交代ヲ爲スベカラズ尙又其ノ位置ヲ去ルベカラズ

八、實面及空面棹取夫

坑底實面及坑口空面棹取夫ハ「ケーヂ」昇降ノ都度閉止メ及「ケーヂ」ニ異狀ナキヲ確認シ向側ノ守衛、鐘引又ハ棹取夫ニヨリ「カケボルト」ガ外サレタル後始メテ其面ヲ押込ミ「カケボルト」ヲ掛クベシ

坑底實面及坑口空面棹取夫中左側ニ立ツモノハ左方「ケーヂ」右側ニ立ツモノハ右方「ケーヂ」ニ對シ閉止メ検査「カルボルト」掛ケ外シ等一切ノ責ニ任ズベシ

坑口上段實面棹取夫ハ「ケーヂ」ガ定位置ニ到着シ守衛ニヨリ「カルボルト」ガ外サレタル後之ト協力シテ炭面ヲ引キ出スベシ

坑口下段ニ在ル實面棹取夫「ケーヂ」ガ定位置ニ安著静止シタル後「カケボルト」ヲ外シ實面ヲ引出スベシ

坑口下段實面棹取夫ハ「カケボルト」ノ掛ケ方其他ニ於テ異狀ナキヲ認メタル時ハ之ヲ鐘引ニ通知スベシ

九、處罰
 前條ニ背キ其他不都合ノ所爲アル時ハ相當處罰ヲナスベシ

備考
 合圖 凡例
 一 ケーヂ止メ
 二 石炭上ケ
 三 空面下ゲ
 四 人間昇降
 五 負傷者及馬昇降
 二段ケーヂ使用

第八條 地上及地下ノ主要ナル電氣室及ビ坑口ニハ電撃ヲ受ケタル人ヲ蘇生セシムル方法ヲ揭示スベシ、電氣從業員ニハ之ヲ習得セシムベシ

- 第九條 消火用トシテ乾燥セル砂ヲ充シタル「バケツ」ヲ各電氣室ニ備フベシ其砂ノ量ハ一立呎ヨリ少ナルベカラズ但二個以上ノ適當ナル消火器ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
- 第十條 瓦斯ノ存在スル所ニ於テハ電氣ヲ使用スベカラズ、但シ電氣信號ハ此限ニ非ズ
- 第十一條 瓦斯發生ノ虞レアル所ニアリテハ電氣機械器具ニハ各章規定爆發安全裝置ヲ施シ瓦斯發生シタル場合ニハ直チニ其部分ノ送電ヲ停止スベシ
- 第十二條 瓦斯發生ノ虞レアル所ニ於テ開放火花ガ起リタル際ニハ直チニ其裝置ヘノ送電ヲ停止シ修繕又ハ調整ヲ終リタル後ニアラザレバ再ビ送電スベカラズ電氣係員ハ送電前必ラズ其部分ヲ検査スベシ
- 第十三條 金屬性體裝、包被、枠組容器、蓋蓋等(採炭機及鑿岩機ノ枠等ヲ含ム)ニテ生キル虞レアルモノハ第一種地線工事ニヨリ接地スベシ
- 第十四條 本則ハ五「ボルト」ヲ超過セザル電壓ノ系統ニ對シテハ適用セズ
- 第十五條 主要ナル坑内電氣室ニ變電所、配電室並ニ扇風機室等ハ總テ火災ニ對シ安全ナル構造トナシ成ル可ク新鮮ナル空氣ニテ通風スベシ
- 第十六條 坑内電氣室ニ於テハ上下盤側壁等ノ影響ヲ最小限度ニ止ムル様適當ナル裝置ヲ施シ周圍ヲ綺麗ニ且ツ濕氣ナキ様整頓スベシ
- 第十七條 濕氣多キ場所ニ用フル機械及器具ニハ適當ナル耐濕絶緣ヲ施スコトヲ要ス
- 第十八條 油入電氣器具ニ於テハ火花ノ發生スル部分及ビ火花發生、又ハ過熱ノ虞アル部分ハ油又ハ瓦斯ニ點火スルコトナキ様油中深ク藏スベシ、各油入電氣器具ニハ油ノ面ヲ示スベキ適當ナル裝置ヲ施スベシ
- 第十九條 變壓器並ニ閉閉器、測定用變壓器ノ外高壓ニ用フルモノハ全部油入りナルコトヲ要ス
- 第二十條 坑内變壓器ニハ一次側ノ各種ニ自働遮斷器及閉閉器ヲ其附近ニ設置スベシ
- 第二十一條 絶緣油ノ許容最高溫度ハ油入閉閉器ニ於テハ攝氏七五度變壓器ニ於テハ攝氏九十度トス絶緣油ハ少クトモ毎月一回之ヲ検査シ毎年一回之ヲ取換フ

第二十九條 瓦斯發生ノ虞アル所ニハ爆發安全閉閉器及ビ同上自動遮斷器ヲ使用スベシ

第三十條 配電盤ノ前面ニハ三尺以上ノ通路ヲ設クベシ、但シ一時的ノ設備ハ此限ニアラズ

第三十一條 回路ノ負荷五十「キロボルトアムペア」以上ナル時ハ可熔片ヲ用フルコトヲ得ズ

第三十二條 堅坑電機捲揚機及ビ運搬スル斜坑電機捲揚機ハ停電ノ際制動ヲ與フル自動裝置ヲ備フベシ

第三十三條 自動的ニ運轉セザル電動機ハ總テ電壓解放器ヲ以テ保護スベシ但シ截炭機、鎖孔機、機關車及捲揚機用電動機ハ此限ニアラズ

第三十四條 電動機及發電機ニ於テハ常ニ軸受油、「オイルリソグ」、滑動環及整流子ノ點檢或ハ掃除ヲ怠ルベカラズ

第三十五條 瓦斯發生ノ虞アル所ニ於テハ整流子及ビ滑動環ノ如キ開放火花ヲ發生スル虞アル摩擦接觸部ニハ爆發安全裝置ヲ施ス可シ

第三十六條 瓦斯發生ノ虞アル所ニテハ運轉中ノ各電動機ニ安全燈ヲ備ヘテ使用スベシ、而シテ其安全燈ニヨリ爆發瓦斯ノ兆候表ハル、ナラバ電動機ノ運轉ヲ命セラレタルモノハ直ニ電壓ヲ切り離シ其手柄ヲ電氣係員ニ報告スベシ

第三十七條 坑内電線路ノ絕緣抵抗及ビ絕緣耐力ニ對シテハ電氣工作物規程本則第百〇六條ニ依ルベシ

第三十八條 坑内ニ於テハ六五〇「ボルト」ヲ超過スル電線ニ對シテハ鐵裝電纜ヲ使用スベシ、但シ電氣室内ノ電線路ハ此ノ限リニアラズ

第三十九條 電纜ノ被給又ハ鐵裝ノ厚サハ本會ニテ推獎スルモノナルコトヲ要ス

第四十條 人ノ觸ル、虞アル場所ニ施設スル低壓又ハ六五〇「ボルト」以下ノ高壓電線「電線ヲ除ク」ニハ第三種絕緣線ヲ使用スルコトヲ要ス

第四十一條 前項ノ電線ハ其大地ニ對スル電壓五五〇「ボルト」ヲ超過スル時ハ之ヲ鐵裝スル人ノ觸レザル様施設セル電線又ハ常ニ人ノ通行セザル坑内若クハ路面上ノ距離八尺以上ノ箇所ニ施設スル電線ニハ電氣工作物規定本則第二百二十八條ノ規定ニ準ジ其使用電壓ニ相當スル絕緣電纜ヲ使用スルコトヲ要ス

第四十二條 電纜ノ被給及鐵裝ハ全配電系統ニ亘リテ完全ニ接續シ成ル可ク多ク

ノ箇所ニ於テ接地スベシ、但シ可撓電纜ノ鐵裝ハ單獨ニ接地導線トシテ使用スルコトヲ得ズ

第五十五條 地線工事ノ地線ト大地トノ電氣抵抗ハ毎年一回以上之ヲ試驗シ其成績ヲ記錄スルコトヲ要ス

第五十六條 電纜ノ坑道ノ天井或ハ側壁ニ適當ナル地ミヲ以テ炭車等ニ依リ損傷サル、虞ナキ様設置スベシ

第五十七條 瓦斯存在場所ニ於テ機械的損傷ノ虞ナキ所ニ於テハ成ル可ク低ク架スベシ又電纜ノ接觸面及端部ヲ設置スルニアリテハ機械及器具ノ各端及ビ電纜ニ機械力ノ掛ラザル様ニナスコトヲ要ス

第五十八條 電纜ニ於テ如何ナル短尺ノモノト雖モソノ接目ニハ鐵製接觸面ヲ修繕ニハ鐵製接觸面ヲ使用スベシ、但シ機械的損傷ノ虞ナキ時ハ鐵製接觸面ヲ使用スルコトヲ得又ゴム或ハビチューメン絶緣ニ於テハ端部ヲ略スルコトヲ得、尙接觸面及端部内ノ接觸ハ機械的完全トナシ且ツ端部内ニ外線ヨリ被覆又ハ心線ヲ傳ヒテ濕氣ノ浸入スルヲ防グヲ要ス

第五十九條 電纜ノ鐵裝及電線ノ被覆ハ惡水及其他ニ依ル腐蝕ニ對シ適當ニ保護セラル、コトヲ要ス

第六十條 電線ノ總テ支持碍子間ニ充分緊張セシメ且ツ岩石、木材等ニ接觸セザル様保持スベシ

第六十一條 電線ノ被覆ガ仕切又ハ木其他ノ壁ヲ貫ク所ニテハ之ヲ碍管内ニ藏メ此碍管ハ適當ナル方法ヲ以テ固定スルコトヲ要ス

第六十二條 電線ノ架設サル、坑道又ハ通路ニ於テハ容易ニ電線ニ近ツク事ヲ得ル様岩石、其他障害物ヲ除却スベシ

第六十三條 可撓電纜用電動機ニ使用スル可撓電纜ハ第四種絕緣又ハ同等以上ノ絶緣ヲ有シ且ツ心線ハ特ニ撓ミ易キ絶緣トシテ外部ハ編組、蛇管其他有巧ナル被覆ニ保護セラレタルモノナルコトヲ要ス

第六十四條 使用中ノ可撓電纜ハ毎日摩滅其他ノ損傷ヲ運轉手ヲシテ檢査セシメ損傷アル場合ハ直ニ之ヲ修理シ安全ト認ムルニ非ザレバ使用スベカラズ

第六十五條 運轉手不在ノ場合ニハ可撓電纜ヲ全系統ヨリ切り離シ置クベシ

第六十六條 瓦斯ノ存在スル切羽ニハ架設スベカラズ瓦斯發生ノ虞アル切羽ニテハ切羽ノ入口ニ閉閉器又ハ他ノ裝置ヲ設備シ電力不要ノ際ハ電線ヲ遮斷シ得

ル棒ニツキ

第七十二條 瓦斯發生ノ虞アル箇所ニ於テハ電線ニハ七本以上ノ撚線ヨリ成ル心線ヲ有スル第四種絕緣電線ヲ使用シ之ヲ鐵裝スルカ又ハ之ヲ緊牢ナル管若クハ管内ニ藏ムルコトヲ要ス、但シ電燈吊管其他之ニ類スル短小ナル管内ニ藏ムル電線ハ撚線ヲ使用セザルコトヲ得

第七十三條 前項ニ於テ電燈線ニハビニエス一二番相當以上ノ電線ヲ使用スベシ(米120)

第七十四條 瓦斯發生ノ虞アル箇所ニ於テハ電燈用線路ノ電壓ハ低壓限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七十五條 瓦斯發生ノ虞アル箇所ニ於テハ電燈ニ可撓絕緣ヲ使用スベカラズ若シ絕緣必要ナラバ第六十八條規定ノ電纜ヲ使用スベシ

第七十六條 排氣道ノ瓦斯多キ箇所ニハ電線路ヲ敷設スベカラズ

第七十七條 ソツケツトハ總テキーレス耐水型ニシテ金屬部ヲ露出セシムカラズ

第七十八條 電球線ハ電氣工作物規程本則第百〇八條ニ依ルベシ、電球線ト幹線ノノ接觸點ニ於テハ電球及其附屬器具ノ重量ヲ支持セシメザルコトヲ要ス

第七十九條 電燈回路ニハ一キロワット毎ニ閉閉器及ビ自働遮斷器ヲ取リ付クベシ

第八十條 瓦斯發生ノ虞アル箇所ニ使用スル電球ニハ氣密ナル外球ヲ裝置シ且ツ堅固ナル外裝ヲ施スベシ

第八十一條 瓦斯發生ノ虞アル箇所ニ使用スル電燈ノ移轉及ビ電球ノ取替ハハ瓦斯ニ對スル試驗ヲナシ安全ト認ムルニ非ザレバナスコトヲ得ズ

第八十二條 信號用ニ使用スル電氣ハ二五ボルトヲ超過スベカラズ、但シ瓦斯ノ存在スル所及ビ發生ノ虞アル所ニ使用サルベキ信號裝置ハ之ヲ使用スルニ當ツテ爆發ヲ惹起スルニ足ル火花ガ生ゼザルモノナルコトヲ要シ回路ニハ第一種以上ノ絕緣電線ヲ使用スベシ

第十節 停電作業心得(大正十年十一月五日)

送電中ノ電氣工作物ノ一部ヲ停電シ作業ヲナス時ハ

一、作業ニ取掛カル際先ツ切ラレベキ閉閉器トシテ殺セントスル電氣工作物ニ最モ近キ第一閉閉器ヲ選ブベシ

二、死シ居ルベキ管ノ電氣ニ觸レントスル時ハ必ズ念ノ爲メ第四種絕緣電線ノ一片ヲ以テ停電シタル電氣工作物ノ一線ヲ接地シテ其ノ停電ヲ確ムベ

從ツテ係員ハ常時ベンチ同様此ノ絕緣電線ヲ所持スベシ

三、尙作業中萬一誤ツテ送電スルコトアル危險ニ備フル爲各線ヲ裸線ヲ以テ短絡シ置クベシ

四、然レドモ最後ニ再ビ送電スル前ニハ此ノ短絡電線ヲ取外スコトヲ忘ルベカラズ

五、電線路ノ停電作業ヲナストキハ適當ナル「スキツチ、マン」ヲ選定シ閉閉器ノ取扱ヒハ右「スキツチ、マン」ノ外ナサシムベカラズ

若シ發電所及閉閉器ニ閉閉器アル時ハ其ノ配電盤當番ハ豫メ再ビ送電ヲ請求スル人ヲ約シ「作業中不可送電」ノ木札ヲ配電盤上ニカケ置クベシ

第五章 各坑切羽支柱方法

第一節 第一坑切羽支柱方法

第一坑切羽支柱方法ヲ左ノ如ク定ム

三尺層切羽支柱方法

一、切羽柱ハ打柱又ハ蟻蛉柱ヲ以テス

一、打柱又ハ蟻蛉柱ハ切羽面ニ平行シタル直線上ニハ八尺以内ノ間隔ヲ以テ一列ニ施行ス

一、第一列ノ切羽柱ト切羽面トノ間隔ハ八尺以内トシ前柱列ト後柱列トノ間隔ハ六尺以内トス

一、切羽ニ於ケル街道及上添風道ノ兩側斷層附近ニハ狀況ニ應ジテ實木積ヲ施スコトアルベシ

四尺層切羽支柱方法

一、切羽柱ハ擔ハセテ以テス

一、切羽柱ハ切羽面ニ平行ナル直線上ニ一列ニ施ス

一、擔ハセハ各々切羽面ニ行フ

一、擔ハセノ梁ノ長サハ六尺トス

一、相隣接スル柱ノ梁端ノ間隔ハ一尺以内トス

一、各柱列ノ柱間ハ五尺以内トス

一、各擔ハセハ天井成木二本以上ヲ使用スルコト

一、擔ハセノ第一、二列間又ハ第三、四列間ニ空木積ヲ施ス、空木積ノ間隔

- ハ六尺以内トス
- 一、曲片ノ肩側ニ於テハ榑脚ヨリ約三尺ヲ隔テ、曲片ニ平行シタル實木積ヲ施ス、各實木積ノ間隔ハ六尺以内トス
- 一、其他必要ニヨリ實木積又ハ榑入ヲナスコトアルベシ
- 第二節 第二坑切羽支柱方法
- 第二坑切羽支柱方法ヲ左ノ如ク定ム
- 四尺層切羽支柱方法
- 一、切羽柱ハ爲荷ヲ以テス
- 一、切羽柱ハ切羽面ニ平行ナル直線上ニ一列ニ施行ス
- 一、爲荷ハ各々切羽面ニ向フ
- 一、爲荷ノ梁ノ長サハ四尺五寸又ハ六尺トス
- 一、同列ニ於テ相隣接スル榑ノ梁端ノ間隔ハ一尺以内トス
- 一、同列ニ於テ相隣接スル榑脚ノ間隔ハ四尺以内トス
- 一、相隣接スル榑列ノ間隔ハ四尺以内トス
- 一、切羽面ト第一榑列トノ間隔ハ五尺以内トス
- 一、第一榑列ハ切羽状況ニヨリテハ榑輪榑ヲ使用スルコトヲ得
- 一、各爲荷ニハ天井成木二本以上ヲ使用スルコト
- 一、第二榑列ト第三榑列トノ間ニハ空木積ヲ施ス、空木積ノ間隔ハ六尺以内トス
- 一、曲片側ノ兩ニハ曲片榑脚ヨリ各三尺ヲ隔テ、曲片ニ平行シタル實木積ヲ施ス、各實木積ノ間隔ハ四尺以内トス
- 但シ實木積列ハ曲片ノ深ク及肩共ニ一列トス
- 一、切羽ノ中央部ニ於テハ切羽面ニ直角ナル線上ニ相隣接シテ三列ノ實木積ヲ施ス、同一列ノ實木積ノ間隔ハ四尺以内トス、各實木積列ノ間隔ハ六尺以内トス、實木積列ノ部分ニハ空木積ヲ施サズ
- 但シ長壁探炭面三十間以内ノ場合ニハ狀況ニ應ジテ中央部ノ實木積ヲ省略スルコトヲ得
- 一、切羽ニ於ケル街道及上添風道ノ兩側斷層附近ニハ狀況ニ應ジテ實木積ヲ施スコトアルベシ
- 八尺層切羽支柱方法

- 一、殘柱掘切羽ニ於テハ間隔四尺毎ニ行儀正シク打柱又ハ爲荷榑ヲ施シテ天井ヲ支フベシ
- 天井強固ニシテ危險ノ虞レナキ所ニ限リ工手長ノ許可ヲ得テ間隔五尺又ハ八尺トナスコトヲ得
- 一、柱引キ又ハ拂ヒ切羽ニ於テハ間隔四尺毎ニ行儀正シク爲荷榑ヲ施シテ天井ヲ支フベシ、爲荷榑上方ニハ間隔二尺毎ニ天井成木ヲ施スベシ
- 一、打柱又ハ爲荷榑及切羽榑ハ探炭面ヲ距ルコト六尺ヲ超ユルベカラズ
- 一、長サ七尺ヲ超ユル打柱ハ成木ヲ用ヒ相連結スベシ
- 一、街道ニ於テハ行儀正シク打柱、爲荷榑又ハ坑道榑ヲ施シテ天井ヲ支フベシ、其間隔ハ四尺トシ天井強固ニシテ危險ノ虞レナキ所ニ限リ工手長ノ許可ヲ得テ打柱ノ間隔ヲ五尺又ハ六尺トナスコトヲ得
- 一、天井脆弱ニシテ危險多ク又ハ掘中廣キ場合ニ在リテハ木積ヲ施シテ天井ヲ支フベシ
- 一、拂切羽跡、添延上中下延風道際及ビ斷層際等ニハ實木積一個宛ヲ施シテ狀況ニ應ジテハ拂面中央部ニ實木積一個又ハ二個増設スルコトアルベシ
- 一、拂切羽ハ空木積或ハ實木積ヲ七尺乃至八尺間隔ニ施シ切羽面ヨリ八尺ヲ超ユルベカラズ
- 三層層切羽支柱方法
- 一、切羽柱ハ打柱、榑輪榑又ハ打込榑ヲ以テス
- 一、切羽柱ハ切羽面ニ平行シタル直線上ニ一列ニ施行ス
- 一、切羽柱ノ梁ノ長サハ四尺五寸又ハ六尺トス
- 一、第一列ノ切羽面ト切羽面トノ間隔ハ八尺以内トシ前榑列ト後榑列トノ間隔ハ六尺以内トシ天井ノ狀況ニヨリ空木積又ハ實木積ヲ施スコトアルベシ
- 一、主要坑道ノ兩側ニハ狀況ニヨリテ實木積ヲ施スコトアルベシ
- 第三節 第三坑切羽支柱方法
- 第三坑切羽支柱方法ヲ左ノ如ク定ム
- 田川四尺層切羽支柱方法
- 一、切羽柱ハ打込榑ヲ以テス
- 一、切羽柱ハ切羽面ニ平行ナル直線上ニ一列ニ施行ス
- 一、切羽柱ハ各々切羽面ニ向フ

- 一、打込榑ノ梁ノ長サハ六尺トス
- 一、同列ニ於テ相隣接スル榑ノ梁端ノ間隔ハ一尺以内トス
- 一、同列ニ於テ相隣接スル榑脚ノ間隔ハ四尺以内トス
- 一、相隣接スル榑列ノ間隔ハ四尺以内トス
- 一、切羽面ト第一榑列トノ間隔ハ五尺以内トス
- 一、各打込榑ニハ天井成木二本以上ヲ使用スルコト
- 一、第二榑列ト第三榑列トノ間ニハ空木積ヲ施ス、空木積ノ間隔ハ八尺以内トス
- 一、曲片ノ兩側ニハ曲片榑脚ヨリ各三尺ヲ隔テ、曲片ニ平行シタル實木積ヲ施ス、各實木積ノ間隔ハ四尺以内トス
- 但シ實木積列ハ曲片ノ深クニ於テハ一列、曲片ノ肩ニ於テハ二列トシ前ノ實木積ト後列ノ實木積トノ間隔ハ八尺以内トス
- 一、切羽ノ中央部ニ於テハ切羽面ニ直角ナル線上ニ相隣接シテ二列ノ實木積ヲ施ス、同一列ノ實木積ノ間隔ハ四尺以内トシ各實木積列ノ間隔ハ六尺以内トス
- 但シ天井岩石ノ軟硬ニヨリテ位置變更及個數ヲ増減スルコトアルベシ
- 實木積列ノ部分ニハ空木積ヲ施サズ
- 一、切羽ニ於ケル街道、上添風道ノ兩側斷層附近ニハ狀況ニ應ジテ實木積ヲ施スコトアルベシ
- 一、充墳切羽ニ於ケル切羽支柱法ハ木積ノ大部分ヲ省キ得ルノ外前項ト些ノ異ナルコトナシ
- 田川八尺層切羽支柱方法
- 一、柱引キ又ハ拂切羽ニ於テハ間隔五尺毎ニ行儀正シク打込榑ヲ施シテ天井ヲ支フベシ
- 但シ打込榑ハ上下盤ノ狀況ニ依リテハ一時榑輪榑トシテ天井ヲ支フベシ
- 一、打柱又ハ打込榑ハ探炭面ヲ距ルコト八尺ヲ超ユルベカラズ
- 一、長サ七尺ヲ超ユル打柱ハ成木ヲ用ヒ相連結スベシ
- 一、街道ニ於テハ行儀正シク打柱打込榑又ハ坑道榑ヲ施シテ天井ヲ支フベシ、其ノ間隔ハ打柱又ハ打込榑ニアリテハ四尺トシ坑道榑ニアリテハ五尺トス、天井強固ニシテ危險ノ虞レナキ所ニ限リ工手長ノ許可ヲ得テ打柱及

- ビ入榑ノ間隔ノ規定以上ニナスコトヲ得
- 一、天井脆弱ニシテ危險多ク又ハ掘中廣キ場合ニアリテハ木積ヲ施シテ天井ヲ支フベシ
- 一、充墳切羽ニ於テハ天井強固ナル時ハ普通切羽ヨリ間隔五寸ヲ延バスコトヲ得
- 一、規定内ト雖モ上盤ノ狀況普通ナラザル時ハ打柱又ハ入榑ヲナシ天井ヲ支フベシ
- 伊田八尺層切羽支柱方法
- 一、柱引キ又ハ拂切羽ニ於テハ打柱又ハ打込榑ヲ施シテ天井ヲ支持ス
- 打込榑ハ天井ノ狀況ニ因ツテ一時榑輪榑ヲ使用スルコトアルベシ
- 一、打柱又ハ打込榑ハ切羽面ヨリ十尺以内トス
- 一、打柱又ハ打込榑ノ間隔ハ五尺以内トス
- 一、天井危險ノ虞レナキ部分ハ工手長ノ許可ヲ得テ打柱及打込榑ノ間隔ヲ規定以上ニ變更スルコトヲ得
- 一、天井脆弱ニシテ危險多キ場合ハ木積ヲナス
- 第四節 川崎無煙五尺層切羽支柱方法
- 一、拂切羽ニ於テハ打柱又ハ打込榑ヲ施シテ天井ヲ支持ス
- 打込榑ハ天井ノ狀況ニヨリテハ一時榑輪榑ヲ使用スルコトアルベシ
- 一、打柱又ハ打込榑ノ間隔ハ六尺以内トス
- 一、天井危險ノ虞レナキ部分ハ係員ノ許可ヲ得テ打柱及打込榑ノ間隔ヲ規定以上ニ變更スルコトヲ得
- 一、天井脆弱ニシテ危險多キ場合ハ木積ヲナス
- 第六章 非常救護應變規程
- 第一條 田川鐵業所ニ左記非常救護隊ヲ置キ各坑變災ノ非常救護ニ當ラシム
- 中央救護隊 本所
- 第一救護隊 第一坑
- 第二救護隊 第二坑
- 第三救護隊 第三坑
- 第二條 中央救護隊ニ隊長、隊長補佐、隊長附及醫員ヲ置ク

各坑救護隊ニ隊長附ヲ置ク
 各坑救護隊ニ隊長補佐ヲ置クコトヲ得
 各坑救護隊ニ左記救命器班ヲ置キ一班ノ定員ヲ五人トシ内一人ヲ班長トス
 但シ場合ニ依リ班ニ監督員一名又ハ班長補助員一名ヲ増置スルコトアルベシ

第一救護隊 二 班
 第二救護隊 二 班
 第三救護隊 三 班

第三條 救護隊員ハ田川鐵業所職員及坑内労働ニ経験アル者ヨリ所長之レヲ任命ス

第四條 中央救護隊長ハ所長ノ命ヲ受ケ各救護隊ヲ監督シ救護用具及材料ノ保管、救命器使用法ノ練習其他救護ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

各坑救護隊長ハ所屬救護用具及材料ヲ保管シ部下隊員ヲ監督ス
 隊長補佐ハ隊長ヲ補佐シ隊長差支アルトキハ之レヲ代理ス班長ハ隊長ノ命ヲ受ケ班員ヲ率ヒ救護ノ事務ニ從事ス隊長附ハ隊長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

第五條 各坑救護隊長及隊長補佐差支アルトキハ隊長附及班長中ヨリ上席者之ヲ代理ス

班長代理ハ班員中上席者順次之ニ當ル

救護隊長ハ隊長附ヲシテ班長代理ヲシムルコトヲ得

第六條 中央救護隊長及各坑救護隊長ハ緊急必要ノ場合ニ於テハ臨時ニ左ノ處置ヲ專行スルコトヲ得

一、救命器班ノ新設
 一、救命器班ノ合併、分割及其指揮者ノ選定
 一、救命器班員ノ補充任命

前項ノ處置ヲ爲シタルトキハ事後遅滞ナク中央救護隊長ハ所長ニ各坑救護隊長ハ中央救護隊長ニ報告スベシ

第七條 救護隊長ハ變時ニ於ケル坑内外作業ニ當ラシムル爲メ別ニ非常作業班ヲ編成シ其分擔ヲ中央救護隊長及所長ニ報告スベシ

第八條 救命器使用法ノ練習、變災時ノ處置及探險隊ノ行動等ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

非常救護隊規程實施細則

第一章 救命器使用法ノ練習

第一條 救命器使用法練習ハ中央救護隊長之レヲ指揮ス

第二條 練習ハ一組少ナクトモ五名トシ指揮員、醫師及助手立會シ坑道ヲ模擬シタル室内ニ呼吸不可能ノ瓦斯又ハ煙氣ヲ充タシ其内ニテ一回一時間以上二時間以内各種ノ作業及動作ヲ練習シ少ナクトモ六回修了セシム練習卒業者ハ每半ケ年一回以上練習ヲ爲スベシ

第三條 救護隊ニ於テハ左記物品ヲ貯藏スベシ
 壓搾酸素、酸素壓搾唧筒、炭酸瓦斯吸収劑、蘇生器、
 携帶電話器(ケーブル共)輕便擔架、輕便瓦斯分析器、
 携帶電燈、寒暖計、救命器部分品豫備、角笛

第二章 變災時ノ處置

第四條 變災突發ノ場合ハ直ニ電話又ハ急使ニテ所長並ニ中央救護隊長ニ報告シ併セテ班長主任、班長主任、班長主任及班員ニ急報スベシ

第五條 救護隊長ハ隊員全部ノ非常召集ヲナシ各員ニ其任務ヲ授ケ救命器ノ所要數、藥品及其完否ヲ検査シ尙最初ニ入坑スベキ探險班員ヲ指令シ準備ヲ爲サシムベシ

第六條 救命器班ハ救護隊長ノ命ニ從ヒ惡瓦斯存在箇所ニ於ケル探險及作業ニ從事ス

第七條 坑口附近ニ假煙室ヲ作り救命器ヲ装着セル隊員ハ入坑ニ先チ必ズ此内ニ於テ器具ノ完否ヲ検査スベシ

第八條 救護隊長ハ各作業班ヲ部署シ其任務ニ就カシムベシ

第九條 非常作業班ノ分擔左ノ如シ
 坑内係長(工手長)

坑内作業班、六班以上、班長ハ選拔鐵夫五人以上ヲ率ヒ探險其他坑内作業ニ從事ス

通氣班、三班、班長ハ通氣大工左官又ハ選拔鐵夫二名乃至五名ヲ率ヒ通氣ニ從事ス

救護班、三班、班長ハ選拔鐵夫四名以上ヲ率ヒ死傷者收容ノ事ニ任ジ檢證ニ要スル記録ヲ爲ス

觀測班、二班、觀測手二名ヲ率ヒ坑内各所ノ風量、溫、濕度及瓦斯ノ觀測ヲ爲ス

測量班、二班、測量手三名ヲ率ヒ坑内外測量及製圖ニ從事ス

機械係長(工手長)
 土木、建築等ノ事業ニ從事ス

坑外係長(工手長又ハ工手)
 警備班、二班、班長ハ守衛及巡警ヲ監督シ群集ノ雜沓ヲ制止シ一般ノ警備ニ從事ス

給養班、二班以上、班長ハ坑外採掘日役等ヲ率ヒ材料糧食ノ調辦、運搬配給等ノ事業ニ從事ス

前記各班員ハ使用人又ハ雇員ヲ以テ之ニ充ツ

事務係長(坑首席書記)
 事務班、書記又ハ雇員等ヨリ成リ通信、報告、記録其他ノ庶務ニ從事シ内一人ハ夜勤當直セシム

鐵夫係長(坑鐵夫事務首席書記)
 事務班、書記、雇、小頭又ハ世話役ヨリ成リ常務、扶助救恤、救護、葬儀、遺族等ヲ分擔シ數名ヲ、晝夜交代トス

醫務係長(醫士)
 醫務班、醫士及看護婦ヨリ成リ診療及衛生ノ事務ニ從事ス

第十條 各係長ハ救護隊長ノ命ヲ承ケ部下班長又ハ班員ヲ指揮監督ス

第三章 探險隊ノ行動

第十一條 救命器班長ハ作業ヲ班員ニ平分シ酸素及藥品ノ消費ヲ可成均一ナラシムベシ

第十二條 第一救命器班ハ班員二名ヲ坑底ニ留置シ疲勞困憊セル班員ノ昇坑坑外トノ連絡、其他ノ事變ニ備フルモノトス

第十三條 第一回ノ探險ニ於テ班員ハ安全地點ヨリ一時間行程以上ノ遠距離ニ進ムベカラズ

第十四條 坑内見張又ハ機械座ヲ占領シ是迄ノ通風確實トナリシトキハ坑外ニアラ救命器室ヲ之レニ移スベシ此場合ニ於テハ坑外ト電話連絡ヲ保ツコトヲ要ス

第十五條 坑道中救命器ヲ要セズ通過シ得ベキ部分ヲ生ジタルトキハ救命器班員ハ他ノ作業班ノ爲メ斥候スベシ

第十六條 探險隊員ハ生殘者ノ救助收容、火災ノ消防ヲ第一急要任務トス

生殘者救助ノ爲メハ一切羽及非常集合所ノ探險ニ勉ムルヲ要ス

第十七條 坑内狀況判明シ再探險等ノ處ナキニ至ル迄ハ可成少數人員ニテ作業スベシ

第十八條 瓦斯検査ハ班員中最モ經驗アルモノ之レニ當ルベシ

安全燈ヲ以テ跡瓦斯(酸化炭素)有無ヲ検査スベカラズ

第十九條 探險中ノ班員ハ班長ノ命令ニ對シ絶體の服從ヲ要ス如何ナル場合ニ於テモ獨斷ノ探險ヲ試ムベカラズ

第二十條 探險隊ノ行動ハ豫定及結果共詳細ニ記録スベシ

三井田川鐵業所救命器訓練並ニ練習課程

豫習 救命器、酸素吸入器ノ名稱、構造、作用、酸素詰替、荷性曹達ノ裝入運搬保存、器具使用前検査、着裝、分解掃除方法等實習ニ付說明

第一課 約二十分間(酸素ヲ使用シ煙室ハ煙ヲ充タス)
 醫師ノ検査、器具検査、着裝検査、煙室ノ周圍一周(1)煙室内三ヶ所ニ懸ケタル寒暖計ノ觀測ヲナス(2)煙室ノ周圍一周醫師検査、器具掃除

第二課 約三十分間(酸素ヲ使用シ煙室ハ煙ヲ充タス)
 醫師検査、器具検査、着裝検査、煙室ノ周圍一周(1)煙室内ノ階段(二個ヲ一組トス)昇降往復一回煙室内ニ於テ砂囊(重量三十斤)一個ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬ス(3)煙室ノ周圍一周、醫師検査、器具掃除

第三課 約一時間(酸素ヲ使用シ煙室ハ煙ヲ充タス)
 醫師検査、器具検査、着裝検査、煙室ノ周圍一周、煙室内ニ於テ(1)煙室内溫度觀測(2)六尺坑木一本ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬シテ所定ノ箇所ニ打柱ヲナス(3)帆布ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬シテ所定ノ箇所ニ張出ヲナス(共(4)煤瓦五個入り麻布囊ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬シテ再ビ之ヲ舊位置ニ累積ス(5)帆布ヲ外シ卷キテ階段一組ヲ通過シテ舊位置ニ戻直ス(共(6)打柱ヲ外シ其坑木ヲ階段一組ヲ通過シテ舊位置ニ運搬ス(7)煙室ノ周圍一周、醫師検査、器具掃除

第四課 約一時間(酸素ヲ使用シ煙室ハ煙ヲ充タス)
 醫師検査、器具検査、着裝検査、煙室ノ周圍一周、煙室内ニ於テ(1)煙室内溫度

度觀測及瓦斯捕集(2)偵察線及擔架ヲ携ヘテ階段一組ヲ通過シ假想負傷者(重
量約百斤)ヲ擔架ニ載セテ階段一組ヲ通過シテ運搬ス(共)(3)筒先付布「ホー
ス」ヲ階段一組ヲ通過シテ延長ス(共)(4)占領旗ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬シ
所定ノ位置ニ假密閉ヲナス(共)(5)布「ホース」ヲ外シ階段一組ヲ通過シテ運搬
ヲ舊位置ニ戻置ス(共)(6)占領旗ヲ外シ階段一組ヲ通過シテ舊位置ニ戻置ス
(共)(7)煙室ノ周圍一周、醫師檢診器具掃除

第五課 約一時間半(酸素ヲ使用シ煙室ハ煙ヲ充タス)

醫師檢診、器具檢査、煙室ノ周圍一周煙室內ニ於テ(1)溫度觀測及瓦斯捕集
(2)二吋鐵管結合四本(共)(3)所要ノ煉瓦ヲ階段一組ヲ通過シテ所要ノ位置ニ
積上ヲナス(共)(4)六尺坑木ヲ階段一組ヲ通過シテ所要ノ位置ニ空木積
ヲナス(共)(5)煉瓦積ヲ取外シ階段一組ヲ通過シテ舊位置ニ累積ス(共)(6)空
木積ヲ取外シ階段一組ヲ通過シテ舊位置ニ戻置ス(共)(7)煉瓦及坑木運搬ニハ炭車
ヲ使用ス(7)鐵管ノ結合ヲ解キ舊位置ニ整理ス(共)(8)煙室ノ周圍一周醫師檢
診、器具掃除

第六課 約一時間半(酸素ヲ使用シ煙室ハ煙ヲ充タス)

醫師檢診、器具檢査、着裝檢査、煙室ノ周圍一周、煙室內ニ於テ(1)所要ノ坑
木ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬シ所定ノ位置ニ挿入レ三個ヲナス(共)(2)所要ノ
坑木及板ヲ階段一組ヲ通過シテ運搬シ所定ノ位置ニ板張密閉ヲナス(共)(3)上
記ノ煉瓦及板張ヲ取外シ階段一組ヲ通過シテ舊位置ニ戻置ス(共)(4)煙室ノ周圍
一周醫師檢診、器具掃除

備考(共)ハ共同作業

各課共電話器ヲ使用ス

第七節 瓦斯炭層爆發預防ニ關スル心得

抑坑内通氣ノ目的ハ第一坑内ニ勞働スル人畜ノ呼吸及燈火ノ燃焼ニ就テ必要ナル
空氣ヲ供給シ第二、坑内ヨリ發生スル爆發瓦斯、有毒瓦斯ヲ無害ノ程度ニ達スル
迄稀薄ナラシメ又ハ排除シ第三、深キ坑内ニ於テハ溫度ヲ冷却セシムルニアルモ
ノニシテ坑内ノ作業上一刻モ休ムコト能ハザル大切ノモノナレバ鐵夫ト雖モ能ク
此理ヲ諒解シ置カザルベカラズ其偶然ノ過失ハ能ク坑内數百人ノ人命ヲ失ハシムル

ニ足ルヲ以テ炭坑ニ於テハ通風ノ如ク緊要ナルモノナシ、而シテ各坑共此目的ヲ
以テ通氣ヲ謀ル爲メ入氣坑及排氣坑ヲ開鑿シテ一方ヨリ絶エズ新鮮ナル空氣ヲ送
入シ坑内全部ノ切端坑道等ヲ循環セシメ他方ヨリ此汚穢シタル空氣ヲ排出セシメ
居レリ此ノ通風ヲ起スニハ扇風機ヲ設置セリ此通氣ヲ分送シ坑内各部切端ニ循環
セシムルニハ門扉張切ビラ硬卷、風橋等ヲ構造シ又坑道等ノ切詰ニ通風ヲ廻ハス
ニハ最終ノ日貫ヨリ張出風管等ヲ施設シテ専ラ衛生上又ハ危害預防上苦心經營セ
ル所ナルニ拘ハラズ往々門扉ヲ開放シ「ビラ」ヲ除去シ其他通風上ノ施設物ヲ破損
スルコトアルハ實ニ痛歎ニ堪ヘザルナリ斯カル犯罪則テ敢テスル鐵夫ハ相當ノ制裁
ヲ加フル必要アリ

日常左記各項ニ注意スルコト必要ナリ

- 一、通氣用ノ門扉、ビラ等ヲ通過シタル後ハ必ズ能ク之ヲ閉鎖スルコトヲ忘ル
ベカラズ
- 一、分量門ノ戸ハ通氣係員ノ許可ナクテ決シテ之レヲ變更スベカラズ
- 一、落簷等ノ爲メ通氣裝置ノ破損セシラ發見シタルトキハ直チニ修理スベシ
- 一、掘進ノ迅速ナル箇所ハ常ニ張出ノ遅レザル様ニ注意スベシ
- 一、切詰ニ接近シテ新ニ張出ヲ伸長シタルトキハ暫クノ間ハ感ニ瓦斯流出スベ
キヲ以テ其ノ排氣ニ當レル箇所ニ鐵夫ヲ立入ラシムベカラズ
- 一、鐵夫ヲシテ交通遮斷ノ場所ニ立入ラシメザルハ勿論許可ナクシテ他ノ場所
ニ立入り又ハ許可ナキ道筋ヲ通行セシムベカラズ

第二節 瓦斯

石炭坑ニ於テハ水素、硫化水素、炭化酸素及各種ノ炭化水素瓦斯等ヲ發生スル
モノナルガ此等ノ瓦斯ハ大氣ト混交スレバ容易ニ燃焼シ或ハ場合ニ依リテハ強ク
爆發スルヲ以テ之レヲ爆發瓦斯ト稱シ輕キ炭化水素瓦斯ヲ「メタン」瓦斯ト稱セリ
抑此ノ「メタン」瓦斯ハ植物質體ノ水中ニアリテ酸素ノ充分ナル供給ナキ場合ニ
於テ腐敗セシトキ生ズルモノニシテ例ヘバ野菜ノ塵芥、苔等ノ泥溝中ニ於テ腐敗
シタルトキ多量ニ生ズルモノナレバ今此泥溝ヲ攪拌スレバ此ノ瓦斯ハ氣泡トナリ
テ水面ニ浮出ヅ此ノ氣泡ヲ瓶中ニ採集シ機寸ニテ點火スレバ忽チ燃焼ス故ニ此ノ
瓦斯ヲ又沼氣瓦斯ト稱セリ、元來石炭層ナルモノハ太古ノ植物ノ質ガ空氣ノ充分
ナル供給ナキ場合ニ於テ地壓ニ基ク熱度ト水トノ綜合ノ作用ヲ受ケテ腐敗セシト
キ形成セラル、モノナレバ此ノ石炭ノ形成セラル、ト同時ニ炭化水素瓦斯ノ發生

スルハ明カナリトス、然ルニ此ノ瓦斯ハ炭層ノ上層ニシテ充分ノ厚サヲ有シ且ツ
組織緻密ナルトキハ炭層中ニ或ハ其上層中ニ壓縮セラレテ殘留スルモ之レニ反シ
テ炭層ノ上層ニシテ水及ビ瓦斯ヲ透過セシムル性質ノモノナルトキハ多クハ放散
シテ炭層中ニ瓦斯少ナキニ至ルモノナリ同一炭層ニアリテモ其ノ性質如何ニ
依リ瓦斯ヲ發生スル部分ト發生セザル部分トアリテ不同ナルモノナリ炭層近傍ノ
岩石多孔隙ナルトキハ多クノ瓦斯ヲ含ムコトアリ一般ニ瓦斯ハ斷層空洞ヲ有スル
裂罅破砕シタル岩層中ニ於テモ發見セラル、モノナルガ瓦斯ハ地層ヲ斷斷シテ逸
出スルノ機會少ナク其成層ノ方向ニ沿ウテ上方ニ集合スルヲ例トセルヲ以テ若シ
炭層ノ露頭ニシテ地下ニアルトキハ瓦斯ノ發散少ク從ツテ其炭層中ニ瓦斯ヲ含ム
コト多シ之レヲ要スルニ地表ノ炭層、露頭附近ニアリテハ瓦斯ハ容易ニ發散シ其
存在ヲ認メザルモ其坑内ノ深クナルニ從ヒ存在ノ量益々大トナルヲ普通トス

一、爆發瓦斯

此ノ瓦斯ノ比重ハ〇、五五ニシテ空氣ヨリモ非常ニ輕キガ故ニ多クハ坑道ノ
天井高處ノ上、昇切端等凡ベテ高處ニ集積シテ層ヲナスモノニシテ天井ニ接
スル點ハ最モ濃厚ナレ共漸次下部ニ下ルニ從ヒ稀薄トナルモノナリ此瓦斯ハ
火焰ニ接スルトキハ直ニ發火ス赤熱金屬ニ接觸スルトキハ數分ノ後又自熱シ
タル金屬ニ接觸スルトキハ直チニ發火スルモノナリ而シテ此瓦斯ノ最モ恐ル
ベキ性質ハ其ノ名ノ示ス如ク空氣トノ混合割合如何ニヨリ點火スレバ爆發又
ハ燃焼スルニアリ即チ此ノ瓦斯ガ空氣百分中ニ三%ヲ含ムトキハ炭層アレバ
爆發ヲ起シ三%以下ニテモ炭層アレバ爆發ヲ起ス場合アリ又炭層ナクモ此瓦
斯六%ヲ含ムトキハ爆發ヲ起シ九%ニ達スレバ甚ダシキ爆發性ヲ帶アルニ至
ル夫レヨリ十四%ニ至レバ容易ニ引火スルモ殆ド爆發セズ三十三%ニ達スレ
バ燈火ヲ消滅シ四十三%ニ至レバ酸素ト同ジ作用ヲ爲シ人畜ヲ窒息セシム
瓦斯ハ一様ニ炭層中ニ含有セラル、場合ニ於テ其炭層中ニ坑道ヲ掘進スルト
キハ瓦斯ハ炭層ノ面ヨリ音響ヲ爲シテ發生スルコトアリ又何等ノ音響ナキモ
ノモアリ此ノ發生ハ響聲ヲ互ニ混ル音ノ如ク或ハ木葉ヲ打ツ細雨ノ音ノ如ク
「メラ／＼」ト一種奇妙ノ音響ヲ伴フコトアリ又噴出スル瓦斯ノ力ニヨリテ炭
粉ハ爆音ヲ伴ヒツ、飛散セシムルコトアリ石炭ハ水ヲ含ムトキハ瓦斯ノ之レ
ヲ通過スルニ際シ沸騰ニ類似ノ音ヲ發ス

「メタン」瓦斯ハ無色無臭ナリト雖モ鐵夫ハ此瓦斯ヲ感得シ得ベシト云ヒ蜘蛛

巢ノ外見ニ酷似セリト云フ之レニ關スル説明ハ「メタン」ハ輕キヲ以テ天井ニ
集積ス而シテ燈火ノ光線ハ異リタル空氣層ヲ通過スルトキニ異リタル方向ニ
反射スルモノナルガ故ニ此ノ現象ヲ視ルヲ得ベシ最大ノ爆發ハ百分中九、五
ノトキニ起ルモノトス之レヨリ以上ニナリシトキハ酸素ノ量不足トナリテ爆
發力却ツテ弱クナルモノナリ

一八六八年ヨリ一八七二年間ノ爆發ハ其半數ハ晴雨計ノ降下ト一致シ四分ノ
一ハ溫度ノ上昇ニ符合シ四分ノ一ハ不定ノ原因ニ歸セリ故ニ氣壓ノ降下スル
トキハ注意スベシ瓦斯ハ掘進ノトキヨリモ坑道掘進ノ場合ニ多クヲ以テ注意
ヲ要ス此ノ瓦斯ノ停滯ヲ豫防シ危險ノ虞ナカラシムルニハ常ニ坑内ノ空氣ヲ
新陳交代セシメ以テ瓦斯ヲ掃蕩スルヲ稀薄ナラシムルニアリ

瓦斯ヲ檢定スルニハ安全燈ヲ以テテス今「ウオルフェンジン」燈ヲ以テ之ヲ檢定
スルニ瓦斯量ト青燭ノ大サハ大要次ノ如シ

青燭ノ長サ	四分三厘
二、〇	五分九厘
二、五	九分六厘
三、〇	三寸二分八厘
四、〇	燈内ニ充滿ス
四、五	

二、炭酸瓦斯

此ノ瓦斯ハ炭層及ビ母岩ヨリノ噴出又發破、火災、爆發、有機物ノ腐敗、分
解、燃焼、石炭採掘跡、木材ノ酸化作用ニ依リ又人畜ノ呼吸、燈火ノ燃焼等
ヨリ發生スルモノニシテ空氣ヨリ重シ故ニ墜坑古洞、卸部等ノ掘下箇所ニ集
積スルガ故ニ如斯箇所ニ侵入スルニハ無燈火又ハ電燈ノミニテハ立チ入ルベ
カラズ其ノ有害程度ハ空氣中百分ノ五乃至六ニ達スレバ喘息起リ頭痛ヲ感ジ
呼吸スルコト極メテ危險ナリ百分ノ三存在スルトキヨリ、燃焼ヲ害シ之レヲ

知り得ルモ十五%ニテ燈火ヲ消滅セシム其量百分中八乃至十ニ達スレバ直チニ窒息セシム此瓦斯ヲ檢視スルニハ燈火ヲ用ヒ其燃エ方ノ良否ヲ驗スベシ若シ燈火消滅シタルトキハ危險ニ付近寄ルベカラズ種油ナレバ消滅スルモ揮發油又ハ「カーバイト」ナレバ消滅セザルモ危險ナリ電燈ヲ以テ作業スルトキハ炭酸瓦斯アリテモ判明セザルモノナレバ此ノ瓦斯ノ恐アル所ニハ必ズ外ニ燈火ヲ携帶スベシ

三、酸化炭素

空氣ト殆ド同重量ニシテ能ク空氣ト混合シ頗ル有害ニシテ千分ノ一ヨリ既ニ人體ニ有害作用ヲ及ボスモノニシテ千分ノ三ヲ含有スルトキハ二十五分間ニシテ人事不省ヲ起スニ足ル、空氣中百分ノ一アレバ速カニ生命ヲ奪フニ足ル此ノ瓦斯ハ燃焼不完全ノ際ニ生ズルモノニシテ坑内火災、瓦斯炭塵爆發ノ際及ビ火藥ヲ破裂セシメタルトキニ生ズルモノニシテ單ニ呼吸ニ依リテノミ血液ニ入ルモノニシテ決シテ皮膚ヲ通過シテ吸集セラレ、モノニアラズ爆發ノ際幸ニ死ヲ免レタルモノモ炭酸瓦斯又ハ此ノ瓦斯ノ爲メ中毒シ窒息スルモノ多キハ人ノ良ク知ル所ナリ故ニ爆發後ハ特ニ注意ヲ要ス
此ノ瓦斯ノ空氣中ニ存在スルヤ否ヤヲ發見スルノ方法ハ小動物假令バ鼠又ハ小鳥ヲ籠ニ入レテ坑内ノ作業箇所ニ携帶シ置キ其ノ動物ノ倒レシトキハ其箇所ヲ速ヤカニ退出スベシ

四、硫化水素

此ノ瓦斯ハ有機物ノ腐敗、硫化鐵ノ分解、黑色火藥ノ發破ヨリ發生スルモノニシテ一種不快ナル臭氣ヲ有シ空氣ヨリモ重ク坑内ノ低部ニ集積ス、舊坑内ノ水ヲ疏通スルトキニ當リテ此ノ瓦斯ハ水中ヨリ出ヅルコトアルベキヲ以テ注意ヲ要ス且ツ此ノ瓦斯ハ頗ル有毒ニシテ僅カニ千分ノ一ノ量アリテモ人命ヲ斷フニ足ルモノナレバ當ニ其臭氣ニ注意スルヲ怠ルベカラズ

第三節 炭 塵

爆發瓦斯ノ分量少キモ炭塵ノ存在スルトキハ爆發ノ勢力及被害ノ區域モ亦之レヨリ増加スベシ即チ爆發瓦斯ハ空氣百分中六ニ達セザレバ爆發セザルモ炭塵ノ存在スルトキハ百分中三以下ニテモ爆發スルコトアリ乾燥シタル空氣中ニ炭塵ノ混合スルトキハ爆發瓦斯ノ存在セザル所ニ於テモ發破藥ノ空發又ハ過度ニ裝藥ヲ爲シタルトキハ能ク炭塵ノ爆發ヲ起スモノナリ

ラズ

一、乾燥セル切端ハ常ニ兩壁、天井、下弩、支柱等ニ撒水スベシ

一、坑道ハ多量ノ撒水ヲナシ又ハ岩粉ヲ撒布スベシ

一、炭塵ノ乾燥シテ浮遊スルハ夏期ヨリ冬期ニ於テ最も多キモノナレバ特ニ掃除ニ注意スベシ

第四節 岩粉撒布

炭坑々内全部ヲ岩粉ニテ處理シ是ヲシテ金屬鑛山同様に状態トナシメバ炭坑大爆發ハ庶幾クハ豫防シ得可シ
現時炭坑瓦斯爆發豫防法ノ原理ハ多量ノ空氣ヲ送致シテ瓦斯ヲ稀薄トナスニアルガ如ク炭塵爆發豫防法ノ原理ハ多量ノ岩粉(灰分)ヲ混合シテ炭塵ヲ稀薄ナラシムルニ在ルガ如シ

安全炭塵表

灰分	〇% 二〇% 四〇% 八〇%
水分	三〇% 二二% 一五% 〇%

備考 一、岩粉ハ天井又ハ側壁ニノミ向ツテ撒布スルニハ殊更ニ撒布セズトモ充分ノ堆積ヲ得可シ

二、岩粉撒布前坑道天井周壁及床弩ハ等ニテ充分清掃スルヲ要ス

三、一度岩粉撒布ヲ完全ニシ置カバ「エンドレス」運搬坑道ナドニテモ随分久シキ間白色ノ状態ヲ保ツモノニシテ毎月一回ノ検査ニテ充分ナリ

頁岩粉末吸入ハ衛生上炭塵吸入ヨリハ無害ニシテ汽雜灰粉末吸入ハ有害ナリ岩質堅ク遊離セル硅酸ニ富ミ(石英粉末、砂等)顯微鏡ニテ檢視シ尖銳ナル多角形ヲナセルモノ(汽雜灰ノ如シ)ハ肺ヲ侵スモノト考ヘ得ベク岩質軟ク硅酸ガ他ト結合セルモノ檢鏡ノ形狀圓形ニシテ角立ダザルモノ例ヘバ炭塵頁岩々粉ノ如キハ實際上殆ド無害ト認メ得ベシ

岩粉ノ選擇ハ一、可燃質ノ含有量少ク二、廉價多量ニ獲ラレ三、容易ニ細粉トナリ四、粉末ハ輕ク扁平ニシテ遊離硅酸少ク硬カラズ角立ダズ比熱大ナル者ノ標準ニ據ルベク結晶水含有量、炭酸瓦斯發生量等ノ考慮ハ不必要ナリ細密度ニ就テハ一時三十目ノ篩ヲ通過セル者ノミヲ有効分トシテ計算スベク實際ニ於テハ之ヨリ大ナル粗粒ノ若干量混入スル方取扱上ノ利便アレドモ之ハ有効力ノ計算ニ於テハ控除スベキモノナリ

從來坑内ノ爆發ハ瓦斯ノミノ爆發セルモノト信セシニ近年研究ノ結果大爆發ハ殆ド凡テ瓦斯ト炭塵トノ混合ニ依ルコトヲ確ムルニ至レリ抑モ炭塵ハ石炭ノ微細ナル乾燥粉末ニシテ常ニ坑道ノ床天井、兩壁、支柱ヲ始メトシ風道探炭跡等ニ至ル迄坑内ノ何レノ點ニ於テモ堆積ノアルモノナリ坑内空氣ノ波動ニヨリテ吹カレ、ヤ忽チ雲狀ヲナシテ容易ニ飛ビ立ち空氣中ニ浮遊スルモノニシテ若シ之レニ點火スルトキハ爆發瓦斯ト同一ノ作用ヲ爲スモノナリ單ニ瓦斯ノミノ爆發ニアリテハ其ノ災害ノ及ブ所ハ一小區域ニシテ決シテ全坑ノ大爆發ヲ起ス如キ多量ノ瓦斯ヲ懸積セシムルコトナキモノナリ故ニ彼ノ全坑ノ大爆發ヲ生ズベキ主動力ハ瓦斯ニアラズシテ乾燥炭塵ノ存在ニ歸スルモノト言ハザルベカラズ然レドモ此ノ爆發ハ決シテ不可抗力的ノモノニアラズ管理者係員並ニ鑛夫等ガ協同一致ノ注意ニヨリ災害ヲ少ナカラシムルコトヲ得ベキモノナリ

炭塵ノ發生飛散及ビ傳播ニ對スル豫防法

- 一、石炭ノ採掘ハ之レヲ粉砕セザル様注意シテ採炭スベシ即チ鑛嘴ハ數本ヲ携帶シ尖端ノ不良ナルモノハ直チニ取替ユルコト、スベシ
- 一、透掘ハナルベク石炭ヲ切ラズシテ下弩又ハ鉄ミヲ切ルベシ
- 一、發破藥ハ適量ヲ使用スルコト且ツ發破ノ込物ハ決シテ粉炭又ハ燃焼質ノモノヲ使用スベカラズ
- 一、切端ニ於テ石炭ヲ掘キ込ムニハ掘板ヲ使用シ遺漏ナク之レヲ掘キ込ムコト、スベシ
- 一、石炭ヲ運ブニハ細目ノ籠ヲ使用シ荒目ノトキハ内部ニ「ズツク」ヲ敷キ途中ニ石炭ヲコボサヌ様注意スベシ(スラ箱ノトキモ同様ノ注意ヲ要ス)
- 一、若シ切端及街道ニ石炭ヲコボシタルトキハ運搬ナク之ヲ掃除スベシ
- 一、石炭ノ乾燥セルトキハ切端運搬機漏斗出口及ビ各種場ニ於テ撒水スベシ
- 一、乾燥炭塵ノ存在セルトキハ發破點火前ニ半徑二十尺ノ範圍ヲ充分ニ撒水スベシ
- 一、石炭ノ乾燥セルトキハ炭車ノ石炭面ニ充分撒水スベシ
- 一、原付炭車ト破損セル炭車ハ決シテ之レヲ坑内ニ使用スベカラズ
- 一、坑道ハ先ツ炭塵ヲ掃除スルコトニ勉メ塊炭及ビ粉炭ノ散在セルモノ、如キハ最も迅速ニ掃除シ總テ清潔ナラシムルヲ炭塵豫防上ノ原則トス
- 一、係員ハ坑夫ノ身體ノ黒クナラザル様ニ充分ノ撒水ヲ爲スコトヲ忘却スベカ

岩粉撒布ノ特色トシテ注意スベキコトハ一、其持久性アルコトニシテ例ヘバ撒布ナラバ一方ニ於テ少クモ二回ノ検査ヲ要スルニ對シ岩粉ナラバ一週乃至一月月ニ一回ノ検査ヲ行ヘバ宜シキコト二、水ニ比シ壁面梁上等ヲ保護シ易キコト三、水ニ比シ坑道膨脹レラ生ジ天井崩落ヲ生ズル等ノ恐れ無キコト四、衛生上無害ナルコト五、寒冷ノ地ニ於テ凍結スルコトナキコト六、經費ハ撒水ニ比シ低廉ナルコト七、唯一ノ困難ハ特別ノ場合ヲ除キ之ヲ切端ニ施行シ易カラズ爲メニ切端ハ撒水ニ讓ルノ外ニ方法ナキモノナリ

第五節 爆發ノ發火原因

瓦斯炭塵爆發ノ發火原因トナルベキモノハ大要左ノ如シ

一、安全燈

二、發火具

三、發破

四、電氣

五、自然發火

第一項 安全燈

安全燈ノ不完全ナルモノハ爆發瓦斯ニ引火シ又ハ完全ナルモノニテモ取扱ノ不注意ニ依リ變災ヲ惹起スルモノナルニヨリ能クノ注意スベシ安全燈係ヨリ安全燈ヲ鑛夫ニ渡ス際ハ双方トモ左記ニ注意シ缺點アルモノハ授受スベカラズ
一、金網ニ塵芥、粉炭、油煙、錆、或ハ油ノ附着シアルモノハ所謂金網ノ掃除不十分ナルヲ示スモノニシテ燈内ニ瓦斯入りテ燃焼シ網ヲ熱シタル場合ニ連ヤカニ火氣ヲ小部ニ漏逸セシメ頗ル危險ナルモノナリ
二、芯燈ノ自由ニ回轉セザルモノハ火煙ヲ小サクシテ瓦斯ヲ檢定スルコト能ハザルノミナラズ瓦斯多量ニシテ火煙著シク伸長シタル際ニ之ヲ消滅セシムベキ方法ナシ
三、網又ハ硝子筒ノ自由ニ回轉スルモノハ組立ツル際ニ「パツキング」ヲ入レ忘レタルカ組合セテ取違ヘタル結果網ト硝子トノ間又ハ硝子ト油壺トノ間ニ間隙アルコトヲ示スモノニシテ其間隙ヨリ火氣ノ外部ニ漏ル、コトアリ
四、網ノ目一ヶ所ニテモ破レタルモノハ燈内ノ火氣ヲ外部ニ漏シ瓦斯爆發ノ原因トナリタルコトアルヲ以テ危險ナリトス
五、硝子ニ破レ目アルモノハ網ノ目ノ破レタルモノト同様ニ危險ナリトス

- 六、鎮鑪ノ不完全ナルモノヲ使用スレバ副金ヲ科セラル、ヲ以テ注意スベシ又如斯安全燈ハ萬一變災アリタル場合ニ開放シタルモノト誤認セラル、コトアルヲ以テ決シテ之ヲ受取ルベカラズ
- 安全燈使用中ハ左記事項ニ就テ注意ヲ要ス
- 一、常ニ安全燈ノ燈芯ニ注意シ火焰ノ高サハ油燈ヲ生ゼザル程度ニ於テ約五分乃至七分以下トスベシ
- 坑内ノ溫度暑キト油燈ノ熱スル爲トニヨリ漸次火焰ノ伸長スルコトアルヲ以テ常ニ芯ノ大サニ注意スルコト肝要ナリ
- 二、安全燈ヲ携帶スル時ハ成ルベク之ヲ低ク下ゲ打振ラヌ様ニシ風ノ強キ所ニ於テハ吹キ消サレヌ様ニ注意スベシ
- 三、切端ニ於テハ安全燈ヲ傾斜墜落、消火、破損、汚穢ノ恐れナキ様ニ安置シ風上ノ地點ニシテ成ルベク低ク垂直ニ置クヲ宜シトス且ツ嘴ノ遠スル點ニ置クベカラズ又高所ニハ瓦斯ノ溜マルコトアルベキヲ以テ枰梁ニ懸ク可カラズ
- 四、損所ヲ生ジタルトキハ直チニ燈火ヲ消滅シ完全ノモノト交換ヲ請求スベシ
- 五、消燈シタルトキ又ハ點火器ノナキ安全燈ニアリテハ火番所ニ就キテ點火又ハ交換ヲ請フベク假令點火器ヲ備ヘタル安全燈ニアリテモ場所ニ於テハ決シテ點火器ヲ使用スルコトナク最近ノ新鮮空氣ノ來ル地點ニ至リテ之ヲ點火スベシ之ヲ往々筒子ノ破損シタルニ氣付カズシテ切端ニ於テ點火器ヲ使用シ爲メニ爆發ヲ起シタルコトアルヲ以テナリ
- 六、瓦斯存在セル時ハ必ズ燈火伸長スルモノナレバ常ニ其ノ大サニ注意スベシ
- 七、瓦斯存在セル場所ニテハ出來ル丈ケ低ク携帶スベシ
- 八、燈火著シク増大シタル時ハ燈内ニ於テ盛ニ瓦斯ノ燃焼セルヲ示スモノナレバ決シテ急激ニ動搖セシメズシテ靜ニ火焰ヲ小ニシテ低ク下ゲテ徐々ニ新鮮空氣ノ來ル地點迄退クベシ
- 九、燈火ヲ消滅セントスルトキハ必ズ芯ヲ引下ゲテ消燈スベク決シテ口ニテ吹キ消シ又ハ衝動ニヨリテ消スベカラズ之レ火焰ノ燈外ニ逸出スル恐レアリバナリ

- 十、安全燈ハ風筒、風管、分量門等凡テ通風強キ箇所ニテハ火焰ノ燈外ニ吹キ出サル、恐アルヲ以テ之ヲ携ヘ行クベカラズ
 - 十一、安全燈ハ多量ノ瓦斯存在セル場所ニ於テ燈内瓦斯燃焼又ハ爆發ヲ起シ金網ヲ赤熱シ外部ノ瓦斯ニ引火シ變災ヲ生ズルモノナレバ決シテ絶體的安全ナルモノト思考スベカラズ故ニ使用中ハ常ニ其火焰ノ大小ニ注意スベシ
 - 十二、天井ノ模様ヲ見ルトキモ決シテ安全燈ヲ高ク差シ上ケベカラズ斯クシテ瓦斯爆發ヲ生ゼシ例アリ
- 第二項 發火具
- 坑内ニ在リテ糞リニ構テ使用シ或ハ喫煙ヲナスコトノ大禁物タルハ今更ニ論ナキモ直接自己ノ貴重ナル生命ヲ思ハズシテ種々ナル手段ヲ用テ禁テ破ル者アリ實ニ寒心ニ堪ヘザルナリ時々坑夫ノ入坑又ハ昇坑ノ際ニ嚴重ナル身體検査ヲ施行シ取締ヲ嚴重ニスベシ
- 第三項 破
- 坑内ニ瓦斯炭塵ノ存在セル場合ニハ發破ニ因リテ發火シ爲メニ變災ヲ惹起シタル例多クアリ依テ發破ノ取扱ハ最モ注意ヲ要スルモノニシテ其ノ注意事項ヲ舉ゲレバ左ノ如シ
 - 一、發破孔ノ深サガ透掘ノ深サヨリモ深キトキハ發破ノ効果少ク動モスレバ空發ヲ惹起スベキ處アルヲ以テ發破孔ノ深サハ透掘ノ深サヨリモ五寸位淺カラザルベカラズ
 - 二、發破ノ込物トシテ粉炭、藥、紙等、燃焼シ易キモノヲ用レバ發破ノ際ニ生ズル火焰ノ長大ナラシメ瓦斯又ハ炭塵等ニ點火シテ爆發ヲ惹起スル虞アリテ非常ニ危險ナルニ付粘土又ハ岩粉等發火ノ虞ナキ物質ヲ使用スベシ又決シテ鐵製込棒ヲ使用スベカラズ
 - 三、爆發ノ裝填量ナルトキハ石炭ヲ粉碎シ若シ其量不足ナルトキハ空發ヲナス事アルヲ以テ常ニ適量ヲ使用スルコトニ注意スベシ
 - 四、爆發瓦斯ノ存在セル箇所ニ於テ發破ヲ行フ場合ニハ最モ危險ナルニ付裝藥ニ點火前必ズ其地點並ニ附近ニ於テ瓦斯ノ有無ヲ検査スベシ
 - 五、乾階セル切端ニ於テ發破ヲ行フトキハ炭塵ヲ飛散セシメ之ニ引火シテ爆發ヲ惹起スル虞アルヲ以テ點火前其ノ地點及ビ附近二十尺許ニ充分撒水シ

- テ炭塵ヲ潤潤セシメ容易ニ飛散セザル様ニスベシ
 - 六、乾燥セル切端ニ於テ數個ノ發破ヲ行ハントシテ同時ニ點火スルトキハ例令充分撒水ヲ行フトモ炭塵ヲ吹キ飛バシ危險ナルニ付先ヅ其内ノ一ツ發破シ充分炭塵ガ沈定シ煙ノ消散シタル後順次他ノモノヲ行フベシ
 - 七、發破ハ空中ニ浮遊スル炭塵ノ量及ビ瓦斯ノ量ヲ増加スルモノナルニ付發破後ノ煙ノ消散セザル内ニ再ビ發破ヲ行フハ危險ナルニ付之ヲ避クルガ爲メ風下ノモノヨリ順次之ヲ始ムベシ
 - 八、前項ノ理由ニ依リ發破後煙ノ消散スルヲ待チ其局部及附近ニ於ケル瓦斯ノ有無ヲ検査スベシ
 - 九、點火前近傍ニアル坑夫ニ發破ヲ行フトト警告シ適當ノ個所ニ避難セシメ又發破ノ地點ニ通ズル道路ノ要所ニ見張番ヲ置キ不意ニ局部ニ入り來ル者ヲ防止スベシ
 - 十、裝藥ニ點火シタル後爆發セザルトキハ少クトモ十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルベカラズ且ツ此ノ場合ニ於テハ其火藥ハ之ヲ掘出スベカラズ
 - 十一、前項不發ノ場合ニハ手掘ノトキハ五寸以上ノ距離ニ於テ新ダナル孔ヲ穿テテ發破ヲ行ヒ先ノ不發火藥ヲ搜索スベシ若シ發見セザルトキハ其ノ探掘炭ニ記號ヲ附シテ坑外ニ捲上ゲタル後精細ニ取調ベヲナスベシ
- 第四項 電 氣
- 坑内ニ裝置セル電氣機械ヨリ電火ヲ發シ瓦斯ニ引火シ變災ヲ惹起スルコトアリ依テ瓦斯アル炭坑内ニ於ケル電氣裝置ハ斯ル危險ヲ豫防スルモノタルベキハ勿論當ニ之ガ取締ヲ嚴密ニセザル可ラズ
 - 一、總ベテノ電氣裝置ニハ人命ニ危害ヲ及ボスニ足ル電流ヲ通ジ居ルモノナレバ決シテ手ヲ觸ルベカラズ
 - 二、坑道ニ架設セル電線ハ仕掛工事又ハ通行ノ際ニ破損セシメザル様注意ハ勿論破損ヲ發見シタルトキハ直ニ修理ノ手續ヲナスベシ
 - 三、電線ノ取付ケ外レタルガ爲メ坑道ニ下垂セルモノアルカ又ハ其他電氣裝置ニ損傷アルコトヲ發見セルトキハ直ニ修理ノ手續ヲナスベシ
- 第五項 自然發火
- 自然發火ハ多ク舊採掘跡ニ生ズルモノニシテ硫黃炭田ニ其實例多シ之レニ會スルトキハ坑内ノ熱度高キト火災都近傍ノ空氣ヲ呼吸ニ適セザルトニ因リ鎮滅ノ

- 手段ヲ施スニ苦シムコト少カラズ殊ニ瓦斯ノ存在セル坑内ニ於テハ更ラニ其ノ爆發ヲ續出スルノ危險アリ、而シテ火災ノ起ルヤ炭塵瓦斯及ビ酸化炭素ヲ發生シ異様ノ臭氣ヲ感ズルニ至ル然ルトキハ直チニ局部ヲ煉瓦又ハ其他ノ完全ナル方法ヲ以テ密閉シテ空氣ノ流通ヲ絶テ鎮火セシム
- 探炭跡ニ於テ往々發生スル自然發火ノ危險ヲ豫防スルニハ發火ノ虞アル地點即チ溫度ノ著シク昇リタル箇所又ハ臭氣ヲ發散セシ箇所ノ如キハ土砂充填法ニヨリテ砂ヲ流入充填シ且ツ之ニ通ズル坑道ノ如キハ完全ニ密閉スル密閉壁ヲ築キテ之ヲ遮斷スルニアリトス
- 第六節 坑内ニテ爆發ニ會セシ時ノ心得
- 第一項 爆發ノ認定
- 一、坑内ニテ空氣ノ大振動ヲ覺エタル時ハ爆發ノ事變起リタルモノト心得ベシ
 - 二、時トシテハ落盤ノ爲ニ通氣門ノ門扉飛ビ人ノ倒レル程度ノ空氣ノ大振動ヲ起ス事アリ熟練ナル坑夫ハ、音響ニヨリ落盤ナルヤ爆發ナルヤ區別シ得可シ
 - 三、爆發ノ場合ニハ二回又ハ數回空氣ノ振動來ル事アリ音響大ニシテ空氣ノ振動々來リ其振動強クシテ長ク續ク時ハ大爆發ナルコトヲ知ルベシ
- 第二項 爆發ニ會セシ時最初ノ處置
- 一、爆發起リタル事ヲ知リタル時ハ精神ヲ沈靜シ徒ニ喧騒盲動スベカラズ空氣ノ振動來リタル方向ニ注意スルト共ニ瞬時炭塵ノ間ニ隠ルルヲ要ス
 - 二、燈火ノ保護ハ最モ大切ナリ最初ノ空氣ノ振動ヨリモ次ニ來ルベキ空氣ノ振動ニヨリ燈火ノ滅セラル、事多キヲ注意スベシ
 - 三、爆發ノ瞬時水中ニ身ヲ避クルハ惡シキ方法ニ非ルモ長ク水中ニ居ルモ効ナシ
 - 四、直ニ衣類ヲ纏ヒ身體中露出部ヲ少クス可シ
 - 五、頭部ハ可成低ク置クヲ可トス
- 第三項 避難昇坑
- 一、空氣ノ振動全ク止ミタルトキハ避難ノ準備ヲナシ食事飲料ノ携帶ヲ忘ルベカラズ
 - 二、附近ノ空氣ハ新鮮ナルヤ氣流ハ通ジ居ルヤ否ヤヲ検査可シ
 - 三、附近坑道ノ損害程度ヲ検査スベシ
 - 四、退避ニ就イテハ係員ノ命ニ從フヲ可トス集リ居ル人々ノ内何テ爆發ニ會セ

シ経験アル者アレバ其ノ意見ヲ尊重ス可シ
 五、二人以上ヲ一組トシ附近ノ幹線入氣道及排氣道ニ至リ跡瓦斯ノ充滿シ居ル
 ヤ否ヲ檢ス可シ此際入氣道ト排氣道トノ門扉ハ開放シ來ル可シ途中跡瓦斯
 ニ出會スル危險ナキヲ確メタル後ニ非ザレバ安ニ昇坑ヲ企ツ可カラズ

第四項 籠 居

探險ノ結果主要坑道ニ跡瓦斯ヲ充滿スル如キ大爆發ナルヲ知リタル時ハ帆布其
 他張切材料(若シ無クハ衣服ヲ繋合セ)ヲ以テ入氣道ノ入口ヲ閉塞シ通氣上
 獨立區域トシ各自ハ此區域内ニ數時間籠居ノ覺悟ヲナス可シ

右閉塞箇所ハ上記開放シタル門扉ノ手前ヲ選ム可シ
 入氣、排氣ノ交叉スル風橋アルトキハ其ノ一部若クハ大部分ヲ破壊シ跡瓦斯ガ
 入氣ト共ニ襲ヒ居リシ場合ハ短絡シテ排氣道ニ入ル様ニナス可シ且此場合前項
 ノ閉塞ハ風橋ヨリ奥ニ於テナス可シ

閉塞區域外ノ氣流ノ變化ハ常ニ注意ス可シ
 籠居箇所ハ可成奥ヲ撰ムヲ可トスレドモ一箇所ニ多人數集合スル事ヲ避ケ時々
 其居所ヲ轉ズ可シ而シテ安全燈ノ火芯ハ可成小ニス可シ
 可燃瓦斯及炭酸瓦斯ノ發生及增加ニ向ツテハ特ニ注意ス可シ
 係員ハ平素白蠟ヲ用意シカカル場合ニハ己等ノ避難所ヲ途中ノ炭壁其他ニ記載
 スベシ

籠居中食事ハ出來ル丈ケ節ス可シ
 避難所ハ飲料水ノアル所ニシテ鐵管又ハ軌道ノ附近ヲ撰ムヲ可トス
 籠居ハ萬全ノ策ニアラズ自ラ進ンデ坑外ニ出ル方法ヲ講ゼザルベカラズ因テ適
 當ノ時間ノ後探險隊ヲ派シテ道路トスル部分ノ跡瓦斯ノ存否ヲ豫メ檢査セシム
 可シ

第五項 昇坑ニハ排氣道ヲ利用スル事ヲ忘ル可カラズ
 今ヨリ二十數年前英國ノ某炭坑爆發ニ際シ老練ナル一係員ハ始ハ入氣道ヲ歩ミ
 途中ヨリ排氣道ニ入り更ラニ又入氣道ニ出テ遂ニ無事昇坑ノ目的ヲ達シ他ノ入
 氣坑道又ハ排氣坑道ノミヲ歩行シタル者ハ皆倒レル例アリ、又豐國炭坑ニテ
 ハ明治四十年ノ大爆發ニ際シ右四尺層ノ排氣坑道ヲ經テ無事昇坑セシ例アリ

第八章 夫 心 得
第一節 夫 夫 心 得

- 1、是ハ各自ノ安全ノ爲メ必要ナル事ナレバ急ノ用事アリトモ避クベカラズ
- (五)坑内ニ於テ安全燈ヲ使用スルニ當リテハ次ノ注意肝要ナリ
 - 1、如何ナル場合ト雖ドモ安全燈ヲ閉クベカラズ
 - 2、安全燈ヲ以テ瓦斯ノ檢査ヲ爲スベカラズ
 - 3、燭ハ常ニ硝子ノ半分ヨリ高カラシムベカラズ、瓦斯ニ感ズル時ハ燭ガ高
クナルモノナレバ常ニ注意シテ之ヲ引下グベシ
 - (イ)尙其係員ニ届出ツベシ
 - 4、硝子面ニホヲ注グベカラズ熱シタル硝子ハ水ニ觸ル、トキハ毀ル、コト
アルガ故ナリ
 - 5、安全燈ハ仕事場ニテ鑄嘴又ハ其他ノ道具ノ觸ル、處又ハ飛石ノ爲メ硝子
ノ毀ル、ガ如キ所ニ置クベカラズ
 - 6、安全燈ハ傾ケ置クベカラズ
 - (イ)傾タルトキハ往々燭ガ金網ヤ硝子ニ觸レテ金網ヲ赤ク熱シ或ハ硝子ヲ
破損セシメテ瓦斯ニ火氣ヲ導キ之ヨリ大事ヲ生ズルコトアリ
 - 7、安全燈ハ高キ處ニ置クベカラズ
 - (イ)コレ瓦斯ハ輕キモノニシテ常ニ高キ所ニ溜ルモノナレバ之ニ火氣ヲ導
ク危險アレバナリ
 - 8、高落ナドノ仕操ヲ爲ス時ハ特ニ安全燈ニ注意シ係員ヨリ許可ヲ得ルニア
ラザレバ高キ處ニ置クベカラズ
 - 9、尙又坑内通氣ノ狀況ハ時々變リ何時危險ナル瓦斯ノ集積ヲ見ルヤモ
計リ難ケレバ常ニ其燈火ノ太クナリヲラザルヤ否ヤニ注意シ常ニ安全燈ハ
出來ル丈ケ低キ處ニ置ク方安全ナリト知ルベシ
 - (イ)燈火ガ瓦斯ノ爲メニ太クナリタルトキハ係員ニ届出ツベシ
 - 10、安全燈ヲ炭車ニ掛タルトキハ轉覆、衝突等ノ爲メ硝子其他ヲ毀シ易キモ
ノナレバ常ニヨクノ注意スベシ
 - 11、安全燈ハ垂直ニシテ低ク携ヘ決シテ打振ナドシテ燭ヲ動搖セシムベカ
ラズ
 - 12、點火器ハ消火ノ際必要ノモノニシテ甚ダ大切ナルモノナレバ火ノ消エテ
實際止ムヲ得ザル時ノ外濫リニ用ユベカラズ

第一 發火具及煙具ノ取締

- (一)發火具(燐寸類)及煙具(煙草、煙管、煙草入レ)ヲ携ヘテ入坑スルコトヲ禁
ズ
- 1、犯ス者ハ嚴重ニ罰セラレタル上放逐セララルベシ
- 2、他人ガ發火具及煙具ヲ携ヘテ入坑シ又ハ坑内ニテ使用セルヲ發見シタル
トキハ直ニ届出ツベシ
- 3、コノ届出ヲ怠リタルトキハ罰ヲ加ヘ直チニ届出デタルモノニハ賞與ヲ與
ヘラル、コトアルベシ

第二 安全燈ニ就テノ心得

- (一)安全燈ハ大切ニ取扱フベシ
- 1、凡ソ安全燈ハ坑内ニ於テ唯一ノ燈明ナリ、之ヲ失ヘバ盲目ニ等シ故ニ之
レガ使用ヲ誤ルトキハ一身ニ意外不測ノ危害ヲ被ムルコトアルハ勿論延イ
テハ過ナキ人ノ身ノ上ニ危害ヲ及ボスコトアルニ由リ其携帶並ニ使用ニハ
十分注意スベシ
- (二)安全燈ヲ受取ル際ニハ次ノ諸點ヲ十分檢査シ不完全ナルモノハ其場ニテ交
換ヲ乞フベシ
 - 1、銀輪不完全ナルモノ
 - 2、網又ハ硝子ノ破レタルモノ
 - 3、網又ハ硝子ノ容易ニ動クモノ
 - 4、網、硝子又ハ油壺ノ汚レタルモノ
 - 5、燈芯ノ上下工合惡キモノ
 - 6、油ノ洩ル、モノ
 - 7、點火具ノ具合惡シキモノ
 - 8、硝子ノ上部下部又ハ螺旋部ヲ強ク吹キテ燭ノ激シク動クモノ
 - 9、著シク形ノ變レルモノ
- (三)安全燈ヲ受取リタルトキハ必ず其番號ヲ記憶シ置キ決シテ他人ノモノト取
換ユベカラズ
- 1、若シ自分ノ安全燈ニ日印ヲ爲サムトスルナラバ其稱ニ付クベク決シテ他
ノ部分ニ付クベカラズ
- (四)安全燈檢査員ノ所ニテハ必ず安全燈ノ檢査ヲ受クベシ

- (イ)切端ヲ出デ、風通シ良キ所ニ至リ
 - (ロ)硝子ニ異狀ナキヤ否ヤヲ確メタル後ニ爲スベシ
 - (ハ)尙其際ニハ燭ノ長ク大キクナルモノナレバ必ず安全燈ヲ低ク持チテ火
ヲ點クベシ
 - (ニ)尙又其際火ヲ點ケ損ジタルトキハ燈内ニ瓦斯發生シ之ニ次ノ燐寸ヲ點
タルトキハ火燭ヲ發シ坑内瓦斯ニ火氣ヲ導ク虞アレアルニヨリ最初ヨク
夕燈内ノ瓦斯ヲ吹出シタル後二度目ノ火ヲ點クベシ
 - 13、安全燈ノ不完全ナルコトヲ發見シタルトキハ直ニ消火シ安全交換場ニ
趣キ完全ナルモノト引換フベシ
 - (イ)一期ト雖モ破損シタルモノヲ其儘ニ使用スベカラズ
 - 14、盤際ヨリ瓦斯ノ噴出スルトキハ安全燈ハ之ヲ避ケテ置クベシ
 - 15、瓦斯ガ多キ時ハ安全燈ハ消スルモノニシテ其ノ時ハ窒息スル虞アレアルニ
ヨリ直ニ其場ヲ立チ去リ役員ニ届出ツベシ
 - (六)過失又ハ不注意ニヨリ安全燈ヲ破損又ハ紛失シタルトキハ拾錢以上五圓以
下ノ賠償ヲ爲サシメラル、コトヲ承知シアルベシ
 - 1、若シ仕事上止ムヲ得ズシテ之ヲ破損又ハ紛失シタルトキハコノ賠償ヲ免
ゼラル、コトアルニヨリ役員ノ證明ヲ貰ヒ置クベシ
 - (七)安全燈ヲ現場ニ殘シタル儘其場ヲ離レ又ハ昇坑スベカラズ
- 第三 通行ニ就テノ心得
- (一)凡テ坑内ニ入ルモノハ人道又ハ定メラレタル坑道ヲ通行スベシ
 - 1、背クモノハ嚴罰ニ處セラルベシ
 - 2、但シ職務上ノ必要アルモノハ此ノ限リニ非ズ
 - (二)坑内ノ門扉ヲ通過スルトキハ次ノ注意ヲ爲スベシ
 - 1、門扉ハ開放シ置クベカラズ
 - 2、「ヒラ」ヲ捲キ揚ゲタル儘ニナスベカラズ
 - 3、二重門ハ一ツガ閉ザレタル後ニアラザレバ他ヲ開クベカラズ
 - 4、是等ハ何レモ風廻シノ爲メニ大切ナルモノニシテ其注意ヲ怠タルトキハ
大事ヲ生ズルコトアル故ニ背クモノハ罰セラルベシ
 - (三)赤札ニ通行禁止ト記セル札アルトキハ其前方ニ進入スベカラズ
 - 1、此ノ赤札ハ多量ノ瓦斯ノ溜リ居ルト云フ印ナレバ甚ダ危險ナル箇所ナリ

ト云フコトヲ示ス

- 2、通常赤札ノ所在ハ掃ヲ結ビテ通行ノ出来ザル様ニナリ居ルナリ
- 3、坑夫ハ決シテ赤札(通行禁止ノ印)及白札(發破禁止ノ印)ヲ他ニ移スベカラズ、斯カルコトヲ爲スコトハ嚴禁ニシテ犯スモノハ處罰セラルベシ
- (四)坑夫ハ係員ノ許可アルニアラザレバ舊坑ニ入り又ハ指定以外ノ個所ニ立入ルベカラズ

- 1、犯ス者ハ處罰セラルベシ
- (五)炭車、飛石等ニ依ル怪我又ハ釘踏技等ハ坑夫ニ最モ多キモノニシテ是等ハ各自注意ニヨリテノミ免ル、モノナリ

第四 切羽ニ於テノ心得

- (一)切羽ニ就キタルトキハ各自ニ最初ヨク、其附近ヲ検査シテ諸點ヲ取調ベタル上仕事ニカ、ルベシ
- 1、先ツ天井ニ緩ミヲ生ジテ居ルヤ否ヤ
- 2、打柱、棒張リノ緊リ居ルヤ否ヤ
- (イ)若シ天井ニ緩ミヲ見付ケタルトキハ係員ニ届出ツベシ
- (ロ)打柱棒等ノ緊リ居ラズシテ危險ノ虞レアルモノハ役員ニ乞フテ支柱夫ノ修繕ヲ求ムベシ、決シテ自身ニ於テ爲スベカラズ
- (ハ)落盤ハ坑夫ニ最モ多キ快我ノ原因ニシテ獨リ自己ノ注意ニヨリテノミ免レ得ルモノナリ

(二)坑夫ハ勝手ニ其總込マレタル切羽ヲ變更スベカラズ

- 1、之ヲ爲シタルガ爲メ怪我人ヲ生ジタルコトアリ
- 2、尙又勝手ニ切羽ヲ變ユルトキハ罰セラルベシ
- (三)發破後トカ又ハ鶴嘴ノ一打ニテ瓦斯ノ溜リニ相當ツル事ハ稀レニアリ此ノ時ハ盛シニ音ヲ發シテ瓦斯ヲ噴キ出シ頗ル危險ナルモノナレバ坑夫ハ急ニ切羽ヲ去リ直チニ役員ニ届出ツベシ

第五 發破ヲ行フ際ノ心得

- 發破ハ瓦斯、炭塵ノ爆發ヲ導ク恐レ最モ多キモノナレバ係員ノ外之ヲ行フコトヲ許サズ、モノナレドモ之レガ規定ノ趣旨ハ坑夫ニ於テモヨク心得ベキコトナレバ茲ニ之ヲ揚ゲ
- (一)瓦斯ノ存在ガ空氣ノ百分ノ一以上ノ所ハ發破ヲ絕對ニ禁止ス

ハ附近ニハ通行禁止ノ手續ヲ爲シ置クベシ

- (十二)發破後再び切羽ニ歸リタル時ハ必ず先ツ天井、壁、打柱又ハ棒等ノ緩ミテ危險ノ状態ニナリ居ラザルヤ否ヤニヨク、注意スベシ

第六 粉炭及落炭ニ關スル心得

- (一)粉炭及落炭ハ可成炭車ニ積込ミ坑内ニ遺ラザル様注意スベシ
- 1、之ガ深山堆積スレバ炭塵ガ出来瓦斯ト同様爆發ノ危險アルモノナリ

第七 岩粉撒布ニ對スル心得

- (一)岩粉ヲ撒布スルコトハ爆發豫防ノ爲メ有効ナルモノナレバ撒布ノ時ハ不愉快ナリトモ之ヲ忍ブベシ

第八 撒水器ノ使用ニ就テノ心得

- 1、尙又岩粉ハ衛生上無害ナル品質ヲ探ビアルコトヲ承知シアルベシ

第九 電燈其他電線ニ對スル心得

- (一)電燈ノ中ニハ強キ電氣ガ通リテ危險ナルモノナレバ決シテ其被覆ヲ破ルベカラズ
- 1、之ニ鶴嘴ヲ打込ミ又ハ天非落シノ際之ヲ疵ツケタル爲メ電氣ニ打ダレテ生命ヲ失フコトアリ
- 2、コノ電燈ハ通常脚ニ高ク吊ラレテアルモノナルガ若シ落チテ居ルトキハ其旨ヲ届出テ係員ハ之ヲ車道ヨリ遠ケテ置クコト肝要ナリ
- 3、水中ニ水ク置クトキハ電氣ノ洩ル、虞アリ

(二)總ジテ電氣ハ危險ノモノナレバ坑夫ハ電燈線、電話線、電球及電氣器械ニ觸レ又ハ各電線ニ鶴嘴及其他ノ物ヲ引懸クルコトヲ禁ズ

1、犯スモノハ處罰セラルベシ

第十 異變ノアル場合ノ心得

- (一)坑内ニ於テ危險又ハ異常ヲ認メタルトキハ直チニ役員ニ届出ツベシ
- (二)坑内ニ異常アリテ箇所立退ヲ命ゼラントキハ直チニ定メラレタル集合所ニ集合シ役員ノ指圖ヲ待ツベシ
- 1、決シテ自分勝手ノ行動ヲ爲スベカラズ

- (二)發破ハ係員之ヲ爲スベク決シテ坑夫自身ニテ之ヲ爲ス可カラズ
- 1、背ク者ハ罰セラルベシ

(三)發破ノ裝填極量

- 1、岩石ノ場合ニハ一ツノ坑ニ付テハ一發ニ六個迄
- 2、石炭ニ對シテハ一ツノ坑ニ付テハ一發ニ四個迄

右以上ノ裝填ヲナスコトヲ禁ズ

一齊發破ハ岩石ノ場合ニテモ三發以上ノモノヲ行フベカラズ

切羽ニ在リテハ一齊發破ヲ行ハズ一回一發ノ事

3、若シ接近セル場所ニ於テ引續キ發破ヲカクルトキハ風下ヨリ順次ニ發破ヲ行フベシ、但其間ニハ少ナクトモ十分時間ヲ置クベシ

右規定以上ノ發破ヲナスコトヲ禁ズ

(四)瓦斯ノ蓄積セル場所ノ附近ニ於テ發破ヲカクベカラズ

(五)又炭塵ノ存在スル處ニ於テハ撒水ヲ爲サレバ發破ヲカクルコトヲ禁ズ

(六)發破ノ填物ハ岩粉及粘土ニ限リ用ユベク決シテ粉炭、藁等ノ可燃物ヲ用ユベカラズ

(七)荷ノ重キ發破孔ハ發破ヲ爲スコトヲ禁ズ

1、空發破ハ火烟ガ長大ニナリテ瓦斯及炭塵ノ爆發ヲ誘發スル危險最モ多クノナレバナリ

(八)白札ニ發破禁止ト記セル札ヲ掛ケタル切羽ハ發破ノ出来ザル所ナレバ孔ヲ穿ツベカラズ

(九)發破ノ時ハ點火ニ先チ安全ノ場所ニ避ケ附近ノ通行ヲ禁ズベシ

1、此際多數ハ風上ニ避ル方安全ナリト知ルベシ

2、發破後ハ係員ノ許可ヲ得テ後現場ニ歸ルベシ

(十)發破不發ノ時ハ決シテ煤塵ヲ掘出スコトヲ企ツベカラズ

1、此時ハ一切係員ノ指圖ニ從ヒテ處置スベシ、尙又不發ノ有無ニ拘ハラズ次回ニ穿ツ孔ノ尻ハ決シテ前ノ孔尻ニ出逢ハヌ様ニスルコトヲ極メテ肝要ノ事ナリ

2、此ノ注意ヲ忽ニシタルタメ幾多ノ變災ヲ惹起シタルコトアルヲ承知スベシ

(十一)發破不發ノ時ハ直ニ之ガ處置ヲナスベク萬ヒムラ得ズシテ現場ヲ去ル時

(イ)狼狽シテ大怪我ヲナシ或ハ生命ヲ失フニ至リタルモノアルヲ知ルベシ

第十一 昇坑ノ際ノ心得

- (一)昇坑ノ際ニハ係員ノ指圖ニヨリ順序ヲ追ヒ靜肅ニ昇坑スベシ
- 1、一割ヲ爭ヒテ大怪我ヲ生ジタル者アルコトヲ忘ル可カラズ
- 2、若シ係員ノ指圖ニ從ハザル時ハ處罰セラルベシ

第十二 豎坑「ゲージ」ニテ昇降ノ心得

(一)「ゲージ」ニテ入坑ノ際ニハ先ツ爭ヒ群集スルコトアル可カラズ

必ズ「ゲージ」ヲ靜止ヲ待チテ出入スベク動ケル「ゲージ」ニ飛ビ乘リ又ハ其停止セザル時ニ飛出シナドシテ意外ノ怪我ヲナシタル者アルヲ承知スベシ、尙又「ゲージ」ノ中ニテハ鶴嘴又ハ棒ノ端ガ其外ニ出デザル様注意スルコト肝要ナリ

(二)昇坑ノ際ハ坑底係員ノ指圖ニ依リ順序ヲ追ヒ靜肅ニ「ゲージ」ニ乗ルベシ、昇坑ニ一割ヲ爭ヒテ大怪我ヲ生ジタル者アルヲ承知シアルベシ、若シ係員ノ指圖ニ從ハザルトキハ處罰セラルベシ

第二節 坑内稼働者輕傷豫防規定

(大正十二年一月十八日達)

第一條 坑内稼働ノ男子ハ足袋、脚絆及ビ帽子ヲ着用シ女子ハ足袋及ビ脚絆ヲ着用スベシ、但シ作業箇所ノ狀況ニ依リ足袋ヲ着用スルコト困難ナルトキハ箇所擔當者ノ許可ヲ得テ之ヲ着用セザルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ反シ坑内就業中負傷シタル者ニ付キテハ足袋、脚絆又ハ帽子ノ着用ニ依リテ避ケ得可カリシモノト認ムル程度ノ負傷ハ公傷取扱ヲナサズ、但シ前條但書ノ場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第三條 足袋、脚絆及ビ帽子ハ一回限り會社之ヲ給ス、但シ臨時入坑稼働者ニハ其ノ都度貸與ス

第四條 本規定ニ關スル取扱手續ヲ左ノ如ク定ム

一、計算主任ハ足袋、脚絆及ビ帽子ヲ倉庫品トシテ貯藏シ置キ稼働者ニハ礦夫主任之ヲ支給シ臨時ニ貸與スベキ分ハ各坑所ニ備付タルモノトス

二、負傷報告ニハ足袋、脚絆及ビ帽子ノ着否並ニ第一條但書ノ許可ヲ與ヘタルヤ否ヲ明記スベシ

三、醫院長ハ足袋、脚絆及ビ帽子ヲ着用セザル負傷者ニ付キテ第二條ニ該當ス

ルヤ否ヤヲ認定シ負傷報告ニ記入ス可シ

附 則

本規定ハ大正十二年二月十五日ヨリ實施ス

第九章 罰 則

第一節 鑛業警察規則違反ニ關スルモノ

第七十一條 本則ノ規定ニ違反シタル者又ハ本則ノ規定ニ依リ發シタル命令ニ從ハザル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十二條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス、但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二節 石炭坑煤採取規則違反ニ關スルモノ

第三十四條 本則ノ規定ニ違反シタル者又ハ本則ノ規定ニ依リ發シタル命令ニ從ハザル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十五條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス、但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三節 銃砲火藥類取締法令及鑛業用火藥類取締規則違反ニ關スルモノ

第七十七條及第三十七條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

規則 第四十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

規則 第二十七條及第五十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第二條第一號乃至第五號第七號第八號第三條第四條第五條又ハ第六條ニ違反シ若ハ第二條第六號ニ依リ命令ニ從ハザル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第八條 火藥係員ニシテ第三條又ハ第五條ニ違反シタルトキハ第七條ノ規定ハ之ヲ其ノ事業者ニモ適用スルコトアルヘシ

第四節 刑法抜萃

第八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鐵坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セシメ又ハ人ノ現在セサル建造物、艦船若クハ鐵坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シテ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第十一條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シテ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 火ヲ失シテ前二條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル物ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 田川鑛業所鑛夫取締規則

(大正十二年十二月廿四日連第二九號)

鑛夫不都合ノ行爲アリタル時ハ左ノ通り處分ス

第一、左ノ者ハ解雇ス

一、多數集合喧嘩シ又ハ他人ヲ誘惑若クハ煽動シ爲ニ事業上ノ妨害ヲ爲スト認ムル者

二、反則數回ニ及ヒ改悔ノ情ナキ者

三、左ノ者ハ解雇ス但シ情狀ニヨリ二方以下ノ減賃ニ處ス

一、係員ノ命ニ服セシテ反抗其他不禮ノ言動ヲ爲シタル者

二、坑内又ハ嚴禁ノ工場内ニ於テ喫煙シタル者

三、安全燈ヲ閉鎖シタル者

四、故意ニ機械器具ヲ破損又ハ遺棄シタル者

五、係員ニ非シテ流リニ電線、電柱、變壓器、閉閉器、電動機、發動機等電氣工作物ニ關シテ加工若クハ運轉シタル者

六、流リニ電燈ヲ新設シ又ハ電球ヲ取換ヘ若クハ保溫燃料其他ノ爲メ電流ヲ引入レタル者

七、機械ノ運轉ヲ誤リ因テ重大ノ損害ヲ生ゼシメタル者

八、座席其他職務ノ懈怠ニヨリ事業ニ危險ヲ感ゼシメ又ハ損害ヲ生ゼシメタル者

九、他人ノ探炭ヲ竊取スル目的ヲ以テ炭券ヲ掛換ヘタル者

十、故意ニ惡石ヲ混入シタル者

十一、工資又ハ賞與ヲ詐取スル目的ヲ以テ虚偽ノ申立ヲ爲シ又ハ會社用紙ニ不實ノ記入ヲ爲シタル者

第三、左ノ者ハ一方以下ノ減賃ニ處ス但シ情狀ニ依リ解雇スル事アルベシ

一、坑内又ハ嚴禁ノ工場内ニ於テ煙具又ハ發火具ヲ所持スル者

二、故意ニ指定以外ノ場所ニ於テ作業シタル者

三、許可ナシテ坑内外ノ金物木片又ハ不用品ヲ持去リタル者

第四、左ノ者ハ一方以下ノ減賃ニ處ス

一、喫煙室以外ノ普通工場ニ於テ喫煙シタル者

二、相當手續ヲ經ズシテ就役退役又ハ昇降シタル者

三、就役中横臥若クハ睡眠シタル者

第五、左ノ者ハ相當代價ヲ辨償セシムル事アルベシ

第一、安全燈其他器具機械ヲ破損又ハ紛失シタル者
二、入坑札、安全燈證明券又ハ炭券ヲ紛失シタル者
三、相當ノ事由ナクシテ遅刻シタル者ハ當日ニ限り就役ヲ許サズル事アルベシ
就役ヲ許シタル時ハ遲刻時間數ニ應ジテ引リ下シタル者
第七、偽名シ又ハ履歷ヲ偽リ其他虚偽ノ申立ヲ爲シテ採用サレタル者ハ採用ヲ取消ス
第八、前各條ノ外入坑昇坑、坑内保安、機械運轉、運搬ニ關スル信號、賣場場、購買會物品引渡等ニ關スル諸規則ニ違背シタル者、其他著シク不都合ノ所爲アリタル者ハ解雇又ハ減賃ヲ爲ス事アルベシ

附 則

本規則ニ依リ處分手續ヲ左ノ通り定ム

第一、各坑所主任ハ係員ノ仕出ニ依リ鑛夫事務派出所首席ト合議ノ上必要アリト認メタルトキハ本規則ニ依リ處分ヲ爲シ其旨公示ス

第二、處分ノ結果ニ付テハ鑛夫主任ヲ經由所長ニ報告スベシ

坑内從業者共通心得

一、坑内ハドコデモ、喫煙ハ許サレヌ故ニ從業者ハ發火具又ハ煙具ヲ携帯入坑シテハナラヌ、誰デモ發火具及煙具ヲ携帯シテ入坑シテ居ル者ヲ見付ケタ時ハ直ニ係員ニ届出デネバナラヌ

二、安全燈ハ坑内唯一ノ燈明ダカラ、勉メテ大切ニ取扱ヒ其ノ携帯使用ニハ充分注意セネバナラヌ、其使用ヲ誤ル時ハ自身ニ危害ヲ蒙ルバカリデナク、延イテ他人ニモ害ヲ及ボス事アルヲ承知セヨ

三、安全燈ヲ受取ル際ニハ次ノ諸件ヲ充分検査シ不完全ノモノハ其場テ取換ヘテ貰ヘ

- (一) 鑛鐘不完全ノモノ
- (二) 網又ハ硝子ノ破損セルモノ
- (三) 網又ハ硝子ノ容易ニ動搖セルモノ
- (四) 網硝子又ハ油壺ノ汚レタモノ
- (五) 燈窓ノ上ゲ下ゲ具合ノ惡イモノ
- (六) 油ノ漏ルモノ
- (七) 硝子ノ上下部又ハ螺旋部カラ強ク吹イテ煙ノ濺シテ動搖セルモノ

- (八) 著シク變形ノモノ
- 四、從業者ハ其ノ借受ケタル安全燈ノ番號ヲ記憶シ置キ決シテ他人ノモノト取代スルナ
- 五、若シ自燈ニ目印ヲスルナラシ其ノ柄ニ付ケヨ、決シテ其他ノ場所ニ付ケテハナラヌ
- 六、坑内検査所ニ必ズ安全燈ノ検査ヲ受ケヨ、是ハ各自ノ安全ノ爲メ必要ナルコトナレバ急グトキモ避ケテハナラヌ
- 七、懸坑ケージニテ昇坑ノ際ニハ必ズ守備ノ指圖ニ從ヒ決シテ群集シテ先ヲ爭ツテハナラヌ、守備ノ指圖ニ從ハヌト備セラル、必ズケージノ停止ヲ待ツテ出入シ動イテ居ルケージニ飛ビ乗リ又ハ停止シナイ内ニ飛ビ出シテ意外ノ負傷シタ者アルヲ承知セヨ、尙又ケージノ中デハ鶴嘴又ハ棒ノ端ガ其ノ外ニ出ナイ様注意スル事ガ肝要デア
- 八、人車ヲ入昇坑ノ際ハ規定ニ從ヒ順番ヲ取り第一番目ノ臺車ヨリ順次ニ六人宛靜カニ著席セバナラヌ、但シ第一番目臺車ノ一號席カラ、四號席迄ハ車掌及役員用トシテ空ケテ置ケ
- 九、入坑スルニハ帽子脚絆及靴等規定ノ服装ヲナシ就業中モ之ヲ脱イデハナラヌ、現場ノ狀況ヲ脱ガバナラヌ、所ハ係員ノ許可ヲ得ヨ
- 十、坑内デハ勿論凡テ係員ノ命ニ背クナ
- 十一、從業者ハ人道又ハ定メラレタ坑道ヲ通行セバナラヌ、又職務上必要アル者ノ外ハ捲揚坑道ニ在ル炭面ニ乗ツテハナラヌ
- 十二、坑内ノ門扉ヲ開放シテハナラヌ、ピラヲ卷キ揚ゲタ儘ニスルナ、二重門ハ一ツガ閉ツタ後デナケレバ他ノヲ開ケテハナラヌ、是等ハ何レモ風廻シノ爲メ大切ナルモノデ、其注意ヲ怠ル時ハ大事ヲ生ズル事ガアル
- 十三、安全燈ヲ使用スルニ當リテハツギノ注意ガ肝要デア
- (一) ドンナ場合デモ安全燈ヲ開テハナラヌ
- (二) 一般ニハ安全燈ヲ瓦斯ノ検査ヲシテハナラヌ
- (三) 烟ハ常ニ硝子ノ半分ヨリ高クシテハナラヌ
- (四) 硝子面ニ水ヲカケテハナラヌ、熱シタル硝子ハ水ニ觸ル、時ハ往々破損スルコトガアル
- (五) 安全燈ハ仕事場デ鶴嘴又ハ其他ノ道具ノ觸ル、所又ハ飛石ノ爲硝子ノ破

- 損スル様ナ所ニ置イテハナラヌ、又之ヲ傾ケテ置イテハナラヌ
- (六) 安全燈ハ瓦斯ニ感ズル時ハ烟ガ高クナルモノデアラカソノ時ハ靜カニ惹キ引キ下ケバナラヌ、決シテ燈ヲ抛棄スルナ
- (七) 瓦斯ハ輕キモノデ常ニ高イ所ニ溜ルモノ故安全燈ハ常ニ低ク保テ決シテ之ヲ高イ所ニ掛ケルナ
- (八) 安全燈ヲ箱ニ掛ケルト轉覆衝突等ノ爲硝子其他ヲ破損シ易イカラ常ニヨク注意セバナラヌ
- (九) 安全燈ハ眞直ニシ低ク携ヘ決シテ打振リ等シテ烟ヲ動搖サセテハナラヌ
- (十) 點火器ハ萬一消火シテ際入用ナルモノデ甚ダ大切ナルモノダカラ、實際必要アル時ノ外濫用シテハイケナイ又之ヲ使用スルニハ切羽ヲ出テ風通シハヨイ所デセヨ
- 十一、安全燈ニ惡イ所ノアルノニ氣ノツイタ時ハ直ニ消火シ坑内處々ニアル安全燈交換所ニ行キ完全ナルモノト引換ヘヨ。一刻ト雖モ破損品ヲ其儘使用シテナラヌ
- 十二、過失又ハ不注意ニ依リ安全燈ヲ破損又ハ紛失シタル時ハ十錢以上五圓以下ノ賠償ヲナサシメルコトガアル、若シ事業上止ムヲ得ズシテ之ヲ破損又ハ紛失シタノナラ賠償ヲ免ゼラル、事ガアルカラ、係員ノ證明ヲ貰ウテ置ケ
- 十四、仕事ヲ始メル時ハ人ニ後レズ休ム時ハ人ニ先ンズルナ
- 十五、向フ方ノ作業ガ如何アツテモ自分ノ爲メキ作業ハ完全ニヤル事ガ大切デア
- 十六、人道口ヤ風道口ニ坑木類ヲ投ゲ込ムナ人ノ通行ヲ通風ノ妨ゲトナル
- 十七、從業者ハ係員ノ許可ナケレバ舊坑ニ入り又ハ指定以外ノ箇所ニ立チ入ツテハナラヌ
- 十八、電燈ノ中ニハ強キ電氣ガ通ツテ居テ危險ナモノデアラカラ、決シテ其ノ被覆ヲ破ツテハナラヌ、之ニ鶴嘴ヲ打チ込ミ又ハ天井落シノ際之ニ疵ヲ付ケタ爲メ電氣ニ打タレテ死シタ者ノアルコトヲ承知セヨ、ケージアルハ通常脚絆ニ高ク吊ツテアルモノダカラ若シ落チタ時ハ之ヲ車道カラ遠ザケ置キ事ガ肝要デア
- 十九、總ジテ電氣ハ危險ナルモノダカラ從業者ハ電燈線、電話線、電球及電氣機械ニ觸レ又ハ之等電氣線ニ鶴嘴其他ノ物ヲ引懸ケテハナラヌ

- 二十、岩粉撒布モ又爆發豫防ノ爲メ有效ナルモノダカラ撒布ノ時ハ不愉快デモ之ヲ忍ババナラヌ
- 二十一、古板古枕木古杭木等ハ決シテ踏ムナ釘踏ム恐レガアルカラデア
- 二十二、坑内デハ常ニ異臭ヤ音響ニ注意シ危險又ハ異狀ヲ認メタ時ハ直ニ係員ニ報告セヨ
- 二十三、凡ソ材料ハ假令釘一本デモソノ不始末ハ會社、國家ノ損失デアラカラ大切ニ取扱ヒ決シテ無駄ニスルナ
- 二十四、昇坑後安全燈ハ速カニ之ヲ返納セヨ、之ヲ工場門以外ニ携行スル事ハ嚴禁デア

採炭夫心得

- 採炭夫ハ直接石炭ヲ採掘シ各職ノ中デ一番大事ナ仕事ニ從事スル者デアラカラ常ニ心ヲ緊キ締メ我ガ掘リ出ス一面ヨソ國家ヲ富マヌ資源デアラコトヲ忘レズ次ノ心得ヲ固ク守リ不注意ヤ油斷ナドカラ不慮ノ變災ヲ起サナイ様ニ心掛ケテ居ラネバナラヌ
- 一、繰込マレタ切羽ヲ勝手ニ變ヘテハナラヌ
- 二、瓦斯ノ危險ナ事ハ云フ迄モナイ事デアラカラ指示シテアル禁止札ニ注意セヨ
- 三、爆發瓦斯ハ何時モ天井ニ近ク蓄積スルモノデアラカラ安全燈ハ警近ク置ケ
- 四、瓦斯ノ多イ所ハ變ナ臭ガシタリ目元ガビシノシタリ頭痛ガシタリスルモノダカラ直ニ係員ニ報告シテ其指揮ヲ待テ
- 五、通氣ノヨイ所デモ地響ヤ壁ナドカラ風ガスキ出ル様ナ音響ガシタリ水中デアツノ沸立ツ様ナ音ガシタ時ニハ瓦斯ガ噴出シテ居ルモノト心得ヨ
- 六、炭塵モ瓦斯同様危險ナモノデアラカラ常ニ炭塵ノ掃除實面ヤ切羽ノ撒水ヲ意ルナ炭塵カラ五間以内ハ撒水セバナラヌ責任ガアル
- 七、切羽ノ積場ニ備付ケテアル水槽ニハ何時デモ満水サセテ置ケ
- 八、切羽ニホースノ届カナイ所デハ入坑ノ際ニ必ズバケツヲ持ツテ行ケ
- 九、撒水管カラ水ノ出ナイ時ニハ直ニ係員ニ報告セヨ
- 十、白灰又ハ白塵ヲ採掘禁止ヲ明示シ又ハ採炭禁止ノ札ガ懸ツテアル所ヲ掘ツテハナラヌ、コレヲ犯シテトシテ重罰ヲ惹キ起シタ例ガ少クナイ
- 十一、是非必要ナ場合ノ外決シテ危險ノ惧アル事ヲシテハナラヌ

- 十二、係員ノ許可ナク、機械、器具、電氣品等ヲ取扱フナ
- 十三、切羽ノ電燈ニハ流リニ觸ツテハナラヌ、必要ナ時ニハ必ズ係員ノ指揮ヲ受ケヨ
- 十四、切羽ニ著イタラ先ツ天井ヤ炭壁ガ落チハシナイカドウカラヨク檢ベル事ヲ忘レルナ、鶴嘴ナドデ叩イテ檢ベル時ハ必ズ片手ヲ天井ヤ壁ニ當テ、見ル事ヲ忘ル、ナ調査ノスマナイ内ニ作業ニ取リカ、ツテ不慮ノ災害ヲ蒙ツタ例ハ隨分多イ
- 十五、作業中ハ常ニ四邊ニ注意シテ柱ヤ木積ニ衝キ當リ又ハ硬ヤ炭ニ頭カナイ様ニ危險ナ時ノ逃ゲ道ヲ考ヘテ置ケ
- 十六、天井ニ弛ンダ岩ガアル時ハ直ニ之ヲ取り除ケヨ
- 十七、三角形ヲナス天井ノ鈎岩ヤ割目ヲ見逃スナ
- 十八、發破孔ノ位置ハ岩石ヤ岩割ノ割目モナク、又炭塵ノ堆積ノナイ所ヲ選ビ粉炭ハ繰込シテヨク掃除セヨ
- 十九、古洞面ニ近ツイタ時ハ總テニ注意シテヨク係員ノ命ニ從ハバナラヌ
- 二十、發破ヤ鶴嘴ノ一打デ瓦斯ノ溜リニ掘リ當ルコトガマ、アル様ナ時ハ直ニ切羽ヲ去ツテ係員ニ届出デヨ
- 二十一、切羽ニ石炭ヲ堆積シ又ハ片岩ニ持出シテ通風ヲ妨ゲテハナラヌ
- 二十二、粉炭ヤ落炭ハ成ルベク炭面ニ積込ミ坑内ニ殘ラナイ様ニ注意セヨ、炭塵ガ出来テ瓦斯同様危險トナルカラデア
- 二十三、坑内デ硬ツトク選リ出セ坑内選炭ガ惡イト選炭場テ困ルバカリデナク硬引サレルカラ損デア
- 二十四、切羽ノ硬ハ散亂サセズ出来ル限り規則正シク積ム様ニ心掛ケヨ、但シ散デ棒ガ引カレナイ様ナ積方ヲシテハナラヌ
- 二十五、積場ニハ落炭、選炭硬ナド散亂サセナイ様ニ何時モ綺麗ニ片付ケテ置ケ
- 二十六、炭ヲ積込ム前ニハ必ズ空面ノ内部ヲ檢ベルコトヲ忘レルナ坑木ヤ硬ナドガ入ツテキル事ガアル
- 二十七、面積ヲ充分ニスル爲常ニ蓋板ヲ使ツテ隅々ニヨク詰メヨ
- 二十八、使用スル炭札ハ數ト混リ札ノ有無ヲシラベニ枚札ヤ無札ニナラナイ様ニ氣ツツケヨ
- 二十九、炭車ノ使用方ヲ熟知セヨ、炭車ヲ押ストキハナルベク上ノ線ニ手ヲカケ

ナイ様ニセヨ

- 三十、連結スルトキニネジケツチン、ウワビン、タカビン、等ニ心セヨ
- 三十一、昇坑ノ時テモ面ガ脱線シタラ必ズ直シテ置ケ
- 三十二、空面ノ分配ハ係員ノ指命ニ従ヒ必ズ勝手ナコトヲスルナ空面ハ數ヲ食ルヨリ早ク實面ニシテ出スコトヲ心掛ケヨ
- 三十三、積場ニ面ヲ停滯サセズ一函デモ早ク出ス様ニセヨ
- 三十四、運炭機ヲ使用スル場合採炭夫ノ中ノ修繕方ハ運轉開始ヲ早クスルコトニ勉メ運轉中ニモ見廻リヲ怠ラズ不具合ノ所ハ之ヲ調整シ故障ヲ未然ニ防グヤウニセヨ
- 三十五、運炭機ヲ使用スル際ニハ流レル炭ノ量ニヨツテソノ運轉ヲ緩急スル事ヲ忘ルナ
- 三十六、運炭機運轉中ニ異音ヲ聞イタ時ニハ直ニ運轉中止ヲシタ後ニ修繕方ヲ呼ベ
- 三十七、運炭機使用切羽テ作業スル者ハ上下ノ申送リヲ我レ先ニ取次ケ
- 三十八、運炭機使用切羽テハ運炭機通リニ注意シ接日カラ漏ル粉炭ノ掃除ヲ怠ラズ
- 三十九、支柱ハ係員ニ指示サル、迄モナク規定ニ遵ツテ運レナイ様ニ規律正シク實施セヨ、坑木ノ不足ノ場合ハ係員ニ届ケヨ
- 四十、打柱、枠ノ必要ナ場合ニ「一面積ソデカラ」ト云ツテ猶豫スルナ
- 四十一、危険箇所ニハ直ニ打柱ヲ枠ヲ入ラセヨ、他人ノ爲デハナイ我身ヲ守ル爲デア
- 四十二、無益ナ所ニ枠ヲ入レルナ、坑木ハ一本デモ無駄ニ使ハズ新シイノハナルベク木積等ニハ使用スルナ
- 四十三、支柱ヲスルニハ落警防止ヲ第一ニ截炭機ヲ運炭機ノ通リ(機械ヲ使用セヌ所デハ街道)ヲ第二ニ考ヘヨ、
- 四十四、打柱ヲスル時ハ、ソレガ何ノ方向ニ滑リ墜チタルカヲ考ヘ壓力ヲ支ヘル様ニ荷重ノ來ル方向ニ從ツテ適當ナ傾斜ヲ持タセネバナラヌ
- 四十五、枠ヲ枠ノ折レ易イカラ脚元ハナルベク尖削器力手斧デ四方カラ削ツテ使フ様ニセヨ
- 四十六、打柱ヲ枠ト天井トノ間ニカミシヲ用ヒテ滑ラナイ様ニ締メル事ガ肝要

デア

- 四十七、爲荷、蟻等ニハ天井ニ成木ヲ用ヒテ崩落ニ備ヘルコトガ必要デア
- 四十八、爲荷等デハ枠脚上部ハ矢筈ニ切り荷重ノ爲メニ倒レナイ様ニセヨ
- 四十九、枠ノ脚元ニ注意シ滑リ倒レナイ様ニ樹ツルコトヲ心掛ケヨ
- 五十、枠脚ノ高イ爲荷枠ハ成木デツナゲ
- 五十一、打柱ト木積トヲ餘リ密接サシテハナラヌ、又木積同士モ止ムヲ得ナイ場合ノ外密接サセルナ
- 五十二、實木積ノ目的ハ壓力ヲ支ヘルノデアルカラ成ルベク間隙ノナイ様ニ填メヨ
- 五十三、實木積ニ用フル岩石ハ小口ヲ外ニセヨ尙ホ面石ハ木積ノ中心ヨリモ少シ外方ニ出シ厚イ部分ヲ内部ニ入レヨ
- 五十四、木積ハ少クとも八枚ノ楔ヲ緊メヨ天井際又ハ下盤ニハ楔ヲ用ヒテハナラヌ
- 五十五、木積實木積ノ中心線ハ打柱ト同ジ様ニ考ヘ硬積ノトキニモ同様ニ荷ヲ持ツ様ニセヨ
- 五十六、透シ掘ヲシタ時危険ノ惧ガアルトキ切張(傾杖枕)ヲ施セ
- 五十七、容易ニ取外セル坑木ヲ採掘跡ニ殘シテ置カヌ様ニセヨ
- 五十八、長壁式ノ拂跡ノ枠等ハ出來ル限リ取り去ル様努メヨサウシナイト天井ノ一様ニ垂下スル事ヲ妨グルカラ切羽面ガ喰ヒ切レル事トナル
- 五十九、發破ヲ乞フ者ハ撒水ニ要スル水ト塊充ニ要スル岩粉包又ハ粘土ヲ準備シテ置ケ
- 六十、火藥ノ携帶、裝填、填充及點火ハ必ズ係員ノ爲スベキ事デアルカラ自分デシテハナラヌ
- 六十一、發破ノ際ハ係員ノ指揮ニ絕對ニ服從セネバナラヌ
- 六十二、穿孔ヲ終ツタ時ハ鑽粉ヲ出シ綺麗ニ孔ヲ掃除セヨ
- 六十三、發破ノ時ハ點火ニ先チ安全ナ場所ニ避ケ附近ノ通行ヲ禁セネバナラヌ、此際多數ハ風上ニ避ケルノガ安全デアアル發破後ハ係員ノ許可ヲ得テカラ現場ニ歸レ
- 六十四、發破不發ノ時ハ決シテ煤塵ヲ掃リ出サウトシテハナラヌ此時ハ一切係員ノ指圖ニ從ヒ又不發ノ場合デナクトモ次ニ掘ル孔尻ハドウシテモ前ノ孔尻ニ出

逢ハヌ様ニスル事ハ是非肝要ナ事デ此注意ヲ怠ニシタ、メ幾多ノ變災ヲ惹起シタ事ガアル

- 六十五、不發ノ時ハ直ニ之ガ始末ヲツケネバナラヌガモシ萬止ムヲ得ズ現場ヲ去ル時ハ必ズ附近ニハ通行禁止ノ手續ヲシテ置ケ
- 六十六、發破後再ビ切羽ニ歸ツタ時ハ先ツ天井、壁、打柱又ハ枠等ノ弛ソデ危険ナ状態ニナツテハ居ラヌカヲ注意セヨ

仕職夫心得

- 仕職ノ良否ハ出炭保安並ニ關係ニ大關係ノアルモノデアルカラ次ノ心得ヲ守ツテ着實ニ作業セネバナラヌ
- 一、坑内デノ死者ノ五割ハ天井ヤ壁ノ崩落ガ原因デアアル事ヲ忘レルナ
- 二、危険箇所ニ打柱ヲ枠ヲ入ラセヨ、他人ノ爲バカリデナク我身ヲ守ル爲デア
- 三、坑道枠折損ノ爲屢々人命ヲ失フコトガアルカラ注意セヨ
- 四、仕職ハ危険箇所、急ツ要スル箇所カラ始メヨ
- 五、仕職ハ、工事仕職ニ基キ一定ノ方式ニ從ヒ規則正シクセネバナラヌ
- 六、受負工事ハ稟議内容並ニ番號ヲ忘レルナ、受負枠ニハ其都度必ズ規定ノ枠標ヲ入レヨ
- 七、枠ハ一枠毎ニ凡帳面ニ成木、楔等ヲ用ヒテ行ケ、間取間際ニアリテラナ
- 八、仕職夫ハ、他ノ作業ノ邪魔ヲセヌ様ニ心掛ケヨ、殊ニ採炭夫ノ出炭ヲ阻碍シテハナラヌ
- 九、昇坑スル前ニ必ズ、後ノ憂ノナイ様ニ充分始末シテ置ケ
- 十、坑木ハ高價ナモノダカラ、有効ニ用ヒ一本デモ無駄ニスルナ
- 十一、坑木ハ太イ程丈夫デアアルカラ太イ坑木カラ先ニ使用セヨ
- 十二、古坑木ヲ利用スル様心掛ケヨ殊ニ高落、空不積等ニハ之ヲ利用スルコトヲ忘レテハナラヌ
- 十三、古坑木ヲ枠入ニ使用スル場合ハ其質ヲ充分ニ調べ腐蝕シテ居ルモノハ決シテ使ツテハナラヌ
- 十四、必要デナイ坑木ヲ貯藏スルナ、他ノ作業ノ妨害トナルコトガアル
- 十五、枠木ハ脚ヨリモ梁ニ太イモノヲ用ヒ肩脚ヲ其次ニセヨ
- 十六、彎曲シタ坑木ハ其張り出シタ方ヲ枠組ノ外側ニ向ケヨ

- 十七、梁ガ脚ヨリモ短イ時ハ梁ト脚ト同ジ太サノモノヲ用フル様心掛ケヨ
- 十八、係員ノ許可ナクシテ、切木ヲ濫リニ切ツタリ傷ツケタリシテハナラヌ、止ムヲ得ナイ場合ニハ束口ノ方ヲ切レ
- 十九、枠ノ切組方ハ壓力ヲ受ケタ後始メテ枠脚ト海老尻トガ相密接スル様ニ作ラネバナラヌ
- 二十、枠穴ハ、枠脚ノ滑ラヌ様ニ注意シテ掘ラネバナラヌ、枠穴ノ不完全ナ枠ハ大ヘン危険ヲ伴フモノデア
- 二十一、下盤ノ軟弱ナ場合ニハ枠ノ脚先ニ下駄木ヲ入レルコトヲ忘レルナ
- 二十二、枠脚ハ相當ノ勾配ヲツケテ踏置ル様ニセヨ、殊ニ磐石ノシ易イ坑道デハ最初ノ勾配ヲ大キクセネバナラヌ、併シ徒ラニ勾配ヲ大クシ過ギルト天井壓ヤ側壓ヲ受ケルコトガ大トナリ折レ易イモノダカラ氣ヲツケヨ
- 二十三、枠ハ倒レヌ様充分成木ヤ楔ヲ緊メヨ、壓力ガ來テ緊ルノヲ待ツテハナラヌ
- 二十四、坑道枠ノ外側ハ充分天井成木ヤ壁成木ヲ差ス丈ノ空隙ヲ備ヨ殊ニ非角アル岩石ニ直接ニサシテハナラヌ、サウセナイト枠木ハ必ズ其部カラ押折スルモノデア
- 二十五、壁成木ヤ天井成木等ハナルベク同ジ大サノモノヲ用フル様心掛ケ、大キナモノハ梁ノ兩端カ脚ノ上端ニ使用セヨ、ソギ成ハ勝手ニ用ヒテハナラヌ
- 二十六、成木ト枠トノ間ニハ楔ヲ用ヒテ内側カラ充分緊メヨ
- 二十七、天井成木ヤ壁成木ノ偶數ニスルコトヲ忘レルナ
- 二十八、梁ヤ枠脚ハ成木可ク天井ヤ壁ニ接近サセルガヨイ、ソウシナイト、間隙ノ爲、石塊、成木楔等ノ材料ヲ多ク要スルコト、ナル
- 二十九、成木ト天井トノ間ニ多クノ隙間ガアルト其處ニ爆發瓦斯ガ鬱積スル恐ガアル許リデナク、天井ノ高落ヲ、惹キ起ス危険ガアル
- 三十、枠入後天井成木ヤ壁成木ガ壓縮サレテ枠木ガ岩石ト直接スルヤウニナルト其部分ノ岩石ヲ削リ取り枠ノ壽命ヲ長クスルコトヲ心掛ケヨ
- 三十一、枠ヲ外サウトスル時ハ豫メ其結果ヲ考ヘ假令ハレナドシテ危険ヲ豫防スル事ヲ忘レルナ
- 三十二、枠ヲ外ス際ハ坑木ノ真中カラ切ラズ、端ヲ切ツテ其坑木ヲ再ビ有効ニ使用スル様ニ心掛ケヨ

- 三十三、棒ノ外シタ時ハ天井ヤ壁ガ崩落シハシナイカ何ウカヲ精査シテ次ノ仕事ニカ、レ
- 三十四、棒組ニ中間ヲ樹テ時ハ尤モ大キナ、坑木ヲ使用セヨ
- 三十五、人形棒ハ係員ノ指揮ヲ受ケテ樹テヨ、勝手ニシテハナラヌ
- 三十六、天井ノ悪イトコロヤ高落仕様ヲスル時ハ受成木ヲ差込ミ浮硬ヲ壁シタ後デナケレハ進行シテハナラヌ
- 三十七、高落作業ノ際モ係員ノ許可ナクテハ點燈シタリ、電燈線ヲ延長シテハナラヌ高落ノ部分ニハ爆發瓦斯ガアルモノト心得ヨ
- 三十八、高落木積ハ充分天井ヤ壁ニ當ツケテ、二、三段毎ニ楔テ締メテ置ケ
- 三十九、仕様夫ハ一塊デモ坑内デ始末スル様心掛ケヨ
- 四十、坑道仕様ハ天井ノ危險デナイ限り先ニ車道ヲ開ケ、次ニ棒入ヲセナケレバナラヌ硬面ナドハ成ルベク早ク捲立ニ出ス様ニセヨ
- 四十一、坑内ノ現場ニ面方到着スル迄ニハ非常ニ手數ヤ費用ガカ、ル故ニ半端積等ヲシテ之ヲ濫用シテハナラヌ
- 四十二、硬面ニハ坑木切レヲ混入スルナ、坑木切レハソレバカリヲ一面トシテ積ミ出セ
- 四十三、運搬不良デ空面不足ノ場合ニハ面ノ通ルニ差支ヘナイ様坑道ノ片側ニ整然ト硬硬ヲ推積シテ置キ面方來タ時ニ積ム様ニセヨ
- 四十四、作業中ニ豫想以上ノ落硬ガ出来テ、探炭ヤ運搬作業ニ支障ヲ來ス様ナ場合ハ直ニ係員ニ届出ヨ
- 四十五、鐵管ニ直接硬ノ落チ掛ラヌ様ニセヨ
- 四十六、仕様中ハ、ケーブルノ保護手入ヲスル事ヲ怠ルナ、ケーブルハ下替ニ落シ之ト並ベテ大キナ杭木ニ本テ挟ミ、直接硬ガ落チカ、ラヌ様ニシ仕様ガスンダナラ吊ツテ置ケ
- 四十七、發破孔ノ位置ハ、岩石又ハ石炭ノ割目モナク又炭塵ノ推積モナイ所ヲ選バネバナラヌ
- 四十八、穿孔ヲ終ツタ時ハ鑽粉ヲ出シ奇麗ニ孔ノ掃除ヲセヨ
- 四十九、發破ヲ求ムルハ必ズ撒水ニ要スル水ト填充ニ要スル岩粉包又ハ粘土ヲ準備シテオケ、火藥ノ携帶裝填及點火ハ必ズ係員ニシテ貫ヘ、ドンナ場合モ自分デ之ヲ行ツテハナラヌ

- 五十、發破ノ時ハ點火ニ先チ安全ノ場所ニ避ケ附近ノ通行ヲ禁ジネバナラヌ、其ノ際多數ハ風上ニ避ケル方安全デア、發破後ハ係員ノ許可ヲ得テ現場ニ歸レ
 - 五十一、發破不發ノ時ハ決シテ爆發ヲ掘出サウトシテハナラヌ此時ハ一切係員ノ指圖ニ從ヒ處置セヨ、尙又不發ノ有無ニ拘ラズ次ニ掘ル穴ハドウシテモ前ノ孔尻ニ出逢ハヌ様スルコトハ極メテ肝要ナ事デ、此ノ注意ヲ忽ニシタタメ變災ヲ惹キ起シタ事ガ多イ事ヲ忘レルナ
 - 五十二、發破不發ノ時ニハ直ニ之ガ處置ヲセヨ、萬止ムヲ得ズ現場ヲ去ル時ハ附近ニ通行禁止ノ手續ヲシテオケ
 - 五十三、高落箇所ノ發破ハ係員ノ指揮ガナケレバ出来ナイ
 - 五十四、瀝リニ降下中ノ坑木ヲ途中デ抜キ取ルナ、他ノ箇所ノ作業ヲ妨害スルモデアル
 - 五十五、命セラレタ時ノ外絕對ニ本線ヲ通行スルナ、タトヘ本線仕様デアツテモ、自己ノ箇所以外ハ本線ヲ通行スルナ
 - 五十六、坑内カラ臨時呼出ノ通知ヲ受ケタ時ハ非常ト心得直ニ出役セネバナラヌ
- 坑内難夫心得**
- 撒水撒粉其他雜作業ノ良否ハ、保安維持上最モ重大ナ關係ガアルカラ次ノ心得ヲ守ツテ危險ヲ防止スル事ニ努メネバナラヌ
 - 一、撒水夫ハ常ニ受持區域内ノ撒水管ノ維持ヲ完全ニセネバナラヌ
 - 二、水ノ出ナイ時ハ直ニ其原因ヲ調べ係員ニ届出デヨ
 - 三、撒水管ノ模様替ナドハ、係員ノ指圖ニヨラネバナラヌ
 - 四、撒水ハ警許リデナク炭壁ヤ棒木ヤ古洞洞ニモ充分ニセヨ
 - 五、切羽面デハ粉炭ヲ握ツテ見テ水ノ滴ル程度ニ撒水セヨ
 - 六、他區域ノ故障等デ水ノ出ナイ時ナドハ、己ガ受持區域ノ撒水設備ノ手入ヲセヨ
 - 七、撒粉夫ハ係員カラ指定サレタ箇所ヨリ外ニ撒粉シテハナラヌ
 - 八、撒粉ハ必ズ掃除シタ後ニ實施スル事ヲ忘ル、ナ
 - 九、撒粉ハ、直接面ニアカズ手ニ握ツテ天井面ヤ壁棒裏等ニ投ゲツナヨ
 - 十、撒粉ハ不燒貨物七割以上ヲ常ニ維持セヨ
 - 十一、撒粉ハ風向ニ從ヒ風下ヨリ順次風上ニ及ボセ
 - 十二、岩粉ハ衛生上無害デアアルガ、撒粉ノ際ハナルベク人ヲ遠ザケヨ

- 十三、撒粉シタ跡ノ車道面ハ埋レナイ様ニ浚ヘテ置ケ
- 十四、炭車カラ炭粉ヲ出シタ時ハ内部ヨク掃除スル事ヲ忘レルナ
- 十五、岩粉面ハ二面以上連續シテ降下スル時ハ係員ノ許可ヲ受ケヨ
- 十六、岩粉交ハ紛失シタリ、破損シタリシナイ様、丁寧ニ取扱ヘ、苦シ紛失、破損シタ場合ハ直ニ係員ニ届出テ補充セヨ
- 十七、火藥大ハ各人ニ渡シテアル保安心得ヲ熟讀シ、不慮ノ災害ヲ惹キ起サヌ様ニ注意シテバナラヌ

掉取心得

- 掉取夫ノ活動如何ハ運搬ヤ出炭ニ非常ニ影響スルモノデ直接掉取夫ヤ仕様夫ノ收入ヲ左右スルモノデア、次ノ心得ヲ守リ充分緊張シテ就業セヨ
- 一、繰込ヲ受ケタナラ速カニ指定ノ位置ニツキ金板ヤ上下ノ車道ヤ「シーブ」ヲ精査シ若シ異狀ガアツタナラ適當ノ處置ヲ施スト同時ニ係員ニ報告セヨ受持區域内ノ「クリツブ」ヤ空面實面ノ數ヲ測ベ作業上萬遺漏ノナイ様ニ準備シテ置ケ
- 二、面線ハ前方面線カラ山繼ヲ受ケ受持區域ヲ調査シテ異狀ノ有無ヲ確メ異狀ノ無イ場合ハ直ニ運轉ヲ開始セヨ若シ異狀ガアツタラ、適當ナ手段ヲ講ジ、ナルベク早く運轉ヲ開始スル様心掛ケヨ
- 三、面線ハ常ニ受持區域ヲ巡視シテ故障ヲ未然ニ防グ様ニ努メ「クリツブ」ヤ炭車ノ繰合セニ注意シテ停滯サセヌヤウニセヨ、若シ故障ヲ生ジタ場合ハ卒先努力セヨ、就業前ニ合圖線ヲ檢査シ完全デア、ルカドウカラ確メテ置ケ、運搬電話ハ重寶ナモノデア、ルカラ、ヨク利用シ信號ニ對シテハ直ニ答ヘヨ
- 四、掉取ハ互ニ連絡ヲトリ實面ノ停滯、空面ノ不足ノナイ様ニ努メヨ
- 五、金板上下ハ常ニ清潔ニ掃除シテ置ケ
- 六、捲立デ、蓋ナドヲ數物ニ使フモノガアルガ不體裁ナバカリデナク、引火シ易ク危險ダカラ、坑外ニ出シテ捲立ハ清潔ニシテ置ク様ニ心掛ケヨ
- 七、捲立ニ多人數集合シテ雜談ニ耽ル様ナ事ガアツテハナラヌ
- 八、捲立ニ仕ツテハ、常ニ運轉狀態ヲ合圖ニ注意シ横隊ナド不體裁ナ姿勢ヲスルナ睡眠ナドハ大禁物デア、ル
- 九、途中番ハ常ニ合圖、運轉ニ注意シ座席ナドシテ、炭車ヲ重ネルヤウナ、大失態ノナイ様ニセヨ
- 十、合圖ハ正確、明瞭ニセヨ

- 十一、後合圖ノ場合ハ危險デア、ルカラ、決シテ勝手ニ戻シテ捲クヤウナ事ヲシテハナラヌ
- 十二、電氣合圖線ノ故障ノ場合ハ直ニ原因ヲ調査スルト同時ニ係員ニ報告セヨ
- 十三、炭車ノ取込ヤ捲上ハ危險デア、ルカラ探炭夫ヤ仕様夫ニマカセズ掉取夫ガ自ラスル様ニセヨ
- 十四、炭車ハ面線トナラヌ様取扱ニ注意シ連續鎖ハ必ズコレヲ鈎ニ掛ケヨ
- 十五、炭車ノ車輪缺ケ、ゲージ狂、三本脚、開口擴ガリ、力金ヤ「チェーン」ノ傷入、不良「クリツブ」、等ハ炭車逃走ノ原因トナルカラ修繕品トシテ印ヲツケテ、坑外ニ捲揚ケヨ
- 十六、半カチヤ、上ビンヤ高ビントナラヌ様注意セヨ、特ニ二面以上捲揚ゲ又ハ下ゲル場合ハ、捲鎖トナラヌ様ニセヨ
- 十七、懸坑底デハ、連結シタマ、「ドロブケー」ニ突キ込マヌ様氣ツツケヨ
- 十八、炭車ヲ「ケー」ニ入レル際ハ必ズ連續鎖ヲ鈎ニカケルコトヲ忘レルナ
- 十九、脱線シタ時ハ、必ズ一時運轉ヲ中止シテ直セ、運轉ノマ、直スト車道ヲ破損シ大故障トナルコトガアル
- 二十、面止メ設置ノ機能ヲ完全ニシテ置ク事ハソノ場所ノ掉取夫ノ責任デア、ル事ヲ忘ル、ナ
- 二十一、止ムヲ得ナイ場合ノ外決シテ長ク運轉ヲ停止シテ、他ノ妨ゲトナラヌ様ニセネバナラヌ
- 二十二、故障ノ出来タ時ハソノ原因ヲ確メ、同一原因ニ因ル故障ヲ繰リ返サナイ様ニ適當ノ處置ヲ施セ
- 二十三、空面ノ配給ハ探炭夫ヤ仕様夫ノ仕事ニ大關係ガアルカラ、必ズ公平ニセヨ
- 二十四、備面ノ多少ハ出炭ニ大影響ガアルカラ、科程ノ配面ニ満足セズ次方ノ備面ヲ充分ニスル様心掛ケヨ
- 二十五、硬面ハ直ニ捲揚ゲヨ、片替ニ數日間モ放置シテ置クナドハ、大禁物ダ
- 二十六、卸捲ニ吊面ヲスルトキニハ、丈夫ナ打柱ヲ替ニ掘リ込ミ炭車ノ逃走セヌ様ニセヨ
- 二十七、交代際ニ故障ガ起ツタラ必ズ復舊ニ努メ次方ノ者ト面交代セヨ
- 二十八、運搬坑道ヲ濫ニ通行シタリ、炭車ニ乗ツテ昇坑スル者ヲ發見シタラ、人

道ヲ通行スル様ニ注意ヲ與ヘヨ、決シテ粗糲ナ言辭ヲ遣フナ
 二十九、「ロープ」ノ保存状態ニ注意シ、道中車ナド完全ニ手入レシテ置ケ、「ロ
 ープ」ニ異狀ヲ發見シタラ直ニ係員ニ報告セヨ
 三十、捲卸、片磐「エンドレス」ヲ問ハズ、規定回数以上ハ絕對ニ掛ケテハナラヌ
 三十一、運搬坑道ノ電燈ハ係員ノ許可ナシニ勝手ニ動かカスナ
 三十二、第三坑々底棟取夫ト第二坑人車棟取夫ハ、特ニ設ケラレタ規定ヲ遵守セ
 ヲ

通氣大工心得

通氣大工ハ坑内ノ保安維持ノ爲メ重要ナ仕事ニ從事スルモノデアラカラ次ノ心得
 ヲ守ラテ務メニ從業セバナラヌ
 一、受持區域ノ通氣設備ハ常に完全デアラ様ニ心掛ケヨ
 二、安全燈ハ瓦斯ノアル所デハ、燭ガ高クナルモノデアラカラソノ時ハ静カニ芯
 ヲ引下ケネバナラヌ、決シテ燈ヲ抛棄スルナ
 三、瓦斯ハ輕イモノデ、イツモ高イ所ニ溜ルモノダカラ安全燈ハ常に低ク持ツテ
 決シテ高イ所ニ引懸ケルナ
 四、門立テノ位置ハ係員ノ指圖ヲ仰ギナルベク天井ヤ兩壁ノ堅固ナ所ニセヨ
 五、門立ノ際ハナルベク古板ノ利用ヲ忘レズ一枚デモ無駄ニスルナ
 六、門扉ノ閉マル方向ハ門立前ニ係員ニ確メテ、方向ヲ間違ヘルナ、門扉板張リ
 ハ、締密ニシテ、接目四周ノ目蓋ヲ完全ニセヨ
 七、門扉下側ノ枕木トノ間ハトカク漏氣ノ多イモノダカラ「ピラ」受ケテ設ケ空
 隙ヲ少クセヨ
 八、門ノ破損ヲ見付ケタ時ハ應急手當ヲシテ直ニ係員ニ報告セヨ
 九、不用ニナツタ門扉ハ戸柵ハ取外シテ置ケ
 十、自動門ハ常に故障ノ有無ヲ檢ベテ見ヨ
 十一、調量風戸ノ窓ノ大サハ、係員ノ指圖ナシニ變更シテハナラヌ
 十二、閉閉不充分ノ門戸ヤ漏氣ノ多イ門戸ハ直ニ修繕セヨ
 十三、瓦斯存在ノ恐レアル片磐ヲ昇リノ張出シハ、必ず切端カラ三尺位迄延長セ
 ヲ一問ノ張出板ヲ使フコトノ出来ナイ所ニハ、帆布ヲ用ヒヨ
 十四、濃厚ニ瓦斯ノタマツタ所デアラ決シテ一人デ作業シテハナラヌ必ず二人以上
 デ行キ其内一人ハ新鮮ヲ空氣ノ所デ作業ノ様子ヲ注視シ萬一異狀ノアツタ場合

直ニ引出スコトノ出来ル位置ニ居レ、作業者ハ餘リ深入ルナ
 十五、不用ニナツタ張出板、帆布、門柵風戸柵ナドハ、取外後直ニ指定ノ場所ニ
 整理シ決シテ散亂サセルナ
 十六、通氣大工ノ忘レテナラヌハ、門立戸柵架設、張出延長ト作業後ノ釘、板片
 ノ始末デアアル、坑内釘路ノ原因ハ大概古板ノ釘デアルト知レ
 十七、局部扇風機ハ吹込ヲ原則トスル
 十八、局部扇風機ノ位置ハ、ソノ運轉ヲ中止シテモ瓦斯蓄積ノ惧ノナイ所ヲ選ベ
 但シ、二段接ギノ場合デ、扇風機電動機ニ安全装置ヲ施シタモノハ差支ナイ
 十九、局部扇風機ニ於テハ入氣ト排氣トヲ混合セヌ様設備セヨ
 二十、局部扇風機出氣口ト風管ノ取付及風管ノ接目ガ不完全デ漏氣スル事ガ多イ
 カラヨク注意セヨ
 二十一、局部扇風機風管延長ハナルベク彎曲サセズ眞直ニ布設セヨ
 二十二、晝食其他休息ノトキハ、係員ノ指定シタ場所デセヨ

車道大工心得

車道ノ良否ハ運搬ニ大關係ガアリ運搬ノ良否ハ直ニ出炭ヲ左右スルモノデアラカ
 ラ車道大工ハ、左ノ心得ヲ守リ車道ノ敷設、手入ヲ完全ニセヨ
 一、車道ハ常に歪マナイ様ニ敷設セヨ
 二、積場其他特別ノ場所ノ外ハ、車道ハ必ず坑道ノ中心ニ合セテ敷設セヨ
 三、車道敷設ニ枕木ヲ亂雜ニ使ツテハナラヌ、必ず後ニ指示一定ノ法則ニ據ラネ
 バナラヌ
 四、車道ノ軌間(ゲージ)ニ廣狭ノナイ様ニ精査スルコトヲ忘レルナ
 五、車道ノ軌間ハ第一坑、第二坑ト斜坑ハ二十吋第三坑ハ二吋デアアル
 六、車道ノ等級ヲ次ノヨウニ分ケル
 坑内
 一級 曳揚及エンドレスロープ卸車道
 坑口ト擧炭機間ノ運炭車
 道
 二級 各部坑道間ノ主要片磐車道
 硬地エンドレスロープ車
 道及貯炭機其他ノ車道
 三級 其他ノ車道(主ニ普通片磐車道)
 七、軌條ト枕木ノ規定ハ次ノ表ノ通り定メラレテ居ル

一、二斜坑

一級 二級 三級
 使用軌條 一八吋 一六吋 一六吋 二四吋 一八吋 一八吋
 使用枕木 角 角 板刷割 角 角 角
 枕木中心間隔 二尺〇 二尺五 三尺〇 二尺〇 二尺五 三尺〇以下
 八、各級車道其軌條敷設ノ際ハメジタヲ用ヒ一分五厘ノ間隔ヲ與ヘヨ
 九、本線デハ必ず、ツイッシュブレイトヲ使用セヨ
 十、複線車道ノ最小間隔ヲ第一坑、第二坑及斜坑ハ二呎半、第三坑ハ三呎トス
 十一、車道曲線部ノ半径ハ坑内外共ドナ場合デモ十呎以下トスルコトハ出来ヌ
 十二、手押ヤ馬西運搬ノ片磐車道デハ、第一坑、第二坑及斜坑ハ八十分ノ一、第
 三坑ハ百二十分ノ一ノ勾配ヲ標準トスル
 十三、一本側ノ長サハ次ノ様ニ定メル
 一、二斜坑 一級 二、三級 一級 二、三級
 使用軌條 一八吋 一六吋 一六吋 二四吋 一八吋 一八吋
 使用枕木 角 角 板刷割 角 角 角
 枕木中心間隔 二尺〇 二尺五 三尺〇 二尺〇 二尺五 三尺〇以下
 八、各級車道其軌條敷設ノ際ハメジタヲ用ヒ一分五厘ノ間隔ヲ與ヘヨ
 九、本線デハ必ず、ツイッシュブレイトヲ使用セヨ
 十、複線車道ノ最小間隔ヲ第一坑、第二坑及斜坑ハ二呎半、第三坑ハ三呎トス
 十一、車道曲線部ノ半径ハ坑内外共ドナ場合デモ十呎以下トスルコトハ出来ヌ
 十二、手押ヤ馬西運搬ノ片磐車道デハ、第一坑、第二坑及斜坑ハ八十分ノ一、第
 三坑ハ百二十分ノ一ノ勾配ヲ標準トスル
 十三、一本側ノ長サハ次ノ様ニ定メル

三 坑

一、二斜坑 一級 二、三級 一級 二、三級
 使用軌條 一八吋 一六吋 一六吋 二四吋 一八吋 一八吋
 使用枕木 角 角 板刷割 角 角 角
 枕木中心間隔 二尺〇 二尺五 三尺〇 二尺〇 二尺五 三尺〇以下
 八、各級車道其軌條敷設ノ際ハメジタヲ用ヒ一分五厘ノ間隔ヲ與ヘヨ
 九、本線デハ必ず、ツイッシュブレイトヲ使用セヨ
 十、複線車道ノ最小間隔ヲ第一坑、第二坑及斜坑ハ二呎半、第三坑ハ三呎トス
 十一、車道曲線部ノ半径ハ坑内外共ドナ場合デモ十呎以下トスルコトハ出来ヌ
 十二、手押ヤ馬西運搬ノ片磐車道デハ、第一坑、第二坑及斜坑ハ八十分ノ一、第
 三坑ハ百二十分ノ一ノ勾配ヲ標準トスル
 十三、一本側ノ長サハ次ノ様ニ定メル
 一、二斜坑 一級 二、三級 一級 二、三級
 使用軌條 一八吋 一六吋 一六吋 二四吋 一八吋 一八吋
 使用枕木 角 角 板刷割 角 角 角
 枕木中心間隔 二尺〇 二尺五 三尺〇 二尺〇 二尺五 三尺〇以下
 八、各級車道其軌條敷設ノ際ハメジタヲ用ヒ一分五厘ノ間隔ヲ與ヘヨ
 九、本線デハ必ず、ツイッシュブレイトヲ使用セヨ
 十、複線車道ノ最小間隔ヲ第一坑、第二坑及斜坑ハ二呎半、第三坑ハ三呎トス
 十一、車道曲線部ノ半径ハ坑内外共ドナ場合デモ十呎以下トスルコトハ出来ヌ
 十二、手押ヤ馬西運搬ノ片磐車道デハ、第一坑、第二坑及斜坑ハ八十分ノ一、第
 三坑ハ百二十分ノ一ノ勾配ヲ標準トスル
 十三、一本側ノ長サハ次ノ様ニ定メル

赤池 炭礦

一、飲過キ食過キ夜更シテ慣メ
 二、朝ハ氣分好ク仕事ニ取リカ、ル様ニセヨ
 三、亂雜ナ服装ヤ頭髮ノマ、工場ニ這入ツテハイカヌ
 四、手許、足許ニ注意セヨ
 五、多量ノ炭塵瓦斯ハ強キ煙ノ發生スル處デハ「マスク」ヲ保護眼鏡ヲ用キ

從業者心得

一、飲過キ食過キ夜更シテ慣メ
 二、朝ハ氣分好ク仕事ニ取リカ、ル様ニセヨ
 三、亂雜ナ服装ヤ頭髮ノマ、工場ニ這入ツテハイカヌ
 四、手許、足許ニ注意セヨ
 五、多量ノ炭塵瓦斯ハ強キ煙ノ發生スル處デハ「マスク」ヲ保護眼鏡ヲ用キ

- 六、引火又は爆發し易キモノニハ取扱ニ注意セヨ
- 七、機械工具ノ故障アルモノハ早ク修理シテ貰ヘ
- 八、ローラー、齒車、車軸、調車等ニ注意セヨ
- 九、材料並ニ製品ノ取扱貯蔵ニ注意セヨ
- 十、機械工具ノ取扱ニ注意セヨ
- 十一、火ノ用心ヲセヨ

坑内保安ニ關スル諸注意 (新坑)

- 一、諸君唯一人ノ過失ヲ不注意又ハ不心得ノ爲メニ多クノ入坑者及其家族ノ人々ニ迄取返シノツカナカウタ不幸ヲ招ク様ナ非常事ガ起リマス、其悲慘ナ實例ハ他ノ炭坑ニモ少クナイノデアリマス、當坑モ其筋カラ指定炭山トシテ取扱ハレテ居ルノデスカラ坑内稼働ノ諸君ハ自分バカリデナク他ノ多クノ人々ノ爲メニ少クノ手間ヤ不自由ヲ忍ビテ特ニ左ノ事柄ヲ必ズ嚴守シテ災害防止ニ努メテ下サイ
- 一、新坑ハ深イノト地山ヲ掘リテ居ル關係カラ可燃瓦斯ガ出マス之ニ對シテハ、通氣裝置ヲ設ケテ安全ニシテアリマスカラ通氣裝置(例ヘバ門戸張切りヒラ送風管等)ハ極メテ大切ニシテ破ツタリ開放シタリセヨ様ニ若シ破損ノ場合ハ直チニ現場員ニ知ラシテ下サイ
- 二、坑内デハ喫煙ハ一切嚴禁シテアリマス
- 三、發火具、煙草、煙具及安全燈開閉器等ノ携帯入坑ヲ嚴禁シテアリマス又懐中電燈モ許可セラレテアルモノ、外ハ携行シテハナリマセヨ
- 四、入坑者ハ何人ガ何時如何ナル理由デ入坑スル場合デモ必ズ檢身ヲ受ケテカラ入坑シテ下サイ
- 五、安全燈ハ安全燈係及坑内現場員ガ十分注意シテ檢査シマスガ尙各自ニ於テモ十二分ノ注意ヲ希ヒマス
- 六、坑内デ安全燈ガ消ヘタリ破損シタリシタ場合ハ即刻ニ火番ルニ持參シテ坑内火番カラ直シテ貰ツテ下サイ
- 七、安全燈ハ大事ニ取扱ツテ下サイ
- 八、入車ノ乗降り等ノ場合ハ車掌ノ指揮命令ヲ堅ク守ツテ下サイ
- 九、入坑者ノ服装ハ指定シテアル通り手拭帽ナ「シヤツ」脚絆靴及靴下若クハ草鞋及足袋等ヲ着ケテ下サイ
- 十、炭車ニ乗ツタリ又ハ本卸ノ通行ハ嚴禁シテアリマス

諸君相互ニ自分勝手ノ振舞ヲセズニ同胞敬愛ノ貴イ氣持デ愉快ニ働キマセウ

ハ、入坑者心得

- 一、坑内ニ於テ安全燈ヲ開キ又ハ閉クニ用フベキ器具ヲ携行スルヲ禁ズ
- 二、坑内ニ於テ安全燈ヲ開キ又ハ閉クニ用フベキ器具ヲ携行スルヲ禁ズ
- 右二項ハ各人ノ必ズ遵守スベキ事ニシテ若シ一人ノ不心得者アル時ハ災害ヲ全収ニ及ボスベキモノアルヲ以テ特ニ注意スベシ
- 右違犯者ニ對シテハ當炭山ノ規定ニ據リ即時解雇ス

總業小松炭礦

一般礦夫ニ關スル諸注意事項

- 左記ノ諸規則ハ一般礦夫ニ適用セラル、モノトス
- 一、狼リニ自己ノ作業場以外ノ箇所ニ出入スベカラズ
- 一、作業開始前ニ其ノ安全ナルコトヲ確メタル上仕事ニ從事スベシ若シ自分ニ確メラザルトキハ保員ニ通告シテ其指揮ヲ待ツベシ
- 一、作業場ノ安全ヲ期スルタメ適當ノ時間毎ニ天井兩側ノ安全ナルカ否ヲ檢査スベシ
- 一、前項ノ檢査ニヨリテ危險、修理不充分又ハ其ノ他ノ不安狀態ガ發見セラレタルトキニ於テ此等ノ坑夫自身ノ職責上當然修理スベキ範圍内ニアルトキハ直チニ作業ヲ中止シテ修理スベク若シ此等ノ範圍外ナルトキハ直チニ保員ニ通告スベシ
- 一、後向ハ先山ガ作業場ニ行キテ檢査ヲ終了スル前ニ行クベカラズ
- 一、作業終了時タル時又ハ安全ニ其作業ヲ繼續シ得ル様充分ニ取片付ケ置クベシ
- 一、通氣及運搬ニ防碍トナルベキモノヲ永ク留置セシムベカラズ
- 一、鋸屑シテ入坑スルコトヲ禁ズ
- 一、保員ヨリノ許可ナクニ方連動ヲナスベカラズ
- 一、炭車ニテ昇降ヲ禁ズ
- 一、何人モ故意又ハ怠慢ノタメ坑内外諸設備ヲ破損スベカラズ
- 一、坑内通氣戸ヲ通過シタルモノハ必ズ閉戸シ置クベシ
- 一、何人モ坑内ニ於テ不完全又ハ危險ノ恐アルコトヲ發見セルトキハ直チニ保員ニ通告スベシ

- 一、保員ノ命令アルニアラザレバ危險符合ヲ除去スベカラズ
- 一、爆發瓦斯ノ有無ヲ煙火ニテ檢査スベカラズ
- 一、安全燈ノ使用ヲ必要トスル坑内ニテハ如何ナル場合ト雖モ據守其他ノ發火器具ヲ携帯スベカラズ
- 一、犯人ノ罪罪ヲ知りテ通告セザルモノハ從犯トシテ其ノ責ニ任ゼラルベシ

二、坑内保安係員心得

三菱 明炭礦、大夕張炭礦、蘆別炭礦

保安係員心得

一、一般保安ニ關スル事項

- 一、保安係員ハ礦夫入坑前三時間以内ニ瓦斯ノ檢定ヲナシ其他安全ト認ムルニ非ザレバ礦夫ヲ通行若シハ就業セシムルコトヲ得ズ
- 二、礦夫ハ一定ノ坑口ヨリ出入セシムベシ、但シ特別ノ理由ニ因ル臨時ノ出入ニ付テハ此限ニアラズ
- 三、坑口ニハ檢査場ヲ置キ礦夫入坑ノ都度檢査シ發火具及喫煙具及煙草等ノ携帯ヲ防止スベシ
- 四、當時出入セザル坑口ハ結構ヲ施シ置キ監視ノ節ハ其有無ヲ必ズ檢査スベシ
- 五、保安係員ハ保安日誌ヲ作り監視ノ都度各場所ニ於ケル狀況及危害豫防ニ付爲シタル處置ヲ記入スベシ
- 六、保安係員ハ危險又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ作業ヲ中止、通行ノ遮斷其他適當ナル處置ヲナシ遲滞ナク之ヲ技術管理者ニ報告スベシ
- 七、前項ノ規定ニヨリ作業ヲ中止シ又ハ通行ヲ遮斷シタル場合ニ於テハ技術管理者ハ檢査ヲナシ危險ナシト認メタル後ニ非ザレバ再ビ作業ヲ開始セシメ又ハ遮斷ヲ解クトコトヲ得ズ、但シ危害豫防ノタメ已ムヲ得ザル場合ハ此限ニアラズ
- 八、沼氣量二%以上ノ箇所ニ於テハ礦夫ノ就業ヲ禁止シ三%以上ノ箇所ニ於テハ其通行ヲ禁止スベシ、但シ特ニ安全ナル方法ニ依リ通氣改良ニ關スル作業ヲ爲ス場合ハ此限ニアラズ、前項ノ箇所ニハ無選擇其他適當ナル設備ヲナシ一定

ノ警備ヲ掲グベシ

- 九、同時ニ五十人以上ハ礦夫ヲ入坑セシムル坑内ニ於テハ其奥部ニ於テ連絡シ何時ニモ出入シ得ベキ裝置ヲ爲シ各坑口間適當ナル距離ヲ有スル二個以上ノ坑口ヲ設クベシ
- 一〇、坑道ノ掘進其他掘進ヲ爲ス場合ニ於テ多量ノ水又ハ有害瓦斯ノ噴出ニ因リ危險發生ノ虞アルトキハ先進鑽孔ノ穿鑿其他適當ナル處置ヲ爲スベシ
- 一一、採炭又ハ掘進中特ニ落響ノ虞アル場所ニ於テハ支柱材其他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ
- 一二、自動車道又ハ捲揚車道ニ使用スル炭車及臺車ニハ當該保員又ハ係礦夫ノ外乗車スル事ヲ得ズ
- 一三、自動車道又ハ捲揚車道ニ依リテ炭車ヲ運轉スル場合ニ於テハ逸走豫防ノ爲適當ナル阻止メヲ裝置シ當ニ有效ニ働クヤ否ヲ調査ヲ怠ルベカラズ
- 一四、自動車道又ハ捲揚車道ヲ通行ニ供スル場合ニ於テハ軌道ノ傍側ニ步道又ハ白色ノ標示ヲナシタル回避所ヲ設クベシ
- 一五、主要通行坑道ノ分岐點其他必要ナル箇所ニハ其名稱ヲ揭示シ出口ノ方向ヲ指示スベシ
- 一六、堅坑、坑井又ハ四十度以上ノ斜坑ノ坑口及其坑道ト之ト交叉スル箇所ニ於テハ墜落豫防ノタメ蓋又ハ柵欄其他適當ナル設備ヲ爲スベシ
- 一七、堅坑及坑井ニ架設スル梯子道ニシテ當時通行ニ供スルモノハ其ノ傾斜ハ八十度以内トナシ少クトモ三十尺毎ニ踏櫓ヲ設ケ梯子ノ上端ハ二尺以上之ヲ突出セシメ又ハ之ニ代ハルベキ適當ナル設備ヲナスベシ
- 一八、捲揚裝置ヨリ人ヲ昇降セシムル堅坑ニハ何時ニテモ容易ニ出入シ得ベキ他ノ坑口ヲ有スル場合ノ外梯子道ヲ架設スベシ
- 一九、捲揚裝置ヲ設ケタル堅坑ニ於テ當時通行ニ供スル梯子道ヲ架設スルトキハ其間ニ板仕切其他適當ナル設備ヲナスベシ
- 二〇、人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置ニハ制動機及深度指示器ヲ設ケ捲揚超過ヨリ生ズル危害豫防ノ設備ヲ爲シ其捲揚臺ニハ上蓋ヲ備フベシ
- 前項ノ捲揚臺ヲ支持スル柵欄及附屬金具ハルクトモ最大荷重ノ十倍ニ耐ユルモノヲ用ユベシ
- 繼合ハセタル柵欄ハ人ヲ昇降セシムル捲揚臺ヲ支持ニ用ユル事ヲ得ズ

- 二一、不用ニ歸シタル堅坑及四十度以下ノ斜坑ノ坑口ハ之ヲ閉塞シ又ハ堅牢ナル柵圍其他適當ナル設備ヲ爲スベシ
- 二二、不用ニ歸シタル坑道又ハ坑内探掘跡ニシテ危險ノ虞アルモノハ通行遮斷ノ標示ヲ爲シ又ハ柵圍ヲ設クベシ
- 二三、瓦斯又ハ炭塵ニ付指定ヲ受ケタル坑内ニ於テハ保安係員一人ノ監督スベキ礦夫數ハ七十人ヲ超ユル事ヲ得ズ
- 二四、指定セラレタル炭坑ニ於テハ瓦斯又ハ炭塵ノ爆發及其他變災ニ備フルタメ救護隊ヲ設置スベシ
- 二五、業務上ノ傷病者又ハ急病者ノ救護ニ必要ナル救急材料及藥品ハ常ニ坑内見張ニ備フベシ
- 二六、以上列記シタル鑛業警察規則並ニ石炭坑爆發取締規則ノ内保安係員ニ關スル條項ハ違反ナキ様特ニ留意スベシ
- 二七、保安係員ハ技術管理者(若シクハ其代理者)ノ指揮ニ從ヒ坑内作業ノ保安ニ關スル事項ヲ掌リ且礦夫ヲ使役監督スルモノトス
- 二八、一般見學者ハ所長ノ許可ヲ得テ非ザレバ入坑セシムルコトヲ得ズ
- 二九、新ニ採用シタル礦夫ニシテ坑内經驗ナキ者ハ一ヶ月以上熟練ナル礦夫ト同伴シテ就業セシメ安全燈ノ使用法其性質又ハ瓦斯ニ對スル燈火ノ現象及措置其他一般心得方ヲ詳細ニ習得セシムベシ
- 三〇、瓦斯ノ性質、炭塵ノ危險其他一般保安上ノ心得並ニ非常ニ處スル手段ニ付テハ平素一般ニ周知セシムル方法ヲ講ズベシ
- 三一、捲揚機、ポンプ、壓氣機、運搬裝置、信號線及其他豫防上及保安上ノ設備ヲ不法ニ使用シ又ハ故意ニ之ヲ撤去シ或ハ毀損セシメザル様礦夫ヲシテ能ク遵守セシムベシ
- 三二、總テ危險ノ狀態ヲ發見シタルモノハ便宜應急手段ヲ取り即時之ヲ報告ノ係員ニ報告セシムベシ
- 三三、落磐ノ虞アル場所ニ於テハ危險豫防ノタメ適當ナル支柱其他ノ設備ヲナスベシ
- 三四、電車運轉ノ坑道ハ特ニ人道ヲ區劃セル場合ノ外一般礦夫ノ通行ヲ禁ズベシ
- 三五、保安係員ハ時々風道及古途ノ巡視ヲナシ危險ノ有無ヲ検査スベシ

- 三六、坑井、又ハ急傾斜坑道ヲ閉塞スル場合ニ於テハ土石其他ノ墜落ニ因ル危害ヲ豫防スルタメ適當ナル處置ヲナスベシ
 - 三七、捲揚用ノ堅坑並ニ坑内ノ自動車道及捲揚車道ニ設ケラレタル電鈴又ハ引鐘ニヨリ信號裝置ハ少クとも一日一回検査スベシ
 - 三八、漏電火花若クハ感電ノ事故ヲ發見シタル場合ハ直ニ引込口閉閉器ヲ遮斷シ直ニ上役ニ通知スベシ
 - 三九、電氣ノタメ氣絶シタモノアラバ電氣ノ傳ハラザル方法ヲ以テ被害者ヲ電線ヨリ取離シ醫師ノ來ル迄人工呼吸法ヲ繼續スベシ
 - 四〇、坑内要所ニ燈架ヲ具フベシ
- 二、瓦斯及通氣ニ關スル事項**
- 一、通氣速度ハ一分間千五百尺ヲ超ユルコトヲ得ズ、但シ堅坑及通氣専用坑道ニ於テハ一分間二千尺ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ増加スル事ヲ得
 - 二、排氣坑口ニ於ケル排氣中ノ瓦斯取ハ五分ノ五ヲ超ユル事ヲ得ズ
 - 三、坑内全部ニ亘ル通氣ニハ扇風機ヲ使用シ入氣坑及排氣坑ハ各別ニ之ヲ設クベシ、但シ自然通氣量ガ第一項ノ通氣量ヲ超ユル場合ハ此限ニアラズ
 - 四、前項ノ扇風機ニハ自記回轉計及自記水壓計ヲ備付ケ其指數ニ異狀アリタル時ハ直ニ相當ノ處置ヲナスベシ
 - 五、主要扇風機ハ坑内ニ設置スル事ヲ得ズ
 - 六、氣壓計及寒暖計ヲ坑口附近適當ナル場所ニ備付ケ保安係員ニ於テ毎日一回以上其示度ヲ通氣簿ニ記入スベシ
 - 七、保安係員ハ毎月二回以上通氣量、溫度及濕潤ノ測定ヲ爲スベシ通氣ニ異狀アリト認メタルトキハ其都度之ヲ爲スベシ
 - 八、保安係員ハ毎日一回以上安全燈其他瓦斯檢定器ヲ以テ瓦斯ノ分量ヲ檢定シ其結果ヲ通氣簿ニ記入スベシ
 - 九、主要風橋及入排氣堅坑間又ハ主要入排氣坑道間ヲ連絡スル坑道ニ設ケタル遮斷用ノ壁若クハ戸ハ堅牢ニシテ燃焼ノ虞ナキ構造トシ戸ハ二個以上設クベシ
 - 一〇、交通頻繁ナル坑道及主要通氣坑道ニ設ケタル通氣戸ハ相當ノ間隔ヲ置キ二重以上トシ自働裝置ヲ備ヘザルモノニハ番人ヲ附スベシ
 - 一一、石炭層中ニ坑道ヲ掘進スル場合ニ於テ張出其他之ニ類スル通氣裝置ハ長サ

- 五十間ヲ超ユル事ヲ得ズ
- 一二、瓦斯若ハ炭塵多量ニ存在シ又ハ自然發火ノ虞アル探炭跡ハ充填若クハ密閉シ又ハ氣流ヲ通ズベシ
- 一三、沼氣量二%以上ノ箇所ニ於テハ礦夫ノ就業ヲ禁止シ三%以上ノ箇所ニ於テハ其通行ヲ禁ズベシ、但シ特ニ安全ナル方法ニヨリ通氣改良ニ關スル作業ヲナス場合ハ此限ニアラズ前項ハ箇所ニハ柵圍其他適當ナル設備ヲナシ一定ノ警標ヲ掲グベシ
- 一四、保安係員ハ礦夫入坑前三時間以内ニ瓦斯ノ檢定ヲナスベシ
- 一五、入氣坑口ニ於ケル通氣量ハ一日中ノ最大入坑礦夫數ヲ標準トシ一人ニ付一分間百立方尺以上馬匹一頭ニハ人ノ四倍ノ通氣量ヲ用フルモノト心得ベシ
- 一六、各坑トモ坑内通氣圖ヲ備ヘ氣流ノ通路及方向、裝置並ニ通氣觀測點ノ位置ヲ記入スベシ
- 一七、命令ナクシテ主要ナル通氣上ノ變更ヲナス事ヲ得ズ
- 一八、坑内巡視中ハ門扉、張出、張切、風橋、風管、風橋等ノ通風裝置及風道ニ故障ナキヤヲ注意スベシ又門扉ヲ開キタル儘放置セザル様礦夫ヲ訓練セシムベシ
- 一九、張出ノ裏側ハ常ニ炭塵掃除ヲ爲シ且通氣ノ妨害物ヲ取除クベシ
- 二〇、張切ハ坑道ノ肩壁ニ成可ク近ク設置スベシ
- 二一、張出、風橋、風管ハ切詰近ク延長スベシ且張出ニハ小門ヲ造設スベカラズ
- 二二、通氣路ノ輻狹キ所ニ炭塵其他ノ通氣ノ妨害ヲ來スモノヲ置クベカラズ
- 二三、常ニ風ノ方向及強サニ注意シ若シ通氣ニ異狀ヲ認メ危險ナリト思考シタルトキハ直ニ坑夫ヲ臨機安全ナル箇所ニ集合セシムベシ
- 二四、前項ノ場合ハ直ニ其原因ヲ探求シ適當ノ處置ヲトルベシ
- 二五、坑内ニ電燈ヲ設置セントストキハ豫メ技術管理者ノ承認ヲ受クベシ
- 二六、電燈ハ空中ニ懸垂シ「ドロップ」ヲ使用シ柵木炭壁ニ接セシムベカラズ

- 二七、電燈ノ接續部ニハ故障ノ起リ易キモノナル故常ニ注意スベシ
 - 二八、不要トナリタル電燈線及「ケーブル」等ハ運搬ナク撤去セシムベシ
 - 二九、坑内巡視中ハ常ニ礦夫ガ煙草、機寸、其他發火具ヲ携帯スルナキヤニ注意ヲ怠ルベカラズ
 - 三〇、坑内巡視中ハ常ニ大氣ノ異臭ノ有無ヲ注意スベシ
 - 三一、總テ通氣設備ノ破壊ヲ認メタルトキハ礦夫ヲシテ直ニ係員ニ届出セシムル様平常訓練シ置クベシ
 - 三二、停電又ハ其他突發ノ事故ニヨリ扇風機停止ノ通知ヲ受ケタル時ハ礦夫ヲシテ直ニ安全ナル場所ニ避難セシムベシ
 - 三三、扇風機ノ運轉ヲ停止セントスル場合ハ技術管理者又ハ所長ノ許可ヲ受クベシ
 - 三四、扇風機ノ運轉ヲ停止セントスルトキハ豫メ工作係ト打合せ遺漏ナキヲ期スベシ、運轉停止中ハ可成坑内ヘノ送電ヲ中止スベシ
 - 三五、運轉開始後ハ保安係員ニ於テ各所ヲ巡視シ安全ナリト認ムルニ非ザレバ送電又ハ礦夫ヲシテ就業セシムル事ヲ得ズ
 - 三六、局部扇風機ヲ坑内ニ据付ケ一部ノ通風ヲナスモーター類ハ新鮮ノ空氣中ニ設置スベシ
 - 三七、局部扇風機ノ運轉停止又ハ開始ハ總テ主要扇風機ノ取扱ニ準ズルモノトス
- 三、炭塵ニ關スル事項**
- 一、乾燥炭塵存在スル坑道ニハ撒水又ハ岩粉ノ撒布ヲ爲スベシ乾燥炭塵發生シ易キ切羽ニ於テ探炭ヲナス場合亦同ジ
 - 二、撒水設備ヲ缺クカハ不完全ナル設備ヲ發見シタルトキハ直ニ設備又ハ改善セシムベシ
 - 三、坑道及切羽ニ存在スル炭塵ハ之ヲ掃除シ直ニ坑外ニ撒出スベシ
 - 四、切羽ヨリ車道ニ石炭ヲ撒出スル器具、裝置又ハ方法ニシテ石炭ヲ散逸セシメ又ハ多量ニ炭塵ヲ飛散セシムルモノハ適當ナル豫防方法ヲ施シタルモノノ外之ヲ使用セシムルコトヲ得ズ
 - 坑内ニ於テ使用スル炭車ニ付亦同ジ
 - 五、雇付炭車ハ坑内ニ於テ之ヲ採用、ハルトコトヲ得ズ
 - 六、炭車ニ積載セル石炭ニハ坑内適当ナル箇所ニ於テ其全面ニ撒水スベシ、但シ

- 一、各坑ニハ火藥類取扱人ヲ置キ火藥類ノ受渡及帳簿ノ整理ヲナサシム
- 二、發破係員ハ入坑ノ際火藥類取扱人ヨリ當日豫定使用量ヲ受取出坑ノ際其殘量ト火藥類使用明細日誌トヲ取扱人ニ手渡スベシ
- 三、火藥類ノ取扱及裝填及點火ハ火藥類取扱人及發破係員ノ外之ヲ嚴禁ス
- 四、火藥類携帶者ハ同時ニ電燈及燐寸等ノ發火具ヲ携帶スルコトヲ得ズ、但特ニ許可セラレタル電燈ハ此限ニ非ズ
- 五、石炭ノ燐寸ハ必ず安爆ノ外使用スルコトヲ得ズ
- 六、火藥類ハ可取ニ取扱ヒ電線、裸火、燐寸、燐管其他熱セラレタル物ノ附近又ハ温度高キ處ニ置クベカラズ
- 七、火藥類ハ濕リ易キ所又ハ凍リ易キ所ニ置クベカラズ
- 八、火藥類ニシテ凍結シタルモノハ火若クハ汽罐ニ近ケ又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解スル事ヲ得ズ
- 九、線香ハ必ず定メラレタル容器ニ入レ火藥類、ツツク又ハ其他燃エ易キ物ニ近ツクベカラズ
- 一〇、爆藥及雷管ハ總テ定メラレタル容器ニ別々ニ收納スベシ
- 一一、發火器ハ規定以外ノモノヲ使用スベカラズ
- 一二、發破ヲ行ハントスル時ハ瓦斯及炭塵ニ付キ三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ有無ヲ嚴密ニ検査スベシ、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同ジ
- 一三、乾燥炭塵ノアル場所ニテ發破ヲ行ハントスルキハ必ず其都度撒水(場合ニヨリテハ岩粉撒布)ヲナシ附近ノ炭塵ヲ充分濕メラシタル後之ヲ行フベシ發破後モ直ニ撒水スベシ
- 一四、沼氣量一%以上ノ箇所ニ於テ發破ヲ行フ事ヲ得ズ但シ沼氣量二%ニ達セザ

四、發破ニ關スル事項

- 一、發破ノ前後ニ於テ撒水シ充分石炭ヲ濕潤セシメタル場合ハ此限ニアラズ
- 七、炭塵多キ拂切羽ノ排氣坑道附近ニハ必ず噴霧器ヲ設置スベシ
- 八、噴霧器、岩粉類其他保安裝置ハ毎方検査ヲナシ常ニ完全ニナシ置クベシ
- 九、透堀ヲ勵行シ可成多量ノ塊炭ヲ採掘シ粉炭ヲ少カラシムベシ
- 一〇、炭塵多ク且ツ乾燥シタル部分ニシテ撒水不可能ノ場合ハ坑道其他適當ノ點ニ岩粉ヲ撒布スルカ又ハ岩粉類ヲ設クベシ
- 一一、坑内各所ノ炭塵量ハ常ニ之ヲ觀測シ一定ノ帳簿ニ記入スベシ

- ル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ル場合ハ此限ニ非ズ
- 一五、穿孔面ニ異狀ナクシテ孔底、孔壁ヨリ沼氣ヲ噴出スル場合アルヲ以テ爆藥裝入ノ際ハ豫メ孔口ニ於テ其有無ヲ検査スベシ
- 一六、發破ヲ行フ場合ハ特ニ通氣ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ發破ヲ行フコトヲ得ズ
- 一七、發破ヲ行フ場合切羽ニ壓迫來リタルトキハ其鎖帶ニ歸スル迄之ヲ中止スベシ
- 一八、機械、電線、鐵管其他ノ設備アル箇所附近ニ於テ發破ヲ行ハントスルトキハ先ズ發破除ケノ裝置ヲ爲シタル後ニアラザレバ發破スル事ヲ得ズ
- 一九、發破孔ノ深サハ其透堀ノ深サヨリ淺クシテ可シ而シテ發破孔内ノ粉炭ハ充分ニ掃除スベシ
- 二〇、發破孔ノ徑ハ爆藥ノ徑ニ比シ幾分餘裕アラシムベシ萬一裝填ノ際途中ニ引掛リタルトキハ無理ニ之ヲ挿入又ハ引出セズ其位置ニ於テ爆發セシムベシ
- 二一、爆藥ノ裝填適重ナルトキハ石炭ヲ粉碎シ又量不足ナルトキハ空發ヲナスコトアルヲ以テ常ニ適量ヲ使用スルコトニ注意スベシ
- 二二、炭粉其他可燃性ノモノハ込物トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 二三、爆發ノ裝填用込物ハ必ず粘土(又ハ岩粉)ヲ使用スベシ粘土ハ坑口又ハ坑内適當ノ箇所ニ之ヲ配置スベシ
- 二四、裝填ハ鐵製込棒ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ズ木製ノモノニ限ル
- 二五、裝填中萬一穿孔内ニテ雷管ガ爆藥ヨリ脱出シタルトキハ更ニ新シキ爆藥ニ雷管ヲ挿入結束シテ裝填スベシ
- 二六、電氣發破線ト雷管付小線トノ繼目ハ混線セザル様注意スベシ
- 二七、電氣發破線ノ長サハ少クトモ廿五間以上トシ該線ノ被覆ヲ完全ニスベシ
- 二八、電氣發破線ヲ「ケーブル」、電灯線、電話線、合圖線等ニ接觸セシムベカラズ
- 二九、沼氣アル箇所ニ使用スル場合ハ導火線ト雷管トノ繼目ニ發付油、「グリ」ス、又ハ「ゴムテープ」等ヲ用ヒテ沼氣ノ侵入ヲ防止スベシ
- 三〇、尻管及間管等ヲ使用スベカラズ
- 三一、導火線ノ長サハ少クトモ三尺以上トシ許可ヲ得ズシテ之ヲ切去ルベカラズ

- 三二、點火ハ豫メ附近ノ鐵夫ニ警告シ各通路ニ洩レナク警戒夫ヲ出シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ之ヲナスコトヲ得ズ
- 三三、電氣發破ノ際ハ發破後直ニ發火器ノ把手ヲ取去リ導火線ノ連續ヲ絶ツ事ヲ忘ルベカラズ
- 三四、一回ニ爆發セシムル穴數以上ノ裝填ハ特殊ノ場合ヲ除ク外之ヲ嚴禁ス
- 三五、同時ニ二發以上發破ノ際ハ發破後五分以上其現場ニ近ツクコトヲ得ズ
- 三六、發破器ノ把手ハ必ず係員自身之ヲ携帶スベシ、但シ發破器ト把手ト同體ノモノハ係員ニ於テ常時之ヲ携帶スベシ
- 三七、發破後ハ瓦斯炭塵ノ有無ヲ検査シ且通氣裝置支柱ニ破損ナキヤ又ハ落着ノ有無ヲ検査シ安全ト認ムルニアラザレバ坑夫ヲシテ就業セシムルコトヲ得ズ
- 三八、發破ヲ行ヒタル後發破穴尻ニ不發爆藥ノ殘リ居ラザルヤ又研ノ中ニ爆藥ノ混リ居ラザルヤヲ良好ク検査スベシ
- 三九、發破穴尻ハ更ニ穿孔スベカラズ又空發孔ニ再ビ裝填スベカラズ
- 四〇、不發又ハ合鳴(井鳴)ノ場合ハ十五間以上其場所ニ近ツク事ヲ得ズ
- 四一、不發爆藥ハ掘出スベカラズ手掘ノトキハ一尺以上機械掘ノトキハ二尺以上ヲ隔テテ前ノ孔ト並行ニ更ニ發破孔ヲ穿チテ發破ヲ行ヒ之ヲ收得スベシ
- 四二、前項ノ場合不發ノ爆藥ヲ萬一現場ニテ發見スルコトヲ得ザル時ハ該切羽ノ炭塵ニ目標ヲ付シ直ニ選炭場ニ通知スベシ
- 四三、岩切坑道ニ於ケル一回ノ發破數ハ許可ヲ得タル場合ノ外十發ヲ超ユル事ヲ得ズ
- 四四、乾燥炭塵存在スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非ザレバ同一箇所ニ於テ同時ニ二發以上ノ發破ヲ行フコトヲ得ズ
- 四五、石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順次ニ之ヲ行フベシ
- 四六、貫通近ツキタルトキハ裏切羽ニ警戒ヲ與ヘ且瓦斯及炭塵ノ有無ヲ検査スベシ
- 四七、瓦斯又ハ出水ノ虞アル古洞ニ近ツキタル時ハ六尺以上ノ探孔ヲ穿チ安全ト認ムルニ非ザレバ發破ヲ行フコトヲ得ズ

五、安全燈ニ關スル事項

- 一、安全燈掃除室及油置場ニハ燃質ヲ置クベカラズ
 - 二、安全燈掃除室及油置場ノ扉ハ外方ニ開放スル様築造スベシ
 - 三、安全燈下部ニ空氣ノ入否ヲ檢スル爲メ各個ニ壓搾空氣ノ吹付ヲ行フベシ
 - 四、安全燈室内ニ於テハ特定ノ場所ヲ除ク外裸火ノ使用又ハ喫煙ヲ嚴禁ス
 - 五、安全燈室内ニハ消火器及適量ノ砂ヲ具フベシ
 - 六、安全燈ハ完全ナル鎖鑰ヲ有シ一時二十八日以上ノ金屬製網筒二重ヲ具ヘ其内部ノモノハ鐵製又ハ銅製トシ硝子筒ハ堅牢ニシテ冷熱ノ激變ニ堪フルモノヲ用ヒ其接合部ヨリ空氣ノ侵入セザル様造トナスベシ
 - 七、安全燈ハ一晝夜ニ入坑スベキ鐵夫總數以上ノ數ヲ備フベシ
 - 八、坑内ニ於テハ安全燈又ハ電燈ノ外燈火ヲ使用スル事ヲ得ズ
 - 九、瓦斯ノ存在スル場所ニ於テ使用スル電燈ハ安全裝置ヲ施スベシ
 - 一〇、保安係員及發破係員ハ押發油安全燈又ハ瓦斯檢定燈ヲ使用スベシ
 - 一一、安全燈ニハ必ず名札又ハ番號ヲ附シ使用者ヲ明瞭ナラシムベシ
 - 一二、破損又ハ消火シタル安全燈ノ交換ニ供スルタメ坑内ニ之ガ準備ヲナスベシ
 - 一三、安全燈貸與ノ場合ニハ必ず借用證ヲ徴スベシ
 - 一四、安全燈返納ノ場合ニハ前記借用證ヲ返付スベシ
 - 一五、安全燈返納ノ際ハ破損其他異狀箇所ノ有無ヲ檢査ノ上受取ルベシ
 - 一六、前項ノ場合破損箇所ヲ認メタルトキハ其ノ破損ノ程度ニ依リ別ニ規定セル違約金徴收ノ手續ヲナスベシ
 - 一七、使用安全燈ノ全部ハ少クトモ月一回以上保安係員立會ノ上充分ノ検査ヲナシ其結果ヲ記録シ技術管理者ニ提出スベシ
 - 一八、前項ノ諸規則ハ總テ電氣安全燈取扱ニ之ヲ準用ス
 - 一九、左記安全燈及電氣安全燈取扱規則ハ豫メ鐵夫ヲシテ充分ニ習熟セシメ且規定ヲ勵行セシムル様各自努力スベシ
- 安全燈及電氣安全燈取扱規程
- 第一條 安全燈又ハ電氣安全燈ハ當所ヨリ貸付タル以外ノモノヲ使用スベカラズ
- 第二條 安全燈ヲ受取ル際ニハ良好ク検査シ次ノ如キモノハ安全燈係員ニ申出テ取換ベシ
- (一)鎖鑰ノ不完全ナルモノ。(二)金屬製ノ破損セルモノ。(三)硝子ニ割目アルモノ。(四)硝子又ハ金屬ノ自由ニ廻ルモノ。(五)芯ノ上ゲ下ゲ利カヌモノ。(六)

點火器ノ不完全ナルモノ。(七)風ノ漏ルモノ。(八)油壺ノ漏ルモノ。(九)芯止ノ外レタルモノ。(十)其他不完全ノ個所アルモノ

第三條 安全燈又ハ電氣安全燈ハ溢リニ他人ト取換又ハ貸借スベカラズ
第四條 電氣安全燈ノ電池ハ必ズ腰ニ付ケ電燈ハ所定ノ帽子ヨリ離スベカラズ
第五條 安全燈又ハ電氣安全燈ハ常ニ破損セザル様注意シテ取扱ヒ、如何ナル場合ト雖モ之ヲ開キ又ハ之ヲ閉クニ用ユル器具ヲ携帶スベカラズ
第六條 安全燈ハ常ニ眞直ニ提ゲ溢リニ打振又ハ傾クベカラズ
第七條 安全燈ノ燭ノ高ハ赤線(箭子筒ノ二分ノ一)以下ニ止メ溢リニ之ヲ伸バスベカラズ

第八條 安全燈ハ左ノ如キ個所ニ置クベカラズ
(一)天井ニ近キ所 (二)輻射ノ打當ル處アル所 (三)炭及研ノ落ツル處アル所
(四)水ノカ、ル處アル所 (五)風樋口分庫等風ノ強キ所
第九條 安全燈又ハ電氣安全燈ハ坑内ニ置去リニスベカラズ
第十條 安全燈又ハ電氣安全燈ノ破損又ハ不完全ナル個所ヲ發見シタルトキハ直チニ消火シ安全燈室又ハ安全燈交換所ニテ交換スベシ蓋ニ分解其他危險ナルコトヲ爲スベカラズ

第十一條 安全燈消エタルトキハ風當リ良キ完全ノ個所ニテ充分検査シタル上點火スベシ
第十二條 安全燈ノ燭伸ビタルトキハ靜カニ成ルベク既ク卸シテ安全ナル個所ニ退キ直チニ係員ニ報告スベシ
第十三條 前項ノ場合ニ於テ安全燈ヲ低クスルモ尙縮マラザルトキハ芯ヲ引下ゲ又ハ衣類ニ包ミテ消火スベク決シテ打振又ハ吹消スベカラズ
第十四條 安全燈又ハ電氣安全燈ハ自身安全燈係ニ返納シ決シテ他ニ持出スベカラズ

六、支柱ニ關スル事項

一、落響ニ因ル危害ヲ豫防スル爲メ適當ノ支柱其他ノ施設ヲナスベシ
二、作業着手前ニ天井、壁及支柱ニツキ安全ナル否ヤヲ注意セシムベシ
三、破損後ハ必ズ天井壁及支柱ニ付異状ナキヤヲ検査スベシ
四、割目、松岩、岩煤等ニハ特ニ注意シ吊炭及透割ノ際ハ必ズ切張ヲ施サシムベシ

七、坑内火防ニ關スル事項

一、坑口附近及選炭場ハ坑内ニ準ス
二、坑内巡視中ハ常ニ異様ナル臭氣ノ有無溫度上昇個所ノ有無等ニ注意シ異状ヲ認メタルトキハ直ニ所長ニ報告スベシ
三、自然發火ハ多ク舊探炭跡ニ生ズルモノニシテ之ニ會スル時ハ坑内ノ熱度高キト火災部近傍ノ空氣ノ呼吸ニ適セザルトニ因リ、鑽減ノ手段ヲ施スニ苦ムト少カラズ、殊ニ瓦斯ノ存スル坑内ニ於テハ更ニ其爆發ヲ續出スルノ危險アリ、而シテ火災ノ起ルヤ炭酸瓦斯及酸化炭素ヲ發生シ同時ニ異様ノ臭氣ヲ感ズルニ至ル、然ルトキハ直ニ局部ヲ煉瓦又ハコンクリート其他完全ナル方法ヲ以テ密閉シテ空氣ノ流通ヲ絶チ鎮火セシムルモノトス
四、探炭跡ニ於テ往々發生スル自然發火ノ危險ヲ豫防スルニハ發火ノ虞アル地點即チ溫度ノ著シク昇リタル個所又ハ臭氣ヲ發散スル個所ノ如キハ水ト共ニ土砂ヲ流入充填シ且ツ之ニ通ズル坑道ハダムヲ築キ完全ニ密閉遮斷スルヲ最良策トス
五、瓦斯炭塵爆發ノ發火原因トナルベキモノハ自然發火ノ外、安全燈、發火具、發破及電氣等ナルヲ以テ是等ノ取扱ニハ充分ノ注意ヲ爲シ萬一ノ危險ヲ來サズル様萬全ノ策ヲ講ズベシ又炭塵ノ乾燥シテ浮遊スルハ夏期ヨリモ冬期ニ於テ最も多キモノナレバ特ニ掃除ニ注意スベシ
六、坑内火災ノ場合局部密閉ヲナスニ便ナラシムル爲坑道適宜ノ點ニ防火壁ノ準備ヲナシ置クベシ
七、休業日ニハ已ムヲ得ザルノ場所ノ外坑内ノ發電ヲ停止ス但シ特ニ必要アリテ發電スル場合ハ機械係員必ズ立合フベシ
八、休業日ノ翌日局部扇風機及危險ノ虞アル場所ノ機械運轉開始ニハ保安係員ノ

五、係員ハ常ニ支柱材料ヲ適當ニ配置スベシ
六、係員ハ鐵夫ヲシテ左記支柱事項ヲ遵守セシムベシ

支柱規定
一、坑木ヲ切斷スル場合ハ必ズ係員ノ許可ヲ受クベシ
二、長壁式探炭切羽ニ於テハ切羽面ニ沿ヒ間隔六尺以内毎ニ留又ハ打柱等ヲ施シ其探炭跡ハ必要ニ應ジ木積石垣若シクハ土砂充填ヲ施スモノトス而シテ最終ノ支柱ヨリ探炭面迄ハ六尺ヲ超ユベカラズ
三、掘進個所ニ於テハ主トシテ留又ハ打柱ヲ施スベシ最終ノ支柱ヨリ切詰迄ハ六尺ヲ超ユベカラズ
四、警折又ハ天響惡シキ際ハ特ニ支柱ヲ密接ニ施スベシ
五、仕繰個所ニ於テハ合掌棒、留又ハ打柱ヲ施シ棒先ハ矢木ニテ留メ落響ヲ防止スベシ
六、傾斜急ナル炭層ニ於テハ間隔六尺以内毎ニ打柱ヲ施シ上下警ノ狀態ニヨリ笠木或ハ敷木ヲ施シ其末端ヲ末口合セニ接續シ漸次上下ニ延長スベシ
七、上下警若クハ兩壁堅固ナル個所ハ係員ノ許可ヲ得テ留間ヲ遺タスルカ又ハ支柱ヲ省略スル事ヲ得

八、留足又ハ打柱ハ元口ヲ上ニシ末口ヲ下ニスベシ
九、長壁式切羽ノ打柱ハ末口ヲ削リテ天響ノ自然的ノ下降ニ順應シ打柱ノ折損ヲ防グベシ
一〇、梁ハ必ズ足ヨリ太キモノヲ使用シ且坑道ノ中心ニ直角ナラシムベシ
一一、留足又ハ打柱ハ炭層傾斜ニ直角ヨリ心持立氣味ニ施スベシ
一二、角留ノ足ノ傾キハ充分ニ立テ過ギザル様注意スベシ
一三、梁ハ必ズ足ノ上部ニ當ル處ヲ固ク緊メ置クベシ
一四、矢木掛ケノ際ハ梁ノ中心ニ直接荷ヲ受ケザル様注意スベシ
一五、留ト留トノ間ハ必要ニ應ジ切張ヲ施スベシ
一六、木積ノ下警付ハ成ル可ク根柢ヲナシ臺木ハ警面傾斜ナリニ施スベシ
一七、木積ノ根柢ハ決シテ天井際ニ用ユベカラズ必ズ中間ニ施スベシ
一八、留及木積ノ根柢ハ成ル可ク廣キモノヲ用ヒ尙時々検査シテ緊メ直ス様心掛クベシ

一九、留足及打柱等ハ成ル可ク上下左右出入ナキ様注意シ根柢ヲ怠ルベカラズ

立會ヲ要ス

九、坑内要所、機械座、坑口附近、選炭場等ニハ火防設備ヲ施スベシ
一〇、火防設備ヲ左ノ四種トス
一、消火器、消火栓、消火用水槽
二、貯藏ス尙別ニ帳簿ニ記入シ入換年月日ヲ明ニナシ置クベシ
消火栓「ホース」ハ折疊ミ置キ萬一ノ場合取扱便ニシテセツレザル様ニナシ置クベシ
「ホース」ハ折疊ミ置キ萬一ノ場合取扱便ニシテセツレザル様ニナシ置クベシ
一、各機械座ニハ前記四通りノ設備ヲナスベク入口近クニ施シ且引込水管ノ端ニ撤水用「ホース」一本ヲ常時取付置クベシ
二、坑内詰所、坑口檢査場、坑務係詰所、工作係詰所及監量詰所ニハ「ホース」十間モノ五本、及ビ「ノツツル」二本宛ヲ用意シ外ニ工作係詰所ニハ二吋「ホース」一九及「カツブリング」若干ヲ用意スベシ
此等ノ監理ハ其場所ヲ監督スベキ係ニ於テナスベシ
三、坑内外消火栓ノ位置ヲ各要所ニ圖示スベシ
坑内外全部ヲ圖示スベキ所
應務係、工作係、本坑坑務係、警坑坑務係、勞務係
必要部分ノミ圖示スベキ所
運炭係、各坑坑務詰所、各坑工作係詰所、各坑檢査所、坑内見張、各坑勞務詰所
一四、電氣設備ハ必ズ不燃質物ニテ包ムベシ
一五、電氣設備、電氣機械ノ安全裝置並ニ運轉工ノ監督ニ付テハ常ニ注意スベシ
一六、砂以外ノ設備ハ使用ニ際シ感電ノ恐アルヲ以テ全ク電氣ニ關係ナキ處カ或ハ發電ヲ明ニ停止シタル後ニ非レバ用フベカラズ
一七、各坑工作詰所ニハ乾燥セル砂ヲ充分貯藏シ置クベシ

- 一八、坑内及坑口附近ニ非常倉庫ヲ置ク
- 坑内非常倉庫
 - 張切用八分板 十坪以上 三寸角九尺垂木 二十本以上
 - 八尺幅十間長麻布 一枚以上 釘 若干 粘土一坪以上
 - 坑外非常倉庫
 - 張切用八分板 十坪以上 三寸角九尺垂木 二十本以上
 - 釘 若干 粘土 一坪以上
- 一九、前記火防設備並ニ「ケーブル」坑道、電氣設備等ノ検査ハ直接監督者以外ノ各係主任、擔當者及現場員ヲ加ヘ行フベシ、毎月十五日ヨリ二十日ノ間ニ之ヲ行ヒ其結果ヲ記載シ所長ニ差出スベシ
- 二〇、「ケーブル」布設坑道並ニ機械座附近ハ充分ニ岩粉ヲ撒布スベシ
- 二一、古途及密閉箇所ノ検査ハ時々之ヲ行ヒ記載シ置クベシ
- 二二、係員ハ變災ヲ目撃シ又ハ報告ヲ受ケタルトキハ其處置ヲ講ズル前ニ擔當者又ハ主任又ハ所長ニ急報スベシ
- 急報ヲ受ケタルモノニシテ關係者ニ通報ノ暇ナキトキハ勞務主任又ハ勞務係員ハ各係主任ニ急報スベシ
- 二三、各係ニ於テハ各關係セル消火栓ニツキ「ホース」取付ケ、放水等ヲ時々練習シ常ニ訓練ヲ怠ルベカラズ
- 二四、坑内非常ニ際シテハ勞務係主任ハ直ニ線込者以外ノ者ノ入坑ヲ嚴重ニ取締ルノ方策ヲ取ルモノトス
- 又安全燈室ニ於テハ規定ノ手續ヲナサザルモノハ絕對ニ安全燈ヲ渡スベカラズ

八、坑内ニテ爆發ニ會セン時ノ心得(主トシテ石渡信太郎氏ニヨル)

- 一、爆發ノ認定
 - (一)坑内ニテ空氣ノ大振動ヲ覺エタルトキハ爆發ノ事變起リタルモノト心得ベシ
 - (二)時トシテハ落響ノタメニ通氣門ノ扉扉閉ルノ例、程度ノ空氣ノ大振動ヲ起ス事アリ。熟練ナル坑夫ハ音聲ニヨリ落響ナルヲ爆發ナルヲ區別シ得ベシ

- (三)爆發ノ場合ニハ二回又ハ數回空氣ノ振動來ル事アリ。音聲大ニシテ空氣ノ振動度々來リ其振動強クシテ長ク續ク時ハ大爆發ナル事ヲ知ル可シ
- 二、爆發ニ會セン時ノ最初ノ處置
 - (四)爆發起リタル事ヲ知リタルトキハ精神ヲ沈静シ從ニ喧騒直動ス可カラズ
 - (五)空氣ノ振動來リタル方向ニ注意スルト共ニ瞬時炭壁ノ間ニ隠ル、ヲ要ス
 - (六)燈火ノ保護ハ最モ大切ナリ。最初ノ空氣振動ヨリモ次ニ來ルベキ空氣ノ振動ニヨリ燈火ノ滅セラル、事多キヲ注意ス可シ
 - (七)爆發ノ瞬時水中ニ身ヲ避クルハ避シキ方法ニ非ザルモ長ク水中ニ居ルモ効ナシ直ニ衣類ヲ纏ヒ身體中露出部ヲ少クス可シ頭部ハ可成ク置クヲ可トス
- 三、避難昇坑
 - (八)空氣ノ振動全ク止ミタルトキハ避難ノ準備ヲナスベシ
 - (九)附近ノ空氣ハ新鮮ナルヲ氣流ハ通ジ居ルヲ否ヤヲ檢スベシ
 - (一〇)附近坑道ノ損害程度ヲ檢査スベシ
 - (一一)通過ニ就テハ絶體ニ上役ノ命ニ從フベキモノトス
 - (一二)渠リ居ル人々ノ内背ヲ爆發ニ會セシ經驗アル者アラバ其ノ意見ヲ尊重スベシ
 - (一三)二人以上ヲ一組トシ附近ノ幹線ノ氣道及排氣道ニ至リ跡瓦斯ノ充滿シ居ルヤヲ檢スベシ。此際入氣道ト排氣道トノ門扉ハ開放シ來ルベシ
 - (一四)途中跡瓦斯ニ出會スル危險ナキヲ確メタル後ニ非ザレバ安ニ昇坑ヲ企ツベカラズ
- 四、籠居
 - (一五)探險ノ結果主要坑道ニ跡瓦斯ヲ充滿スル如キ大爆發ナルトキハ「カンパ」其ノ強切材料(若シ無ケレバ衣服ヲ繋ギ合セ)ヲ以テ入氣道ノ入口ヲ閉塞シ通氣上獨立區域トシ各自ハ此區域内ニ數時間籠居ノ覺悟ヲナスベシ
 - 右閉塞箇所ハ上ニ開放シタル門扉ノ奥ヲ選ムベシ
 - (一六)入氣、排氣、交叉スル風橋アルトキハ其ノ一部若クハ大部分ヲ破壊シテ跡瓦斯ガ入氣ト共ニ襲ヒ居リシ場合ハ短絡シテ排氣道ニ入ル様ニナスベシ
 - (一七)且此場合、前項ノ閉塞ハ風橋ヨリ奧ニ於テナスベシ
 - (一八)閉塞區域外ノ氣流ノ變化ハ常ニ注意スベシ
 - (一九)籠居箇所ニハ一箇所ニ多人數集合スル事ヲ避ケ時々其居所ヲ轉ズベシ而シテ

- シテ安全燈ノ火蓋ハ可成小ニスベシ
- (一〇)可燃瓦斯及炭酸瓦斯ノ發生及增加ニ對シテハ特ニ注意スベシ
- (一一)係員ハ平素白蠟ヲ用意シカ、ル場合ニ已テノ避難所ヲ途中炭壁其他ニ記載ス可シ籠居中食事ハ出來ル丈ケ節ス可シ
- (一二)避難所ハ水ノアル所ニシテ鐵管又ハ軌道ノ附近ヲ選ムヲ可トス
- (一三)籠居ハ萬全ノ策ニアラズ救助隊ニ來ラザレバ自ら進んで坑外ニ出ル方ヲ講ゼザル可カラズ因テ適當ノ時間ノ後、探險隊ヲ派シテ進路トスル部分ノ跡瓦斯ノ存否ヲ豫メ調査セシムベシ
- 五、昇坑
 - (一四)昇坑ニハ排氣道ヲ利用スル事ヲ忘ル可カラズ
 - (一五)今ヨリ約三十年前英國ノ某炭坑爆發ニ際シ老練ナル一係員ハ始メハ入氣坑道ヲ歩ミ途中ヨリ排氣坑道ニ入り更ニ又入氣坑ニ出テ遂ニ無事昇坑ノ目的ヲ達シ他ノ入氣又ハ排氣坑道ノミヲ歩行シタル者ハ皆倒レタル例アリ
 - (一六)又豐國炭坑ニテハ明治四十年ノ大爆發ニ際シ右四尺層ノ排氣坑ヲ經テ無事昇坑セシ例アリ

九、附 錄

- 一、沼氣(爆發瓦斯)
 - 一、沼氣ハ其比重〇・五五九ニシテ空氣ヨリモ約半分輕キモノナレバ多クハ天井高落、昇切場等凡テ高所ニ集積シ易シ
 - 二、其純粹ナルモノニ點火スレバ青色ノ煙ヲ放チテ燃燒スルノミナレ共若シ空氣ト混和スルトキハ烈シク爆發スル性アリ即チ空氣中六%ノ時ニ點火スレバ爆發シ九%ヨリ十二%ニ達スルトキハ最モ烈シク爆發ス而シテ其以上ニ達スレバ爆發ノ度次第ニ減ジ三十三%ニ達スレバ燈火消滅ス
 - 三、炭塵存在スルトキハ二%ニテモ烈シク爆發ス
 - 四、濃厚ナル沼氣ハ一種異様ノ臭氣アリテ之ヲ吸入スルトキハ頭痛ヲ感ジ終ニ卒倒墜息スルニ至ル
- 二、沼氣ノ檢定
 - 一、安全燈ヲ用ヒテ沼氣ヲ檢定スルニハ次ノ方法ニ據ルベシ
 - イ、一應改メテ安全燈ノ檢査ヲナシ締リノ不完全ナルモノ或ハ燈蓋ヲ正シ切摘マザル安全燈ヲ用フベカラズ

- ロ、燈蓋ヲ引下ゲ火燭ヲ縮小シテ徐々ニ下層際ヨリ上部ニ及ボシ檢査スベシ燈蓋ヲ引下ゲル程度ハ光輝アル部分ヲ消滅スル程度ニ止ムベシ
- ハ、而シテ三%ノ沼氣ノ存在ヲ認メタルトキハ夫レヨリ上部ノ檢査ヲ中止シテ徐々ニ安全燈ヲ下方危險ナキ所ニ下ゲ其後ニアラザレバ火燭ヲ太ムベカラズ
- 若シ燈火消滅シタルトキハ沼氣ノ危險ナキ場所ニ至ルニアラザレバ點火スベカラズ且往々硝子破損シタルニ氣付カズシテ點火器ヲ使用シタル爲メ爆發ヲ起セシ例少カラザルコトヲ忘ルベカラズ
- 二、安全燈ノ火蓋ニ青色ノ火燭ヲ見タルトキハ沼氣ノ存在ヲ證スルモノナリ而シテ青燭ノ長サト沼氣量トノ比ニシテ「ウルフ」安全燈ニヨリタルモノハ次ノ如シ
 - (バーン氏ニヨル)
 - 沼氣量(空氣百分中)・青燭ノ長サ(口金口ヨリ)
 - 一% 一分五厘
 - 二% 三分
 - 三% 六分
- 而シテ五%ニ達スレバ青燭燈内ニ充滿シ六%ニ至レバ烈シク爆發ス
- 二、沼氣ノ檢査ニハ必ズ次ノ事項ニ注意スベシ
 - イ、天井高落箇所ハ勿論其他天井ノ凹所ニハ沼氣停滯シ易キモノナル故常ニ檢査ヲ怠ルベカラズ
 - ロ、沼氣ハ何時發生又ハ集積スルヤモ知ラザルヲ以テ係員派觀ノ都度毎回必ズ檢査ヲ爲スベシ
 - ハ、斷層ニ遭遇シタルトキ不時ノ出水アリタルトキ又ハ發破後ニハ沼氣ヲ噴出スル場合多シ
 - ニ、風雨等ニ際シ氣壓下降スルトキハ沼氣ノ噴出増大スルモノナリ
 - ホ、扇風機運轉ヲ中止シタルトキハ勿論休業日ノ翌日ニハ坑内各所ニ歷々沼氣ノ集積スルコトアルニヨリ鑽夫入坑前ニハ特ニ檢査ヲ怠ルベカラズ尙平素ト雖モ空切場ニハ沼氣ノ集積シ易キモノナレバ特ニ注意ヲ怠ルベカラズ
- 三、炭 酸 瓦 斯
 - 一、此瓦斯ハ其比重一・五ニシテ空氣ヨリ重キヲ以テ堅坑古洞等ノ凹所ニ集積シ易シ

- 二、此瓦斯空气中五%ヨリ六%ニ達スレバ頭痛ヲ感ジ呼吸スルコト危険ナリ八%ヨリ一〇%ニ達スレバ窒息スルニ至ル
- 三、此瓦斯三%存在スルトキヨリ燈火ヲ著シ六%ニテ之ヲ消滅セシムル故安全燈ヲ以テ其存在ヲ検知シ得ベシ
- 四、電燈ヲ以テ作業スルトキハ炭酸瓦斯存在スルモ判明セザルモノナレバ必ズ外ニ安全燈ヲ携帯スルコト沼氣ノ場合ト同ジ
- 四、酸化炭素
 - 一、此瓦斯ハ不完全ナル燃焼ニヨリ生ズルモノニシテ坑内火災瓦斯炭塵爆發發破ノ際ニ發生ス
 - 二、比重〇・九八ニテ空氣ト殆ソド同重量ナリ
 - 三、此瓦斯ハ頗ル有毒ニシテ空氣中千分ノ一ヨリ已ニ人體ニ有害作用ヲ及シ千分ノ三ヲ超ユルトキハ二十五分間ニシテ人事不省ニ陥ラシムルニ足リ百分ノ一ニシテ速ニ生命ヲ奪フ
 - 四、此瓦斯ノ空氣中ニ存在スルヤ否ヤヲ發見スルニハ小動物例ヘバ二十日鼠、カナリヤラ籠ニ入レテ坑内作業箇所ニ携帯シ置キ其動物ノ斃レシトキハ速ニ退去スベシ
- 五、硫化水素
 - 一、此瓦斯ハ比重一・二ニシテ空氣ヨリ重ク頗ル有毒ナリ
 - 二、此瓦斯ハ一種不快ナル臭氣ヲ有シ容易ニ其存在ヲ知ルコトヲ得

- 六、炭塵
 - 一、炭塵トハ二十日鼠(八分角中四百日)ヲ通りタル微細ノ粉炭ヲ謂ヒ其乾燥シタルモノハ空氣ト混和スレバ劇シク爆發スル性質アリ而シテ其微細ノ度ヲ増スニ從ヒ其爆發性モ劇烈ナリ
 - 二、乾燥炭塵ハ沼氣ト共ニ存在スルトキハ其爆發度最モ劇烈ニシテ炭坑ノ大爆發ハ斷ニ此種ノ爆發ナルコト疑ナキ所ナリ
 - 三、苛クモ探炭スレバ炭塵ヲ生成スル炭塵ハ劇烈ナル爆發性ヲ有スルヲ以テ極力之ヲ無害トナス方法ヲ講ズベキナリ
 - 四、炭塵爆發ヲ豫防センニハ極力炭塵ノ發生ヲ避ケ而シテ發生シタル炭塵ハ之ヲ掃除シ坑外ニ搬出スベシ同時ニ坑内ニ殘存スル炭塵ヲ無害トナスヲ要ス
 - 五、坑内ニ殘存スル炭塵ヲ無害トナスベキ方法中實行シ易キハ撒粉法ト撒粉法ナ

- 六、即チ炭塵爆發ヲ豫防スルニハ其量ニ於テ空氣中一立方尺中浮遊炭塵〇・四以下トナシ堆積炭塵水分含有ニ於テ三割以上(炭塵七分水分)トナシ粉炭混合ノ場合ニ於テハ凡ソ五割以上(炭塵一岩粉一)ノモノトナサザルベカラズ但此等ノ含有量ハ普通坑内ニ於テ生ジ得ル程度ノ最初ノ點火ニ對シテノミ安全ナルベキモ猛烈ナル點火ニ對シテハ安全ナラズ又爆發ノ傳播ヲ阻止スルニ充分ナラズ
- 七、炭塵ニ岩粉ヲ混ズルハ恰モ爆發瓦斯ニ多量ノ空氣ヲ混ジテ之ヲ稀薄ニシ其爆發性ヲ失ハシムルト同様ノ効果ヲ生ジ炭塵分子相互ノ間ニ不燃質ノ障物ヲ造リ燃焼ニヨリ生ズル熱ヲ吸收シ周圍ノ溫度ヲ低下スルモノニシテ尙塵雲ノ重量ヲ重クシ浮揚ヲ困難ナラシムルナリ而シテ炭塵ニ撒水スレバ其ノ蒸發ニ必要ナル潛熱ヲ吸收シヨリ周圍ノ溫度ヲ低下シ塵雲ノ飛揚ヲ困難ナラシムルニ至ル

炭塵炭粉

- 坑内係員心得要項
 - 一、坑内係員ハ坑夫入坑前各切端ヲ巡視シ瓦斯ノ存否上警ノ良否其他危險ノ虞ナキヤヲ調査シタル後坑夫ヲ就業セシムベシ
 - 一、坑内係員ハ坑夫ヲ就業セシメタル場所ヲ毎日午前一回午後一回其他隨時又主要坑道ハ毎日一回以上之ヲ巡視シ保安上ノ事項ニ付當ニ充分ノ注意ヲ拂フベシ
 - 一、坑内係員ハ危險ノ虞アリト認メタル時ハ直ニ坑夫ヲ避難セシメ又ハ他ノ場所ニ變更就業セシムベシ
 - 一、坑内係員ハ危險ノ虞アリト認メタル時ハ作業ノ中止通行ノ遮斷其他適當ノ處置ヲナシ直ニ之ヲ上長ニ報告スベシ
 - 一、坑道ノ掘通其他掘鑿ヲナス場合ニ於テ多量ノ水又ハ有害瓦斯ノ噴出ニヨリ危險ノ虞アル時ハ先遣鑽孔穿鑿其他適當ナル處置ヲナスベシ
 - 一、四十度以上ノ斜坑ヲ掘通スル場合ニ於テハ土石其他ノ墜落ニ因ル危險ヲ防止スルニ適當ナル處置ヲナスベシ
 - 一、探炭場所中炭柱拂箇所等ノ如キ押荷ノ來ル事多キ場所ニハ危急不時ノ用トシテ附近適當ノ場所ニ支柱用材ヲ常ニ準備シ置クベシ
 - 一、堅坑又ハ四十度以上ノ斜坑ノ坑口及其坑道ト交叉スル場所ニハ墜落豫防ノ爲

掘通其他適當ナル設備ヲナスベシ

- 一、作業ノ休止セル場所ニハ人ノ立入ラザル様構圍等ヲ設クベシ
- 一、自動車道掃揚機道其他運轉中ノ炭車ニハ當該係員ノ他乗車スル事ヲ禁ズ
- 一、自動車道及斜坑道等ハ炭車ノ逸走ヲ豫防スルニ適當ナル裝置ヲナスベシ
- 一、自動車道及斜坑道ヲ人ノ通行ニ供スル場合ニハ軌道ノ傍側ニ歩道又ハ白色ノ標示ヲナシタル回遊所ヲ設クベシ
- 一、自動車道及斜坑道ヲ人ノ通行ニ供スル場合ニハ人ノ通行ニ付特別ノ信號ヲ設クベシ
- 一、坑内係員ハ安全燈ヲ以テ隨時坑夫ノ就業セル場所ノ瓦斯及炭塵ノ検査ヲ行フベシ
- 一、坑内含有量一%ナル時ハ發破ヲ、二%ナル時ハ作業ヲ禁止シ三%以上ノ場合ハ人ノ通行セザル様構圍ヲ施スベシ
- 一、坑内係員ハ常ニ空氣ニ注意シ氣流ニ變化ヲ認メタル時ハ門扉、目技ノ密閉、ピラ張出、扇風機等ヲ取調ベ適當ノ處置ヲ採リ直ニ其上長ニ報告スベシ
- 一、坑内係員ハ瓦斯ノ滯積ヲ豫防スル爲メ張出及風管ノ延長ハ作業ニ差支ザル程度ニ可成引立ニ接近セシムベシ
- 一、坑内係員ハ乾燥セル切端其他炭塵ノ浮遊セル所ニハ充分濕潤ナル程度ニ撒水ヲ爲スベシ
- 一、坑内係員ハ瓦斯ノ發生ニツキ左記ノ事項ヲ坑夫ニ對シ注意ヲ與ヘ訓練ヲ積ム事ニ心掛クベシ
 - イ、就業始メノ際又ハ切端ヲ離レテ再ビ就業スル等ノ場合ニハ必ズ瓦斯ノ存否ヲ注意スル事
 - ロ、就業中瓦斯突然噴出スルカ又ハ氣流ニ含ム流レ瓦斯ニ因リ不時ニ燈火ノ伸大スル事アレバ常ニ安全燈ニ對シ注意ヲ怠ラザル事ハ燈火ノ俄ニ伸大スル場合ニハ靜カニ火芯ヲ引ドテ消火セシムベシ決シテ慌テ、吹消或ハ振り消ス等ノ事ヲ爲サズル事
- 一、坑内係員ハ坑夫ノ入坑又ハ出坑ノ際火蓋及喫煙具携帯ノ有無ニ付検査ヲナスベシ
- 一、坑内係員保安上ノ事項ニ付取りタル處置ハ毎日ノ坑内日報ヲ以テ之ヲ報告スベシ

附錄

一、前掲諸項外ハ鐵業警察規則ヲ遵守スベシ

ウルフ安全燈ニ於ケル沼氣瓦斯青燭ノ長サト其含有率

二分ノ一%	〇・五分	一%	一・六分
二分ノ二%	四・一分	三%	九・六分
四分	一九・〇分	五%	金網充滿

小田第二坑

- 保安係員心得
 - 一、保安係員ハ現場交代トス
 - 一、現場狀況並ニ危險豫防ニ付爲シタル處置等ヲ詳細申續キ之ヲ日誌ニ記録スルコト
 - 二、毎日一回以上就業、通行箇所並ニ危險ノ虞アリト認メタル場所(管道、連、目技等)平日通行セザル箇所ハ大事變ノ根源地ト知ルベシ)ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ検査スベシ、若シ危險ノ虞アルヲ認メタル時ハ作業中止、通行遮斷等適當ナル處置ヲ施シ遲滞ナク部長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受ルコト
 - 三、前項ニヨリ作業中止、通行遮斷ヲナセル箇所ハ部長ノ指揮ヲ承クルニアラザレバ再ビ作業ヲ開始シ又ハ遮斷ヲ解クコトヲ得ズ、但シ危險豫防ノ爲メ必要ナル時ハ此ノ限ニアラザルコト
 - 四、含水層層又ハ舊坑道ニ接シテ掘進スル場合ハ先遣鑽孔ノ穿鑿其他適當ナル處置ヲ爲スコト
 - 五、支柱ニ付テハ各個所ニ據リ其ノ方法ヲ研究シ該所ニ最適ナル支柱ヲ施シ腐朽折損ノ有無ヲ調査シ之ガ修覆ヲ怠ラズ、落着等ノ虞アルトキハ直ニ支柱其ノ他ノ設備ヲナスコト
 - 六、切端ニ於ケル支柱方法ハ豫メ之ヲ定メ坑夫ヲシテ之ヲ遵守セシムルコト
 - 七、保坑上必要アル場合ハ其ノ必要ナル材料ヲ便宜ナル場所ニ配置シ故障ヲ未然ニ防止スルコト
 - 八、通氣並ニ坑内衛生ニ注意スルコト
 - 九、毎日一回以上通氣量、氣壓計及寒暖計ノ示度、氣溫並ニ濕度等ヲ測ベ之ヲ通氣簿ニ記載シ置ク事、通氣路ヲ變更ナス時亦同ジ

- 十、坑内實測圖ニハ氣流ノ通路及方面、通氣裝置並ニ通氣觀測點ヲ記載シ置ク
- 十一、捲揚坑道ノ捲立及馬背炭車止メ等ハ勿論軌條ノ修理枕木「ジョイント、ゲージ」等ニ付詳細検査スルコト、尙當業者以外ノ捲揚機車ニ搭乗スルコトヲ嚴禁スルコト
- 十二、捲揚車道ヲ歩道ニ用フル個所ニハ迴避所ヲ設ケ白色ノ標示ヲ爲スコト
- 十三、主要通行坑道ノ分岐點其ノ他必要ナル個所ニハ其ノ名稱ヲ標示シ出口ノ方面ヲ指示スルコト
- 十四、捲揚車道信號線並ニ電話ハ常時完全ニナシ置クコト
- 十五、坑内火氣取扱ニ細心ノ注意ヲ拂フコト
- 十六、不用ニ歸シタル坑道又ハ坑内探掘跡ニハ通行遮斷ノ標示ヲ爲シ又ハ柵圍ヲ設ケルコト
- 十七、火藥取扱心得ヲ從業者ニ周知セシムト同時ニ之ヲ遵守セシムルコト
- 十八、救急治療材料ハ常ニ整備シ置クコト

内務炭礦、小野田炭礦

保安係心得

- 一、保安係員ハ現場交代トス
- 二、保安係員ハ交代毎ニ一回乃至二回礦夫ノ就業個所ノ天井並ニ側壁ニ付キ落岩或ハ崩落ニ就テ仔細ニ調査スルコト
- 三、炭層母岩ノ性質、斷層、或ハ裂隙出水、警ブクレ等ニ付平素注意ヲ怠ラザル事
- 四、坑道其ノ他ノ支柱ニ付キ腐朽或ハ折損ノ有無ヲ調査シ遲滞ナク其ノ交換ヲナス事
- 五、人車ヲ以テ從業者ノ昇降ヲナサシムル個所ニ於テハ一回以上必ズ安全裝置並ニ結鎖等ヲ検査シ然ル後運轉セシムル事
- 六、各運搬坑道ノ保安ニ就テ其ノ責務ニ任ジ捲揚坑道ノ柱立及馬背炭車止メ等ハ勿論軌條ノ修理枕木「ジョイント、ゲージ」等ニ付キ仔細ニ検査ヲナス事
- 七、運搬坑道ノ通行ハ危險多キニ依リ他ニ適當ノ通路ナキ場合ノ外通行ヲ嚴禁スル事

坑内保安係員心得

- 一、保安係員ハ毎日午前午後ニ分チ二回以上各擔任區域ノ礦夫就業場所及通氣並ニ通行坑道ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ検査シ其ノ狀況及礦夫ノ作業狀況ヲ記録シ技術管理者ニ報告スベシ
- 二、保安係員ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ作業ヲ中止シ又ハ通行遮斷ヲナス事
- 三、常ニ天井、柵、打柱等ニ注意シ危險ノ有無ヲ検査スルコト
- 四、落岩ノ虞アル箇所ニ於テ作業スルトキハ豫メ避難ノ途ヲ考慮シ置クコト
- 五、切端ニアリテハ炭層ノ裂目、天井ノ濕氣等ニ留意シ適當ニ打柱ヲ施スコト
- 六、通氣管斷層ニ近附キタルトキハ殊ニ此ノ點ニ注意スルコト
- 七、透掘ヲナス場合ハ常ニ上部ノ狀況ニ注意シ倒壞其ノ他ノ危險ニ對シ充分ナル警戒ヲナスコト
- 八、前各條ノ外坑内ニ於テハ左ノ諸事項ヲ遵守スベシ
- (イ) 規定ノ人道以外ヲ通行セザルコト
- (ロ) 車道ヲ横切り若クハ之ト平行シテ歩行スル場合ニ於テハ炭車ノ通行ニ充分注意スルコト
- (ハ) 瀝リニ通氣管及張出ニ觸レザルコト
- (ニ) 門扉風幕等ハ通過後必ズ舊位ニ復セシメ置クコト
- (ホ) 許可ナクシテ瀝リニ炭車ニ乗ラザルコト
- (ヘ) 炭車ヲ押ストキハ必ズ前方ニ警告ヲ與フルコト
- (ト) 瀝リニ機械類及電線等ニ觸レザルコト
- (チ) 木構内其ノ他警標ヲ掲ゲタル場所ニ立入ラザルコト
- (リ) 帽子、脚絆及足袋ヲ着用スルコト

保安係員服務ニ關スル事項

- 一、保安係員ハ業務課及各坑所ニ配置ス
- 二、各坑ノ保安區域ハ之ヲ數區ニ分割シ各坑所配屬ノ保安係員中ヨリ夫々專任ノ分擔者ヲ置ク
- 三、各坑ノ保安區域ハ作業ノ狀況ニヨリ隨時之ヲ定ム
- 四、保安係員ハ當該坑長若クハ掛長ノ命ヲ承ケ服務シ坑内保安ノコトニ關シテハ常ニ相互充分ナル連絡ヲ保ツベシ
- 五、保安係員ハ變災ヲ未然ニ防キ坑内ノ安全ヲ保持シ作業能率ノ増進ヲ期スルコトヲ主眼トスベシ
- 六、各區保安係員ハ毎日礦夫入坑前三時間以内ニ受持區域内礦夫就業場所通行場所其ノ他危險ノ有無ヲ調査シ夫々保安日報及瓦斯檢定表ニ記註スベシ
- 七、礦夫就業中ハ每方二回以上受持區域内ノ就業場所ヲ巡視シ危險又ハ其ノ虞アルトキハ速ニ相當ノ警告又ハ就業ノ中止通行遮斷其ノ他適當ナル處置ヲナシ遲滞

- 三、保安係員ハ採炭又ハ掘進中落岩ノ虞アル場所ニハ支柱用材ヲ便宜ノ場所ニ配置スル事ヲ要ス
- 四、保安係員ハ礦夫ノ就業場所ニ必要ナル分量ノ空氣ヲ給送スル設備ヲ常ニ考慮シ實施スベシ
- 五、通氣管當員ハ作業日ニ於テ二回以上氣壓計及寒暖計ノ示度ヲ記録シ毎週一回測風器ヲ以テ定メタル觀測所ニ於テ通氣量ノ測定ヲナシ記録ヲ作成シ保安係員ニ明示スベシ
- 六、捲揚中ノ車輛ニハ作業當業者以外ノ乗車ヲ嚴禁ス若シ此レヲ犯スモノアリタルトキハ處罰スルコトヲ要ス
- 七、爆發藥ヲ使用スル就業個所ニ於テハ發破後ノ上層及側壁ニ注意シ採炭方法ヲ礦夫ニ明示スル事ヲ要ス
- 八、坑内火災跡及古洞ノ取分仕様作業ハ有害瓦斯ノ檢定ヲナシ其ノ就業者及事業ニ關係アル係員ニ其ノ狀況ヲ通知セシムル事ヲ要ス

海軍新炭礦

坑内保安

- 一、坑内ニ於テ瓦斯ノ噴出、蓄積、多量ノ出水、自然發火其ノ他異様ノ音響又ハ臭氣等ヲ發見若クハ感知シタル者ハ直ニ之ヲ坑長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クベシ
- 二、坑内掛員ハ礦業關係諸法規ヲ熟知シ且之ヲ遵守スベシ
- 三、發火具、煙草其ノ他危險ヲ伴フ虞アル物品ハ一切坑内ヘ携行スルコトヲ得ズ
- 四、坑内ニ於ケル喫煙ハ指定ノ場所ニ於テ官ノ備付タル煙草及用具ヲ以テスル場合ニ限リ之ヲ許可ス
- 五、坑内ニ於ケル炭塵ノ飛散又ハ爆發ヲ豫防スルため左ノ事項ヲ遵守スベシ
- (イ) 破損セル炭車ヲ坑内ニ送ラザルコト
- (ロ) 炭車ニハ石炭ヲ山盛セザルコト
- (ハ) 坑道其ノ他ニ炭塵ヲ蓄積セシメザルコト已ムヲ得ザル場合ハ岩粉撒布若クハ撒水スルコト
- (ニ) 坑内乾燥シテ炭塵ヲ生ズル虞アルトキハ岩粉撒布若クハ撒水シ尙要スレバ豫メ岩粉撒布ヲ設置スルコト
- 六、坑内ニ於ケル落岩ヲ豫防スル爲左記事項ヲ遵守スベシ

ナク之ヲ當試坑長ニ報告スベシ

- 八、前項ノ巡視状況及處置ハ之ヲ保安日報ニ記述スベシ
- 九、各區保安掛員ハ毎月二回以上及通氣變更ノ都度受持區域ノ通氣測定ヲナスベシ
- 十、各坑保安掛員ハ毎日各區保安日報及瓦斯測定表ニヨリ保安日報ヲ記述シ當該坑長ヲ經テ業務課長ニ提出スベシ
- 十一、各坑保安掛員ハ坑内全坑ニ對シ毎日一回以上局部ニ對シ毎週一回以上通氣測定ヲナシ之ヲ通氣測定簿ニ記述シ毎週一回業務課長ニ提出スベシ
- 十二、業務課保安掛員ハ毎月二回以上各坑ノ通氣狀態並ニ瓦斯及炭塵等ノ量ヲ檢定シ保安ニ關スル各種事項ト共ニ之ヲ業務課長ニ報告スベシ
- 十三、坑内通氣ノ標準ハ左記ニ依ルベシ
 - 入氣坑口ニ於ケル通氣量：一日最大入坑人員ヲ標準トシ一人毎分給氣量一〇〇立方尺以上
 - 通氣量：毎分一、五〇尺以内但シ通氣専用坑道ハ此ノ限リニアラズ
- 十四、保安掛員ハ通氣測定ノ標準ニ違ハズセザルトキ若クハ通氣速度又ハ排氣中含瓦斯量超過スルトキハ速ニ當該坑長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受ケテベシ
- 十五、坑内ニ於テ瓦斯炭塵或ハ火藥ノ爆發若クハ燃焼ノ爲メハ落着キ其ノ他ノ事故ニ依リ死傷者ヲ生ジタルトキハ速ニ之ヲ坑長ニ報告スルト同時ニ之ヲ救助ニ關シ適當ノ手段ヲ講ズベシ
- 十六、前條ノ變災ニ對シテハ其ノ原因及狀況ヲ詳細ニ調査シ尙事後當該箇所ハ勿論其ノ附近ノ作業場ノ保安ニ關シ特ニ安全ノ施設ヲナスベシ
- 十七、含有瓦斯量百分ノ二以上ノ箇所ニ於テハ礦夫就業ヲ禁止スルノ場合ニハ速ニ木柵ヲ設ケ警標ヲ掲ゲ通行ヲ禁止スベシ
- 十八、保安掛員ハ常ニ發破掛員ト氣脈ヲ通ズベシ
- 十九、前各條ノ外保安掛員ハ左ノ諸項ヲ遵守スベシ
 - (イ) 常ニ通氣圖ヲ携行スルコト
 - (ロ) 通氣路ハ必ズ每方巡視スルコト
 - (ハ) 炭層中ニ坑道ヲ掘通スル場合ニ於テ掘出其ノ他之ニ類スル通氣裝置ハ五

十間ヲ超シメザルコト

- (ニ) 交通網繁ナル坑道及主要通氣坑道ニ設ケル通氣門ハ相當ノ間隔ヲ保テ二重トシ且自動閉鎖裝置トナスコト
- (ホ) 通氣門附近ニハ必ズ適當ノ粘土ヲ備ヘ置クコト
- (ヘ) 坑内非常用水溜ニハ常ニ適當ノホヲ貯ヘ且非常用檢ノ検査手入ヲ常ニ忘ラザルコト
- (ト) 切端運搬器ニハ炭塵ヲ飛散セザルモノヲ使用セシムルコト
- (チ) 坑内ニ在ル不燃性物品(殊ニ油類ノ附着セル糸屑布片等)ハ速ニ坑外ニ搬出セシムルコト
- (リ) 主要坑道分岐點其ノ他必要ナル箇所ニハ其ノ名稱ヲ附シ出口ノ方向ヲ指示スルコト
- (ヌ) 新ニ採用セラレタル礦夫ニ對シテハ瓦斯炭塵其ノ他坑内保安ニ關スル事項ヲ充分説明スルコト
- (ル) 坑内作業ニ經驗ナキ礦夫ハ熟練礦夫ノ指揮ヲ受ケ一ヶ月以上練習セシメタル上ニアラザレバ單獨ニ就業セシメザルコト
- (ヲ) 坑内保安ニ關スル事項ニ違背スル者ハ嚴重ニ取締リ遲滞ナク之ヲ報告スルコト
- (ワ) 變災其ノ他ノ異變ハ迅速ニ報告スルコト
- 二十、保安掛員ハ晝食時坑内諸所ニ於テ事業上ノ打合せ並ニ諸般ノ事務ヲ整理スルヲ例トス但シ可及的迅速ニ之ヲ済マシ二時間ヲ超ヘザルコトニ努ムベシ
- 二十一、保安掛員ノ交代ハ現場若クハ坑内諸所ニ於テナシ必ズ左ノ諸項ニ就キ申繼ラナスベシ
 - (イ) 切端ノ狀況ニ關スル事項
 - (ロ) 斷層ノ現出又ハ地層ノ變化ニ關スル事項
 - (ハ) 落着き防禦ニ關スル事項
 - (ニ) 通氣ニ關スル事項
 - (ホ) 瓦斯發生並ニ停滯ニ關スル事項
 - (ヘ) 出水ニ關スル事項
 - (ト) 運搬及捲揚機ニ關スル事項
 - (チ) 車道延長及新トニ關スル事項

古河自尾炭礦、下山田炭礦

保安係員心得

- 第一條 坑内各係員ハ其ノ分掌スル職務ニ依リ職業警規則及當所ノ保安ニ關スル規定並ニ二條以下ノ規定ヲ遵守スベシ
- 第二條 出火山水通風閉止瓦斯爆發發上發炭塵ノ墜落崩壞其ノ他ノ變災ニ對スル處理及非常ノ際ニ於ケル避難並ニ死傷者及窒息者ニ對スル救護ノ方法ハ常ニ考究シ置キ事ニ臨ンデ狼狽セザル様々注意スベシ
- 第三條 受持區域内ハ必ズ二回以上巡視シ異常ノ有無ヲ帳簿ニ記載スベシ但シ特ニ注意ヲ要スル事項ハ詳細ニ交代者ニ申繼グベシ
- 第四條 礦夫ノ就業前各切羽ニ就キ爆發瓦斯ノ存否其ノ他危險ノ有無ヲ點檢スベシ
- 第五條 危險ト認メタル箇所ハ作業ヲ中止シ且通行ヲ遮斷シ遲滞ナク上司ニ報告スベシ
- 第六條 通行遮斷ノ柵ハ危險ノ箇所ヨリ充分ナル距離ヲ隔テテ之ヲ設クベシ
- 第七條 火災出水等變災ノ徵候ヲ發見シタルトキハ適宜應急ノ處置ヲ爲シ上司ニ報告スベシ
- 第八條 變災ノ際ハ沈着ヲ守リ礦夫ヲシテ狼狽セシメザル様々安全ナル場所ニ避難セシメ死傷者ヲ生ゼザル様々努ムベシ
- 第九條 上發炭塵其ノ他ニ危險ノ虞アリ急速ノ處理ヲ要スルモノト認メタルトキハ遲滞ナク應急ノ防護工事ヲ施シタル後上司ニ報告スベシ
- 第十條 不用ノ坑木、木片、炭屑、古籠等ノ燃焼物ハ見當リ次第坑外ニ搬出スベシ
- 第十一條 巡視ノ際ハ常ニ異常ニ注意スベシ若シ異常ヲ嗅ギタルトキハ直ニ其ノ原因ヲ取調ベ上司ニ報告スベシ
- 第十二條 坑道上發ノ塵埃アル箇所及風量不足ノ場所ニハ常ニ瓦斯ノ濃積セルモノト見做シ巡視ノ都度之ヲ検査スベシ昇切羽ニシテ事業休止ノ箇所等亦同ジ
- 第十三條 斷層ニ遭遇シ又ハ不時ノ出水其ノ他ノ變動アリタルトキハ必ズ瓦斯ノ迸發セルモノト看做シ検査ノ上司ニ報告スベシ
- 第十四條 爆發瓦斯ノ有無ヲ検査スルニハ安全燈ニ故障ナキコトヲ確メ且燈温ヲ

- (リ) 排水及唧筒ニ關スル事項
- (ヌ) 礦夫ノ勤怠ニ關スル事項
- (ル) 電燈及動力線ニ關スル事項
- (ヲ) 材料供給狀況ニ關スル事項
- (ワ) 其ノ他特ニ注意ヲ要スル事項
- 二十二、左ノ各條ノ場合ニ於テハ保安掛員ハ職長ノ指揮ヲ受ケテベシ但シ急迫ノ場合應急處理ヲナスハ此ノ限リニアラズ
 - (イ) 切端ノ新設並ニ新開鑿ニ着手スルコト
 - (ロ) 斷層ニ出會ヒ開鑿ノ方向ヲ定ムルコト
 - (ハ) 落着ノ虞アル場所ニ對シテ豫防工事ニ着手スルコト
 - (ニ) 多量ノ出水又ハ有害瓦斯ノ噴出スル場所ニ於テ作業ヲナサシムルコト
 - (ホ) 通氣量並ニ通氣路ヲ變更スルコト
 - (ヘ) 瓦斯排除ニ關スル施設ヲナスコト
 - (ト) 坑内各所ノ修補ヲナスコト
 - (チ) 舊坑溜水排除ノ必要アルトキ
 - (リ) 舊坑ニ貫通ノ虞アルトキ
 - (ヌ) 諸材料ノ使用種類並ニ數量ヲ決定スルコト
 - (ル) 排水溝ノ設置ヲ要スルコト
 - (ヲ) 礦夫ヲ職業セシムルコト
- 二十三、左記事項ハ適宜實施スル事ヲ得但シ事後直ニ之ヲ坑長ニ報告スベシ
 - (イ) 既設切端ノ交付
 - (ロ) 落着ニ對スル應急處置
 - (ハ) 落着ノ虞アル箇所ニ要スル一時的豫防工事
 - (ニ) 切端運進ニ伴フ通氣施設
 - (ホ) 車道ノ修補
 - (ヘ) 排水溝ノ修補
 - (ト) 諸材料ノ交付
 - (チ) 其ノ他事業上臨機ノ處置
- 二十四、前各條ノ外事業上日々ノ出來事ハ詳細之ヲ坑長ニ報告シ尙須要ト認ムル事項ハ之ヲ保安日報ニ記載スベシ

- 冷却セシメタル後必ズ左ノ方法ニ依ルベシ
- (イ) 出来得ル丈ケ燈心ヲ下ゲ火燭ヲ縮少シ徐々ニ検査スベキ場所ニ持チ行クコト
- (ロ) 最下部ヨリ瓦斯ヲ檢シ漸次上部ニ及ボスベシ若危險ト認メタルトキハ検査ヲ中止シ上部ニ及ボスベカラズ下部ニ瓦斯アレバ上部ニハ尙多量ニ存在スルモノト知ルベシ
- (ハ) 安全燈ノ火燭青色帽子狀トナルトキハ百分ノ三以上ノ爆發瓦斯存在セルモノト知ルベシ青色ノ火燭増大シ燈内ニ充滿スルトキハ極メテ多量ニ存在セルモノト知ルベシ又燈内ニ於テ火燭小爆發ヲナストキハ瓦斯ト空氣ト最モ危險ナル割合ニテ混合セルモノト知ルベシ
- (ニ) 燈内ニ瓦斯著シク燃焼スルトキハ直ニ燈火ヲ下ゲ消火スベシ若燈心ヲ下グルモ尙燃焼スルトキハ安全燈ヲ振動セズシテ之ヲ低下シ坑道ノ中央ヲ徐行シテ通風良好ナル場所ヘ退去スベシ
- 如何ナル場合ト雖決テ燈火ヲ口ニテ吹消シ又ハ急ニ下ゲ若ハ烈シク振り或ハ疾走スベカラズ
- (ホ) 瓦斯存在ノ疑アル場合ニテ「デビ」燈ニテ其ノ存在ヲ確ムルコト能ハザルトキハ別ニ備付ノ試験燈ヲ用キ前記ノ方法ニ依リ検査スベシ
- 第十五條 爆發瓦斯ノ存在ヲ認メタルトキハ直ニ左ノ處置ヲ爲スベシ
 - (イ) 鑛夫入坑前ナルトキハ危險區域内ノ入坑遮斷ヲ爲シ若入坑後ナレバ危險區域内ニ在ル鑛夫ヲ退去セシメ他ノ安全ナル場所ニ移スコト
 - (ロ) 坑内大工ニ命ジ瓦斯排除ニ必要ナル工事ニ着手セシメ以テ通風ヲ良好ナラシムルコト
- (ハ) 前號ノ場所ヨリ風下ニ當ル場合ヲ検査シ瓦斯ノ有無ヲ確メ交代係員ニ申繼ノ上其ノ頭末ヲ上司ニ報告スルコト
- 第十六條 多量ノ炭酸瓦斯ハ普通燈火ノ消滅ト呼吸ノ困難及頭痛トニ依リ其ノ存在ヲ覺知シ得ベシ此等ノ覺知ヲ爲シタルトキハ之ガ排除ヲ爲ス迄ハ其ノ場所ニ入場遮斷スベシ
- 第十七條 日々ノ氣壓氣温又通氣量ハ精細ニ觀測點ニ於テ檢定シ觀測表ニ之ヲ記載スベシ
- 第十八條 氣壓計及測風器ハ使用前故障ノ有無ヲ調査スベシ

- 第十九條 日日通風機ノ回轉數及水壓計ヲ檢シ之ヲ帳簿ニ記載スベシ
- 第二十條 通風方向ノ變化及風量ノ増減ハ左ノ場合ニ起ルモノト知ルベシ
 - (イ) 通風機運轉ニ異動アリタルトキ
 - (ロ) 門扉開放ノトキ
 - (ハ) 張出破損シ閉閉不完全ナルトキ
 - (ニ) 風橋ニ損所アルトキ
 - (ホ) 通風分流ニ増減アリタルトキ
 - (ヘ) 坑道ノ上下相貫通シタルトキ
 - (ト) 高落ノ爲坑道ニ故障ヲ生ジタルトキ
 - (チ) 多量ノ瓦斯一時ニ進出シタルトキ
 - (リ) 瓦斯爆發シタルトキ
 - (ヌ) 其ノ他坑内ニ異常アリタルトキ
- 第二十一條 炭壁ノ崩落セルモノ捨石ノ堆積セルモノ坑木ノ散在セルモノ等ハ風進ノ障礙トナルニ付直ニ之ヲ取除クベシ
- 第二十二條 風橋門扉張出ビラ門等ハ巡回ノ都度之ヲ検査シ故障アルトキハ直ニ之ヲ修理スベシ
- 第二十三條 掘進坑道延長シ通風不充分ナルトキハ直ニ張出ヲ爲スベシ
- 第二十四條 鐵管卸ニ於テ張出ヲ爲ス場合ニ於テハ可燃質ノ物ヲ蒸汽管ニ接觸セシムベカラズ
- 第二十五條 張出ヲ爲スニハ人ノ通行スル側ヨリ風ヲ送ル様ニスベシ
- 第二十六條 瓦斯警報セル場所ノ張出ハ漸次ニ延長シ急劇ニ瓦斯ヲ排除スベカラズ
- 第二十七條 門扉ハ風ニ向ヒ開閉スル様自閉式構造ト爲スベシ
- 第二十八條 坑内安全ノ箇所ニ喫煙所ヲ設ケ當ニ線香火ノ絶エザル様注意スベシ
- 第二十九條 發火具携帯者ノ有無ニ注意シ若携帯スル者アルトキハ之ヲ沒收シ直ニ上司ニ報告スベシ
- 第三十條 裸火ヲ使用シ又ハ喫煙所外ニ於テ喫煙スルモノアルトキハ直ニ制止シ上司ニ之ヲ報告スベシ
- 第三十一條 安全燈ヲ毀損シ又ハ燈火消滅シタル爲使用者ヨリ之ヲ申出テタルトキハ直ニ引換ヘ又ハ點火シ與フベシ

- 第三十二條 火藥類ハ當日必要ト思料スル個數ヲ請ホシ必ズ自ラ之ヲ受取ルベシ
- 第三十三條 使用シタル火藥ハ拂下ト坑所持トヲ明確ニ區別シ其ノ個數ヲ證スル書類ト殘品トヲ對照シ相違ナキコトヲ確ムベシ
- 第三十四條 如何ナル場合ヲ問ハズ火藥類ノ授受ハ必ズ他人ヲ使用シ又ハ他人ニ依託スベカラズ
- 第三十五條 受取リタル雷管ハ一個宛箱又ハ紙ニ包ミ危險ヲ豫防スベシ
- 第三十六條 切羽ニ於テ火藥ヲ使用セントスルトキハ込込及込棒ヲ檢査シ然ル後坑夫ニ裝藥ヲ爲サシメ點火ハ必ズ自ラ之ヲ行フベシ若發火セザルトキハ點火後十五分間以上鑛夫ヲ現場ニ至ラシムベカラズ又之ヲ掘出サシムベカラズ且必ズ自ラ爆聲ヲ聞キタル後ニ非ザレバ立去ルベカラズ
- 第三十七條 死傷者發病者及窒息者アリタルトキハ左ノ處置ヲ爲シ直ニ上司ニ報告スベシ尙醫師ノ出張ヲ要スルモノハ其ノ旨急請スベシ
 - (イ) 死者ハ坑外ニ搬出スル迄番ハ附シ置クベシ
 - (ロ) 窒息者ハ通氣良好ナル處ニ安臥セシメ鼻口内ヲ掃除シ人工呼吸法ヲ行ヒ同時ニ醫師ヲ招致スベシ
 - (ハ) 負傷者發病者中自ラ出坑スルコトヲ得ル者ハ直ニ醫局ニ赴カシムベシ但シ萬一ノ虞アル者ハ相當ノ扶助者ヲ附スベシ
 - (ニ) 負傷者中自ラ出坑スルコトヲ得ザル者ハ人背擔架等ニ依リ出坑セシムベシ但シ之ヲ動スコトヲ有害ト認メタルトキハ通氣良好ナル場所ニ安臥セシメ醫師ヲ招致スベシ
 - (ホ) 負傷者ニシテ出血スル局部ニハ繃帶ヲ施スベシ
 - (ヘ) 負傷者發病者ニハ漿ニ飲食セシムベカラズ

二 瀧 炭 礦

坑内現場員心得

坑内現場員ハ常ニ製鐵所ニ出張所事務細則、坑内取締規程鑛夫雇傭及勞役規則、石炭坑爆發取締規程、鑛業警察規則、鑛夫勞務扶助規則、鑛業用火藥類取締規程、火藥類取締規程鑛夫就業手續其ノ他ノ諸規定ヲ遵守シ左ノ各項ニ付特ニ注意スルト共ニ稼働者ニ對シテハ親切ヲ旨トシ殊ニ新採用者又ハ無經驗ノ者ニハ就業箇所ノ狀態稼働方法其ノ他注意事項ヲ充分了解セシムルコトニ努ムベシ

- 第一項 鑛夫就業ノ前三時間以内ニ必ズ其ノ受持區域内ヲ巡回シ危險ノ有無ヲ調査スベシ
- 第二項 晝夜交替勤務者ハ其ノ勤務中ノ事務ヲ詰問ニ於テ交替者ニ引繼ギタル後ニアラザレバ退出スルコトヲ得ズ
- 第三項 危險ノ虞アリト認メタル箇所ニ付テハ其ノ作業ヲ中止シ適當ナル通行遮斷ノ設備ヲ爲シ直ニ之ヲ上官ニ報告スベシ其ノ防備施設ヲ完了シ安全ト認メタル後ニアラザレバ通行遮斷ヲ解キ作業ヲ開始セシムルコトヲ得ズ尙ホ通行遮斷ヲ解キタルトキハ直ニ上官ニ報告ス
- 第四項 各自擔當ノ業務若ハ擔當以外ノ業務ニ關シ變災其ノ他緊急ノ事件ヲ生ジ上官ノ指揮ヲ受タル邊ナキ場合ハ臨機ノ處置ヲ爲シ直ニ之ヲ上官ニ報告スベシ
- 第五項 各員ハ日誌ヲ調製シ毎巡檢ニ於テ認メタル狀況ニ付詳細ニ記載スベシ
- 第六項 各員ハ毎日通氣及瓦斯發生ノ狀況ヲ觀測シ其ノ結果ヲ正確ニ記入シ若シ異動アリト認メタルトキハ直ニ應急ノ處置ヲ施シ之ヲ上官ニ報告スベシ
- 第七項 坑内搬水
 - 乾燥炭塵ノ存在スル箇所ニハ「ホース」又ハ空罐ヲ備ヘ搬水ヲ爲シ充分濕潤ナラシムベシ
 - (イ) 切端ノ狀況及時期ニ依リ異ナルモノ一方一回以上ノ撒水ヲ爲スベシ
 - (ロ) 切端ニ於テ發破ヲ行フ場合ハ其ノ位置ヨリ三間以内ノ區域内ハ充分撒水スルコト
- 第八項 爆發性瓦斯一%以上アル箇所ニ於テハ作業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ノ事項ニ付テハ特ニ鑛長ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得
 - (イ) 一%以上二%以下ノ箇所ニ於ケル稼働
 - (ロ) 二%以上存在ノ箇所ニ於ケル通風裝置ニ關スル作業
- 第九項 採炭切端ニ於テ採炭終業ノ際切端附近ハ採炭先山、后山、其ノ他ハ雜夫ノ爲スベキ箇所トシテ充分掃除ヲ勵行セシムベシ
- 第十項 天井脆弱ニシテ維持上撒水スル能ハザル箇所ハ充分掃除シタル後乾燥煙道灰又ハ遊離酸分少ナキ岩粉ヲ撒布スベシ但シ岩粉等ノ撒布後其ノ表面ニ炭塵ノ堆積ヲ認ムルトキハ更ニ岩粉ヲ撒布スベシ
- 第十一項 捲卸坑道ニ存在スル炭塵ハ隨時運搬ヲシテ掃除セシメ尙ホ必要ト認メタルトキハ採炭休業日ニ大掃除ヲ爲スベシ

掘卸坑道以外ニ於テ必要ニ應ジ一箇月一回以上大掃除ヲ爲スベシ
第十二項 撒水又ハ岩粉撒布ニ要シタル糞夫及工數ハ箇所別トシ其ノ都度日誌ニ
精細ニ記載スベシ

第十三項 採炭切端ニ散在スル炭塵ヲ掃除スルニハ其ノ天井、側壁、床等ノ全部
ニ亙リ充分掃除ヲ爲スベシ尙ホ撒集メタル塵芥ハ撒布ノ上坑外ニ撒出セシムベ
シ
第十四項 掃除ニ要シタル糞夫及工數ハ箇所別トシ其ノ都度帳簿ニ記入スベシ
第十五項 坑内ニ於テ穴藥類ヲ使用セントストキハ豫メ爆發性瓦斯ノ有無ヲ檢
査シ一畧以上存在ノ場所ニ於テハ發破ヲ行フベカラズ

第十六項 總テ坑内ニ於テ普通導火線ヲ以テ發破ヲ行フ場合ハ一箇所同時ニ三發
以上行フコトヲ得ズ
第十七項 火藥類ノ取扱ハ總テ坑内火藥係員自ラ之ヲ爲スベシ
第十八項 火藥ノ裝填ハ必ズ粘土ヲ用ヒ鐵製込棒ヲ用フベカラズ
第十九項 坑内ニ於テ發破ヲ爲サントストキハ危險區域外ニ人畜ヲ遠ザケ安全
ト認ムルニアラザレバ點火スルコトヲ得ズ

第二十項 係員ハ點火ノ後發破ノ有無ヲ調査スルニアラザレバ現場ヲ立去ルベカ
ラズ不發ノ場合ハ點火後約三十分間ヲ經過セザレバ其ノ場所ニ立寄ルベカラズ
第二十一項 不發ノ火藥ハ之ヲ掘出スベカラズ少クモ五寸以上ノ距離ニ於テ前整
孔底部ノ方向ニ傾斜セザル様更ニ穴ヲ穿テ裝藥發破ヲ行ヒ之ヲ調査スベシ
第二十二項 火藥類運搬ノ疑ヒアリト認メタルトキハ速カニ之ヲ上官ニ報告スベ
シ

第二十三項 火藥及發火具携帶者取締上坑口其ノ他適當ノ場所ニ於テ時々携帶品
検査ヲ行フベシ
第二十四項 坑内ニ於テハ發火具又ハ煙具ヲ携帶スベカラズ
第二十五項 坑内信號ハ熟練ナル糞夫ヲ使役シテ之ヲ爲サシムルヲ要ス
第二十六項 入坑ノ際煙具授受ノ場合ハ充分精細ニ之ヲ検査シ受取携帶スベ
シ
第二十七項 扇風機運轉停止ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ左ノ事項ヲ履行スベシ
(イ) 職テ職長ノ指定シタル安全ノ場所ニ糞夫全員ヲ集合セシムルコト
(ロ) 火番所ニ於ケル喫煙ヲ禁ジ安全燈ニ對シ充分注意セシムルコト

(ハ) 坑内ニ對スル送電ヲ停止セシムルコト
前各號中職長ノ許可ヲ得テ其ノ一部ヲ施行セザルコトヲ得
芳雄 炭 礦
保安係員心得

保安係員ノ職務ハ誠ニ重クシテ且ツ大ナリ而シテ其責任ノ重キニ法律ノ上ニ於テ重
キヲ有スルモノナラズ鐵山營業家ニ對シテ實ニ主要ナル機關ノ位置ヲ占ム以此該
係員ノ職ニアルモノハ平素先ヅ己レノ仕事セル處ノ鐵山ノ沿革並炭層及上盤下盤
ノ性狀斷層其他地層 變動ヲ會得シ兼テ現行ノ鐵業警察規則、石炭坑爆發取締規
則其ノ他ノ法令ヲ熟讀シ有害瓦斯ノ檢定及之レガ排除ノ方法ヲ講究シ通氣ノ理法
ヲ究メ殊ニ人命救護法ニ係ル應急法ヲ心得置クコト肝要アリトス其外坑水ノ檢定
及水量測定法ヲ知り且ツ栓入木積及打柱ノ方法ヨリ堰止築造ニ關スル要領ヲ了
シ同時ニ車道、炭車及捲揚ニ係ル注意及鐵夫使役人ノ監督法ヲ考究スルコト亦甚
ダ必要アリ、然レドモ此等ノ事一々記述スル時ハ夥多ノ紙數ヲ要スルヲ以テ其殊
ニ切要ト認ムル事項ヲ摘記シテ參考ノ資ニ供ス保安係員ハ堅ク之ヲ服膺シテ自己
ノ職責ヲ全フスルコトニ注意スベシ

第一 有害瓦斯ノ種類
炭坑ニ於テ發生スル主要ナル瓦斯ハ凡ソ左ノ四種トス
(イ) 破裂瓦斯即可燃炭化水素瓦斯俗ニ瓦斯氣ト稱スルモノ是ハ最モ恐ルベキ
モノニシテ炭層若クハ上下盤、岩龜裂空隙中ニ潛伏ス而シテ此瓦斯ハ空氣ヨ
リ輕キガ故ニ常ニ坑道ノ天井ニ鬱積シ多ク高層ノ個所及昇切羽ニ充積ス
(ロ) 炭酸瓦斯ハ人馬ノ呼吸ヨリ生ジ燈火及火藥使用ノ際又ハ坑木中ニ含有シ或ハ
炭層若クハ風化若クハ瓦斯ノ破裂等ヨリ生ジ又時トシテ坑木中ニ含有シ或ハ
炭層若クハ龜裂中ニ潛伏スルコトアリ
(ハ) 酸化炭素瓦斯是ハ瓦斯ノ破裂又ハ火災ノ際等ニ發生スルモノニシテ人之
ヲ呼吸スル時ハ中毒シテ忽チ倒死スベシ恐ルベキモノナリ
(ニ) 硫化水素瓦斯是ハ腐敗臭卵ノ如キ惡臭ヲ放ツモノニシテ之ニ觸ル、トキ
ハ眼疾ヲ起シ又手足ヲ腐蝕セシムベシ

第二 有害瓦斯豫防
保安係員ハ常ニ有害瓦斯ノ發生ニ注意シ其危險ヲ未發ニ防グコト勿論ナルモ既ニ
ルモノハ平素大ニ注意シテ之ヲ絕對的ニ未發ニ豫防スルノ準備ナカル可ラズ今其
注意事項一二ヲ記述ス可シ
(イ) 何レノ場所ニ火災アルモ直ニ之レガ消防ニ着手シ得ルヤウ平素其順序ヲ
研究シ置クベシ
(ロ) 非常用貯水場ノ位置ヲ心得置キ巡回ノ際ハ必ズ貯水アルヤ否ヤ又備付ノ
水桶ニ異狀ナキヤ等ニ注意スベシ
(ハ) 荷クモ火氣ヲ引ク處ノ燃物即棒ノ屑不用ノ屑汽罐ノ修繕ヨリ生ジタル
廢棄ノ卷鋼鋼筒方ノ使用シタル糸屑等ハ之ヲ掃除シ可成坑外ニ運搬スルコト
ヲ力ムベシ
(ニ) 坑道巡回ノ際ハ常ニ臭氣ト煙トニ注意シ且ツ鐵夫ノ喫煙ヲ堅ク禁止スベ
シ
(ホ) 凡テ非常變災ノ際ハ第一着手ニ鐵夫ヲ救済ス可シ殊ニ火災ノ發見ヲ發見
シタルトキハ即時事務所ニ急報シ速カニ臨機ノ處置ヲ執ルベシ
(ロ) 防火用唧筒ハ平素器械及其附屬物ノ手入れニ注意シ何時ニテモ使用ニ差支
ヘザルヤウ準備シ置クベシ
(ト) 非常變災ノ際ハ從容トシテ秩序ヲ保テ其避難スベキ道ヲ指示シ鐵夫ノ羅
災ヲシテ及ブ限リ少クスルコトヲ努ムベシ

第四 坑水ノ鑑別
坑内ニ湧出スル水ハ種々ノ成分ヲ有シ中ニハ大ニ毒害ヲ帶アルモノアレバ其水質
ヲ鑑定シテ之レガ豫防ノ道ヲ講ジ並ニ坑内ノ出水ヲ防ギ排水ヲ速ニスルコトハ出
炭上ノ關係ハ勿論鐵夫ノ衛生上ニ非常ノ關係アルヲ以テ大ニ注意ヘルヲ可トス
(イ) 濁水ニシテ膠質的ノ臭氣ヲ發シ鐵氣ノ味アルモノハ舊鐵ノ濁水ト鑑定
シ鐵氣ヲ帶ビ時ニ瓦斯ヲ交ヘ水色透明ニ近キモノハ上盤ノ龜裂内ニ含有スル
モノト知ルベシ又透明ニシテ臭氣ナク無味ナル水ハ俗ニ云フ地下水ニシテ白色
又ハ混濁アル水ハ明礬ヲ含ムモノト鑑定シ夫々處置ヲナスベシ
(ロ) 坑内ノ水量ハ一定時間毎ニ測定シ其増減ヲ日誌ニ記載シ置クベシ
(ハ) 臨時ノ出水ヲ見ル時ハ直ニ上役ニ急報シ同時ニ坑内唧筒方ヲ促シ十分豫
防ノ道ヲ講ズベシ

第五 坑内 巡 視
保安係員ハ作業ノ保安ニ關シ法律上至大ノ責任ヲ有スルモノナレバ毎日坑内ヲ巡

瓦斯發生ノ徵候ヲ見破裂ノ恐レアルヲ發見スル時ハ直ニ左ノ處置ヲナス可シ
(イ) 入坑セントスル糞夫ハ其場所ニ近寄ルコトヲ禁ジ既ニ入坑スルモノハ速
ニ其附近ニアル坑夫ヲ退去セシメ現狀ヲ上役ニ報告スベシ
(ロ) 風廻シ大工ヲ呼ビ瓦斯驅逐ニ必要ナル工事を着手シ通風ヲ完全ナラシム
ベシ
(ハ) 前項ノ工事を着手スル迄多少ノ時間ヲ要スル場合ニハ取敢ヘズ掘ヲ設ケ
人ノ通行ヲ禁止ス可シ
(ニ) 瓦斯ヲ排除シ盡ヘマデハ係員ハ其場ヲ離レベカラズ
(ホ) 瓦斯發生ノ場所ヨリ風下ノ部分ヲ検査シテ其存否ヲ測定シ置キ交代ノ際
ハ瓦斯ノ狀態及危險ノ程度其他注意ス可キ事項ヲ務任者ニ由繼キ出坑後上役
ニ詳細報告ス可シ
(イ) 凡テ坑内空氣ノ供給ハ人馬ノ呼吸及點燈ニ差支ヘザルヲ期シ且ツ有毒瓦
斯ヲシテ危險ノ虞ナキマデニ空氣ヲ供給シ同時ニ坑内ノ熱氣ヲ冷却シテ人馬
ノ労働ヲ容易ナラシムルコトヲ目的トスベシ
以上記載ノ外保安係員ハ常ニ坑内風廻シノ順序ヲ熟知シ之レガ取締ヲ能クスルコ
ト肝要ナリ例ヘバ風ハ何レノ方面ヨリ入りテ何レノ場所ヲ通過シ更ニ何レノ處
ニテ分流シ何レノ方面ヲ經テ坑外ニ出ヅルヤ門扉張切ビラ門等ハ何片變何昇卸
ニ設ケアルカ且ツ其門扉張切等ニ故障ハナキカ切羽ハ能ク貫通シツ、アルヤ否
等ニ注意シ少シニテモ異狀ヲ認メタルトキハ上役ニ報告シテ適當ノ處置ヲ施シ其
都度日誌ニ記載シ置クベシ元來人ハ普通ノ時ハ一時間ニ二十八立方呎ノ空氣ヲ
要シ勞動中ハ之レニ三倍ノ量ヲ呼吸シ而シテ馬ハ實ニ人ニ三倍スルモノナリ又安
全燈ハ一時間ニ八立方呎ヲ要スルヲ常トス故ニ入坑人員一人ニ付テハ一分間百立方
呎馬ハ一頭ニ付テ同ク百立方呎ヲ割合ヲ以テ通風スルヲ必要トスルナリ通風
ノ重ンズベキハ實ニ如此此通風路ノ要所ニハ必ズ氣壓計及檢温器ヲ備ヘ而シテ
氣流ノ通路及方向並ニ通風用構造物ト通風觀測點ノ位置ハ坑内實測圖又ハ特ニ調
製シタル通風圖ニ記入シ且ツ洞風器氣壓計檢温器安全燈瓦斯檢定器ヲ以テ測定シ
タル實蹟ハ特ニ製シタル帳簿ニ之ヲ記載シ若シ異狀アルトキハ直ニ上役ニ届
出ヅルヲ要ス

第三 非常 豫 防
坑内ノ非常變災ハ鐵山業ニアリテ最モ損害ヲ蒙ルコトノ甚キモノナレバ係員タ

視シテ危険ノ有無ヲ巡檢スルコトハ鐵業警察上最重要ノコトナレバ其心得方ヲ記述スベシ

- (イ) 坑内ヲ巡視スル時ハ入口前豫メ其順路ヲ定メ甲係員右ヨリ降ルトキハ乙係員左ヨリ入ルト云フガ如クシテ同時ニ同一ノ道ヲ採ラザルコトニ注意ス可シ
- (ロ) 互ニ協議シテ可成平素坑夫ノ通行セザル部分ヲ觀察スベシ
- (ハ) 一名ハ「パイプ」通リ下リ又一名ハ反對ニ同所ヲ上リ常ニ異狀ノ有無ニ注意シ且ツ唧筒機、電氣施設等ニ氣ヲ着ケルベシ
- (ニ) 受持區域外ト雖餘暇アル時ハ巡視スベシ
- (ホ) 常ニ通風坑道ノ巡視ヲ怠ル可ラズ
- (ヘ) 巡視ノ都度必ズ日誌ニ記録シ且ツ上役ニ報告スベシ
- (ト) 巡視ノ際ハ鐵夫ノ熱不熱ニ注意シ殊ニ新參ノ鐵夫ニ對シテハ懇切ニ萬事教示スベシ

第六 柵入木積及打柱法

柵入ノ坑道保存ニ非常ノ關係アルコトハ今更説クヲ要セズ係員ニシテ若シ柵入ノ缺點ヲ認ムルノ技術ナキ時ハ老練ナル修繕工夫モ其人ノ不明ニ乗ジテ自ラ工事ヲ粗末ニナシ高價ノ坑木モ十分ノ効用ヲナサズシテ已ムコトアリ且ツ炭山ニ入り柵ヲ見テ坑員ノ技術ヲ判斷スト云フコトアレバ大ニ注意シテ遺憾ナキヲ期スベシ

- (イ) 柵入ニハ第一柵足ノ穴ヲ堅盤ニ設ケタルコト肝要ナリ柵ノ敷設即チ足中ニ下駄ヲ用ユルコトハ不得已場合ノ外爲ス可ラズ
- (ロ) 柵足ハ太キ方ヲ上ニシテ細キ處ヲ下ニ爲スベシ柵ノ梁上又ハ壁ヲ堅ムルニハ平均ナキヤヲ注意シ且卸柵入ニ付テハ盤反リニ直角ヨリ心持上向ニ施ス可シ
- (ハ) 高キ天井ノ所ノ木積ハ二個以上接続シテ積ミ上ゲ且ツ木積ニアリテハ捨石ノ詰方ヲ大切ニ施ス可シ
- (ニ) 打柱ハ尾元ヲ平ニ盤ニ附着セシメ天井際ノ楔ハ可成二個ヲ用ユ可シ
- (ホ) 初メヨリ柵ヲ入ルベキ坑道ハ天井及壁トモ柵ノ大サニ準ジ可及的凹凸ナキヤウ調整ス可シ
- (ヘ) 壓迫大ナル處ト雖初メヨリ詰柵ヲ入レズ何時ニテモ間柵ヲ加ヘ得ルノ餘地ヲ設ケ置ク可シ

- (ト) 肩盤ニ於ケル木積ハ常ニ肩盤ニ施ス可シ
 - (チ) 新柵又ハ木積ノ落成毎ニ係員ハ杖ヲ以テ缺點ナキヤウ當リヲ試ム可シ
- 第八 掘止築造
- (イ) 煉瓦工事ニ着手スル前ニ盤ノ根切り壁及天井ノ切り込ミヲ充分ニ施シ壓力ヲ受クル方面ヲ廣クシテ楔形ニ爲スヲ可トス但柵ノ平面ニ深ク掘込ム方工事容易ナレバ三方楔形ニ爲スコトヲ安全ナリトス
 - (ロ) 兩壁及天井ニ密接シテ築積スルコト肝要ニシテ特ニ天井際ハ最注意ヲ要ス
 - (ハ) 煉瓦ノ築積ハ正則ニ施工スルハ論ナク壓力ヲ受クル方面ハ全體ニ「セメント」ヲ以テ隙間ヲ塗リ壁及天井際ハ厚ク塗リ固ム可シ
 - (ニ) 掘止築積中ハ係員ハ隨時モ其場ヲ離レズシテ工事ヲ監督ス可シ

保安係員心得

第一條 保安係員ハ技術管理者(若シテハ其代理者)ノ指揮ニ從ヒ坑内作業ノ保安ニ關スル事項ヲ掌リ鐵夫ヲ監督使役スルモノトス

第二條 保安係員ハ毎日一回以上鐵夫ノ入坑前三時間以内ニ鐵夫ノ就業場所及通行場所並ニ危険ノ虞アル場所ヲ巡視シ危険ノ有無ヲ檢査シ安全ト認ムルニアラザレバ鐵夫ヲシテ通行若シテハ就業セシムル事ヲ得ズ保安係員ハ保安日誌ヲ作リ前項ノ都度各場所ニ於ケル巡視ノ狀況及危否ノ豫防ニ就テ爲シタル處置ヲ記入スベシ

第三條 保安係員ハ危険ノ虞アリト認メタル時ハ作業ノ中止通行ニ遮斷其他適當ナル處置ヲ爲シ遲滞ナク之ヲ技術管理者(又ハ其代理者)ニ報告スベシ前項ノ規定ニヨリ作業ヲ中止シ又ハ通行ヲ遮斷シタル場合ニ於テ技術管理者ハ檢査ヲ爲シ危険ノ虞無シト認メタル後ニ非ザレバ作業ヲ開始セシメ又ハ遮斷ヲ解ク事ヲ得ズ

但シ危否豫防ノ爲メ止ム事ヲ得サル場合ハ此ノ限りニアラズ

- 第四條 坑道ノ掘進其他掘鑿ヲ爲ス場合ニ於テ多量ノ水又ハ有害瓦斯ノ暴出ニ因リ危否發生ノ虞アル時ハ先進鑽孔ノ穿鑿其他適當ナル處置ヲ爲スベシ
- 第五條 堅坑ヲ開鑿スル場合ニ於テ土石其他ノ墜落ニ因リ危否豫防スル爲メ適當ナル處置ヲナメシ
- 第六條 墜落ノ虞アル場所ニ於テハ危否豫防ノタメ適當ナル支柱其他ノ設備ヲナスベシ
- 探炭切刃ニシテ上著ノ粗惡ナルトキハ荷合又ハ柵入ヲ爲スベシ
- 第七條 探炭又ハ掘進中特ニ墜落ノ虞アル場所ニ於テ支柱材其他坑内支柱ニ必要ナル材料ヲ作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ
- 第八條 堅坑坑井又ハ四十度以上ノ斜坑ノ坑口及其坑道ト之ト交叉スル個所ニ於テハ墜落豫防ノタメ蓋又ハ板圍其他適當ナル設備ヲ爲スベシ
- 第九條 堅坑及坑井ニ架設スル梯子道ニテモ常時通行ニ供スルモノハ其傾斜ハ八十度以内トナシ少クトモ三十度毎ニ踏板ヲ設ケ梯子ノ上端ハ二尺以上之ヲ突出セシメ又ハ之ニ代ハルベキ適當ナル設備ヲナスベシ
- 但シ深サ百尺以内ノ堅坑又ハ坑井ニ架設スルモノハ此ノ限りニアラズ
- 前項但書ノ場合ニ於テハ梯子ト坑壁トノ間ニ相當ノ間隔ヲ置クベシ
- 第十條 捲揚裝置ニヨリ人ヲ昇降セシムル堅坑ニハ何時ニテモ容易ニ出入シ得ベキ坑ノ坑口ヲ有スル場合ノ外梯子道ヲ架設スベシ
- 第十一條 捲揚裝置ヲ設ケタル堅坑ニ於テ常時通行ニ供スル梯子道ヲ架設スルトキハ其間ニ板仕切其他適當ナル設備ヲナスベシ
- 第十二條 人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置ニハ制動機及深度指示器ヲ設ヘ捲揚超過ヨリ生ズル危否豫防ノ設備ヲ設シ其捲揚臺ニハ上蓋ヲ備フベシ
- 前項ノ捲揚臺ヲ支持スル捲網及附屬金具ハ少クトモ最大荷重ノ十倍ニ耐ユルモノヲ用フベシ
- 綱合ハセタル捲網ハ人ヲ昇降セシムル捲揚臺ノ支持ニ用ユル事ヲ得ズ
- 第十三條 自動車道又ハ捲揚車道ニ使用スル車輛ニハ當該係員又ハ係鐵夫ノ外乗車スル事ヲ得ズ
- 第十四條 自動車道又ハ捲揚車道ニヨリ炭車ヲ運轉スル場合ニ於テハ逸走豫防ノタメ適當ナル面止ヲ設備スベシ
- 第十五條 自動車道又ハ捲揚車道ニ敷設スル坑道ヲ通行ニ供スル場合ニ於テハ白

- 色ノ標示ヲ爲シタル避難所ヲ設ケベシ
 - 第十六條 主要通用坑道ノ分岐點其他必要ナル個所ニハ其名稱ヲ揭示シ出口ノ方向ヲ指示スベシ
 - 第十七條 捲揚用ノ堅坑及坑井並ニ坑内ノ自動車道及捲揚車道ニハ電鈴又ハ引綱ニヨリ信號裝置ヲ設ケベシ
 - 但シ人聲ヲ以テ合圖ヲ爲シ得ル場合ハ此ノ限りニアラズ
 - 第十八條 不用ニ歸シタル堅坑及四十度以上ノ斜坑ハ之ヲ閉塞シ又ハ堅牢ナル板圍其他適當ナル設備ヲ爲スベシ
 - 第十九條 不用ニ歸シタル坑道又ハ坑内探掘跡ニシテ危険ノ虞アルモノハ通行遮斷ヲ標示ヲ爲シ又ハ板圍ヲ設ケベシ
 - 第二十條 業務上ノ傷病者ノ救護ニ必要ナル救急治療用具及材料ハ常ニ坑内事務所ニ備フベシ
 - 第二十一條 坑内ニ於テハ安全燈又ハ電燈ノ外燈火ヲ使用スル事ヲ得ズ
 - 第二十二條 坑内ニ於テハ喫煙ヲ嚴禁ス
- 坑内係員心得
- 一、坑内ノ保安ヲ全フスルコト
 - 二、可及的安價ニ石炭ヲ採出スルコト
 - 三、坑夫ノ安全ヲ保護スルコト
 - 是レ其綱領ニシテ如上ノ目的ヲ達スルニハ乃チ次ノ事柄ヲ會得セザルベカラズ
 - 一、開坑以來ノ坑内事業變遷ノ歴史
 - 何レノ炭山ニ於テモ皆各歴史アリ假令バ或大サノ炭柱ヲ殘シテ探炭セシ時或ハ長壁法ヲ行ヒタル時如何ナル故障ニ遭ヒ又如何ナル利益ヲ收メタルカヲ知ラザルベカラズ
 - 當初ノ探掘方法ノ適當又ハ不適當ナリシ理由、探炭方法ヲ變更セシ理由及ビ利害得失等ヲ知ラザルベカラズ
 - 探炭費受負ノ程度及ビ坑夫取扱方如何ニ變遷セシヤヲ知ラザルベカラズ
 - 出水ノ量及ビ場所等ニ如何ナル變化ヲ生ゼシヤ如何ナル災害ニ遭遇シ如何ナル處置ヲ施シタルヤ
 - 排水又ハ揚炭ニ付如何ナル方法ヲ用ヒ爾後如何ナル改良ヲ施シタルヤ

前記ノ歴史ヲ批判的ニ詳細調査シ以テ現今及ビ將來ノ事業經營ノ資料ニ供スルヲ要スベシ

二、炭層及ビ上下磐岩ノ性状ニ付テハ調査ヲナスベシ
炭層ノ石目ハ如何、昇スハ卸ニ向ヒテ探炭スルカ或ハ片磐ニ沿テ探掘スルカ、熱レガ多量ノ塊炭ヲ得、孰レガ最モ利ナルヤ、上磐即チ天井ノ堅柔ハ如何、若シ高落セバ凡ソ何尺位ニシテ何レノ岩石又ハ炭層ニテ落付タカ下磐ノ堅軟ハ如何、何尺位迄磐打上テ要ヘルヤ、水氣ノ爲メニ上下磐岩ニ膨脹ヲ來スコトナキヤ、炭柱ノ太サ又ハ探炭方法ノ異ナルニヨリテ塊粉ノ割合ハ如何ニナルヤ、炭層中ニ硫化鐵ヲ含有スルヤ否ヤ硫化鐵ノ存在スルトセバ探炭時高落ノ箇所ニ發熱ノ憂ナキヤ否ヤ

上磐ハ漸次墜落スルノ性アルヤ又ハ船底形ニ墜落スルノ癖アルヤ否ヤ
天井ヲ保ツニハ打柱ニテ支テナキヤ入柱ヲ要スルヤ又ハ本柱ヲ要スルヤ、或ハ特ニ或高サマデ天井ヲ削リ又ハ天井ノ一部ノ石炭ヲ殘シ置キテ支柱ヲ施スベキヤ
上下兩磐ノ膨脹ハ水又ハ瓦斯ノ發生ノ兆ナルヤ否ヤ

三、斷層其他地層ノ變動
通例天井ヨリ起リ磐ニ終ル斷層ハ下リ斷層ト知ルベシ之ニ反シテ磐ヨリ起リ天井ニ終ルモノヲ上リ斷層ト知ルベシ

眞直ニ立切若シハ斷層不明ナル斷層ニ遣ヒタルトキハ方向ヲ轉ゼズシテ進行シ斷層先ノ層狀確定ナルヲ俟テ其形及ビ岩石等ニヨリテ始メテ斷層ノ上下如何ヲ判斷シ坑道掘進ノ方針ヲ定ムベシ

當礦業所炭田ノ斷層ハ大體東西ニ走り或所ニテハ數十尺ノ噴逸アルモ同斷層ノ場所ヲ變ヘテ檢スレバ噴逸僅ニ數尺ニナルコトアルヲ忘ルベカラズ
斷層ニ遣ヒ其先ノ炭層ニ連スル目的ニテ斷層線ニ沿テ探掘坑道ヲ穿ツモノアリ然レドモ斷層ニ沿テ坑道ヲ掘鑿スルハ甚ダ危險ナルヲ以テ斷層ニ遣フ時ハ少クモ數間ノ間直進シ斷層先ノ上下變動ノ覺況ニ從ヒ左右若クハ上下ニ進行スルヲ可トス

斷層線ニ於テハ出水瓦斯發生及ビ高落等ノ恐レアルヲ以テ常ニ之ガ豫防ヲ計リ輕率ニ掘進スベカラズ
斷層ハ數個ニ分離スルコトアレバ斷層先ニ石炭ヲ認メ最早變動ナシナドト輕々

ニ判斷ヲ下スベカラズ
上磐ニ變動ナク下磐ノミ噴逸ヲ生ジ又ハ下磐ニ變動ナク上磐ノミ噴逸ヲ起スモノハ一時ノ出來物ト見做シ變動ナキ磐ヲ標準トシテ進行スベシ

炭層ノ形狀上下磐岩ノ性質ヲ充分ニ會得セザレバ斷層ニ遣ヒタル場合ニ於テ其ノ判斷ニ苦シムコトヲ知ラザルベカラズ
斷層ノ狀態ヲ研究シ置キ他日ノ參考ニ供スベシ

四、探炭ノ方法
探炭法ニシテ經濟上利益ナルモノ人命ニ危害ヲ及ボス類キアルモノハ應用セザルヲ可トス

炭層ノ石目ヲ看破シ昇卸又片磐何レノ方向ニ探炭スルヲ便利トナスヤ等ヲ研究セザルベカラズ
松岩現出ノ爲メニ濫リニ切羽ヲ屈曲セザルコト
夾リ其他ノ岩石ヲ石炭ニ混入セシメズ之ヲ切羽ノ一方ニ叮嚀ニ片付ケシムルノ習慣ヲ養成スルコト

切羽ノ保安ニ必要ナル入柱ノ遅レザル様注意スベキコト
坑内ニハ充分ナル坑木ヲ備ヘ坑木ノ缺乏ノ爲メ危險ヲ冒スニ至ラザル様注意ヲ要ス
探炭上目前ノ利害ニモ拘泥セズシテ將來ノ利害得失ニ付テモ充分ニ考慮セザルベカラズ
假令不時ノ災害即チ出水又ハ高落ノ爲メニ或切羽ヲ失ヒタル時探炭ニ差支ヘザル様常ニ豫備切羽ヲ置クコトニ注意スベシ

五、礦業警察規則
礦業警察規則ノ内特ニ坑内係員ノ心得置クベキ事項ハ次ノ如シ
第十二條 保安係員ハ毎日一回以上鐵夫ノ就業場所及ビ通行所並ニ危險ノ虞レアル場所ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ檢査スベシ但シ瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ鐵夫入坑時前ニ之ヲ爲スベシ
保安係員ハ保安日誌ヲ作り巡視ノ都度各場所ニ於ケル狀況及ビ危險豫防ニ付テシタル處置ヲ記入スベシ

第十三條 保安係員危險ノ虞アリト認メタルトキハ作業中禁止通行ノ處斷其他適當ナル處置ヲ爲シ遲滯ナク礦業權者又ハ技術管理者ニ報告スベシ

(第十五條) 同時ニ五十人以上ノ鐵夫ヲ入坑セシムル坑内ニ於テハ其處部ニ於テ連絡シ何時ニテモ出入シ得ベキ裝置ヲ爲シ各坑口間適當ナル距離ヲ有スル二箇以上ノ坑口ヲ設クベシ

鐵務署長必要ト認ムルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ同時ニ五十人未滿ノ鐵夫ヲ入坑セシムル坑内ニ前項ノ規定ヲ適用スル事ヲ得

(第十六條) 坑道ノ掘進其他掘鑿ヲ爲ス場合ニ於テ多量ノ水又ハ有害瓦斯ノ噴出ニヨリ危險發生ノ虞レアルトキハ先遣預孔ノ穿鑿其他適當ナル處置ヲナスベシ

(第十七條) 堅坑ヲ掘鑿スル場合ニ於テハ土石其他物ノ墜落ニ因リ危險ヲ豫防スル爲メ適當ナル處置ヲナスベシ

(第十八條) 探炭中支柱ヲ要スル石炭坑ニ於テハ支柱方法ヲ定メ鐵夫ヲシテ之ヲ遵守セシムベシ

(第二十一條) 坑内ニハ衛生及ビ危險豫防ノ爲メ必要ナル分量ノ空氣ヲ給送スベシ

(第二十三條) 五十人以上ノ鐵夫ヲ入坑セシムル石炭坑ニ於テハ氣壓計及ビ寒暖計ヲ坑口附近適當ナル場所ニ備付ケ保安係員ニ於テ毎日一回以上其ノ示度ヲ通氣簿ニ記入スベシ

(第三十五條) 自動車道又ハ捲揚車道ニ敷設スル坑道ヲ通行ニ供スル場合ニ於テ軌道ノ傍側ニ步道又ハ白色ノ標示ヲ爲シタル回廊所ヲ設クベシ

(第三十六條) 主要通行坑道ノ分岐點其他必要ナル箇所ニハ其名稱ヲ揭示シ出口ノ方向ヲ指示スベシ

(第四十七條) 爆發藥ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
イ、爆發ニシテ凍結シタルモノハ火若シクハ汽離ニ近ヅケ又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解スルコトヲ得ズ

ロ、裝填ハ鐵製込棒ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ(ナイトログリセン)爆發藥又ハ縮火藥ノ裝填ニ込棒ヲ使用スル場合ニ於テハ木製ノモノニ限ル

ハ、點火ハ豫メ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
ニ、點火爆發藥セザルトキハ少クとも十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ズ
ホ、不發ノ裝藥及ビ其ノ込物ハ鐵夫之ヲ掘出スルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受クベシ

爆發藥ノ取扱ニ付テハ前項各號ニ掲グル事項其他注意ヲ要スル事項ヲ定メ鐵夫ヲシテ之ヲ遵守セシムベシ

(第五十一條) 不用ニ歸シタル坑道又ハ坑内探掘ニハ通行遮斷ノ標示ヲ爲シ又ハ欄柵ヲ設クベシ
以上礦業警察規則攷萃ナルモ此外坑内ノ保安及ビ坑夫保護ニ關スル炭坑ノ規定及ビ上校ノ命令ハ必ズ遵守スル行スベシ

六、有害瓦斯ノ檢定及ビ驅除法
炭坑ノ内ニ於テ發生スル主ナル有害瓦斯ハ次ノ四種ナリ
イ、爆發瓦斯即チ可燃炭化水素併ニ瓦斯氣ト稱スルモノ
ロ、炭酸瓦斯
ハ、酸化炭素瓦斯
ニ、硫化水素瓦斯

以上ノ内最モ恐ルベキハ爆發瓦斯ニシテ炭坑若クハ上下磐岩ノ龜裂空隙中ニ潜伏シ切羽ニ斷層際ノ切羽ヨリ發生シ此瓦斯ハ空氣ヨリ輕キガ故ニ常ニ坑道ノ天井ニ蓄積シ多ク高落ノ天井及昇切羽ニ充積ス

純粹ノ爆發瓦斯ハ點火スレバ青色ノ煙ヲ放テテ燃焼シ若シ空氣中ニ三%ノ瓦斯ヲ含ムトキハ普通安全燈火ニ青色ノ火焰ヲ生ジ含有瓦斯ノ量增加スルニ從ヒ火焰ノ長サヲ増シ六%以上ニ達スレバ爆發ノ狀ヲ呈シ九五%ニ至リ最モ激烈ニ爆發スベシ之ヨリ以上ノ瓦斯ヲ含ムトキハ酸素缺乏ノ爲メ破裂ノ度次第ニ減ジ三分ノ一至レバ破裂ヲ起サズ却テ燈火ヲ滅シ同時ニ人ノ之ヲ呼吸スレバ頭痛耳聾ヲ起スモノナリ

一部ニ於ケル少量ノ瓦斯破裂スルモ其被害ハ甚シカラザルガ如ク思フ人アレドモ之ハ大ナル隱患ニシテ此ノ小破裂ハ間々大爆發ノ近因トナリ又炭塵ノ浮遊セル坑道ニ在テハ爆發瓦斯ノ分量僅ニ一%乃至二%ニシテ爆發ヲ惹起スル虞アルト知ルベシ

瓦斯爆發ハ直チニ高熱ヲ起シ強壓四方ニ波及シ非常ノ速力ヲ以テ空氣ヲ振盪シ其ノ道ニアリタル柱支ヲ倒シ炭車ヲ飛シ通風門扉破切、二階等ヲ破リ人命ヲ絶チ高落ヲ生ジ通氣ヲ止メ加フルニ爆發ノ結果炭酸瓦斯ヲ生ズルヲ以テ直接爆發ノ爲メニハ幸ニ死ヲ免カレタル者モ爆發ニヨリ生ズル炭酸瓦斯及ビ其他ノ瓦斯ノ爲メニ窒息スルニ至リ甚シキハ入坑セル全員ノ生命ヲ失フノ實例乏シカラ

炭酸瓦斯ハ人馬ノ呼吸、燈火、火藥ノ使用坑内ノ腐朽、炭層ノ風化等ヨリ發生シ時ニ坑内水ニ含有シ又炭層若クハ龜裂中ニ潜伏スルコトアリ炭酸瓦斯ハ空氣ヨリ遙ニ重ク從テ常ニ低處ニ滲ム故ニ卸ノ切羽、水溜、廢坑、探炭跡等ヲ進行スルニ方リテハ此瓦斯ノ有無ヲ調査セザルベカラズ

空氣中ニ五%又ハ六%ノ炭酸瓦斯ヲ含ム時ハ人體ニ害ヲ及ボシ其量八%乃至一〇%ニ達スレバ燈火ヲ滅シ人ノ呼吸スレバ忽チ窒息スルニ至ルハ古井戸ニ降りテ斃レ舊坑ニ入りテ死スルハ即チ炭酸瓦斯ノ存在スルニ起因ス

酸化炭素瓦斯トハ炭素ト酸素ト等分ニ結合セル氣體ニシテ坑内瓦斯爆發及ビ坑内火災又ハ自然火ノ際ニ發生ス恰モ石油ノ如キ一種異様ノ惡臭ヲ放ツモノニシテ瓦斯ハ常ニ幾分ノ酸化炭素ヲ含有シ之ヲ呼吸スレバ中毒ノ爲メニ倒死スベシ

空氣中ニ一%以下ノ酸化炭素ヲ含有スル場合ト雖モ忽チ人體ニ害ヲ及ボシ初メ頭痛ヲ覺ヘ次テ下肢ヲ痺痺シ終ニ苦痛ヲ感ゼズシテ昏倒スルニ至ル坑内火災ノ際勞働シテ昏倒スルモノアルハ即チ此瓦斯ヲ呼吸スルヨリ起ルモノナリ

硫化水素瓦斯ハ腐敗セシ鳥卵ノ如キ惡臭ヲ放ツモノニシテ坑内ノ出水ニ伴ヒテ間々發生スルコトアリ福浦戸先ニ昇肩ノ探炭跡ヨリ濃厚ナル硫化水素ヲ含有スル水ノ出デタルコトアリ此瓦斯ノ多量ニ發生スルトキハ腐卵ノ臭氣ヲ感ジ眼疾ヲ起シ手足ヲ腐蝕スルコトアリ俗ニ之ヲ眼取瓦斯ト云フ

内何レノ部分ニモ有害瓦斯ノ發生ヲ認メザル爲メ常ニ其検査ヲ怠ルモノ多シ前日痕跡ヲ見ザリシ場所ニ於テ翌日ハ多量ノ瓦斯ヲ發見スルノ實例少カラズ爆發ニ遭シテ始メテ爆發瓦斯ノ存在ヲ知ルガ如キハ油斷ノ最モ甚シキモノト云フ可ク苟モ坑内係員タルモノハ危險ヲ未ダ防ゴトヲ專一トシ日々瓦斯ノ検査ヲ怠ル可カラズ

氣壓降下シ暴風ノ來襲スルガ如キ場合ニハ特ニ瓦斯ノ検査ヲ嚴密ニ行フベシ風量不足ノ場所ニハ必ズ瓦斯伏在スルモノト見做シテ之ガ検査ヲ怠ル可ラズ斷層ニ出會スルカ又ハ不時ニ出水スルトキハ必ズ瓦斯ノ併發スルコトアルヲ以テ之ヲ検査スルコトヲ忘ルベカラズ

昇切羽及ビ坑道天井ノ高落又ハ他ノ原因ニヨリテ空氣アラバ此處ニ瓦斯積積スベキ故ニ常ニ之ヲ検査セザルベカラズ

安全燈ヲ用ヒテ爆發瓦斯ヲ検査スルニハ必ズ次ノ方法ニ依ルベシ

イ、出來得ル丈ケ燈心ヲ下グ火燭ヲ縮少シテ徐々ニ検査ノ場所ニ持テ行クコト

ロ、下方ヨリ瓦斯ヲ檢シ漸次ニ上方ニ及ボス可キ事

ハ、幾分ニテモ瓦斯ヲ發見シタルトキハ其處ヨリ上部ノ検査ヲ止ムルコト下方ニ瓦斯アレバ其上ニハ尙多量ニ存在スルモノト知ルベシ

二、安全燈ノ火尖ニ帽子樣ノ火燭ヲ見ルトキハ三%以上ノ爆發瓦斯アリト知ルベシ青色ノ火燭増大シ坑内ニ充滿スルトキハ極メテ多量ニ存在スルモノト知ル可シ又燈内ニ小爆發ヲ生ズルトキハ瓦斯ト空氣ト最モ危險ナル割合ニ混合シ居ルモノト知ルベシ

ホ、瓦斯ノ存在ヲ發見シ坑内ニテ激シク燃焼スルトキハ燈心ヲ下ゲテ消火スベシ若シ燈心ヲ下グルモ尙燈内ニテ瓦斯ノ燃ユルトキハ安全燈ヲ振動セズシテ可及的ニ之ヲ提テ坑道ノ中央ヲ通行シ新鮮ナル空氣アル場所ヘ退去スベシ如何ナル場合ト雖モ決シテ口ニテ燈火ヲ吹キ消スベカラズ

ヘ、假令普通ノ安全燈ニテ發見シ能ハザルモ瓦斯ノ存在ノ疑ヒアル場所ハ炭坑備付ノ瓦斯檢定燈ニテ検査スベシ

爆發瓦斯ヲ發見シタルトキハ直ニ次ノ處置ヲナスベシ

イ、鑛夫入坑前ナレバ其場所ニ近寄ルコトヲ禁ジ若シ入坑後ナラバ其附近ニア

ル鑛夫ヲ退去セシムルコト

ロ、現狀ヲ上役ニ即報スルコト

ハ、風廻大工ヲ呼ビ通風ヲ完全ナラシメ瓦斯驅逐ニ必要ノ工事ニ著手スルコト

ニ、前項ノ工事ニ著手スルマデニ長時間ヲ要スル場合ニハ不取敢揚ヲ設ケテ人ノ通行ヲ禁ズルコトヲ十間位ノ距離ヲ置キ二重ニ設置スルヲ可トスルコト

ホ、瓦斯ヲ排除シ盡ス迄ハ係員ハ其場所ヲ離去スベカラザル事

ヘ、前項ノ場所ヨリ風下ノ部分ヲ検査シ瓦斯ノ存否ヲ確メ交代ノ係員ニ事實ヲ話シ出坑後右ノ願末ヲ上役ニ報告シ併セテ日誌ニ詳記スベシ

炭酸瓦斯ハ灯火ノ明滅ト呼吸ノ難易及ビ頭痛トニ由リテ檢定スベシ若シ灯火消滅スルトキハ其場所ヨリハ一步モ進行スベカラザルノミナラズ之ガ排除ヲ全フスルマデハ鑛夫ノ近寄り能ハザル丈ケノ豫防ヲナスベシ

舊坑探見ノ爲メ堅坑ヲ下ル際ハ初メ綱ヲ用ヒテ安全燈ヲ下グ其火ノ明滅ヲ試觀スベシ

前項ノ場合空氣ノ流通ヲ能クシテ炭酸瓦斯ヲ驅逐スベシ此場合ニ清水ヲ撒布スルモ幾分ノ効力アルモノナリ

酸化炭素及ビ硫化水素瓦斯等ハ臭氣ニヨリ發見スベク之ガ排除ハ又通風ヲ良好ナラシムルニアリ元來酸化炭素ハ無臭ナレドモ單獨ニ發生スルコト少ク概シ他ノ臭氣アル瓦斯ト混合シテ發生スルモノト知ルベシ

七、通氣ノ原理及方法

通氣トハ絶エズ新鮮ノ空氣ヲ坑内ニ送入シ不潔ノ空氣ヲ坑外ニ排出スルコトヲ云フ

坑内通氣ノ必要ハ次ノ目的ヲ達スルアリ

イ、人馬ノ呼吸及ビ點燈ニ充分ノ空氣ヲ供給スルコト

ロ、有害瓦斯ヲ危險ノ恐ナキ程度迄稀薄ナラシムルノ空氣ヲ供給シ之ヲ坑外ニ排除スルコト

ハ、高温度ノ部分ヲ冷却セシムルニ足ル空氣ヲ供給シ以テ人馬ノ勞働ヲ容易ナラシムルコト

人ノ呼吸ハ一分時ニ平均二十回ニシテ四十立方時ノ空氣ヲ費シ一分間ニ八百立方時ニ至ルニ至リ三立方時ノ空氣ヲ費シ勞働中ニハ此三倍ノ量ヲ要ス

一頭ノ馬ハ人ニ比シ三倍ノ空氣ヲ費シ普通安全燈ハ一分間ニ八百立方時ヲ要ス此外有害瓦斯驅除點燈及發破ヨリ生ズル煙ノ排除等ニ多量ノ空氣ヲ要スベシ

坑内ニ必要ノ空氣量ヲ計算スルニハ人馬ノ員數ヲ標準トスベシ我國爆發取締規則第二條ニハ入氣坑口ニ於ケル通氣量ハ一日中ノ最大入坑人員ヲ標準トシ一人ニ付一分間百立方時ヲ下ルコトヲ得ズトセリ

空氣ハ壓迫ヲ加フレバ重密トナリ温度ヲ高ムレバ膨脹シテ輕稀薄トナリ冷却スレバ凝縮シテ重密濃厚トナルノ性アリテ輕重平均スルコト恰モ水ノ底ニ流レ平衡ヲ保ツニ異ナラズ此特性ヲ利用シ或ハ天然ニ或ハ人工ヲ加エテ可及的輕重密度ノ差違ヲ作製シ以テ其ノ流通ヲ謀ルベキモノトス

通氣上空氣ノ摩擦抵抗ニ次ノ三大原則アリ

イ、摩擦的抵抗ハ坑道ノ摩擦面積ニ正比スルコト

ロ、摩擦的抵抗ハ坑道周邊ノ和ニ其延長ヲ乘ジタルモノナリ

ハ、摩擦的抵抗ハ摩擦面積ト通氣速度ニ等差ナキ限り坑道ノ斷面積ニ反比スルコト

坑道ノ斷面積ナルトキハ抵抗ヲ減ジ小ナル時ハ之ヲ増加ス

ハ、摩擦的抵抗ハ通氣速度ノ平方積ニ正比スルコト速度ニ倍ナルトキ抵抗ハ四倍トナル要スルニ通氣坑道ハ斷面積ニシテ周邊ニ凹凸其他ノ障害ナキ滑カナルヲ宜シトス

炭坑ハ通氣ノ爲メ二個ノ坑口ヲ設ケベキハ鑛業警察規則ニ規定スル處ニシテ一坑ヨリ坑外ニ排出スル此ノ排氣口ヲ上風坑ト稱ス

坑内ニテ相連給シ深サ同一ナル甲乙二個ノ堅坑アリト假定シ之ガ通氣ノ有様ヲ研究セバ次ノ結果ヲ得ベシ

イ、堅坑ノ深サ同一ニシテ人工ヲ加エザル間ハ空氣ノ流通スルコトナシ

ロ、甲ノ堅坑ニ空氣ヲ吹込ミ乙ノ堅坑ヨリ上昇セシムルハ即チ甲坑ノ空氣ニ壓力ヲ加ヘ之ガ密度ヲ増シタル結果ナリ

ハ、甲ヨリ空氣ヲ吸ヒ出シ隨テ乙坑ヨリ流出スルハ吸ヒ出サレタル處ノ空氣稀薄トナリ互ニ輕重平均ヲ失フノ結果ナリ

ニ、甲ノ堅坑内ニ燃火シ又ハ蒸汽管ヲ通シ乙坑ヨリ空氣ノ下降スルハ温度ノ爲メ空氣ニ輕重ノ差ヲ生ズルノ結果ナリ

ホ、甲ノ堅坑口ヲ高ムルトキハ兩坑ノ空氣相流通ス是即チ地熱ノ爲メ兩坑ノ空氣ニ輕重ノ差ヲ生ズルノ結果ナリ之ヲ自然通氣ト稱ス

地中ノ温度ハ四季等差ナク深ク進ムニ從ヒ其度ヲ加フルモ地表ハ常ニ寒暖アリテ之ガ爲メ通氣ニ變化ヲ生ズルコト下圖ノ如シ

但シ空氣流通ノ方向ハ矢ヲ以テ示ス



以上ノ如ク地表ノ寒暖ニ由リ通氣變動ヲ生ズルヲ以テ自然通氣ハ毫モ頼ムニ足ラズ故ニ前記ノハ、ニ、ノ狀態ヲ利用シ專ラ通氣ヲ行フモノト知ルベシ

風廻ノ順序ヲ熟知スルコト

風ハ何レヨリ入り何處ニテ分流シ何處ヲ經テ坑外ニ出ヅルヤ門扉二重門、風橋、

即二階、張切、ピラ門、張出等ハ何片勢何昇何卸ニ設タルヤ分量門ノ太サハ何程ナルヤ等ヲ精シク會得シ風ノ方向ニ異狀ナキヤ門扉張切ニ故障ナキヤ切羽ノ貫通セシニアラズヤ等ニ注意シ若シ異狀ヲ認ムルトキハ上役ニ報告シ適宜ノ處置ヲ施シ出坑後日誌ニ記入スベシ係員ニシテ平素ノ研究不充分ナル時ハ些少ノ異變ハ之ヲ知ルコト能ハザルヲ以テ自己受持ノ區域ハ勿論坑内全體ノ通氣順路ニ注意シ少クモ一週間ニ一度ハ通氣路ノ全部ヲ巡回シ充分通曉スルニ努ムベシ出入ノ際ハ可成上下兩風道ヲ通過スベキコト

門扉ノナキ通氣門ノ門扉及ビ(ピラ)等ヲ通過シタル後ハ必ズ之ヲ閉鎖スルコトヲ忘ルベカラズ

分量門ノ入口ノ大サハ係員ノ許可ナクシテ決シテ之ヲ變更ス可カラズ

落響等ノ爲メ通氣用ノ設備破損セシヲ發見シタルトキハ直チニ之ヲ係員ニ通知スベシ

掘進迅速ニシテ張出ノ長サ切詰ヨリ遠クナリタルトキハ其ノ旨ヲ係員ニ通告シ張切延長受クベシ

通氣方向ノ變化及風量ノ増減ハ次ノ場合ニ起ルモノト知ル可シ

イ、坑内主任ニ於テ特ニ變更増減ヲ施シタルトキ

ロ、門扉開放ノ時

ハ、張切破損スルカ又ハ密閉不完全ナルトキ

ニ、二階ニ損所アルトキ

ホ、分量門ノ開キ方ヲ増減セルトキ

ヘ、切羽ノ貫通セシトキ

ト、高落ノ爲メ坑道ニ故障ヲ生ジタルトキ

チ、多量ノ瓦斯一時ニ噴出シタルトキ

リ、瓦斯爆發ノ時等

風道ノ障害物例ヘバ壁ノ崩壞捨石ノ堆積坑木ノ散在等ハ直チニ取除クベキコト

二階門扉張切張出等ヲ検査シ風ノ漏ル、時ハ直ニ修理スベキ事

切羽延長シ通氣不十分ナルコトヲ發見シタルトキハ直ニ張出ヲ爲スベキコト

瓦斯ノ懸積スル處ハ通過毎ニ必ズ検査ヲ怠ラザルコト

張出ヲナス場合ニハ人ノ通行スル部分ヨリ風ヲ送入スベキコト

坑道狹隘ニシテ張出ヲナスニ窮屈ナルトキハ風戸廻ヲ用フルモ尙ホ切詰ニ爆發

瓦斯アル場合ニハ坑道ヲ切詰メテ張出ヲ施スコト、スベシ

天井際又ハ高落跡ニ爆發瓦斯ノ充滿スルトキハ坑道ニ「ピラ」ヲ下ゲルカ或ハ天井際ヨリ警ニ向ヒ斜板ヲ張リ天井ニ吹キ上ゲシメ又ハ風戸廻ヲ用ヒテ瓦斯ヲ飛散セシムルコト

昇切羽又ハ高落ノ部分ニ多量ノ瓦斯充滿スルトキハ徐々ニ瓦斯ヲ除去スル様一時ニ張切ヲ延バサズ少ク々ツ、之ヲ延長スベキコト

昇切羽ハ切葉ノ儘ニ爲シ置クベカラザルコト假令捨石ヲ詰メルモ其間隙ニ瓦斯充滿シテ甚ダ危険ナルコトヲ知ラザルベカラズ

片磐ノ上ト即チ昇卸ニ捨石ヲ詰メル場合ニハ昇口ヲ密閉シ卸口ハ可成開ケ置クベキコト若シ卸口密閉スルノ必要アルトキハ其下ノ片磐ノ昇口ニ施スベシ

門扉ハ風ニ向ヒテ開ク様設置スルハ勿論必ズ自動的ニ閉ヅル様ノ構造ヲ要ス

新鮮ノ空氣ヲ直路最深ノ坑底ニ送入シ左右ニ分流シテ切羽ヲ廻ハシ終リニ上風坑ニ排出セシムベキコト

但シ分流ヲ多クスル程風量ヲ増シ非常ニ利益アル者ト知ルベシ

八、安全燈使用法

安全燈ハ瓦斯ノ燃焼及爆發危險ヲ防キ普通ノ灯火(カンテラ)ノ如ク坑内火災ヲ惹起スルノ恐少ナク又油ヲ節約シ得ルノミナラズ坑内ノ空氣ヲ汚スコト普通ノ燈火ヨリ少ナキ等ノ利益アレドモ之ガ使用法ニシテ其ノ當ヲ得ザレバ却テ危險ヲ醸スコトアレバ其ノ用法ヲ誤ラザル様注意スベシ

安全燈ノ燃費瓦斯ニ對シ安全ナル理由ハ金網ノ内ニテ瓦斯燃焼又ハ爆發スルコトアルモ火焰ノ熱氣金網ニ吸收セラレテ溫度ヲ低下シ以テ外部ノ瓦斯ニ點火セザルニ在リ然レドモ若シ網ノ目大ニ過グルカ或ハ長ク熱スルトキハ却テ外部ニ灼熱ヲ誘導シ安全燈ノ効用ヲナサザルモノナリ

金網ニ用ユル針金ノ太サハ一時ノ五十分ノ一乃至六十分ノ一ニシテ網目ノ數ハ一時ニ二十八個(二十八メツシユ)ト稱ス即チ一平方吋ニ七百八十四個トス

安全燈取扱法ノ要點次ノ如シ

イ、安全燈ノ掃除ハ頭部丁字ニナシ若シ些細ナリトモ缺點ヲ認ムルトキハ之ヲ坑夫ニ渡スベカラズ

ロ、安全燈ハ其係員ニ於テ渡ス時再ビ鎖錠及其他ヲ精査ニ檢閱スベキコト

ハ、坑夫ガ安全燈ヲ破損スルトキハ違約金ヲ科セラル、故安全燈受取ノ際ニ坑

置クベキ事

燃費物即チ棒ノ屑、不用ノ藤、古繩等ハ見當リ次第取リ片付タルベキコト

叩筒方ノ使用シタル糸屑ハ石油空罐ニ詰メ日々坑外ニ搬出セシムルコト

坑道巡回ノ際ハ常ニ臭氣ト煙トニ注意スベシ

煙ハ發破ヨリ生ジタルモノナルヤ、硫黃ノ臭氣ナルヤ、石油ノ如キ臭氣ナルヤ、煙草ノ煙ナルヤ、木片ノ焦ル臭ナルヤ、石炭ヲ製スル時ノ如キ臭ナルヤ等ヲ確メ風上ニ向ヒ進行シテ其原因ヲ搜索スベシ

自然發火ノ多クハ風道ニ近キ採炭跡ヨリ起ルモノト知ルベシ

坑夫喫煙ヲ嚴重ニ取締ルコト

門番ヲ付セザル二重門張出(ピラ)等ニ異狀ナキヤヲ調査セザルベカラズ

爆發瓦斯ノ發生スル處ハ勿論其附近ヘモ發破ヲ行フベカラズ

火災ノ發破ヲ發見シタルトキハ附近ノ電話所ニ馳セ付テ事務所ニ急報スルト同時ニ適宜消防ノ處置ヲ施シ上役ノ指圖ヲ待ツベシ

消防用備付ノ(布ホース)ハ圓形ニ巻キ込マズシテ凡ソ三尺毎ニ折重ネアルヲ以テ使用後ハ必ズ破損ノ有無ヲ調査シ之ヲ原形ノ如ク折重ネ置クベシ

消防ノ方法手順ハ所長及主任ニ於テ定メ係員ハ皆其命ニ從ヒ仕事ヲ分擔シ自己ノ分擔セル勤務ハ機敏ニ完全ニ實行スルコト

如何ナル場合ト雖モ狼狽セズ坑夫ノ應援セザル様其秩序ヲ保ツ事

坑外事務員ニシテ坑内ニ非常アルコトヲ知リタルトキハ主任、係員器械係ニ之ヲ急報スルト同時ニ坑口ニ至リ坑夫ノ進入ヲ防止スルコト此場合ニハ請願調査及ビ坑夫世話方ヲ呼び出シ加勢セシムルモ苦シカラズ

坑内ノ非常ハ炭坑ニ取リ損害最モ大ナルヲ以テ係員タルモノハ絶對的ニ之ヲ未發ニ豫防スルノ覺悟アルベシ

夫モ之ガ調査ニ注意スルノ習慣ヲ養成スルコト

ニ、金網ニ塵芥粉炭或ハ油ノ附着シタルモノ或ハ錆ヲ生ジタルモノハ坑夫ニ渡スベカラザルコト

ホ、芯蓋ノ自由ニ上下シ得ルヤ否ヤヲ検査スベシ若シ自由ニ上下シ能ハズ或ハ上下ノ際網ニ觸ル、コトアラバ之ヲ坑夫ニ渡シ可カラズ

ヘ、網ノ附着緩ニ失シ自由自在ニ回轉スル者ハ宜シカラザルコト

ト、網ノ目一個ニテモ破損シタルモノハ不可ナルコト

チ、金網ハ悉ク同ジ大サナラザルベカラズ若シ針金屈曲シテ目ニ大小アルモノハ不可ナリ

リ、網目ニハ何物ヲモ貫タベカラザルコト

ヌ、硝子ニ破目アルモノハ坑夫ニ渡スベカラズ

ル、油煙ヲ生ズル程燈火ヲ大ニスベカラザルコト

ヲ、如何ナル場合ト雖モ安全燈ハ火番所以外ニ於テハ開ク可カラザルコト

リ、火番所ニテ開放シタル後之ヲ受取ルトキハ坑外ニテ受取リタルトキト同様ノ検査ヲナスベキコト

カ、安全燈ノ開放破損等ニ關スル規則坑夫ニ對シテハ懸念ニ説諭ヲ加ヘタル上手續書ヲ徹シ嚴格ニ處罰シテ將來ヲ戒シムベキコト

コ、安全燈室ニ揭示セル該規則ヲ暗シジ之ガ違犯者ノ警戒ヲ怠ルベカラザルコト

ト、

ダ、安全燈ヲ借用シタルモノハ入坑シタルモノト見做スベキモノナリ故ニ若シ安全燈室ニ返戻スベキ時刻ニ之ヲ返ヘサマルトキハ其ノ由ヲ坑務係及ビ勞務係ヘ直ニ通知ヲ怠ルベカラズ尙ホ坑務、勞務係ニテハ其人ノ所在ヲ明ニスベシ此ノ通知ヲ怠リタル爲メニ(ランプ)ヲ返サズ他人ノ辨當ヲ盡ミ數日間坑内ニテ怠業シ居リタル實例アリシコトヲ知ラザルベカラズ

ハ、非常豫防法

非常豫防ニ付テハ水管ニ附着シアル非常用(コック)ノ位置ヲ熟知セザルベカラズ

非常用貯水ノ位置ヲ心得置キ巡回ノ際ハ必ラズ貯水アリヤ又ハ備付ノ水桶ニ異狀ナキヤヲ検査ス可キ事

何レノ場所ニ火災アリトモ直ニ之ガ消防ニ着手シ得ベキ様不紊其順序ヲ研究シ

一〇、人命應急救護法

火災出水及ビ瓦斯爆發ノ如キ非常ノ場合ニハ第一着ニ人命ヲ救助スベシ此救護法ニ付心得ヘベキ事項次ノ如シ

イ、瓦斯爆發ノ時ハ直チニ通風ノ改善ヲ謀リ風上ヨリ進行シテ人命ヲ救助スベキモノナルモ坑内ニ火氣アル場合ニハ空氣ヲ送入スレバ再ビ瓦斯爆發ヲ惹起スル恐アルヲ以テ坑内ニ火氣アルヤ否ヤヲ第一ニ確ムルノ必要アルコトヲ忘ルベカラズ

ワ、瓦斯爆發坑内ニ火氣ナキ模様ナルトキハ扇風機ノ回轉ヲ増加シ入氣量ヲ増加スベシ

ハ、火災及ビ出水ノ時ハ避難スベキ安全ナル路ヲ一々坑夫ニ指示スベキコト

ニ、坑内ニ備付アル擔荷及ビ救急箱ハ完全ナルヤ若シ缺乏品アラバ直ニ取寄セ

ホ、怪我人ヲ生ジタルトキハ直ニ電話ヲ以テ坑外事務係ニ急報スベキコト

ヘ、氣絶シタルモノニ對シテハ先ヅ頭首ヲ低クシ衣服ノ緊張セルモノハ悉ク解

除シ冷水或ハ温湯ヲ面部及ビ胸部ニ撒灑スル等ノ處置ヲ爲シ新鮮ノ空氣ヲ呼

吸セシメ醫局ニ送ルベキコト

ト、負傷者ニ對シテハ傷處ヲ緊ク縛リ成ルベク出血セヌ様ニナシ傷所ニハ消

毒細紗ヲ貼リ細帯ヲ施シ醫局ニ送ルベシ

チ、即死者ニ對シテハ假死ナルヤ眞死ナルヤ素人ニハ不明ナルニ付直ニ醫局ニ

報告スルト同時ニ送院ノ手續ヲナスコト

一、舊坑探検ノ方法

舊坑(古跡)又ハ(探炭跡)トハ昔探掘セルモノト近年ニ至リ自ら探炭シタル

跡トヲ問ハズ常ニ出入シ能ハズシテ其ノ實況不明ナルモノヲ云フ、往昔ノ探掘

ノ跡又ハ近年ノモノニテモ他人ガ探行セシモノハ圖面ナキヲ以テ勿論危險ナレ

ドモ自ら探炭セシ所ニシテ坑内圖ニ明瞭ナリト雖ドモ數年間出入セザルトキハ

或ハ瓦斯充滿シ或ハ溜水ノ箇所アリテ甚ダ危險ナレバ其附近ニ接近シ又ハ之ヲ

開カントスルトキハ可及的ノ注意ヲ加ヘ正當ノ順序ヲ踏ミテ探見セザルベカラ

ズ舊坑ヲ開ク時ハ次ノ注意ヲ要スベシ

イ、往昔ノ舊坑ニ付テハ可及的ノ古老ノ傳説ヲ聞キ合ハスコト

ロ、往昔探掘當時ノ排水ノ方法ヲ調査スルコト

ハ、廢坑セシ原因ヲ調査スベキコト

ニ、舊坑附近ニ開坑スル場合ニハ第一ニ其舊坑ヲ探リ其深淺廣狭等ヲ調査シ之

ヲ圖面ニ載セ其ノ狀況ヲ一日瞭然タラシムルコト

ホ、坑内ヨリ舊坑ニ向ヒ進掘スル場合ニハ常ニ切詰ニ試錐ヲ施スベキコト

ヘ、試錐孔ヨリ多量ノ出水アラバ之ヲ一時防止スル爲メ豫メ木柱ヲ數個作り置

クベキコト

ト、試錐孔ヨリ水ノ外ニ瓦斯ノ噴出スルコトアルヲ知ラザル可ラズ

ニ、水量ハ一定ノ時間毎ニ測定シ増減ヲ確ムベキコト

一三、爆發物ノ取扱及ビ使用法

雷管ヲ附シタル爆發物乾電池ヲ同時ニ携帯スベカラズ此ノ爲メ變災ヲ起シタル

實例アリ

爆發ハ裸火ニ近付ケ又ハ高温度ノ所ニ貯藏スベカラズ

寒氣ノ爲メ凝結セシトキハ使用ニ先ダチ必ラズ炭坑備付ノ温湯ヲ利用シテ作り

タル温メ器ニ入レテ融解セシムベキコト

導火ニ雷管ヲ締付タルニハ口ニテ行ハズ必ラズ挟ミ道具ヲ用ユベキコト

不良ノ導火ハ不發ノ原因トナルヲ以テ若シ折目アリ又ハ濕氣ヲ帶アルモノハ容

赦ナク其部分ヲ切り棄ツベキコト

導火ノ雷管ニ接スル部分ハ必ズ切口ヲ新ニナスベキコト

雷管内ニアル銅屑ハ口ヲ下方ニナシ二三度板ノ上ニテ輕ク打チ出シ決シテ掘リ

出ス可カラザルコト

電氣雷管ハ爆發ノ中ニナルベク深ク押込ムヲ宜シトス

導火ハ時々燃焼ノ速度ヲ試験スベキコト普通導火ハ一分間ニ二尺位ノ割合ニテ

燃焼スルモノトス

發破ヲ禁ズベキ場合ハ下ノ如シ

イ、十間以内ニ爆發瓦斯ノ存在スルトキ

ロ、炭塵ノ空中ニ浮遊スル場所

ハ、天井ニ高落アリテ瓦斯ノ有無ヲ検査スルコト能ハザル所ノ近傍乾燥セル粉

炭ノ堆積セル附近天井ニ龜裂アリテ瓦斯發生ノ虞アル附近及ビ甚シキ壓迫ノ

來ル場所等ニ發破ヲ行フベカラズ

發破孔ノ位置ヲ定ムルニハ石炭岩石ノ間ハ龜裂ニ注意スベキコト

爆發ヲ發破孔ニ装入スルニハ木製ノ込棒ヲ以テ徐々ニ押込ミ孔底ニ達シタル時

靜ニ壓迫シ更ニ第三第三順次ニ押込ミ最後ニ雷管ノ附シタル物ヲ装入スベキ

コト但シ如何ナル場合ト雖モ棒ニテ打込ム可カラズ又無理ニ押込ム可カラズ

雷管ノ附シタル爆發ハ決シテ壓迫スベカラザルコト

爆發ヲ装入スルニハ決シテ金屬製込棒ヲ用フベカラズ鑿孔用搔出棒ハ必ラズ銅

チ、掘進坑道ニシテ愈々舊坑ニ接近シタルトキハ其附近ノ堅固ナラザル坑道ハ

木積ヲ施シ或ハ硬詰ヲナシ又ハ打柱ヲ施シテ安全ヲ謀ルコト

リ、舊坑ニ溜水ナク炭酸瓦斯充滿シ試錐孔ヨリ噴出スルトキハ直ニ木柱ヲ打込

ミ其ノ附近ニ柵ヲ施シ此處ニ入ルコトヲ防止スベキコト

ス、舊坑ニシテ斷層ニ遭ヒテ探炭ヲ中止シタル場合甚ダ多ケレバ舊坑ニ向ヒ掘

進スルニ當リ斷層ノ如キ變動ノ徵候アルトキハ特ニ注意シ試錐ヲ八方ニ施ス

ベキコト

ル、古廢坑ニ始メテ下ルトキハ入坑前豫メ燈火ヲ下シテ炭酸瓦斯ノ有無ヲ調査

スベキコト

舊坑内ヲ始メテ歩行スルトキハ瓦斯ノ有無ハ勿論天井ノ善惡ニ注意シ聊カニテ

モ危險ノ恐アルトキハ棒入ヲナシタル後進行スベキコト

舊坑探検ノ場合ハ二人以上同伴シ互ニ二三間ノ間隔ヲ置キテ進行スベシ

係員以外ノ者ハ舊坑ニ入ラザル様豫防スベキコト

再ビ入坑スベキ必要ナキ舊坑ハ十分ニ密閉シ雨水ノ浸入ヲ防止スルノ工事ヲ施

スベキコト

十二、坑内水善惡ノ檢定法及ビ水量測定法

坑内ニ於テ新ニ出水スル時ハ第一ニ水質第二ニ水量ヲ檢定シ其ノ概況ヲ急報ス

ベシ但シ水質ハ其色味及ビ其臭氣ニ由リ略ボ檢定ヲ得ベク其要點ヲ舉

グレバ次ノ如シ

イ、濁水ニシテ聊カ腐敗卵ノ臭氣ヲ發シ鐵氣ノ味アルモノハ舊坑ノ溜水ト鑑定

シ得ベキコト、如斯水ノ通過セシ處ハ赤色ニ變ズルコト多シ

ロ、透明ニシテ臭氣ナキ水ハ俗ニ地水ト稱シ永ク湧出スルモノト見做スコトヲ

得ベシ

ハ、透明ニシテ腐卵ノ臭氣ヲ放ツモノハ硫化水素瓦斯ヲ含ムモノトシルベシ此

ノ水ハ手足ノ表皮ヲ害シ眼病ヲ起シ甚ダシキ時ハ中毒ヲ起ス恐アレドモ早晚

水量減少スルカ又ハ臭氣漸次ニ消散シテ普通ノ湧出ニ變ズルコト多シ

ニ、粘土ヲ交ジヘ甚シク混濁セル水ハ漸次減少スルコトアレドモ水口ノ附近ハ

木積ヲ施シ高落ヲ防グベキコト

ホ、出水ヲ一見シテ大概ノ量ヲ鑑定シ得ル様常ニ研究シ置クベキコト

ヘ、卸ニ浸水スルトキハ何十分間ニ(匍水)何尺又ハ何間、立水何尺何寸ト兩

製ナルベキコト

發破孔ニ裝藥シ其上部ヲ充墳スルニハ粘土或ハ水ヲ用ヒ決シテ粉炭、藥ノ如キ

可燃質ノ物ヲ使用ス可カラザルコト

破壞スベキ岩石又ハ石炭ノ量ニ比シ不相應ニ多量ノ爆發物ヲ使用ス可カラズ

空發即チ俗稱鐵錐ヲ避クベキコト

發破ヲ行フ前ニハ其ノ附近ノ瓦斯ノ有無ヲ検査スルハ勿論其近傍ニアル坑夫ヲ

警戒シテ遠方ニ避ケシメ同時ニ他ヨリ偶然人ノ入り來ルコトナキ様手配リヲ爲

スベキコト

導火ヲ以テ發破ヲ行フトキハ前後左右ヲ検査シ逃避ニ障礙物ノ有無ヲ豫メ確メ

置クベキコト

唧筒、鐵管等アル近傍又ハ門扉張切等ノ近傍ニ於テ發破ヲ行フ場合ニハ發破孔

ノ上ヲ濕席ニテ覆ヒテ岩石ノ飛散ヲ防ギ尙不安ナルトキハ假リニ垣又ハ門扉ヲ

設ケ且ツ唧筒鐵管等ヲ席ニテ覆フベキコト發破ノ際岩石飛散豫防ノ手數ヲ怠リ

タルタメ網浦坑ニテ風管ヨリ扇風機内ニ小キ岩片飛込ミ扇風機ノ軸ヲ破損セシ

コトアリ

點火シタルトキハ適當ノ距離ニ退却シ安全ナル所ニ隠ル、コトヲ忘ルベカラズ

不發ノ場合ニハ退却後少クモ十五分間ハ近寄ル可カラザルコト

但シ電氣發火機ヲ使用スルトキハ發破後ハ直チニ電線ヲ機械ヨリ取造シ置クベ

キコト(電氣發破ノトキハ、發破ヲ行フモノ發破器ノ鍵ヲ自ら持參シ瞬間タリ

トモ之ヲ他人ニ持タシムベカラズ)

不發ノ時ハ決シテ爆發ヲ掘出スベカラズ込物ニ水ヲ用ヒタルトキハ更ニ小發破

ヲ行フベシ粘土ヲ込メタルトキハ不發孔ニ觸レザル方向ニ其近傍ニ穴ヲ穿チテ

別ニ裝藥發破ヲ行フベシ

不發セシモノヲ其儘放置シテ其處ニテ仕事ヲナサル場合ハ人ノ入込マザル様

柵ヲ設クベキコト(不發爆發ノ残り居ルコトヲ知ラズシテ孔線リヲナン其残り

タル火藥ニ鐵先ガ觸レテ發破シタル爲メ負傷シタル實例アリ)

發破ノ爲メ空氣ヲ振盪シ爲メニ炭層内ニ潜伏セル瓦斯ヲ引出スコトアリ故ニ發

火後ハ直ニ瓦斯有無ヲ検査スベシ同時ニ天井及ビ兩壁ノ崩落ノ爲メ負傷セザル

様注意スベキコト

發破後現場ニ行キ導火ノ殘燼アルヤ及ビ孔尻ノ残り居ルヤ等發破成績ヲ調査ス

ルコトヲ怠ルベカラズ
 不發ノ孔ノ隣リニ更ニ第二ノ發破ヲ施シタルトキハ破砕セラレタル岩石中ヨリ
 不發孔ニアリシ煤塵ヲ嚴重ニ搜索シテ拾ヒ取ルベキコト
 發破後ハ附近ノ棒打柱根切等ニ破損ヲ來セルヤ否ヤヲ検査スベキコト
 係員ハ必ラズ自ラ點火シテ坑夫ニ任ス可カラズ
 煤塵類ノ受渡ハ嚴シク炭坑ニテ定メタル手續ヲ嚴守シ若シ手落アルトキハ處分
 ヲ受クルコトヲ怠ルベカラズ
 火藥番ハ煤塵ヲ使用シ得ル様ニ裝造ノ上原簿ニ記入シ又ハ煤塵受渡帳ヲ製シ各
 發破係員ニ渡ストキハ本數ヲ記載シ自己及ビ發破係ニ於テ捺印スベシ而テ各發
 破係ヨリ返付セル殘品及ビ未發品ヲ差引使用合計ヲ日日原簿拂出ノ部欄内ニ記
 入シ毎日坑内係員及ビ主任ノ検査及ビ捺印ヲ受タベシ
 坑夫ニハ如何ナル事情アルモ決シテ煤塵受渡手續ヲ可カラズ
 各發破係ハ勤務ヲ終ヘ出坑スルトキハ必ズ其途中坑内火藥投所ニ至リ殘品アラ
 バ受渡品欄内ニ記入シ火藥番ト共ニ捺印シ殘品ナキトキハ其旨火藥番ニ通知ス
 ベシ
 煤塵使用帳ニハ使用シタル箇所及ビ數量ヲ明記シ毎日坑内係員ノ認印ヲ受タル
 コトヲ怠ルベカラズ
 隣接箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行ハントスルトキハ風下ヨリ順次風上ニ行フベシ
 一四、坑内巡視ノ順序
 係員ハ可成各自願路ヲ異ニシ甲員右ヨリ下ルトキハ乙員ハ左ヨリ入ル様ニシテ
 各所漏レナク巡視セザルベカラズ
 切羽及ビ古碇ノ巡回ニハ甲乙巡回ノ時間密接セザル様注意スベキコト
 唧筒坐ノ近傍ニ至リタルトキハ必ズ唧筒坐ニ入り唧筒方ノ勤務振及ビ運轉ノ機
 操水溜内ノ水面ヲ視察シ水溜鐵管等ニ異狀ナキヤヲ調査スベキコト
 古碇修繕ノ箇所ハ坑夫終業ノ時ハ必ズ立會ヒ調査セザルベカラズ古碇修繕箇所
 ニシテ坑夫退坑後火災ノ起リタル實例少ナカラザルヲ以テ右ノ心掛ケ肝要ナリ
 役員ノ内一名ハ一方ニ一度(パイア通り)ヲ下リ又一人ハ同所ヲ上リ異狀ノ有無
 ヲ調査スベキコト
 役員ハ必ズ風道及ビ車道ノ巡視ヲ怠ルベカラズ
 一五、車道炭車及ビ捲網等ニ係ル注意

車道ニ散亂セル石炭木片等ハ日々取除キ掃除ヲ怠ルベカラズ
 車道(スリーパー)ノ腐朽セシモノハ直チニ取換ヘ釘弛ミ又ハ不足セシ處ハ補足
 修繕ヲ加フベキコト
 道中車ノ不良ナルモノ又ハ回轉セザルモノヲ交換シ網ハ必ラズ道中車ノ上ニ乗
 ルヤ否ヤヲ検査スベシ
 車道ハ常ニ乾燥シ居ル様天井又ハ壁ヨリ來ル水ハ戸樋ヲ設ケテ坑ノ一端ニ流
 シ決シテ軌道ノ濕ラザル様注意スベシ
 卸口ノ「捲ラセ」木及ビ提灯車ニ炭車及ビ網ノ觸レ具合ヲ見テ不良ナル處ハ直チ
 ニ修繕スベシ
 「レール」ポイント「スリーパー」等ニ捲網ノ觸レザル様ニ道中車ヲ設置セザル
 ベカラズ
 不良ノ炭車ハ坑外ニ出シ直チニ修繕セシメ捲立通過ノ際ハ炭車ノ連結正當ナル
 ヤ否ヤヲ検査シ棒取ノ仕事ヲモ監督スル様心掛タベシ
 破壞セル炭車屈曲又ハ不用ノ軌條ハ見當次第坑外ニ送ルベキコト
 捲網ニ損所ナキヤ又(ピン)ヲ切りタルトキ捲網ノ展ルコトナキヤ否ヤヲ見テ甚ダ
 シキ捲動スルトキハ直チニ機械係ニ報告スベシ
 合同針金ニ異狀ナキヤ棒取ニテ壓セラレタル處ナキヤ等ヲ検査スベシ
 炭車脫線ノ原因ハ主ニ車道ノ不良ナルガ爲メナレバ軌道ノ繼目ニハ必ラズ「フ
 イツシユアプレート」即チ「ベン」ヲ使用シ凹凸ナカラシメ且ツ釘ヲ失ヒタル軌道
 ノ巾(ゲージ)廣クナリ居ラザルヤヲ特ニ注意スベシ當所ニ於テハ從來買入時ノ
 異ナルニヨリ(レール)ノ型種タリテ(ベン)ノ穴一定セザリシ爲メ從來ハ(ベ
 ン)ナシノ車道多カリシヲ以テ大正十三年ヨリ買入(レール)ノ型ヲ一定シ其弊
 ヲ除クコト、セリ
 坑内車道ニ付テノ注意
 イ、車道際ノ合圖ヲ弄フベカラズ
 ロ、車道ハ餘リ狹隘ニ作ルベカラズ
 ハ、車道ハ至マザル様ニ町哩ニ敷設スベシ
 ニ、車道ハ常ニ清潔ニシ且ツ整頓シ置クベシ
 ホ、避難所(道具其他ノ障礙物ヲ置クベカラズ
 ヘ、車道ノ(ゲージ)ニ故障ナキカヲ精査スルコトヲ怠ルベカラズ

ト、卸口ニハ炭車止メヲ設ケザルベカラズ
 チ、車道ノ繼目ハ間隔ヲ短カクシタル二個ノ(スリーパー)ノ間ニ置クベシ
 リ、車道ハ可成一律ノ傾斜ヲ有セシムル様心懸タベシ
 ヌ、主要坑道ノ幹ノ修繕ヲ怠ルベカラズ
 ル、車道ニ餘リ接近シテ風管水管等ヲ設置ス可カラズ
 ヲ、運搬法ハ石炭生産費ヲ支配スル主ナルモノナリ又運搬ハ車道ノ善惡ニヨリ
 支配セラル、コトヲ知ラザル可カラズ
 一六、坑夫其他使役人ヲ監督スル上ニ於ケル注意
 使役人ニハ極メテ町哩親切ナル態度ヲ取リ荷ニモ粗暴ナル言語ヲ吐クベカラズ
 新參者ニ對シテハ特ニ町哩ニ萬事ヲ教示スベキコト
 違約者ニ對シテハ既往ヲ警戒スルヲ主眼トシ反抗ヲ起ササル様叱責スベキコト
 使役ノ法其當ヲ得業務ニ熱心ニシテ不公平ナク品行方正ナル係員ハ自ツカラ威
 嚴ヲ生ジ坑夫ノ尊敬ヲ受ケ坑夫ハ甘ジテ其命令ヲ遵奉スルニ至ルベク之ニ反シ
 テ自カラ威壓ヲ以テ坑夫ヲ使役セントスルモノハ割合ニ立身シ能ハザルコトヲ
 忘ルベカラズ
 現場係員ノ注意
 イ、勤務ニ遅刻スルノ惡習慣ニ陥ル可カラズ
 ロ、自身ノ職務ハ甚ダ主要ナルモノニシテ自身ノ調査ノ精粗ハ炭坑ノ安危ニ係
 ルモノト覺悟セザル可カラズ
 ハ、受持切羽ハ勿論其附近ノ車道其他ニモ注意セザルベカラズ
 ニ、危険ナル箇所ト考ヘタルトキハ直チニ坑ヲ作り出入ヲ禁ズベシ
 ホ、仕事場ニ於テ起リ得ル總テノ危険ニ付労働者ニ注意スベキ事ヲ忘ル可カラズ
 ヘ、總テ日標ハ坑夫ノ見易キ處ニ記ササル可カラズ
 ト、自身ノ命令ヲ坑夫ガ實際ニ遵守シ居ルヤ否ヤヲ監視セザル可カラズ
 チ、安全灯ヲ検査スルトキハ何處カニ不完全ナル箇所ナキヤヲ委シク調アルコ
 トヲ忘ル可カラズ
 リ、些少タリトモ犯則行爲アル可ラズ又免レ得ベキ災害ヲ自身ノ不注意ヨリ惹
 キ起ササルノ覺悟ナカル可ラズ
 ス、坑則ヲ犯シタルモノアラバ之ノ上ニ報告スルコトヲ怠ル可カラズ
 ル、自身ノナスベキ義務ヲ他人ニ委託スベカラズ

一七、來客ニ對スル心得
 來客ニ對シテハ敬意ヲ表シ親切ニ案内スベキコト
 瓦斯發生ノ部分其他危険ナル處ハ案内スベカラズ
 可成車道捲立ヲ通行セザル様注意スベシ
 來客ハ必ズ自身ノ後ニ追隨セシムベシ
 來客ハ可成坑口ニ近キ仕事場ヲ示シ速ニ出坑セシムベキコト
 一八、瓦斯煤塵爆發ニ關スル注意
 我國ニ於ケル瓦斯煤塵ニ關ル爆發ハ次ノ如シ

炭坑名	變災年月日	時刻	死亡人員
夕張第二斜坑	明治廿八年一月十六日	午前九時	三六八
高島炭坑	同 廿九年三月廿八日	同 十時	三〇七
豐國炭坑	同 四十年七月二十日	同 五時	三六五
新夕張五番坑	同 四十二年一月十七日	午後二時	九〇
大ノ浦炭坑	同 四十三年七月廿四日	午前十時	二五六
忠限炭坑	同 四十四年六月一日	同七時廿分	七三
夕張第一坑	同 四十五年四月廿九日	同 十一時	二六七
同第一坑第二斜坑	大正元年十二月廿三日	同 十時	二一六
同 坑	同 二年一月十三日	同 九時	四九
二瀬中央坑	同 二年二月六日	同 二時	一〇一
若鍋炭坑	同 三年十一月廿八日	午後三時十分	四二三
方城炭坑	同 三年十二月十五日	午前九時十分	六六五

職業別ニ從業員一、〇〇〇人ニ付テノ死亡率ヲ舉グレバ(一、八九八年英國ノ統計)次ノ如シ
 鐵道死亡者一、四五人 坑内死亡者一、二二 海上死亡者一〇、八人

瓦斯炭塵ノ爆發ハ坑内事業ニ從事スル者ノ最モ恐ルベキモノニシテ一度爆發セバ入坑者ノ全滅ヲ來スコトモアリト知ルベシ

爆發ノ際死亡スル重ナル原因ハ次ノ如シ
イ、火煙ノ爲メ燒死スルコト
ロ、天井高落又ハ飛散シ來ル物ニ當リテ死スルコト

ハ、後瓦斯即チ炭酸瓦斯酸化炭素等ノ爲メニ窒息シテ死スルコト
此如キ恐怖スベキ瓦斯炭塵ノ爆發ヲ豫防セント欲セバ爆發瓦斯及ビ炭塵ヲ露積セシメザルヲ以テ根元義ト知ルベシ而メ炭塵方幾分ナリトモ存在セバ其上ニ岩粉ヲ撒クカ撒水ニテ濕シ之ガ飛散セヌ様ニスベシ又瓦斯ヲ除去スルハ漏氣ヲ十分ニナスベシ

瓦斯メタン瓦斯ハ空氣ト或ル分量ニ混ズレバ爆發スルモノナリ(第六ヲ參照)

「ウルフベンジン」燈ヲ以テ「メタン」瓦斯ヲ檢定スルニ瓦斯重ト青煙ノ大サトハ大略下ノ如シ

瓦斯(空中百分中)	青煙ノ長サ
二、〇	四分三厘
二、五	五分九厘
三、〇	九分六厘
四、〇	二寸二分八厘
四、五	燈内ニ充滿ス

炭塵爆發
爆發瓦斯ノ分量少キモ炭塵ノ存在スルトキハ爆力及ビ被害區域ヲ増大スベシ爆發瓦斯ハ空氣中六%ニ達セザレバ爆發セザルモ炭塵ノ存在スルトキハ三%以下ニテモ爆發スルコトアルベシ乾燥セル空氣中ニハ爆發瓦斯ナクトモ炭塵ノミニチモ爆發スルモノナリ(水、煤塵)又ハ過度ノ裝藥ニヨリテ炭塵ノ爆發ヲ起ス者ト知ルベシ

炭塵發生ノ豫防
イ、透堀ノトキナルベク石炭ヲ切ラズシテ夾ヲ切ルベシ
ロ、發破藥ヲ過度ニ使用スベカラズ
ハ、切羽ニテハ掘板ヲ使用シ石炭ヲ遺漏ナク掘リ取ルベシ

ハ、坑内ニ架設シアル「ケーブル」及其他ノ電線ハ仕練工事ノ爲メ破損セシメザル様注意スベシ破損ヲ發見セシ時ハ直チニ之ヲ係員ニ通知スベシ
自然發火
探炭跡ニ於テ往々發生スル自然發火ノ危險ヲ豫防スルニハ發火ノ虞アル地點又ハ臭氣ヲ發生スル箇所ヘハ土砂ヲ注入ヲナスカ又ハ完全ニ密閉(ダム)等ヲ築キテ新鮮空氣ヲ通入スルニアリ
一九、堅坑ノ底ニ於ケル注意
イ、一旦掘堀ノ合圖ヲナシタル(ケージ)ヘ飛乗ルコトハ決シテ許スベカラズ
ロ、坑底ニ於テナス合圖ハ坑口及掘堀機械ニ同時ニ通ズル様ニスベシ
ハ、合圖ヲナス前ニハ必ズ(ケージ)内ノ炭車ガ完全ナル位置ニアルキヤ否ヤヲ調査スルコトヲ怠ル勿レ
ニ、合圖ニ些少タリトモ缺點アルトキハ直チニ之ヲ係員ニ通知スベシ
ホ、坑底(ケージ)ノ下ヲ掘切ルコトヲ禁ズルハ勿論掘切ルコト出來ザル様相當ノ裝置ヲナシ置カザル可ラズ
ヘ、昇坑ノ際ニ規定以上ノ人ヲ(ケージ)ニ乗スベカラズ
二〇、鐵夫入坑心得
何人ト雖ドモ許可ナク入坑スベカラズ
何人ト雖ドモ發火具ヲ携帯スベカラズ
人道ノ外通行スベカラズ
交通遮斷ノ標示アル場所ヲ通行シ又ハ之ニ立入ル可カラズ
自働車道又ハ掘堀車道ニ使用スル車輛ニハ係員夫ノ外乗車スルコトヲ得ズ
就業前ニハ必ズ上層ノ機軸及岩壁ハ崩落セザルヤ風廻ニ破損ノ箇所ナキヤ等ヲ自ラ注意シ萬一異狀ヲ認メタルトキハ係員ニ届出ヅ可シ
受持場所ヲ離レテ徘徊ス可ラズ
白灰ヲ撒布ノ場所ハ探掘禁止ノ標示ナルガ故ニ掘リニ探掘ス可ラズ
坑夫其受持切羽ニ至リ若シ交通遮斷又ハ探掘禁止ノ標示アルトキハ係員ニ付切羽ノ變更ヲ請フベシ
門扉ヲ開放シ又ハ風廻ヲ破損スベカラズ
何レノ場所ヲ問ハズ坑内ニテ睡眠スベカラズ
カメテ警備ヲ守リ他人ヲ驚ス様ノ舉動アルベカラズ

ニ、石炭ヲ運ブニハ細目ノ籠ヲ使用シ途中ニ石炭ノ漏失セヌ様注意スベシ
ホ、破損炭車ハ成ルベク使用スベカラズ
ヘ、坑道ニハ炭塵塊炭粉炭等ノ埋積セザル様ニ日々其ノ掃除ヲ怠ルベカラズ
ト、炭塵ノ掃除ハ夏季ヨリ冬季ニ於テ一層注意スベシ

爆發ノ原因
瓦斯炭塵ノ爆發ヲ惹起スル原因ハ大凡次ノ如シ
イ、安全燈
ロ、發火具
ハ、發破
ニ、電氣
ホ、自然發火

安全燈
A、安全燈ノ不完全ナルモノハ爆發瓦斯ニ引火シ又ハ完全ナルモノニテモ取扱ノ不注意ヨリ變質ヲ惹起スモノナレバ安全燈係モ完全ナルモノヲ渡シ又之ヲ借受クル者モ次ノ部分ニ付嚴密ニ検査スベシ
イ、命綱ガ汚レラザルカ又ハ網ガ破損シ居ラザルカ
ロ、芯振ガ能ク動クヤ否ヤ
ハ、硝子ガ破損シ居ラザルカ又夫レガ動カザルカ(動ク者ハ惡シ)
ニ、鎖鎖ハ完全ナルヤ否ヤ
B、燈火著シク増大セル場合ハ灯内ニ瓦斯ノ燃焼スルコトヲ示スモノナレバ決シテ急激ニ動搖セシムベカラズ其際ハ靜カニ灯火ヲ下方ニ下ゲ芯振ヲ以テ火煙ヲ小サクシ燈火ヲ低ク提テ通氣ノ良キ處迄テ進レ出ヅベシ

發破
イ、發破ヲ行フ前ニハ瓦斯及ビ炭塵ノ有無ヲ嚴密ニ検査セザレバ爆發ノ災害ヲ惹起スルコトアルベシ
ロ、發破ノ空發ヨリ塵々炭塵爆發ヲ惹起スルコトアリ故ニ透堀ノ深サヨリ發破孔ノ深サノ方ガ五寸位淺キヲ宜シトス

電氣
イ、坑内ニテ電氣機械ヨリ發火シ瓦斯ニ引火シ變災ヲ起スコトアリ
ロ、坑内ニテ電氣ノ通ジ居ルモノニハ決シテ手ヲ觸ルベカラズ

喧嘩口論ヲ爲スベカラズ
異臭其他異狀ヲ認メタルトキハ最寄ノ役員ニ急報スベシ但シ役員ガ見當ラザルトキハ最寄電話ヲ以テ勞務係又ハ坑内書寫室ニ急報スベシ
係坑夫ノ外電燈電話及合圖線其他諸機械ニ手ヲ觸ルルベカラズ
許可ナク指定以外ノ切羽ヲ探掘スベカラズ
松岩、硬等ハ指定ノ場所ニ行儀良ク積ミ決シテ散亂セシム可ラズ
坑夫ハ役員ニ對シテハ柔順ヲ主トシ其指示ニ從フベシ
安全燈ヲ開クベカラズ
安全燈ヲ烈シク振リ高ク上ゲ又ハ傾クベカラズ
安全燈ノ火尖ハ硝子ノ半以上ニ達セザル様注意スベシ
安全燈ハ鵝嘴ノ觸ル、附近ニ置キ又ハ上層折ク懸ケ置クベカラズ
鐵製込棒ヲ以テ裝填スベカラズ
粘土其他發火ヲ誘起スル塵ナキモノ、外込物トナスコトヲ得ズ
點火シタル後爆發セザルトキハ少クとも十五分間ハ其場所ニ近寄ル可ラズ且ツ此ノ場合ニ於テハ之ヲ掘出スベカラズ
坑内ニテ決シテ喫煙スベカラズ之レ他人ノ爲メノミナラズ又自分ノ爲メト知ルベシ
二一、運搬夫(馬丁)ノ注意事項
イ、馬ヲ愛セザルベカラズ
ロ、門扉ヲ開放スベカラズ
ハ、馬ヲシテ扉ヲ開カシムルベカラズ
ニ、藥者ナキ馬ヲ行カシムベカラズ
ホ、炭車ノ分配ニ注意セザルベカラズ
ヘ、疾走セシメントシテ馬ヲ殘酷ニ取扱フベカラズ
ト、自身ノ不注意ヨリ災害ヲ惹起セシ時馬ヲ折檻スベカラズ
チ、石又ハ木片ヲ馬ニ投ゲツクベカラズ
リ、炭車ノ脱線セシ時車道ヲ精査セズシテ亂暴ニ炭車ヲ曳クベカラズ
ヌ、馬具ハ常ニ注意シ其ノ修繕ヲ怠ル勿レ
ル、馬ニハ規則正シク食物ヲ與ヘザルベカラズ
ヲ、過度ノ重荷ヲ馬ニ負ハスベカラズ

ワ、馬ノ負傷セシ時役員ニ報告スルコトヲ怠ルベカラズ

二、門番ノ注意事項
イ、炭車ノ全ク通過シ終ル迄扉ヲ押サヘ決シテ炭車ニ戸ヲ當ツベカラズ
ロ、戸ヲ強閉スベカラズ
ハ、執業中眠ルベカラズ
ニ、落炭ノ推積シテ扉ノ開閉ヲ妨グルコトアル故ニ扉ノ下ハ屢々掃除ヲナシムルベカラズ
ホ、戸ノ開閉ヲ容易ナラシメントシテ戸ニ垂ラシアル麻布ヲ引揚ゲ又ハ取去ルベカラズ

三、探炭夫ノ注意事項

イ、自身が探炭スル次ノ一面コソ國家ヲ富ス源ナルコトヲ忘ルベカラズ
ロ、百二十包ノ石炭ガ充分ニ燃焼スレバ五馬餘ノ力ヲ發シ得ルコトヲ知ラザルベカラズ
ハ、交代ノ始メニ於テ天井及岩壁ノ崩落セザルヤ否ヲ精査スル些細ノ時間ヲ惜シムコト勿レ
ニ、桝ト桝トハ成木ヲ以テ繼ギ打柱ヲナス際ニハ天井ノ層ノ割目ニ楔ヲ直角ニ當テ且ツ適當ノ傾斜ヲ有セシムベシ
ホ、石炭ハ壁開面ヲ利用シテ探炭セザル可ラズ
ヘ、打柱ノ必要ナル場合ニハ炭車ニ石炭ヲ充タヌ間モ竊豫スベカラズ
ト、天井ノ善惡ニ拘ラズ切詰四尺以上ヲ挿入ナシニ置クヲ許サズ
但シ切詰ノ梁ハ天井ニ受成ヲ差シ置クベシ
チ、探炭後充分ニ充填セバ通風ヲ良クシ且ツ切羽天井ノ高落ヲ防グコトヲ得ベシ
リ、食事ノ際多人數ヲ一所ニ群集セシメザルヲ宜シトス
ヌ、風廻ノ張出シノ裏ニ硬ヲ投入シ通氣ノ妨害ヲナスベカラズ
ル、扉ヲ開ケ放シニス可ラズ
ヲ、天井又ハ壁ニ弛ミタル岩石アルトキハ直チニ之ヲ取り除クコトヲ怠ル勿レ
ワ、各自ノ炭車ニ炭札ヲ付クルヲ忘ル可ラズ
カ、安全燈ハ物ノ觸ル、所又ハ瓦斯ニ點火シ易キ所ニ懸ク可ラズ
ヨ、木積ニ接近セル打柱ハ取除クベシ

ベキコト

ヨ、天井際ニ二寸板又ハ平タキ木ヲ加ヘ廣ク支ヘントスルトキハ其板又ハ木ノ長サハ餘リ長キニ失セズ凡ソ三尺以内ナルベキコト
ダ、炭山ノ入桝ヲ見テ其坑員ノ技術ヲ判斷シ得ベキ故保員ハ能ク之ニ注意スルヲ要ス
レ、古桝ト新桝トヲ入換フル場合ニハ取換ヲ要スル桝ノ前後ニアル堅固ナル桝上ニ成木ヲ渡シ天井ヲ受留メタル後ニ古桝ヲ取り去ルベシ若シ古桝ノ前後ニ間桝ヲ入ル、餘地アラバ之ヲ入レテ後古桝ヲ取り去ルベキコト
ソ、挿入ノ時間ヲ速ニテ蓋リニ探炭スルトキハ坑夫ノ生命ヲモ盗ミ去ラル、コトヲ忘ル可ラズ
ツ、危険ナル箇所ヘ直チニ打柱又ハ挿入ヲナスコトハ他人ノ爲メナラズシテ自身ヲ保護スル所以ナルコトヲ知ラザル可ラズ
ネ、打柱ハ壓力ヲ支フルモノナレバ荷重ノ來ル方向ニ從ヒ適當ナル傾斜ヲ有セシムベク必ズシモ常ニ垂直ニ立ツベキモノト思フ可ラズ
ナ、打柱又ハ桝足ノ滑ベラザル様桝孔ハ注意シテ掘ラザル可ラズ不完全ナル桝孔ニ立チタル桝ハ一種ノ殺人機ニ外ナラザルベシ
ラ、長壁法ニテ探炭セシ後ニ残り居ル桝又ハ打柱ハ出來得ル限り取り去ルコトヲ力メザル可カラズ否ラザレバ天井ノ一様ニ陥落スルコトヲ防グ爲メ却ツテ切羽面ノ天井高落ヲ惹起スベシ

三、爆薬類取扱心得

北海道炭礦汽船株式會社所屬各炭礦(夕張、新夕張、空知、高宇、幌內、真谷地、豊川、鹿卷別、高宇炭礦)

火薬類取扱心得

一 一般心得
第一條 火薬類ハ當所ヨリ交附シタルモノ、外ハ一切使用スベカラズ
第二條 火薬類ハ丁寧ニ取扱ヒ火氣アルモノニ近ツクベカラズ
第三條 火薬類ハ温リ易キ所又ハ凍リ易キ所ニ置クベカラズ
第四條 裝藥ニ點火スルニハ定メラレタル線香若クハ發火器ノ外使用スベカラズ

ダ、捲揚車道ニテ炭車ノ來リタルトキハ直チニ避難所ニ入ルコトヲ怠ル可ラズ
レ、油斷ノ爲メニ變災ヲ惹起セザル様常ニ注意シ居ラザル可ラズ
ソ、必要ナキ危険ヲ冒ス可ラズ
ツ、坑内ニテ瓦斯爆發セシトキ無意識ニ下風坑ヘ暴進スベカラズ如何トナレバ切羽ハ炭酸瓦斯ノ充滿スルモノト早合點シテ皆先ヲ争ヒ下風坑ヘ急行シテ却ツテ數百人ノ人命ヲ失ヒタルコトアルヲ知ラザルベカラズ

二四、挿入注意事項

イ、當所役員及ビ仕操夫ニシテ挿入木積及打柱ヲ完全ニ施シ能フモノ甚ダ乏シ
係員ニシテ挿入等ノ缺點ヲ認ムルノ技術ナキトキハ老練ナル仕操夫アリトスルモ其手數ヲ省キ工事ヲ粗末ニナシ高價ノ坑木ヲ使用スルモ其効ナキニ至ルベシ故ニ係員ハ常々挿入方法ヲ十分研究シ自ら挿入ヲ爲シ得ル程度ニ熟練セザルベカラズ
ロ、木積ヲナス場合ニハ下警ニ接スル二本ノ坑木ハ卸ノ方向ニ平行シテ置クベキ事ヲ知ラザルベカラズ
ハ、挿入ニハ第一ニ桝足ノ穴ヲ堅警ニ設クルコト不得已場合ノ外敷桝即チ足元ニ下駄ヲ用フベカラザルコト
ニ、桝ノ梁上又ハ壁ヲ堅ムルニ不平均ナキ様注意スベキコト
ホ、桝ニ用フル楔ハ均配ノ少キモノヲ用フベキコト
ヘ、桝ヲ入ルベキ坑道ハ初ヨリ天井及壁トモ桝ノ大サニ準シ可及的凹凸ナキ様開整スベキコト
ト、梁ヲ緊メルニハ可及的桝足ノ上部ニ當ル所ヲ楔ニテ堅固ニ緊メ中央ノ支ヘ物ナキ部ハ輕ク緊ムベキコト
チ、桝ト桝トノ接續ヲ充分ニ爲シ置クベキコト
リ、卸桝ノ場合ニハ警反ヘリニ直角ヨリ心持上向ニ施スベキコト
ヌ、桝木積空木積等ノ楔ハ可成巾廣キモノヲ用ヒ乾燥セル場所ニ在リテハ時々検査シテ再緊メヲナサルベカラズ
ル、梁及ビ足ノ出入ナキ様注意スベキコト
ヲ、高キ天井ノ所ノ木積ハ二個以上接續シテ積ミ上ダベキコト
ワ、木積ニ在ツテハ拾石ノ詰メ方ヲ十分ニ施スベキコト
カ、打柱ハ足元ヲ桝内ニテ平ニ警ニ附着セシメ天井際ノ楔ハ可成二個ヲ用フ

ム、挿入ハ滑ラザル様

ム、挿入ハ滑ラザル様
緊マルヲ待ツベカラズ
ウ、周圍ノ岩層ノ弛ミ居ラザルヤ精査セザル前ニ桝ヲ外スベカラズ
ホ、桝ヲ外シタルトキハ天井及壁ノ崩落セザルカヲ十分精査シ若シ不安ナルトキハ新ニ打柱又ハ挿入ヲナシタル後ニアラザレバ決シテ掘進ス可ラズ
ノ、天井ノ鈎岩及ビ龜裂ヲ見逃スコト勿レ
オ、木子積ニハ成ルベク古木ヲ利用スベシ
カ、木子積ノ目的ハ壓力ヲ支フルニアルヲ以テ成ルベク間隙ナキ様ニ拾硬ヲ充填スベシ
キ、高落ノ仕繰ヲナス時ハ受成ヲ差込ミ進行スルコトヲ怠ルベカラズ
マ、探炭跡仕繰ノ際ニハ天井ヲ充分支持セシ後ニアラザレバ前進スベカラズ
ケ、挿入ノ際ハ一桝ノ全ク完成セザル内半途ニシテ仕事ヲ中止ス可ラズ
フ、向ヒ合セ掘進ノ貫通前ニハ桝ハナルベク切詰マデ入レ置クベシ又一方ニテ發破ヲ行フ度毎ニ他方ニ通知シテ仕事場ヨリ避難セシムルコトヲ忘ルベカラズ
コ、掘進延先ガ古跡ニ到達セバ高落ヲ惹起スベキモノト心得夫レニ近カヅキタルトキハ壁大井ヲ精シク検査シ桝間モ短クシ桝ノ繼ギヲ十分ニナシ切詰桝ニハ天井受成ヲ施シ荷重ノ來リハセヌカニ注意ヲ拂ヒ若シ危険ト認ムルトキハ坑夫ヲ其處ヨリ安全ナル處ニ出シ上役ニ謀リ掘進ヲ中止スベシ

第五條 線香ハ必ズ定メラレタル容器ニ入レ火薬類、ツツク又ハ其他燃付キ易キモノニ近ツクベカラズ

第六條 凍リタル爆薬又ハ固マリタル硝安爆薬ハ決シテ其儘使用スベカラズ

第七條 凍リタル爆薬ハ火氣又ハ汽罐ニ近付ケ若クハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危険ナル方法ヲ以テ融解スベカラズ

第八條 固マリタル硝安爆薬ハ粉カニ採ミ粉狀ト爲シ使用スベシ

第九條 火薬類受渡ノ際ハ必ズ各種類ノ數量ヲ檢ムベシ

第十條 爆發藥及雷管等ハ總テ定メラレタル容器ニ別々ニ入レテ取扱ヒ終業ノ際

使用殘り容器ト共ニ必ズ係員ニ返納スベシ決シテ坑内ニ留置キ又ハ他ニ持出スベカラズ

發破前ノ心得

第十一條 乾燥炭塵ノアル場所ニテ發破ヲ行ハントスルトキハ先ヅ撒水ヲナシ附近ノ炭塵ヲ充分濕ラシタル後之ヲ行フベシ

第十二條 發破ヲ行ハントスル箇所ニ瓦斯ノ存在ヲ認メタルトキハ必ズ係員ノ指圖ヲ受クベシ

第十三條 發破ヲ行ハントスルトキハ附近ノ火ノ著キ易キモノヲ取片付ケ逃ゲ路ニ邪魔物ノ有無ヲ確カメ且ツ近傍ニ居ル鐵夫ニ知ラセ又ハ不意ニ人ノ近寄ラザル様注意スベシ

發破ノ心得

第十四條 發破禁止ノ警標アル箇所ハ勿論係員ノ許可ナキ箇所ニ於テ發破ヲ行フベカラズ

第十五條 舊坑又ハ隣接箇所ニ接近シ貫通セントスル場合ハ發破ヲ行フ前必ズ係員ノ指圖ヲ受クベシ

第十六條 裝填ノ際ハ發破孔ヲ良ク掃除シ藥包ヲ一個ヅ、込棒ニテ静カニ押込ミ決シテ強壓スベカラズ

第十七條 折目ノ付キタル又ハ濕氣アル導火線ハ使用スベカラズ

第十八條 尻管及尻管ヲ使用スベカラズ

第十九條 裝填用込物ハ當所支給ノ粘土又ハ岩粉ヲ使用スベシ、決シテ粉炭、糞其他發火ヲ誘起スル虞アルモノヲ使用スベカラズ

第二十條 込棒ハ必ズ木製ノモノヲ用フベシ

第二十一條 空發ヲ起サズル様込物、裝填ノ分量、荷ノ重サ、透シ損等ニ充分注意スベシ

第二十二條 發破ヲ行フ箇所ノ附近ニ火藥類ヲ置クベカラズ

第二十三條 不發又ハ共鳴(合鳴)ノ場合ニハ少クトモ十五分間ハ其場所ニ近寄ルベカラズ

第二十四條 不發ノ裝藥及其込物ハ之ヲ掘出スベカラズ此場合ニ於テハ必ズ係員ノ指圖ヲ受クベシ

テ扱ムベシ、コノ場合決シテ直等ニテ爲スベカラズ

九、電氣雷管類ノ兩端ハ各個毎邊ニ蓋リ合セ携帶スル方安全ナリ

十、電氣發火器具ハ携帶前檢メ其ノ効力ヲ檢査スベシ

十一、携帶物中ニ蠟燭棒、雷管挿入用孔穿棒(ゴムテープ)及ビ小刀ヲ用意スベシ

第二 火藥類携帶中ノ心得

十二、火藥類ハ火氣、電氣設備及ビ蒸氣鐵管等ニ接近スベカラズ又直射日光ニ曝露スベカラズ尙ホ凍結シタルモノヲ融解スル場合モ同様ノ注意ヲ要スベシ(鐵管第四十七條第一項)

十三、爆藥類ハ携帶中凍ラザル様又ハ水氣ノ掛ラザル様容器ニ注意スベシ

十四、爆藥ト雷管トハ仕切りアル容器ニ各別ニ入れ、携帶スベシ

十五、導火線ハ携帶中折目又ハ縫玉ノ出來ザル様注意スベシ

十六、電氣雷管携帶ノ際ハ發火器ト雷管線ト接觸セザル様注意スベシ

十七、エチソン電燈ハケースニ電氣通シ居ルニ付キ電氣雷管取扱ノ際ハ特ニ注意スベシ

十八、點火用線香ハ必ズ所定ノ容器ニ入れ置クベシ、決シテ裸火ノ儘携帶スベカラズ

第三 發破施行前ノ心得

十九、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ、但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ル場合ハ此ノ限リニ在ラズ(石爆第二十條第四項)

二十、裝填ニ先チ瓦斯及ビ炭塵ニ就キ現場附近三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ有無ヲ檢査スベシ

二十一、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同ジ(鐵管第四十八條石爆第二十條第一項)

二十二、岩石發破ト雖モ炭氣アル場合又ハ石炭ヨリ遠カラザル箇所ハ前條ノ注意ヲナスベシ

二十三、隣接セル舊坑、坑道又ハ切端ニ近ヅキタル場合ノ發破ハ貫合ヒ先キノ瓦斯炭塵等ニ注意スベシ

二十四、乾燥炭塵存在スル場合ニハ電氣發破ノ外同一箇所ニ於テ同時ニ二發以上ノ發破ヲ施行スベカラズ(石爆第二十條第五項)

第二十五條 發破ヲ行ヒタル後ハ火災ノ虞ナキヤ、支柱、通風設備ノ破損ナキヤ又ハ落野ノ有無ヲ檢査シ若シ異狀ヲ認メタル時ハ應急ノ處置ヲナシ直チニ之ヲ係員ニ報告スベシ

第二十六條 發破ヲ行ヒタル後發破孔尻ニ不發爆藥ノ殘リ居ラザルヤ又研ノ中ニ爆藥ノ混リ居ラザルヤヲ良ク檢査スベシ

第二十七條 電氣發破ノ場合ハ發破ヲカケタル後直チニ電氣點火器ヨリ取外スベシ

第一章 發破

第一節 發破ノ心得

一、發破ノ施行、爆藥ノ種類及ビ點火方法ニ就キテハ檢メ箇所毎ニ必ズ主任技術者ノ許可ヲ受クベシ

二、火藥係員ヨリ火藥類受取りノ際ハ必ズ各數量ヲ確カメ置クベシ

三、爆藥ノ凍リタルモノ或ハ變色シタルモノ、硝安系爆藥ノ濕リタルモノ、或ハ固マリタルモノハ受取ルベカラズ

四、普通雷管ハ成ルベク一定ノ長さノ導火線ニ據メ取付ケタルモノヲ使用スベシ、切端ニ於テ之ヲ行フ時ハ雷管ヲ取落ス處レアリ

五、導火線ハ貯藏中ノ末端ヨリ濕氣ヲ吸收スル事アルヲ以テ使用ノ際該部分ニ寸許ヲ切り捨ツルヲ可トス

六、雷管内ニハ往々銀屑アリテ不發ノ原因ヲナス事アルヲ以テ雷管ヲ下向キトシ二三度板等ノ上ニテ輕ク打トスベシ決シテ之ヲ掘出シ又ハ口ニテ吹キ出スベカラズ

七、導火線ハ切目正シク直角ニ切斷シ静カニ雷管内ニ挿シ込ミ管底起爆劑ニ達セシムベシ

八、雷管ヨリ導火線ノ抜ケ出サザル様雷管ノ口元一分許ノ所ヲ所定ノ雷管鉗ニ

二十四 電氣發破使用ノ場合ハ同一切端ニ於テ一發ヅ、數回ニ亘リ爆破スルコトヲ避ケ成ル可ク一齊發破トナシ危險ノ機會ヲ少ナクスル事ニ努ムベシ

二十五 發破ニ依リ支柱、天井、側壁等崩落ノ虞ナキ様檢査スベシ

二十六 裝填ニ先キ立チ發破孔ノ位置、方向及ビ深サニ就キ檢査スベシ、尙之ヲ記載シ又ハ天井、側壁等ニ標示シ置クヲ便利トス(石爆第二十條第二項)

二十七 發破孔尻方割目ニ當リ居ル場合ニハ空發ノ虞アルノミナラズ爆破ノ効力ヲ減ズルヲ以テ注意スベシ(石爆第二十條第二項)

二十八 發破孔深クシテ荷重キ場合ニハ透シ損ヲ進メ荷ヲ輕クシ必ズ安全極量以内ノ裝藥ヲ爲スベシ

二十九 發破孔ノ孔底ハ透シ損ヨリ五寸許リ手前ニアルヲ適當トス

三十 發破孔ノ徑ハ裝藥ノ徑ヨリ一分許リ大ナルヲ適當トス

三十一 切端ニ於テ火藥類ヲ扱フ際ハ取落サザル様注意スベシ又携帶袋ノ口ハ其ノ都度一々閉ヅルコトヲ忘ルベカラズ

三十二 裝填準備作業ハ天井ノ良キ部分ニ於テ爲スベシ尙携帶袋ハ發破孔ヨリ若干距離ヲ見易キ安全ナル所ニ置キ萬一ノ危險ヲ避クベシ

三十三 導火線ニ點火ノ際ハ檢メ通場ヲ考ヘ置クベシ

三十四 發破孔内ハ充分ニ掃除スベシ

三十五 込棒ハ木製ノ外使用スベカラズ(鐵管第四十七條第二項)

三十六 藥包ニ雷管ヲ附スルニハ藥包ノ一端ヲ開キ蠟燭棒ニテ孔ヲ穿チ之レニ雷管ノ全長ヲ挿入シ前ニ開キタル包紙ノ端ニテ包ミ、ゴムテープニテ緊密ニ捺クベシ

三十七 異種ノ爆藥ヲ混リニ同一孔内ニ混合使用スベカラズ

三十八 爆藥ニハ尻管ヲ添加スベカラズ

三十九 硝安系爆藥使用ノ際固マリ居ルニ氣付キタル時ハ静カニ採ミ使用スベシ

四十 數個ノ藥包ヲ一ノ發破孔ニ用フルトキハ必ズ一個宛發破孔ニ入れ一一個毎ニ込棒ニテ空所ナキ様輕ク壓著ケ最後ニ雷管ヲ裝置シタル藥包ヲ静カニ詰ムベシ

此ノ場合藥包間ニ練粉ガ夾サマザル様注意シ尙最後ノ藥包ハ其ノ前ノモノニ

(第二章第六節第四項參照)

(第二章第一節第八、九項參照)

(第二章第二節參照)

(第二章第四節參照)

- 連セシムルニ止メ決シテ之ヲ強壓スベカラズ
- 四十一 裝填ノ際ニ藥包ヨリ雷管ヲ抜ケ出ササル様込方ニ注意スベシ
- 四十二 裝填用込物ハ所定ノモノヲ使用スベシ決シテ藥又ハ炭粉等ヲ使用スベカラズ(鐵管第四十六條石爆第二十條第三項)
- 四十三 込物ハ最初緩カニ押シ込ミ口元ニ到リ硬ク抑サヘ置クベシ又上向孔ニハ口元ニ木栓ヲ使用スルヲ便利トス尙詰込込ミノ節導線ヲ傷メザル様注意スベシ
- 四十四 裝填終了後點火直前ニ必ズ尙ホ一度瓦斯檢定ヲ爲スベシ(石爆第二十條第一項)
- 四十五 發破點火前ニハ附近ノ火ノ著キ易キモノヲ取片付ケ他ヨリ不意ニ人ヲ近寄ラザル様各方面ニ對シ監視ニ適當ナル位置ニ見張番ヲ配置シ附近ニ稼働セル機械夫、工作夫、運搬夫等ニ豫メ注意ヲ與ヘ鐵夫ヲ危險區域外ニ立退カシメ「發破ゾー」ト大聲ニ叱呼シ警戒ヲ與ヘ係員ハ最後ニ引揚ガ來ルベシ(鐵管第四十七條第三項)隣接頁合先キノ切羽ニ對シテモ同様注意ヲ要ス
- 四十六 石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順次ニ之ヲ行フベシ(石爆第二十條第六項)
- 四十七 導火線點火ノ際切口ニ火ヲ吹キ著クベカラズ、切口ハ成ルベク下向トシテ點火スベシ
- 四十八 電氣雷管線ハ發破孔ヨリ五寸以上出シ、導電線ニ結ビ付クル際兩者ヲ丁寧ニ磨キ五回以上卷付クベシ又雷管線ノ兩端ハ二寸以上裸線トナラザル様注意スベシ
- 四十九 雷管線連結ノ裸線部ハ接地(アース)ヲ避クル爲メ濕氣アル坑道ノ周壁ニ接觸セザル様注意スベシ
- 五十 導電線ハ引伸バシノ際纏レ又ハ纏レ玉ヲ造ラザル様ニシ尙ホコノ際餘リ強ク曳キ雷管線ノ結付ケノ緩マザル様ニスベシ
- 五十一 點火後ハ必ズ導電線ヲ導火器ヨリ直チニ離脱シ置クベシ又發火器ニ「ハソドル」アルモノハ之ヲ取り逆シ置クベシ
- 五十二 點火ノ際發火器ノ取扱ハ必ズソノ人ヲ定メ置キ決シテ他人ヲシテ之レニ觸レシムベカラズ
- 五十三 發破用電力ハ電燈線、信號線又ハ電力線ヨリ導クベカラズ必ズ發火器ニ依リ施行スベシ

- 第五 發破施行後ノ心得
- 五十四 發破施行後濃厚ナル煙ハ往々有害ナルコトアルヲ以テ稀薄トナルヲ待テ注意シテ立チ入ルベシ
- 五十五 發破施行後ハ天井、側壁、支柱、足場其他通風設備等ニ異狀ナキヤ又殘火ナキヤヲ檢スベシ若シ異狀ヲ認メタルトキハ速ニ應急處置ヲ施スベシ
- 五十六 發破施行後爆藥及ビ雷管ノ不發殘留セルモノ無キヤ、孔尻及ビ研中ヲ丁寧ニ檢査スベシ、電氣點火法ニヨリ二發以上同時發破施行ノ際ハ特ニ注意スベシ
- 五十七 發破施行後新ニ瓦斯ノ噴出スルコト無キヤヲ檢スベシ
- 五十八 點火後發破セザル時ハ少クトモ十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ズ(鐵管第四十七條第四項)
- 五十九 發破不發ノ場合現場ヲ立チ去ル時ハ不發孔又ハ其ノ箇所ニ危險記號ヲ標示シ置キ尙之レガ傳達ノ措置ヲ怠ルベカラズ
- 六十 發破不發ノ場合ニハ手掘ニテハ不發孔ヨリ一尺以上機械掘ニテハ二尺以上ヲ距テ、前孔ト平行ニ別ニ發破孔ヲ穿テ發破セシムベシ(鐵管第四十七條第五項)
- 六十一 不發孔發破後ハ特ニ前孔中ノ爆藥及ビ雷管ヲ搜索スルコトニ努ムベシ、萬一現場ニ於テ不明ノ際ハ靜カニ研ヲ炭車ニ入レ標ヲ附シ坑外ニ出シ丁寧ニ搜索スベシ
- 六十二 導火線ニテ二發以上發破施行ノ際其鳴ノ音ヲ誤マラザル様注意スベシ、若シ爆音回數不足ニシテ其鳴ナルヤ否ヤノ疑アル時ハ少クトモ十五分間ヲ經過スルニアラザル様現場ニ立チ入ルベカラズ
- 六十三 火藥類ノ使用記號ハ必ズ其ノ都度現場ニ於テ爲スベシ
- 第六 其ノ他ノ心得
- 六十四 導電線ハ成ルベク切端専用備付トナスベシ
- 六十五 導電線ノ端ニハ所屬切端ノ記號札ヲ結ビ付ケ置クベシ、尙切端別ニ全ク隔リタル位置ニ固定セシメ錯誤ナキ様注意スベシ
- 六十六 導電線ノ兩線共必ズ被覆線ヲ使用スベシ、尙ホ被覆破損箇所ノ手入ヲ怠ルベカラズ

- 六十七 電力線又ハ電燈線ノ存在スル箇所ニ於テハ此等ト發破線ト接觸セザル様注意スベシ
- 六十八 電氣雷管ノ連絡方法ハ瓦斯炭塵ニ對シ保安上直列式(シリーズ)ト爲スベシ、從テ相當強力ナル發火器ニ依リ點火スベシ
- 六十九 凍結シタル爆藥ノ融解セルモノハ變質ノ虞アルニヨリ成ルベク其ノモノヨリ使用シ、殘品トシテ永ク保留スルコトナカラシムベシ
- 七十 不發爆藥及ビ雷管ハ必ズ坑外ニ於テ別ニ處理シ再ビ作業上ニ使用スベカラズ
- 七十一 爆藥若シクハ雷管ヲ紛失シテ見當ラザル時ハ直チニ上席係員ニ申告シ又選炭場、石研明場等ニモ其ノ旨報告シテ之レガ發見ニ努ムベシ
- 七十二 從來使用ノ經驗ナキ新ラシキ種類ノ爆藥ヲ初メテ使用ノ際ハ豫メ其ノ性質及ビ使用方法等充分ニ會得シ置クベシ
- 七十三 發破孔ノ濕潤程度ニ對シ豫メ爆藥ノ種類及ビコレガ防濕方法ニ就キ會得シ置クベシ
- 七十四 爆藥ヲ直接素手ニテ取扱フ際ハ時々手ヲ拭ヒ又洗フベシ、藥粉ガ水夕皮膚ニ附着シ居ルトキハ搔痒ヲ感ジ甚ダシキハ其ノ部分紅班ヲ生ジ或ハ頭痛ヲ催スコトアリ
- 七十五 發破助手ノ業務ハ爆藥類ノ携帶及ビ裝填ノミニ止メ、助手ハ係員ニ同行セシメ、點火ハ係員自身ニテ行フベシ(石炭坑爆藥取締規則適用坑ニノミ適用ス)(石爆第十九條)
- 七十六 火藥類使用殘品ハ必ズ火藥係員ニ返納スベシ
- 七十七 發破係員ハ尙ホ自由發破鐵夫適用ノ「火藥類使用者心得」ヲ心得置クベシ

第二章 炭礦用火藥類二號キ

第一節 爆藥

(一) 種類 爆藥ノ種類ハ頗ル多キモ目下著々炭礦用トシテ使用シツ、アルモノハ保安上ヨリ大別シテ凡ソ下ノ如シ

種類	名	稱	製造所	摘要
系	甲	梅印ダイナマイト	官製	現品到達セズ性能不明
	乙	山梅印ダイナマイト	同	現品到達セズ性能不明
印	セリ	ゲナイト	ガラスゴロ、ノールベル會社	目下使用セズ
	梅	印一號ダイナマイト	官製	使用中
系	梅	印二號ダイナマイト	同	使用中
	山	梅印ダイナマイト	同	使用中
系	山	梅印ダイナマイト	同	使用中
	同	二號	同	使用中
系	同	二號	同	使用中
	同	二號	同	使用中
系	同	二號	同	使用中
	同	二號	同	使用中

注意：：カナダ製ダイノールベルハ硝安系爆藥ニアラズ
 (一) 使用目的
 標印系：：瓦斯炭塵ノ存在ナキ箇所ノ岩石掘鑿ニ使用スベシ
 梅印系：：瓦斯量二%以内ニシテ危險炭塵存在セザル場合ノ岩石若クハ硬キ石炭層ノ電氣點火法ニヨル場合ニ適ス
 硝安系：：瓦斯量二%以内ニシテ危險炭塵存在セザル場合ノ石炭層ノ電氣點火法ニヨル場合ニ適ス

各種同時ニ比較試験セシモノ無キモ大略標印系一〇〇ニ對シ梅印系八〇一九
 〇、硝安系七〇一八〇位ナルベシ
 甲標印ハ標印ヨリ稍強ク乙標印ハ稍弱シト云フ

種 類	藥包一個ノ重サ	藥包ノ長サ	紙面一個ノ本數	外面一個ノ本數	摘 要
梅印梅印	四五瓦	三、九寸	五〇本	五〇〇本	
兩系ダイ	七五瓦	二、九寸	三〇本	三〇〇本	
ナマイト	一一三瓦	三、三寸	二〇本	二〇〇本	
	七五瓦	一、九寸	三〇本	三〇〇本	
	二五〇瓦	六、三寸	九本	九〇本	
硝安火藥	五〇瓦	二、八寸	七五本	四五〇本	
硝安ダイナマイト	五〇瓦	二、九寸	四五本	四五〇本	
ダイナマイト	五〇瓦	二、六寸	五〇本	五〇〇本	徑三寸時二五瓦ノモノア用セズ

(五) 成分ノ大略

- (1) 標印系...ニトログリセリン約六〇%硝石約三〇%ト主成分トシ其
他木粉、硝火藥ノ少量ヨリ成ル
- (2) 梅印系...ニトログリセリン約五五%硝石若シクハ過量ニ加量約一
五%ノ外、消烟劑トシテ梅印一號及ビ山梅印ハ硝酸アンモ
ニア二五-二六%梅印二號及ビ紅梅印ハ硝砂二〇-二二%ヲ含
ミ、其他木粉、硝火藥ノ少量ヨリ成ル
- (3) 硝安系...硝安火藥ハ硝酸アンモニヤハ二八三%ヲ主成分トシ其ノ他
「ニトロナフタリン」及ビ芒硝各七-九%ヨリ成ル
硝安ダイナマイト「及ビ」ダイノール「ニ」號ハ硝砂「アンモ
ニヤ」四二-四六%ト「ニトログリセリン」二〇-二二%トノ
外消烟劑トシテ何レモ食鹽二八-三〇%等ヨリ成ル
以上各種ノ「ダイナマイト」ニハ多少共「ニトログリセリン」ヲ含有ス而シテ「ニ

「トログリセリン」ハ常溫ニテハ液體ニシテ非常ノ爆發性ヲ有シ白色ノ油狀ナル
 モ實用ノモノハ幾分不純物ヲ含ミ黃色水飴狀ヲ呈シ無臭ニシテ甘味アリ、此ノ
 蒸氣若シクハ細滴ヲ吸收スレバ頭痛又ハ眩暈ヲ起シ有害ナリ、解毒劑ニハ普通
 「コーヒー」ヲ用フルト云フ

- (六) 凍結及ビ融解
「ダイナマイト」ノ主成分ナル「ニトログリセリン」ハ攝氏八度(華氏約四十六度
五分)ニテ凍結シ、一旦氷結シタルモノハ攝氏十一度(華氏約五十二度)ニテ長
時間暖ムルニテアラザレバ容易ニ復セズ故ニ「ニトログリセリン」ヲ多ク配
合セルモノ程凍結シ易シ
「ダイナマイト」凍結セル時ハ主成分ナル「ニトログリセリン」ハ他ノ成分ト分離
シ、半凍結又ハ半融解ノ場合ハ「ニトログリセリン」ヲ滲出シテ一層危險トナル
モノナリ又凍結融解ヲ繰返シタルモノハ變質危險ノ虞アリ且ツ爆發能力甚ダシ
ク減少スト云フ
- (七) 變質若シクハ吸濕
變質若シクハ吸濕セル煤藥ハ爆發セズシテ燃燒シ長大ナル烟ヲ發生スル事アリ
危險ナルヲ以テ長キ貯藏品及ビ舶來品ニ就テハ注意スベシ
- (八) 安全極量
瓦斯炭塵ガ爆發セントスルヤ點火ニ際シ一定ノ時間ヲ要スベシ而シテ煤藥ガ爆
轟スルハ殆ンド一瞬時ナレドモ使用煤藥ニ於テ
- (1) 爆 温...低ケレバ低キ程
- (2) 爆 速...早ケレバ早キ程
- (3) 爆 煙長...短カケレバ短カキ程
- (4) 爆 煙時間...短カケレバ短カキ程

ノ如キ一孔ニ對スル極量ヲ定メ實驗使用シツ、アル次第ナリ、此ノ數量ノ制限
 ヲ安全極量ト稱シ發破一孔ニ對シ煤藥ノ種類ニ依リ規定セラル

種 類	安全極量		安全極量ノ内訳		摘 要
	個ノ重サ	個ノ本數	個ノ重サ	個ノ本數	
梅印一號梅印	一瓦	一	一瓦	一	製造年月日不明、試驗年月不明、於テ瓦斯炭塵存在ノ所ニ於テハ絕對使用ヲ禁止ス
梅印二號梅印	二瓦	二	二瓦	二	直方煤
山梅印	二瓦	二	二瓦	二	直方煤
紅梅印	二瓦	二	二瓦	二	直方煤
硝安一號硝安火藥	五瓦	五	五瓦	五	字治火
硝安二號硝安火藥	五瓦	五	五瓦	五	字治火
硝安ダイナマイト	五瓦	五	五瓦	五	字治火
ダイノール	五瓦	五	五瓦	五	字治火

(九) 負荷過重發破ニ就テ

負荷過重發破ハ煤破セズシテ空發トナリ長大ナル火烟ヲ孔口ヨリ噴出スルカ或
 ハ爆發ノ際一部燃燒ヲ起シ瓦斯及ビ炭塵ニ對シ甚ダ危險トナルナリ、故ニ既ニ
 穿タレタル發破孔ガ使用煤藥ノ安全極量ニテハ荷ガ重過ダベキコトヲ認メタル
 場合ニハ裝藥スルコトヲ絕對ニ禁止スベシ
 斯クノ如キ場合ニハ該發破ノ荷ヲ輕クスル爲メ更ニ透シ掘ヲ進メ然ル後發破ヲ
 施行スベシ

(十) 發破後ノ煙

煤藥ハ各種共發破後多少ノ有害ナル一酸化炭素ヲ發生スルモノナルガ其ノ量ハ
 煤藥ノ種類、發破ノ方法及ビ狀況ニヨリテ異ナリ發破完滿ノ場合ニハ少ナキモ
 燃燒ノ場合ニハ比較的多ク容積ニテ約二%乃至三五%ナリトイフ尙此ノ他ニ炭
 酸瓦斯及ビ「メタン」瓦斯等ヲモ發生スルモノナレバ煤破後濃厚ナル煙ノ存在ス
 ル時期ニ於テ此ニ進入スルコトハ往々不慮ノ危害ヲ蒙ルコトアルヲ以テ最モ警
 シムベキナリ

第二節 雷 管

(一) 成分ノ大略

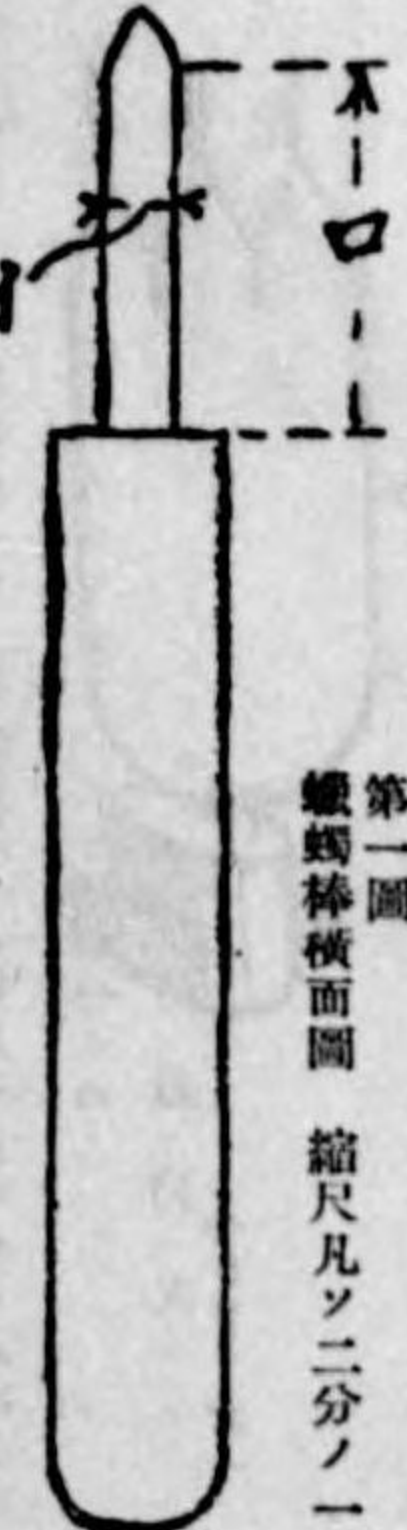
雷管內ノ起爆劑ハ主トシテ雷汞ヨリ成リ其ノ他鹽素或加里等ヲ含ム而シテ雷汞
 ハ最モ敏感猛烈ナル火藥ニシテ僅カノ熱、衝擊、摩擦ニヨリテモ起爆ス之レ雷
 管ノ危險ナル所以ナリ、而カモ濕潤スル時ハ使用ノ際不發ノ原因トナスヲ以テ
 取扱上尤モ注意ヲ拂フベシ

番 號	雷 汞 量 (瓦)	管 長 (耗)	管 徑 (耗)
一	〇、三〇	一六	五、五
二	〇、四〇	二二	五、五
三	〇、五四	二六	五、五
四	〇、六五	三〇	五、五
五	〇、八〇	三五	六、〇
六	一、〇〇	三五	六、〇
七	一、五〇	四〇	六、〇
八	二、〇〇	五八	六、〇

目下吾々ノ尤モ多ク使用スルモノハ六號ニシテ時々八號ヲモ使用ス
 一般ニ煤藥ニハ各適當セル雷管番號ヲ指定シアルヲ以テソレニ相當以上ノ強力
 ナルモノヲ選ビ使用スベシ

(三) 蠟 燭 棒

雷管ヲ煤藥ニ裝着スルニハ圖ニ示セルガ如キ蠟燭棒ヲ使用ス其ノ心棒ハ使用雷
 管ノ徑及ビ長サヨリ稍大ニシテ金屬性ノモノヲ避ケ成ルベク角製又ハ硬キ木製
 ノモノヲ選ブベシ

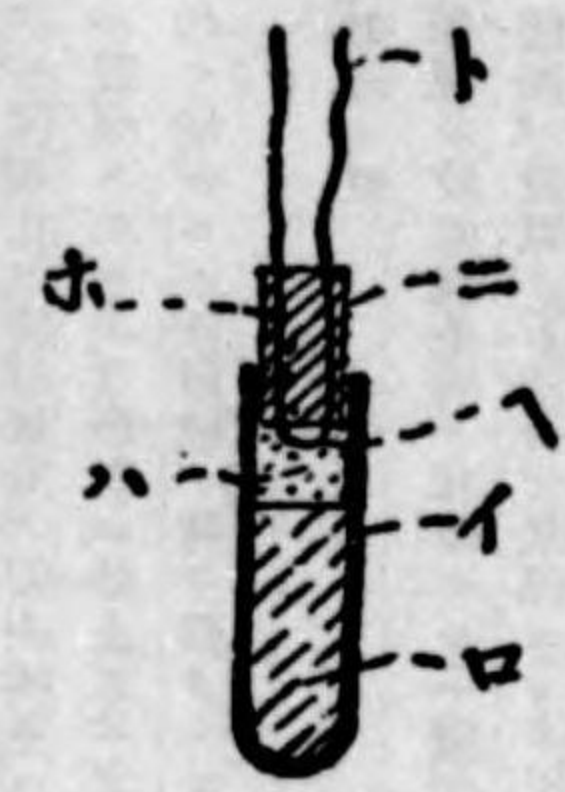


第一圖 蠟燭棒横断面圖 縮尺凡ソ二分ノ一

イ……心棒(雷管ノ徑ヨリ稍大ナルヲ要ス)
 ロ……心棒長サ(雷管ノ長サヨリ稍長キヲ要ス)

(四) 電氣雷管ノ構造
 電氣雷管ニハ高壓ト低壓トノ二種アリテ昔々ノ使用セルモノハ低壓ナリ、ソノ構造ハ圖示ノ如シ

第二圖 低壓式電氣雷管斷面圖



イ……銅管 ロ……雷汞 ハ……點火劑 ニ……填塞
 ホ……銅線 ト……被覆銅線(雷管線)
 電氣雷管ノ何尺物トハ雷管線ノ長サヲ稱スルモノニシテ目下使用セルハ四尺物及ビ六尺物ノ二種トス

第三節 電氣雷管ノ連絡方法ト發火器トノ關係

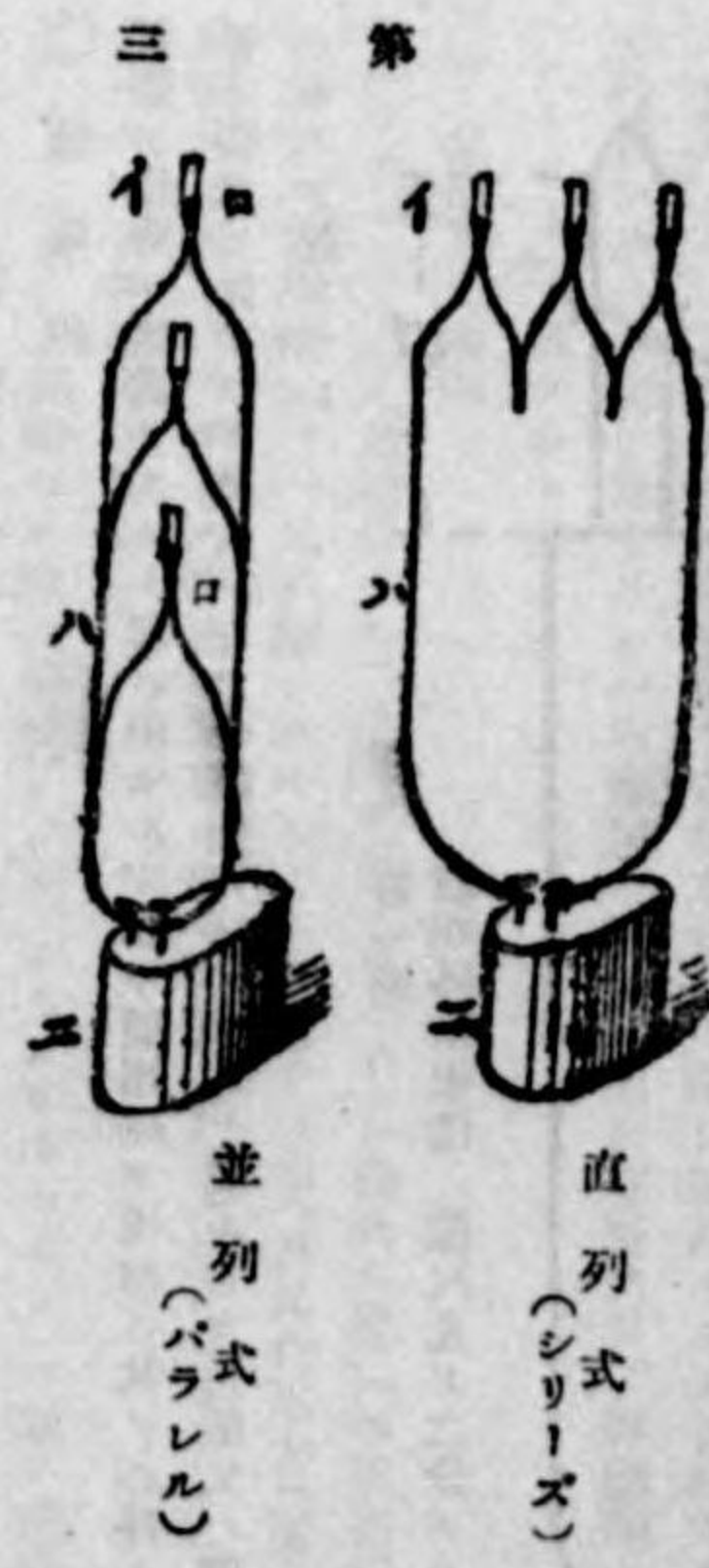
電氣雷管ニテ二個以上ノ發破ヲ同時ニ施行スル場合ニハ此ノ連絡方式ニ三方法アリ即チ(一)直列式(二)並列式及ビ(三)兩者聯合式トス

イ……雷管 ロ……雷管線

ハ……導電線 ニ……發火器

- (一) 直列式……ニテハ多數ノ發破ヲ確實ニ一齊ニ爆發セシメ保安上ハ瓦斯炭塵ニ對シ安全ナリ但シ他ノ式ニ比較スレバ連絡雷管ノ電氣抵抗均一ニ近キモノナルヲ要シ一方發火器ニ於テハ雷管數丈ケノ抵抗ト導電線ノ抵抗トノ總和ニ打勝ラベキ強力ナルモノヲ要ス
- (二) 並列式……雷管ノ抵抗均一ナラザル時及ビ發火器ノ電壓ガ弱キ時ニ適用スベシ然レドモ此ノ場合ニハ電氣抵抗ト大ナル雷管ヨリ順次爆發スル爲メ連續發破ト同様ナル結果トナリ時ニ炭塵存在個所ニテハ採用セザルヲ可トス

(三) 兩者聯合式……發破孔ノ多キ場合採所ナク採用セラルベキ方法ナリ



兩者聯合式

第四節 電氣發火器

電氣發火器ニハ電池式ト起電式トノ二種アリ、目下使用セルモノハ何レモ低壓式携帯用ノモノナリ

電池式ノモノハ使用中漸次電力低下スルモノナレバ豫メ其ノ効力ヲ確カメ置クコト必要ナリ
 起電式ノモノニ於テハ導電線ヲ結ビ付クルニ先立チ「ハンドル」ヲ數回空轉シテ内部ノ電磁ヲ勵磁シ置クヲ可トス
 動力線又ハ電燈線等ヨリ電力ヲ引用スルコトハ現在施行中ノ發破用トシテハ強大ニ過グルヲ以テ使用スベカラズ
 凡ソ雷管ノ點火ニハ約〇〇四—〇〇一三秒ヲ要ス故ニ餘リ強大ナル電力ヲ使用スル時ハ此ノ時間ニ達セザル以前ニ雷管内ノ白金線切斷シテ發トナルコトアリ尙ホ又爆發後切斷サレタル兩線間ニ火花ヲ生ジ、場合ニヨリ甚ダ危險ノ虞レアルコトアリ

第五節 導火線

吾々現在使用中ノモノハ緩燃導火線ト稱シ徑五、五耗ヲ有シ燃焼速度ハ一般ニ一秒一釐ヲ標準トスレドモ本邦製ノモノハコレヨリモ緩ニシテ一尺ニ付三十秒乃至四十五秒ナルヲ普通トス而シテ一卷ハ四十八尺ナリトス

燃焼速度ハ各部均等、被覆完全ニシテ端末燭ノ噴出短且ツ煙ノ少ナキモノヲ良トス、是等ハ使用原料ノ良否ト製造技術ノ巧拙ニ依リ同一商標ニシテ時ニ甚シク差異アルモノナレバ新荷到着ノ際試験ヲ爲シ確カメ置クベシ

第六節 硝安火藥ニ就テ

硝安火藥取扱上ニ於ケル注意

- (一) 濕氣ヲ成ルベク避クベシ但シ防水方法ヲ施セバ水中ニテモ完全ニ爆發スベシ
- (二) 裝填ノ際強壓シテ硬クセザル様(即チ比重ヲ増サズ)込方ニ注意スベシ
- (三) 雷管ハ藥包内ニ成ルベク深ク挿入スベシ
- (四) 雷管ヲ挿入シタル口元ヲ「ゴムテープ」ニテ卷付タル際藥包ノ一部分ヲ餘リ緊ク締付タルトキハ不發ノ原因トナルコトアリ
- (五) 硬キモノハ静カニ揉ミ完全ニ粉狀トナシ(比重ヲ輕クシテ)使用スベシ
- (六) 藥包ノ角ノ切レタルモノハ吸濕セル虞アルヲ以テ其部分ノ藥粉ヲ捨テ使用スベシ
- (七) 二個以上裝藥ノ際藥包ノ端ヲ破リテ互ニ接觸セシムル様ニスルコトアリ、之レハ反テ感應ヲ惹クスル虞アリ

第七節 填塞物

裝藥ノ際ニ於ケル込物ハ保安上並ニ爆發効果ヲ大ニスル爲メ絕對ニ必要ナルモノナレバ錐孔ノ口元マデ空隙ナク填充シ口元ハ特ニ緊密ニスベシ
 込物ニハ粉炭、藥、紙等ノ如キ可燃物ハ絕對ニ使用スベカラズ込物ノ材料トシテ最モ適當ナルハ約一割ノ濕氣ヲ含ム粘土ナリ、之レヲ乾燥状態ノ粘土ニ比較スレバ約五割以上ノ破壊力ヲ増加ストイフ

第三章 爆破作用ト發破孔ニ就テ

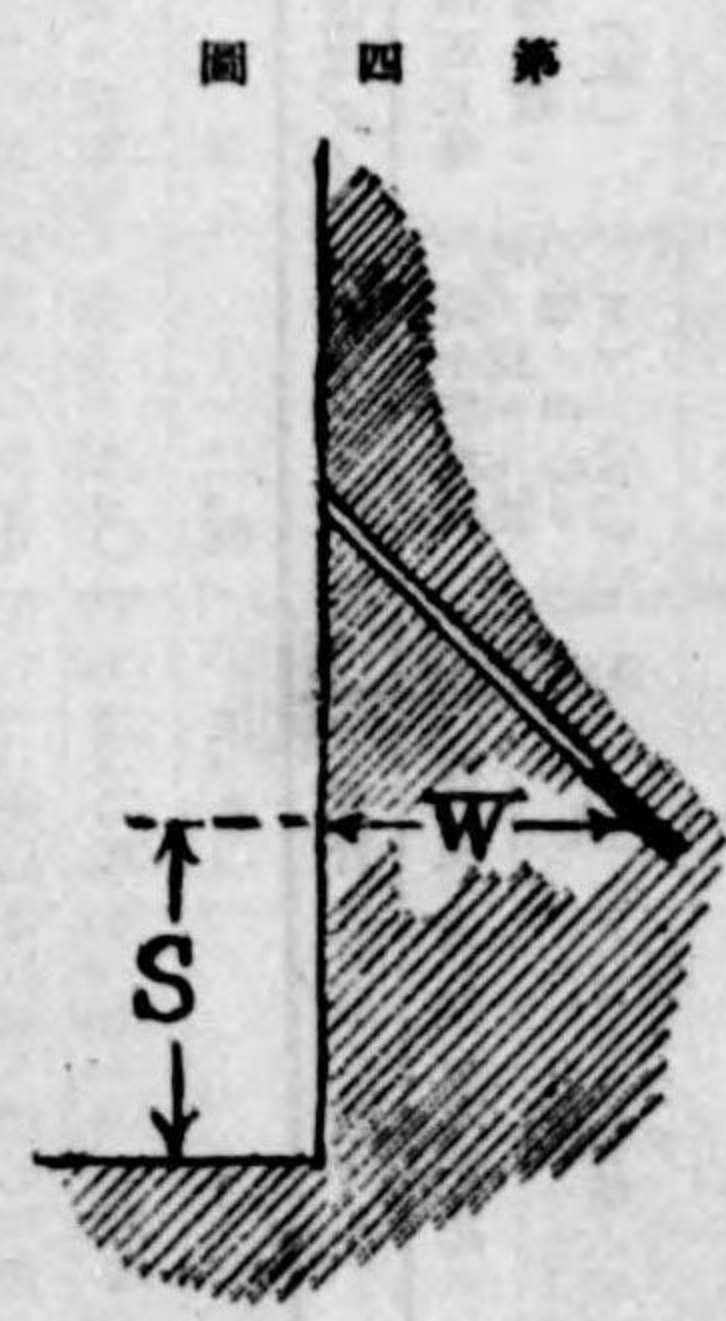
第一節 爆破作用ノ概要

岩石ノ爆破ハ岩石(石灰ヲ含ム)ノ凝聚力ヲ破壞スル働キニシテ之ガ作業ニ於テハ岩石ノ硬軟、粗密、靱脆等ノ性質、位置、形狀、露出面ノ數及ビ廣狹、節理ノ狀

況ヲ考慮シ一定ノ裝藥ヲ用ヒ如何ナル區域ヲ破壞シ得ベキヤヲ判定セザルベカラズ
 岩石ノ露出セル表面若シクハ内部ノ裂罅面ヲ開放面(フリーフェイス)ト稱シ、裝藥中心ヨリ開放面マデノ最近距離ヲ最小抵抗線ト謂フ(第四圖參照)
 開放面ハ廣キ程裝藥ニ對スル抵抗力小ニシテ一層容易ニ破壞セラレ、モノナリ一般ニ裝藥ニ對スル負荷ノ大小ハ最小抵抗線ノ長短及ビ開放面ノ廣狹ニヨリ左右セラル
 一開放面ヲ有スル岩石ヲ破壞スルニハ其ノ面ヨリ約四十五度ノ傾キアル錐孔ヲ穿ツヲ最モ効果大ナルモノトス、軟質ノ岩石ニ於テハ六十度位ニテモ可ナリ、錐孔ガ岩面ニ垂直ニ近ヅクニ從ヒ孔底ガ爆發セズ殘留スル傾向ヲ生ズ

第二節 裝藥量

錐孔ニ裝填スベキ裝藥ノ必要量ハ實況ニ應ジテ異ナルヲ以テ之ヲ劃一的ニ算定スルコト能ハズ、然レドモ實際ノ結果最モ經濟的ニ多量ノ岩石ヲ爆破シ得ル裝藥量ノ推定算式ノ一例ヲ示セバ次ノ如シ



$L = \frac{1}{2} D W$ ……(一) (L=R=0.75)
 L……裝藥ノ裝填量 (キログラム)
 r……岩石抵抗係數
 e……爆破係數
 W……最小抵抗線ノ長サ (メートル)
 本公式(第四圖)ニ於テSハWヨリ大ナルヲ必要條件トス
 爆破係數表

爆薬ノ種類	日本製品相當品名	價
セラチンダイナマイト	櫻印、山櫻印	〇、七〇
セラチンダリソニツト	楓印	一、五〇
棉火薬		〇、九五
ロブリツト	硝安爆薬	一、二二
ベリツト	硝安ダイナマイト	一、三三
アンモニヤダイナマイト		
(三〇%ダイナマイト)		

岩石ノ種類	rノ價
甚ダ硬キ岩石 (石英、硬キ花崗岩)	一、〇〇
硬キ岩石 (花崗岩、斑岩、片麻岩)	〇、八〇
硬キ粘板岩、粒状石灰岩、砂岩	〇、五〇
中硬ノ岩石 (石灰岩、粘板岩)	〇、三〇
軟キ岩石 (石灰、白堊)	〇、一五
疎鬆ノ岩石 (沖積土砂)	〇、〇五

今、前算式ニ就テ考フルニ藥量ハ最小抵抗線ノ自乗ニ正比例スルヲ以テ最小抵抗線二倍トナレバ藥量ハ四倍ヲ必要トスルモノナリ、コノ算式ニヨリ現在當社一級使用ノ

標印系「ダイナマイト」(薬包一本四五瓦)
 砂岩又ハ硬キ頁岩 (r=0.5) ニ對スル場合
 梅印系「ダイナマイト」(薬包一本四五瓦)
 砂岩又ハ硬キ頁岩 (r=0.5) ニ對スル場合
 硝安「ダイナマイト」系(薬包一本五〇瓦)
 軟キ頁岩、シメノアル石灰 (r=0.3) ニ對スル場合
 硝安「ダイナマイト」系(薬包一本五〇瓦)
 「シメ」ノ無キ石灰 (r=0.15) ニ對スル場合

硝安系爆薬ヲ純石灰ニ使用ノ場合

五〇瓦薬包ノ數 (本)	最小抵抗線ノ長サ (尺)	長錐孔全長 (尺)	坑口ヨリ裝薬ノ中裝薬ノ長サ (尺)	心迄ノ長サ (尺)	内ノ裝薬ノ長サ (尺)	外ノ裝薬ノ長サ (尺)
一	一、六	二、三五	一、一一	一、一一	〇、一五	〇、三〇
二	二、七	三、三	二、〇	二、〇	〇、三〇	〇、四五
三	三、七	四、一五	三、〇	三、〇	〇、四五	〇、六〇
四	四、四	五、〇	四、〇	四、〇	〇、六〇	〇、七五

現在一般ニ使用セル量トハ多少ノ差異アラシキ算出ノ儘ヲ掲ゲ
 普通石灰炭採掘ニハ塊炭量ノ増加ヲ欲シ粉砕ヲ避クル爲メ爆破威力ハ稍緩和ナルヲ尙ブ即チ破壊スルヨリモ寧ロ震盪弛緩ヲナサシムルヲ有利トス
 上述ノ算式及ビ計算表ハ専ラ作業上ニ對シ單ニ參考標準トシテ示シタルモノニシテ絶対的ノモノニアラズ、山々ニヨリ地方的ニ岩石、石灰ノ特質性能ヲ異ニセルモノナレバ現場係員ニ於テ各山特有ノ岩石抵抗係數ノ價ヲ試験ノ上算定シ之ニ基キ數月ノ間各發破ニ付キ其ノ實際狀況及ビ結果ヲ精細ニ調査シ實地經驗ニ依リ爆薬ノ適量ヲ會得セラレンコトヲ希望ス

第三節 錐孔ノ選定

爆薬ノ威力ヲ充分ニ發揮セシムルニハ裝薬ヲ成ル可ク一ヶ所ニ集中スルヲ可トス、コノ意味ニ於テ裝薬ノ長サヲ成ル可ク短カクスルコト必要ナリ即チ裝薬ノ長サハ錐孔徑ノ八倍乃至十二倍迄トシ平均十倍以下ナルヲ普通トス
 又錐孔ノ深サニ對スル裝薬ノ長サノ割合ハ錐孔ノ深サノ三分ノ一前後ヲ適當トシ決シテ二分ノ一以上ニ超過セシムベカラズ從テ深キ發破孔ニハ大ナル孔徑ヲ選ブ必要ヲ生ズルモノナリ
 二面以上ノ開放面アル場合ニ最小抵抗線中其ノ最長ナルモノハ最短ナルモノ、一倍半以下ニナル様錐孔ノ方向及ビ深サヲ選ブベシ、コノ關係ヲ圖示スレバ左ノ如シ

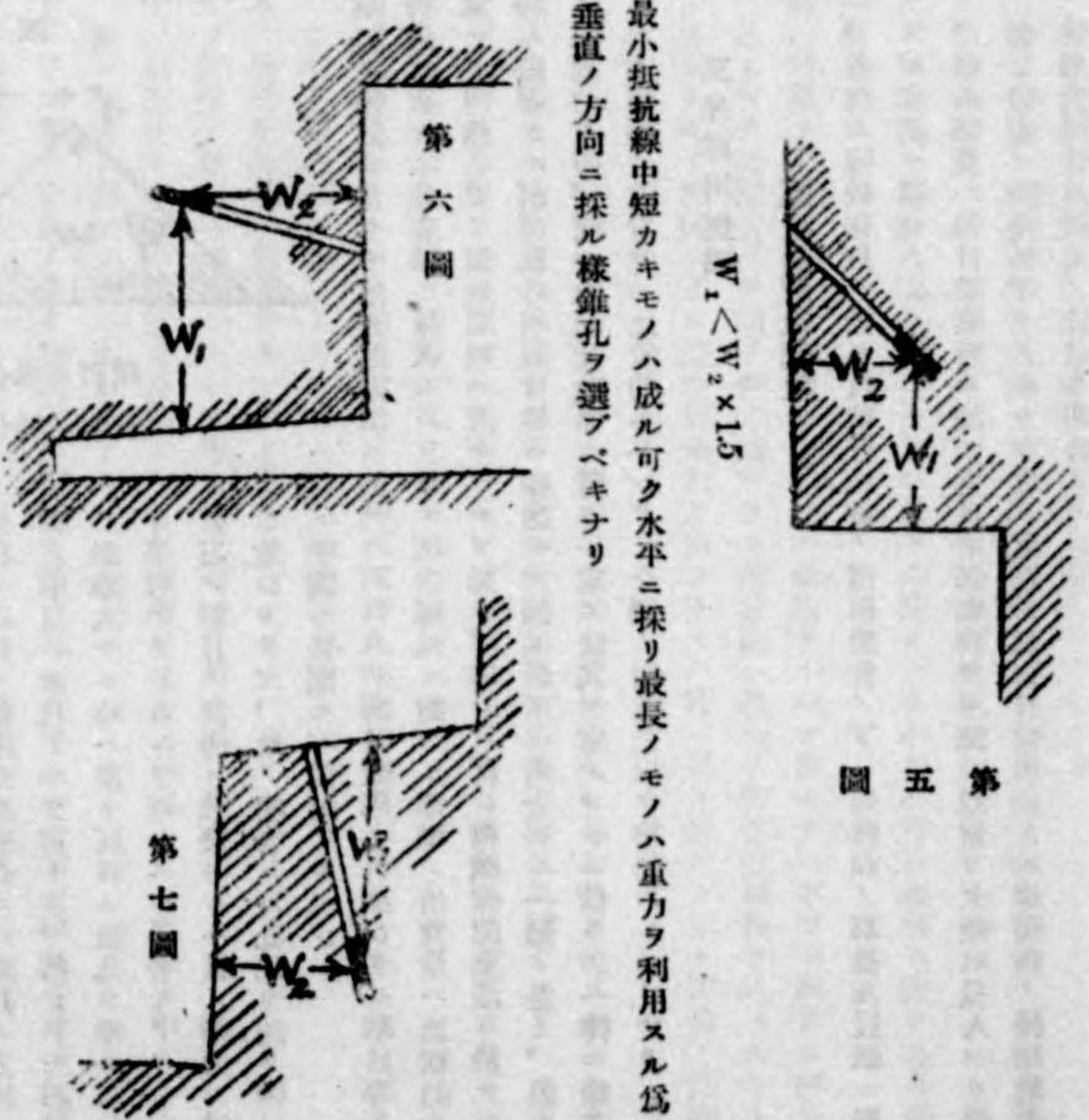
ノ四ツノ場合ニ於ケル藥量ト最小抵抗線ノ長サ(尺)トヲ算出表示スレバ次ノ如シ

四五瓦薬包ノ數 (本)	最小抵抗線ノ長サ (尺)	長錐孔全長 (尺)	坑口ヨリ裝薬ノ中裝薬ノ長サ (尺)	心迄ノ長サ (尺)	内ノ裝薬ノ長サ (尺)	外ノ裝薬ノ長サ (尺)
一	一、二	一、八五	一、七	一、七	〇、一五	〇、三〇
二	一、七	二、六〇	二、三	二、三	〇、三〇	〇、四五
三	二、〇	三、二五	二、八	二、八	〇、四五	〇、六〇
四	二、四	三、九〇	三、三	三、三	〇、六〇	〇、七五

四五瓦薬包ノ數 (本)	最小抵抗線ノ長サ (尺)	長錐孔全長 (尺)	坑口ヨリ裝薬ノ中裝薬ノ長サ (尺)	心迄ノ長サ (尺)	内ノ裝薬ノ長サ (尺)	外ノ裝薬ノ長サ (尺)
一	一、〇	一、五五	一、四	一、四	〇、一五	〇、三〇
二	一、四	二、二〇	一、九	一、九	〇、三〇	〇、四五
三	一、六	二、六五	二、二	二、二	〇、四五	〇、六〇
四	二、〇	三、四〇	二、八	二、八	〇、六〇	〇、七五

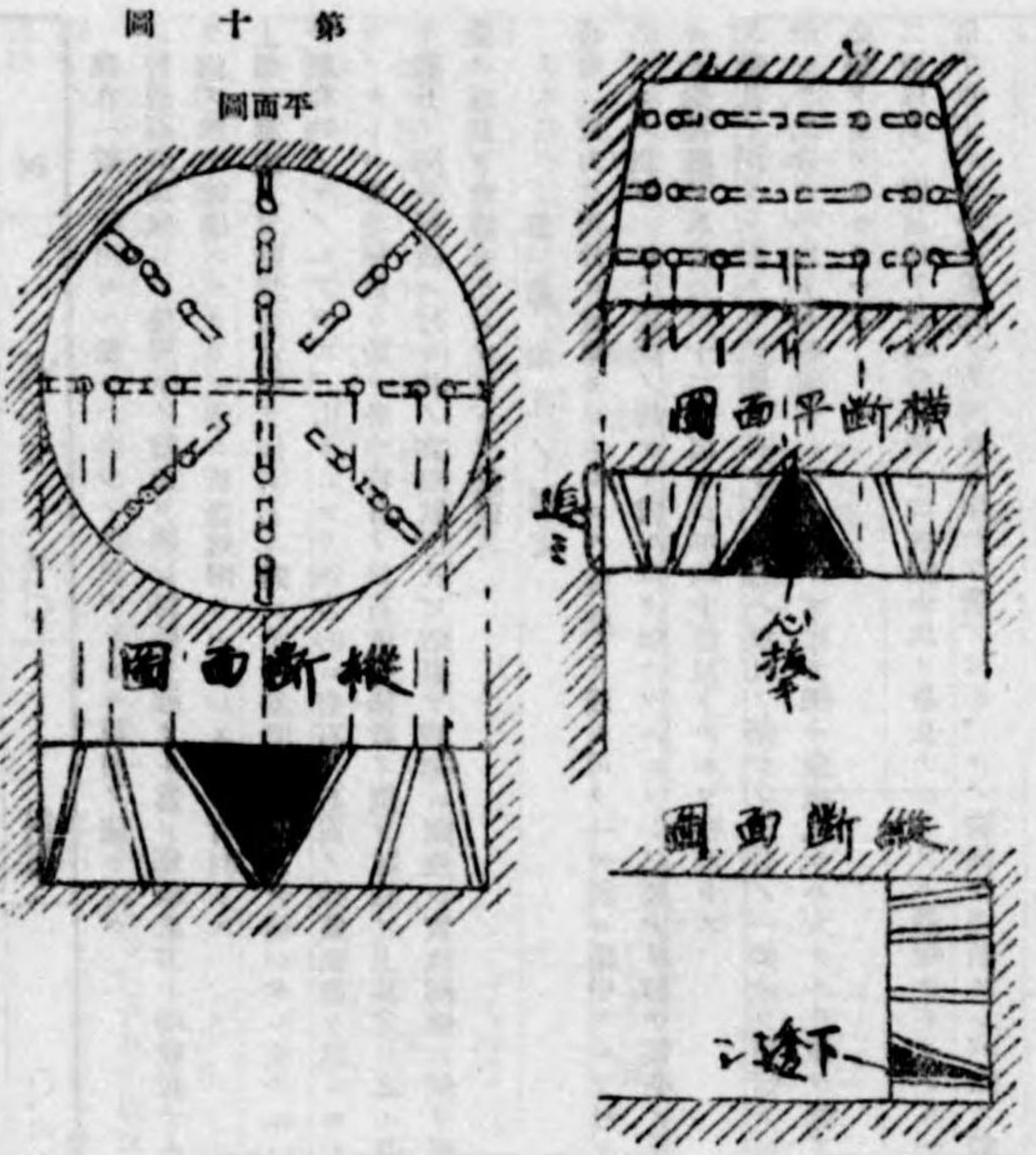
四五瓦薬包ノ數 (本)	最小抵抗線ノ長サ (尺)	長錐孔全長 (尺)	坑口ヨリ裝薬ノ中裝薬ノ長サ (尺)	心迄ノ長サ (尺)	内ノ裝薬ノ長サ (尺)	外ノ裝薬ノ長サ (尺)
一	一、一	一、六五	一、五	一、五	〇、一五	〇、三〇
二	一、六	二、五〇	二、二	二、二	〇、三〇	〇、四五
三	二、〇	三、二五	二、八	二、八	〇、四五	〇、六〇
四	二、三	三、八〇	三、二	三、二	〇、六〇	〇、七五

最小抵抗線中短カキモノハ成ル可ク水平ニ採リ最長ノモノハ重力ヲ利用スル爲メ垂直ノ方向ニ採ル様錐孔ヲ選ブベキナリ



一般ニ開放面ノ數多キ程同一藥量ヲ以テ爆破シ得ベキ岩石ノ破砕量ヲ増加スルモノナリ、例ヘバ最モ好狀況ノ場合ニハ開放面二面ノ時ハ一面ノ時ノ約二倍強、三面ノ時ハ約三倍半ニモ及ブモノナリ
 故ニ發破ノ作業ニハ透シ損等ヲ施シテ開放面ノ數ヲ増加シ置クベキモノナリ而シテ透シ損困難ナル場合ニハ先ヅ第一回ノ發破ニテ岩面ニ凹所ヲ形成シ爾後ノ發破ヲ有効ナラシムベキナリ、此ノ透シ發破ヲ行フ方法ニ心貫及ビ下透シ(片透シ)ノ二法アリ、何レモ二發以上ノ發破孔ヲ抱合ヒニ一組トシ一齊發破ヲ行フモノニシテ其ノ錐孔ノ方向ハ壁面ト四十五度乃至七十度位トシ其ノ先端ハ成ル可ク會合若シクハ接近セシムベシ、斯クシテ心貫キヲ行ヒタル後殘餘ノ發破ヲ其ノ周邊ニ沿

ヒテ圓狀或ハ列狀ニ配置シ遂ニ周壁ニ及ブモノトス(第八圖、第九圖、第十圖)
第八圖 正面圖
第九圖

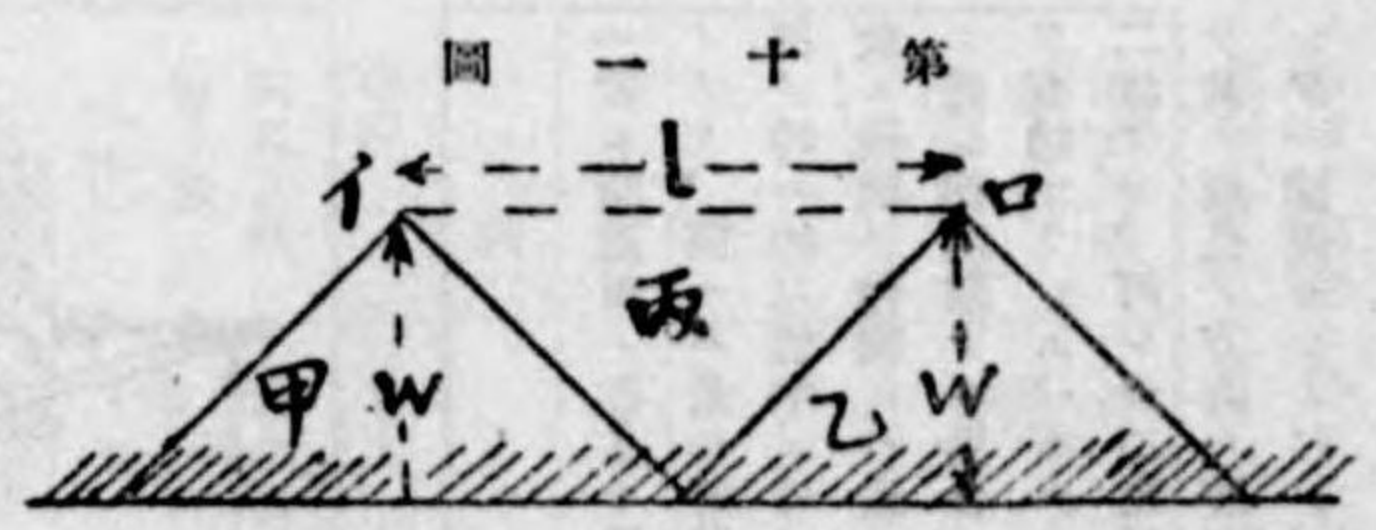


坑道掘進ニ於テ此ノ一掃ノ發破ノ一掃ヒノ進ミノ長サハ堅硬ナル岩石ニ於テハ其ノ坑道ノ幅又ハ高サ(圓形坑道ニテハ徑)ノ半分トシ軟岩ニ對シテハ四分ノ三トナスヲ最モ有利トスルモノナレドモ鑿孔作業及ビ工具取扱ノ便否ヲ考ヘ此ノ範圍内ニテ適宜ノ寸度ヲ選ブベキモノトス

第四節 同時發破ノ効力

圖ノ如キ二箇以上ノ發破ヲ行フ場合ニ(イ)及ビ(ロ)ノ各自單獨ニ發破セバ甲及ビ乙ノ部分ヲ夫々破壞スルニ止マリ丙ノ部分ヲ殘留スベシ若シ(イ)(ロ)間ノ距離ヲ適當ニ選ビ同時發破ヲナセバ丙ノ部分モ共ニ破壞スルコトヲ得ベシ

- 一、火藥取扱人ガ交付スル爆藥類ハ各發破係員ガ當日使用シ了ルベキ數量ヲ限度トス
 - 一、火藥取扱人及發破係員ハ常ニ火藥取締法規ヲ嚴守スベキハ勿論其運搬、授受、攜帶裝藥等ニ際シテハ周密ナル注意ヲ要ス
 - 一、發破係員ハ鑿夫ヨリ發破施行ノ請求アリタルトキハ現場ヲ點檢シ危險ナキヲ認メタル上必要數量ノ裝藥ヲ自ラ點火シテ發破ヲ行フベシ
 - 一、發破施行後其箇所ニ立入ル場合ハ瓦斯、炭塵、天井倒壁等ニ周到ナル注意ヲ要ス
 - 一、ダイナマイトノヲ温地又ハ水中ニ使用シ又ハ詰物ニホリ使用スル場合ハ導火線及其雷管口ト接スル部分ニ硬質付ヲ塗布スベシ
 - 一、ダイナマイトハ其取扱中衝撃、摩擦等ヲ避ケ又酸類日光等ニ觸レシムベカラズ雷管ニ在リテハ特ニ注意ヲ要ス
 - 一、凍結セル「ダイナマイト」ハ温湯(攝氏五十度華氏百二十二度以下)ヲ以テ徐クニ常態ニ復セシムベシ
 - 一、發破ヲ行フニハ電氣發火器ニ依ルモノ、外所定ノ線香ヲ以テスベシ
 - 一、爆藥及點火用線香ハ各所定ノ容器ニ收メ互ニ接觸セザル様攜帶ヲ要ス
 - 一、發破係員ハ鑿業警察規則第四拾七條各號ノ規定ノ外左記事項ヲ遵守スベシ
 - (一) 發破ヲ行ハムトスルトキハ瓦斯及炭塵ニ付三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ有無ヲ檢査スベシ同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同シ
 - (二) 石炭層中ニ於テ發破ヲ行フ場合ニ於テハ空發其ノ他危險ノ虞ナカラシムル爲雷孔ノ位置狀態及深ニ付檢査スベシ
 - (三) 炭粉其ノ他可燃性ノ物ハ込物トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
 - (四) 空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ル場合ハ此限ニ在ラズ
 - (五) 乾燥炭塵存在スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非ザレバ同一箇所ニ於テ同時ニ二發以上ノ發破ヲ行フコトヲ得ズ
 - (六) 石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順次ニ之ヲ行フベシ
- 發破心得
- 一、當坑デハ係員ガ火藥類ヲ攜帶シテ發破ヲ掛ケテ廻ルノデアアルカラ發破係員ニ



硬岩ノ場合..... $L=1.5-2W$
軟岩ノ場合..... $L=W$

坑道ノ掘進ニ當リ手掘式開鑿法ニ於テハ石目及ビ前ノ發破ニテ生ジタル割目等ヲ利用シ次々ニ最モ有効ニ發破スルヲ以テ坑道延長ニ對スル爆藥ノ消費量比較的小量ナリ、然レドモ掘進工程ハ遅タラズ免ズ之レニ反シ機械掘鑿法ニ於テハ特ニ顯著ナル割目以外ハ石目等ニ顧慮セズ掘進箇所ニ適合セル一回ノ進ミ、鑿孔ノ位置、方向、深サ及ビ孔數等ニ付キ一定ノ法式ヲ定メコレニ依リテ一律ニ進工スル方爆藥ノ消費量比較的多ケレドモ全體ノ掘進工程ヲ増加スルモノナリ

三井砂川炭礦

發破取扱規程

- 一、各坑ニ發破係員ヲ置キ技術管理者ノ指揮監督ノ下ニ爆藥類ノ取扱及發破ニ關スル事項ヲ掌ラシム
- 一、發破係員ハ毎日始業時ニ於テ當日ノ爆藥類使用豫メ數量ヲ火藥取扱人ヨリ受領シ終業ノ際殘餘アリタルトキ之ヲ返還シ且當日使用シタル爆藥類ノ種類數量使用箇所使用鑿夫ノ氏名ヲ報告スベシ

- 一、發出掛ケテ實ニ自分デ自由ニ發破ヲ掛ケテハナラズ
- 二、發破孔ノ深サハ透シノ深サヨリ五寸位淺クスルコト尙又空發ヲ起サヌ様込物裝藥ノ分量、荷ノ重サ、透シノ深サ等ニ注意スルコト
- 三、發破孔ハ爆藥ノ大キサヨリ少シ大キク採ムコト小キイ穴ニ無理ニ突キ込ムハ危險デアル
- 四、爆藥ヲ數本一ツ孔ニ込メルトキハ紙包ノ小口ヲ開イテ一本ツツ靜カニ押し込ミヨク接觸サセテ間ニ物ノ挟マラヌ様注意シ最後ニ雷管付爆藥ヲ込メルコトニシナイト危險デアル安全爆藥類ヲ使フトキハ特ニ氣ヲ付ケナイト折角ノ爆藥ガ無駄ニナル
- 五、發破ノ込物ニハ燒粘土ヲ使ヒ藥屑ヤ布切レ其他引火シ易イ物ヲ使フテハナラヌ燒粘土ハ坑務所ニ備付ケテアルカラ入坑ノトキ必要支ツテ行クコト
- 六、込棒ハ木製ノ物ニ限ル「キニールン」其他鐵製ノ物ヲ使フテハナラヌ必ズ坑務所カラ木ノ込棒ヲ買ツテ行クコト
- 七、込物ヲ詰メルニハ初メ皮シツ、靜カニ押し込ミ段々ニ固ク詰メ込マネバナラヌ安全爆藥類ヲ使フトキハ特ニ込方ニ注意スルコト
- 八、尻管ヤ間管ハ危イ許リデナク效力ノ少ナイモノデアアルカラ使フテハナラヌ
- 九、雷管ヲ爆藥ニ押し込ムトキニ導火線ヲ持ツテ押し込ムハナラヌ
- 十、炭塵ノアル所ハ附近ヲ綺麗ニ片付ケ切羽ヨリ三間以上充分ニ水ヲ撒キタル後ニ發破ヲ掛ケテ貫ハネバナラヌ
- 十一、瓦斯ヤ炭塵ノ多イ切羽デハ發破ハ固ク禁ジテアルカラ豫メ其ノ心得デ仕事ニ取掛ルコト
- 十二、發破ノトキハ其切羽ニ通ズル總テノ通路ニ手分シテ安全ノ個所マデ引キ退キ又發破ヲ掛ケルコトヲ附近ノ人ニ知ラセテカラ掛ケテ貫ヒ發破ノスム迄ハ必ズ張番ヲシテ居ラネバナラヌ
- 十三、隣接セル切羽デ引續キ發破ヲ掛ケルトキハ風下カラ順次風上ニ掛ケテ行クノデアアルカラ風下ノ分カラ先ニ用意スルコト
- 十四、發破ニ不發ガアツタトキハ少クトモ十五分間ハ其ノ其ノ場所ニ近寄ツテハナラヌ二發以上ノ發破ノ場合ニ其數丈ケノ音ヲ聞カズニ共鳴シタモノト早合點シテ現場ニ近寄ツテハナラヌ此ノ場合モ必ズ十五分間以上待タネバナラヌ
- 十五、込物ノ不足ノトキヤ爆藥ノ込方多過キタトキハ發破スルコトガアルカラ氣

- 十六、發破ニ不發ガアツタトキ爆薬ヲ取り出シタメ其ノ孔ヲ掘り返シテハナラヌ
手掘リノ時ハ一尺、機械掘リノトキハ二尺以上離レタトコロニ新ニ孔ヲ掘直シ
改メテ發破ヲ掛ケテ貫フコト水發破ノトキハ別ニ掘リ直サズトモ其ノ孔ニ更ニ
雷管付爆薬ヲ入レテ發破ヲ掛ケテ貫ツテモ宜シイソシテ發破ノ後テ前ノ不發爆
薬ヲ雷管ヲ拾ヒ集メ係員ニ渡サネバナラヌ萬一見付カラヌ時ハ其事ヲ係員ニ届
出デネバナラヌ
- 十七、一ツノ孔ニ二本以上ノ爆薬ヲ込メタ場合ニ完全ニ爆發セズシテ不發ノ儘爆
薬ヲ殘ルコトガアルカラ孔尻ヲヨク調べルコト又爆薬ノ小片ガ附近ニ飛ビ散ツ
テ居ルコトガアルカラ注意シテ拾ヒ集メ係員ニ渡サネバナラヌ
- 十八、水發破ヲ濕氣ノアル所デハ雷管ヲ導火線ニ水ノ浸ミ込ムノヲ防グタメ煤油
ヲ塗ラネバナラヌカラ入坑ノトキ用意シテ行クコト
- 十九、點火シテ貫ツタ數ダケノ發破ノ音ヲ聞キ終ツタラ火災ノ虞レガナイカヨク
調べルコト尙煙ガ消ヘタ後テ留神、張出、風捕、天井又ハ側壁等ヲヨク検査シ
若シ異狀ヲ認メタトキハ應急ノ手當ヲシテ直チニ之レヲ係員ニ知ラセネバナ
ラヌ
- 二十、發破後煙ノ消ヘナイ中ニ現場ニ行クト煙ニ酔ツテ病氣ニナルカラ氣ヲツケ
ネバナラヌ
- 二十一、電氣發破ノトキニハ電線類ノ配置ニ手當フコト
- 二十二、總テ發破ニ就テハ必ず係員ノ指圖ニ從ハネバナラヌ
- 二十三、發破後ハ係員ノ許シナクシテ仕事場ニ歸ツテハナラヌ

火藥取扱並ニ發破規定

- 一、火藥類ハ可取扱ヒ火氣アルモノニ近付ケ又ハ日光ニ直射スベカラズ
- 二、火藥類ハ濕リ易キ所又ハ凍リ易キ所ニ置クベカラズ
- 三、凍結シタル爆薬ハ使用スベカラズ之レガ融解ハ火藥又ハ蒸汽ノ如キ高温ノモ
ノニテ融解スベカラズ
- 四、線香ハ必ず定メラレタル容器ニ入レ火藥雷管其他ノズク、建等燃エ易キモノ
ニテ融解スベカラズ

茂尻炭礦

- 一、近付クベカラズ
- 二、電氣點火器ハ火藥類並ニ雷管等ニ近付ク可ラズ
- 三、受渡及携帶心得
- 四、火藥類ノ受渡ハ必ず各種類ノ數量ヲ檢スベシ
- 五、爆薬類及雷管ハ定メラレタル容器ニ別々ニ入レテ取扱ヒ終業ノ際使用殘ハ必
ズ檢數ノ上火藥係員又ハ助手ニ返納スベシ
- 六、火藥類ノ受渡ハ火藥係員並ニ助手ト發破係員並ニ助手トニ於テ受渡シ其他ノ
モノハ爲ス可ラズ
- 七、但シ自由發破區域ニ於テハ特定人ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得
- 八、火藥類ノ取扱ハ火藥係員並ニ助手又ハ發破係員並ニ助手ノ監督ニテ爲ス時ノ
外他人ヲシテ之ヲナサシム可ラズ
- 九、發破前ノ心得
- 一〇、發破施行ノ巡路ハ風下ノ切端ヨリ初メ順次風上ニ向テ進ムベシ
- 一一、乾燥炭塵ノアル場所ニテ發破ヲ行ハントスル時ハ先ヅ撒水ヲ爲シ充分炭塵
ヲ濕ラス可シ
- 一二、爆薬ヲ裝填セントスル時ハ先切端及其附近三間以内ニ瓦斯ノ検査ヲ爲シ
一%以上ノ瓦斯アル時ハ裝填ヲスベカラズ
- 一三、發破ヲ行ハントスル時ハ附近ノ火ノ著キ易キモノ及切端附近ノ邪魔物ヲ取
片ヅケ且ツ近傍ニ居ル坑夫ニ知ラセ又ノ近寄ラザル様警戒ヲナスベシ
- 一四、發破ヲ行ハントスル時ハ先ヅ上層ヲ先ヅ調ベ惡キ時ハ必ず留テ入ルベシ
- 一五、舊坑其隣接箇所又ハ貫通セントスル場所ニテ發破ヲ行ハントスル時ハ特ニ
注意ヲ拂フベシ
- 一六、乾燥炭塵及瓦斯量一%以上ノ普通導火線二%以上ハ電氣雷管ヲ使用スルト
雖モ發破ヲ行フ可ラズ
- 一七、裝填ノ際ハ發破孔ノ長ク掃除シ藥包ヲ一個宛込棒ニテ靜ニ押込ミ決シテ無
理ス可ラズ
- 一八、左記ノ如キ爆薬ハ使用ス可ラズ
- 一九、固マリ又ハ凍リタル爆薬

發破ノ心得

- 一、片付ケタ上充分ニ撒水シテツカネバナラヌ
- 二、發破孔ノ深サハ透シノ深サヨリモ深クシテハナラヌ
- 三、發破孔内ニハ粉炭ノ殘ラヌ様ヨクカキ出シ詰物ハ粘土以外ノモノヲ用キテハ
ナラヌ粉炭ノ層層ノ如キモエ易キモノハ危險ナレバ決シテ用キテハナラヌ
- 四、點火ノ合同ガアツタ時ニハ速カニ安全ナ場所ニ避ケネバナラヌ又番ハツ命セ
ラレタ時ハ決シテ其場所ヲ離レテハナラヌ
- 五、發破後ハ係員ノ許可ナクシテ仕事場ニ歸ツテハナラヌ
- 六、不發ノ爆薬ハ掘リ出シテハナラヌ手掘ノトキハ一尺機械掘ノトキハ二尺ヲ隔
テ、前ノ孔ト並行ニ孔ヲ掘リ出シ直シ更メテ發破ヲカケテモラヒナサイ
- 七、發破後再び仕事スルトキニハ天井、壁、打柱及棒等ノ緩ミテ危險デナキカラ
シラベネバナラヌ
- 八、込メ棒ハ木製ノ外使ツテハナラヌ

火藥類使用者心得

- 一、火藥類ハ發破規則ニ依リ一日分使用見積高ヨリ多量ニ携帶スルコトヲ得
ザルモノトス
- 二、當礦ニ於テ火藥類ト稱スルハ火藥「ダイナマイト」導火及雷管ヲ云フ
但シ「ダイナマイト」使用法ニ就テハ別ニ心得書ノ制定アルヲ以テ之ヲ見ルベ
シ
- 三、發破規則ニ依リ火藥類ハ之ヲ使用シタル後殘餘アル時ハ終業ノ際必ず之
レヲ火藥係員ニ還付スルモノトス
- 四、同上規則ニ依リ發破孔ニハ粘土其他發火ヲ誘起スル塵ナキ物ノ外込物トシテ
使用スルコトヲ得ザルモノトス
- 五、同上規則ニ依リ鐵製込棒ヲ以テ裝薬スコトヲ得ザルモノトス
- 六、同上規則ニ依リ導火線ニ點火シタル後爆破セザル時ハ少クトモ十五分間ハ其
ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ザルモノトス且ツ此ノ場合ニ於テ其ノ火藥類ハ之ヲ掘出
スルコトヲ得ズ

- 一、折目ノツキタル導火線又ハ濕リタル導火線
- 二、電氣雷管ノ線ノ惡シキモノ、雷管惡シキモノ
- 三、尻管及間管ヲ使用ス可ラズ
- 四、充填用込物ハ粘土ヲ使用シテ他ノモノヲ用フ可ラズ
- 五、込棒ハ木製ノモノヲ用フベシ
- 六、空發ヲ起サマル様込物及火藥ノ分量荷ノ重サ透シ等ニ注意スベシ
- 七、發破ヲ行フ場所ノ附近ニハ火藥類ヲ置ク可ラズ
- 八、同一箇所ニ於テ二發以上ノ連續發破ヲ行フ可ラズ
- 九、發破施行ニ當リ爆薬ノ裝填及點火、電線ノ接続等ハ發破係員之ヲ行フベシ
但シ裝填ニ限リ坑夫ヲ手傳ハシムル事ヲ得
- 十、發破後ノ心得
- 一一、不發又ハ共鳴(合鳴)ノ場合ハ十五分間以上過キタル後ニ非ザレバ其場所
ニ立入ル可ラズ
- 一二、不發シタル時ハ前孔ト一尺ヲ隔テ、孔ヲ併行ニ穿テ發破ヲ行ヒタル後前ニ
裝填シタル爆薬類ノ回收ヲ計ルベシ
- 一三、發破ヲ行ヒタル後ハ火災ノナキヤ支柱通風設備ノ破損ナキヤ又ハ落磐ノ有
無ヲ検査シ若シ異狀アリタル時ハ應急ノ處置ヲ取リ直ニ上長ニ報告スベシ
- 一四、發破ヲ行ヒタル後孔尻ニ不發爆薬ノ殘リ居ラザルヤ又研ノ中ニ混リ居ラザ
ルヤヲ良ク検査スベシ
- 一五、電氣發破ノ場合ハ發破ヲカケタル後直ニ電線ヲ點火器ヨリ取外スベシ
- 一六、坑夫ハ特ニ許可ヲ受ケタル場所ノ外發破スルヲ得ズ此ノ場合ト雖モ良ク係
員ノ指揮ヲ受クベシ
- 一七、特定場所ノ坑夫ハ就業中係員ヨリ火藥類ヲ受ケ取リ終業ノ際殘品アレバ係
員ニ返納スベシ決シテ他ニ持去ル可ラズ

總則

- 一、係員以外ノ者ハ絕對ニ發破ヲカケル事ハナラヌ
- 二、發破ヲカケテモラウニハ透シテ充分ニシテ適當ノ所ニ孔ヲ掘リ附近ヲ綺麗ニ

總則 發破規定

- 七、發破孔ノ位置ヲ定ムルニハ石炭又ハ岩石ノ筋目若クハ龜裂等ニ着目スベシ
- 八、濕潤ナキ箇所ニハ紙製藥包ニテ可ナルモ濕潤ナル所ニ於テハ油紙等ノ如キ塔
- 九、込物ハ堅實ナラザル時ハ鐵罐孔トナリ之ヨリ噴出スル火災ノ爲メニ瓦斯氣アル處ニ於テハ瓦斯ニ點火スルノ虞アリ若シ又注意ヲ缺キ烈シク込物ヲ裝入スルトキハ作業中爆發ヲ惹キ起スコトアルベシ
- 十、不發ノ原因ハ込物裝置ノ際導火線ノ一部ニ損所ヲ生ズルカ又ハ折目アリ若クハ濕氣ヲ帶フルモノヲ使用スルスコトニ歸因スルコト多キヲ以テ導火不良ノ部分ハ躊躇ナク之ヲ切り棄ツベシ
- 一一、破壞スベキ石炭又ハ岩石ノ量ニ比シ不相應ニ多量ノ火藥類ヲ使用セザル様心掛クベシ
- 一二、噴筒管管其他器械物アル近傍又ハ門扉張切等ノ附近ニ於テ發火スル場合ニ於テハ發破孔ノ上ニ濕メシタル布ヲ覆ヒテ岩石ノ散風ヲ防ギ尙不安心ナルトキハ假ニ板張ヲ設ケテ豫防スベシ
- 一三、點火前ニハ其近傍ニ居ル者又ハ來ラントスル者ニ注意シ同時ニ他ヨリ偶然人ノ入り込ムコトナキ様警戒スベシ
- 一四、點火スル時ニ前後左右ヲ検査シ避ケ道ニ障害物ノ有無ヲ確メオクベシ
- 一五、導火ハ一分間ニ約二尺内外ノ割合ニテ燃焼スベキヲ以テ發破作業者ハ避難所ニ至ル距離ノ長短ニ應ジテ之ヲ適當ノ長サニ切斷シ之ヲ使用スベシ
- 一六、點火シタルトキハ適當ノ距離ニ退却シ安全ナル場所ニ避クベシ
- 一七、發破不發ノ時ハ決シテ之レニ觸レズ少クモ五寸以上ノ距離ヲ置キ新タニ穿孔シ別ニ裝藥ヲナスベシ
- 一八、發破後ハ現場ノ附近ノ柱、板敷等ニ破損ヲ來セルヤ否ヤヲ検査スベシ
- 一九、發破ニハ爆發瓦斯引火ノ危險少ナカラザルヲ以テ瓦斯存在ノ區域内ニ於テ發破ヲ行フノ必要ヲ生ズタルトキハ係員ノ立會ヲ求ムベシ
- 二〇、前項ノ場合ニ於テハ係員ハ尙安全燈ヲ以テ瓦斯ノ有無ヲ檢シ危險ナシト確認シタル上ニアラザレバ發破ヲ行ハシムルベカラズ若シ其存在ヲ認ムル時ハ通氣ヲ増加スベキ處置ヲ取リ瓦斯氣ヲ稀散セシメ危險ヲ除去シタル後之ヲ行ハシムベシ

- 二一、假令瓦斯存在ノ區域内ナラズト雖モ其ノ風上ニ瓦斯發生ノ虞アル時ハ充分注意警戒ヲ加フベシ
- 二二、裝藥ハ凡テ注意知識ト要スルヲ以テ未ダ使用ニ慣レザル者ハ係員又ハ老練ナル坑夫ニ就テ充分會得スル處アルベシ
- 二三、「ダイナマイト」使用心得
- 一、雷管ト「ダイナマイト」トハ同包ニテ携帯スベカラズ
- 二、「ダイナマイト」ハ裸火ノ附近又ハ高温度ノ箇所ニ置クベカラザルハ勿論震蕩若クハ衝突等セザル様充分注意取扱フベシ
- 三、寒氣ノ爲メ凝結セルモノハ使用前火氣ナキ處ニ於テ湯煎ニテ之ヲ融解セシムベシ
- 四、荷ニモ火ニ温メ或ハ暖爐、汽管、其ノ他熱セル金屬ノ上ニ置クベカラズ
- 五、「ダイナマイト」ヲ取扱ヒ其儘汚レタル手ヲ以テ眼險ニ觸ルレバ刺戟ヲ起シ又口ニ觸ル、時ハ其最少量ヲ嚙トスルモ中毒ニ罹リ頭痛、眩暈、昏厥等ニ陥ルコトアルベシ
- 六、導火ニ雷管ヲ締メ付クルニハ口ニテナサズ挾道具等ニテ之ヲ行フベシ
- 七、導火ノ雷管ニ接セル部分ハ切口ヲ新タニ爲スベシ然ラザレバ往々不發ノ原因トナルコトアルベシ
- 八、雷管内ニ在ル鋸屑等ハ口ヲ下向キニナシ板ノ上ニテ輕ク打ナ出シ決シテ掘リ出ス等ノコトハナサズ可トス
- 九、導火ノ附シアル雷管ヲ「ダイナマイト」ニ嵌メ込ムニハ先ヅ竹串等ノ如キモノニテ「ダイナマイト」ノ一端ニ穴ヲ穿テ之レニ雷管三分ノ二ヲ入レ三分ノ一ハ「ダイナマイト」以外ニ出シ置キ外包紙ヲ導火ノ根本ニ纏ヒ外面ヨリ糸ニテ緊メ付クルヲ常法トナス
- 但シ水中ニ使用スルモノハ導火ノ根元ニ蠟付油ヲ塗リ付ケ水ノ浸潤ヲ防グモノトス
- 一〇、一本以上ノ「ダイナマイト」ヲ穿孔ニ裝入スルニハ木製ノ込棒ヲ以テ徐々ニ押込ミ孔底ニ達シタル時靜カニ壓迫シ更ニ第二第三順次ニ押込ミ最後ニ雷管ノ附シアル物ヲ裝入スルモノトス
- 一一、雷管ナキ「ダイナマイト」ト雖モ之ヲ棒ニテ打込ミ又ハ無理ニ押込ム等ノコトナキハ勿論雷管アル「ダイナマイト」ハ決シテ之レヲ壓迫スベカラズ

- 一二、發破孔ニ裝入シ其上ヲ充填スルニハ濕氣アル砂、粘土或ハ水ヲ用フベシ
- 一三、充填法粗漏ナル時ハ不完全燃焼ヲ起シ有毒瓦斯ヲ發生スベシ
- 一四、發破不發ノ時ハ決シテ「ダイナマイト」ヲ掘出スベカラズ若シ込物ニ水ヲ用ヒタル時ハ雷管導火付ノ小「ダイナマイト」ヲ裝入シテ再ビ點火シ破裂セシムベシト雖モ水以外ノ込物ヲ用ヒタル時ハ決シテ之レニ觸レズ少クモ五寸以上ノ距離ヲ置キ新タニ穿孔シ別ニ裝藥スベシ
- 一五、不發ナル發破孔ノ隣ニ第二ノ發破ヲ行ヒタル時ハ破壞セル岩石中ヨリ不發ノ「ダイナマイト」ヲ嚴重ニ捜シテ拾ヒ取ルベシ
- 一六、前項ノ外「ダイナマイト」使用者ノ参照スベキ事項ハ火藥使用者心得ニ記載シアルヲ以テ該心得ニ就テ之ヲ見ルベシ

湯本炭礦

發破ニツイテノ心得

- 一、ダイナマイト、雷管ハ特定火藥運搬夫及係員ノ外ハ決シテ取扱ツテハナラズ
- 二、發破ノ時ハ係員ガ「ハツパー」ト警告ヲ發スルカラ全部ガ發破シテ了ラマデソノ附近ニ立入ツテハナラズ又ソコニ仕事シテ居タ人達ハ手分ケシテ要所要所ニ見張ツテ知ラズニシテ怪我ヲセヌ様ニ警戒セネバナラズ
- 三、發破ガ不發ノ場合ハ不發物ヲ掘リ出スコトハ最モ危イ事デアリ又堅ク禁ゼラレテアル規則デアルカラ當該係員ノ指揮ヲ俟タネバナラナイ
- 四、不發ノ時ハ十五分以内ニ近寄ツテハナラズ

好問炭礦

爆發藥ノ使用及取扱ニ關スル注意

- イ、取扱ニ關スル事項
- 一、爆發藥ハ每朝坑内係員ノ請求ニヨリ其日ノ所要數量ヲ火藥庫ヨリ受取り規定ノ箱ニ納メ人背ニ負ハシメ坑内見張ニ之ヲドグ而シテ之ヲ運搬スル者ハ人車ニ搭乗セシムルヲ以テ燈火ノ使用ヲナサシメズ、坑内見張ニ於テハ各領夫所要ノ爆發物數量ヲ一定ノ箱ニ納メテ之ヲ渡ス
- 二、使用後ノ爆發藥ハ直チニ火藥庫ニ返納ス

日々ノ受拂ハ各規定ノ帳簿ニ之ヲ記載ス

ロ、使用ニ關スル心得

- 一、火藥渡場ノ前ニ燈火ヲ携帯シテハナラズ
- 一、火藥渡場ノ前ニテ左記事項ヲ嚴禁ス
- 一、「カアバイト」ノ詰替「マツチ」ヲ摺ル事、喫煙スル事
- 一、爆發藥ヲ受取ツタラ必ズ種類別ニ算ヘナサイ、若シ合ハナカツタラ直チニ係員ニ申出ナサイ
- 一、使用後ノモノハ必ズ毎日火藥箱ト一所ニ火藥渡場ニ納メナケレバナラズ
- 一、爆發藥ヲ「坑外」ニ持出シタリ棒上壁等、研下等ニ隠シ置ク事ハ大禁物デア
- 一、火藥箱ハ常に満サヌ様又火氣アル場所ニ近付ケヌ様注意シナケレバナラズ
- 一、火藥箱ノ紐ハ切レタリ、脱レタリシナイ様深ク注意スル事
- 一、雷管ハ必ズ紙ニ包ンデ火藥面ニ入レナサイ
- 一、火藥面ヲ持ツテ坑内ヲ往來スル場合ハ必ズ背ガケニ背負ネバナリマセン
- 一、火藥面ハ切端ニ近ク安全且水氣ノナイ所ニ置キナサイ
- 一、發破ニ火ヲ付ケル前ニハ先第一ニ火藥面ヲ安全ナ所ニ持出シソレカラ道具ヲ始末シナサイ
- 一、爆發藥ハ使用スル時ノ外火藥面カラ出シテハナラズ
- 一、爆發藥ヲ「レトル」ヤ電氣機械ノ傍ニ置テハナリマセン
- 一、込棒ハ木製、又ハ眞鍮製ノモノ、外用イテハナリマセン
- 一、込物ハ當所支給ノモノ又ハ岩粉ニ限リ之ヲ用ヒ決シテ紛炭又ハ藁其他可燃性ノモノヲ使用シテハナリマセン
- 一、火藥面ヲ棄テタリ、毀シタリ、失クシタリ、又自分ノ切端カラ外ノ所ヘ持ツテ行ツタリシテハナリマセン
- 一、退業ノ時火藥面ヲ納メル事ヲ他ノ者ニ頼ミ又頼マレテハナリマセン
- 一、爆發藥ヲ嚙ンダリ口ニ入レタリシテハナリマセン
- 一、爆發藥ノ凍ツタノヲ「カンテラ」ノ火ヤ電燈又ハ熱シタ機械等デ温ムル事ハ禁物デア
- 一、凍ツタ爆發藥ヲ落シタリ、切ツタリスル事ハ甚ダ危險デアルカラ使ハズニ其儘係員ニ還シナサイ

- 一、黑色火薬ト「ダイ」ヲ混ゼテ用ヒル事ハ係員ノ指圖ヲ受ケタ時ノ外シテハナリマセン
- 一、雷管ハ使用前、及後ニハ必ず數ヲ算ヘテ見テ若シ一ツデモ失クシタ時ハ直チニ係員ニ届出デナサイ
- 一、左記ノ事ヲシテハナリマセン
 - 雷管ヲ落ス事、中ヲホジケル事、踏ム事、潰ス事、置キ忘レル事
 - 一、導火ハ折目ガ有ツタリ、濕ツタリシテ用ヒルモノヲ用ヒテハナリマセン
 - 一、發破ヲカケル時、導火ガ短カ過ギルト大變危險デアルカラ相當ノ長サニシテ置カネバナリマセン
 - 一、導火ヲ切ル時ハヨク切レルヌ物デ「斜」ニナラヌ様切ラネバナリマセン、道具デ叩キ切ル事ハ禁物デス
 - 一、導火ニ火ヲ付ケル時ハ其サキヲ揉ンデ付ケル事
 - 一、電氣發破ノ導電線ハ折レタリ、急ニ曲ゲタリセヌ様注意シナサイ
 - 一、電氣發破ノ導電線ヲ結付ケルニハ其接合スル所ヲ奇麗ニシテ兩方共ヨク捻ジ合セ繼目ハ「テーア」デ卷ク事ヲ忘レテハナラヌ
 - 一、大切ナル機械其他ノ設備ヲシテアル場所ノ附近デ發破ヲカケル時ハ先ツ發破除ケノ設ケラシテカラデナケレバカケテハナラヌ、若シシレガ水路、堅坑、坑井等ノ傍デアレバ研ノ飛込マヌ様「レール」ノ傍デアレバ飛散シタ研ハ直ダ拂ヒ除ケナケレバナラヌ
 - 一、導火ヲ雷管ノ中ニ締付ケルニハ成ル可ク「ベンチ」ヲ使フガ宜シイ又導火ノ切口ヲ新シクシテ雷管ノ底トノ間ノ隙ヲ一分位ニシナケレバナラヌ
 - 一、水ノアル場合ハ導火ト雷管ノ附根ハ「ピンヅケ」様ノモノデ固メル事
 - 一、導火ヲ「ダイ」ニ嵌メルニハ先ツ「ダイ」ノ片端ノ包紙ヲ開キ木ノ細イ棒ヲ穿ケケニ導火ヲ嵌メテ包紙ヲ導火ノ周圍ニ寄セ締ル事ヲ忘レテハナラヌ
 - 一、「ダイ」ヲ二ツ以上一所ニ使フ時ハ兩方ノ紙包ノ小口ヲ破ツテ繼目合セナサイ
 - 一、「ダイ」ニ尻管ヤ中管ヲ使フノハ何ノ役ニモ立タナイシ又危イカラ使ツテハナリマセン
 - 一、發破ノ孔ニ「ダイ」ヲ詰メル時ハ豫メ孔ノ深サヲ測ツテ置キソノ口ヲ押込シテカラ又込棒デ其ノ深サヲ測リ「ダイ」ガヨク孔ノ底迄届イダカドウカラ確メル様ニシナサイ

小田第二坑

總發破使用心得

- 一、爆發藥ハ續發藥規則ニヨリ一日使用見積高(火藥係員ノ證明ニ據ル)ヨリ多量ニ携帶スル事ヲ得ズ 使用シタル殘餘ハ之ヲ火藥係員ニ返還スルモノトス
- 二、爆發藥込物ハ粘土其ノ他發火ヲ誘起スルノ虞ナキ物ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ、鐵製込棒ハ絕對ニ使用シ得ザルモノトス
- 三、點火ハ其ノ附近ノ鐵夫ニ警告シ且其ノ附近ニ來ル者ナキヤ確メ之等ニ注意ヲ與ヒタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 四、點火スル時ハ前後左右ヲ検査シ避道ニ障害物ノ有無ヲ確メ置クコト
- 五、點火後爆發セザルトキハ少クモ十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ズ
- 六、不發ノ裝藥及其ノ込物ハ鐵夫之ヲ掘出スコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受クベキ事
- 七、發破孔ノ位置ハ、石炭又ハ岩石ノ節目、龜裂等ニ着目シ之ヲ定ムル事
- 八、濕潤アル個所ニ於テハ油紙等ノ如キ堵水藥包ヲ使用スル事
- 九、込物ハ堅實ナラザルトキハ鐵砲孔トナリ、烈シク裝入スル、キハ爆發ヲ惹起スル虞アルヲ以テ注意スル事
- 十、導火線一部ノ損傷、若クハ濕氣ヲ帶ブルハ不發ノ原因トナルコト多キヲ以テ導火不良ノ部分ハ必ず之ヲ切り棄ツル事
- 十一、火藥類使用量ハ破壞スベキ石炭、岩石ノ量ニ比シ過多ナラザル様注意スル事
- 十二、唧筒鐵管其他ノ工作物ノ附近ニ於テ使用スル時ハ發破孔ノ上ニ濕メタル建ヲ覆ヒ尙不安ナルトキハ假板張ヲ施シ事
- 十三、導火ハ一分間約二尺内外ノ割合ニテ燃焼スベキヲ以テ避難所ニ至ル距離ノ長短ニ適應スル様切斷使用スル事、點火シタルトキハ安全ナル場所ニ避タル事
- 十四、不發孔ニハ絕對ニ觸レズ袖クトモ五寸以上ノ距離ヲ置キ新ニ穿孔スル事
- 十五、發破後ハ現場ノ附近ノ柵、板張、天井炭壁等ニ支障ナキヤ検査スル事
- 十六、裝藥ハ注意ト知識トヲ要スルヲ以テ未熟者ハ係員又ハ老練坑夫ニ就キ充分會得スルヲ要ス
- 十七、雷管ト「ダイナマイト」ト同包ニテ携帶セザル事

- 一、「アソコ」ヲ詰メルニハ込棒デ靜カニ押込メ決シテ強ク突キ入レテハナラヌ
- 一、發破ヲカケタ爲替(炭)ガ熱クナツタ時ハソレガ冷メテカラデナケレバ次ノ發破ヲ込メテナリマセン
- 一、發破ヲカケ様トスル時ハ先ツ其ノ事ヲ近クニ居ル總テノ人ニ知ラセテハナラヌ又其ノ近クニ人ノ通ル道ガアレバ豫メ合圖ヲシテ發破ノ濟ム迄人ノ近ヨラヌ様ニ注意シテ置ク事ガ最モ大切デアル
- 一、愈々發破ニ火ヲ付ケ様トスル前ニハ自分等ノ逃路ニアル邪魔物ヲ取除ケ足場ノ吟味ヲシテ置カネバナラヌシテ火ヲ付ケタラバ急イデ安全ナ場所ニ退カネケレバナラヌ
- 一、發破ガ濟ンダ時ハ直チニ又近クノ人ニ合圖ヲシテ知ラセ研ヤ切端ノ浮石ヲ取除ケ自分ニモ他人ニモ危險ノナイ様始末シナケレバナラヌ
- 一、一時ニ五個以上ノ發破ニ火ヲ付ケルノハ危險デアアルカラ其場合ニハ二度ニ分ケテ火ヲ付ケナサイ
- 一、發破ハ火ヲ付ケタ數丈ケノ音ヲ聞テカラデナケレバ濟ンダト云フ合圖ヲシテハナリマセン
- 一、若シ不發ノモノガアツタ時ハ少クモ十五分間經ツタ後デナケレバ決シテ切端ニ近寄ツテハナリマセン
- 一、發破ガ不發ニ終ツタ時ハ其ノ孔ヲ掘リ返サナイデ一尺以上離レタ別ノ所ニ新ニ孔ヲ穿ラナケレバナリマセン此孔ノ向キハ前ノ孔ト違ツタ向デナケレバナラヌ若シ響ニ切目等ガアルト前ノ不發ノ發破ガ不意ニ爆發スル様ナ事ガヨクアルカラ氣ヲ付ケナサイ
- 一、不發ノ原因ガ途中デ導火ガ消エタ爲デアル時ハ其ノ導火ニ再ビ火ヲ付ケル事ハ甚ダ危險デアアルカラソノ時ハ係員ノ指圖ヲ受ケナサイ
- 一、電氣發破ニ火ヲ付ケル事ハ必ず係員ニヤツテ貰フノデ自分勝手ニヤツテハナリマセン
- 一、電氣發破ヲカケタ後デハ係員ノ指圖ノアル迄切端ニ近寄ツテハナリマセン
- 一、「中抜發破」ト上下左右ノ「掃發破」ト同時ニ行フ事ハ危險デアアルカラ之ハ別々ニ行ハナケレバナリマセン
- 一、坑内デ火藥ヲ運搬スルモノハ必ず赤イ角燈ヲ持ツテ歩カクテハナリマセン
- 一、火藥類ヲ運搬スル器ハ安全裝置ヲ施シテアルモノヲ使ハナクテハナリマセン

- 十八、「ダイナマイト」ハ裸火ノ附近又ハ高温度ノ箇所ニ置カザル事
- 十九、「ダイナマイト」ハ衝動ヲ與ヘザル様注意スル事
- 二十、寒氣ノ爲メ凝結セルモノハ使用前火氣ナキ處ニ於テ湯煎ニテ之ヲ融解スル事
- 二十一、火ニ濕メ或ハ暖爐、汽管、其他熱セル金屬ノ上ニ置カザル事
- 二十二、「ダイナマイト」ヲ取扱ヒ其儘汚シタル手ヲ以テ眼筋ニ觸レバ刺戟ヲ起シ又口ニ觸ル、時ハ其最小量ヲ蒸下スルモ中毒ニ罹リ頭痛、眩、昏睡等ニ陥ルコトアル事アルヲ以テ注意スル事
- 二十三、導火線ニ雷管ヲ締メ付ケルニハ口ニテナサズ、挾道具ニテ之ヲ行フ事
- 二十四、導火線ノ雷管ニ接スル部分ハ切口ヲ新タニ爲ス事、然ラザレバ往々不發ノ原因トナルコトアリ
- 二十五、雷管内ニ在ル鋸屑等ハ口ヲ下向キニナシ板ノ上ニテ輕ク打チ出シ決シテ掘出ス等ノコトヲナサザル事
- 二十六、導火線ノ附シアル雷管ヲ「ダイナマイト」ニ嵌メ込ムニハ先ツ竹串等ノ如キモノニテ「ダイナマイト」ノ一端ニ穴ヲ穿チ之レニ雷管三分ノ二ヲ込メ三分ノ一ハ「ダイナマイト」以外ニ出シ置キ外包紙ヲ導火ノ根本ニ纏メ外面ヨリ糸ニテ緊メ付ケルヲ常法トス
- 二十七、一本以上ノ「ダイナマイト」ヲ穿孔ニ裝入スルニハ木製ノ込棒ヲ以テ除々ニ押込ミ、孔底ニ達シタル時靜カニ壓迫シ更ニ第二、第三ト順次ニ押込ミ最後ニ雷管ノ附シアル物ヲ裝入スル事
- 二十八、雷管ナキ「ダイナマイト」ト雖モ之ヲ棒ニテ打チ込ミ又ハ無理ニ押込ム等ノコトナキハ勿論、雷管アル「ダイナマイト」ハ決シテ之ヲ壓迫セザル事
- 二十九、發破孔ニ裝置シ其上ヲ充填スルニハ濕氣アル砂粘土或ハ水ヲ用フ事
- 三十、充填法、粗漏ナル時ハ不完全燃焼ヲ起シ有毒瓦斯ヲ發生スルコトアルヲ以テ注意スル事
- 三十一、發破不發ノ時ハ決シテ「ダイナマイト」ヲ掘出サザル事、若シ込物ニ水ヲ用ヒタルトキハ雷管導火付ノ小「ダイナマイト」ヲ裝入シテ再ビ點火シ破裂セシムベキモ水以外ノ込物ヲ用ヒタルトキハ決シテ之レニ觸レズ少クモ五寸以上ノ距離ヲ置キ新ニ穿孔シ別ニ裝藥スル事

三十二、不發ナル發破孔ノ隣ニ第二ノ發破ヲ行ヒタル時ハ破壞セル岩石中ヨリ不發ノ「ダイナマイト」ヲ嚴重ニ搜索シテ拾ヒ取ル事

沖ノ山炭礦

發破取締規則

- 一、當礦使用ノ爆藥及火工品ハ左記ノ通りトス
- 爆藥 砲兵工廠山標印ダイナマイト
- 雷管 六號電氣雷管
- 點火器 岡田式乾電池
- 二、發破係員ハ其ノ當日入用ノ爆藥及火工品ヲ受取り出坑ノ際必ず使用高並ニ殘高ヲ調査シ殘品ハ所定ノ箇所ニ返納スベシ
- 三、發破係員ハ爆藥ノ受取り返納使用高、使用箇所等ヲ毎日火藥使用控帳ニ明記スベシ
- 四、爆藥及火工品ハ使用前品質ヲヨク吟味シ凍結又ハ不完全ト認メタル場合ニ使用又ハ融解スベカラズ
- 五、使用上ニ於テハ左記事項ヲ嚴守スベシ
 - (イ) 發破係員ハ已ムヲ得ザル場合ノ外自ラ裝藥、裝填、點火スベシ
 - (ロ) 發破係員ハ使用前必ず同所ニ於ケル瓦斯炭粉炭塵其他危害ノ有無ヲ検査スベシ。爆發瓦斯一%以上ノ時ハ發破ヲ行フベカラズ
 - (ハ) 裝藥ハ使用箇所ニ於テ行ヒ裝藥セルモノヲ持運ビ又ハ爆藥ト火工品トヲ混同スベカラズ
 - 裝藥トハ爆藥ト火工品トノ結合ヲ謂フ
 - (ニ) 爆藥ハ火氣又ハ發火ノ虞アルモノニ近ズケ又ハ打撃ヲ與フベカラズ
 - (ホ) 爆藥ハ鐵器ニテ切り又ハ孔ヲ穿ツベカラズ
 - (ヘ) 裝填ハ木製ノ込棒ヲ用フベシ
 - (ト) 裝填用込物ハ粘土ヲ用ヒ兼メ各所ニ配附シ置クベシ
 - (チ) 點火スル場合ハ鐵メ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ點火スベカラズ
 - (リ) 爆發後少クとも五分間ハ現場ニ近ヅク可カラズ
 - (ヌ) 不發ノ時ハ少くとも十五分間ハ現場ニ近ヅクベカラズ

(ル) 不發ノ裝藥及込物ハ鐵夫ヲシテ勝手ニ掘リ出サシムル事ヲ得ズ係員監督ノモトニ新タニ其ノ周圍五寸位ノ距離ニ穿孔裝填シテ爆發セシムベシ

東見初炭礦

發破取締規則

- 一、爆發藥裝填用込物ハ必ず粘土、其ノ他發火ヲ誘起スルノ慮ナキモノ、外之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 一、爆發藥ノ凍結シタル場合ニ於テ火氣若シクハ汽罐ニ近ヅケ又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ之ヲ融解スルコトヲ得ズ
- 一、裝填用込棒ハ必ず木製ノモノ、外使用スルコトヲ得ズ
- 一、點火後爆發セザル場合ハ少くとも十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ズ
- 一、點火ハ鐵メ之ヲ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニアラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 一、點火後避難ノ場合ニ於テ發破箇處ニ通ズル坑道ニケ所以上ニ分岐セル場合ハ其處ニ見張番ヲ置キ是等坑道ヨリ偶然入り來ル鐵夫ニ對シ注意ヲ與ヘシメ爆發シタル後ニ非ザレバ他所ニ去ルコトヲ得ズ
- 一、不發ノ裝藥及其込物ハ鐵夫勝手ニ之ヲ掘出スコトヲ得ズ
- 一、不發ノ場合ニ於テハ更ニ一尺以上ノ距離ニ於テ新ニ穿孔發破ヲ行ヒ先ノ不發火藥ヲ嚴重ニ搜索スベシ若シ發見セザル場合ニハ其ノ探掘炭或探掘硬ニ記載ヲ附シ坑外ニ捲キ揚ゲタル後更ニ精細ニ検査スベシ
- 一、普通通氣火線ハ一分時間ニ二尺ノ割合ヲ以テ燃焼スルモノニ付キ其ノ心得ニテ導火線ノ長サヲ定ムベシ
- 一、爆發藥ハ使用ノ際際ニ非ザレバ決シテ導火線、雷管ヲ取り付ケ置クベカラズ
- 一、導火線ニ雷管ヲ接付ケタルニハ口ヲ以テ行フベカラズ狭ミ道具ヲ用フベシ
- 一、導火線ノ雷管ニ接スル部分ハ必ず切口ヲ新ニナスベシ
- 一、雷管内ニ在ル銅屑ハ口ヲ下向ニシニ三度板ノ上ニテ輕ク打出シ決シテ掘出スベカラズ
- 一、導火線付雷管ヲ爆發藥ニ嵌込ムニハ先竹串ニテ爆藥ノ一端ニ穴ヲ穿テ之ニ雷管三分ノ二ヲ入レ三分ノ一ハ爆藥外ニ出シ置キ外包紙ヲ導火線ノ根元ニ纏ヒ外面ヨリ糸ヲ以テ緊メ付クベシ但シ水中ニ使用スルモノハ導火線ノ根元ニ糞付油

ノ如キ防水網ヲ塗リ付ケ水ノ浸潤ヲ防ギ不發ノ豫防ヲ爲スベシ

- 一、不良導火線ハ不發ノ原因トナルヲ以テ若シ折り目アルカ又ハ濕氣ヲ帶ブルモノハ使用スベカラズ
 - 一、導火線ハ必ず雷管ノ大サニ適合スルモノヲ使用スベシ
 - 一、發破孔ノ位置ハ石炭、岩石ヲ問ハズ龜裂ニ注意スベシ
 - 龜裂部分ノ發破ハ往々突發(俗稱鐵砲)ヲ誘起スベシ
 - 又發破藥量ニ比シ荷ノ重キ場合モ同様ナリ
 - 一、發破ヲ行フモノハ係員ニ限ル、鐵夫ヲシテ行ハシムベカラズ
 - 一、安全燈使用區域ニ於ケル發破ハ必ず電氣發破ヲ行フベシ
 - 一、前項ニ於ケル發破後ハ煙ノ消散スルヲ待チ其ノ局部並ニ附近ニ於ケル瓦斯ノ有無ヲ検査スベシ
 - 一、發破後ハ現場附近ノ梓、打柱、張切等ニ破損ナキヤ天井ニ浮石ヲ生ゼシ程度ヲ検査スベシ
 - 一、數ヶ所ニ發破ヲ行フ場合ニハ風下ノモノヨリ順次之ヲナスベシ
 - 一、發破現場ニ還リタル時ハ導火線ノ殘燭、又爆發藥ノ一部破裂セズシテ殘留セルモノナキヤ否ヤヲ検査スベシ
 - 一、點火スル時ハ進道上ニ於ケル障礙物ノ有無ヲ確メ置クベシ
 - 一、發破係員ハ石炭坑爆發取締規則第廿條ノ諸項目ヲ遵守スベシ
- 三池炭礦、三井山野炭礦
- 火藥類取締規則
- 第一條 倉庫及各坑所ニ火藥係員ヲ置キ火藥類ノ貯藏ノ受渡運搬ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシム
 - 第二條 火藥類ノ貯藏受渡ハ一定ノ火藥類貯藏所ニ於テ之ヲ爲スベシ
 - 第三條 倉庫所屬ノ火藥係員ハ所定ノ火藥類原簿ヲ各坑所々屬ノ火藥係員ハ所定ノ火藥類受渡簿ヲ備ヘ置キ現品出納ノ都處所定ノ事項(大正四年八月福岡縣令第三號以下之ニ同シ)ヲ記入シ當ニ現在高ト對照スベシ
 - 第四條 火藥類入用ノ時ハ當該火藥係員ハ其ノ日ノ使用高ヲ運タトモ午前九時迄ニ請求票ヲ以テ倉庫所屬ノ火藥係員ニ請求スベシ
 - 前項ノ場合ニ於テ既ニ受入レタル火藥類ノ殘量アルトキハ之ヲ其ノ請求量ヨリ

控除スベシ

- 請求票ハ所定ノ事項ヲ記載シ當該火藥係員ノ認印ヲ爲スベシ
- 倉庫所屬ノ火藥係員ハ請求ニ對シ遲ク正午十二時迄ニ現品ノ引渡ヲ爲スベシ
- 第五條 交代ノ際火藥類ノ殘餘アルトキハ當該火藥係員ハ引繼票ニ所定ノ事項ヲ記載シ認印ノ上甲票ノ現品ト共ニ交代スベキ當該火藥係員ニ引繼ヲ爲シ乙票ハ火藥倉庫所屬ノ火藥係員ニ交付スベシ
- 第六條 當該火藥係員ハ火藥類ノ剩餘ヲ生ジ作業上ノ都合ニ依リ一日以上火藥類ヲ使用スルノ必要ナキトキハ直ニ火藥倉庫所屬ノ火藥係員ニ引付スベシ
- 火藥類ノ還付ヲ爲ス場合ニハ當該火藥係員ハ所定ノ事項ヲ記載シタル還付票ニ記名認印シ現品ト共ニ火藥倉庫所屬ノ火藥係員ニ還付スベシ
- 還付ヲ受ケタル火藥ハ即時火藥類貯藏所ニ格納スベシ
- 第七條 藥包トナリタル「ダイナマイト」及「ゼリグナイト」ニハ倉庫所屬ノ火藥係員ニ於テ番號ヲ付シ受渡ヲ爲スベシ
- 但シ前記「ダイナマイト」ハ此限ニ在ラズ
- 第八條 火藥類ノ運搬荷造受渡等ハ日出前、日没後ニ爲スコトヲ得ズ
- 第九條 爆發雷管其他ノ發火性物ハ別個ノ容器ニ收納シ火氣アル物件ト共ニ運搬又ハ存置スベカラズ
- 又運搬中安全燈ノ外機寸其他發火ノ虞アル物件ヲ携帶シ又ハ火ヲ取扱フ場合ニ停止スベカラズ
- 第十條 倉庫所屬ノ火藥係員ヨリ火藥類ヲ受取りタル當該火藥係員ハ現品ノ検査ヲ爲シ一定ノ火藥箱ニ入レ嚴重ニ蓋ヲ施シ適當ノ設備ヲ爲シタル場所ニ之ヲ保管スベシ
- 第十一條 火藥類ノ携帶裝填及點火ハ火藥係員又ハ特定ノモノヲシテ之ヲ爲サシム但シ大正四年十二月二日ノ農商務省令第二十五號石炭坑爆發取締規則ニ依リ指定ヲ受ケタル炭坑ニアリテハ點火ニ限り必ず火藥係員(發破係員)ヲシテ之ヲ爲サシム
- 特定ノ者ヲシテ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ都度裝填ニ必要ナル數量ノ火藥類ノ外之ヲ渡スコトヲ得ズ
- 第十二條 火藥類ノ保管所及受渡場ニハ濫リニ係員外ノ者ヲ出入セシムベカラズ

- 第十三條 現場ニ於テ火藥類ヲ運搬スルトキハ安全ナル容器ニ入レ鎖鑰ヲ施スベシ
- 第十四條 火藥込棒ハ眞鍮又ハ木製ノモノヲ用ヒ決シテ鐵製ノモノヲ使用スベカラズ
- 第十五條 爆發瓦斯ノ發生スル場所又ハ乾燥セル細粉炭ノ堆積セル場所若ハ極メテ乾燥スル場所ニ於テ火藥類ヲ使用セムトスルトキハ當該火藥係員ハ附近通氣ノ狀況又ハ爆發瓦斯ノ存否ヲ充分ニ検査スベシ
- 第十六條 火藥類ヲ使用セムトスルトキハ其ノ危險區域外ニ人畜ヲ遣ケタル後ニアラザレバ之ニ點火スルコトヲ得ズ
- 第十七條 火藥又ハ「ダイナマイト」ヲ破裂孔ニ裝填スルニ當リテハ孔穴ニ不適合ノモノヲ強壓シテ挿入スベカラズ
- 第十八條 火藥ノ不發ナリシ場合ニ於テハ其ノ破裂孔ヲ距ル五寸以内ノ點ニハ再ビ他ノ破裂孔ヲ穿ツコトヲ得ズ
- 第十九條 不發ノ破裂孔ハ再ビ穿鑿スルコトヲ禁ズ又電氣導火ヲ用フル場合ノ外ハ不發後少クトモ十五分時間以内ニ現場ニ接近スベカラズ
- 第二十條 不發ノ場合ニハ必ず直ニ其ノ由ヲ當該係員ニ申出テ指揮ヲ受クベシ
- 第二十一條 火藥類特定使用者使用當日剩餘ヲ生ジタルトキハ直ニ火藥係員ニ還付スベシ
- 第二十二條 火藥爆發後切羽ニ近寄ルトキハ先ヅ途中ノ天井ニ危險ナキヤ否ヤヲ確メタル後徐ニ進行スベシ
- 第二十三條 工事受負人ニ火藥ヲ使用セシムル場合ハ總テ本規則ニ依ルモノトス本洞炭礦ニ限リ左記第二十三條ヲ置ク
- 第二十四條 火藥係員ハ鐵夫其他ノ勞務者ニ對シテハ坑口其ノ他適當ノ場所ニ於テ時々火藥類ノ取締上必要ナル携帶品ノ検査ヲ爲スベシ

火藥類取扱注意事項

- (イ) 火藥類ノ取扱ヲ爲ス者
 - 一、火藥類ハ左記ノ者ニ限リ之ヲ取扱フ爲シ他ノ役員又ハ鐵夫ヲシテ取扱ハシム可カラズ
 - 二、火藥係員(役員及特定夫)、發破係員
 - 三、坑外火藥係員ハ火藥類ノ受渡シ運搬ヲナス(坑外ニ火藥保管所ヲ有スル所ハ其ノ保管ヲ兼ヌ)
 - 四、坑内火藥係員及發破係員ハ坑外火藥係員ヨリ火藥類ヲ受取リ其ノ坑内ニ於ケル受渡シ運搬保管並ニ作業場ニ於テ火藥類ノ裝填點火ヲ爲ス
 - 五、受負人工事個所火藥類使用ノ際ハ火藥係員又ハ發破係員ヲシテ是ヲ爲サシメ決シテ受負人又ハ受負夫ヲシテ取扱ハシムベカラズ
 - (ロ) 火藥類ノ整理運搬
 - 一、火藥類ハ其ノ原簿及受渡簿ニヨリ整理シ收支ヲ明瞭ニスベシ
 - 二、係員ガ必要ナル火藥類ヲ受取リタルトキ、之ヲ使用シタルトキ、又ハ他ノ係員ニ渡シタルトキハ其ノ記事並ニ各爆藥ノ番號ヲ明瞭ニ記載スベシ
 - 三、火藥類ハ一定容器ニ收納ノ上之ヲ携帶スベシ
 - 四、火藥類ノ運搬中ハ其ノ容器ニ火氣アルモノヲ近ヅクベカラズ
 - 五、係員ハ其ノ方必要豫定數量以上ノ火藥類ヲ請求シ又ハ携帶スベカラズ其ノ方ノ使用残リハ必ず(係員カ連役スル場合モ一應)見張ノ火藥係員ニ還付スベシ
 - 六、係員自ラ運搬シ、自ラ裝填點火ヲ爲ス場合ニハ五十發以上ヲ携帶スベカラズ
 - 七、他ノ火藥係員ヲシテ運搬ノミヲ爲サシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 八、火藥ヲ携帶スル火藥係員又ハ發破係員ガ他ノ火藥係員ニ裝填セシムル場合ハ一回使用數量以上ノ火藥類ヲ渡サベカラズ自ラ裝填スル場合ハ殘部ノ火藥類ハ之ヲ容器ニ整理シ置クベシ
 - (ハ) 裝藥ノ準備
 - 一、裝藥ヲ準備スル際ハ火氣ナキ一定ノ場所ヲ選ブベシ
 - 二、雷管ハ鋸屑ヲ悉ク振出し適度ニ導火線ヲ管内起爆劑ニ接觸スル様寸法ヲ計リテ挿入シ雷管鉤ヲ用キテ固定セシムベシ
 - 三、爆藥包ノ一端ヲ開キ木棒ヲ以テ穴ヲ作り雷管ノ三分ノ二迄ヲ差込ミ導火線ノ周圍ハ藥包紙ヲ糸ニテ固ク縛リ付クベシ

- 四、導火線ハ避難後三十秒以上ニテ爆發スルニタルダケノ長サトシ最小限ヲ二尺トス
- (ニ) 火藥類ノ裝填
 - 一、裝填前ハ必ず安全燈ニテ検査シ瓦斯ノ存在ヲ認メタルトキハ工手長ノ指揮ヲ待チ勝手ニ發破ヲ行フベカラズ
 - 二、瓦斯ノ存在ヲ認メタルトキハ檢定燈ヲ用ヒテ檢定セシメ可燃瓦斯量一六一セント以下ニアラザレバ發破ヲ行フベカラズ
 - 三、穿孔ハ充分ニ操粉ヲ除去シ清淨ニスベシ
 - 四、裝填ハ木製込棒ヲ用ヒ決シテ金屬製ノモノヲ用ユベカラズ但シ「ナイト」ログリセリ「爆藥」又ハ輪火藥以外ノ裝填ニハ眞鍮製ニ限リ使用スルヲ得
 - 五、増填ヲ爲ス場合ハ接合部ノ包紙ヲ除去シ密着セシムベシ
 - 六、込物ハ粘土ヲ用フベシ
 - 七、出水箇所ニ於テハ導火線ノ切口濕潤セザル様注意スベシ
 - 八、水結ノ爆藥ハ坑外火藥係員ニ於テ適當ノ處置ヲ施シタル後ニアラザレバ之ヲ使用スベカラズ
 - (ホ) 火藥類ノ點火
 - 一、點火ノ箇所ニハ點火補助ニ必要ナル者ノ外ハ點火前悉ク避難セシメ置クベシ
 - 二、點火開始前各通路ノ入口ニ見張人ヲ配置シ且ツ發破數ヲ知ラシメ置クベシ
 - 三、點火スベキ發破ハ電氣發破以外ハ一人五發以下トス
 - 四、避難所ハ發破箇所ヨリ直線坑道内ニアラザル場所ヲ選ブベシ
 - 五、點火ハ裝填終了後異常ナキヲ認メタル上ニアラザレバ之ヲ開始スルヲ得ズ
 - 六、點火セントスルトキハ大聲ヲ發シテ避難者ヘモ警告スベシ
 - (イ) 電氣發破ノ準備ト送電
 - 一、電氣發破ハ左ノ三種ニ限ル其他ノモノハ使用ヲ嚴禁ス
 - 發破用電器

- 特ニ定メラレタル電池
- 特設發破用開閉器
- 二、特設發破用開閉器ハ發破箇所ヨリ一〇〇米突以上ヲ隔リタル場所ニ錠付箱入ノ發破専用開閉器ヲ設置シ此ノ開閉器ヨリ發破導線ノ送電線ヲ布設スベシ
- 三、發破専用線以外ノ電氣工作物存在スルトキハ其ノ電氣ヲ遮斷シタル後ニアラザレバ發破専用線ニ連結スベカラズ
- 四、電氣係員ノ承認ヲ經ルニアラザレバ發破専用線ニハ電氣ヲ通ズルコトヲ得ズ
- 五、發破専用線ハ他ノ目的ハ電燈信號等ニ用フベカラズ
- 六、電氣雷管導線ノ一端ハ詰ヲ除去シ速結ヲ過ラザル様注意スベシ
- 七、送電線ハ被覆破損シタルトキハ之ヲ取替アルニアラザレバ使用スベカラズ
- 八、電氣發破用電器ハ發破係員又ハ役員ノ火藥係員之ヲ保管シ點火準備ヲ行ヒタル後係員自ラ通電スベシ
- (ト) 發破後並ニ不發ニ對スル處置
 - 一、電氣發破以外ノ共鳴リ又ハ不發ノ際ハ十五分間經過後ニアラザレバ現場ニ近寄ルベカラズ
 - 二、發破後現場ニ到ルトキハ直ニ天井ノ狀況ニ注意シ岩石ノ破片中又ハ穴尻ニ不發ノ火藥存在シ居ラザルカヲ取調ブベシ
 - 三、不發ノモノアルトキハ其ノ孔ヨリ五寸以上ノ距離ヲ保ツ様穿孔ノ方向ニ注意シ第二ノ穿孔ヲナシ之ニ裝填シ不發ノモノモ共ニ爆發セシメ決シテ不發ノ爆藥ヲ引出スベカラズ
 - 四、右發破後第二項ト同様破岩中又ハ孔尻内ニ火藥類不發ノ儘残リ居ラザルヤヲ充分取調ブベシ

新原炭礦

- (イ) 爆發藥取扱ニ關スル事項
 - 一、火藥類ハ當該掛員及特ニ命ゼラレタル者ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ズ
 - 二、發破ヲ必要トスル者ハ發破掛員若クハ同助手ニ請求スベシ

- 三、火藥及發破掛員ハ銃砲火藥類取締並續業ニ關スル諸法規ヲ熟知シ且之ヲ遵守スベシ
- 四、火藥類ノ取扱ニ關シテハ別段ノ規定アルモノ、外左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - イ、火藥庫ヨリノ小出ハ二日分坑内ヘノ携行ハ當日ノ使用見込額ヲ超エザルコト
 - ロ、容器ハ必ず木、亞鉛若クハ帆布製ノモノヲ用フルコト
 - ハ、運搬携行中電管ト火藥トヲ混入セシメザルコト
 - ニ、受渡ハ極メテ嚴密ニシテ且ツ其ノ受拂ヲ明確ニ記註スルコト
 - ホ、凍結セル藥包ハ水ノ浸入セザル亞鉛、銅、若クハ眞鍮ノ容器ニ入レ湯湯中ニ浸シ又ハ攝氏八十度以上ニ昇ラザル場所ニ於テ軟化セシムルコト
- 五、發破掛員ハ前各條ノ外左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - イ、坑内ニ於ケル火藥類ノ携帶裝填及點火ハ必ず自ラ之ヲ行フコト
 - ロ、當日使用ノ殘數ハ其ノ都度使用報告ト共ニ必ず火藥掛員ニ返付スルコト
 - ハ、火藥類取扱ニ要スル器具ハ必ず指定ノモノヲ使用スルコト
 - ニ、發破孔ノ充填物ニハ粘土、砂、若クハ水ノ如キ不燃燒物ヲ用フルコト
 - ホ、雷管ニ導火線ヲ裝着スルニハ管底迄靜カニ押入シタル後錐子ヲ以テ管底ニ觸レザル様徐々ニ壓入スルコト
 - ヘ、藥包ニ雷管ヲ附スルニハ其ノ一端ヲ開キテ全長ノ三分ノ二以内ヲ挿入シ藥包ノ紙端ヲ以テ其ノ緊壓セラレタル部分ニ推著シ又電氣雷管ニアリテハ其ノ全部ヲ挿入スルコト
 - ト、發破孔ニ數個ノ藥包ヲ用フルトキハ一個宛錐子ニテ徐々ニ裝填シ充填物ヲ適度ニ壓入スルコト
- チ、發破ヲ行ヒシ後ハ必ず現場ヲ點檢スルコト

(ロ) 火藥掛員服務ニ關スル事項

- 一、火藥掛員ハ當該坑長ノ命ヲ承ケ服務シ火藥類ノ授受保管及出納ヲ掌ルモノトス
- 二、火藥掛員ハ各種火藥類ノ性能ヲ熟知シ之ガ貯藏及取扱ニ關シ遺憾ナキヲ期スベシ
- 三、火藥類ノ取扱ハ火藥掛員自ラ之ニ當リ一切他人ヲシテ爲サシムルコトヲ得

- 四、火藥掛員ハ發破掛員若クハ同助手ニ限リ當日使用見込額ノ火藥類ヲ交付スルコトヲ得
- 五、前項ノ交付ヲナシタルトキハ之ヲ火藥類受渡明細表ニ記註スベシ
- 六、火藥掛員ハ毎日鐵夫入坑ノ際其ノ請求ニ應ジ火藥券ヲ交付シ昇坑ノ際使用殘數ヲ返付セシムベシ
- 七、發破掛員ヨリ使用數量報告ト共ニ火藥類ノ使用殘數及火藥券ノ返付ヲ受ケタルトキハ元火藥類受渡明細表ト對査檢收シ不符合ノトキハ其ノ事出ヲ調査シ速ニ其ノ旨當該坑長ニ報告スベシ
- 八、火藥類ノ運搬ニ際シテハ必ず成年者ヲ使役シ特ニ銃砲火藥類取締法施行細則第三十九條ヲ遵守スベシ
- 九、火藥類ノ貯藏保管ニ關シテハ銃砲火藥類取締法施行細則第二十七條乃至第二十九條ニヨルノ外左ノ各項ヲ遵守スベシ
 - イ、鎖鑰ヲ嚴ニスルコト
 - ロ、變質ノ疑アルトキハ速ニ之ヲ坑長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クルコト
 - ハ、(イ) 急要ニシテ認メタルトキハ直ニ水中ニ投入シ事後報告スルコト
 - ハ、(イ) ナイナトキハ青色試驗紙ト共ニ容器ニ格納シ其ノ赤變ノ兆アルトキハ速ニ前號ニ準ジ處置スルコト
- 十、火藥掛員ハ火藥類ヲ備ヘ毎日各品種毎ニ火藥類ノ使用高及在庫高ヲ明記シ坑長ニ提出スルコト共ニ毎月一回以上在庫高ノ檢査ヲ受タベシ
- 十一、本内規中火藥類ノ取扱及保管貯藏ニ關スル規ルハ倉庫手其ノ他職務上火藥類ヲ取扱フ者ニ之ヲ準用ス

(ハ) 發破掛員服務ニ關スル事項

- 一、發破掛員ハ當該坑長ノ命ヲ承ケ服務スベシ
- 二、發破掛員ハ火藥類ノ取扱ニ關シテハ火藥掛員服務内規ヲ遵守スベシ
- 三、發破掛員ハ發破ヲ行フニ當リテハ常ニ保安掛員ト充分連絡ヲ保ツベシ
- 四、火藥類ハ當日使用見込額ヲ限度トシ火藥掛員ニ請求シ交付ヲ受タベシ
- 五、坑内瓦斯重百分ノ二以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲナスコトヲ得ズ
- 六、發破ハ電氣點火法ニ依ルベシ、但シ坑内瓦斯重百分ノ一未満ニシテ炭塵其ノ他危險ノ虞ナシト認ムル箇所ニ於テハ燧燃導火線ヲ用フルコトヲ得

七、發破ヲ行ハントスルトキハ點火前必ず其ノ雷孔ノ位置狀況及深サ等ヲ點檢シ空發等ノ虞ナカラシメ且三時間以内ノ區域ニ於テ瓦斯炭塵其ノ他危險ノ有無ヲ檢査スベシ

- 八、乾燥炭塵存在スルトキハ撒水ヲナスベシ
- 九、點火ハ特ニ沈著ヲ旨トシ必ず附近ノ鐵夫ニ警告シ且通行者アル場所ニハ見張ヲ附シ安全ト認メタル後ニアラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 十、炭層中隣接箇所ニ於テ數回發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順次之ヲナスベシ
- 十一、裝填用ノ込棒ハ必ず木製又ハ眞鍮製ノモノヲ用フベシ
- 十二、充填用粘土ハ常ニ所定ノ場所ニ備ヘ置クベシ
- 十三、點火後發破セザルトキハ少クトモ十五分ヲ經過スルニアラザレバ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ズ
- 十四、前項ノ場合ハ勿論凡テ不發ノ場合ニ於ケル點檢ハ發破掛員自ラ之ヲ爲シ且不發ノ裝藥及其ノ込物ハ之ヲ掘出スコトヲ得ズ
- 十五、發破掛員ハ毎日火藥類使用數量報告ヲ製シ之ニ火藥券及使用殘火藥類ヲ添付シ火藥掛員ニ交付シ授受ヲ明ニスベシ
- 十六、本内規ハ點火ニ關スル事項ヲ除キ發破掛員手ニ之ヲ準用ス

高田炭礦

續業用火藥類取締規定

- 第一條 火藥類ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシムル爲メ火藥係員ヲ置ク
- 第二條 火藥係員ハ之ヲ坑外火藥係、坑内火藥係ニ區別ス、坑外火藥係員ハ倉庫係中ヨリ之ヲ命ジ火藥類ノ貯藏授受ニ關スル事項ヲ分掌セシム
- 坑外火藥係ノ主任者ハ倉庫係主任者ヲ以テ之ニ充ツ
- 坑内火藥係員ハ坑内係中ヨリ之ヲ命ジ火藥類ノ保管授受、運搬、裝、點火ニ關スル事項ヲ分掌セシム
- 坑内火藥係ノ主任者ハ二名以上トシ、坑内火藥係員中ヨリ之ヲ命ズ
- 第三條 坑内火藥係主任ハ一日間ノ使用見積リ量ヲ使用前日午後四時迄ニ坑外火藥係ニ通知シ使用當日自ラ之ヲ受取り坑内ニ携帶ス可シ
- 但シ坑内ニ火藥類保管所ヲ設置セザル場合ニハ坑内火藥係主任ハ使用當日自ラ

之ヲ受取りタル上直チニ各坑内火藥係ニ配給ス可シ

- 第四條 坑内火藥係員ハ使用ノ都度火藥類使用ノ箇所及種類數量ヲ明記シタル火藥類受領票(様式第六號)ヲ坑内火藥係主任ニ提出シ現品ヲ受取ル可シ
- 前條但書ノ場合ニ於テハ各坑内火藥係ハ使用坑使用ノ箇所及種類數量ヲ明記シタル火藥類使用報告票(第七號様式)ヲ作製シ使用殘品ト共ニ之ヲ坑内火藥主任ニ引渡ス可シ
- 第五條 坑外火藥係員及坑内火藥係主任ハ別紙第一號乃至第五號様式ニ據リ火藥類ノ收支ヲ明ニス可シ
- 第六條 本規定ニ規定ナキ事項ハ大正元年福岡縣令第三號續業用火藥類取締規則ニ依ル
- 第七條 火藥係員ハ火藥類使用ニ際シ附則火藥類使用心得ヲ嚴守ス可シ
- 第八條 本規定實施ニ付礦長ハ別ニ細則ヲ設クル事ヲ得
- 前項細則ヲ定メタル場合ハ其全文ヲ本社ニ報告ス可シ

火藥類使用心得

- 一、火藥類ヲ裝填スルニハ豫メ左ノ事項ニ注意シ適當ナル處置ヲ爲スヲ要ス
 - (イ) 發破場ガ適當ニ緊穿セラレタルヤ否ヤ
 - (ロ) 裝孔ス可キ火藥量ノ適否
 - (ハ) 炭塵飛散ノ有無
 - (ニ) 炭塵飛散ノ有無
 - (ホ) 爆破ニ依リテ隣接切場ニ貫通スルノ虞ナキヤ否ヤ
- (イ) 其他爆破ニ依リテ周圍ニ及ボス可キ影響
- 二、火藥類ヲ裝填スルニ左ノ方法ヲ嚴守スベシ
 - (イ) 込棒ハ必ず木製ノモノヲ用ユ可シ
 - (ロ) 充填物ハ粘土其他發破ヲ誘起スル虞ナキモノ、外使用ス可ラズ
- 三、火藥類ニ點火セントスル時ハ附近ニ在ル從業者ニ警告スルハ勿論他ヨリ偶然ニ人畜ノ入込來ル事ナキ様注意シ尙豫メ自己ノ逸路ヲモ考ヘ置クベシ
- 四、點火後不發ノモノアリタル場合ニハ左ノ通り心得ベシ
 - (イ) 十五分間以上ヲ經過スルニ非ザレバ其場所ニ近寄ルベカラズ
 - (ロ) 不發ノ裝填物ハ決シテ之ヲ引出スベカラズ更ニ不發藥ニ觸レザル様相當ノ間隔ヲ保チタル位置ヲ選ビ發破孔ヲ緊穿セシム可シ此ノ場合不發ノ火藥類

ハ次ノ發破後崩落セル岩石中ヨリ嚴重ニ探索スベシ

三、發破後崩落セル岩石中ヨリ嚴重ニ探索スベシ

一、發破係員監督心得

(A) 參考事項

(イ) 發破係員監督心得

第四十六條 發破係員監督心得

第四十七條 發破係員監督心得

第四十八條 發破係員監督心得

第四十九條 發破係員監督心得

第五十條 發破係員監督心得

第五十一條 發破係員監督心得

第五十二條 發破係員監督心得

第五十三條 發破係員監督心得

第五十四條 發破係員監督心得

第五十五條 發破係員監督心得

第五十六條 發破係員監督心得

第五十七條 發破係員監督心得

第五十八條 發破係員監督心得

第五十九條 發破係員監督心得

第六十條 發破係員監督心得

第六十一條 發破係員監督心得

第六十二條 發破係員監督心得

第六十三條 發破係員監督心得

第六十四條 發破係員監督心得

第六十五條 發破係員監督心得

第六十六條 發破係員監督心得

第六十七條 發破係員監督心得

第六十八條 發破係員監督心得

第六十九條 發破係員監督心得

第七十條 發破係員監督心得

第七十一條 發破係員監督心得

第七十二條 發破係員監督心得

第七十三條 發破係員監督心得

第七十四條 發破係員監督心得

第七十五條 發破係員監督心得

第七十六條 發破係員監督心得

第七十七條 發破係員監督心得

第七十八條 發破係員監督心得

第七十九條 發破係員監督心得

第八十條 發破係員監督心得

第八十一條 發破係員監督心得

第八十二條 發破係員監督心得

第八十三條 發破係員監督心得

第八十四條 發破係員監督心得

第八十五條 發破係員監督心得

第八十六條 發破係員監督心得

第八十七條 發破係員監督心得

第八十八條 發破係員監督心得

第八十九條 發破係員監督心得

第九十條 發破係員監督心得

第九十一條 發破係員監督心得

第九十二條 發破係員監督心得

第九十三條 發破係員監督心得

第九十四條 發破係員監督心得

第九十五條 發破係員監督心得

第九十六條 發破係員監督心得

第九十七條 發破係員監督心得

第九十八條 發破係員監督心得

第九十九條 發破係員監督心得

第一百條 發破係員監督心得

第一百零一條 發破係員監督心得

第一百零二條 發破係員監督心得

第一百零三條 發破係員監督心得

第一百零四條 發破係員監督心得

第一百零五條 發破係員監督心得

第一百零六條 發破係員監督心得

第一百零七條 發破係員監督心得

第一百零八條 發破係員監督心得

第一百零九條 發破係員監督心得

第一百一十條 發破係員監督心得

第一百一十一條 發破係員監督心得

第一百一十二條 發破係員監督心得

第一百一十三條 發破係員監督心得

第一百一十四條 發破係員監督心得

但シ石炭層ニ接近セザル岩石中ヨリ嚴重ニ探索スベシ

第十九條 坑内ニ於テハ爆發藥ノ攜帶、裝填及點火ハ發破係員ヲ置キ之ヲ爲サシムベシ

第二十條 發破係員ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一、發破ヲ行ハムトスルキハ瓦斯及炭塵ニ付三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ有無ヲ検査スベシ、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同ジ

二、石炭層中ニ於テ發破ヲ行フ場合ニ於テハ空發其他危險ノ虞ナカラシムルタメ雷孔ノ位置、状態及深サニ付検査スベシ

三、炭粉其他可燃性ノモノハ込物トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

四、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ

但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ル場合ハ此限ニアラズ

五、乾燥炭塵存在スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非ザレバ同一箇所ニ於テ同時ニ二發以上ノ發破ヲ行フコトヲ得ズ

六、石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順次ニ之ヲ行フベシ

第二十二條 保安係員及發破係員ニハ揮發油安全燈又ハ瓦斯檢定燈ヲ使用セシムベシ

但シ發破係員監督心得ノ種類ノ安全燈ヲ使用セシムル事ヲ得

(B) 特ニ發破係員監督心得ニ關スルモノ

一、火藥取扱人及發破係員ノ取扱數量ハ止ムヲ得ザル場合ヲ除キ所定ノ制限ヲ超過セシムベカラズ

二、使用爆發藥ニ就テハ其性質、安全數量、其他使用上ノ注意事項ヲ當ニ係員ニ徹底セシメ置クベシ

三、發破ヲシテ合理的ナラシメ有効ナラザル發破、不發、其他ノ事故等ヲ防止スル爲メ基本ノ發破理論ヲ當ニ係員ニ徹底セシメ置クベシ

四、使用火藥類ニ付不良ノモノナキヤヲ當ニ検査スベシ

就中「ダイナマイト」安全爆發藥等ニ分解變質或ハ凍結セルモノナキヤ、電氣雷管ノ抵抗、緩燃導火索ノ燃焼速度等ニ遺憾ノ點ナキヤニ付當ニ注意ヲ怠ルベ

一、發破ヲ行ハントスルキハ發破直前瓦斯及炭塵ニ付其周圍少クモ五間ノ區域ニ於テ危險ノ有無ヲ検査スベシ

二、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合モ亦同ジ

三、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ

但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ルト雖尙監督者ノ指圖ヲ受クベシ

三、乾燥炭塵特ニ浮游炭塵ノ存在セル箇所ニ於テハ發破ニ先シテ充分ニ撒水シ炭塵ヲ沈澱沈澱調セシメタル後ニ非ザレバ發破ヲ行フベカラズ

四、諸機械類、鐵管、ケーブル、ホース、信號線其他門扉、張切、張出、風管等ノ附近ニ於テ發破ヲ行フ必要アル場合ニハ充分安全ナル防禦ヲ施シタル後ニ行フベシ

向ヒ合其他貫通セシム可キ掘進切羽ニ於ケル貫通前ノ發破ハ特ニ注意シ安全ナル事ヲ確メタル場合ノ外ハ發破スベカラズ

五、發破係員ハ發破後(約五分間ヲ經過セル後)現場ヲ精細ニ検査スベシ其要項次ノ如シ

(イ) 發破ノ爲メ瓦斯ヲ誘出スル事アレバ發破後ハ引續キ發破ヲ行ハザル場合ト雖モ必ズ瓦斯觀測ヲ爲スベシ

(ロ) 發破後ハ炭塵特ニ浮游炭塵ヲ沈澱セシムル様坑夫ノ就業ニ先立テテ充分ニ撒水セシムベシ

(ハ) 其他不發孔ノ有無、不發ノ儘飛散或ハ孔底ニ殘存セル爆發藥ノ有無、導火索殘燻ノ有無並ニ電氣、機械、通氣、支柱等ノ設備及天盤、側壁等ニ付キ危險ノ有無ヲ檢査安全ト認メタル後ニ非ザレバ坑夫ヲシテ就業セシムベカラズ

六、裝填セシ係員ハ發破及發破後ノ處置ヲ完了スル迄其箇所ヲ離ルベカラズ

若シ止ムヲ得ズシテ此等ノ處置未了ノ儘同方ニ引續キ行フベシ

七、火藥類ノ攜帶ニハ堅牢ニシテ防水性完全ナル所定ノ袋ヲ使用スベシ

雷管ト爆發藥トハ區分シテ夫々其ノ定ムル所ニ收容スベシ

八、坑内ニ於ケル火藥類ノ攜帶、裝填及點火ハ發破係員自ラ之ヲ爲スベシ

但シ坑内ニ依リテハ火藥係員タル所定ノ助手ヲシテ補助セシムルコトヲ得

此合ハ兼メ當局者ノ許可ヲ受クベシ

一、發破ヲ行ハントスルキハ發破直前瓦斯及炭塵ニ付其周圍少クモ五間ノ區域ニ於テ危險ノ有無ヲ検査スベシ

二、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合モ亦同ジ

三、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ

但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ルト雖尙監督者ノ指圖ヲ受クベシ

三、乾燥炭塵特ニ浮游炭塵ノ存在セル箇所ニ於テハ發破ニ先シテ充分ニ撒水シ炭塵ヲ沈澱沈澱調セシメタル後ニ非ザレバ發破ヲ行フベカラズ

四、諸機械類、鐵管、ケーブル、ホース、信號線其他門扉、張切、張出、風管等ノ附近ニ於テ發破ヲ行フ必要アル場合ニハ充分安全ナル防禦ヲ施シタル後ニ行フベシ

向ヒ合其他貫通セシム可キ掘進切羽ニ於ケル貫通前ノ發破ハ特ニ注意シ安全ナル事ヲ確メタル場合ノ外ハ發破スベカラズ

五、發破係員ハ發破後(約五分間ヲ經過セル後)現場ヲ精細ニ検査スベシ其要項次ノ如シ

(イ) 發破ノ爲メ瓦斯ヲ誘出スル事アレバ發破後ハ引續キ發破ヲ行ハザル場合ト雖モ必ズ瓦斯觀測ヲ爲スベシ

(ロ) 發破後ハ炭塵特ニ浮游炭塵ヲ沈澱セシムル様坑夫ノ就業ニ先立テテ充分ニ撒水セシムベシ

(ハ) 其他不發孔ノ有無、不發ノ儘飛散或ハ孔底ニ殘存セル爆發藥ノ有無、導火索殘燻ノ有無並ニ電氣、機械、通氣、支柱等ノ設備及天盤、側壁等ニ付キ危險ノ有無ヲ檢査安全ト認メタル後ニ非ザレバ坑夫ヲシテ就業セシムベカラズ

六、裝填セシ係員ハ發破及發破後ノ處置ヲ完了スル迄其箇所ヲ離ルベカラズ

若シ止ムヲ得ズシテ此等ノ處置未了ノ儘同方ニ引續キ行フベシ

七、火藥類ノ攜帶ニハ堅牢ニシテ防水性完全ナル所定ノ袋ヲ使用スベシ

雷管ト爆發藥トハ區分シテ夫々其ノ定ムル所ニ收容スベシ

八、坑内ニ於ケル火藥類ノ攜帶、裝填及點火ハ發破係員自ラ之ヲ爲スベシ

但シ坑内ニ依リテハ火藥係員タル所定ノ助手ヲシテ補助セシムルコトヲ得

此合ハ兼メ當局者ノ許可ヲ受クベシ

一、發破ヲ行ハントスルキハ發破直前瓦斯及炭塵ニ付其周圍少クモ五間ノ區域ニ於テ危險ノ有無ヲ検査スベシ

二、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合モ亦同ジ

三、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ

但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ルト雖尙監督者ノ指圖ヲ受クベシ

三、乾燥炭塵特ニ浮游炭塵ノ存在セル箇所ニ於テハ發破ニ先シテ充分ニ撒水シ炭塵ヲ沈澱沈澱調セシメタル後ニ非ザレバ發破ヲ行フベカラズ

四、諸機械類、鐵管、ケーブル、ホース、信號線其他門扉、張切、張出、風管等ノ附近ニ於テ發破ヲ行フ必要アル場合ニハ充分安全ナル防禦ヲ施シタル後ニ行フベシ

向ヒ合其他貫通セシム可キ掘進切羽ニ於ケル貫通前ノ發破ハ特ニ注意シ安全ナル事ヲ確メタル場合ノ外ハ發破スベカラズ

五、發破係員ハ發破後(約五分間ヲ經過セル後)現場ヲ精細ニ検査スベシ其要項次ノ如シ

(イ) 發破ノ爲メ瓦斯ヲ誘出スル事アレバ發破後ハ引續キ發破ヲ行ハザル場合ト雖モ必ズ瓦斯觀測ヲ爲スベシ

(ロ) 發破後ハ炭塵特ニ浮游炭塵ヲ沈澱セシムル様坑夫ノ就業ニ先立テテ充分ニ撒水セシムベシ

(ハ) 其他不發孔ノ有無、不發ノ儘飛散或ハ孔底ニ殘存セル爆發藥ノ有無、導火索殘燻ノ有無並ニ電氣、機械、通氣、支柱等ノ設備及天盤、側壁等ニ付キ危險ノ有無ヲ檢査安全ト認メタル後ニ非ザレバ坑夫ヲシテ就業セシムベカラズ

六、裝填セシ係員ハ發破及發破後ノ處置ヲ完了スル迄其箇所ヲ離ルベカラズ

若シ止ムヲ得ズシテ此等ノ處置未了ノ儘同方ニ引續キ行フベシ

七、火藥類ノ攜帶ニハ堅牢ニシテ防水性完全ナル所定ノ袋ヲ使用スベシ

雷管ト爆發藥トハ區分シテ夫々其ノ定ムル所ニ收容スベシ

八、坑内ニ於ケル火藥類ノ攜帶、裝填及點火ハ發破係員自ラ之ヲ爲スベシ

但シ坑内ニ依リテハ火藥係員タル所定ノ助手ヲシテ補助セシムルコトヲ得

此合ハ兼メ當局者ノ許可ヲ受クベシ

一、發破ヲ行ハントスルキハ發破直前瓦斯及炭塵ニ付其周圍少クモ五間ノ區域ニ於テ危險ノ有無ヲ検査スベシ

二、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合モ亦同ジ

三、空氣中ノ瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ

(B) 穿孔ニ關スル事項

- 一、發破ヲ行フ場合ハ適當ナル發破ヲ爲シ空發或ハ不發ノ儘飛散セシムル等ノ危險防止ノ爲メ穿孔ノ際透シノ深サ、層理、クリート、斷層其他龜裂ノ存在、松岩ノ有無等ヲ精細ニ考察シ合理的仕掛ケヲ爲スベシ
 - 二、穿孔ノ位置、方向、深サ等ハ坑夫ニ放任スル事ナク係員ニ於テ充分注意スベシ、白器ヲ以テ穿孔位置ヲ指定スル事ハ可及的勵行スベシ
 - 三、點火ハ原則トシテ風下ヨリ行フモノナレバ之ニ順應シ「フリーフェース」ノ利用ヲ合理的ナラシムル様穿孔方向ヲ決定スベシ
 - 四、拂面ニ於テ平行穿孔ヲ爲ス場合孔ノ間隔ハ最低三尺ヲ保タシムベシ
 - 五、舊孔尻及之ト接觸ス可キ箇所ニハ絕對ニ穿孔スベカラズ
 - 六、穿孔後線粉ノ殘存ハ事ナキ様「キウレン」ニテ粉掃除ヲ嚴重ニ勵行スベシ
 - 七、鑿岩機使用ノ場合ハ穿孔終了ノ際壓氣ヲ利用シテ充分ニ孔掃除ヲ行フベシ
- (C) 裝填ニ關スル事項
- 一、安全爆藥々包ニ雷管ヲ着裝スルニハ包紙ノ一端ヲ破レザル様包紙ヲ輕ク包ミツ、導火索付キ雷管ヲ藥粉内ニ全部挿入シ披キタル紙端ヲ以テ雷管ヲ包ミ藥包ニ取り付ケタル糸ヲ以テ之ヲ緊束スベシ
 - 二、雷管ヲ着裝スルニハ包紙ノ一端ヲ開キ其中央ニ雷管ノ全長ヲ挿入シ包紙ニテ包ミ藥包ニ取り付ケタル紐ニテ緊束スベシ、電氣雷管ヲ使用スルモ亦同ジ
 - 三、裝填ニ先立チテ孔掃除ヲ充分ニ行ヒ線粉ノ殘存、溜水ノ有無ヲ検査スベシ安全爆藥使用ノ場合ハ特ニ此點ニ付注意スベシ

- 四、本發以外ニ加増爆藥ヲ使用スルハ不發其他事故發生ノ因ヲ爲ス事アレバ可及的ニ避クベシ、特ニ拂面ノ發破孔ニ於テ然リトス
 - 五、數個ノ藥包ヲ裝填スル場合ハ藥包間ニ異物ノ介在又ハ空隙ヲ存セザル様注意スベシ、此場合「ダイナマイト」ナラバ藥包ノ包紙ノ兩端ヲ取り去リ密着セシメ全體ヲ油紙ニテ包ミタルモノヲ豫メ用意スルヲ可トス
 - 六、凡テ炭層中ノ發破孔裝藥量ハ安全極量ヲ超過スベカラズ
 - 七、凡管、中管等ヲ使用スベカラズ
 - 八、填塞ニハ相當ニ硬化セシ孔徑ニ相當セル太サノ粘土粒ヲ使用スベシ、炭塵其他可燃性ノモノハ填塞物トシテ使用スルヲ得ズ
 - 九、裝填ニハ凡テ木製込棒ヲ使用スベシ
 - 一〇、濕氣アル場所ノ裝填ニ於テハ雷管及導火索ノ吸濕ヲ豫防スル爲メ硬質藥付ヲ塗布スルカ或ハ「テープ」ヲ纏フベシ
 - 一一、雷管ヲ着裝セル爆藥ヲ挿入スル際ハ強ク壓迫スベカラズ
 - 一二、安全爆藥々包ニ裝填セル場合ハ強ク壓迫セザル様特ニ注意スベシ
 - 一三、藥包ヲ壓縮若ハ發損スルトキハ不發ノ原因ヲ爲スモノト心得ベシ
- (D) 點火ニ關スル事項
- 一、點火ハ附近ノ鐵夫ニ豫告シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ之ヲ爲ス事ヲ得ズ此時發破箇所ニ連絡スル各通路ニハ發破終了迄夫々警戒者ヲ置クベシ
 - 二、拂面ニ於テ連續發破ヲ行フ場合ハ原則トシテ風下ノモノヨリ順次點火スベシ
 - 三、一回ニ行フ發破ハ全テ同一係員ニ於テ點火スベシ
 - 四、導火索ノ點火ニハ所定ノ線香ヲ使用スベシ、電氣雷管ノ點火ニハ所定ノ發破器ヲ使用スベシ
 - 五、電氣發破ニ於テ導線ノ連絡並ニ其調査ハ係員自ラ之ヲ行フベシ
 - 六、電氣發破ニ於ケル導線ハ長サ十五間以内ノモノヲ使用スベカラズ
 - 七、電氣雷管攜帶者ハ電燈其他ノ發電機ヲ攜帶スベカラズ、又此種ノモノニ接近

セザル様注意スベシ

- 一、發破器其他止ムヲ得ズ攜帶スル發電器具ハ絕對ニ漏電其他危險ノ虞ナキ事ヲ嚴密ニ確ムベシ
 - 二、電氣發破器ハ係員自ラ之ヲ攜帶スベシ、發電機用「ハンドル」ハ絕對ニ自身邊ヨリ離スベカラズ
 - 三、其他凡テ他人ガ發電機ヲ使用シ或ハ不慮ノ發電ヲ爲スガ如キ事ナキ様當ニ注意ヲ怠ルベカラズ、不發ノ際調査ニ赴クニ當リ放置セシ發破器ヲ他人ガ使用スルガ如キ事ナキ様注意スベシ
 - 四、一回ノ點火數ハ次ノ制限ヲ超過スベカラズ
- 拂面
- | | |
|-----|------------|
| 二〇發 | 二尺導火索付ノモノハ |
| 三發 | 三尺導火索付ノモノハ |
| 五發 | 四尺導火索付ノモノハ |
| 八發 | 五尺導火索付ノモノハ |
- 電氣發破ニ關スル事項
- 一、但シ堅坑開鑿、其他特種ノ事情アル場合ハ限度ヲ別ニ定ムルモノトス
 - 二、點火後發破セザルトキハ少クモ十五分間ハ其ノ場所ニ接近スルコトヲ得ズ
 - 三、合鳴リ(共鳴リ)、山鳴リ等ハ誤認シ易キヲ以テ爆管數ニヨリテ發破セシコトヲ確メタル者ノ外ハ不發ノ懸念ヲ以テ不發ノ有無ニ付特ニ注意スベシ
- (E) 不發爆藥ノ處理ニ關スル事項
- 一、不發ノ裝藥及其填塞物ハ之ヲ掘り出スベカラズ
 - 二、此場合ニハ不發孔ノ方向、孔深、裝藥ノ所在等ヲ嚴密ニ考察シ之ト少クトモ一尺ノ間隔ヲ保ツ様新ニ穿孔シ之ニ裝填發破シ、破壞セル石炭及岩石中ニ就テ不發爆藥ヲ嚴密ニ探索スベシ
 - 三、若シ發見セザルトキハ其探掘物ニ記號ヲ附シ坑外ニ搬出セル後精細ニ取調べヲ爲シムベシ
 - 四、發破ノ際不發ノ儘飛散セシ爆藥ヲ含ム疑ヒアル探掘物ニ就テモ亦同ジ
 - 五、若シ不發爆藥ノ填塞ニ水ヲ使用セル場合ニハ充分ニ防濕裝置ヲ施セル雷管付爆藥ヲ更ニ挿入シテ發破セシムベシ
 - 六、不發爆藥ノ處理ハ發破係員(若ハ保安係員)自ラ之ヲ爲スベシ

大之浦炭礦

火藥使用心得

- 第一條 坑内使用ノ火藥類ハ會社所定ノ微細火藥ノ外之ヲ使用スベカラズ但シ指定範圍以外ノ炭礦又ハ岩石掘鑿ノ場合ハ社長又ハ會社代表者ノ認可ヲ得テ他ノ火藥類ヲ使用スルコトヲ得
- 第二條 發破ヲ行ハントスルトキハ發破係員ハ瓦斯及炭塵ニ對シ三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ有無ヲ検査スベシ同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同ジ
- 第三條 同一箇所ニ於ケル電氣發破ハ一回三發以内トス但シ岩石ヲ掘通スル坑道ニシテ豫メ技術管理者ノ承認ヲ得タル箇所ハ一回四發迄發破スルコトヲ得
- 第四條 一回二發以上ノ電氣發破ヲ行ハントスルトキハ不發ノ發見ヲ容易ナラシムル様發破孔ノ位置ヲ選定シテ結線シ發破後ハ其ノ都度必ず不發ノ有無ヲ點檢スベシ導火線ヲ使用シ二發以上一回ニ發破ヲ行ヒタルトキ其爆管ト孔數ト一致セザル場合ハ十五分間以上經過シタル後現場ヲ點檢スベシ
- 第五條 瓦斯ノ存在ヲ認メタル箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ若シ發破ノ必要アルトキハ完全ニ瓦斯ヲ排除シタル後之ヲ行フベシ
- 第六條 發破ノ前後ハ充分ニ撤水スベシ但シ技術管理者ノ承認アリタル場合ハ此ノ限りニアラズ
- 第七條 發破孔ノ深サノ最小限度ヲ石炭層ニ於テハ二尺松石ニ於テハ六寸トシ之以下ニテハ火藥ヲ使用フナスベカラズ
- 第八條 火藥裝填ニ當リテ發破係員ハ鑿孔ノ深サ及其整齊ヲ検査シテ後徐々ニ裝填シ空發其他ノ危險ヲ防止スベシ
- 第九條 發破孔ノ込物ハ必ず粘土ヲ用ヒ込棒ハ木製ノモノヲ使用スベシ
- 第十條 發破ヲ行ハントスルトキハ發破係員先ズ附近ノ坑夫ヲ安全ノ箇所ニ避難セシメ又發破ノ地點ニ通ズル坑道ノ要所ニ目張番ヲキ不意ニ局部ニ入り來ルモノヲ防止スベシ
- 第十一條 電氣發破ニ際シテハ發破係員自ラ結線シ最後ニ現場ヲ退去スベシ
- 第十二條 點火ニ際シ發破係員ハ豫メ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニアラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十三條 裝填火藥不發ノトキハ發破係員ハ左ノ方法ニ依リ處理スベシ

一、導火線ヲ使用シタルトキハ少クトモ十五分ヲ經過シタル後原孔ノ側方五寸以上ノ間隔ヲキ新ニ鑿孔シ發破スベシ

二、電氣雷管ヲ使用シタル時ハ先ヅ電池及ビ電線ヲ檢査シ其故障ヲ認メザルトキハ前號ニ準ジ新ニ鑿孔スベシ但指定ノ特種安全火藥ノ場合ニハ自ラ徐々ニ粘土ヲ除去シテ雷管ヲ取り去リ前號ニ據ラザルコトヲ得

三、不發ノ火藥ハ現場ニ於テ搜索シ必ズ拾得スベシ萬一發見セザルトキハ其ノ炭ニ記號ヲ附シ坑外ニ於テ搜索スベシ

第十四條 凍結シタル火藥ハ使用前所定ノ融解方法ニ依リ融解スベシ決シテ火若クハ汽罐ニ近ツケ又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解セシムルコトヲ得ズ

第十五條 前各條ニ依ル外火藥類ノ取扱ニ付キ發破係員ハ左記各條ノ規定ヲ遵守スベシ

一、不良導火線ハ不發ノ原因トナルヲ以テ折目アルモノ又ハ濕氣ヲ帶アルモノハ其部分ヲ切り去ルベシ

二、雷管内ニアル鉛屑ハ口ヲ下向ニナシ二三度板ノ上ニテ輕ク打チ出シ決シテ之ヲ掘出スベカラズ

三、導火線ニ雷管ヲ取付クルニハ必ず挾道具ヲ用ユベシ

四、導火線ノ付シアル雷管ヲ火藥ニ嵌メ込ムニハ先ヅ木串又ハ竹串ニテ火藥ノ一端ニ穴ヲ穿チ之ニ雷管三分ノ二ヲ入レ三分ノ一ハ火藥ノ外ニ出シ置キ外包紙ヲ導火線ノ根元ニ纏ヒ外面ヨリ糸ニテ緊メ付クベシ但シ水中ニ使用スル場合ハ必要ニ應ジ導火線ノ根元ニ髮付油類ヲ塗付シ水ノ浸入ヲ防グベシ

五、石炭層中隣接箇所ニ於テ引繼ギ數回ノ發破ヲ行フ場合ハ風下ヨリ順次ニ之ヲ行フベシ

第十六條 入坑鐵夫ニ對シテハ坑口其他ノ場所ニ於テ必要ニ應ジ火藥類取給上ノ檢査ヲナスベシ

明治炭礦

鑛取取扱心得

(一) 授受
イ、爆藥ハ使用ノ都度必要數量ヲ火藥係員ヨリ申受クル事

ロ、個所又ハ業務ノ都合ニヨリ殘品ヲ生ジタル時ハ直チニ火藥係員ニ返戻スル事

(二) 容器並ニ持運ビ(止ムヲ得ズ之ヲ必要トスル時)
イ、爆藥ハ必ず金屬製容器ニ入ル、事
ロ、爆藥ノ容器内ニハ決シテ他物ヲ入レザル事
ハ、爆藥持運ビノ際ハ雷管ト接觸セシメザル事
ニ、燈火ト共ニ携帶スル時ハ火氣ニ近ツケザル事

(三) 置場(止ムヲ得ズ之レヲ必要トスル時)
イ、天井、並ニ側壁ニ注意スル事
ロ、爆發ニヨル飛石ノ届カザル處ナルベキ事
ハ、置場ハ附近往來ノ何人ニモ明白ナラシメ置ク事
ニ、雷管、導火線ヲ附シタルモノハ特ニ注意スル事

(四) 使用上ノ注意
イ、穿孔ハ爆藥裝置前内部ヲ充分ニ掃除スル事
ロ、裝填ニハ金屬性込棒ハ決シテ用ヒザル事
ハ、詰物ハ紙屑、糞、粉炭等ノ引火シ易キモノヲ決シテ用ヒザル事
ニ、雷管ノ内部ハ導火線嵌入前充分驗シ置ク事
ホ、點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ安全ト認メタル後ニアラザレバ爲サザル事
ヘ、導火線ノ性質ヲ知り特ニ其燃焼速度ヲ熟知シ置ク事
ト、點火後ハ爆音ニ注意スル事
チ、二發以上點火ノ場合ハ導火線ノ長短ヲ考ヘ其鳴ト不發ニ注意スル事
リ、點火後爆發セザル時ハ少クトモ十五分間以上ヲ經過スルニアラザレバ其場所ニ近ツカザル事
ス、不發又ハ不發ノ疑ヒアル時ハ直ニ係員ニ報告シ其指ヲ受クル事

(五) 其他ノ注意
イ、爆藥ニシテ凍結又ハ其變アルモノハ使用セズ必ズ係員ニ返戻スル事
ロ、導火線著シク濕潤シタル時ハ此レヲ使用セズ係員ニ返戻スル事
ニ、鑛業用火藥類取扱規程

第一條 火藥類ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシムル爲メ火藥係員ヲ置ク
第二條 火藥係員ハ之ヲ坑外火藥係、坑内火藥係ニ區別ス

坑外火藥係員ハ倉庫係員中ヨリ之ヲ命ジ火藥類ノ貯藏授受ニ關スル事項ヲ分掌セシム

坑外火藥係ノ主任者ハ倉庫係主任者ヲ以テ之ニ充ツ、坑内火藥係員ハ坑内係員中ヨリ之ヲ命ジ火藥類ノ保管授受、運搬裝填點火ニ關スル事項ヲ分掌セシム坑内火藥係ノ主任者ハ二名以上トシ坑内火藥係員中ヨリ之ヲ命ス

第三條 坑内火藥係主任ハ一日間ノ使用見積リ量ヲ使用ノ前日午後四時マテニ坑外火藥係ニ通知シ使用當日自ラ之ヲ受取リ坑内ニ携帶スベシ

但坑内ニ火藥類保管所ヲ設置セサル場合ニハ坑内火藥係主任ハ使用當日自ラ之ヲ受取タル上直チニ各坑内火藥係ニ配給スベシ

第四條 坑内火藥係ハ使用ノ都度火藥類使用ノ箇所及種類數量ヲ明記シタル火藥類受領票ヲ坑内火藥係主任ニ提出シ現品ヲ受取ルベシ

前條但書ノ場合ニ於テハ各坑内火藥係ハ坑用火藥用ノ箇所及種類數量ヲ明記シタル火藥類使用報告票ヲ作製シ使用殘品ト共ニ之ヲ坑内火藥係主任ニ引渡スベシ

第五條 坑外火藥係員及坑内火藥係主任ハ別紙第一號乃至第五號様式ニ據リ火藥類ノ收支ヲ明ニスベシ

第六條 本規定ニ規定テキ事項ハ大正元年福岡縣令第三號鑛業用火藥類取締規則ニ依ル

第七條 火藥係員ハ火藥類使用ニ際シ附則火藥類使用心得ヲ嚴守スベシ

第八條 本規定實施ニ付礦長ハ別ニ細則ヲ設クルコトヲ得

前項細則ヲ定メタル場合ハ其全文ヲ本社ニ報告スベシ

火藥類使用心得

一、火藥類ヲ裝填スルニハ豫メ左ノ事項ニ注意シ適當ナル處置ヲ爲スヲ要ス
イ、發破孔ガ適當ニ鑿穿セラレタルヤ否ヤ
ロ、裝填スヘキ火藥量ノ適否
ハ、爆發瓦斯ノ存否
ニ、炭塵飛散ノ有無
ホ、爆發ニ依リテ隣接切場ニ貫通スルノ虞ナキヤ否ヤ
ヘ、其他爆藥ニ依リテ周圍ニ及ボスヘキ影響

古河目屋炭礦、下山田炭礦

火藥取扱規程

第一條 本規程ニ於テ火藥ト稱スルハ火藥、爆藥、雷管導火線其ノ他ノ火工品ヲ謂フ

第二條 火藥ハ火藥係員ニ非ザレバ之ヲ取扱フコトヲ得ズ

火藥係員ハ坑外火藥係員坑内火藥係員ニ分チ職員雇員夫頭定夫ヨリ之ヲ選任ス

第三條 火藥係員ハ火藥ニ關スル法令ヲ遵守シ其ノ取扱ヲ爲スベシ

火藥係員ハ各上級火藥係員ノ指揮監督ヲ受ケ火藥取扱ニ從事スベシ

第四條 火藥ハ火藥庫又ハ坑内保管所ニ非ザレバ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ

第五條 藏置場所ノ附近ニ於テ火氣又ハ發火シ易キ物件ヲ取扱フコトヲ得ズ

第六條 火藥係員火藥庫又ハ坑内火藥保管所ヲ開閉スルトキハ其都度受渡及藏置現在數ヲ帳簿ニ記入スベシ

第七條 坑外火藥係員タル經理課調度係ハ坑内火藥係員(職員ノ認印アル請求書又ハ還付書)ヲ受クルニ非ザレバ火藥ヲ交附シ若ハ還付ヲ受クルコトヲ得ズ

第八條 坑内火藥係員ニ於テ坑外火藥係員ヨリ受取ルベキ火藥ハ一晝夜ノ操業ニ必要ナル數量ヲ超過スルコトヲ得ズ若シ使用後殘餘ヲ生ジ又ハ不使用一日以上ニ及ブ見込アルトキハ直ニ坑外火藥係員ニ還付スベシ

前項ノ火藥ヲ受入レタルトキハ即時使用スル場合ヲ除キ直ニ坑外火藥保管所ニ藏置スベシ

第九條 火藥ノ受渡使用還付ハ即時之ヲ帳簿ニ記入スベシ
 第十條 坑内火藥係員ハ交替ノ際帳簿ト照合ノ上火藥ノ引繼ヲ爲シ且之ヲ坑外火藥係員ニ通知スベシ
 第十一條 火藥ニ關スル帳簿其ノ他ノ書類ハ少クとも一箇年間之ヲ保存シ且警察官署ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ之ヲ廢棄スルコトヲ得ズ
 第十二條 坑内外間ニ於テ火藥ヲ運搬スルトキハ爆藥ト雷管其ノ他ノ火工品トフ區別シタル亞鉛製又ハ木製容器ニ收納スベシ
 第十三條 前條ノ運搬ニ從事スル火藥係員ハ安全燈ノ外火氣又ハ發火ノ虞アル物件ヲ携帯スベカラズ
 第十四條 火藥係員ハ從業者ヲシテ火藥ノ攜帶及點火ヲ爲サシムルコトヲ得ズ
 第十五條 火藥係員發破ヲ行ハントスルトキハ豫メ附近ノ者ヲ危險區域外ニ退避セシムベシ
 第十六條 火藥係員ハ瓦斯ノ危險程度ニ存在セザルコトヲ確メタル後ニ非ザレバ發破ヲ行フコトヲ得ズ
 第十七條 乾燥炭塵ノ存在スル箇所ニ於テ發破ヲ行フベキ場合ニ於テハ火藥係員ハ其ノ周圍二間以上ニ十分温水セシメ濕潤セシムルコトヲ確メタル後ニ非ザレバ發破ヲ行フコトヲ得ズ
 第十八條 發破ハ總テ電氣點火法ニ依ルベシ但シ特ニ指定シタル場所ニ於テハ普通點火法ニ依ルコトヲ得
 第十九條 左ノ物ハ込物トシテ使用スルコトヲ得ズ
 一、炭粉
 二、發火ヲ誘起スル虞アルモノ
 第二十條 込棒ハ銅製又ハ木製ノモノノ外使用スベカラズ
 第二十一條 雷管ニ導火線ヲ挿入スルハ危險ノ虞ナキ場所ニ於テ之ヲ爲スベシ
 第二十二條 點火後發破セザルトキハ十五分ヲ經過スルニ非ザレバ其ノ場所ニ近付タコトヲ得ズ
 第二十三條 點火後發破セザルトキハ其ノ火藥ヲ採取ルコトヲ得ズ
 第二十四條 裝填シタル火藥蒸気爆發シタルトキハ之ヲ附近ノ人ニ通知スベシ
 第二十五條 爆發後其ノ場所ニ赴カントスル者ハ瓦斯噴出其ノ他ノ異變ナキヤ否ヤニ注意スベシ

第二十六條 火藥係員ハ鑽夫其ノ他ノ就業者ニ對シ坑口又ハ其ノ他ノ場所ニ於テ時々携帯品ヲ検査スベシ

二 潮 炭 礦
 火藥類取扱規程

第一條 各礦ニ坑外火藥係員坑内火藥係員及坑内火藥係主任ヲ置ク
 第二條 坑内火藥係主任及坑外火藥係員ハ火藥類ノ授受運搬貯藏ニ關スル事項ヲ分掌シ坑内火藥係員ハ裝填點火ニ關スル事項ヲ分掌ス
 第三條 坑外火藥係員ハ事業上必要ナル火藥類ノ數量ヲ調査シ用度係ニ請求シ銃砲火藥類取締法施行規則第二十八條ノ制限數量ヲ超過セザル範圍内ニ於テ火藥類貯藏所ニ貯藏スベシ
 第四條 坑外火藥係員及坑内火藥係主任ハ火藥類ノ受渡請求還付引繼運搬保管取締ニ關シテハ鑛業用火藥類取締規則第三條第一號乃至第七號及第九號第十二號第十三號第五條ノ規定ニ依ルベシ
 第五條 坑内火藥係主任ハ其ノ請所ニ於テ火藥類ヲ保管スベシ
 第六條 坑内火藥係員ハ各受持區域ニ要スル火藥類見積高ヲ坑内火藥係主任ニ請求シ所定ノ容器ニ容レ之ヲ攜帶スベシ
 第七條 坑内火藥係員火藥類ヲ使用シタルトキハ第六條式ノ火藥傳票ニ之ヲ記入シ交代ノ際殘品ト共ニ坑内火藥係主任ニ引渡スベシ
 第八條 坑内火藥係主任ハ坑内火藥係員ヨリ受領シタル傳票ヲ添ヘ第七條式ニ依リ當日ノ受拂ノ積長ニ報告スベシ
 第九條 坑内火藥係員ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 一、鑛業用火藥類取締規則第三條第八號及第十號乃至第十三號
 二、火藥裝填ハ必ず粘土ヲ用ヒ鐵製込棒ヲ使用スベカラズ
 三、發破ヲ爲サントスルトキハ豫メ爆發瓦斯ノ有無ヲ試驗シ危險ノ虞アル場合ハ之ヲ行フベカラズ
 四、發破ヲ爲シタル後發破ノ有無ヲ調査スルニ非ザレバ其ノ現場ヲ立去ルベカラズ
 五、不發ノ場合ハ點火三十分間ハ同場所ニ立寄ルベカラズ
 六、前號ノ場合ハ少クとも五寸以上ノ距離ニ於テ更ニ穴ヲ穿テ裝填發破ヲ爲シ之ニ受入レ坑内火藥係員ノ請求ニヨリ必要ノ數量ヲ拂渡スモノトス
 坑内火藥係員ニ於テ携ハハ火藥類ニ殘餘ヲ生ジタルトキハ坑内火藥類保管所ニ返還スベシ坑内火藥類保管所ニ於テハ規定數量ヲ超過シテ保管スルコトヲ得ズ若シ返還ヲ受ケタル結果保管火藥類ノ規定數量ヲ超過スルトキハ遲滞ナク火藥庫ニ返還スベシ

住友忠實炭坑
 火藥類取扱及發破規則

一、一 般
 第一條 忠實炭坑ニ於ケル火藥類ノ取扱ニ關シテハ本則ニ依ルノ外法令ノ規定ヲ遵守スベシ
 第二條 空氣中ノ爆發瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ但シ第五坑及第六坑ニ於テハ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テ上司ノ指揮ニ依リ電氣點火法ニ依ルトキハ發破ヲ行フコトヲ得
 二、係 員
 第三條 火藥類ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ管掌スルタメ左ノ係員ヲ置ク
 火藥係主任 一名
 坑外火藥係員 若干名
 坑内火藥類保管所火藥係員 若干名
 發破係員 若干名
 坑内火藥係員 若干名
 火藥係主任ハ火藥類ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ指揮監督ス
 坑外火藥係員ハ火藥庫ニ於ケル火藥類ノ受授保管及帳簿並ニ傳票ノ作成整理ヲ掌ル
 坑内火藥類保管所火藥係員ハ同所ニ於ケル火藥類ノ受授保管引繼及帳簿並ニ傳票ノ作成整理ヲ掌ル
 發破係員及坑内火藥係員ハ坑内ニ於ケル火藥類ノ携行裝填及點火ニ關スル事項ヲ掌ル但シ其管掌事項ニ關シテハ探礦ニ關スル技術管理者ノ指揮監督ニ從フベシ
 三、受 拂
 第四條 火藥係員ハ大正元年八月福同縣令第三號鑛業用火藥類取扱規則ノ規定ニ從ヒ帳簿及傳票ヲ作成シ其取扱ニ係ル火藥類ノ受拂及殘高ヲ明瞭ニスベシ
 第五條 火藥類ハ常ニ火藥庫ニ貯藏シ日々ノ檢定使用數量ヲ各坑内火藥類保管所

四、取 扱
 第六條 火藥類ハ其取扱又ハ攜帶ニ際シテ遺失セズ又ハ竊取セラレザル様當ニ注意スベシ
 第七條 火藥類ノ攜帶ニハ所定ノ容器ノ外使用スベカラズ雷管ト爆藥類トハ區分シテ收容スベシ
 第八條 人車ニテ火藥類ヲ運搬スル場合ハ火藥類ハ摩擦、動搖、衝突又ハ轉輾セザル様緊密ニ積載スベシ
 第九條 火藥類ヲ運搬スル人車ニハ全テノ車輛ヲ通ジテ當該係員又ハ係員夫ノ外乘車スルコトヲ得ズ
 第十條 火藥類ハ裸火ノ附近温度高キ所又ハ落盤等衝擊ノ起ルベキ處アル場所ニ置クベカラズ
 第十一條 電氣雷管攜帶者ハ所定ノ電氣發破器ノ外攜帶用電燈其他ノ電氣機ヲ攜帶スベカラズ又此種ノモノニ接近セザル様注意スベシ
 第十二條 「ダイナマイト」ノ凍結シタルモノハ火氣、電機、暖爐、汽罐、安全燈ニ近ケ又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解セシムベカラズ
 第十三條 發破係員ハ鑽夫ヨリ發破ノ請求ヲ受ケタルトキハ係員自ラ火藥類ノ攜帶、裝填、電氣發破ノ結線及點火ヲナシ鑽夫ヲシテ一切發破作業ニ關與セシムベカラズ但シ攜帶及裝填ニ限リ技術管理者ノ許可ヲ受ケタル特定ノ助手ヲシテ之ヲ補助セシムルコトヲ得
 第十四條 發破係員ニアラザル坑内火藥係員ハ選任ノ時ヲ以テ本條第一項但書ノ特定助手タルモノトシ第五坑及第六坑ニ於テハ豫メ發破係員ノ點檢ヲナシタルトキニ限リ坑内火藥係員ハ本條第一項ノ發破係員ト同様ノ作業ヲナスコトヲ得

第十三條 普通發破ニアリテハ導火線ハ濕潤セザル様注意シ必要ニ應ジテ切斷シ
常ニ切ロヲ新ニスベシ

導火線ハ其燃焼速度ニ應ジ二尺以上ノ長サニ於テ適宜其使用長サヲ決定スベシ
普通雷管內銅屑アルトキハ口ヲ下方ニ向ケ輕ク震動ヲ與ヘテ之ヲ除キ決シテ之
レヲ振出スベカラズ

第十四條 爆藥ニ雷管ヲ着裝スルニハ包紙ノ一端ヲ開キ其中央ニ雷管ノ全長ヲ挿
入シ再ビ包紙ニ包ミ之ヲ「テープ」又ハ紐ニテ導火線又ハ電氣雷管導線ニ緊束
シ以テ裝填中兩者離脱スル如キコトナカラシムベシ

第十五條 電氣雷管ヲ爆藥ニ着裝スル作業ハ電氣發破器並ニ電氣機電燈線等ノ電
氣工作物ヲ電氣雷管導線ニ決シテ接觸セザル様十分ノ距離ヲ置キテ之ヲ行フベ
シ

第十六條 普通發破ヲ濕地或ハ水中ニ於テ行ヒ若クハ込物ニ水ヲ使用セントスル
場合ニハ雷管及導火線ニ水ノ浸入セザル様兩者ノ接觸部ニ硬質封付ヲ附付スベ
シ

六、裝 填

第十七條

裝填ニ際シテハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
一、裝填ニ先チ瓦斯量ヲ嚴密ニ検査シ其量第二條ノ限度以上ナルトキハ裝填ヲ
ナスベカラズ

二、裝填ニ先チ發破孔內ヲ検査シ煤粉又ハ炭片殘留スルトキハ之ヲ除去シタル
後ニアラザレバ裝填ヲナスベカラズ

三、一孔ニ二本以上ノ爆藥ヲ裝填スル場合ハ各藥包間ニ異物ノ介在又ハ空隙障ヲ
存セシメザル様注意スベシ

四、前號ノ場合ニ於テ中管並ニ尻管ハ使用スベカラズ

五、爆藥ヲ發破孔ニ裝填スル場合ニ之ヲ強壓又ハ打込ムベカラズ又込土ハ徐々
ニ餘孔ヲ充タシ孔口ニ近クニ從ヒ漸次適當ニ強壓スベシ

六、裝填用込物ハ水又ハ炭坑配給ノ粘土製込土ノ外使用スベカラズ
七、込棒ハ木製以外ノモノヲ使用スベカラズ

第十八條

發破ニ當リテハ係員ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
一、發破ヲ行ハントスルトキハ瓦斯炭塵ニツキ三間以上ノ區域内ニ於テ危險ノ

有無ヲ検査スベシ

同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合亦同ジ

二、石炭層中及之ニ接近セル岩石中ニ於テハ硝安「ダイナマイト」又ハ之ガ代用
品ノ外使用スベカラズ但シ第五坑及第六坑ニ於テハ微細「ダイナマイト」山
梅印又ハ紅梅印「ダイナマイト」ヲ使用スルコトヲ得

三、石炭層中ハ勿論其他ノ場合ニ於テモ空發其他ノ危險ノ虞ナカラシムル爲メ
且ツ爆藥ノ浪費ヲ避クル爲メ鑿孔ノ位置、狀態及深サ等ニツキ嚴密ナル検査
ヲナスベシ

四、使用爆藥ハ大凡左記ノモノタルベシ

名	稱	徑	長サ	重サ	用 途
小徑硝安	ダイナマイト	3時	3時	二五瓦	探炭用
大徑硝安	ダイナマイト	1時	3時	六二五瓦	機械探炭用
小徑山梅印	ダイナマイト	3時	3時	四五瓦	探炭及掘通用
大徑山梅印	ダイナマイト	1時	3時	七五瓦	機械掘通用
但硝安	ダイナマイト	代用品トシテ硝安爆藥又ハ「ダイノール」ヲ使用シ山 梅印「ダイナマイト」代用品トシテ紅梅印「ダイナマイト」又ハ梅印「ダイナマ イト」ヲ使用スルコトアルベシ			
五、一孔ニ使用スル爆藥ノ量ハ鑿孔ノ位置深サニ應ジ左ノ限度内ニ於テ適當ニ 之ヲ定ムベシ					
(イ)	石炭層中又ハ之ニ隣接セル岩石中手掘發破ノ場合			四本以内	
	小徑硝安ダイナマイト			二本以内	
	小徑微細ダイナマイト			二本以内	
(ロ)	岩石中手掘發破ノ場合			三本以内	
	小徑ダイナマイト				
六、鑿孔五個以上同時ニ發破スベカラズ					
機械探掘其他特別ノ場合ニ於テハ技術管理者ノ許可ヲ得テ此限度ヲ超ヘテ使 用スルコトヲ得					
七、發破ノ際ハ各發破毎ニ撒水ヲ行ヒ炭塵ノ濕潤ヲ完全ニスベシ					

八、向ヒ合其他貫通セシムベキ掘通切羽ニ於ケル貫通前ノ發破ハ特ニ注意シ安
全ナルコトヲ確メタル場合ノ外發破スベカラズ

九、電氣發破ニ使用スル器具及電線ハ發破前ノ検査シ雷管導線ハ電氣の完全
ナラシメ結果ヲ誤ラザル様注意スベシ

八、點 火

第十九條 裝填ヲ了リタルトキハ更ニ瓦斯ノ點檢ヲナシ其量第二條ノ限度以上ナ
ルトキハ之ヲ排除シタル後ニアラザレバ點火スベカラズ

第二十條 點火ハ現場ノ鐵夫ヲ安全ナル箇所ニ立チ去ラシメ附近ノ鐵夫ニ大聲ニ
テ警告シ且ツ偶然來合ス者ニ對シテハ要所ニ警戒者ヲ配置シ全ク安全ト認メタ
ル後ニアラザレバ之ヲナスコトヲ得ズ

點火ハ排氣ノ方ヨリ順次入氣ノ方ニ之ヲナスベシ

第二十一條 諸機械類、鐵管、電纜、通氣裝置等坑內設置物ノ附近ニ於テ發破ヲ
行ハントスル場合ハ右物件ノ破損防止裝置ヲナシタル後ニ非ザレバ點火スベカ
ラズ

第二十二條 普通發破ニアリテハ點火用線香ハ常ニ十分火力アルモノヲ持參使用
スベシ

電氣發破ニアリテハ發破器ハ如何ナル場合モ必ズ發破係員常ニ之ヲ携帶決シテ
身邊ヨリ之ヲ離スベカラズ但シ第二十八條規定第三種發破器ハ此限ニアラズ

第二十三條 普通發破ニ於テハ點火後爆音數ト點火數ト合致スルヤ否ヤヲ十分注
意シ若シ爆音數不足スルトキハ相鳴ト思フベカラズ此場合ハ不發トナシ十五分
以內ニ現場ニ立チ入ルベカラズ

拂面發破ノ際ハ山鳴ニ注意スベシ

九、發破後ノ處理

第二十四條 發破後係員ハ現場ニ於テ瓦斯ノ觀測ヲナスハ勿論不發孔ノ有無並ニ
不發ノ儘飛散或ハ孔底ニ殘存セル爆藥ノ有無其他支柱天井壁等ニ就キ危險ノ有
無ヲ検査シ安全ト認メタル後ニアラザレバ鐵夫ヲ立入り就業セシムベカラ
ズ

第二十五條 發破後炭塵ヲ沈定セシムル爲メ鐵夫ヲシテ從業ニ先立チ撒水セシム
ベシ

十、不發爆藥ノ處理

第二十六條 不發爆藥ハ決シテ之ヲ掘出スベカラズ此場合ハ更ニ其孔口ヨリ一尺
以上ヲ隔テ、且ツ方向ニ注意シテ新ニ穿孔シテ發破ヲ行ヒ破壞石炭又ハ岩石中
ヨリ不發爆藥ヲ拾ヒ取ルベシ若シ之ヲ發見スルコトヲ得ザルトキハ發破ニヨリ
生ジタル石炭又ハ岩石ヲ十分注意シテ炭車ニ積込ミ該炭車ニハ「不發マイト」在
中ト明記シテ坑外ニ搬出スベシ

込物ニ水ヲ用ヒタルモノ不發シタルトキハ雷管付爆藥ヲ挿入シテ再ヒ發破ヲ試
ムベシ

緩燃導火線ヲ用フル普通發破ニ於ケル不發ノ場合ハ十五分間ヲ經過スルニアラ
ザレバ現場ニ立入ルベカラズ

不發發破ノ處理ハ穿孔ノ外ハ係員自ラ之ヲナスベシ

十一、其 他

第二十七條 電氣發破ニアリテハ發破用電池點火器導線及電氣雷管導線ハ濕潤又
ハ破損セザル様常ニ注意スベシ

第二十八條 電氣發破器ハ左ノ三種トス
第一種 堅牢ナル容器ニ藏メタル可搬電池ヲ使用スルモノニシテ火花ヲ發スル
部分ハ外氣ニ露出セザルモノ

第二種 可搬發電機ヲ使用スルモノニシテ分離シ得ベキ把手、接觸栓又ハ「キ
イ」ヲ有シ之ヲ使用スルニアラザレバ發破回路ヲ閉ゾルコトヲ得ザルモノ

第三種 押ヘルニ非ザレバ電路ヲ常ニ閉ク構造ヲ有シ自動遮斷器ヲ付セザル開
閉器ヲ使用スルモノニシテ特ニ堅牢ナル函内ニ藏メタルモノ

第二十九條 發破係員又ハ坑內火藥係員ガ點火ノタメ現場ヲ立チ去ルトキニハ何
人ヲモ殘留セシムベカラズ又發破後ニ於テハ自ラ現場ニ立チ入ル迄何人ヲモ立
チ入ラシムベカラズ

芳 雄 炭 礦

第一條 火藥係員ハ之レヲ坑內坑外ニ分チ火藥類ノ取扱（貯藏保管授受運搬配付
裝填點火等）ニ關スル一切ノ職務ニ從事スベシ
前項ノ主任者及其分掌事項ハ變更ノ都度五日以內ニ警察官署ニ届出ヲ要ス

第二條 坑外火藥係員ハ火藥類ヲ調製シ火藥類受渡ノ都度其事項ヲ記入シ其收支ヲ明ニスベシ

第三條 坑外火藥係員ハ坑外ニ於ケル火藥類ノ保管及ビ變換ノ責任ヲ負フ

第四條 坑外火藥係員ハ毎日一回火藥庫及ビ火藥倉庫ノ検査ヲ爲シ庫内ニ於ケル温度ノ變化濕氣ノ有無ヲ檢シ火藥變質觀察及使用順序ヲ立テ置キ時々導火線ノ試験ヲ行フベシ

第五條 火藥假倉庫内ニ於テハ火藥類ノ貯藏高ハ一日ノ使用數量ヲ超過スベカラズ

第六條 火藥庫及火藥倉庫内ニ出入スルニハ火氣携帯及ビ靴ヲ穿ツベカラズ

第七條 火藥類ハ當該係員ノ外之ヲ取扱ヒ又ハ使用スベカラズ

第八條 火藥類ノ容器ハ爆藥及ビ雷管其他ノ火工器ト區別シ係員自身携帯スルコトヲ要ス

第九條 火藥類取扱ノ際ハ安全燈ノ外發火ノ虞アル物件ヲ携帯スルコトヲ得ズ

第十條 凍結セル爆藥ヲ軟カナラシムルニハ「ブリツキ」罐ニ入レ外ヨリ温湯ヲ注イテ徐々ニ温ムベシ而シテ温湯ハ華氏九十五度以上ヲ超ユベカラズ凍結セル爆藥ハ半バ當應ニ復シテ直チニ取扱フトキハ危險大ナルモノナレバ注意スベシ坑内ニ於テハ各自體温ニヨリ徐々ニ當應ニ復セシムベシ

第十一條 火藥類ノ受渡ノ場所ニハ決シテ鎖夫ヲ立入ラシムベカラズ

第十二條 坑内火藥係員ハ坑内ニ使用スル火藥類ノ受渡薄ヲ調製シ受渡ノ都度其事項ヲ記入シ收支ヲ明カニスベシ

第十三條 鎖夫其他ノ從業者ニシテ坑内作業上火藥類ヲ使用スベキ必要アルトキハ當該主任ヲ經テ坑内火藥係員ニ申出ヅベシ

第十四條 坑内火藥係員ハ火藥類ノ請求票ヲ調製シ作業上火藥類ヲ要スルトキハ之ニ其要旨ヲ記入シ坑外火藥係員ニ請求スベシ

第十五條 坑内火藥係員ハ火藥類引繼票ヲ調製シ交替ノ際火藥類ノ殘餘アルトキハ之ニ其ノ種類及ビ數量ヲ記入シ申票ハ現品ト共ニ當該係員ニ引渡シ乙票ハ坑外火藥係員ニ交附スベシ

第十六條 坑内火藥係員ハ火藥類還附票ヲ調製シ作業上ノ都合ニヨリ火藥類ノ殘餘又ハ不必要ヲ生ジタルトキハ之ニ現在火藥類ノ種類及ビ數量ヲ記入シ現品ト共ニ

共ニ之ヲ坑外火藥係員ニ還附スベシ

第十七條 坑内爆藥使用ノ場合ニハ爆藥ノ包紙ニ使用係員ノ捺印ヲナシ以テ不發ノ場合ニ處スル責任ヲ明ニスベシ

第十八條 爆藥ハ取扱中酸類直射光線若シクハ衝擊摩擦等ヲ避ケ汽管其他高熱度ノモノニ觸レシムベカラズ

第十九條 雷管ニ導火線ヲ縮付ルニ當ニテ嘴ミ縮ムベカラズ「ヤットコ」ヲ用フベシ又導火線ハ新ラシキ切口トシ水中ニ使用スルトキハ縮付口ニ膩付ヲ塗抹スベシ

第二十條 重要裝置アル所ニ發破ノ必要アルトキハ多數ノ濡レ席ヲ被ヒ點火スベシ

第二十一條 數本ノ爆藥ヲ裝填セントスルニハ初メ一本ノ尻ニ雷管一個ヲ挿入シ一本宛徐々ニ入レ静ニ押下シ最後ノモノニ雷管附ノ導火線ヲ入ルベシ一般ニ雷管付ノモノハ壓迫スベカラズ

第二十二條 雷管ノ鋸屑ハ掘り出スベカラズ

第二十三條 込棒ハ木製ノモノヲ用フベシ又込物ニハ粘土細砂水等ヲ用ヒ炭粉藥屑其他可燃質ノモノヲ使用スベカラズ

第二十四條 可燃瓦斯ノ量一パーセント以上アル處ニハ發破ヲ行フベカラズ又炭塵ノアル處ニハ水ヲ撒布シテ之ヲ濕シタル後行フベシ

第二十五條 發破ヲ行フトキハ附近ノ就業者ニ豫メ注意ヲ與ヘ人畜ヲシテ安全ノ場所ニ避ケシムベシ又危險界ニ通行者等入ラザル方法ヲ取ルベシ

第二十六條 發破後ハ可燃瓦斯ノ存在ノ有無附近坑内裝置ノ破損ノ有無天井側壁等ノ崩裂セザルヤ否ヤ導火線ノ殘端ノ有無不發部分ノ有無ヲ検査スベシ

第二十七條 爆藥ニ點火シタルトキハ適當ノ距離ヲ退却シ安全ナル箇所ニ避ケテ

第二十八條 發破不發ノ時ト雖點火後少クトモ二十分間ヲ經過スルニアラザレバ其場所ニ近クコトヲ得ズ

第二十九條 不發ノ時ニハ少量ノ裝藥ヲ爲シ再ビ發破ヲ行フベシ然ラザレバ五寸以上ノ近傍ニ別ニ發破ヲ行ヒ舊孔ヲ破碎セルトキハ岩片ヲ充分ニ検査ヲ行ヒ舊裝填藥ノ斷片ヲ探サシムベシ

第三十條 發破終結シタルトキハ附近ノ者ニ通告スベシ

第三十一條 爆藥ノ不發空發又ハ熱燄等ハ概テ左ノ原因ニヨルモノナレバ注意ヲ要ス

- (一) 雷管又ハ導火線ニ濕氣ヲ帶ビタルトキ
 - (二) 導火線ノ切断又ハ雷管ト接合ノ不完全ナル時
 - (三) 爆藥ノ凍結
 - (四) 爆藥間ニ空隙又ハ不潔物ノ填入シタルトキ
 - (五) 填充物ノ不充分ナリシトキ
 - (六) 填藥ノ量過少ナルトキ
- 第三十二條 本規程ニ掲ゲタル帳簿傳票ノ類ハ一ケ年間保存シタル後警察官署ノ認可ヲ受クルニアラザレバ之ヲ廢棄スルコトヲ得ズ
- 第三十三條 本規程ニ據ル帳簿及傳票ノ様式左ノ如シ

赤池 炭 礦

火藥類取扱方ニ關スル規則

第一條 火藥係員ハ毎日一回火藥庫ノ検査ヲ爲シ異常ノ有無ヲ所長ニ報告スベシ

第二條 火藥係員ハ毎日當日使用檢定數量ヲ受取り入坑シ殘高ハ昇坑ノ上坑外火藥係員ニ還付スベシ

第三條 坑外ニ火藥類受渡薄ヲ備ヘ置キ毎日ノ受渡量及貯藏殘高ヲ明記スベシ

第四條 坑内爆發藥ノ使用場所及使用日付ハ毎日坑内作業日誌ヲ以テ係長ニ報告スベシ

第五條 坑内ニテ爆發藥使用ノ場合ニハ使用爆發藥包紙ニ使用係員ノ捺印ヲナシ以テ不發ノ場合ニ處スル責任ヲ明カニスベシ

第六條 坑内使用ノ雷管ハ總テ電氣雷管ニ限ル

第七條 爆發藥ハ雷管ト同一ノ容器ニ混入セシム可カラズ

第八條 鎖夫ヨリ爆發藥ノ請求ヲ受ケタル時ハ發破係員ハ現場ニ至リ孔ノ深サ、方向位置等ヲ検査シ適當ト認メタル時自ラ裝藥ノ上點火發破セシムベシ但シ助手ヲシテ携帶裝填ヲナサシムルコトヲ得

第九條 如何ナル場合ト雖ドモ爆發藥ヲ鎖夫ニ手渡シスベカラズ

第十條 爆發物ヲ使用スルニ當リテハ必ず可燃瓦斯ノ存否ヲ検査シ若シ其ノ量空氣中(一%)ヲ越ユル時ハ之レガ使用ヲ嚴禁ス尙(一%)以下ナリト雖ドモ可燃瓦

斯存在箇所ニ爆發藥ヲ裝填スル場合ハ豫メ係長ノ許可ヲ受ケベシ

第十一條 爆發藥使用箇所ノ附近ニ炭粉ノ飛散セルモノアル時ハ豫メ水ヲ以テ之レヲ充分ニ濕シ清掃ヲ怠ル可カラズ

第十二條 爆發藥爆發後ハ現場ニ至リ爆發ノ效果如何ヲ検査シ尙可燃瓦斯ノ有無其他保安上ノ検査ヲ遂グベシ

第十三條 爆發藥ヲ發破セントスルトキハ附近ノ就業者ニ豫メ注意ヲ與ヘ安全場所ニ避ケシム可シ

第十四條 爆發藥ヲ發破セシメントスルニハ左ノ方法ニ依ル可シ

- 一、裝藥ヲ作ルニハ爆發藥包紙ノ一方ヲ披キ中心ニ電氣雷管ヲ挿入スベキ小孔ヲ穿テタル後雷管全部ヲ可成深ク爆藥内ニ挿入シ披キタル紙片ヲ以テ之レヲ包ミ糸ニテ緊束スベシ
- 二、込棒ハ木製ノモノヲ用フベシ
- 三、充填物ハ粘土、粗砂ヲ用キ決シテ炭粉藥屑ノ如キ可燃物ヲ使用スベカラズ
- 四、爆發藥ヲ穿孔内ニ入ル、ニハ本宛込棒ヲ以テ徐カニ押込ミ各爆藥間ニ空隙ヲ殘サザル様注意シ最後ニ雷管附ノ爆發藥ヲ挿入スベシ此際決シテ強力ヲ以テ押下グベカラズ
- 五、點火後爆發セザル事アルモ決シテ裝填物ヲ引出スベカラズ更ニ不發藥ニ觸レザル様一尺以上離レタル位置ト方向トヲ選ビ新ニ鑽孔裝藥ノ上發破ヲ行フベシ
- 六、爆藥不充分ナリシ時ハ不發爆藥ノ小片殘屑飛散スルコトアルヲ以テ注意シテ拾集スベシ
- 七、爆發藥ノ不發空發或ハ半爆發若シクハ單ニ燃燄スルガ如キハ其原因左記ノ如ク種々アルヲ以テ特ニ注意ヲ要ス
 - (イ) 雷管ノ力弱キカ又ハ濕氣ヲ帶ビシ時
 - (ロ) 雷管中ノ白金線若シクハ導線ノ切断
 - (ハ) 爆發藥ノ凍結
 - (ニ) 爆發藥間ニ空隙アリシ時
 - (ホ) 填充物ノ不充分ナリシ時
 - (ヘ) 重荷ノ過大ナリシ時

第十五條 爆發藥ハ取扱中衝擊、摩擦等ヲ避ケ又酸類直射光線若シクハ汽燄其他

高熱ノモノニ觸レシム可カラズ
 第十六條 爆發藥ヲ冬期四十五度前後ノ寒氣ニ逢フ時ハ概テ凍結スルモノニシテ凍結凝固スルモノハ其爆發力大ニ減少スルヲ以テ使用前必ズ常態ニ復セシムベシ
 第十七條 凍結セル爆發藥ヲ軟カニセンガ爲メニ火ニ近ツケ或ハ熱セル物體ニ觸レシムルハ危險ノ最モ甚シキモノトス之レヲ軟カシムルニハ水ノ浸水セザル器(氣力罐)ニ入レ外部ヨリ温湯(手ヲ入レテ堪ヘ得ル温度即チ華氏九十五度以下)ヲ以テ徐々温ムベシ而シテ温湯ハ時々取り替ヘ決シテ器物ヲ直接火上ニ近ツク可カラズ坑内ニ於テハ各自ノ體温ニヨリ自然ニ常態ニ復セシムベシ
 第十八條 凍結セル爆發藥等ヲ半常態ニ復シテ(即チ半凍半解ノモノ)直チニ取扱フハ其危險最モ大ナルモノナリ蓋シ爆發藥成分中「ナイトログリセン」ノ半解半凍ハ總テ取扱中往々衝擊或ハ摩擦ノタメ俄然爆發ヲ惹起スルモノナレバ大ニ注意スベシ
 第十九條 爆發藥ハ時々所定ノ検査ヲ行ヒ常ニ倉庫内ノ温度ニ注意ヲ拂ヒ其上昇ヲ避ケ又ハ濕氣ヲ吸收セザル様務ム可シ

起行小松炭礦

總運取扱ニ關スル規則

總テ發破ニ使用スル爆發藥、導火線、雷管、電氣雷管等ハ特別ノ注意ヲ以テ取扱ハネバ自己ノ身體ノ不慮ノ災ヲ蒙ルノミナナズ他人ニ危害ヲ加ヘ法律上制裁迄モ受ケナケレバナラヌ事ニナルノデアル故ニ之ヲ取扱ニ際シテ次ニ掲グル條項ヲ嚴守セネバナラヌ
 一、持運途中ノ心得
 (イ) 爆發藥ノ持運ビハ必ズ社會規定ノ皮製又ハ帆布製容器ヲ用フルコト
 (ロ) 如何ナル事情アリトモ途中ニテ身邊ヲ離シテ設置スルコトヤ他ノ場所ニ立寄ル等ノコトナク直チニ目的ノ場所ニ届ケルコト
 (ハ) 火氣ニ近ツケテ電池ニ觸レシメ又ハ亂暴ナル取扱ヲナス等ノコトハ絕對ニ避ケナケレバナラヌ
 二、裝置迄ノ注意
 (ニ) 「ナイト」ノ凍結シタルモノハ火氣ニ近ツケ汽罐ヲ蒸氣管ニ觸レシメ又ハ

直接蒸氣ヲ温メ或ハ自己身體ノ温ミテ軟クスル等ノ事ハ非常ニ危險デアルカラ絕對ニ行ツテハナラズ必ズ坑内備付ケノ融解器ヲ温メルコト
 (ホ) 雷管ト導火線ト直結ニ際シテ雷管ヲ齒ニテ咬ミシメルコトハ絕對ニイケナイ「ナイト」ノ紙包ミヲ披キ雷管ヲ挿入スベキ穴ヲ木製ノ棒ニテ穿チ雷管ノ大部ヲ挿入シ披キタル紙端ニテ包ミ糸ニテ緊束スルコト
 (ヘ) 電氣雷管ハ「ナイト」トハ混合シナイ様ニ攜帶シ現場テ凍結スルコト又ハ攜帶中雷管ト電池電話線又ハ送電線ト接觸シナイ様注意スルコト
 三、裝填時心得
 (ト) 鑽孔ハ坑内ニ炭粉、岩粉等ヲ殘サナイ様ニ掃除スルコト
 (チ) 込棒ハ會社給與ノ木製込棒ヲ使用シ他ノ鐵製棒管ハ決シテ使用シテハイケナイ
 (リ) 「ナイト」ヲ孔中ニ挿入ル時ハ一本宛靜カニ押シ入レ孔中ニ空隙ノ無キ様ニ押シ付ケ最後ニ雷管付ノ「ナイト」ヲ挿入スルコト此際ニ決シテ強ク叩キ込ンデハイケナイ
 (ヌ) 充填物ハ粘土製ノモノヲ用ヒ炭粉等ハ絕對ニ使用スルコトヲ禁ズ
 四、發破時ノ心得
 (ル) 發破前ニハ附近ニ於ケル可燃瓦斯炭塵有無ヲ検査シタル後ニ非ザレバ行ハザルコト「パーセント」迄ハ可燃瓦斯存在ノ場合ニハ係員ノ指揮ヲ受ケルコト
 (ヲ) 切刃ニ散在スル器具類其他ヲ取片ケ附近ニ鐵管等ノ設置シタル場合ニハ席等デ此ヲ覆フコト
 (ヅ) 裝填ノ可否、凍結ノ正否現場ノ狀況ヲ精査シ設ケ個所(ノ)通路ニハ全部番人ヲ附シ他人ノ不慮ニ入り來ルコトヲ防ガネバナラヌ
 (カ) 各所番人ハ發破個所ヨリ少クとも十五間以上ヲ隔テタル場所ヲ撰定スルコト
 (ヨ) 發破ニ際シテハ直ニ發破スル旨ヲ大聲ニテ數回警告シタル上送電又ハ點火スルコト
 五、不發時ノ心得
 (タ) 如何ナル事情ニヨルトモ不發ノ場合ハ特ニ危險デアルカラ注意セネバナラヌ

(レ) 電氣發破ノ場合ニハ多ク電力ノ弱キカ送電線故障デアルカラ電池送電線ヲ精査スルコト
 (ツ) 普通點火ハ不發破ノ場合ニハ導火線雷管又ハ「ナイト」ノ不完全ヲ爲デアルカラ次ノ項目ヲ嚴守スルコト
 (ヅ) 總テ「ナイト」其他不完全ノ爲ニ起因スル不發ノ場合ニハ點火後少ナクとも二十分間ヲ經過シナケレバ現場ニ近寄ツテハナラヌ
 (ネ) 不發ノ場合ニハ裝置爆發ヲ勝手ニ掘出シテハナラヌ必ズ係員ノ指揮ヲ受ケルコト
 六、發破後ノ心得
 (ナ) 發破後ハ直後ニ現場ニ行カヌコト少クとも三四分經過シタル後ニ行クコト
 (ラ) 發破後ニ現場ニ行キタル時ハ注意シテ可燃瓦斯炭塵瓦斯ノ有無ヲ檢シ落盤、炭盤崩壞等ニ注意シ然ル後次ノ作業ニ取りカ、ルコト

相知炭礦

火藥類使用方法

(一) ゼリグナイト
 (イ) 「ゼリグナイト」ト雷管ハ同一容器ニ納ムベカラズ必ラズ別々ニ保管又ハ携帶スベシ
 (ロ) 「ゼリグナイト」ハ裸火ノ附近ニ置クベカラズ又温度ノ高キ所ニ貯藏スベカラズ尙直接日光ニ曝ラシ又衝擊ヲ加フベカラズ
 (二) 雷管
 (イ) 雷管内ニアル銅屑ハ口ヲ下ニ向ケニ三度板ノ上ニテ輕ク打出シ決シテ掘リ出スベカラズ
 (ロ) 雷管ヲ「ゼリグナイト」ニ嵌メ込ムニハ「ゼリグナイト」ノ一端ヲ同キ竹串ニテ穴ヲ穿チ之レニ雷管ヲ挿入ムベシ
 (ハ) 雷管ハ裸火ノ附近及ビ温度高キ所ニ貯藏スベカラズ尙衝擊ヲ加フベカラズ
 (ニ) 水穴ニ用フルモノハ「グリス」油等ヲ塗リテ水ノ濕潤ヲ防グベシ
 (三) 導火線
 (イ) 導火線ハ切目正シテ新ニ截斷シテ雷管ニ挿入シ靜ニ管底ニ達セシムベシ

(導火線ノ長サハ三尺及ビ六尺ノ二種ニ截斷スベシ)
 (ロ) 導火線ニ雷管ヲ粘付ケルニハ口ニテ行フベカラズ必ラズ備ヘ付ケノ鉄ミ道具ヲ用ヒ適度ニ緊壓スベシ
 (ハ) 不良ノ導火線ハ不發ノ原因トナルヲ以テ若シ折リ等ノ破損個所又ハ濕氣ヲ帶ビタル部分等アリタル時ハ必ズ其ノ部分ヲ切り棄ツベシ
 (ニ) 導火線ハ發破後火ノ付キタルハ、飛散シ火災ノ原因トナルヲ以テ一々搜索シ之ヲ消火シ危險ナカラシムベシ
 (ホ) 導火線ノ切端ハ之レヲマトメテ坑外ニ搬出シ燒却シ決シテ亂雜ニ放棄スベカラズ
 (四) 發破
 (イ) 次ノ場所ニテ發破ヲナスベカラズ
 (一) 瓦斯ノアル場所(「パーセント」以上)瓦斯ノアル場所ヨリ少クとも十間以内ニ於テ發破ヲ行フベカラズ尙十間以上ノ距離アルモ集積多キ時特ニ集積個所風上ニアル時ハ發破ノ振動ニヨリ瓦斯流出シ危險ナルヲ以テ發破ヲ行フベカラズ
 (二) 高落ノ近傍等ニテ瓦斯ノ有無ヲ検査シ能ハザル所
 (三) 乾燥セル粉炭ノ推積セル附近
 (ロ) 前項ノ場所以外ノ個所ト雖モ必ラズ發破前ニ其ノ近傍ノ瓦斯ノ有無ヲ檢定ヲナシ然ル後發破ヲ行フベシ
 (ハ) 唧筒鐵管ケール線又ハ門扉張切張出等アル場所ニ發破ヲナスニハ必ラズ之レニ岩石ノ飛散シ破損セザル様等ノ設備ヲナシテ後發破ヲナスベシ
 (ニ) 發破孔ノ位置ヲ定ムルニハ石炭又ハ岩石ノ龜裂ニ注意スベシ
 (ホ) 爆發量ハ必要以上ニ多量ヲ用ヒザル様又小量ニ過キテ「パチ」ヲ打ダザル様注意スベシ

(イ) 爆發ノ裝入ニハ金屬製ノ込棒ヲ用フベカラズ
 (ト) 充填物ハ必ズ粘土ヲ用ヒ決シテ粉炭等ノ如キ可燃性ノモノヲ用フベカラズ
 (チ) 發破ハ絕對ニ坑夫ニ手傳ハセザル事
 (五) 點火
 (イ) 導火線ニ點火スルニハ必ズ社給ノ線香ヲ用フベシ

- (ロ) 點火ハ必ラズ係員自ラ之ヲ行ヒ決シテ坑夫ニ任スベカラズ
- (ハ) 裝填前ニ必ラズ附近ノ瓦斯ノ有無其ノ他保安上ノ調査ヲナスベシ
- (ニ) 點火前ニハ近傍ニアル坑夫警戒避難セシメ各通路ニハ番人ヲ配置シ偶然他ヨリ人ノ入り込ム事ナキ様充分警戒シ尙大聲ニテ呼號スベシ
- (ホ) 點火前ニ點火後ノ退路ヲ検査シ障害物ノ有無ヲ確メ置クベシ
- (ハ) 點火シタル時ハ適當ノ距離ニ退却シ安全ナル場所ニ避ケ爆音ヲ數ヘ點火數ト一致スルヤ否ヤヲ確ムベシ
- (ト) 破發後ハ必ラズ自ラ現場ノ危險ノ有無不發ノ有無ヲ調査シ然ル後坑夫ヲ現場ニ入ラシムベシ
- (チ) 一回ノ點火數ハ拾本以内トスベシ(但シ掘進ノ場合ハ此ノ限りニアラズ)
- (六) 不發
- (イ) 點火ニ點火シ不發ノ場合ハ少クトモ十五分間ハ近ツクベカラズ
- (ロ) 不發ノ時ハ其處置ノ終ル迄ハ現場ヲ去ルベカラズ
- (七) 穿孔
- (イ) 破發後更ニ穿孔セントスル場合ニハ必ラズ全部ノ孔尻ニ付、殘存「マイト」ノ有無ヲ調査スベシ
- (ロ) 穿孔スル場合ニハ孔尻ニハ絕對ニ穿孔セシメザル事
- (ハ) 孔尻ニ交叉スル方向ニハ絕對ニ穿孔セシメザル事
- (ニ) 孔尻ニ鑄嘴ヲ打チ込マザル様注意シテ作業セシムル事
- (ハ) 水孔
- (イ) 水孔ニ用フル導火線ハ孔ノ深サニヨリ加減シ三尺以上タル事
- (ロ) 一回ノ點火數ハ三尺導火線ノ時五本以内トシ導火線ノ長サヲ増スニ從ヒ其ノ數ヲ増シ得但シ拾本以上タル事ヲ得ズ
- (ハ) 導火線挿入前ニ特ニ孔ノ調査ヲ充分ニナス事
- (ニ) 水孔ニ裝填スルニハ雷管ヲ「ゼリグナイト」中ニ深ク入レグリス油ヲ其ノ上ニ塗リ尙導火線ヲ「グリス油」ヲ塗リ包裝紙ヲ糸ニテ結ビ其上ヲモ巻ルベシ
- (ホ) 之ヲ孔ニ裝入シタル上ニ引キ抜カザル様粘土ヲ充填スベシ
- (ハ) 必ラズ裝填後點火シ點火後孔内ニ挿入スベカラズ
- (九) 一般的注意
- (イ) 火藥使用數ハ必ラズ現場ニテ手帳ニ記入スベシ

- (ロ) 火藥類ハ絕對ニ手放スベカラズ
 - (ハ) 「ゼリグナイト」ノ包裝紙ニハ必ラズ捺印スベシ
 - (十) 發破手傳職責
 - (イ) 發破手傳ニハ「マイト」ヲ運搬セシムルコトヲ得(但シ發破係員ノ監督ノ下ニ以下同ジ)
 - (ロ) 發破手傳ニ「マイト」ヲ作リヲナサシムル事ヲ得
 - (ハ) 發破手傳ニ「マイト」ヲ裝入ヲナサシムル事ヲ得
 - (ニ) 發破手傳ニ粘土ヲ充填セシムル事ヲ得
 - (ホ) 發破手傳ニ點火ヲナサシムル事ヲ得
 - (ハ) 發破手傳ニハ發破係員ト共ニ發破ノ數及後測ヲナサシム
- 發破係員心得**
- 第一條 發破係員ハ坑内事業基所ニ於ケル火藥類ノ爆發方ヲ掌ルモノトス
 - 第二條 係員ハ別ニ定メタル火藥類取扱規則及使川方心得ヲ遵守シ豫メ火藥類使用場所附近ニ於ケル瓦斯ノ有無其他ノ危險ノ有無ヲ充分ニ検査シ安全ト認メタル上ニアラザレバ之ヲ使用スベカラズ
 - 第三條 左ノ場合ニハ發破ヲ施ス可カラズ
 - 一、三間以内ニ瓦斯アル場所
 - 二、微塵粉炭ノ空中ニ浮遊セル場所
 - 三、天井ニ高溶アリテ瓦斯ノ有無ヲ検査スル事能ハザル近傍
 - 四、乾燥セル粉炭ノ推積セル附近
 - 五、天井ニ龜裂アリテ瓦斯發生ノ虞アル附近
 - 六、著シキ壓迫ノ來ル場所
 - 七、孔ノ方向及深サ不良ナルモノ
 - 第四條 火藥類使用ノ場所三間以内ニ瓦斯ノ微塵ナク安全ト認ルモ尙風上ニ瓦斯發生ノ虞アル場所ニハ電氣發火器ヲ爆發セシムベシ
 - 尙當分ノ處全部電氣發火器ヲ使用スベシ
 - 第五條 微塵ノ瓦斯アル場所ニ使用ノ必要アルトキハ保安係立會ノ上之ヲ實行スベシ
 - 第六條 破壞スベキ岩石又ハ石炭ノ量ニ比シ不相應ニ多量ノ火藥ヲ使用ス可カラズ

- 第七條 空發(俗稱鐵砲)ハ危險ノ基タル事多キヲ以テ之ヲ避ケル様十分注意スベシ
- 第八條 煤礦場ヲ發破孔ニ裝入スルニハ金屬製ノ込棒ヲ用ユベカラズ
- 第九條 發破孔ニ裝藥シ其上ヲ充填スルニハ必ズ粘土又ハ水ヲ用ヒ決シテ粉炭「ガス」等ノ如キ可燃質ノ物ヲ使用スベカラズ
- 第十條 數個ノ裝包ヲ一ノ發破孔ニ裝入スルニハ一本宛木製ノ込棒ヲ以テ徐々ニ押込ミ孔底ニ達シタル時靜カニ壓迫シ各裝包同ノ完全ニ接觸セシメ最後ニ雷管ノ附シアルモノヲ靜カニ裝入シ其上ニ連セシムルノミニ止メ決シテ之ヲ壓迫スベカラズ
- 第十一條 點火ハ必ズ係員自ラ之ヲ行ヒ決シテ坑夫等ニ任ス可カラズ
- 第十二條 導火線ニ點火スルニハ必ズ線香ノ火ヲ用ヒ直接ニ安全燈ヨリ點火スル事ヲ得ズ
- 第十三條 裝藥前ニ瓦斯ナカリシトモ裝藥中ニ發生又ハ集滯スル事アルヲ以テ點火前ニハ必ズ其附近ニ瓦斯ノ有無ヲ検査スベシ
- 第十四條 點火前ニハ其近傍ニアル坑夫其他ノ在坑者警戒シテ遠方ニ避ケシメ各坑道ニハ番人ヲ配置シ其場所ニ他ヨリ人ノ入込ム事ナキ様手管ヲスベシ
- 第十五條 點火前ニ退路ヲ検査シ障害物ノ有無ヲ確メ置クベシ
- 第十六條 點火ハ必ズ風下ヨリ行ヒ點火後ハ適當ノ距離ニ退却シ安全ナル場所ニ避ケクベシ
- 第十七條 裝藥ニ點火シ不發ノ場合ニハ退却後少クトモ十五分間ハ近寄ルベカラズ
- 第十八條 仰筒鐵管アル附近又ハ門扉張切等ノ附近ニ於テ發火スル場合ニハ裝藥ノ上ニ濕布ヲ覆ヒテ岩石ノ飛散ヲ防キ尙不安心ナルトキハ假ニ門扉ヲ建設シ又ハ所謂馬等ノ設備ヲナシテ發破セシムベシ
- 第十九條 不發ノ煤礦場ハ決シテ之ヲ掘出ス可カラズ若シ込物ニ水ヲ用ヒタルトキハ更ニ雷管導火付ノ未發物ヲ裝入シ再ビ點火シ破發セシムベシ
- 水以外ノ込物ヲ用ヒタルトキハ決シテ之レニ觸レズ少クトモ一尺以上ノ距離ニ於テ前ノ發破孔ニ接近セザル方向ニ新ニ孔ヲ穿チ別ニ裝藥スベシ
- 第二十條 煤礦不發ノ場所ニ就業セシメザル場合ハ坑夫ノ入込マザル様柵ヲ設ケ上役ニ報告シ指揮ヲ受クベシ

- 第廿一條 發破ノ爲メニ空氣ノ振動ヲ起シ之レガ爲メ炭層内ニ潛伏セル瓦斯ヲ誘出セシムルコトアリ故ニ發破後ハ直ニ瓦斯ノ有無ヲ検査スベシ
 - 第廿二條 發破後ハ煙ノ放散スルヲ待チテ必ズ現場ニ至リ其爆發ノ効用如何導火線發煙ノ有無及其附近ノ支柱通風裝置等ニ破損ヲ來セルコトナキヤヲ検査スベシ
 - 第廿三條 往々煤礦場ノ一部破發セズシテ殘ルコトアルヲ以テ破壞セル岩石等ニ附着シ居ルコトナキヤヲ検査スベシ
 - 第廿四條 不發煤礦ノ隣ニ第二ノ發破ヲ施シタルトキハ破壞セル岩石中ヨリ不發ノ煤礦ヲ嚴密ニ搜索シテ拾ヒ取ルベシ
 - 第廿五條 發破孔ノ殘孔ニ再ビ鑿孔セシムベカラズ
- 崎戸炭礦**
- 發破取扱規定**
- 一、發破係員ハ左ノ各條項ヲ遵守シ決シテ粗暴ノ取扱アルベカラズ
 - 二、煤礦ヲ受取ル際ハ各自其種類數量ヲ記セル假受傳票ヲ火藥係ニ提出シヨク検査シ受取ルベシ
 - 三、使用殘餘ノ煤礦發火時ハ返納傳票ニ種類數量ヲ記シタルモノ及ビ使用高筒所ヲ明記シタル火藥日誌ヲ添ヘ火藥係ニ返納スベシ
 - 四、受取リタル煤礦ハ可擊ニ取扱ヒ自己ノ身邊ヲ離スベカラズ
 - 五、發破ヲナス前ニ必ズ瓦斯ノ検査ヲナスベシ
 - 一「パーセント」以上發破禁止
 - 六、裝藥ニ際シテハ鑿孔ヲヨク掃除シ鑿孔及其ノ附近ノ瓦斯ヲ檢シ附近着火ノ虞アルモノハ之ヲ取除キ危險ナキヲ確ムベシ
 - 七、裝藥ノ時増ヲ入レル場合ハ雷管ヲ附シ押入レタル煤礦發火同一孔ニ裝填スベカラズ又煤礦ノ間ニ空隙ナキ様注意シテ徐々ニ押込ムベシ
 - 八、十間以内ノ所ニ瓦斯ノ鬱積スルカ又ハ乾燥セル粉炭アル場合ハ最モ危險アルガ故ニ其ノ瓦斯ヲ飛散セシメ又ハ撒水シテ炭粉ヲ潤シ炭塵ヲ沈靜セシメタル後ニ發破ヲ行フベシ
 - 九、入棒ハ木製又ハ眞鍮製ニ限リ使用スベシ
 - 一〇、詰物ハ必ズ粘土ヲ用ヒ煤礦ノ上部五六寸以上ニ連スル迄ハ決シテ強ク撞

クベカラズ

- 一、爆發不充分ナル時ハ爆發藥ノ小片殘留飛散スルコトアル故注意シテ拾集シ若シ飛散爆發ガ燃焼スル時ハ決シテ打消スベカラズ
- 二、凍結凝固セル爆發藥ハ爆力ハ減少スルモノナレバ豫メ常態ニ復シタル後使用スベシ
- 三、常態ニ復セシムルニハ火氣ナキ暖キ所ニ置クカ又ハ特別製ノ器物ニ依リ常態ニ復セシムベシ
- 四、爆發藥取扱中衝擊摩擦打等ハ絕對ニ避クベシ
- 五、點火ノ際ハ附近ノ坑夫ニ警告シ安全ノ個所ニ退避セシメ又他ヨリ偶然人ノ入込マザル様各要所ニ警戒者ヲ出シ置キタル後尙ホ充分ニ現場並ニ附近ヲ檢シ安全ト確メ點火スベシ
- 六、裝填シタル爆發藥悉皆爆發シタル時ハ之ヲ附近ノ者ニ通知スベシ
- 七、點火後裝填ノ發破ノ音ヲ聞キ終リタル時ハ直ニ失火ノ虞ナキヤ瓦斯ノ噴出ナキヤヲ檢スベシ
- 八、尙煙ノ飛散シタル後ニ支柱風過等ノ破損或ハ落警ノ虞ナキヤヲ入念ニ檢査スベシ
- 九、裝藥不發ノ場合ハ十五分間ヲ經過シタル後ニアラザレバ現場ニ立チ戻ルベカラズ電氣雷管ヲ使用スル場合ハ發破器ヲ電線ヨリ取り外シ携帶シ五分間ヲ經過シタル後現場ニ近寄ルベシ
- 十、不發ノ時ハ手摺ノ場合ハ一尺以上機械損ノ場合ハ二尺以上ノ距離ニ不發孔ニ平行セル孔ヲ更ニ穿テ裝藥發破シヨク其ノ跡ヲ檢シ不發ノ爆發藥アル時ハ拾取り決シテ不發爆發藥ヲ抜キ取ルベカラズ
- 十一、詰りニ水ヲ代用シタル場合ハ再び雷管付火藥ヲ押入シテ爆發セシムベシ
- 十二、如何ナル場合ヲ問ハズ孔底ニ引續キ穿テ行フベシ
- 十三、隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ハ風下ヨリ順次之ヲ行フベシ
- 十四、發破器ノ把手ハ必ず係員自ラ携帶スベシ

發破係員心得

- (イ) 發破ニ關スル一般的事項
 - 一、發破ヲ行ハントスルトキハ發破直前瓦斯及炭塵ニ付其周圍少クトモ五間ノ區域ニ於テ危險ノ有無ヲ檢査スベシ

此場合ハ豫メ當局者ノ許可ヲ受クベシ

(ロ) 穿孔ニ關スル事項

- 一、發破ヲ行フ場合ハ適當ナル發破ノ爲シ空發或ハ不發ノ儘飛散セシムル等ノ危險防止ノ爲メ穿孔ノ際透シノ深サ、層理、クワリト、斷層其他龜裂ノ存在、松岩ノ有無等ヲ精細ニ考察シ合理的仕掛ケヲ爲スベシ
 - 二、透シ掘リ發破ニ於テ透シヨリモ深キ穿孔ヲ爲シ或ハ平行穿孔セル連續發破ノ場合ニ於テ最小抵抗線ノ長サヨリモ淺キ穿孔ヲ爲スハ發破ノ効果ニ乏シキノミナラズ空發ヲ生ズル危險アル故禁止スベシ
 - 三、前安ヲ主成分トセル安爆類ヲ使用スルトキハ空發防止ノ爲メ深サ一尺以内ノ發破孔ヲ避クベシ
 - 四、穿孔ノ位置方向、深サ等ハ鐵夫ニ放任スル事ナク係員ニ於テ充分注意スベシ
 - 五、點火ハ原則トシテ風下ヨリ行フモノナレバ之ニ順應シテ「フリーフェイス」ノ利用ヲ合理的ナラシムル様穿孔方向ヲ決定スベシ
 - 六、拂面ニ於テ平行穿孔ヲ爲ス場合孔ノ間隔ハ最低約三尺ヲ保タシムベシ
 - 七、舊孔底及之ト接觸ス可キ處アル箇所ニハ絕對ニ穿孔スベカラズ
 - 八、穿孔後殘粉ノ殘存スル事ナキ様「キウレン」ニテ孔掃除ノ嚴重ニ勵行スベシ
 - 九、鑿岩機使用ノ場合ハ穿孔終了ノ際壓氣ヲ利用シテ充分ニ孔掃除ヲ行フベシ
- (ハ) 裝填ニ關スル事項
- 一、安全爆發藥々包ニ雷管ヲ著裝スルニハ包紙ノ一端ヲ破レザル様技キ藥包ノ輕ク採ミツ、導火索付キ雷管ヲ藥粉内ニ全部挿入シ技キタル紙端ヲ以テ雷管ヲ包ミ藥包ニ取り付ケタル糸ヲ以テ之ヲ緊束スベシ
 - 二、向濕氣ノ浸入ヲ防グ爲メ所定ノ「テープ」ニテ包紙ト導火索トノ接合部ヲ充分緊束スベシ安全爆發藥々包ノ被包紙ハ吸濕豫防ノ爲メ雷管ヲ著裝スル場合ノ外技カザルモノトス
 - 三、又被包紙ヲ毀損セザル様注意スベシ
 - 四、「ダイナマイト」ニ雷管ヲ著裝スルニハ包紙ノ一端ヲ開キ其中央ニ雷管ノ全長ヲ挿入シ包紙ニテ包ミ藥包ニ取り付ケタル紐ニテ緊束スベシ、電氣雷管ヲ使用スルトキ亦同シ
 - 五、裝填ニ先立チテ孔掃除ヲ充分ニ行ヒ殘粉ノ殘存、溜水ノ有無等ヲ檢査スベシ
 - 六、安全爆發藥使用ノ場合ハ特ニ此點ニ注意スベシ

- 一、同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合モ亦同シ
- 二、空氣中ノ瓦斯量一%以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フコトヲ得ズ
- 三、但シ瓦斯量二%ニ達セザル箇所ニ於テ電氣點火法ニ依ルト雖モ尙監督者ノ指圖ヲ受クベシ
- 四、乾燥炭塵特ニ浮游炭塵ノ存在セル箇所ニ於テハ發破ニ先シテ充分ニ撒水シ炭塵ヲシテ沈定潤潤セシメタル後ニ非ザレバ發破ヲ行フベカラズ
- 五、撒水ノ必要アリヤ否ヤヲ決スルハ監督者定ム
- 六、諸機械類、鐵管、ケーブル、「ホース」、信號線其他門扉、張切、張出、風管等ノ附近ニ於テ發破ヲ行フ必要アル場合ニハ充分安全ナル防禦ヲ施シタル後ニ行フベシ
- 七、向ヒ合其他貫通セシム可キ掘進切羽ニ於ケル貫通前ノ發破ハ特ニ注意シ安全ナル事ヲ確メタル場合ノ外ハ發破スベカラズ
- 八、必要ト認メタルトキハボーリングニ依リテ其間隔ヲ確メ置クコトヲ要ス
- 九、發破係員ハ發破後約五分間ヲ經過セル後現場ヲ精細ニ檢査スベシ其要項次ノ如シ
- (イ) 發破ノ爲メ瓦斯ヲ誘出スル事アレバ發破後ハ引續キ發破ヲ行ハザル場合ト雖モ必ず瓦斯觀測ヲ爲スベシ
- (ロ) 發破後ハ炭塵特ニ浮游炭塵ヲ沈定セシムル様坑夫ノ就業ニ先立チテ充分ニ撒水セシムベシ
- (ハ) 其他不發孔ノ有無、不發ノ儘飛散或ハ孔底ニ殘存セル爆發藥ノ有無、導火索殘燼ノ有無並ニ電氣、機械、通氣、支柱等ノ設備及天盤、側壁等ニ付キ危險ノ有無ヲ檢査シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ鐵夫ヲシテ就業セシムベカラズ
- 六、裝填セシ係員ハ發破及發破後ノ處置ヲ完了スル迄其箇所ヲ離ルベカラズ
- 七、若シ止ムヲ得ズシテ此等ノ處置未了ノ儘向方ニ引續キ行ク場合ニハ現場ニ於テ兩者立會ノ上精細ナル引續キ行フベシ
- 八、火藥類ノ携帶ニハ堅牢ニシテ防水性完全ナル所定ノ袋ヲ使用スベシ
- 九、雷管ト爆發藥トハ區分シテ夫々其ノ定ムル所ニ收容スベシ
- 十、坑内ニ於ケル火藥類ノ携帶、裝填及點火ハ發破係員自ラ之ヲ爲スベシ
- 十一、但シ坑況ニ依リテハ火藥係員タル特定ノ助手ヲシテ補助セシムルコトヲ得

- 四、本發以外ニ加増爆發藥ヲ使用スルハ不發其他事故發生ノ因ヲ爲ス事アレバ可及的ニ之ヲ避クベシ、特ニ拂面ノ發破孔ニ於テ然リトス
- 五、但シ掘進其他止ムヲ得ザル場合ハ一孔ニ付三本迄ハ使用スルコトヲ得、此場合特製ニ形ノモノアラバ之ヲ使用スベシ
- 六、數箇ノ藥包ヲ裝填スル場合ハ藥包間ニ異物ノ介在又ハ空腔ヲ存セザル様注意スベシ
- 七、此場合「ダイナマイト」ナラバ藥包ノ包紙ノ兩端ヲ取り去リ密著セシメ全體ヲ油紙ニテ包ミタルモノヲ豫メ用意スルヲ可トス
- 八、凡テ炭層中ノ發破孔裝藥量ハ安全極量ヲ超過スベカラズ
- 九、不發雷管ノ處分ハ凡テ之ヲ坑内ニ於テナスベシ
- 十、八、填塞ニハ相當ニ硬化セシ孔徑ニ相當セル太サノ粘土檢ヲ使用スベシ、炭塵其他可燃性ノモノハ填塞物トシテ使用スルヲ得ズ
- 十一、九、裝填ニハ凡テ木製込棒ヲ使用スベシ
- 十二、但シ其先端ノ磨減、變形セルモノヲ使用スベカラズ
- 十三、十、濕氣アル場所ノ裝填ニ於テハ雷管導火索ノ吸濕豫防スル爲メ硬質「ピンツケ」ヲ塗布スルカ或ハ「テープ」ヲ纏フベシ
- 十四、一一、雷管ヲ著裝セル爆發藥ヲ挿入スル際ハ強ク壓迫スベカラズ
- 十五、一二、安全爆發藥々包ニ雷管ヲ著裝スル場合ハ強ク壓迫セザル様特ニ注意スベシ
- 十六、藥包ノ壓迫若ハ毀損スルトキハ不發ノ原因ヲ爲スモノト心得ベシ
- 十七、(ニ) 點火ニ關スル事項
- 十八、一、點火ハ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ非ザレバ之ヲ爲ス事ヲ得ズ
- 十九、此時發破箇所ニ連絡スル各道路ニハ發破終了迄夫々警戒者ヲ置クベシ
- 二十、但シ言語不通ノ鮮人其他不適當ナル者ヲ警戒者タラシムベカラズ
- 二十一、二、拂面ニ於テ連續發破ヲ行フ場合ハ原則トシテ風下ノモノヨリ順次點火スベシ
- 二十二、三、一回ニ行フ發破ハ全テ同一係員ニ於テ點火スベシ
- 二十三、四、導火索ノ點火ニハ所定ノ線香ヲ使用スベシ、電氣雷管ノ點火ニハ所定ノ發破器ヲ使用スベシ
- 二十四、以上何レモ規定以外ノモノヲ使用スベカラズ
- 二十五、五、電氣發破ニ於テ導線ノ連結並ニ其調査ハ係員自ラ之ヲ行フベシ

- 六、電氣發破ニ於ケル導線ハ長サ十五間以内ノモノヲ使用スベカラズ
- 七、電氣雷管携帶者ハ電燈其他ノ發電機ヲ携帶スベカラズ、又此種ノモノニ接近セザル様注意スベシ
- 八、電氣發破器ハ係員自ラ之ヲ携帶スベシ、發電機用「ハンドル」ハ絕對ニ身邊ヨリ離スベカラズ「ハンドル」ナキ發破器ノ場合之ニ代ル安全ナル方法ヲ講ズベシ
- 九、其他凡テ他人ガ發電機ヲ使用シ或ハ不慮ノ發電ヲ爲スガ如キ事ナキ様常ニ注意ヲ怠ルベカラズ、不慮ノ際調査ニ赴クニ當リ放置セシ發破器ヲ他人ガ使用スルガ如キ事ナキ様注意スベシ
- 十、一回ノ點火數ハ次ノ制限ヲ超過スベカラズ

拂面

- 二〇發
- 二、二尺導火索付ノモノハ
- 三、三尺導火索付ノモノハ
- 四、四尺導火索付ノモノハ

電氣發破ニヨル一齊發破ハ何レノ場合ニ於テモ六發ヲ限度トス

但シ開鑿、其他特殊ノ事情アル場合ハ限度ヲ別ニ定ムルモノトス

十、點火後發破セザルトキハ少クとも十分間ハ其ノ場所ニ接近スルコトヲ得ズ

一、合鳴リ(井鳴リ)、山鳴リ等ハ誤認シ易キヲ以テ爆音數ニヨリテ發破セシコトヲ確メタル場合ノ外ハ不慮ノ懸念ヲ以テ不慮ノ有無ニ付特ニ注意スベシ

(ホ) 不發爆藥ノ處理ニ關スル事項

一、不發ノ裝藥及其填塞物ハ之ヲ掘り出スベカラズ

此場合ニハ不發孔ノ方向、孔深、裝藥ノ所在等ヲ嚴密ニ考察シ之ト少クとも一尺ノ間隔ヲ保ツ様新ニ穿孔シ之ニ裝藥發破シ、破壞セル石炭及岩石中ニ就テ不發爆藥ヲ嚴密ニ探索スベシ

若シ發見セザルトキハ其探掘物ニ記號ヲ附シ坑外ニ搬出セル後精細ニ取調ベラ

爲サシムベシ

發破ノ際不發ノ儘飛散セシ爆藥ヲ含ム疑ヒアル探掘物ニ就テモ亦同ジ

二、若シ不發爆藥ノ填塞ニ水ヲ使用セル場合ニハ充分ニ防濕裝置ヲ施セル雷管付

爆藥ヲ更ニ挿入シテ發破セシムベシ

- 三、不發爆藥ノ處理ハ發破係員(若ハ保安係員)自ラ之ヲ爲スベシ
- 松島炭礦
- 總發破取調心得

第一條 當職ニ於ケル保安係員ハ總テ火藥係ノ責任ヲ有スルモノニシテ直接間接ニ爆發藥ノ取扱ニ任ズ

第二條 支給サレタル物以外ノ爆發藥ハ使ハスベカラズ

第三條 爆發藥ハ發破係員ヨリ直接坑内ニ於テ鐵夫ニ受授スベキモノトス

第四條 總テ爆發藥ハ必ズ發破係員ノ番號ヲ捺印セルモノヲ使用ス

第五條 發破係員ハ昇坑ノ際翌日使用爆發藥測定數ヲ報告シ火藥係ハ發破係員ノ番號ヲ爆發藥ニ捺印シ發破係員入坑ノ際個數照合ノ上之ヲ認スベキモノトス

發破係員ハ使用箇所個數使用ノ人名並殘高ヲ明記シタル報告書ト共ニ殘リノ爆藥ヲ火藥係ニ返納スベシ

第六條 發破係員ハ心ズ現場ノ臨檢ヲナシタル上工事ノ程度ニ應ジ數量ヲ認定シ其程度使用量以上ヲ渡スベカラズ

發破ヲ行フ場合ニハ發破係員ハ點火前ニ其點檢ヲ行フ可シ

第七條 爆發藥ノ裝藥ニハ木製込棒ヲ使用スベシ

第八條 爆發藥ヲ使用スル者左ノ各號ヲ遵守スベシ

一、發破ヲ行ハントスル時ハ瓦斯及炭塵ニ付三間以上ノ區域内ニ危險ノ有無ヲ檢査スベシ同一箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合モ亦同ジ

二、「マイト」ノ凍結シタルモノハ火若クハ汽離ニ近ク又ハ直接蒸氣ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解スベカラズ

三、石炭層中ニ於テ發破ヲ行フ場合ニ於テハ空氣其他危險ノ虞レカラシムルタメ雷孔ノ位置狀態及深サ等ニ付注意スベシ

四、空氣中瓦斯量百分ノ一以上ノ箇所ニ於テハ發破ヲ行フ事ヲ得ズ

但シ瓦斯量百分ノ二ニ達セザル箇所ニ於テハ電氣點火法ニ依ル場合ハ此ノ限リニアラズ

五、乾燥炭塵存在スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非ラザレバ同一箇所ニ於テ同時ニ二發以上ノ發破ヲ行フ事ヲ得ズ

六、石炭層中隣接箇所ニ於テ引續キ數回ノ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ順

次ニ之ヲ行フベシ

七、點火後發破セザル時ハ少クとも十五分間ハ其場所ニ近寄ルベカラズ

八、點火ノ際ハ豫メ附近ノ鐵夫ニ警告シ安全ト認ムル後ニ非ラザレバ點火スベカラズ

九、不發ノ裝藥及其込物ハ掘出スコトヲ得ズ此場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ裝藥箇所ヨリ一尺以上ノ距離ヲ保チ別ニ發破孔ヲ穿チ之ニ裝藥發破セシムベシ

十、爆藥雷管導火線ヲ接續セシムル場合ハ規定ノ器具ヲ使用スベシ

第九條 爆藥ノ剩餘ヲ生ジタルトキハ又ハ不良トナリタルモノハ其都度發破係員ニ返還又ハ交換ヲ乞フモノトス

高島炭礦

發破係員心得

第一條 爆藥ハ安堵ヲ使用スベシ其他ノ爆藥ヲ使用スル場合ハ特別ノ帳簿ニ記載シ主任ノ認可ヲ受クベシ

第二條 爆藥ノ携帶裝點火ハ火藥係員發破係員ノ外取扱フコトヲ得ズ

第三條 爆藥携帶者ハ同時ニ電燈及燐寸等ノ發火具ヲ携帶スルコトヲ得ズ

但シ特ニ許可セラレタル電燈ハ此限リニアラズ

第四條 爆藥類ハ一定ノ容器ニ納メ携帶スベシ一人ノ携帶量ハ六十本ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 爆藥ハ電線火燧燧汽管其他熱セラレタル物ノ附近又ハ温度高キ所ニ置クベカラズ

第六條 爆藥ノ受渡ハ毎方帳簿ト現品ノ照合ヲ嚴重ニスベシ

第七條 裝藥セントスル前ニハ必ズ其箇所ヨリ周圍十間以内ニ在ル各坑道ノ沼氣ノ有無及炭塵ニ就キ特ニ檢査スベシ

同一ノ場所ニ於テ引續キ發破ヲ行フ場合ニモ亦同様ノ檢査ヲ爲スベシ

第八條 一%以上ノ沼氣在ルトキハ發破ヲ爲スベカラズ、且其箇所ヨリ十間以内ニ於テモ尙ホ發破ヲ行フベカラズ

第九條 炭塵アル切場ニハ其箇所ヨリ、周圍十間以内ノ場所ニ充分撒水(場合ニヨリテハ岩粉撒布)ヲ行ヒ危險ノ虞ナキ場合ニアラザレバ發破ヲ行フコトヲ得ズ

第十條 穿孔面ニ異狀ナクシテ孔底孔壁ヨリ沼氣ヲ噴出スル場合アルヲ以テ爆藥裝入ノ際ハ豫メ孔口ニ於テ其ノ有無ヲ檢査スベシ

第十一條 發破ヲ行フ場合ハ特ニ通氣ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ發破ヲ行フコトヲ得ズ

第十二條 發破ハ電氣點火法ニ據ルノ外普通導火線ニ據ル點火ヲ禁ズ

第十三條 大切ナル機械電線鐵管其他ノ設備アル箇所附近ニ於テ發破ヲ行ハントスルトキハ先ツ發破除ケノ裝置ヲ爲シタル後ニアラザレバ發破スルコトヲ得ズ

第十四條 發破孔ノ深サハ其透掘ノ深サヨリ淺クシテ發破孔内ノ粉炭ハ充分ニ掃除ノ上注水スベシ

第十五條 發破孔ノ徑ハ爆藥ノ徑ニ比シ幾分餘裕アラシムベシ

第十六條 爆藥ノ裝填過重ナルトキハ石炭粉碎シ又量不足ナルトキハ空發ヲナスコトアルヲ以テ常ニ適量ヲ使用スルコトニ注意スベシ

第十七條 込物ハ粘土ノ外使用スベカラズ又込棒ハ木製ノ物ヲ使用スベシ

第十八條 込物用粘土ハ坑内適當ノ箇所ニ之ヲ配置スベシ

第十九條 同時ニ發破スルモノ、外爆藥ヲ裝填スベカラズ

第二十條 發破シタル都度各孔尻ニツキ發破セルキ否ヲ檢査スベシ

第二十一條 往々爆藥ノ一部爆發セザルコトアルヲ以テ破壞セル岩石ヲ精細ニ檢査スベシ

第二十二條 發破線ノ長サハ少クとも二十五間以上トシ該線ノ被覆ヲ完全ニスベシ

第二十三條 發破線ヲケール、電線、電話線合圖線等ニ接觸セシムベカラズ

第二十四條 點火前ニハ其近傍ニアル鐵夫ニ警戒シテ之ヲ避ケシメ點火ヲ終ル迄發破箇所ニ近カザル様各要所ニ見張番ヲ置クベシ

發點火セントスルトキハ「發破」ト大聲ニテ呼號スベシ

第二十五條 裝填ヲ終リタルトキハ瓦斯炭塵其他ニツキ危險ナキヲ確メタル後ニアラザレバ發火機ニ把テ取付ケ又ハ導火線ヲ連結シ點火スベカラズ

第二十六條 瓦斯檢査後點火迄ノ間ハ五分間以上ヲ超ユベカラズ

第二十七條 發破後直ニ發火機ノ把テ取去リ導火線ノ連結ヲ絶ツコトヲ忘ルベカラズ

第二十八條 發破機ノ把テハ必ズ係員自身之ヲ携帶スベシ不發其他ノ事項ニ因リ係員其場ヲ去ルトキ亦同ジ

第二十九條 發破後ハ瓦斯炭塵ノ有無ヲ検査シ且通氣装置、入替其他ニ異狀ナキヤ否ヲ検査スベシ

第三十條 發破孔尻ニハ更ニ縫孔スベカラズ

第三十一條 發破後並ニ不發ノ場合ハ少クとも五分間後ニアラザレバ其場所ニ近付クベカラズ

第三十二條 不發爆藥ハ掘出スベカラズ手掘ノトキハ一尺以上機械掘ノ時ハ二尺以上ヲ隔テ、前ノ孔ト並行ニ更ニ發破孔ヲ穿テ發破ヲ行ヒ之ヲ收得スベシ但前記ノ方法實行困難ナル場合ニハ主任ノ指揮ヲ受クベシ

若シ尙不發爆藥ヲ見出し得ザル時ハ附近ノ岩石ヲ靜カニ炭車ニ積載シ坑外ニ於テ検査スベシ

第三十三條 隣接箇所ニ於テ引續キ發破ヲ行ハントスルトキハ風下ヨリ順次風上ニ行クベシ

四、安全燈及携帶用安全燈取扱心得

北海道炭礦汽船株式會社所屬各炭礦

安全燈取扱心得

第一條 安全燈又ハ携帶電燈ハ當所ヨリ貸付タル以外ノモノヲ使用スベカラズ

第二條 安全燈ヲ受取ル際ニハ良ク検査シ次ノ如キモノハ安全燈係員ニ申出テ取換フベシ

- 一、鎖鑰ノ不完全ナルモノ
- 二、金網又ハ網覆ノ破損セルモノ
- 三、硝子ニ刻目アルモノ
- 四、硝子又ハ金網ノ廻ルモノ
- 五、蓋ノ上ゲ下ゲ利カヌモノ
- 六、點火器ノ不完全ナルモノ
- 七、風ノ漏ルモノ
- 八、油壺ノ漏ルモノ
- 九、蓋止ノ外レタルモノ

第十六條 電燈ニ故障ヲ生ジタル時ハ決シテ各自ニテ修理ヲ試ム可カラズ但シ「コード」ノ破損セルトキハ其儘使用スル事ナク直ニ乾燥セル布類ニテ其部分ヲ包ミ交換所ニテ交換スベシ

三井砂川炭礦

安全燈取扱心得

第一條 各坑別ニ安全燈係員ヲ置キ安全燈ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシム

第二條 安全燈係員ハ探礦主任ノ命ヲ受ケ安全燈ノ掃除器具ノ完備並ニ安全燈室及貯油槽ノ保安其他安全燈ノ整理保管使用及取扱ニ關スル一切ノ取締ヲナスモノトス

第三條 安全燈係員ハ鑛夫達時間三十分前迄ニ所要安全燈ノ各部ヲ精密ニ検査シ點火ノ上完全ニ鎖鑰ヲ施シ受渡ニ混雜セザル様整理シ置クベシ

第四條 安全燈係員ハ安全燈證ニヨリ入坑者ノ氏名ト貸渡シ安全燈番號トヲ當ニ一日瞭然タル様整理シ置クベシ

第五條 安全燈係員ハ安全燈ノ返附ヲ受ケタルトキ其ノ各部ヲ精密ニ點檢シ若シ開錠其他異狀ヲ認メタル時ハ之ヲ探礦主任ニ報告スベシ

第六條 安全燈ノ受渡ハ左ノ手續ニヨルベシ

- 一、入坑セムトスルモノハ入坑ノ際安全燈證ヲ安全燈係員ニ差出シ之レト引換ニ安全燈ヲ受取ルベシ
- 二、昇坑者ハ直チニ安全燈引換ニ關シ安全燈證ヲ受取ルベシ

第七條 安全燈係員ハ油槽點燈臺其他安全燈室内ニ於ケル消火設備ノ完否ヲ毎日一回以上點檢スベシ

第八條 安全燈係員ハ毎日日報ヲ作製シ當日ノ安全燈貸渡狀況其他ノ重要事項ニツキ探礦主任ニ報告スベシ

第九條 安全燈使用者ハ必ズ左記各項ヲ遵守スベシ

- 一、安全燈係員ヨリ安全燈ヲ受取リタルモノハ必ズ之レヲ検査シ若シ不完全ノ點ヲ見出シタルトキハ直チニ之ヲ取替フベシ
- 二、安全燈ハ常ニ垂直ニ支持シ溢リニ動搖セザル様注意スベシ
- 三、安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ傾倒若クハ破壞ノ虞レアル箇所ニ之ヲ置クコトヲ得ズ

一〇、其ノ他不完全ノ箇所アルモノ

第三條 安全燈又ハ携帶電燈ハ溢リニ他人ト取換又ハ貸借スベカラズ

第四條 安全燈又ハ携帶電燈ハ常ニ破損セザル様注意シテ取扱ヒ如何ナル場合ト雖モ之ヲ開キ又ハ閉クニ用ユル器具ヲ携帶スベカラズ

第五條 安全燈ハ常ニ眞直ニ提ケ溢リニ打振リ又ハ傾クベカラズ

第六條 安全燈ノ焰ノ高サハ硝子筒ノ二分ノ一以下ニ止メ溢リニ之ヲ伸パスベカラズ

第七條 安全燈ハ左ノ如キ箇所ニ置クベカラズ

- 一、天井ニ近キ所
- 二、鶴嘴ノ打當ル處アル所
- 三、炭及研等ノ落フル處アル所
- 四、水ノカ、ル處アル所
- 五、風樋口、分量門等風ノ強キ所

第八條 安全燈又ハ携帶電燈ハ坑内ニ置去リニスベカラズ

第九條 安全燈又ハ携帶電燈ノ破損又ハ不完全ナル箇所ヲ發見シタルトキハ直チニ消火シ安全燈室又ハ坑内安全燈交換所ニテ交換スベシ

第十條 安全燈ヲ打當テ又ハ取落等ニ依リ消火シタルトキハ通風良キ安全ノ箇所ニテ充分検査シ破損ナキヲ確カメタル上點火スベシ

炭塵瓦斯ノ爲メ安全燈ノ消ユルコトアルニ付其場合ハ直チニ安全ノ場所ニ立退クベシ

第十一條 安全燈ノ焰伸ビタルトキハ靜カニ成ルベク低ク卸シテ通風良キ安全ナル箇所ニ退キ直チニ係員ニ報告スベシ

第十二條 前項ノ場合ニ於テ安全燈ヲ低下スルモ尙ホ焰縮マラザルトキハ蓋ヲ引下ゲ又ハ衣類ニテ包ミ消火スベシ決シテ打振リ又ハ吹消スベカラズ

第十三條 安全燈又ハ携帶電燈ハ極樂ヲ終リタ時直チニ返納スベシ決シテ他ニ持出スベカラズ

第十四條 安全燈又ハ携帶電燈ノ受取及返納ハ各自ニテ之ヲ爲スベシ決シテ他人ニ依頼シ又ハ他人ノ依頼ヲ受クベカラズ

第十五條 「エチソン」型電燈ハ電池ヲ必ズ帶皮ニテ閉鎖ニ結付電燈ハ可成所定ノ帽子ニ取付クベシ尙「コード」ヲ物ニ引掛ケ又ハ切斷スル事ナキ様注意スベシ

四、安全燈ハ點火シタルマ、之ヲ坑内ニ置キ去ルコトヲ得ズ

五、安全燈係員其他特ニ命令ヲ受ケタルモノニアラザレバ何人ト雖モ安全燈ノ開閉ヲ爲スコトヲ得ズ

六、安全燈使用者ハ安全燈開閉ニ用フベキ器具類ヲ携帶スルコトヲ得ズ

七、就業中ハ常ニ安全燈ニ注意シ若シ燈具ニ異狀ヲ呈スルカ網目又ハ硝子等ノ破損シタル場合ニハ直チニ燈心ヲ換キ溢リ火ヲ滅シ之ヲ役員ニ報告スベシ

八、安全燈ハ點火後瓦斯及ビ燈體ノ温度又坑内温度ノタメ漸次燈火ヲ擴大セラシム、事アルモ常ニ焰ノ長サハ五分ヲ超エザル様度トスベシ

九、瓦斯發生ノ疑アルトキハ決シテ安全燈ヲ放棄シ又ハ之ヲ吹消シ或ハ急ニ之ヲ動搖セシムルコトヲナク徐ロニ下方ニ垂降シ良氣中ニ去ルベシ

十、借り受ケタル安全燈番號ハ之レヲ記憶シ他人ト紛争ヲ來サヌ様ニシ其ノ受渡ハ必ズ自身之レヲ爲スベシ

第十條 安全燈使用者ニテ安全燈ヲ破損シタルトキハ其ノ程度ニ應ジ償價ノ責任ズベキモノトス

第十一條 安全燈ヲ使用スル鑛夫ヨリ左記ノ金額ヲ徵收ス但シ賃金支拂ノ際控除スルモノトス

第十二條 本則ニ違反シタルモノハ處分セラレ、コトアルベシ

一、安全燈一個ニ付一方入坑使用料金三錢

二、安全燈ヲ借受ケタル時ハ良ク検査シ次ノ様ナモノハ安全燈係員ニ申出テ取換テ貰ハネバナラヌ

安全燈取扱心得

- (一) 鎖鑰ノ不完全ナルモノ
- (二) 金網又ハ網覆ヒノ破損シタルモノ
- (三) 硝子ニ破目アルモノ
- (四) 硝子又ハ金網ノ廻ルモノ
- (五) 蓋ノ上ゲ下ゲノ利カヌモノ
- (六) 點火器ノ不完全ナルモノ
- (七) 風ノ漏ルモノ
- (八) 油壺ノ漏ルモノ

- (九) 芯止メノ外レタルモノ
- (十) 其他不完全ノ箇所アルモノ
- 三、安全燈ハ溢リニ他人ト取換ヘ又ハ貸借シテハナラヌ
- 四、安全燈ハ常ニ破損セヌ様注意シテ取扱ヒ如何ナル場合デモ之ヲ開イタリ又ハ開クニ用ヒル器具ヲ携帶シテハナラヌ
- 五、安全燈ハ常ニ眞直ニ提テ溢リニ打振リ又ハ傾ケテハナラヌ
- 六、安全燈ノ焰ノ高サハ硝子筒ノ二分ノ一以下ニ止メ溢リニ之ヲ伸バシテハナラヌ
- 七、安全燈ハ左ノ如キ場所ニ置イテハナラヌ
 - (一) 天井ニ近イ所
 - (二) 鶴嘴ノ打當ル處レアル所
 - (三) 炭及研等ノ落ツル處レアル所
 - (四) 水ノカ、ル處レアル所
 - (五) 風樋口分量門等風ノ強イ所
- 八、安全燈ハ坑口ニ置去リニシテハナラヌ
- 九、安全燈ノ破損又ハ不完全ナル箇所ヲ發見シタルトキハ直グニ消火シ安全燈室又ハ坑内安全燈交換所ニテ交換シテ貰ハナケレバナラヌ
- 十、安全燈ヲ打當テ又ハ取落等ニ依リ消火シタ時ハ通氣良キ安全ナ箇所デ充分檢査シ破損ノ有無ヲ確メタ上デナイト點火シテハナラヌ
- 炭酸瓦斯ノ爲メ安全燈ノ消ユルコトガアルカ其時ハ直グニ安全ナ場所ニ立退カネバナラヌ
- 十一、安全燈ノ焰ガ伸ビタ時ハ靜ニ成ルベク低ク卸シテ通風良キ安全ナ箇所ニ退イテ直グニ係員ニ報告セネバナラヌ
- 十二、前項ノ場合安全燈ヲ低クシテモ尙焰ガ縮マラヌ時ハ芯ヲ引下ゲ又ハ衣類デ包ミ消火セネバナラヌ又決シテ打振ツタリ又ハ吹消シタリシテハナラヌ
- 十三、安全燈又ハ携帶電燈ハ作業ヲ終ツタラ直グニ返納セネバナラヌ決シテ他ニ持出シテハナラヌ
- 十四、安全燈又ハ携帶電燈ノ受取及返納ハ各本人自身之レヲ爲サナケレバナラヌ決シテ他人ニ依頼シタリ又ハ他人ノ依頼ヲ受ケテハナラヌ

- 一、携帶電燈ヲ借受ケル時ハ充分檢査シ次ノ様ナモノハ安全燈係員ニ申出デ取換ヘテ貰ハネバナラヌ
 - (イ) 電池ノ蓋及外面等不完全ナルモノ
 - (ロ) 電池ノ液ノ漏ルモノ
 - (ハ) 「コード」ノ破損セルモノ
 - (ニ) 「コード」ノ取付不完全ナルモノ
 - (ホ) 硝子ノ破損セルモノ
 - (ヘ) 電燈ノ付カナイモノ又ハ暗イモノ
 - (ト) 電燈ノ付イタリ消エタリセルモノ
 - (チ) 電球ノ黒ズンダモノ
 - (リ) 電燈金物ノ破損セルモノ
- 二、電池ハ必ず屢ニ付ケルコト
- 三、電燈ハ必ず硝子ニ取付ケテ手ニ持ツタリ肩ニ掛ケタリシナイコト
- 四、電池「コード」又ハ電燈ハ物ニ打當テタリシテ破損セヌ様注意セネバナラヌ
- 五、電燈ガ消エタリ時ハ直グニ係員ニ申出デ取換ヘテ貰フコト勝手ニ手直シナドシテハナラヌ
- 六、電燈ノ硝子ノ破損シタ時ハ其上ヲ手拭等ニ包ミ係員ニ申出デ取換ヘテ貰ハネバナラヌ
- 七、「コード」ガ破損シタ時ハ乾イタ布切レデ破損箇所ヲ捲キ係員ニ申出デ取換ヘテ貰ハネバナラヌ
- 八、電池ノ液ガ漏ル時ハ衣類等ニ掛ケナイ様ニシテ係員ニ申出デ取換ヘテ貰ハネバナラヌ
- 九、電燈ノ暗クナツタモノハ電池ガ悪クナルカラ直グニ係員ニ申出デ取換ヘテ貰ハネバナラヌ
- 十、携帶電燈ヲ體カラ取外シタ時ハ必ず電池ヲ立テ、大切ニシテ置カネバナラヌ又決シテ留ヤ其他ノ箇所ニ釣リ下ゲテハナラヌ
- 十一、携帶電燈デハ通氣ヤ瓦斯ノ状態ガワカラナイカラ係員ノ指圖以外ノ處ニハ決シテ勝手ニ行ツテハナラヌ
- 十二、電氣安全燈ヲ携帶シテ居ル時ハ天井ニ注意シナイト電燈ヲ破損スルコトガアル

十三、電氣安全燈ハ如何ナル場合デモ受取ツテカラ返スマデ十一時間以上ヲ使用シテハナラヌ

十四、其他ハ安全燈取扱心得ヲ守ラネバナラヌ

炭 灰 炭 礦

安全燈取扱規定

- 一、安全燈係員ハ左ノ各號ヲ遵守實行スベシ
 - (イ) 安全燈ノ解體
 - (ロ) 金網及硝子破損ヲ檢査スベシ
 - (ハ) 掃除及燈芯ノ良否ヲ檢査スベシ
 - (ニ) 油量過不足ナキ様注意スベシ
 - (ホ) 油室ノ栓ハ完全ニシテ油ノ蒸發ヲ防グベシ
 - (ヘ) 鎖輪及各接合部ノ完否ヲ檢査スベシ
 - (ト) 漏風試験ハ嚴重ニ實行スベシ
 - (チ) 安全燈受取ノ際ハ破損ノ有無ヲ檢査シ若シ破損ヲ認メタル時ハ其原因ヲ取調フベシ
 - (リ) 安全燈室特ニ油室ハ常ニ清潔ニ掃除スベシ
 - (ヌ) 安全燈室内ニ於ケル火器ノ取扱ハ大ニ注意スベシ
- 一、坑内係員ハ安全燈取扱ニ付左記各號ヲ心得常ニ鐵夫ニ注意ヲ與フベシ
 - (イ) 安全燈ヲ開キ又ハ之ヲ閉クニ用フベキ器具ヲ携帶スル事ヲ得ズ
 - (ロ) 安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ顛倒若クハ破壞ノ虞アル箇所ニ之ヲ置ク事ヲ得ズ
 - (ハ) 安全燈ハ溢リニ之ヲ振動シ又ハ傾斜セシムル事ヲ得ズ
 - (ニ) 安全燈ハ點火ノ儘之ヲ坑内ニ置去ル事ヲ得ズ
 - (ホ) 安全燈ノ芯ハ溢リニ之ヲ伸大スル事ヲ得ズ
 - (ヘ) 安全燈ノ火焰伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消ス事ヲ得ズ
 - (ト) 安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火シ當該係員ノ指揮ヲ受クベシ
 - (チ) 安全燈消火シテ「マツチ」ニテ點火シ得ザル場合ニハ詰所備付ノ豫備燈ト

直ニ取換フ受クベシ

(イ) 安全燈ノ取扱ハ丁寧親切ニシ破損セシメザル様注意スベシ

一、鐵夫ハ坑内安全燈受取ノ際ハ左記各號ヲ注意スベシ

- (イ) 安全燈ノ硝子其他ニ破損ノ箇所ナキ
- (ロ) 安全燈ノ鎖輪及各接合部ニ不完全ノ箇所ナキ
- (ハ) 安全燈漏風及揮發油蒸發ノ有無
- (ニ) 鐵夫ハ坑内ニ於ケル安全燈取扱ニ付左ノ各號ヲ遵守スベシ
- (イ) 安全燈ヲ開キ又ハ之ヲ閉クニ用フベキ器具ヲ携帶スル事ヲ得ズ
- (ロ) 安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ顛倒若クハ破壞ノ虞アル箇所ニ之ヲ置ク事ヲ得ズ
- (ハ) 安全燈ハ溢リニ之ヲ振動シ又ハ傾斜セシムル事ヲ得ズ
- (ニ) 安全燈ハ點火ノ儘之ヲ坑内ニ置去ル事ヲ得ズ
- (ホ) 安全燈ノ火焰伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消ス事ヲ得ズ
- (ト) 安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火シ當該係員ノ指揮ヲ受クベシ
- (チ) 安全燈ノ取扱ハ丁寧親切ニシ破損セシメザル様注意スベシ
- (リ) 安全燈ノ消火シテ「マツチ」ニテ點火シ得ザル場合ニハ詰所備付ノ豫備燈ト直ニ取換フ受クベシ

- 安全燈使用心得**
- (一) 瓦斯ノ存在スル場所ニ於テ使用スル電燈ハ安全裝置ヲ施スベシ
 - (二) 鐵夫ハ安全燈ヲ開キ又ハ閉ヅルニ用フル器具ヲ携帶スルコトヲ得ズ
 - (三) 安全燈ヲ天井ニ接近シ又ハ傾斜セシムルコトヲ得ズ
 - (四) 安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑内ニ置ク事ヲ得ズ
 - (五) 安全燈ノ火焰伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消ス事ヲ得ズ
 - (六) 安全燈ノ火焰伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消ス事ヲ得ズ

- 此場合ハ燈火ヲ下ケ火燭ヲ小クスベシ
- (七) 安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ハ遲滞ナク消火シ安全ナルモノト交換スベシ
- (八) 點火器ハ切端ニテ使用スベカラズ、附近ノ新鮮ナル空氣ノ來ル地點ニ於テ之ヲ點火スベシ
- (九) 安全燈ニテ瓦斯檢定ヲナス場合ニ「三パーセント」以上ノ存在ヲ認メタル場合ハ上部ハ夫レ以上ノ濃厚ナル瓦斯存在スルモノト知り夫レ以上ノ瓦斯ノ檢定ヲナス可カラズ

雜別 炭礦

安全燈規定

- 一、安全燈ヲ受ケ取ルトキハ能ク注意シテ次ノ様ナ缺點ノアルノハ爆發ノ因トナリ大變危險ダカラ其場テ取リ換エテモラヒナサイ
- (イ) 鎖鑰ガ充分ニ掛カワテ居ラヌモノ
- (ロ) 金網ノ目ガ一日テモ破レテ居ルモノ
- (ハ) 硝子ニ少シテモ割レ目ノアルモノ
- (ニ) 網、硝子又ハ油壺ノ汚レタルモノ
- (ホ) 硝子ヤ網ガ自由ニ廻ルモノ
- (ヘ) 硝子ノ上下カラ風漏リノスルモノ
- (ト) 蓋蓋キノ具合惡キモノ
- (チ) 油ノ漏ルモノ
- (リ) 其他不完全ト認メタルモノ
- 二、安全燈使用中ハ左ノ事柄ヲ守ラヌト爆發ヲ起ス虞レガアルカラ能ク注意シナサイ若シモ他人ガ是ヲ守ラヌトキハ直グニ役員ニ届出ヅル様ニシナサイ
- (イ) 決シテ自分テ安全燈ヲ開ク事ハナラヌ又開ケル道具ヲ持ツテハナラヌ
- (ロ) 安全燈ノ火ハ硝子ノ高さノ半分以上ニ上ゲテハナラヌ
- (ハ) 瓦斯ハ高イ所ニ溜ルモノ故安全燈ハ高所ニ吊シテハナラヌナルベク低イ所ニ垂直ニ置キナサイ
- (ニ) 安全燈ハ鵝嘴ガアタツヌリ「ズリ」ナドガ落チタリスル様ナ所ニ置イテハナラヌ

- (ホ) 安全燈ハ強ク打チ振ツタリ又ハ傾ケタリシテハナラヌ
- (ロ) 鑛夫ハ安全燈ヲ瓦斯ノ檢査ヲヤツテハナラヌ
- (ト) 安全燈ヲ風通、分量門ナドノ様ナ風ノ強イ所ニ掛ケテハナラヌ
- (チ) 安全燈ノ網ノ目ニハ何物ヲモ貫ス事ナラヌ
- (リ) 安全燈ノ硝子ニハ水ノカ、ラヌ様ニ注意シナサイ
- (ヌ) 安全燈ノ火ガ獨リデ大キタツタリ又ハ硝子ノ山ニ背イ火ガ見ユル様ナ時ハ其處ニ瓦斯氣ガ在ルノダカラ直ニ安全燈ノ火ヲ靜カニ細クシテ風上ニ立退キ係員ニ知ラセネバナラヌ
- (ル) 安全燈ノ火ガ獨リデ小サクナツタリ又ハ消エガリスル所ハ炭酸瓦斯ガアルノダカラ急イデ立退キ係員ニ知ラセナサイ
- (ヲ) 燈火ガ消エタ時ハ必ズ空氣ノ良イトコロニ行ツテ點火セネバナラヌ
- (ヅ) 安全燈ガ破損スルカ若クハ不完全ナル點ヲ見付ケタ時ハ直ニ消火シ安全燈室ニ行キ完全ナモノト引換エネバナラヌ
- (カ) 安全燈ハ他人ノ物ト取換エ又ハ置去リニシテハナラヌ

內務炭礦、小野田炭礦

安全燈係員心得

- 一、採炭係員ニ於テ安全燈番號帳ヲ備ヘ置ク可シ
- 二、一定ノ坑夫ニハ常ニ一定ノ安全燈ヲ貸與ヘ安全燈番號帳ニハ貸與シタル坑夫ノ姓名ヲ記入スベシ
- 三、安全燈ハ室内ノ壁ニ番號ヲ認メ易キ様記シ之ニ附號セル番號ノ安全燈ヲ懸ケルノ裝置ヲナスベシ
- 四、坑夫ノ入坑スル毎ニ安全燈ヲ開キ點火鎖鑰シ帳簿ニ照シ一定ノ安全燈ヲ渡ス可シ
- 五、坑夫出坑毎ニ受取リタル安全燈ハ各部ヲ取リ離シ丁寧ニ吟味掃除スベシ若シ損所アレバ此ヲ係員ニ報ジ損所ナケレバ之ニ油ヲ入レ相當番號ノ處ニ懸ケオクベシ
- 六、休日ノ翌日始業ノ際ニハ坑内係員ヨリ坑内ノ安全ナルコトノ報告ヲ受ケタル後ニアラザレバ安全燈ヲ渡スベカラズ
- 七、金網ニ塵芥粉炭或ハ油ノ附着シタルモノ或ハ錆ノ生ジタルモノハ坑夫ニ渡ス

- 一〇、坑内ニ於テハ凡テ安全燈ノ破損及不潔ヲ防グ様充分ナル注意ヲナスベシ

湯本炭礦

安全燈ノ取扱心得

- 一、坑内ニ作業スルモノハ安全燈ヲ借用シテ入坑セネバナラヌ
- 二、安全燈ノ使用上左ノ規定ヲ遵守セネバナラヌ
- (イ) 安全燈ヲ開キ又ハ開クニ用フベキ器具ヲ携帯スルコトヲ得ズ
- (ロ) 安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ傾倒若ハ破損ノ虞アル箇所ニ之ヲ置クコトヲ得ズ
- (ハ) 安全燈ハ溢リニ之ヲ振動シ又ハ傾斜セシムルコトヲ得ズ
- (ニ) 安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑内ニ置去ルコトヲ得ズ
- (ホ) 安全燈ノ火燭ハ溢リニ之ヲ伸大スルコトヲ得ズ
- (ヘ) 安全燈ノ火燭伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消スコトヲ得ズ
- (ト) 安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滞ナク消火シ當該係員ノ指揮ヲ受ケベシ
- 一、安全燈ヲ破損シ又ハ附屬品ヲ抜キ取ツタ場合ハ瓦斯ニ對シ全ク危険トナリ恐ロシイ出来事ヲ招クカラ最モ注意セネバナラヌ
- 一、安全燈ノ左ノ一ツデモアレバ瓦斯ニ引火シ爆發スルカラ危イ
- (イ) 安全燈ノ外包筒内ニアル金網ガ破損シ又ハ穴ヲ明ケタモノ
- (ロ) 腰硝子ノ破損シタモノ
- (ハ) 各部ニハメテアル「パツキング」ガ抜キ取レタモノ
- (ニ) 油壺ノ取付ガ不完全ノモノ
- 一、安全燈ヲ受取ル時ハ必ズ自分デモ檢査スルコト
- 一、入坑シタ以上ハ安全燈ハ火番以外ノ處デ故障ヲ手直シシタリ開錠スルコトハ出来ヌ違犯者ハ嚴重ニ處分サレル

勿來炭礦、東海炭礦

安全燈ノ使用及取扱ニ關スル事項

- 一、安全燈ヲ受取ル時ハ

- 可カラズ
- 八、芯蓋ノ自由ニ上下シ得ルヤ否ヤヲ檢査シ若シ自由ニ上下シ能ハズ或ハ上下ノ際網ニ觸ル、モノハ之ヲ渡ス可ラズ
- 九、網ノ目ニ大小アルモノハ不可ナリ又網ノ目一個ニテモ破レタルモノハ使用ス可ラズ
- 一〇、網ノ目ニハ何物ヲモ貫通ス可ラズ又硝子ニ破目アル物ハ渡ス可ラズ
- 一一、前項ノ外些細ナリトモ缺點アル時ハ之ヲ坑夫ニ渡ス可ラズ
- 一二、油壺ノ生ズル程燈火ヲ大ニス可ラズ
- 一三、坑内交番所ニ於テ安全燈ヲ開放點火鎖鑰シ之ヲ渡ス際ハ凡テ坑外ニ於テ渡ス時ト同様ノ檢査ヲナス
- 一四、坑内交番所ニ於テハ臨時交換スベキ安全燈ヲ備ヘ置ベシ
- 一五、硝子筒ト蓋筒トノ接合ニ過大ナル隙隙ナキコトニ注意スベシ
- 一六、新雇ノ坑夫ニハ係員ヲシテ瓦斯發生ノ狀況、其性質及認識ス可キ特徴並ニ安全燈ノ構造取扱ヲ口授傳習セシメ殊ニ其危險ヲ防止スルニ必要ナル凡テ簡條ニ注意セシム可シ
- 一七、新雇坑夫ニシテ安全燈ノ使用ヲ充分ニ習熟スル迄ハ已ニ習熟シタル坑夫ノ案内ヲ受ケシムルニ非ラザレバ安全燈ヲ携ヘ入坑セシム可ラズ

安全燈使用者心得

- 一、坑夫ハ安全燈ヲ開キ又ハ此ヲ開クニ用フベキ器具ヲ携帯スル事ヲ得ズ
- 二、安全燈使用ノ坑夫ハ指定ノ場所ノ外喫煙ヲナシ又ハ發火具ヲ携帯スルコトヲ得ズ
- 三、安全燈ハ油煙ヲ生ズル程燈火ヲ大ニス可カラズ
- 四、安全燈ハ常ニ之ヲ直立ニ垂レ決シテ之ヲ横ニシ油煙ヲ網ノ横側ヨリ出ダス等ノ事ヲナスベカラズ
- 五、安全燈ハ如何ナル場合ト雖モ點火所以外ニ於テ開ク可ラズ
- 六、坑内ニ於テ安全燈ノ破損シタル時ハ直チニ消火スベシ
- 七、坑道ヲ通ズル時ハ安全燈ハ成ルベク垂レ決シテ振廻シ且ツ天井ニ掛テ可ラズ
- 八、安全燈ノ炎ハ硝子筒ノ三分ノ二以上ノ高ニ達セシム可カラズ
- 九、切利ニ於テハ安全燈ハ成ル可ク低ク置キ傾斜墜落又ハ消滅ノ恐レナキ様ニ安置シ且ツ鵝嘴類ノ連スル點ヨリ二尺以上ノ距離ニ置ク可シ

- (イ) 鏡が良クカカツテヨルカ
 - (ロ) 芯ノ上ゲ下ゲ良ク出来ルカ
 - (ハ) ガラスが完全デアルカ
 - (ニ) 「バツキング」が完全ニ入レテアルカ
 - (ホ) 其ノ他不都合ノ所ハナイカ
- 良ク検査シ若シ不完全デアラフ取替ヘル事
- 二、煙草、マツチ、キセル等一切持ツテ入坑セヌ事
 - 三、安全燈ハ振ツタリ傾ケタリセヌ事
 - 四、安全燈ハ倒シタリ天響ニ近ケタリセヌ事
但シ切羽面ノ中段ヨリ下方ニ置ケル事
 - 五、火方消エタ時ハ火番所ニ行キ必ズ火番人ヨリ點火シテ貰フ事、火番所以外ノ場所デハ如何ナル場合デモ決シテ自分分テ開ケテハテラヌ事
 - 六、安全燈ノ工合ノ悪イ所ヲ發見シタ時ハスグ係員ニ届ケ出ル事
 - 七、安全燈ノ火方青ク伸ビテ大キクナル時ハ瓦斯ノアル證據デアルカラ靜カニ出ルルダケ下ノ方ニ下ゲテ火ヲ少サクスル事
 - 八、右ノ事項ヲ守ラヌ者ハ鐵夫雇賃規則ニ依リ處分セラレマス
 - 九、安全燈ヲ破損シタ時ハ係員ノ證明ガナケレバ其ノ程度ニ依リ夫々賠償金ヲ申受ケマス
- 一〇、安全燈ハ一旦渡シタ時ハ使用時間ノ長短ニ拘ラズ料金ヲ申受ケマス
 - 一一、坑内デハ安全燈ハ人ノ目ト同ジ役目ヲスルモノデスカラ注意シテ大切ニ取扱フ事
- 粗米ニ扱フト自分分ノ身體ヲ傷ケルヤウナ事ガ起リマス

沖ノ山炭礦

安全燈使用規則

- 一、鐵夫ハ必ズ規定ノ燈器ヲ用フベシ
- 二、安全燈ヲ受取ル場合ニハ各自安全燈札ト引替ニ良ク安全燈ノ各部ヲ検査シ若シ不完全ナル箇所アル時ハ安全燈係員ニ改修ヲ乞フベシ
- 三、坑内ニ於テ安全燈ニ故障ヲ生ジ若クハ消火シタル時ハ其ノ儘之ヲ火番所ニ持チ行キ修繕又ハ點火ヲ乞フベシ

東見初炭礦

安全燈取扱規則

- 第一條 爆發瓦斯發生箇所ニ於テハ一定ノ區域ヲ限リ安全燈ノ外裸火ノ使用ヲ嚴禁ス
- 第二條 安全燈係員ヲ置キ安全燈ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシム

- 四、安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ顯明若クハ破壞ノ虞アル所ニ置ケベカラズ
 - 五、坑内ニ於テ安全燈ヲ開キ又ハ閉クニ用フル器具ヲ携帯スベカラズ
 - 六、安全燈ハ蓋リニ之ヲ振動シ若クハ傾ケル事ヲ得ズ
 - 七、安全燈ヲ坑内ニ置キ去ルベカラズ
 - 八、安全燈ノ火種ハ蓋リニ之ヲ伸大スベカラズ
 - 九、出坑ノ際ハ必ズ安全燈ヲ返納シテ安全燈札ヲ受ケ取ルベシ
 - 一〇、安全燈ノ使用區域内ニ於テハ發火具(マツチ)等及喫煙具ノ携行ヲ許サズ
- 場所ニ於テスベシ
- 前各項ノ規定ヲ犯スモノハ相當ノ處罰ニ附スベシ
- 罰則
- 一、安全燈使用區域内へ裸火ヲ携行セルモノ 五拾錢
 - 二、安全燈ヲ開燈セルモノ 五拾錢
 - 三、開燈器具ヲ所持セルモノ 五拾錢
 - 四、發火器又ハ喫煙具ヲ所持セルモノ現品沒收ノ上 五拾錢
 - 五、喫煙具以外ニテ喫煙セルモノ 五拾錢
 - 六、硝子金網其他安全燈部品ヲ破損シ又ハ紛失セルモノ各部品一個ニツキ 拾錢
 - 七、故意ニ安全燈又ハ部品ヲ破損セルモノ 貳圓
 - 八、安全燈ヲ破損セルモノ 壹圓
 - 九、安全燈ヲ置キ忘レルモノ 五拾錢
 - 一〇、安全燈ヲ紛失セルモノ 參圓
 - 一一、安全燈札ヲ引キ取ラザルモノ 參圓
- 以上數度重ナリタルモノ又ハ其ノ情狀ニヨリテハ損害賠償ノ上退山セシム

- 第三條 安全燈係員ハ探礦主任ノ命ヲ受ケ安全燈ノ掃除、燈具ノ完備並ニ安全燈室及貯油槽ノ保安其他安全燈ノ整理保管使用及取扱ニ關スル一切ノ取締ヲナスモノトス
- 第四條 安全燈係員ハ鐵夫離達時間三十分前迄ニ所要安全燈ノ各部ヲ精密ニ検査シ點火ノ上完全ニ鎮論ヲ施シ受渡ニ混雜セザル様整頓シ置ケベシ
- 第五條 安全燈係員ハ安全燈證ニヨリ入坑者ノ氏名ト貸渡ノ安全燈番號トヲ常ニ一目瞭然タル様整頓シ置ケベシ
- 第六條 安全燈係員ハ安全燈ノ返附ヲ受ケタル時其ノ各部ヲ精密ニ點檢シ若シ開鏡其他異常ヲ認メタル時ハ之レヲ探礦主任ニ報告スベシ
- 第七條 安全燈受渡ハ左ノ手續ニ依ルベシ
 - 一、入坑セントスルモハ入坑ノ際安全燈證ヲ安全燈係員ニ差出シ之レト引換ヘニ安全燈ヲ受取ルベシ
 - 二、昇坑者ハ直ニ必ズ安全燈係員へ安全燈ヲ返納シ義務ノ安全燈證ヲ受取ルベシ
- 第八條 安全燈係員ハ油槽點燈臺其他安全燈室内ニ於ケル消火設備ノ完否ヲ毎日一回以上檢スベシ
- 第九條 安全燈係員ハ毎日日報ヲ作製シ當日ノ安全燈貸渡狀況其他重要事項ニツキ探礦主任ニ報告スベシ
- 第十條 安全燈ノ授受ニ關シテハ必ズ左記ノ各項ヲ嚴守スベシ
 - 一、安全燈係員ハ安全燈ノ命綱、腰硝子、燈芯、油壺、油量、鎮論各接合部其ノ他必要ナル部分ヲ検査シ完全ト認メタル後ニ非ザレバ之レヲ交附スベカラズ
 - 二、安全燈係員ヨリ安全燈ヲ受取リタル者ハ必ズ之レヲ検査シ若シ不完全ノ點ヲ見出シタル時ハ直ニ之レヲ取替フベシ
- 第十一條 凡テ安全燈ヲ使用スルモノハ必ズ左記各項ヲ嚴守ス可シ
 - 一、安全燈ヲ受取リタル上ハ能ク其ノ燈芯ニ注意シ火種ノ高サヲ約六分以下ニ保タシム可シ
 - 二、安全燈ヲ携帶スルニハ成ル可ク靜ニ低ク下ゲ打チ振ラヌ様注意スベシ
 - 三、切羽ニ於テ安全燈ヲ傾斜、墜落、消火、破損又ハ汚濁ノ虞ナキ様安置ス可シ
 - 四、破損ヲ生ジタル時ハ直ニ燈火ヲ消滅シ火番所ニ於テ完全ノモノト交換ス可シ

- 五、燈火ノ消滅シタル時又ハ硝子ノ汚染シタル時ハ直ニ火番所ニ點火及掃除ヲ請求スベシ
- 六、瓦斯アル箇所ニ於テハ必ズ燈火延長スルモノナレバ常ニ其大サニ注意スベシ
- 七、燈火者數増大シタル場合ハ燈内ニ於テ瓦斯ノ燃焼セルモノナレバ決シテ急激ニ燈器ヲ動搖スベカラズ
- 八、此場合ニ於テハ靜カニ燈器ヲ下方ニ下ゲ芯蓋キヲ以テ火種ヲ小サクシ尙青燭ノ消滅セザル時ハ消燈シテ煤管保安係員ニ通知スベシ
- 九、燈火ヲ消滅セントスル時ハ必ズ燈芯ヲ引キ下ゲテ之ヲ消火シ決シテ口ニテ吹キ消スベカラズ
- 十、安全燈ハ風通分量門其他凡テ風通シ強キ箇所ニ掛ケ置ク事ハ可成避ケザルベカラズ(過熱ト漏火ノ恐アリ)
- 十一、燃焼瓦斯ハ其ノ比重空氣ヨリモ輕キモノナレバ常ニ天井側又ハ上リ切羽ニ集積スルモノニ付キ天井ノ高落ヤ上リ切羽等ニ對シテハ特別ニ注意ス可シ
- 十二條 安全燈使用箇所ニ於テ就業者ハ煙草「マツチ」其ノ他ノ發火具ヲ携帶スベカラズ
- 第十三條 既ニ借受タル安全燈ハ決シテ他人ノモノト交換スベカラズ
- 第十四條 安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑内ニ置去ル可カラズ常ニ自己ノ身邊ニ保管スベシ
- 第十五條 安全燈ヲ紛失、破損シ又ハ本則ニ違反シタルモノハ左記ノ區別ニ從ヒ處分ス
 - 一、腰硝子ヲ破損シタルモノ 徵收金貳拾錢
 - 二、網、附屬品又ハ油壺ヲ破損又ハ毀損シタルモノ 同 參拾錢以内
 - 三、安全燈ヲ紛失又ハ廢物ト爲シタルモノ 同 貳圓
 - 四、正當ノ理由ナク安全燈ヲ貸借シ又ハ取違ヘタルモノ 同 貳拾錢
 - 五、昇坑ノ際安全燈係員ニ返附セズ他所へ持行キシモノ 同 參拾錢
 - 六、安全燈ヲ破損ノ儘故意ニ使用シタルモノ 同 貳圓
 - 七、安全燈ヲ開放シタルモノ 同 貳圓
 - 八、安全燈使用區域内ニ煙草並發火具ヲ携帶シタル 解雇又徵收金五圓以内

- 九、安全燈使用区域内ニ於テ喫煙シ又ハ「マツチ」ヲ捲リタルモノ
- 十、安全燈使用区域内ニ於テ裸火ヲ使用シタルモノ

安全燈取扱規則

- 第一條 各坑所ニ安全燈係員ヲ置き安全燈ノ取扱ニ關スル一切ノ事項ヲ掌ラシム
- 第二條 安全燈係員ハ各坑所主任ノ命ヲ受ケ安全燈ノ掃除器具ノ完備鑰鑰ノ確實並ニ安全燈室及貯油槽ノ保安其ノ他安全燈ノ整理保管使用及取扱ニ關スル一切ノ取締ヲ爲スモノトス
- 第三條 安全燈係員ハ鐵夫繰込時間三十分前迄ニ所要豫定個數ヲ準備シ點火ノ上確實ニ鏡ヲ卸シ受渡ニ混雜セザル様整理シ置クベシ
- 第四條 安全燈係員ハ安全燈ノ返付ヲ受ケタルトキハ其ノ各部ヲ精密ニ點檢シ若シ破損其ノ他不完全ノ個所ヲ認ムルトキハ之ヲ主任ニ申出ツベシ
- 第五條 安全燈ノ受授ハ左ノ手續ニ依ルベシ
 - 一、入坑セムトスルモノハ安全燈係員ニ特ニ設ケタル票又ハ着票ヲ使用スルヲ安
 - 二、安全燈係員ニ於テ入坑者ニ安全燈ヲ渡シタルトキハ其ノ安全燈ノ置場ニ其ノ票ヲ定置スルモノトス
 - 三、昇坑シタルトキハ安全燈引換ニ關シテ票ヲ受取ルベシ若シ坑内ニ於テ引換ヲ爲シタルトキハ引換札ヲ用ユベシ
- 第六條 安全燈係員ハ油槽點檢蓋其ノ他安全燈室内ニ於テ萬一失火ノ際直ニ消火シ得ル様備テ準備シアル消火用砂入方完備シアルヤ否ヤ毎日一回以上點檢スベシ
- 第七條 安全燈使用者ハ必ズ左記各項ヲ遵守スベシ
 - 一、安全燈係員ヨリ安全燈ヲ受取リタルモノハ必ズ之ヲ檢シ缺點ナキヤ否ヤヲ確ムベシ若シ不完全ノ點ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ取替ユベシ
 - 二、安全燈使用中燈具ニ異狀ヲ呈スルカ細目破損シ又ハ玻璃破損シタル等ノタメ不安ノ狀ヲ認メタルトキハ直ニ燈芯ヲ撤込シテ火ヲ滅シ之ヲ役員ニ報告シ

- 其ノ燈ヲ返附スベシ
- 三、安全燈係員其ノ他特ニ命合ヲ受ケタルモノニアラザレバ何人ダリトモ安全燈ノ開閉ヲ爲スヲ得ズ
- 四、安全燈ハ點火後燈體ノ溫度又ハ坑内溫度ノタメ漸次燈火ヲ大ナラシムルトアルヲ以テ作業中モ常ニ注意シ短ノ長サ五分ヲ超ヘザルヲ度トスベシ
- 五、燈火ヲ滅シタルトキハ安全燈取扱所ニ至リテ點火ヲ請ヒ又ハ他ノ燈ト引換ヲ申出ツベシ
- 六、瓦斯發生ノ疑アルトキハ決シテ安全燈ヲ放棄シ又ハ之ヲ吹消シ或ハ急ニ之ヲ動搖セシムルコトナク徐々下方ニ垂降シ燈芯ヲ下ゲテ火ヲ小ニシ又ハ之ヲ消シ良氣中ニ去ルベシ
- 七、安全燈ハ常ニ眞直ニ支持シ、成ルベク動搖セザル様注意スベシ又之ヲ掛ケ置クトキハ少クモ運轉機械及嘴ノ使用ノ範圍外二尺以上ノ距離アル場所ナラザルベシ
- 八、安全燈ヲ破損シタルモノハ其ノ程度ニ應ジ辨償セシムルモノトス

海軍新原炭礦

- 安全燈取扱ニ關スル事項(海軍新原炭礦施行細則八ノ五)
- 一、坑内ニ於テハ安全燈若クハ電燈ノ外燈火ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 二、安全燈ハ當該掛員ニ於テ檢査シ安全ト認ムルニアラザレバ使用セシムルコトヲ得ズ
- 三、安全燈掛員ハ鐵業關係法規ヲ熟知シ之ヲ遵守スベシ
- 四、安全燈掛員ハ前各條ノ外安全燈取扱ニ關シテ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - (イ) 常ニ清淨ニ掃除スルコト
 - (ロ) 常ニ嚴密ニ良否ヲ檢査スルコト
 - (ハ) 受渡ヲ明確ニスルコト
- 五、安全燈ヲ受領シタルモノハ左ノ諸項ヲ吟味シ故障アルモノハ直ニ引替ヲ請求スベシ使用中破損シ又ハ故障ヲ生ジタルトキ亦同ジ
 - (イ) 金網、硝子其ノ他破損ノ箇所ナキヤ否ヤ
 - (ロ) 各部ノ締付ケ充分ナルヤ否ヤ

- (ハ) 鏡ノ締リ確實ナルヤ否ヤ
- (ニ) 油ノ洩出スルコトナキヤ否ヤ
- (ホ) 燈芯ノ上下自在ナルヤ否ヤ
- 六、前各條ノ外安全燈ノ取扱ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - (イ) 開閉ハ當該掛員ノ外一切之ヲナサザルコト
 - (ロ) 可成低ク保持シ疾走又ハ振動セザルコト
 - (ハ) 溢リニ天井ニ接近セシメ又ハ風強キ箇所若クハ轉倒ノ虞アル場所ニ置カザルコト
 - (ニ) 他人ノモノト取替ヘザルコト
 - (ホ) 火種ハ必ズ七分以下ニ保ツコト
 - (ロ) 點火セル儘坑内ニ放置セザルコト

- 七、瓦斯ノ爲安全燈ノ火種伸長スル場合ニハ放棄又ハ吹消スガ如キコトナク靜カニ其ノ燈芯ヲ引下ゲベシ
- 八、前項ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ旨當該坑長ニ報告スベシ
- 安全燈掛員服務ニ關スル事項(海軍新原炭礦内規八三頁)
- 一、安全燈掛員ハ當該坑長ノ命ヲ承ケ服務スベシ
- 二、安全燈掛員ハ安全燈ノ種類、性能、構造及取扱法ヲ熟知スベシ
- 三、安全燈ハ常ニ晝夜ヲ通シ入坑スベキ人員總數以上ノ數ヲ整備シ不足ヲ生ジタルトキハ速ニ其ノ旨坑長ニ申出ツベシ
- 四、安全燈ハ毎日解體掃除シ金網、硝子、燈芯、油室、油量、鎖鑰各接合部其ノ他必要ナル部分ヲ檢査ノ上入坑時前點火シ完全ト認メタルモノニ限り貸與スベシ
- 五、安全燈ハ借用札ト引替授受スベシ
- 六、安全燈ノ返還ヲ受クルトキハ其ノ鎖鑰並各部損所ノ有無ニ就キ細密ニ檢査ヲ行フベシ若シ開放ノ形跡若クハ破損ノ箇所アルモノヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ調査シタル後之ヲ記註押印セシメ坑長ニ報告スベシ
- 七、坑内火番所ニハ若干ノ豫備燈ヲ備付ケ破損品ト引換ヘシムベシ此ノ場合ニ於テハ前條ニ準ジ取扱ヒ且安全燈引換報告ニ記註シ報告スベシ
- 八、安全燈室ハ常ニ清潔ニ掃除整頓シ火氣ノ取扱ハ最モ嚴ニスベシ
- 九、安全燈掛員ハ原簿ヲ備ヘ常ニ現存安全燈ノ狀況ヲ明示シ且毎月五日起ニ前月

- 末安全燈現在數及使用數ヲ坑長ニ報告スベシ
- 十、安全燈掛員ハ毎日安全燈日誌ヲ記註シ坑長ニ提出スベシ
- 十一、安全燈ノ檢査ヲ除ク外本内規ハ之ヲ安全燈掛助手ノ服務ニ關シテ之ヲ準用ス

三井山野炭礦

安全燈取扱規則

- 第一條 坑内ニ於テハ安全燈若クハ電燈ノ外使用スル事ヲ得ズ
- 第二條 安全燈係員ハ安全燈係員、掃除夫並ニ修繕夫ヲ置き安全燈係員ハ技術管理者ノ指揮ノ下ニ掃除夫並ニ修繕夫ノ業務ヲ監督ス
- 第三條 坑内ニ於ケル安全燈使用ニ關シテハ安全燈係員之レヲ監督ス
- 安全燈係員服務規定
 - 一、安全燈係員ハ安全燈ニ關スル諸規則ヲ熟知シ之レヲ遵守スベシ
 - 二、安全燈係員ハ安全燈室ノ探光並ニ火災ヲ注意シ常ニ室内ヲ清潔ニ保テ諸器具ノ整備ニ注意スベシ
 - 三、安全燈係員ハ安全燈ノ授受、檢査、掃除並ニ修繕ニ關シテハ責任ヲ以テ之レヲ監督スベシ
 - 四、安全燈係員ハ安全燈掃除ニ關シテ左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 使用材料ニ不備不完ノモノナキヤ否ヤ
 - (ロ) 掃除夫ノ作業ニ誤リナキヤ否ヤ
 - (ハ) 其他保安上ニ缺點ナキヤ又經濟上不利ノ點ナキヤ否ヤ
 - (イ) 安全燈組立ノ際之レヲ檢査スルハ勿論組立済ミノモノニ對シテ更ニ嚴密ナル檢査ヲナスベシ
 - (ロ) 檢査ノ後完全ナルモノハ直チニ特定ノ場所ニ配置シ不完全ノモノハ相當置場ニ各々配布スベシ
 - 五、安全燈係員ハ安全燈ノ檢査ニ關シテ左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 安全燈組立ノ際之レヲ檢査スルハ勿論組立済ミノモノニ對シテ更ニ嚴密ナル檢査ヲナスベシ
 - (ロ) 檢査ノ後完全ナルモノハ直チニ特定ノ場所ニ配置シ不完全ノモノハ相當置場ニ各々配布スベシ
 - 六、安全燈係員ハ安全燈室與ノ場合左ノ事項ニ注意スベシ
 - (イ) 完全ナル安全燈ニアラザレバ貸與スベカラズ
 - (ロ) 入坑札並ニ油札引替ニアラザレバ安全燈ヲ貸與スベカラズ

- (ハ) 不完全ノタメ使用者ヨリ安全燈取替ノ請求アリタル場合ハ直チニ取替ヲナスベシ
- (ニ) 使用人名別ニ安全燈番號ヲ受渡簿ニ記入スベシ
- 七、安全燈係員ハ安全燈ヲ使用者ヨリ受取ル際ハ左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 貸與セシ番號ト照合シ同一安全燈ナルヤ否ヤ
 - (ロ) 破損ナキヤ否ヤ又不法開放ノ形跡ナキヤ否ヤ
 - (ハ) 前二項ニ違反アリタル場合ハ其事情ヲ實シ各々適當ノ處置ヲナスベシ
 - (ニ) 然ル後安全燈ノ番號ニヨリ入坑札ヲ返済スベシ
- 八、安全燈係員ハ安全燈修繕ニ關シ左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 安全燈修繕ヲ要スルモノハ遲滞ナク修繕室ニ廻シ修繕ヲササムベシ
 - (ロ) 修繕中時々立會シ修繕作業ニ缺陷ナキヤヲ検査シ修繕済ノモノハ嚴重ニ検査シ完全ノモノニアラザレバ使用スルヲ得ズ
 - (ハ) 修繕ニ關シテハ修繕材料ノ浪費ヲ防ギ經濟上ニ關シ充分ノ注意ヲナスベシ
- 九、安全燈係員ハ毎日明確ニ安全燈日誌ニ記入シ技術管理者ニ提出スベシ
- 十、安全燈ニハ外被油壺共通ノ各個有番號ヲ付シ置クベシ
- 十一、平素ノ作業以外ノ事件發生シタル場合ハ技術管理者ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クベシ

掃除夫服務規定

- 一、掃除夫ハ安全燈ヲ掃除スル際左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 外部汚芥附着シタルモノハ洗滌機ニテ洗滌シ布片ニテ拭ヒ取ル事
 - (ロ) 各分離シ得ル部分ハ分離シテ油壺ハ注油場ニ送ル事
 - (ハ) 口金ヲヨク掃除シ必要ニ應ジ時々金剛砂紙等ニテ磨ク事
 - (ニ) 燈芯ノ上下自在ナルカ又ハ油ノ洩出セザルカヲ檢スル事
 - (ホ) 金網ハ内外部共刷毛ニテ掃除シ塵芥ヲ去リ針金切レ又ハ孔ノ擴リタルモノ或ハ鏽ノ脱落セルモノ等ハ修繕又ハ廢棄シ新シキ金網ハ附着セル油脂ヲ充分除去シタル後使用スルコト
 - (ト) 硝子筒ハ洗滌後乾燥セル布片ニテ拭ヒ水分及ビ油脂ヲ除去スル事
 - (ト) 「ワツシヤ」ハ完全ニシテ接合ヨロシキモノヲ用ヒ且ツ粉塵水分油脂等ニ汚サヌ様ニスル事

- 出シ安全燈ヲ受取リナサイ
- 三、入坑ノ際安全燈ヲ受取ル時ハ次ノ様ナ事柄ニ注意シテ若シ少シデモ惡イ處ガアツタラ直グ引替ヘテ貰ヒナサイ
 - (イ) 金網硝子其ノ他ニ破損又ハ不完全ナル所ナキカ否カ
 - (ロ) 各部ノ締付ケハ充分デアルカ否カ
 - (ハ) 鍵ノ締リハ確實デアルカ否カ
 - (ニ) 燈芯ノ上ゲ下ゲガヨク出來ルカ否カ
 - (ホ) 油ガ漏リハセヌカ否カ
 - (ト) 「ワツシヤ」ハ入ツテ居ルカハミ出シテハ居ナイカ
- 四、安全燈使用中左ノ事柄ヲ守ラネバナラヌ
 - (イ) 安全燈ヲ明ケテハナラヌ又安全燈ヲ開クノニ使フ道具ヲ持ツテ行ツテハナラヌ
 - (ロ) 安全燈ハタオレ、又ハコワレル様ナ所ニ置イテハナラヌ又成ルタケ天井ニ近付ケヌ様ニスル事
 - (ハ) 安全燈ハミダリニ振動シタリ傾斜サシテハナラヌ
 - (ニ) 安全燈ハ成ルベク炭粉ヤ水ノカカラヌ様ナ所ニ置ガヨイ
 - (ホ) 安全燈ハ火ヲ付ケタ儘坑内ニ置キ放シテハナラヌ
 - (ト) 安全燈ノ火燭ヲ、ミダリニ大キクシテハナラヌ又當ニ硝子ノ高サノ三分ノ二以下ニスル事
 - (ト) 安全燈ノ燭ガ自然ニ大キクナルノハ大抵瓦斯ノアルシルシデス此ノ際安全燈ヲ投ケ棄テタリ、吹消シタリシテハ危險デスカラ靜カニ安全燈ヲ下ゲナガラ燈芯ヲ引下ゲテ火ヲ消ス事
 - (チ) 安全燈使用中破損又ハ故障ヲ生ジタ時ハ直グ火ヲ消シテ火番所ニ行ツテ取替ヘ坑内係員ノ證明ヲ受タル事
 - (リ) 破損シタ安全燈ヲ其ノマ、使ツテハナラヌ
 - (ヌ) 安全燈使中ニ火ガ消ヘタリ汚レタ時ハ火番所カ安全燈室デ掃除シテ火ヲ付ケテ貰フコト
 - (ル) 各自借リタル安全燈ノ番號ヲヨク記憶シテ置イテ他人ノモノト取替ヘテハナラヌ
- 五、安全燈ヲ返ス時ニハ左ノ事柄ヲ心得テ置キナサイ

- (チ) 外被ハ内部ヲ刷毛ニテ掃除シ粉塵ヲ除去スル事
- (リ) 吸氣筒ノ環狀金網ヲ注意シテ掃除シ針金又ハ孔擴リ或ハ鏽脱落接合不完全又ハ變形等故障アルモノハ廢棄又ハ修繕室ニ送ル事
- (ヌ) 注油ノ際揮發油ハ充分油壺内ノ綿ニ浸ミ込マシタル後蓋ヲ充分締メ外部ヲ奇麗ニ拭ヒ去ル事
- (ル) 安全燈ハ常ニ清淨ニ掃除シ且ツ嚴密ニ其良否ヲ檢査スル事
- 二、掃除夫ハ安全燈組立ニ際シ左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 變形又ハ破損或ハ掃除不完全ノ金網ヲ使用セザル事又金網ヲ入れ忘レザル事
 - (ロ) 「ワツシヤ」ヲ入れ忘レザル事破損又ハ不完全ノモノヲ使用セザル事又締付ケノ際「ワツシヤ」ノハミ出サヌ様又下方ヨリ吸氣ヲ妨ゲザル様注意スル事
 - (ハ) 點火ハ調子ヨキヤ否ヤ點火器ト油壺トノ間ニ間隙アリテ燈ノ内外相通ズル事ナキヤヲ檢スル事
 - (ニ) 破損又ハ不完全或ハ掃除未済ノ硝子ヲ使用セザル事締付ケ後硝子ノ動カザルカ否カヲ檢スル事
 - (ホ) 吸氣筒ハ破損、變形、掃除不完全等ノモノヲ使用セザル事
 - (ト) 各部ノ締付ケ充分ニスルコト鍵ノ締リヲ確實ニスル事
- 修繕夫服務規定
 - 一、修繕夫ハ安全燈修繕ニ際シ左ノ事項ヲ注意スベシ
 - (イ) 完全ニ修繕スルヲ第一トシ古材料ハ成ベク利用スル事ニヨリ節約ヲ計ルベシ
 - (ロ) 修繕品ヲ受取リタル場合ハ遲滞ナク修繕ヲナシ修繕未了ノモノト完了ノモノト置場ヲ異ニシ整頓スベシ
 - (ハ) 修繕材料受入レノ際檢査ヲナシ完全ノモノヲ種類別ニ排列整頓シ置クベシ
 - (ニ) 古材料ハ利用ノ可否ニヨリ區別整頓シ成ルベク利用スル事ヲ計ルベシ
 - (ホ) 安全燈修繕完了ノ上ハ直チニ係員ノ檢査ヲ受ケ掃除ヲ引渡スベシ
 - 使用者心得
 - 一、安全燈ヲ使用スルモノハ左ノ事柄ヲ守リナサイ
 - 二、入坑ノ際ハ必ず入坑札ト油札トヲ持ツテ採込ミ時間内ニ安全燈受渡口ニ差シ

- (イ) 安全燈ハ必ず毎方仕事終リニ各自安全燈係員ニ返シナサイ
 - 但シ特ニ坑内係員ノ許シテ受ケタル者ハ特別デス
 - (ロ) 破損安全燈ヲ返ス場合ハ坑内係員ノ證明ノ有無並ニ破損ノ理由ヲ申シ出デナサイ
 - (ハ) 火番所デ替ヘタ安全燈ヲ返ストキハ其理由ト舊安全燈番號ト氏名トヲ安全燈係員ニ申出デナサイ
 - (ニ) 安全燈ヲ返シタラ入坑札ヲ受取リナサイ
 - (ホ) 安全燈ヲ坑内ニ置イテ來タリ自宅ニ持ツテ歸ツテハナラヌ
- 安全燈違約金規定
- 一、安全燈取扱規定ニ違反シ又ハ破損シタル場合ハ左ノ違約金ヲ徴收ス
 - 但シ不可抗力ノタメ破損シタ當該係員證明アルモノハ此ノ限ニアラズ
- | | | | |
|-----------------------------|----|-----|-----------------------|
| 一、壺 | 全部 | 破損 | 壹圓五拾錢 |
| 二、壺 | 一部 | 同 | 五拾錢 |
| 三、棒 | 全部 | 同 | 貳圓〇錢 |
| 四、支柱 | 一本 | 同 | 拾錢 |
| 五、棒 | 一部 | 同 | 五拾錢 |
| 六、硝子 | 受 | 同 | 四拾錢 |
| 七、外金網 | 同 | 同 | 參拾錢 |
| 八、内金網 | 同 | 同 | 貳拾錢 |
| 九、提環 | 同 | 同 | 拾錢 |
| 十、硝子 | 止 | 同 | 五錢 |
| 十一、芯 | 全部 | 破損 | 五圓〇錢 |
| 十二、全部 | 破損 | 又ハ失 | 貳圓以上 |
| 十三、坑内ニ遺棄シタルモノ | | | 五拾錢以上 |
| 十四、自宅ニ持チ歸リタルモノ | | | 五拾錢以上 |
| 十五、係員ノ許可ナク二方若クハ夫レ以上連續使用セルモノ | | | 五拾錢以上 |
| 十六、安全燈ヲ開放シタル場合 | | | 貳圓以上若シクハ情狀ニ依リ解雇スルコトアリ |